

土木工事施工管理の手引き

令和7年10月

福岡県 県土整備部

改定・改正 履歴（直近）

令和7年	10月	1日	一部改正
令和6年	10月	1日	一部改正
令和5年	10月	1日	一部改正
令和5年	1月	1日	一部改正
令和4年	10月	1日	全面改定
令和4年	4月	1日	一部改正

「土木工事施工管理の手引き」の適用日について

改定・改正日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う案件から適用する。

なお、改定・改正日以前の案件であっても、受発注者協議が整えば適用できるものとする。

用語の読み替えについて

工事書類の統一化様式等における下記の用語は、工事請負契約書と表現が異なるが、当面は対応表の通りに読み替えて運用するものとする。

対応表

工事書類の統一化様式等	工事請負契約書
受注者	請負者
監督職員	監督員

最新版の「手引き」及び「共通仕様書」は、

「福岡県 土木 手引き」

で検索



また、県土整備部発注工事に関する各種提出様式は、

「福岡県 土木 様式」

で検索



で参照できます。

福岡県のホームページ

（手引き） <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sekoukanri.html>

（様式） <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/koujiyousiki.html>

【目次】

第1編 総則

1 土木工事施工管理の手引きについて	I - 1
1 - 1 目的	I - 1
1 - 2 適用	I - 1
1 - 3 その他	I - 1
2 入札から完成までの経過	I - 2
3 提出書類について	I - 3
3 - 1 工事関係書類一覧表(参考)	I - 3
3 - 2 「工事打合せ簿」	I - 6
4 コリンズ (CORINS) への登録	I - 10
4 - 1 登録対象工事	I - 10
4 - 2 登録時期	I - 10
4 - 3 「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」について	I - 10
4 - 4 登録に関する留意事項	I - 10
5 情報共有システム・電子納品・電子検査	I - 11
6 台帳データ登録	I - 15
6 - 1 道路施設の台帳整備	I - 15
6 - 2 河川管理施設及び許可工作物の台帳調書作成	I - 17
7 建設業退職金共済制度	I - 18

第2編 施工体制

1 建設業	II - 1-1
1 - 1 建設業の許可	II - 1-1
1 - 2 建設業許可票などの掲示	II - 1-1
2 現場代理人及び技術者の適正配置	II - 1-1
2 - 1 適正な配置	II - 1-1
2 - 2 配置予定技術者	II - 1-2
2 - 3 現場代理人	II - 1-2
2 - 4 主任（監理）技術者又は特例管理技術者	II - 1-2
3 現場代理人及び技術者の確認資料	II - 7
3 - 1 直接的かつ恒常的な雇用関係の証明	II - 7
3 - 2 技術者の確認	II - 8
4 元請と下請	II - 10
4 - 1 元請の責務	II - 10
4 - 2 下請人の県内優先活用	II - 10
4 - 3 施工体制台帳	II - 10

5 建設業と技術者参考資料	Ⅱ－11
〔建設業法における建設業許可と技術者制度〕	Ⅱ－11
〔技術者専任フロー図・パターン表〕	Ⅱ－12
〔建設工事の例示及び建設業の許可並びに主任技術者の資格一覧表〕	Ⅱ－14
〔建設工事の例示及び建設業の許可並びに監理技術者又は特例管理 技術者の資格一覧表〕	Ⅱ－17
6 施工体制台帳の作成のポイント	Ⅱ－19
〔施工体制台帳記載例〕	Ⅱ－22
7 腕章について	Ⅱ－27
8 発注者による施工体制点検	Ⅱ－29

第3編 施工管理

1 施工計画書	Ⅲ－1
1－1 施工計画の目的	Ⅲ－1
1－2 施工計画書記載事項の内容	Ⅲ－2
1－3 施工計画書作成の留意点	Ⅲ－3
1－4 施工計画書の作成要領	Ⅲ－5
〔ICT活用工事について〕	Ⅲ－45
1－5 工事現場における標示施設等の設置基準	Ⅲ－53
1－6 工事現場に掲げる標識等について	Ⅲ－62
2 準備作業	Ⅲ－63
2－1 設計図書の照査と工事打ち合わせ	Ⅲ－63
2－2 着工前測量成果簿	Ⅲ－63
2－3 数量計算の実施	Ⅲ－70
3 段階確認	Ⅲ－72
3－1 目的	Ⅲ－72
3－2 実施上の留意点	Ⅲ－73
3－3 実施要領	Ⅲ－73
3－4 段階確認一覧表	Ⅲ－75
4 材料承認・材料確認	Ⅲ－78
4－1 目的	Ⅲ－78
4－2 材料承認実施要領	Ⅲ－78
4－3 材料確認実施要領	Ⅲ－79
4－4 材料承認・材料確認が必要な材料一覧表	Ⅲ－80
5 工程管理	Ⅲ－84
5－1 目的	Ⅲ－84
5－2 工程管理上の留意点	Ⅲ－84
5－3 作成要領	Ⅲ－85
6 安全管理	Ⅲ－88
6－1 目的	Ⅲ－88
6－2 安全管理上の留意点	Ⅲ－88
6－3 事故報告	Ⅲ－90
6－4 安全管理参考資料	Ⅲ－92

第4編 技術管理基準

1 土木工事技術管理基準	IV－1
2 出来形管理基準	IV－3
2－1 目的等	IV－3
2－2 出来形管理上の留意点	IV－5
2－3 管理図表作成要領	IV－7
2－4 出来形管理資料（作成例）	IV－8
2－5 出来形管理基準及び規格値	IV－17
〔目次〕	IV－17
〔本表〕	IV－37
3 品質管理基準	※P187欠頁 IV－184
3－1 目的等	IV－184
3－2 品質管理上の留意点	IV－185
3－3 品質管理資料（作成例）	IV－186
3－4 品質管理基準及び規格値	IV－203
〔目次〕	IV－203
〔本表〕	IV－204
3－5 レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）	IV－269
3－6 テストハンマーによる強度測定調査	IV－273
3－7 ロックボルトの引抜試験	IV－279
3－8 参考資料（国土交通省 九州地方整備局 指針・通達等）	IV－281
3－9 コンクリート構造物の品質確認が必要である対象構造物一覧表	IV－282
4 公的試験機関	IV－283
4－1 公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける項目について	IV－283
4－2 コンクリート圧縮強度の品質管理試験	IV－285
4－3 アスファルト舗装工事の品質管理試験	IV－287
4－4 公的試験機関による材料試験申請について	IV－288
5 写真管理基準	IV－290

第5編 検査及び工事成績評定

1 工事検査	V－1
1－1 目的	V－1
1－2 工事検査の種類	V－1
1－3 工事検査の実施方法について	V－2
土木工事検査基準	V－8
〔検査確認項目一覧表〕	V－9
2 工事成績評定	V－11

第6編 その他

1 環境対策	VI-1
1-1 建設副産物	VI-1
1-2 リサイクル対策	VI-3
2 施工の留意点	VI-4
2-1 薬液注入工事における施工管理	VI-4
2-2 セメント及びセメント系固化材の使用	VI-5
2-3 橋梁補修工事等における舗装版切断工の施工管理	VI-6
2-4 新技術・新工法	VI-7
2-5 ICT活用工事の試行	VI-8
2-6 工事実施段階における「三者協議会」の実施	VI-10
2-7 仮設の取り扱いについて	VI-11
2-8 働き方改革への取り組み	VI-13
2-9 転石体積の算出法	VI-20
3 各種提出様式	VI-25
4 「土木工事共通仕様書」（抜粋）監督員関連一覧	VI-26

第 1 編 総 則

1 土木工事施工管理の手引きについて

1-1 目 的

この「土木工事施工管理の手引き」（以下「手引き」という。）は、その施工に際し受注者が実施すべき基本的な内容について、手続き、施工や安全体制の確保、および工程・出来形・品質管理等について管理の適正化を推進するため、施工管理上の運用や基準及び規格値等を取りまとめたものである。

土木工事の施工について、契約図書に定められた工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを主目的とし、そのために必要な施工体制や施工管理、検査および各種対策や留意点等について記述しており、工事受注者等関係者が効率的に活用できるよう編集したものである。

1-2 適 用

この「手引き」は、福岡県県土整備部が発注する土木工事に適用する。

また、第4編の各種管理基準及び規格値については、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

その他工事の種類、規模、施工条件等により、この「手引き」によりがたい場合、または各種管理基準及び規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

「手引き」の記載内容は、法令等の改正に伴い、事前の予告なしに変更されることがあり、変更内容は、福岡県ホームページにて閲覧・ダウンロードできる。

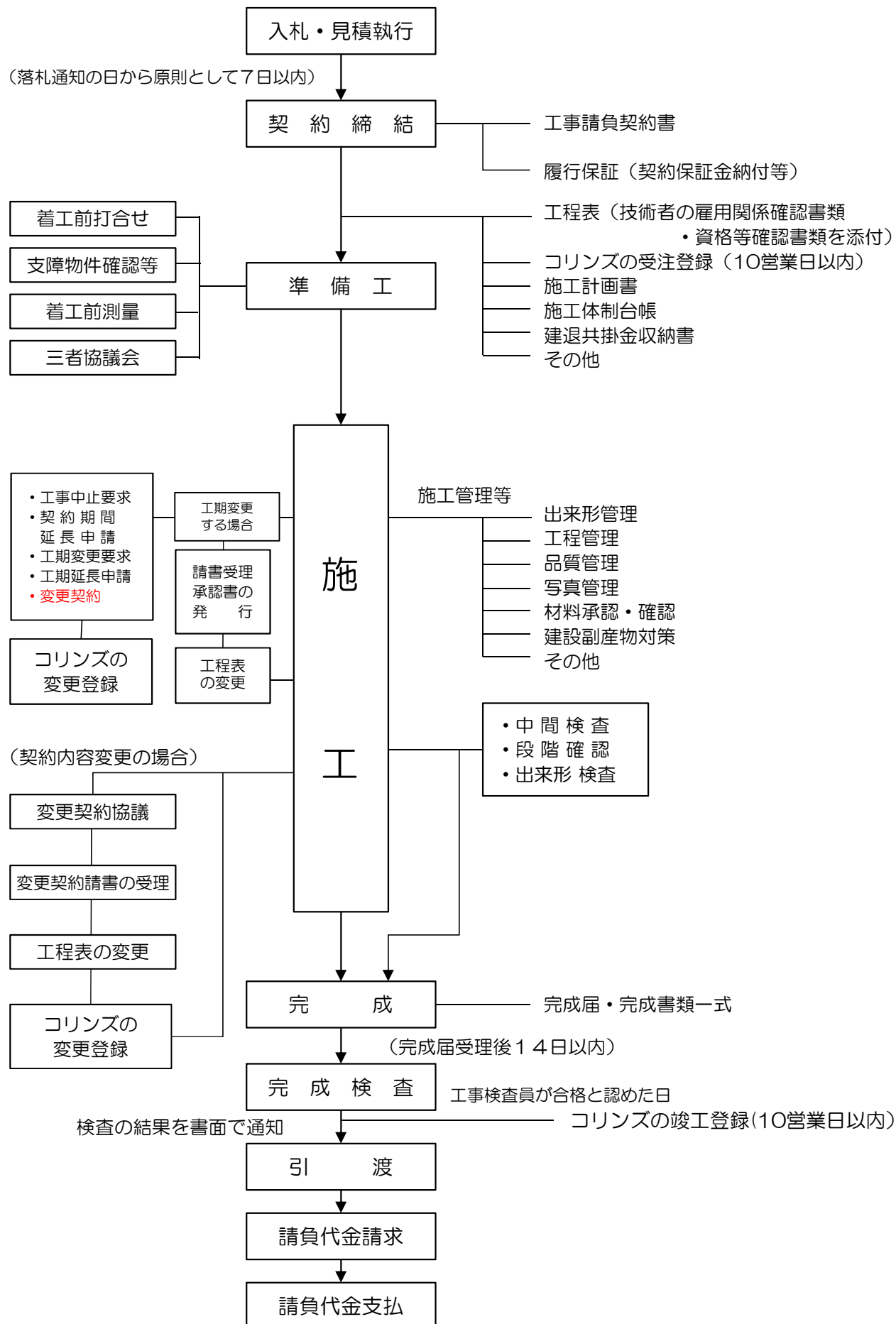
なお、「手引き」と「土木工事共通仕様書、区画線設置工事共通仕様書、植栽工事共通仕様書」、規程及び図書等（「手引き」より適用年月日が古いもの）で記載内容が異なる場合は、原則として「手引き」を優先する。各工事における適用について不明な点は監督員に確認すること。

1-3 その他

工事の施工にあたっては、この「手引き」の他、下表の規定および図書により行うものとするが、特記仕様書又は工事打合せ簿等により監督員の指示がある場合には、これによるものとする。

規 定 及 び 図 書 名	備 考
工 事 請 負 契 約 書	
土 木 工 事 共 通 仕 様 書	福岡県 県土整備部版
土木工事技術管理基準	本書「手引き」 第4編1章参照
示 方 書 及 び 指 針 等	コンクリート標準示方書、道路土工指針、舗装設計施工指針、道路橋示方書等

2 入札から完成までの経過



3 提出書類について

3-1 工事関係書類一覧表(参考) ※県HPの最新版を参照すること「福岡県 土木 様式」で検索

提出時期	書類名	統一化様式等	摘要	提出先 監 契
契約時	配置予定技術者届	県様式	入札前: 予定価格 400万円 を超える工事 予定される複数者の提出も認める	○
	工期通知書	県様式	一般競争入札の場合には入札参加者は資格確認資料提出日に、指名競争入札または随意契約の場合は契約締結までに、発注者に通知する	○
	専任を要する主任技術者(現場代理人)の兼務申請書	県様式	専任を要する配置予定技術者(もしくは現場代理人)が、既契約工事の専任を要する主任技術者(もしくは現場代理人)と兼務申請する場合、 <u>契約前</u> に提出	○
	情報通信機器利用による非専任技術者等の配置申請書	県様式	情報通信機器利用による非専任技術者等の配置申請する場合、 <u>契約前</u> に提出	○
	監理技術者(専任特例2号)の配置申請書	県様式	監理技術者(専任特例2号)の配置申請する場合、 <u>契約前</u> に提出	○
	建設リサイクル法に伴う書類	県様式	建設リサイクル法の対象工事の場合、提出	○
契約後 7日以内	工程表	様式-3(1)	「現場代理人等通知書」「経歴書」を添付して提出(契約日の翌日から7日以内)	○
	現場代理人等通知書	様式-1	雇用関係が確認できる書類、資格証の写し等添付	○
	経歴書	様式-1(2)	「現場代理人等通知書」に添付	○
	請負代金内訳書	様式-2	全ての工事で提出(契約担当者へ)	○
契約後 10日以内	コリンズ「登録内容確認書」(受注登録)	JACIC 所定様式	請負金額500万円以上の工事(土・日曜日、祝日等を除き契約日から10日以内)	○
契約後 1ヶ月以内	建設業退職金共済制度の掛金収納書	様式第033号	契約後1ヶ月以内(電子申請は40日)に提出(契約担当者へ)	○
着工前 又は 行為前	事前協議チェックシート【工事】	県様式	電子納品、情報共有、電子検査についての協議 すべての工事で必ず提出	○
	施工計画書、施工計画書(簡易版)	任意様式	請負金額5,000万円未満は施工計画書(簡易版) ◇の書類を添付して提出	○
	◇出来形・品質管理計画表	任意様式	手引きの管理基準に無いものは監督員と協議	○
	◇段階確認計画	任意様式	段階確認書の施工予定表に一覧で記載したもので良い	○
	◇安全・訓練等の活動計画書	県様式	1月当たり半日以上行う 委託工事及び工期が60日未満の工事は除く	○
	◇建設発生土処分地計画書	県様式	発生土量・運搬距離・処分地・処分先の確認(3,000㎡を超える場合、残土処分場の県知事許可が必要)	○
	◇建設廃棄物処理計画書	県様式	産業廃棄物処理業許可証の写しを添付	○
	◇建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画) ※監督員はリサイクル通知書を用地課長へ	コプリス 所定様式	建設リサイクル法及び資源有効利用促進法に係る工事の場合、「COBRISシステム」にて証明書を出力し「再生資源利用(促進)計画書」と併せて工事着手前に速やかに提出 ※担当監督員は建設リサイクル法第11条の通知書を作成し、証明書・計画書もしくは法第12条に基づく「説明書」および「分別解体等の計画等(別表3)」を添付して工事着手までに所内決裁後、用地課長へコピーを2部提出	○
	◇再生資源利用計画書	コプリス 所定様式	搬入(土砂500m ³ 、砕石500t、アスファルト200t以上) または特定建設資材を使用する500万円以上の工事	○
	◇再生資源利用促進計画書	コプリス 所定様式	搬出(500m ³ 以上の土砂、アスファルト・コンクリート塊200t以上) または特定建設資材を解体する500万円以上の工事	○
	◇確認結果票	県様式	搬出(500m ³ 以上の土砂)再生資源利用促進計画書の添付資料として提出	○
	段階確認書	様式-11	監督員と日程調整が可能なタイミングで、確認日毎に作成する	○
	交通安全管理計画書	任意様式	警察協議(工事が現道にかかる場合)が必要な場合、提出	○
	着工前測量成果簿	任意様式	仮KBの設置、中心線・縦横断・用地境界等の測量結果	○
	施工体系図 (福岡県発注工事用様式)	県様式	下請、再下請契約を締結した場合、公衆揭示も必要 (各契約締結後、遅滞なく、変更時も)	
	施工体制台帳 (福岡県発注工事用様式)	県様式	下請、再下請契約を締結した場合、施工体系図と共に提出 (下請契約締結後、遅滞なく、変更時も)	
	再下請通知書 (福岡県発注工事用様式)	県様式	再下請契約を締結した場合 (再下請契約締結後、遅滞なく、変更時も)	○
	(参考様式)作業員名簿	任意様式	施工体制台帳の記載事項(建設業法施行規則第14条の2) (受注者の作業員が従事する場合、受注者分も必要)	
	選定理由書(県外下請業者)	県様式	県外業者と下請契約を締結する場合必須 (下請契約締結後、遅滞なく)	
	公共事業施行通知書(写)	県様式	失業者吸収の指示がある場合(契約担当者へ)	○
	材料承認願	県様式	「工事打合せ簿」により提出 変更や有効期限切れがある場合も提出	○
	県産資材不使用理由書	県様式	県外品使用の場合は「材料承認願」に添付	○
	改良土不使用理由書	県様式	不使用の場合は「材料承認願」に添付	○
	認定リサイクル製品不使用理由書	県様式	不使用の場合は「材料承認願」に添付	○
	福岡県産緑化木調達不可能理由書	県様式	調達不可能の場合は「材料承認願」に添付	○

3 提出書類について

3-1 工事関係書類一覧表(参考) ※県HPの最新版を参照すること「福岡県 土木 様式」で検索

提出時期	書類名	統一化様式等	摘要	提出先	監 契
着工前 又は 行為前	岩石採取計画認可証(写)		道路用路盤材料等(*1 参照)の新材を使用する場合、材料承認願に添付	○	
	材料確認書	様式-10	材料確認が必要な場合	○	
	指名停止業者との資材、原材料購入契約等承認申請書	県様式	指名停止期間中の建設業者の資材・原材料を使用しなければ県発注工事に影響を及ぼすおそれがある等やむを得ない特別の事由がある場合、「材料承認願」に添付	○	
	ICT活用工事関連書類	県様式	土工または路盤を含む工事で受注者が希望する場合、工事打合せ簿にICT活用工事計画書及びICT活用施工範囲図を添付の上提出	○	
	週休2日工事関連書類	県様式	実施、未実施の意向を工事打合せ簿で提出 実施の場合、休日取得計画・実績表を毎月提出	○	
	週休2日未達成理由書	県様式	通期の4週8休を達成できなかった場合、提出	○	
	簡易な施工計画不履行協議書		受注者が履行不可能と判断するものについて、随時協議が必要	○	
	VE提案書	様式-6(1)～(4)	契約締結後にVE提案を行う場合に提出	○	
	「三者協議会」開催依頼書	県様式	請負業者が工事施工中、三者協議会が必要と判断した場合、提出	○	
	三者協議会に対する質問書	県様式	三者協議会に対する質問がある場合、提出	○	
	地下埋設物確認書	任意様式	工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合、提出	○	
	架空線等上空施設調査書	任意様式	架空線等上空施設調査書は支障物件の有無に関わらず提出	○	
施工中	安全・訓練等の活動報告		「工事打合せ簿」の内容に活動報告を記載しチェックリストを添付して提出 実施状況写真等の添付は不要(写真管理は必要)	○	
	工事安全対策自己点検チェックリスト	県様式	毎月1回、チェックリストによる安全点検実施結果(現場稼働日に実施)を安全・訓練等の活動報告に添付して提出 ※発注者側においても毎月1回点検を実施する	○	
	工事履行報告書	様式-14	請負金額5千万円以上及び監督員の指示した工事	○	
	工期延期届	様式-23	受注者の請求による工期の延長	○	
	支給品受領書	様式-24	支給品を受領した場合に提出	○	
	事故速報	様式-13	事故が発生した場合に直ちに連絡し、速やかに概要を書面で報告	○	
	現場代理人等変更通知書	様式-1(3)	現場代理人等の変更がある場合に提出	○	
	建設資材調達不能証明書	県様式	建設資材の逼迫が懸念される地域において、工事実施段階で当初の調達条件によりがたい場合に提出	○	
	コリンズ「登録内容確認書」(変更登録)	JACIC 所定様式	請負金額500万円以上の工事	○	
	変更工程表	様式-3(2)	工期、工程に変更がある場合に提出	○	
	ひび割れ調査票(1)～(5)	県様式	高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただしプレキャスト製品は除く)、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(ただし、PC橋は除く)、高さが3m以上の堰・水門・樋門、その他これらに類するもの	○	
	伝票を用いた伝票管理	任意様式	集計表を作成し提出すること。監督員が伝票等の原本と照合し受付簿押印等を行う。伝票等は提示とし、写しは不要。	○	
	産業廃棄物集計表	任意様式	完成前までに集計表を作成し提出すること。監督員がA票・E票の原本と照合し確認する。マニフェストは提示とし、写しは不要。	○	
	支給品清算書(支給材料清算書)	様式-25	支給品がある場合に提出	○	
	現場発生品調書	様式-28	現場発生品がある場合に提出	○	
出来形 中間 検査時	請負工事既済部分検査請求書	様式-19	受注者からの要求	○	
	認定請求書	様式-15	中間前金払に係る認定を請求する場合		○
	指定部分完成通知書	様式-16	指定部分が完成した場合	○	
	指定部分引渡書	様式-17	指定部分を引渡す場合	○	

3 提出書類について

3-1 工事関係書類一覧表(参考) ※県HPの最新版を参照すること「福岡県 土木 様式」で検索

提出時期	書類名	統一化様式等	摘要	提出先 監 契
完成時	完成通知書	様式-29	工事が完成した時点	○
	引渡書	様式-30	完成検査終了後に提出	○
	工事完成図・工事写真・工程管理表	任意様式	出来形展開図、横断図、構造図等 電子納品の場合、写真はCDで提出(着工前写真及び竣工写真は紙で提出)	○
	出来形管理・品質管理書類	任意様式	出来形管理総括表、出来形管理展開図、出来高数量総括表、出来形数量計算表、品質管理総括表、材料品質証明資料等を提出	○
	出来形管理図表・品質管理図表	様式-31、32	出来形管理・品質管理がある場合	○
	各種試験成績表(公的試験機関)	各機関様式	各種試験成績がある場合	○
	公共事業失業者吸収証明	県様式	対象工事の場合(注:工期内に取得すること)	○
	材料出荷証明書	任意様式	土・石材等(*1 参照)の新材・再生材を使用する場合	○
	建設発生土処分地確認書	県様式	発生土量・運搬距離・処分地・処分先の確認(3,000㎡を超える場合 残土処分場の県知事許可が必要)(COBRIS対象工事は、受領書を添付)	○
	受領書	県様式	COBRIS対象工事は、受領書を提出	○
	建設副産物情報交換システム工事登録証明書(実施)	コブリス所定様式	建設リサイクル法及び資源有効利用促進法に係る工事の場合、システムにて証明書を出力し「再生資源利用(促進)実施書」と併せて提出	○
	再生資源利用実施書	コブリス所定様式	搬入(土砂500㎡、砕石500t、アスファルト200t以上) 完成時に実績数量を記入する	○
	再生資源利用促進実施書	コブリス所定様式	搬出(500㎡以上の土砂、アスファルト・コンクリート塊200t以上) 完成時に実績数量を記入する	○
	再資源化等報告	県様式	「再生資源利用促進実施書」提出の場合に添付	○
	技術提案履行報告書	任意様式	総合評価の場合	○
	創意工夫・社会性等に関する実施状況	様式-34	創意工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出	○
	福岡県産緑化木出荷証明書		県産緑化木を調達した場合、提出	○
	建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表	様式第031号	建設業退職金共済制度の履行確認、工事完成時に監督員に提示	○
	施設台帳(照明、標識、橋梁、舗装、堰、水門等)	各様式	道路施設台帳整備・河川現況台帳調書の作成・更新に係る場合	○
	コリンズ「登録内容確認書」(竣工登録)		請負金額500万円以上の工事(工事検査員が合格と認めた日から10日以内)	○
完成時	労働者確保に係る実績報告書		朝倉県土発注において、H29・30年災害に伴う工事のうち、地域外からの労働者確保が必要になる場合、提出(事前協議必要)	○
	被災者雇用実績一覧表		平成29年7月九州北部豪雨又は平成30年7月豪雨による被災者を、対象工事の現場作業員として、10日以上雇用した場合、提出	○
その他	工事打合せ簿	様式-9	監督員への書類提出は、原則として工事打合せ簿によること 監督員は決裁区分に応じて、適宜決裁欄を追加すること	○
	請求書	様式-5(1)	契約担当者へ	○
	請求内訳書(部分払)	様式-5(2)	部分払を請求する場合に提出(契約担当者へ)	○
	請求内訳書(指定部分払)	様式-5(4)	指定部分払を請求する場合に提出(契約担当者へ)	○
	補修完了届	様式-21	修補がある場合に提出	○
	工事の部分使用について	様式-22	引渡し前の工事目的物において、発注者から部分使用の協議があり、承諾する場合に提出	○
	排出ガス対策型建設機械不使用理由書	県様式	対策型機械を使用できない場合や、対策型機械の使用実績が確認できない場合、提出	○

提出先の「監」とは担当監督員、「契」とは契約担当

(*1) 土・石材等(砕石・粒調砕石・クラッシャーラン・切込砕石・割栗石・砕石チップ・山ざり・真砂土・護岸・捨石用石材等)

(*2)「共仕」とは「土木工事共通仕様書」、「手引き」とは「土木工事施工管理の手引き」であり、電子データ検索等して参照すること。

(*) 契約後〇日とは、契約日の翌日を1日目とし、土日祝日を含む。(コリンズの登録は土日祝日を除く。)ただし年末年始等長期閉庁日に掛かる場合は別途特記仕様書等で定めるところによる。

3-2 「工事打合せ簿」

1-1 目的

土木工事共通仕様書、区画線設置工事共通仕様書、植栽工事共通仕様書に、指示等各事項の処理内容が規定されている。また、工事請負契約書及び特記仕様書にも同様に規定されている。そこで、本章は各事項の定義、書類作成上の具体的な留意点、作成要領、作成例等を取りまとめたものである。

「工事打合せ簿」における発議事項及びその処理

	発議事項	処 理
受注者⇒発注者	協 議	承諾／指示
	提 出	受 理
	報 告	受 理
	通 知	受 理
	承 諾(願)	承 諾
発注者⇒受注者	指 示※	承 諾
	通 知	受 理
	協 議	承 諾
	提 出	受 理

※ 軽微な変更のうち、数量の部分的な変更または主要な工事目的物にほとんど影響がない変更に限る

1-2 各事項の定義及び取扱上の留意点

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」、「通知」、また、「提示」、「連絡」、「納品」、「書面」、「図面」、「情報共有システム」等について定義されている。以下に各事項の定義及び留意点を示す。

1.2.1 指 示

「指示とは、契約図書の定めに基づき監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。」

即ち、工期の変更、工事内容の変更等について変更指示書により受注者に通知される。受注者は指示内容（施工位置、数量、形状寸法、品質、その他指示事項等）を確認のうえ、変更指示書に承諾印を押して監督員に回答する。

口頭による指示があった場合の処理については、土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-6 監督員 2. 監督員の権限の行使に「監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。」と規定されている。

1.2.2 承 諾

「承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。」

工事打合せ簿により監督員に申し出なければならない。

承諾事項は品質管理に関する項目が多く、承諾を受ける内容を明確に記入すると共に、必要な関係資料を添付する。

1.2.3 協 議

「協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。」

実務上は受注者から**工事打合せ簿**により監督員に協議される場合が多い。

協議件数の大半は、設計図書と工事現場の状態の不一致等による協議である。この場合、工事数量及び構造変更等設計変更に関わる事が多いので、十分なる現地調査、構造の検討を行い、協議内容（理由、対策検討の内容、数量、形状寸法、施工方法等）を**工事打合せ簿**に明確に記述して協議を行わなければならない。

1.2.4 提 出

「提出とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。」

提出事項は、施工計画書等書類、材料の見本または資料の提出等、施工前の処置事項が多く、提出が遅延すると工程に影響をきたすので留意する。

1.2.5 報 告

「報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について、書面により知らせることをいう。」

報告内容は主として事故、苦情、施工中の異常発見等であり、**工事打合せ簿**により監督員に報告される。この場合遅滞なく、かつ的確に報告しなければならない。

1.2.6 通 知

「通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。」

1.2.7 提 示

「提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。」と定義されている。

1.2.8 連 絡

「連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。」

1.2.9 納 品

「納品とは、受注者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。」

1.2.10 書 面

「書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。」

1.2.11 図 面

「図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。」

1.2.12 情報共有システム

「情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に

出力して提出しないものとする。」

1-3 作成要領

- (1) 監督員宛で、発注者の回覧欄の無い様式については、原則として**工事打合せ簿**を鑑に工事関係書類を提出する。
- (2) **工事打合せ簿**には必ず発議事項、発議日、表題を記入し、冒頭の表題（タイトル）は短文でかつ、本文内容を表現できる文面が好ましい。
- (3) 本文については、受信者または第三者が判断を誤らず容易に理解できるよう、正確に、簡潔に、要領よくまとめなければならない。
文面の内容としては、
 - 位 置 等（場所名、測点番号、構造物番号等）
 - 工 種 等（工種名、材料名、管理資料名等）
 - 現 状 等（現地状況、施工状況等）
 - 問 題 点（契約書、特記仕様書、共通仕様書等から発議を必要とする内容）
 - 対策または処置内容
 - 対策または処置立案の理由
 - 発議を必要とした仕様書等の規定条項の全部または一部の組合せによって構成する。
- (4) 本文で表現できない場合は別紙または別図によって詳細に記述する。
- (5) カタログまたは試験成績表を添付する場合は、該当部分を赤線で囲む等明示すると共に、その内容の照査を十分行う。

1-4 様式及び作成例

様式については、福岡県ホームページに県土整備部発注工事に関する各種様式を掲載している。国や九州各県、政令市と連携した「工事関係書類の統一化様式」を反映した、同一の基本情報で一括入力できる様式データファイルや**工事打合せ簿**作成ツール等を掲載している。

工事打合せ簿作成ツールには、工事関係書類提出の**内容**テンプレートがあるので、活用すること（情報共有システムにおいても参考にすると良い）。

「福岡県 土木 様式」で検索

で参照できます。



福岡県のホームページ

（様 式） <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/koujiyousiki.html>

工 事 打 合 せ 簿

発議者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	令和4年10月1日	
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☒ 提出 発議者、その発議年月日、発議事項、工事名を必ず記入			
工事名	504-12345-001 県道福岡博多線道路改良工事（第2工区）			
(内容) 施工計画書（簡易版） ←表題を必ず記入 このことについて別添の通り提出いたします。 施工管理計画 ☐ 品質管理計画表 ☐ 出来形管理計画表 ☐ 段階確認計画表 安全管理 ☐ 安全・訓練等の活動計画書 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 ☐ 建設廃棄物処理計画書 ☐ 建設発生土処分地計画書 ☐ 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書 なお、材料承認願い及び交通安全管理計画書は別途提出いたします。				
添付図 葉、その他添付図書				
処理 ・ 回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他		
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他		
		担当監督員	道路課維持係 福岡太郎	年月日： 年 月 日

総括 監督員	主任 監督員	担当 監督員

現場 代理人	主任(監理) 技術者

※ 発議・回答は年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)した紙によること。
 ◎ 紙提出によらないためには、情報共有システムを用いること。

4 コリンズ（CORINS）への登録

コリンズ・テクリスとは

コリンズ・テクリスとは、企業が受注した公共工事または業務の実績を収集し、公共発注機関および受注企業が共に活用できるようにした工事・業務実績情報データベースのことをいいます。

一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）は、コリンズ・テクリスに登録された工事・業務実績情報を管理、企業情報、技術者情報と共に公共発注機関に提供しています。工事・業務実績情報は、受注企業および従事した技術者の実績として認められ、公共発注機関は、工事・業務実績の内容確認および技術者の配置状況の確認などに利用しています。

4-1 登録対象工事

受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事

4-2 登録時期

受注時： 契約後、土・日曜日、祝日等を除き10日以内

変更時： 変更後~~があった日から~~土・日曜日、祝日等を除き10日以内

完成時： 工事完成後^{*}土・日曜日、祝日等を除き10日以内

※ 工事検査員が合格と認めた日

訂正時： 適宜

○変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できる。

4-3 「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」について

「登録のための確認のお願い」は、原則として、システムからのメールに添付して提出すること。その場合、監督員が確認後、登録を認めることをメールにて受注者に送信する場合は、メール本文に「工事実績データについて登録して良い」こと、「工事名」、「確認年月日」を記載~~したメールを受注者に送信する~~（システムからのメールを転送で記載等行う）ものとし、「登録のための確認のお願い」に確認年月日の記入及び署名は行わない。

なお、受注者は、訂正登録および削除処理に必要なため、発注機関の確認結果として、システムまたは監督員からのメールと確認を受けた「登録のための確認のお願い」を保管すること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時にシステムから監督員にメール送信される場合、発注者への提示や提出は不要である。

4-4 登録に関する留意事項

登録に関する留意事項は、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のホームページ上の「手順書」や「マニュアル」、「よくある質問」の確認や受注企業向けヘルプデスク（TEL03-3505-0463, FAX03-3505-2665）を利用すると良い。

「コリンズ」で検索（<https://cthp.jacic.or.jp/>）

5 情報共有システム・電子納品・電子検査

はじめに

福岡県県土整備部が発注する全ての工事は、工事着手前に「事前協議チェックシート【工事】」により、情報共有システムの利用及び電子納品、電子検査の実施について、事前協議を行うこと。各概要及び電子検査の運用については以下の通りである。

1-1 情報共有システム

国や地方公共団体では、建設事業における受発注者の生産性向上、工事目的物の品質確保の推進の一貫として、情報通信技術（ICT）を導入する方針を打ち出しています。そこで、「受発注者のコミュニケーション円滑化」、「工事書類の処理の迅速化」、「監督検査業務の効率化」等を目的として、受発注者の間で情報共有システムの活用を積極的に図っています。

情報共有システムは、その活用により期待される受発注者の業務の効率化として、「工事帳票の処理の迅速化」、「工事帳票の整理作業の軽減」、「検査準備作業の軽減」、「情報共有の迅速化」、及び「日程調整の効率化」があり、これにより受発注者間のコミュニケーションが円滑化することはもちろん、建設生産システムの生産性向上を図ることができます。さらに、関係機関・地元協議資料、安全管理資料などを隣接工事及び後工程の業務や工事の関係者を含めて共有することにより、事業全体を円滑化することができます。

現在、福岡県県土整備部が発注する全ての工事を対象に、「情報共有システム（ASP方式）」を利用しています。情報共有システムの詳細や利用については、県ホームページから参照してください。

「情報共有システム（ASP方式）について」

「福岡県 土木 ASP」で検索

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jyouhoukyouyuu-as.html>

1-2 電子納品

特記仕様書に電子納品の対象工事と定められている場合は、「福岡県県土整備部 電子納品運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき電子納品を行う必要があります。電子納品の対象及び詳細については以下の通りです。

設計金額が 2,000 万円以上…実施（写真の電子納品が必須）

設計金額が 2,000 万円未満…試行（原則電子納品ですが、対応が困難な場合は従来どおり紙による納品も認めます）

電子納品の詳細や実施方法については、県ホームページから参照してください。

「福岡県県土整備部電子納品について」

「福岡県 土木 電子納品」で検索

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/denshinouhin.html>

1-3 電子検査

検査（完成検査、中間検査）においては、情報共有システムで処理した工事帳票や電子納品とした工事写真は紙に出力せずに、電子データを利用した検査（電子検査）を原則とします。

1. 契約～完成

福岡県県土整備部の電子納品対象案件は、写真の電子納品を必須としています。受注者の負担低減及び省資源化、省スペース化を図るため、工事写真について、**紙と電子の2重納品は原則禁止**しています。ただし、着工前写真及び竣工写真は、アルバム形式に整理し印刷したものも提出することとなっています。**着工前・完成のアングルの整合が良く、工事概要の確認が出来るような写真の撮影が大切**です。

また、デジタル写真管理情報基準に基づき代表写真（当該工事の概要が把握できる、または重要な写真であるもの）にチェックを入れたデータが作成されていれば、デジタル写真確認の円滑化が図られます。

なお、写真データの撮影日時等の Exif 情報を含む一切の編集は、改ざん防止の観点から認められていませんので、注意してください。

※ 工事写真撮影の留意事項

その1：デジタルカメラの解像度設定は適切か

電子納品の電子媒体である、DVD-R 1 枚の容量は約 4.7GB≒4812MB です。デジタル写真の有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標（100～300 万画素程度＝1,200×900 程度～2,000×1,500 程度）として設定することとなり、1 枚の DVD-R に保存可能な写真の枚数は以下の通りとなります。

123万画素で約0.7MB≒約6,800枚 300万画素で約1.7MB≒約2,800枚

よって、一部の工事を除き**電子媒体が複数枚になることはありません**。工事写真の画素数を撮影後に変更することは、写真の加工となり認められませんので、注意してください。デジタルカメラの解像度設定で不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、操作性も低くなるので、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な有効画素数を設定してください。

その2：古すぎるデジタルカメラ等を使っていないか

内臓バッテリーが劣化し、日付設定を保持出来ないカメラを使用しないでください。また、画素数の設定が適切でもレンズの傷などにより鮮明な写真が撮影できないカメラも使用しないでください。

2. 中間検査を行う工事

中間検査時の情報共有システム上の書類は、発注者が検査用にネットワークに接続可能なパソコンを準備した場合、オンラインで確認するので、電子媒体の作成や印刷は必要ありません。

中間検査時の工事写真については、中間検査用に電子媒体を1枚提出（ラベル印刷等も不要）してください。

なお、完成時の工事写真は、必ず中間検査で既済分も含めて電子媒体を作成してください。発注者は、工事写真を閲覧する際に、フォトビューアにより、撮影年月日でフィルターをかけて閲覧するため、中間検査分を完成検査分と別媒体にしたり、別フォルダに分類したりする必要はありません。

2. 電子成果品の納品

工事写真は、**デジタル写真管理情報基準で定める仕様で作成された工事写真の電子データを工事写真管理ソフト等からツリー構造で表示出来るか確認**してください。発注者が工事写真の閲覧に使用する「E X-フォトビューア」(無料ダウンロード可能)により、受注者が意図したとおりに工事写真が閲覧可能であるか確認するとよいでしょう。

なお、自動起動する写真ビューア等の添付は、発注者の写真データ取込や閲覧の支障、また、誤ったデータ形式で納品されている場合があるため、絶対に行わないでください。

工事帳票は、**情報共有システムから出力した工事帳票の電子データを、Windows に標準搭載されているフォルダ表示機能を利用して【書類管理機能】のフォルダ構成をツリー構造で表示して検査を行うことが出来るように保存**してください。

納品前には、提出する電子媒体が問題なく読み込みが出来るか必ず確認してください。



発注者の写真閲覧画面（例）



Windows に標準搭載されているフォルダ表示機能（エクスプローラ）画面（例）

3. 電子検査の手順

電子検査に必要なパソコンは、原則として発注者が用意します。ただし、年度末等、発注者がパソコンを準備することができない場合は、受注者に準備を依頼することがあります。データの読み込みが遅いと円滑な検査が出来ないため、**電子成果品データは必ず電子媒体からハードディスクにコピー**しておいてください。

主任（監理）技術者は、契約上の成果品である電子データの内容についても把握している必要があります。対面検査の際に受注者がパソコンを持ち込むことはかまいません。また、受注者で機器や情報共有システムの操作に慣れた操作者の同席も認めています。

今後の取り組み

情報共有システム・電子納品・電子検査の運用は、受発注者の業務が継続的に効率化できるよう随時見直しを図ります。また、独自に工夫して運用している事務所もありますので、監督員と協議の上、実施をお願いします。

6 台帳データ登録

6-1 道路施設の台帳整備

特記仕様書に台帳整備の対象工事と定められている場合は、「福岡県道路施設維持管理基本計画 台帳整備要領（案） 福岡県県土整備部道路維持課」（以下、「要領（案）」という。）に基づき、県が管理する下記の対象施設の関係データを登録する必要があるため、当該特記仕様書の定めに従い適切に対応すること。

対象施設（「要領（案）」より抜粋）

台帳整備を行う対象施設は以下のとおりとする。

- 1) 橋梁
- 2) トンネル
- 3) 舗装
- 4) 横断歩道橋
- 5) シェッド
- 6) 大型カルバート
- 7) 門型標識

※橋梁は、橋長 2 m 以上及び土被り 1 m 未満のものとする（溝橋（カルバート）を含む）
大型カルバートは、内空 2 車線以上の程度の規模とする。

舗装は、距離標間で延長が 50 m 以上のものとする。（詳細は点検要領【舗装編】参照）
幅員については、車道幅員の半分以上か半分以上で区別する。以下に例を示す。

例) 車道幅員 3.0 m × 2 車線（上下線）＝ 6.0 m の場合

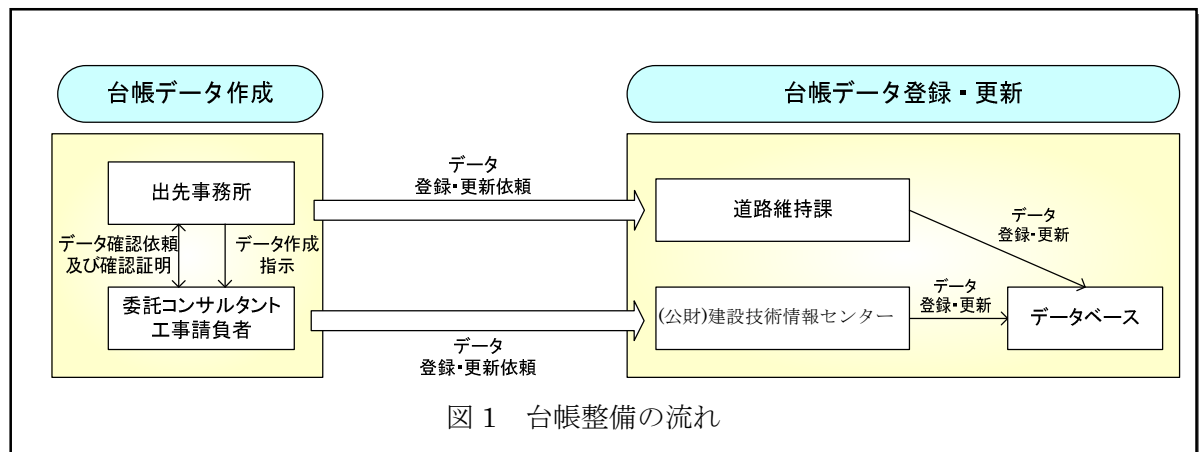
6.0 m 施工 → 2 車線（上下線）にて登録

3.0 m 施工 → 1 車線（上りもしくは下り線）にて登録

施工が車道（片側）幅員半分以上や路肩のみの場合は登録不要

3 台帳整備の流れ

台帳は、対象施設を点検・修繕、新設した場合に随時作成するものであり、委託コンサルタント、工事請負者が作成する台帳データは、（公財）建設技術情報センターが一元的にデータベースに登録・更新することとし、出先事務所が作成する台帳データは、道路維持課がデータベースに登録・更新するものとする。



なお、「要領（案）」及び「台帳データ登録申請書」については、福岡県庁ホームページにて閲覧・入手が可能（下記参照）であるため、必要に応じ参照すること。

※「福岡県庁」で検索後、「福岡県庁ホームページ トップページ」からアクセス

[トップページ](#) > [環境・まちづくり・県土づくり](#) > [交通基盤](#) > [道路](#) > [道路施設台帳整備に関すること](#)

道路施設台帳整備に関すること

更新日:2022年5月16日更新

印刷



台帳の作成について

台帳を作成する場合は、下記を参照ねがいます。

[台帳整備要領\(案\)平成23年12月 \[PDFファイル/3.27MB\]](#)

台帳アプリ操作手順について

台帳アプリ操作手順については、下記を参照ねがいます。

[台帳アプリ操作説明書 \[PDFファイル/6.75MB\]](#)

台帳の登録について

台帳登録を行う場合は、「台帳データ登録申請書」を下記からダウンロードし、申請してください。

（※新しいウィンドウで開きます）

[\(公益財団法人\)福岡県建設技術センター「道路施設データベース申請」](#)

6-2 河川管理施設及び許可工作物の台帳調書作成

特記仕様書に台帳調書作成の対象工事と定められている場合は、別途貸与する「福岡県水利台帳及び河川現況台帳 台帳整備要領（案）平成20年3月 福岡県土木部河川課」（以下、「要領（案）」という。）に基づき、対象施設の各種台帳調書を作成する必要があるため、当該特記仕様書の定めに従い適切に対応すること。

【参考】台帳調書を作成する対象施設（「要領（案）」より抜粋）

- ① 固定堰・床固め
- ② 可動堰
- ③ 魚道
- ④ 水門・樋門・樋管（φ1,000mm以上）
- ⑤ 排水機場
- ⑥ 橋梁

なお、台帳調書の様式及び記入要領については、福岡県庁ホームページにて閲覧・入手が可能（下記参照）であるため、必要に応じ参照すること。

※「福岡県庁」で検索後、「福岡県庁ホームページ トップページ」からアクセス

トップページ > 環境・まちづくり・県土づくり > 河川・ダム > 河川の維持・管理
> 河川現況台帳調書の様式及び記入要領について

河川現況台帳調書の様式及び記入要領について

更新日:2023年7月20日更新



河川現況台帳調書の様式及び記入要領について

福岡県では、河川管理者が法的に把握しておくべき情報と、施設を合理的に維持管理していく上で必要となる情報とを今後継続的に作成・更新していくために、河川管理施設又は許可工作物を扱う工事又は設計委託を行った場合に、各種台帳調書を作成することとしています。

河川管理施設及び許可工作物を扱う工事又は設計委託の受注者におかれましては、特記仕様書に従い、発注者に所定の様式で台帳を提出してください。

様式・記入要領 ダウンロード

- 03台帳様式(固定堰・床止め) [Excelファイル/86KB]
- 04台帳様式(可動堰) [Excelファイル/140KB]
- 05台帳様式(魚道) [Excelファイル/32KB]
- 06台帳様式(水門・樋門・樋管)河川管理施設 [Excelファイル/76KB]
- 07台帳様式(水門・樋門・樋管)河川管理施設外 [Excelファイル/29KB]
- 08台帳様式(排水機場) [Excelファイル/120KB]
- 09台帳様式(橋梁)県管理橋 [Excelファイル/136KB]
- 10台帳様式(橋梁)国市町村道橋 [Excelファイル/142KB]
- 台帳記入要領 [PDFファイル/477KB]

7 建設業退職金共済制度

建設業退職金共済制度については、技能労働者の福祉増進等を図る観点から、適正な就労状況の報告と必要な掛金の充当等が重要である。受注者は建設業退職金共済制度の事務手続きについて、次の事項に留意し実施すること。

1 共済証紙又は退職金ポイントの購入について

(1) 証紙貼付方式の場合

- ① 対象労働者の当該工事に係る就労予定日数に応じた共済証紙の必要枚数を算出し、取扱金融機関等にて購入してください。
- ② 対象労働者の就労日数に応じて退職金共済手帳に証紙を貼付してください。
- ③ 共済証紙に不足が生じた場合は直ちに必要枚数を追加して購入してください。

(2) 電子申請方式の場合

- ① 対象労働者の当該工事に係る就労予定日数に応じた退職金ポイントの必要数を算出し、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の電子申請専用サイトにて購入してください。
- ② 電子申請専用サイトを通じて対象労働者の就労状況を機構に適正に報告し、退職金ポイントを付与してください。
- ③ 退職金ポイントに不足が生じた場合は直ちに必要数を追加して購入してください。

2 工事契約締結後の掛金収納書等の提出について

(1) 証紙貼付方式の場合

- ① 共済証紙購入時に発行される掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」（機構の定める様式第033号）に貼付して、工事契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出してください。
- ② 元請事業主及び下請事業主が、自社に他の退職金制度があるため、対象労働者を雇用しない場合は、書面にてその理由を明記の上、当該退職金制度がわかる書類（退職金制度に関する会社の規約の写し又は、建退共制度以外の退職金制度加入証明書の写し）を添えて発注者に提出してください。
- ③ 請負契約の増額変更や対象労働者の就労日数が当初の予定より増加したこと等により、掛金充当に必要な共済証紙が不足する場合は、必要な日数の共済証紙を追加購入し、追加購入分の掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に貼付して、工事完成時までに発注者に提出してください。

(2) 電子申請方式の場合

- ① ポイント購入時に発行される「掛金収納書（電子申請方式）」を工事契約締結後原則40日以内に、発注者に提出してください。
- ② 元請事業主及び下請事業主が、自社に他の退職金制度があるため、対象労働者を雇用しない場合は、書面にてその理由を明記の上、当該退職金制度がわかる書類（退職金制度に関する会社の規約の写し又は、建退共制度以外の退職金制度加入証明書の写し）を添えて発注者に提出してください。
- ③ 請負契約の増額変更や対象労働者の就労日数が当初の予定より増加したこと等により、掛金充当に必要な退職金ポイントが不足する場合は、必要な数量の退職金ポイントを追加購入し、当該購入に係る掛金収納書を工事完成時までに発注者に提出してください。

3 工事完成後の掛金充当実績総括表等の提示について

工事完成後、速やかに「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」（機構の定める様式第031号）を作成し、監督員に提示してください。この時、掛金充当日数と共済証紙（又は退職金ポイント）購入日数に概ね齟齬がないことを確認してください。

なお、必要に応じて（※）「掛金充当書（工事別）」、「被共済者就労状況報告書」（機構の定める建退共事務受託様式第4号）、「工事別共済証紙受払簿」（機構の定める様式第032号）等の提示を求める場合があります。

※掛金充当実績総括表の「掛金充当日数」と掛金収納書における「共済証紙（又は退職金ポイント）購入日数」を照合し、掛金充当日数が共済証紙（又は退職金ポイント）の購入日数を大幅に下回る場合（当面は 3/4 を目安とする）。

4 その他

(1) 建設キャリアアップシステムの活用

建設キャリアアップシステムに事業者登録を行っている受注者は、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に努めてください。また、建設キャリアアップシステムの活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないようにご注意ください。

(2) 工事現場への標識の掲示

建退共制度の適用工事である旨を周知し、建退共制度への加入促進及び履行徹底を図るために、工事現場の見やすい場所に機構が定める「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示してください。

「掛金収納書提出用台紙」の記入例

様式第033号

発注者	豊島区長	殿
工事番号および工事名	12-第34号	建設小学校改修工事
建設キャリアアップシステム現場ID	56789012345678	総工事費 139,500,000 円

受注者(元請)

住所 東京都豊島区東池袋1-1

名称 元請建設株式会社

共済契約者番号	100-9999
建設キャリアアップシステム事業者ID	12345678901234
共済証紙購入金額	302,400 円

掛金収納書提出用台紙

様式

(取扱店→契約者)

掛金収納書

(契約者が発注者へ)

この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者(官公庁等)に提出するものです。

なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。

契約者氏名

元請建設株式会社

殿

(法人または事業主名)

電話番号 03 - 4567 - 8901

証紙枚数	1日券	445	枚	1枚当たりの販売価格	320	円	金額			1	4	2	4	0	0	円
	10日券	50	枚	1枚当たりの販売価格	3,200	円	金額			1	6	0	0	0	0	円
							合計金額			3	0	2	4	0	0	円

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

印

☒ 公共
☐ 民間
☐ その他

契約者記入欄

発注者名
豊島区長

元請契約の工事番号および工事名
建設小学校改修工事

出納済
3.10.1
池袋銀行
池袋支店

取扱金融機関名・日付印

※ 公共工事を請け負った場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

当該工事における共済証紙購入の考え方 (該当する□に✓をチェックして下さい)

☐ 1. 発注者の指示のとおり

☒ 2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

$$\begin{array}{c} \text{就労予定延人数} \\ 945 \end{array} \times \begin{array}{c} \text{販売価格} \\ 320 \text{ 円} \end{array} = 302,400 \text{ 円}$$

☐ 3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

$$\begin{array}{c} \text{総工事費} \\ \text{円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{購入率} \\ 1,000 \end{array} \times \begin{array}{c} \text{※加入率} \\ 70 \% \end{array} = \text{円}$$

※対象工事における労働者の建退共加入率

☐ 4. その他

購入額の根拠を記入

工事に従事する建退共対象労働者の就労日数の和をご記入ください。

工事に従事する全労働者のうち、建退共対象労働者の割合をご記入ください。

総工事費・工事種別に応じた購入率をご記入ください。

(参考)

建設キャリアアップシステム登録情報

共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 (有・無)

本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有・無)

本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有・無)

「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」の記入例

様式第031号

建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表

2022 年 1 月 10 日

発注者

豊島区長

殿

受注者

住所 東京都豊島区東池袋 1-1

名称 元請建設株式会社

共済契約者番号

100-9999

建設キャリアアップシステム事業者ID

12345678901234

工事番号および工事名

12-第34号 建設小学校改修工事

建設キャリアアップシステム現場ID

56789012345678

工事期間

2021 年 10 月 1 日 ~ 2021 年 12 月 28 日

上記工事に係る建設業退職金共済制度の掛金充当実績について、以下のとおり報告します。

(1) 工事全体

労働者延べ就労日数

工事に従事した労働者
全員の人数をご記入く
ださい。

1,386 人日

本工事に従事した事業者数（元請を含む）

4 者

本工事に従事した労働者数

22 人

(2) 建退共対象労働者

建退共対象労働者延べ就労日数（掛金充当）

工事に従事した建退
共対象労働者の就労
日数の和をご記入く
ださい。

945 人日

採用した方式

☐ 電子申請方式

☒ 証紙貼付方式

・ 事業者数（元請を含む）

4 者

・ 対象労働者数

15 人

(参考：工事全体の数を記入すること)

・ 建設キャリアアップシステムによる就労履歴数

1,386 人日

・ 建設キャリアアップシステムの施工体制を登録した事業者数

4 者

・ 建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数

22 人

工事に従事した
建退共対象労働
者の人数をご記
入ください。

工事全体の期間を
ご記入ください。

工事に従事した労働者
全員の就労日数の和を
ご記入ください。

工事に従
事した事
業所数を
ご記入く
ださい。

この工事で採
用している掛
金納付方式に
チェック
「レ」をいれ
てください。

工事に従
事した建
退共加入
事業者数
をご記入
ください。

第 2 編 施工体制

1 建設業

1-1 建設業の許可

建設業法では、建設業を始めるには、軽微な工事を行う場合を除き、建設業の許可を受けなければならない。この軽微な工事とは、一般に 500 万円未満である。(建築工事では、1,500 万円未満の工事、または述べ面積 150 m²に満たない木造住宅工事)

(1) 一般建設業の許可

2 つ以上の都道府県で営業所を設けるときは大臣許可、1 つの都道府県だけに営業所を設ける場合は都道府県知事許可である。

(2) 特定建設業の許可

建設業者が ~~4,500~~ 5,000 万円以上 (建築では ~~7,000~~ 8,000 万円以上) の工事を下請けに出す場合は、特定建設業の許可が必要となり、下請者保護のため、許可の要件が厳しくなっている。

(3) 業種別許可

一般的に、一種類の工事の施工能力がある業者が必ずしも他の種類の工事についても施工能力があるとは限らないので、建設工事の種類ごとに許可を取らなければならない。

種類は、土木一式、建築一式、大工、左官、とび・土工コンクリート工事など、29 種ある。

(4) 指定建設業

前記の建設業業種のうち、指定建設業 (土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、ほ装、電気、造園) の 7 業種は、総合的な施工技術や高度な施工技術を要する工事なので、特定建設業許可を受けるためには、それにふさわしい一定の国家資格などが必要とされている。

*建設業法における建設業許可と技術者制度 [Ⅱ-8 参照]

1-2 建設業許可票などの掲示

許可を受けた建設業者は、その営業所及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に建設業許可の内容を掲示しなければならない。

公共工事の受注者は、「建設業の許可票」、「労災保険関係成立票」、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」などを工事現場に掲げなければならない。

2 現場代理人及び技術者の適正配置

2-1 適正な配置

建設業の許可要件として、建設業者は、営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者をおかななければならない。

また、受注者は、主任(監理)技術者を建設業法第 26 条(主任技術者及び監理技術者の設置等)及び工事請負契約書第 10 条(現場代理人及び主任技術者等)に基づき、常時継続的に当該

建設工事の現場に配置しなければならない。

2-2 配置予定技術者

福岡県県土整備部においては、予定価格 ~~250~~ 400 万円を超える工事では事前（入札時）に配置予定技術者の提出を義務付けている。

発注者は、主任（監理）技術者の資格・工事経験、雇用状況などを確認するとともに、必要に応じて専任制も確認しており、配置技術者は、特別な理由がない限り変更できない。

2-3 現場代理人

現場代理人は特別な資格は要しないが、直接的な雇用関係 ~~（正社員）~~ であることが必要である。

また、現場代理人は、建設業法で設置を義務付けているものではなく、工事請負契約書第 10 条により、工事現場に常駐することを義務づけられている。

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務付けられている。しかしながら、昨今、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡を取ることが容易になってきていることから、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ発注者との連絡体制が確保されると認められる場合」は常駐を要しないこととすることができる。

上記から、現場代理人は行うべき職務に支障がないのであれば、「実際に施工している場所に作業期間中常に滞在」を求めているわけではない。

また、主任技術者（又は監理技術者）と同様に、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点 ~~を踏まえた勤務体系~~、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、発注者の了解があれば可能である。

現場代理人は、工事の施工上支障のない場合にあっては、主任技術者（又は監理技術者）を兼任して差支えない。

2-4 主任（監理）技術者又は特例監理技術者（専任特例 2 号）

建設業法第 26 条第 3 項において、公共性のある工作物に関する重要な建設工事（工事 1 件の請負代金額が ~~4,000~~ 4,500 万円（建築一式工事は ~~8,000~~ 9,000 万円）以上のもの）については、主任（監理）技術者は、工事現場ごとに「専任の者」でなければならない。

~~特例監理技術者同法第 2 6 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「監理技術者（専任特例 2 号）」という。）~~

を設置する場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること。）

を必要とするものではない。

主任技術者については、特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事。）において、元請又は上位下請が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請又は上位下請及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととされている。この特定専門工事については、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請又は上位下請が本工事を施工するための下請契約の請負代金が~~4,5004,000~~万円未満のもの（下請契約が2以上あるときは合計額。）が対象となる。

また、特定専門工事において元請又は上位下請が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すこと、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となる。

なお、元請又は上位下請と当該下請との契約は請負契約であり、当該下請に主任技術者を置かない場合においても、元請又は上位下請の主任技術者から当該下請への指示は、当該下請の事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われなければならない。元請又は上位下請の主任技術者が当該下請の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣（いわゆる偽装請負）と見なされる場合があることに留意する必要がある。

（１）主任技術者

建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負工事の金額の大小に関係なく、工事施工の技術上の管理をつかさどるものとして、必ず現場に主任技術者を置かなければならない。

（２）監理技術者又は~~特例~~監理技術者（専任特例２号）

発注者から直接工事を請負い、そのうち~~4,500~~ 5,000万円（建築一式工事の場合は~~7,000~~ 8,000万円）以上を下請契約して工事を施工する場合は、専任の主任技術者に替えて監理技術者を現場に置かなければならない。なお、監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った~~特例~~監理技術者（専任特例２号）が、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければならない。

（３）監理技術者補佐

- １）一級施工管理技士の一次検定に合格した者（~~一級施工管理~~技士補）で、かつ建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者（主任技術者となる要件を満たす者）
- ２）建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（監理技術者となる要件を満たす者）

■~~特例~~監理技術者（専任特例２号）及び監理技術者補佐の取扱いについて

※~~建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）~~監理技術者（専任特例２号）及び監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）の配置については、建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）（令和2年9月30日付け国不建第174号）」において「公共工事の発注者等は、~~特例~~監理技術者（専任特例２号）が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することも必要である」とされていることを受け、~~特例~~監理技術者（専任特例２号）の配置については、発注する工事の特記仕様書に要件を列挙しているので留意すること。

*建設業法における建設業許可と技術者制度 [Ⅱ－8 参照]

*建設工事の例示及び建設業許可並びに主任(監理)技術者又は~~特例~~監理技術者(専任特例2号)の資格一覧表

[Ⅱ－11～15 参照]

[配置技術者の途中交代について]

配置~~予定~~技術者の途中交代が認められる場合としては、主任(監理)技術者又は特例監理技術者本人の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の、~~真にやむを得ない~~場合のほか、次に該当する場合である。

1. 受注者の責によらない~~契約事項の変更に伴う理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された~~場合。
- ② ~~橋梁、ポンプ、ゲート・エレベーター・発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地現場へ工事の現場が移行する時点。~~
- ③ ~~工事工程上技術者の交代が合理的なダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ~~場合。

しかしながら、上記①～③のいずれの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質の確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

また、変更しようとする配置技術者は、発注工事の入札説明書に定められた配置予定技術者に関する全ての条件を満たす者でなければならない。

なお、配置技術者を変更する場合、変更後の配置技術者の技術力などが、当初の配置予定技術者と同等以上を確保されない場合は、工事成績評定での減点の対象となることがある。

[常駐とは]

常駐とは、当該工事を担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味し、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理などを行い、発注者または監督員の連絡に支障をきたさないようにすることをいう。

~~[現場への専任・常駐に関する取扱いについて]~~

~~(1)現場代理人については現場常駐が求められることから、営業所の専任技術者、経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するもの〔(旧)経營業務の管理責任者〕を現場代理人とすることは認めらない。~~

~~(2)営業所技術者または特定営業所技術者営業所の専任技術者、経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するもの〔(旧)経營業務の管理責任者〕を工事の配置技術者とすることは原則できないが、例外として以下の条件を満たす工事には営業所技術者は主任技術者、特定営業所技術者は主任(監理)技術者に配置が可能となる。~~

~~①専任を要しない請負金額4,5004,000万円(建築工事一式は9,0008,000万円)未満工事については、であること。②当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と~~

~~営業所が近接・隣接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあり、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。(工事現場と営業所が近接・隣接していない場合は、②の要件を満たすこと)~~

~~②なお、現場専任制が求められる4,5004,000万円以上の工事における主任（監理）技術者については、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、兼ねる工事現場数が1以下であり、監理技術者等の専任特例1号の要件1)～7)を満たし、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、専任特例1号については、令和7年1月28日に改正された「監理技術者制度運用マニュアル」を参照のうえ、発注者に確認すること。「営業所の専任技術者」又は「経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するもの〔（旧）経營業務の管理責任者〕」のいずれにも該当しない場合は、専任の主任（監理）技術者に配置することができる。この場合、現場配置技術者が営業所技術者または特定営業所技術者営業所の専任技術者と重複していないことを、専任技術者証明書（建設業法施行規則様式第8号）の写しによる確認を行うため、工程表の添付資料とする。~~

〔専任・常駐を要する現場技術者等に関する取り扱いについて〕

（常駐義務のある現場代理人）

現場代理人については現場常駐が求められることから、営業所技術者または特定営業所技術者、経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するもの〔（旧）経營業務の管理責任者〕を現場代理人とすることは認められない。

（専任を要する主任（監理）技術者）

現場専任制が求められる4,500万円以上の工事における主任（監理）技術者については、原則、「営業所技術者または特定営業所技術者」又は「経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するもの〔（旧）経營業務の管理責任者〕」のいずれにも該当しない場合は、専任の主任（監理）技術者に配置することができる。この場合、現場配置技術者が営業所の専任技術者と重複していないことを、専任技術者証明書（建設業法施行規則様式第8号）の写しによる確認を行うため、工程表の添付資料とする。

なお、例外として、営業所技術者又は特定営業所技術者を、専任を要する主任（監理）技術者として配置する場合、以下の条件を満たすときは最大1箇所まで兼務を認める場合がある。兼務にあたっては、発注者に事前協議のうえ承認を得ること。

ア 工事契約が当該営業所において締結された工事であること。

イ 請負金額が、1億円（建築一式工事は2億円）未満であること。

ウ 営業所との距離が、1日で巡回可能で移動時間が概ね2時間以内であること。

エ 下請時数が3次までであること。

オ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講じるため、連絡員を配置していること。

カ 施工体制を確認する情報通信技術（CCUS等）を活用し、遠隔から現場作業員の

入退場が確認できる措置を講じていること。

キ 人員の配置を示す計画書の作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場毎に備えおくこと。

ク 現場状況の確認のため、映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置されていること。

[営業所技術者または特定営業所技術者、経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものを現場技術者に配置することについて]

営業所技術者または特定営業所技術者、経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するもの〔（旧）経營業務の管理責任者〕を工事の配置技術者とすることは原則できないが、例外として以下の条件を満たす工事には配置が可能となる。

ア 専任を要しない請負金額4,500万円（建築工事一式は9,000万円）未満工事であること。

イ 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接・隣接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあり、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

[現場代理人、専任を要する主任（監理）技術者の兼務について]

現場代理人、専任を要する主任（監理）技術者は、原則、同時に複数の工事現場に配置することはできないが、例外として、以下の条件を満たす場合は最大2箇所まで兼務を事前協議（契約締結前）により発注者が承認する場合がある。

（主任技術者）

請負代金の額が~~4,000~~ 4,500万円（建築一式工事は、~~8,000~~ 9,000万円）以上の工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であつ、工事現場相互の間隔が路程で10km程度の近接した場所において同一の施工業者が施工する場合は、二箇所まで主任技術者の兼務を認めることとする。

＊この扱いは、監理技術者には適用されない。

（主任技術者及び監理技術者）

建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者（以下「専任特例1号技術者」という）を配置し、以下の条件をすべて満たす場合は、全2箇所の工事現場を兼務することができる。

ア 請負金額が、1億円（建築一式工事は2億円）未満であること。

イ 工事現場間の距離が、1日で巡回可能で移動時間が概ね2時間以内であること。

ウ 下請時数が3次までであること。

エ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講じるため、連絡員を配置していること。

オ 施工体制を確認する情報通信技術（CCUS 等）を活用し、遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。

カ 人員の配置を示す計画書の作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場毎に備えおくこと。

キ 現場状況の確認のため、映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置されていること。

■連絡員【法第26 条第3 項第1 号ロ】

専任で技術者の配置が必要となる工事において、専任特例 1 号技術者を配置する場合、発注者から直接工事を請け負った建設業者が、主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（＝連絡員）を当該工事現場に配置する必要がある。

※ 連絡員は、当該工事の専任や常駐は求めない。

※ 同一の連絡員は、複数の建設工事の連絡員を兼務することが可能である。

※ 一つの建設工事に、複数の連絡員を配置することも可能である。

※ 連絡員の雇用形態は、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要。

（監理技術者~~又は特例監理技術者~~）

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、監理技術者の職務を補佐する者を当該工事現場に専任で置くときは、当該工事の監理技術者は他の工事を兼務することができる。~~特例~~監理技術者（専任特例 2 号）が兼務できる工事現場数は2 までである。

※専任特例 1 号技術者と監理技術者（専任特例 2 号）は併用できない。

（現場代理人）

~~工事現場相互の間隔が路程で10km程度の近接した場所であり、~~以下の条件をすべて満たす場合には、二箇所まで現場代理人の兼務を認めることとする。なお、兼務における特例措置に該当する場合は、別途定める特記仕様書によることができる。

ア 工事現場相互の間隔が10km程度と近接していること。ただし、兼務する2箇所の工事現場が、それぞれ専任特例 1 号が適用可能な工事現場（情報通信機器を活用等の要件に合致）の場合は、1 日で巡回可能で移動時間が概ね2 時間以内であること。

イ 兼務しても、安全管理・工程管理等の工事現場等の運営、取り締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めるものであること。

ウ 監督員と常時携帯電話等で連絡を取れる体制にあること。

エ 担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、原則1 日1 回以上、各工事現場を巡回し、現場の安全管理等に当たること。

オ 一方の現場を離れる場合は、連絡責任者を指名しておくこと。

*ただし、「経營業務の管理責任者」又は「営業所の専任技術者」のいずれかに該当す

る場合は、現場代理人になることはできないので注意すること。

[専任・常駐を要しない期間]

当該工事に配置する技術者等の専任・常駐を要しない期間については、以下のいずれかに該当する期間であること。

ただし、いずれかの場合においても、あらかじめ設計図書や打ち合わせ記録等の書面によって発注者間で下記期間を明確にしておく必要がある。

ア 契約締結後、現場に着手する（現場事務所の設置、資器材の搬入、仮設工事の開始等）までの期間

イ 工事全体の施工を一時中止している機関

（例）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査 等

＊ ただし、発注者が現場管理のための常駐を特に指示した場合を除く。

ウ 橋梁・ポンプ・ゲート・エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

＊ 工場製作過程における技術者等による管理は必要だが、現場への専任は必ずしも要しない。

エ 仮橋等の工事仮設物の賃貸借を含む契約において、当該仮設物の設置、撤去等の工事作業が行われていない期間

オ 受注者からの完成通知書提出後から完成検査までの期間

＊ 完成検査については、完成通知書の提出後 1 4 日以内に行うこととなっているが発注者側の都合により検査の日程が左右されるため、この期間においては必ずしも現場への専任・常駐は要しない。

カ 上記のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

3 現場代理人及び技術者の確認資料

3-1 直接的かつ恒常的な雇用関係の証明

発注者は、配置された現場代理人、技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の証明を確認しており、さらに専任技術者の場合は 3 か月以上の雇用関係を確認している。

確認資料は、原則として、下記のとおり ~~4 冊~~ である。

- ・ 健康保険被保険者証 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ・ 住民税特別徴収税額決定(変更)通知書（特別徴収義務者用）

上記 2 つのいずれの書類も提出できないことについて、正当な理由がある場合に限って、下記のうち 2 種類以上の書類を提出させ、雇用関係の確認を行うこと。

○ 雇用関係の確認書類（複数種類必要なもの）

- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ・ 監理技術者資格者証（会社名が記載されているもの）
- ・ 市町村が発行する所得（課税）証明書
- ・ 登記簿（役員名簿欄）

- ・ 確定申告時に事業専従者として申告し、税務署の受付がなされている申告書の控え
- ・ 国家資格者等及び監理技術者一覧表（建設業許可申請書類）
- ・ 技術職員名簿（経営事項審査申請書類）
- ・ 賃金台帳又はそれに類する給与の支払いに関する書類
- ・ 出勤簿又はそれに類する給与に関する書類
- ・ 所得税源泉徴収簿
- ・ 前年の源泉徴収票発行控え
- ・ その他、公的機関が発行した雇用関係を証明できるもの

~~イ 健康保険被保険証の写し~~

~~ロ 住民税特別徴収額(変更)通知書の写し~~

~~*止むを得ない場合として、監理技術者資格証(表・裏)の写し、雇用保険証の写し、源泉徴収簿の写しなどで発注者と協議の上、確認する場合もある。~~

3-2 技術者の確認

発注者は、主任(監理)技術者又は特例監理技術者の資格の確認をしている。

(1) 主任技術者の確認資料は次の イ ロ のいずれかである。

イ 国家資格を有する技術者は

「資格証明書等の写し」

ロ 実務経験による技術者は

「経歴書」(所属の代表者などが、証明したもの。)

(2) 監理技術者又は~~特例~~監理技術者(専任特例2号)の確認資料は、イ ロ の両方である。

イ 監理技術者資格証(表・裏)の写し

ロ 監理技術者講習修了証の写し

*技術者専任フロー [Ⅱ-9 参照]

*技術者専任パターン表 [Ⅱ-10 参照]

・ 所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料

を複数確認する。

~~イ 健康保険被保険証の写し~~

~~ロ 住民税特別徴収額(変更)通知書の写し~~

~~* 止むを得ない場合として、監理技術者資格証(表・裏)の写し、雇用保険証の写し、源泉徴収簿の写し
などで発注者と協議の上、確認する場合もある。~~

3-2 技術者の確認

発注者は、主任(監理)技術者又は特例監理技術者の資格の確認をしている。

(1) 主任技術者の確認資料は次の イ ロ のいずれかである。

イ 国家資格を有する技術者は

「資格証明書等の写し」

ロ 実務経験による技術者は

「経歴書」(所属の代表者などが、証明したもの。)

(2) 監理技術者又は特例監理技術者の確認資料は、イ ロ の両方である。

イ 監理技術者資格証(表・裏)の写し

ロ 監理技術者講習修了証の写し

* 技術者専任フロー [Ⅱ-9 参照]

* 技術者専任パターン表 [Ⅱ-10 参照]

4 元請と下請

4-1 元請の責務

建設業法により適正な元請と下請の関係は定められており、不当な低価格の契約や一括下請けなどは禁止されている。

また、元請は、下請に任せすぎることなく、主体的に発注者と計画や施工方法を協議し施工しなければならない。

4-2 下請人の県内優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内中小企業から選定するように努めなければならない。

また、下請契約の相手方を県外業者（県内に本店を有する業者以外の業者）とする場合は、施工体制台帳の提出と併せて『選定理由書』を監督員に提出すること。

4-3 施工体制台帳

福岡県県土整備部の場合は、下請契約があるすべての工事について、施工体制台帳（いわゆる「作業員名簿」を含む）及び施工体系図の作成等を請負業者に義務づけている。

【いわゆる「作業員名簿」については、建設業法施行規則第14条の2を参照のこと。】

（1）目的

建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するとともに、発注者においても、発注者が必要と認めた事項をその施工体制台帳において確認することを目的とする。

（2）記載すべき内容

- 1) 建設業法施行規則第14条の2第1項に掲げる事項
- 2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名など

* 提出様式は別紙様式〔Ⅱ-19～22 参照〕

（3）提出手続き

受注者は、施工体制台帳等を作成後、施工体制台帳に係る書類を、速やかに提出するものとする。記載内容に追加、変更があった場合も同様に、遅滞なく施工体制台帳等の修正が必要であり、変更に係る書類を、速やかに提出するものとする。

5 建設業と技術者参考資料

建設業法における建設業許可と技術者制度

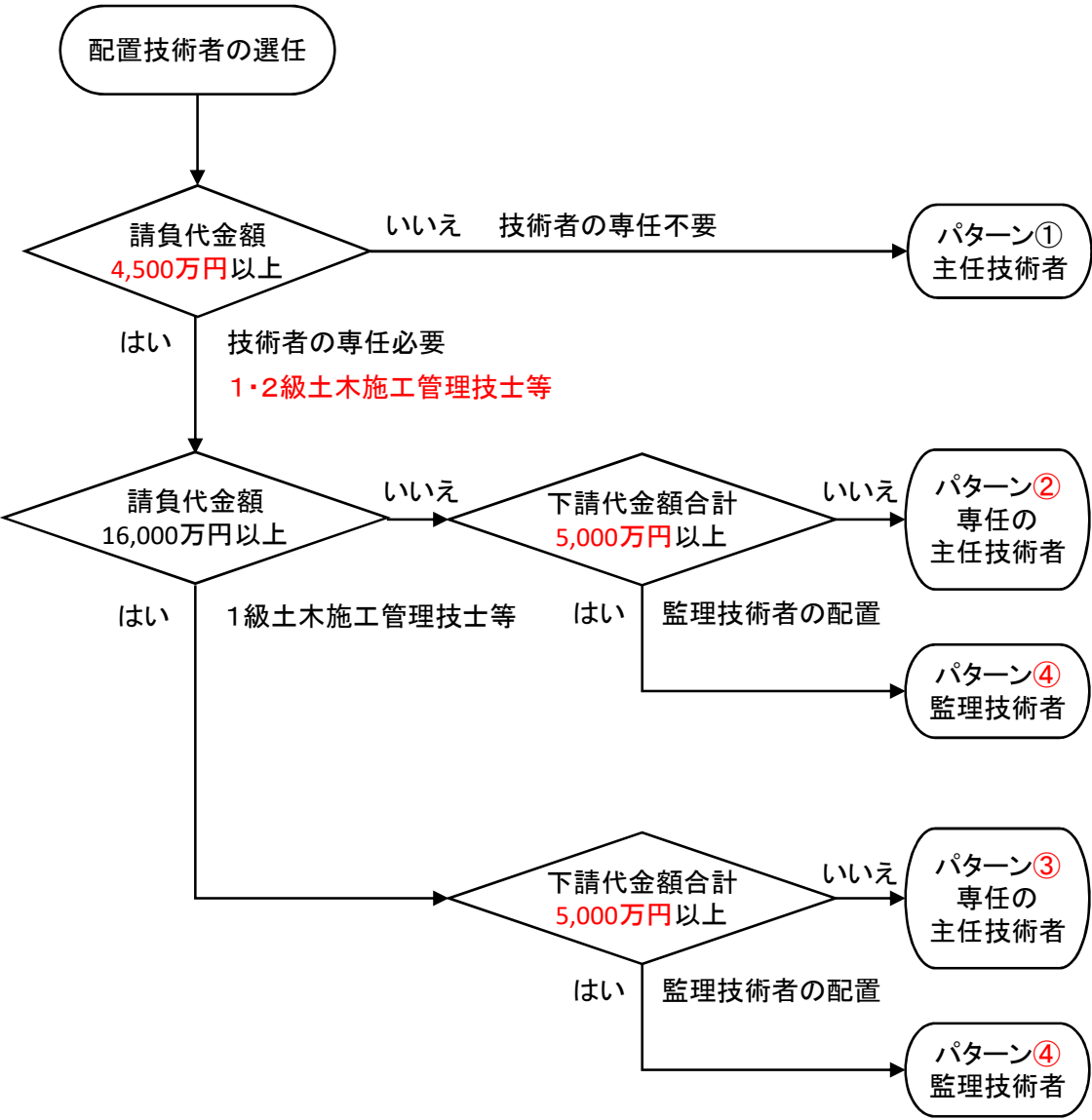
建設業許可を受けている業種		指定建設業（7業種） 土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、ほ装、電気、造園			その他の建設業（左以外の22業種） 大工、左官、とび・土工コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請代金合計		5,000 ~~4,500~~ 万円以上 ＊	5,000 ~~4,500~~ 万円未満 ＊	5,000 ~~4,500~~ 万円以上は契約できない ＊	5,000 ~~4,500~~ 万円以上	5,000 ~~4,500~~ 万円未満	5,000 ~~4,500~~ 万円以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場におくべき技術者	監理技術者又は特例監理技術者	主任技術者		監理技術者又は特例監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者・国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の現場専任	請負金額が ~~4,500~~ ~~4,000~~ 万円（建築一式工事は ~~9,000~~ ~~8,000~~ 万円）以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	必要	不要		必要	不要	

＊ 建築一式工事の場合は~~8,000~~~~7,000~~万円

※ 令和7年2月1日令和5年1月1日施行で表の通り金額が引き上げ

技術者選任フロー

現場に置くべき技術者は、請負代金額及び下請代金額により、建設業法及び施工管理技術検定制度活用を通達で決められており、下記フロー図及び次頁の技術者選任パターン表のとおりである。また、主任(監理)技術者の資格については、次々頁以降の「建設工事の例示及び建設業の許可並びに主任技術者の資格一覧表」による。



技術者選任パターン表

前頁のフロー図により選出したパターンは、下記のとおりである。

パターン	技術者	資格要件	現場代理人との兼務	他現場の兼務
①	主任技術者	1・2級建設機械施工管理技士 1・2級土木施工管理技士 等 実務経験者*1	可	可
②	~~専任の主任技術者~~	~~1・2級建設機械施工管理技士 1・2級土木施工管理技士 等 実務経験者*1~~	可	不可*2
③②	専任の主任技術者	1・2級建設機械施工管理技士 1・2級土木施工管理技士 等	可	不可*2
④③	専任の主任技術者	1級建設機械施工管理技士 1級土木施工管理技士 等	可	不可*2
⑤④	監理技術者	1級建設機械施工管理技士 1級土木施工管理技士 等	可	不可*3

- * 1 工事現場に置こうとする実務経験者とは、「建設工事の例示及び建設業の許可並びに主任技術者の資格一覧表」の該当欄に掲げる実務経験を有する者である。
- * 2 契約書に添付されている特記仕様書に別に定めがある場合を除く。
- * 3 監理技術者の他の現場との兼任については、建設業法26条第3項及び「監理技術者制度運用マニュアル」を参照のうえ、発注者に確認すること。

建設工事の例示及び建設業の許可並びに主任技術者の資格一覧表

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設業の許可	業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載）
（建設工事の内容） ◇総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	土木 工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級又は2級建設機械施工管理技士 ☐ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） ☐ 技術士（建設部門・農業部門・選択科目「農業土木又は農業農村工学」、森林部門・選択科目「森林土木」、水産部門・選択科目「水産土木」） ☐ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、「農業土木又は農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」）
（建設工事の内容） ◇総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	建築 工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（建築） ☐ 1級又は2級建築士
◇大工工事 ◇型枠工事 ※1 ◇造作工事	大工 工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（躯体又は仕上げ） ☐ 1級又は2級建築士若しくは木造建築士 ☐ 技能検定1級の建築大工若しくは2級の建築大工に合格後大工工事に関し3年以上の実務経験者 ☐ 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 ☐ 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 ☐ 登録型枠基幹技能者 ☐ 登録建築大工基幹技能者
◇とび工事 ◇ひき工事 ◇足場等仮設工事 ◇重量物の揚重運搬配置工事 ◇鉄骨組立工事 ◇コンクリートブロック据付工事 ◇工作物解体工事 ◇くい工事 ◇くい打ち工事 ◇くい抜き工事 ◇場所打ちくい工事 ◇土工事 ◇掘削工事 ◇根切り工事 ◇発破工事 ◇盛土工事 ◇コンクリート工事 ◇コンクリート打設工事 ※1 ◇コンクリート圧送工事 ◇プレストレストコンクリート工事 ◇地すべり防止工事 ◇地盤改良工事 ◇ボーリンググラウト工事 ◇土留め工事 ◇仮締切工事 ◇吹付け工事 ◇道路付属物設置工事 ◇捨石工事 ◇外構工事 ◇はつり工事	とび・土工 事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級又は2級建設機械施工管理技士 ☐ 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木又は薬液注入） ☐ 1級建築施工管理技士又は2級の建築施工管理技士（躯体） ☐ 技術士（建設部門・農業部門・選択科目「農業土木又は農業農村工学」、森林部門・選択科目「森林土木」、水産部門・選択科目「水産土木」） ☐ 1級のとび、型枠施工、コールド圧送施工、ウエルポイント施工の技能検定合格者 ☐ 2級のとび、コンクリート圧送施工、ウエルポイント施工の技能検定に合格後、3年以上実務経験を有する者 ☐ 地すべり防止工事士資格認定試験合格者で地すべり防止工事士として登録後1年以上の実務経験を要する者 ☐ 土工事業及びとび・土工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工事業に係る8年を超える実務経験を有する者 ☐ 登録橋梁基幹技能者 ☐ 登録コンクリート圧送基幹技能者 ☐ 登録トンネル基幹技能者 ☐ 登録機械土工基幹技能者 ☐ 登録PC基幹技能者 ☐ 登録高・土工基幹技能者 ☐ 登録切断穿孔基幹技能者 ☐ 登録エクステリア基幹技能者 ☐ 登録グラウト基幹技能者 ☐ 登録運動施設基幹技能者 ☐ 登録基礎工基幹技能者 ☐ 登録標識・路面標示基幹技能者 ☐ 登録土工事業基幹技能者
◇左官工事 ◇モルタル工事 ◇モルタル防水工事 ◇吹付け工事 ◇とぎ出し工事 ◇洗い出し工事	左官 工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） ☐ 技能検定1級の左官若しくは2級の左官に合格後左官工事に関し3年以上の実務経験者 ☐ 登録左官基幹技能者 ☐ 登録外壁仕上げ基幹技能者
◇石積（張）工事 ◇コンクリートブロック積（張）工事	石 工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） ☐ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） ☐ 技能検定1級のブロック建築石材施工若しくは検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者 ☐ 技能検定2級のブロック建築石材施工に合格後石工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ☐ 登録エクステリア基幹技能者
◇冷暖房設備工事 ◇冷凍冷蔵設備工事 ◇空気調和設備工事 ◇給排水・給湯設備工事 ◇厨房設備工事 ◇衛生設備工事 ◇浄化槽設備工事 ◇水洗便所設備工事 ◇ガス配管工事 ◇ダクト工事 ◇管内更正工事	管 工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級又は2級管工事施工管理技士 ☐ 技術士（機械部門・選択科目「流体力学」若しくは「熱工学又は熱・動力エネルギー機器」、上下水道部門、衛生工学部門） ☐ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「流体力学」若しくは「熱工学又は熱・動力エネルギー機器」、上下水道部門、衛生工学部門） ☐ 技能検定1級の冷凍空調調和機器施工、配管・選択科目「建築配管作業」、に合格した者 ☐ 技能検定2級の冷凍空調調和機器施工、配管、合格後管工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ☐ 建築士法第20条第3項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき、国土交通大臣が定める資格を有する者となった後、1年以上の実務経験を有する者 ☐ 給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上の実務経験を有する者 ☐ 1級計装士審査に合格後管工事に関し1年以上の実務経験を有する者 ☐ 登録配管基幹技能者 ☐ 登録ダクト基幹技能者 ☐ 登録冷凍空調基幹技能者
◇鉄骨工事 ◇橋梁工事 ◇鉄塔工事 ◇石油・ガスの貯蔵用タンク設置工事 ◇屋外広告塔工事 ◇開門・水門等の門扉設置工事	鋼構造物 工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木） ☐ 1級建築施工管理技士又は2級の建築施工管理技士（躯体） ☐ 1級建築士 ☐ 技術士（建設部門・選択科目「鋼構造及びコンクリート」） ☐ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「鋼構造及びコンクリート」） ☐ 技能検定1級の鉄工・選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」に合格した者 ☐ 技能検定2級の鉄工に合格後鋼構造物に関し3年以上の実務経験を有する者 ☐ 登録橋梁基幹技能者
◇鉄筋加工組立工事 ◇ガス圧接工事	鉄筋 工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級建築施工管理技士又は2級の建築施工管理技士（躯体） ☐ 技能検定1級の鉄筋組立に合格した者 ☐ 技能検定1級の鉄筋施工・選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」に合格した者 ☐ 技能検定の鉄筋施工・選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」に合格した後鉄筋工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ☐ 登録PC基幹技能者 ☐ 登録鉄筋基幹技能者 ☐ 登録圧接基幹技能者
◇アスファルト舗装工事 ◇コンクリート舗装工事 ◇ブロック舗装工事 ◇路盤築造工事	舗装 工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木） ☐ 1級又は2級建設機械施工管理技士 ☐ 技術士（建設部門） ☐ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」） ☐ 登録運動施設基幹技術者
◇屋根ふき工事	屋根 工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） ☐ 1級又は2級建築士 ☐ 技能検定1級の建築板金、かわらぶき若しくはスレート施工とするものに合格した者 ☐ 建築板金、かわらぶき若しくはスレート施工とするものに合格した後屋根工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ☐ 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 ☐ 登録建築板金基幹技能者

建設工事の例示及び建設業の許可並びに主任技術者の資格一覧表

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設業の許可	業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載）
◇発電設備工事 ◇送配電線工事 ◇引込線工事 ◇変電設備工事 ◇構内電気設備（非常用電源設備を含む）工事 ◇照明設備工事 ◇電事線工事 ◇信号設備工事 ◇ネオン装置工事	電気工事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □技術士（電気電子部門、建設部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「電気電子部門」、「建設部門」） □1級電気施工管理技士 □2級電気施工管理技士 □第1種電気工事士 □第2種電気工事士の免状の交付後、実務経験3年以上の実務経験がある者 □第1種、第2種、第3種電気主任技術者免状の交付後電気工事に関し5年以上の実務経験を有する者 □建築士法第20条第3項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に関し1年以上実務経験を有する者 □（社）日本計装工業会の行う1級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し1年以上の実務経験を有する者 □登録電気工事基幹技能者
◇コンクリートブロック積（張）工事 ◇レンガ積（張）工事 ◇タイル張り工事 ◇築炉工事 ◇石綿スレート張り工事	タイル・レンガ・ブロック工事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（躯体又は仕上げ） □1級又は2級建築士 □技能検定1級のタイル張り、築炉、ブロック建築に合格した者 □技能検定のれんが積み、コンクリート積みブロックに合格した者 □技能検定2級のタイル張り、築炉、ブロック建築に合格後タイル・レンガ・ブロック工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □登録エクステリア基幹技能者 □登録タイル張り基幹技能者 □登録ALC工事基幹技能者
◇板金加工取付工事 ◇建築板金工事	板金工事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） □技能検定1級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金 □技能検定2級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金、板金工合格後、1年以上の実務経験を有する者 □登録建築板金基幹技能者
◇ガラス加工取付工事	ガラス工事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） □技能検定1級のガラス施工に合格した者 □技能検定2級のガラス施工に合格した後ガラス工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 □登録硝子工事基幹技能者
◇塗装工事 ◇溶射工事 ◇ライニング工事 ◇布張り仕上げ工事 ◇鋼構造物塗装工事 ◇路面標示工事	塗装工事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装） □1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） □技能検定1級の塗装もしくは検定職種を路面標示施工とするものに合格した者 □技能検定2級の塗装に合格した後塗装工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □登録建設塗装基幹技能者 □登録外壁仕上基幹技能者 □登録標識・路面標示基幹技能者
◇浚渫工事	浚渫工事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） □技術士（建設部門、水産部門・選択科目「水産土木」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、「水産土木」） □土木工事業及び浚渫工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち浚渫工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 □登録海上起重基幹技能者
◇アスファルト防水工事 ◇モルタル防水工事 ◇シーリング工事 ◇塗膜防水工事 ◇シート防水工事 ◇注入防水工事	防水工事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） □技能検定1級の防水施工に合格した者 □技能検定2級の防水施工に合格した後防水工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 □登録防水基幹技能者 □登録外壁仕上基幹技能者
◇インテリア工事 ◇天井仕上げ工事 ◇壁張り工事◇内装間仕切り工事 ◇床仕上げ工事 ◇たたみ工事 ◇ふすま工事 ◇家具工事 ◇防音工事	内装仕上工事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） □1級又は2級建築士 □技能検定1級の畳製作、内装仕上げ施工もしくは表装に合格した者 □技能検定2級の畳製作、内装仕上げ施工もしくは表装に合格した後内装仕上げ工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 □登録内装仕上工事業基幹技能者
◇プラント設備工事 ◇運搬機器設置工事 ◇内燃機発電設備工事 ◇集塵機器設置工事 ◇給排水機器設置工事 ◇揚排水機器設置工事 ◇ダム用仮設備工事 ◇遊戯施設設置工事 ◇舞台装置設置工事 ◇サイロ設置工事 ◇立体駐車場設備工事	機械器具設置工事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □技術士（機械部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「機械部門」）
◇冷暖房設備 ◇冷凍冷蔵設備 ◇動力設備又は燃料工業 ◇化学工業等の設備の熱絶縁工事	熱絶縁工事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） □技能検定1級の熱絶縁施工に合格した者 □技能検定2級の熱絶縁施工に合格した後熱絶縁工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 □登録保温保冷基幹技能者
◇電気通信線路設備工事 ◇電気通信機械設置工事 ◇放送機械設置工事 ◇空中線設備工事 ◇データ通信設備工事 ◇情報制御設備工事 ◇TV電波障害防除設備工事	電気通信工事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □技術士（電気電子部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「電気電子部門」） □電気通信主任技術者資格証の交付を受けた後、5年以上の実務経験を有する者 □1級又は2級電気通信工事施工管理技士 □登録電気工事基幹技能者

建設工事の例示及び建設業の許可並びに主任技術者の資格一覧表

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設業の許可	業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載）
◇植栽工事 ◇地被工事 ◇景石工事 ◇地ごしらえ工事 ◇公園設備工事 ◇広場工事 ◇園路工事 ◇水景工事 ◇屋上等緑化工事	造園 工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級又は2級造園施工管理技士 ☐ 技術士（建設部門、森林部門・選択科目「林業又は林業・林産」又は「森林土木」） ☐ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、「林業又は林業・林産」又は「森林土木」） ☐ 技能検定1級の造園に合格した者 ☐ 技能検定2級の造園に合格した後造園工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ☐ 登録造園基幹技能者 ☐ 登録運動施設基幹技能者
◇さく井工事 ◇観測井工事 ◇還元井工事 ◇温泉掘削工事 ◇井戸築造工事 ◇さく孔工事 ◇石油掘削工事 ◇天然ガス掘削工事 ◇揚水設備工事	さく井 工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 技術士（上下水道部門・選択科目「上水道及び工業用水道」） ☐ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「上水道及び工業用水道」） ☐ 技能検定1級のさく井に合格した者 ☐ 技能検定2級のさく井に合格した後さく井工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ☐ 地すべり防止工事士として登録後、1年以上の実務経験を有する者
◇金属製建具取付工事 ◇サッシ取付け工事 ◇金属製カーテンウォール取付工事 ◇シャッター取付工事 ◇自動ドア取付工事 ◇木製建具取付工事 ◇ふすま工事	建具 工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） ☐ 技能検定1級の建具製作、建具工、カーテンウォール施工もしくはサッシ施工に合格した者 ☐ 技能検定2級の建具製作、建具工カーテンウォール施工もしくはサッシ施工に合格した後、3年以上の実務経験を有する者 ☐ 登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
◇取水施設工事 ◇浄水施設工事 ◇配水施設工事 ◇下水処理設備工事	水道施設 工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） ☐ 技術士（上下水道部門、衛生工学部門・選択科目「水質管理」又は「廃棄物管理又は廃棄物・資源管理」） ☐ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「上下水道部門」、「水質管理」又は「廃棄物管理又は廃棄物・資源管理」） ☐ 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
◇室内消火栓設置工事 ◇スプリンクラー設置工事 ◇水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による 消火設備工事 ◇室外消火栓設置工事 ◇動力消防ポンプ設置工事 ◇火災報知設備工事 ◇漏電火災警報機設置工事 ◇非常警報設備工事 ◇金属製避難はしこ・救急袋・暖降機・避難橋又は排 煙設備の設置工事	消防施設 工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 消防法による申種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者 ☐ 登録消火設備基幹技能者
◇ごみ処理施設工事 ◇し尿処理施設工事	清掃施設 工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 技術士（衛生工学部門・選択科目「廃棄物管理又は廃棄物・資源管理」） ☐ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「廃棄物管理又は廃棄物・資源管理」）
◇工作物解体工事	解体 工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木） ☐ 1級建築施工管理技士又は2級の建築施工管理技士（建築、躯体） ☐ 技術士（建設部門） ☐ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」） ☐ 技術検定1級のとび ☐ 技能検定2級のとびに合格したとび工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ☐ 登録解体工事試験に合格した者 ☐ 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験者 ☐ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験者 ☐ とび・土工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験者

指定学科	業 種 分 類
土木工学	◇土木工事業 ◇舗装工事業 ◇左官工事業 ◇とび・土工工事業 ◇石工事業 ◇屋根工事業 ◇タイル・れんが・ブロック工事業 ◇塗装工事業 ◇鋼構造 物工事業 ◇鉄筋工事業 ◇管工事業 ◇水道施設工事業 ◇清掃施設工事業 ◇浚渫工事業 ◇防水工事業 ◇熱絶縁工事業 ◇造園工事業 ◇さく井工事業 ◇解体工事業
都市工学	◇土木工事業 ◇舗装工事業 ◇建築工事業 ◇大工工事業 ◇ガラス工事業 ◇内装仕上工事業 ◇管工事業 ◇水道工事業 ◇清掃施設工事業 ◇造園工事業
衛生工学	◇土木工事業 ◇舗装工事業 ◇管工事業 ◇水道施設工事業 ◇清掃施設工事業 ◇さく井工事業
交通工学	◇土木工事業 ◇舗装工事業
建築学	◇左官工事業 ◇とび・土工工事業 ◇石工事業 ◇屋根工事業 ◇タイル・れんが・ブロック工事業 ◇塗装工事業 ◇鋼構造物工事業 ◇鉄筋工事業 ◇建築工事業 ◇大工工事業 ◇ガラス工事業 ◇内装仕上工事業 ◇管工事業 ◇水道施設工事業 ◇清掃施設工事業 ◇器械器具工事業 ◇消防施設工事業 ◇熱絶縁工事業 ◇造園工事業 ◇建具工事業 ◇防水工事業 ◇解体工事業
機械工学	◇鋼構造物工事業 ◇鉄筋工事業 ◇機械器具設置工事業 ◇消防施設工事業 ◇さく井工事業 ◇建具工事業 ◇熱絶縁工事業 ◇管工事業 ◇水道施設 工事業
電気工学	◇電気工事業 ◇電気通信工事業 ◇機械器具設置工事業 ◇消防施設工事業
電気通信工学	◇電気工事業 ◇電気通信工事業
林学	◇造園工事業
鉱山学	◇さく井工事業

（注） 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）

（注） 専門学校は、学校教育法に定める指定学科と認められていません。

※1 とび・土工工事業と異なり、大工工事業の許可で請け負うことができる型枠工事は、木製の型枠工事にかぎります。

建設工事の例示及び建設業の許可並びに監理技術者又は特例監理技術者の資格一覧表

・建設業法第15条第2号イ

国土交通大臣が定める試験に合格した者又は免許を受けた者（下表参照）

・建設業法第15条第2号ロ

第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事(4,500万円以上)で、発注者から直接請け負い、2年以上指導監督的な実務の経験を有する者

・建設業法第15条第2号ハ

国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者（下表参照）

また、当該認定が有効期間の満了により効力を失った者で、有効期間の満了の翌日から起算して六月以内に(財)全国建設研修センター、(財)建設業振興基金、(社)日本建設機械化協会が実施する監理技術者講習を受講したもののうち、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イと同等以上の能力を有する者と認める者。

○表一 建設業法第15条第2号イ又はハの資格一覧

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設業の許可	業許可に係る監理技術者の資格
（建設工事の内容） ◇総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	土木 工事業	●建設業法第15条第2号イ ☐ 1級建設機械施工管理技士 ☐ 1級土木施工管理技士 ☐ 技術士（建設部門・農業部門・選択科目「農業土木又は農業農村工学」、森林部門・選択科目「農業土木又は農業農村工学」、水産部門・選択科目「水産土木」） ☐ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、「農業土木又は農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」）
		●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者
（建設工事の内容） ◇総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	建築 工事業	●建設業法第15条第2号イ ☐ 1級建築施工管理技士 ☐ 1級建築士
		●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者
◇大工工事 ◇型枠工事 ◇造作工事	大工 工事業	●建設業法第15条第2号イ ☐ 1級建築施工管理技士 ☐ 1級建築士
◇とび工事 ◇ひき工事 ◇足場等仮設工事 ◇重量物の場重運搬配置工事 ◇鉄骨組立工事 ◇コンクリートブロック据付工事 ◇工作物解体工事 ◇くい工事 ◇くい打ち工事 ◇くい抜き工事 ◇場所打ちくい工事 ◇土工事 ◇掘削工事 ◇根切り工事 ◇発破工事 ◇盛土工事 ◇コンクリート工事 ◇コンクリート打設工事 ◇コンクリート圧送工事 ◇プレストレストコンクリート工事 ◇地すべり防止工事 ◇地盤改良工事 ◇ボーリンググラウト工事 ◇土留め工事 ◇仮締切工事 ◇吹付け工事 ◇道路付属物設置工事	とび・土工 事業	●建設業法第15条第2号イ ☐ 1級建設機械施工管理技士 ☐ 1級土木施工管理技士 ☐ 1級建築施工管理技士 ☐ 技術士（建設部門・農業部門「農業土木又は農業農村工学」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」） ☐ 技術士（総合技術監理部門「建設部門」、「農業土木又は農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」）
◇左官工事 ◇モルタル工事 ◇モルタル防水工事 ◇吹付け工事 ◇とぎ出し工事 ◇洗い出し工事	左官 工事業	●建設業法第15条第2号イ ☐ 1級建築施工管理技士
◇石積（張）工事 ◇コンクリートブロック積（張）工事	石 工事業	●建設業法第15条第2号イ ☐ 1級土木施工管理技士 ☐ 1級建築施工管理技士
◇冷暖房設備工事 ◇冷凍冷蔵設備工事 ◇空調調設備工事 ◇給排水・給湯設備工事 ◇厨房設備工事 ◇衛生設備工事 ◇浄化槽設備工事 ◇水洗便所設備工事 ◇ガス管配管工事 ◇ダクト工事 ◇管内更正工事	管 工事業	●建設業法第15条第2号イ ☐ 1級管工事施工管理技士 ☐ 技術士（機械部門・選択科目「流体工学」、「熱工学又は熱・動力エネルギー機器」、上下水道部門、衛生工学部門） ☐ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「流体工学」、「熱工学又は熱・動力エネルギー機器」、「上下水道部門」、「衛生工学部門」）
		●建設業法第15条第2号ハ ①次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者
◇鉄骨工事 ◇橋梁工事 ◇鉄塔工事 ◇石油・ガスの貯蔵用タンク設置工事 ◇屋外広告塔工事 ◇閘門・水門等の門扉設置工事	鋼構造物 工事業	●建設業法第15条第2号イ ☐ 1級土木施工管理技士 ☐ 1級建築施工管理技士 ☐ 1級建築士 ☐ 技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」） ☐ 技術士（総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」）
		●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者
◇鉄筋加工組立工事 ◇ガス圧接工事	鉄筋 工事業	●建設業法第15条第2号イ ☐ 1級建築施工管理技士
◇アスファルト舗装工事 ◇コンクリート舗装工事 ◇ブロック舗装工事 ◇路盤盤造工事	舗装 工事業	●建設業法第15条第2号イ ☐ 1級土木施工管理技士 ☐ 1級建設機械施工管理技士 ☐ 技術士（建設部門） ☐ 技術士（総合技術監理部門「建設部門」）
		●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設業の許可	業許可に係る監理技術者の資格
◇屋根ふき工事	屋根 工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士 □1級建築士
◇発電設備工事 ◇送配電線工事 ◇引込線工事 ◇変電設備工事 ◇構内電気設備（非常用電源設備を含む）工事 ◇照明設備工事 ◇電車線工事 ◇信号設備工事 ◇ネオン装置工事	電気 工事業	●建設業法第15条第2号イ □一級電気工事施工管理技士 □技術士（電気電子部門、建設部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「電気電子部門」、「建設部門」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法施行令の一部を改正する政令（H6政令第391号）の公布の日から改正令附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行日までの間に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者としてその営業所に置かれていたして置かれていた経験のある者
◇コンクリートブロック積（張）工事 ◇レンガ積（張）工事 ◇タイル張り工事 ◇築炉工事 ◇石綿スレート張り工事	タイル・レン ガ・ブロック 工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士 □1級建築士
◇板金加工取付工事 ◇建築板金工事	板金 工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇ガラス加工取付工事	ガラス 工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇塗装工事 ◇溶射工事 ◇ライニング工事 ◇布張り仕上げ工事 ◇鋼構造物塗装工事 ◇路面標示工事	塗装 工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士 □1級建築施工管理技士
◇浚渫工事	浚渫 工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士 □技術士（建設部門、水産部門・選択科目「水産土木」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、「水産土木」）
◇アスファルト防水工事 ◇モルタル防水工事 ◇シーリング工事 ◇塗膜防水工事 ◇シート防水工事 ◇注入防水工事	防水 工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇インテリア工事 ◇天井仕上げ工事 ◇壁張り工事 ◇内装間仕切り工事 ◇床仕上げ工事 ◇たたみ工事 ◇ふすま工事 ◇家具工事 ◇防音工事	内装仕上 工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士 □1級建築士
◇プラント設備工事 ◇運搬機器設置工事 ◇内燃力発電設備工事 ◇集塵機器設置工事 ◇給排水機器設置工事 ◇揚排水機器設置工事 ◇ダム用仮設備工事 ◇遊戯施設設置工事 ◇舞台装置設置工事 ◇サイロ設置工事 ◇立体駐車場設備工事	機械器具 設置 工事業	●建設業法第15条第2号イ □技術士（機械部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「機械部門」）
◇冷暖房設備 ◇冷凍冷蔵設備 ◇動力設備又は燃料 工業 ◇化学工業等の設備の熱絶縁工事	熱絶縁 工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇電気通信線路設備工事 ◇電気通信機械設置工事 ◇放送機械設置工事 ◇空中線設備工事 ◇データ通信設備工事 ◇情報制御設備工事 ◇TV電波障害防除設備工事	電気通信 工事業	●建設業法第15条第2号イ □技術士（電気電子部門） □技術士（総合技術監理部門「電気電子部門」）
◇植栽工事 ◇地被工事 ◇景石工事 ◇地ごしらえ工事 ◇公園設備工事 ◇広場工事 ◇園路工事 ◇水景工事 ◇屋上等緑化工事	造園 工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級造園施工管理技士 □技術士（建設部門、森林部門・選択科目「林業又は林業・林産」又は「森林土木」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、「林業」又は「森林土木」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法施行令の一部を改正する政令（H6政令第391号）の公布の日から改正令附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行日までの間に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者としてその営業所に置かれていたして置かれていた経験のある者
◇さく井工事 ◇観測井工事 ◇還元井工事 ◇温泉掘削工事 ◇井戸築造工事 ◇さく孔工事 ◇石油掘削工事 ◇天然ガス掘削工事 ◇揚水設備工 事	さく井 工事業	●建設業法第15条第2号イ □技術士（上下水道部門・選択科目「上下水道及び工業用水道」） □技術士（総合技術監理部門「上下水道及び工業用水道」）
◇金属製建具取付工事 ◇サッシ取付け工事 ◇金属製カーテンウォール取付工事 ◇シャッター取付工事 ◇自動ドア取付工事 ◇木製建具取付工事 ◇ふすま工事	建具 工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇取水施設工事 ◇浄水施設工事 ◇配水施設工事 ◇下水処理設備工事	水道施設 工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士 □技術士（上下水道部門、衛生工学部門・選択科目「水質管理又は廃棄物管理又は廃棄物・資源管理」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「上下水道部門」、「水質管理又は廃棄物管理又は廃棄物・資源管理」）
◇室内消火栓設置工事 ◇スプリンクラー設置工事 ◇水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末によ る消火設備工事 ◇室外消火栓設置工事 ◇動力消防 ポンプ設置工事 ◇火災報知設備工事 ◇漏電火災警報機設置工事 ◇非常警報設備工事 ◇金属製避難はしご・救助袋・ 緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事	消防施設 工事業	—
◇ごみ処理施設工事 ◇し尿処理施設工事	清掃施設 工事業	●建設業法第15条第2号イ □技術士（衛生工学部門・選択科目「廃棄物管理又は廃棄物・資源管理」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「廃棄物管理又は廃棄物・資源管理」）
◇工作物解体工事	解体 工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士 □1級建築施工管理技士 □技術士（建設部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営ん でいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し 監理技術者として置かれていた経験のある者

6 施工体制台帳の作成のポイント

1. 建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が5,000万円(建築一式工事:8,000万円)以上になる場合は、施工体制台帳を作成することが義務づけられています。(建設業法第24条の8)

施工体制台帳は、下請、孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳を言います。

施工体制台帳は、公共工事と民間工事を問わず作成しなければなりません。また、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間、工事現場ごとに備えおく必要があります。(建設業法施行規則第14条の7)

なお、平成26年の入札契約適正化法の改正により、公共工事については下請金額による下限を撤廃し、公共工事を受注した建設業者が下請契約をするときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければなりません。(平成27年4月1日より施行)

2. 施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負」契約における全ての下請負人(無許可業者を含む。)を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。

建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときは記載が必要となる場合もあります。

図2-1 施工体制台帳の作成範囲

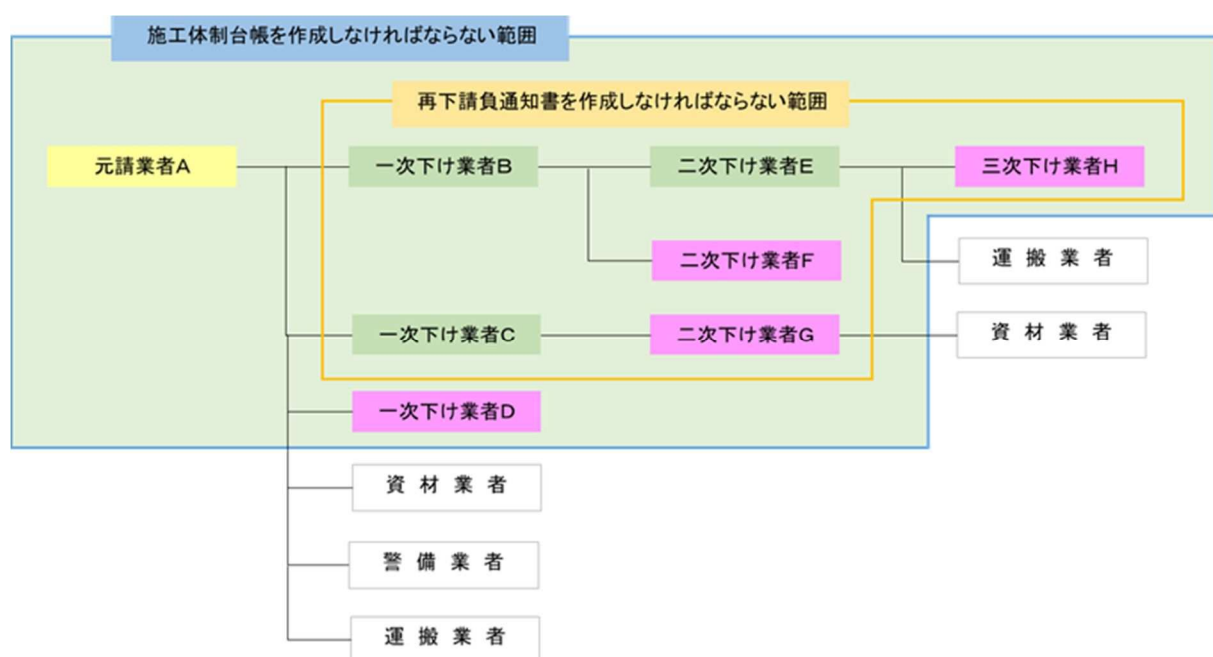
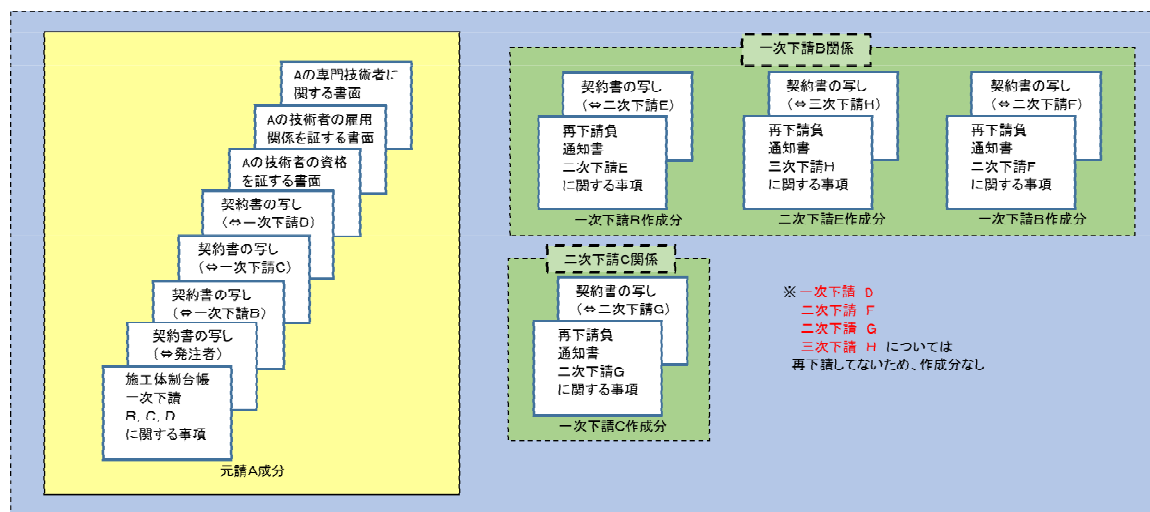


図2-2 施工体制台帳の構成(重要)

① 元請業者と一次下請け業者の記載事項と添付書類

② 再下請負通知の記載事項と添付書類

※①と②を併せた全体で施工体制台帳となります



■施工体制台帳の添付書類は以下のとおりです。

① 発注者との請負契約書

◎発注者と作成建設業者の請負契約の写し

② 下請契約書

◎作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し
(契約数量を明記したもの)

③ 元請主任技術者・監理技術者(専門技術者)関係

◎主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を要することを証する書面(監理技術者を専任の要する工事に配置する場合には監理技術者資格者証の写し)

◎主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

◎専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

◎県外業者と下請契約を締結する場合は、「選定理由書」

3. 施工体制台帳及び施工体系図の作成等の関係は次のようになります。

	施工体制台帳	施工体系図
	公共工事	公共工事
建設業法	作成	作成・掲示 (工事現場の見やすい場所)
入札契約 適正化法	写しを提出	作成・掲示 (工事現場の工事関係者が見やすい場所 及び公衆の見やすい場所)
注意1):	一度作成した施工体制台帳の記載事項又は添付書類について変更があったときは遅滞なく変更があった年月日を付記して、すでに記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又はすでに添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければなりません。	
注意2):	施工体系図は工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に、掲示しなければなりません。(建設業法第24条の7項第4項、建設業法施行規則第14条の7)。したがって、工事の進行によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、すみやかに施工体系図の表示の変更をしなければなりません。	

4. 「監督員」、「現場代理人」については、定められていない場合は、記載不要です。
5. 「専門技術者(資格内容、担当工事内容)」については、置いた場合のみ記載することになります。

■専門技術者の配置とは

土木工事業や建築工事業の業者が、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合(元請業者)でこれらの一式工事の中にほかの専門工事も含まれている場合には、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を持っている者(専門技術者)を工事現場に置かなければなりません。(建設業法第26条の2第1項)

このため、土木一式工事又は建築一式工事を受注してその中で併せて専門工事も施工する建設業者は、

一式工事の主任技術者又は監理技術者が、その専門工事について、主任技術者の資格を持っている場合、その者が専門技術者を兼ねる

一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事について、主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置する

その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業業者に下請する

のいずれかを選ばなければなりません。

また、建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事(各専門工事)に附帯するほかの工事(いわゆる附帯工事)をすることができますが、その場合にも、当該附帯工事(軽微な工事は除く)に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。(建設業法第26条の2第2項)

6. 当該建設工事に従事する元請業者並びに全ての下請け業者に関する作業員名簿の作成が必要となります。

施工体制台帳 (福岡県発注工事用様式)

記載例

【会社名・事業者ID】 OO建設(株)

【事業所名・現場ID】 OOO作業所

作成建設業者が受けている許可をすべて記入

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)日
土木、とび・土工、建築	土木、とび・土工、建築	第AAAAA号	AA年 AA月 AA日
建築	建築	第AAAAA号	AA年 AA月 AA日

工事名称	県道○○○○線 道路改良工事
工事内容	工事内容 (土工V=500㎡、舗装工=80㎡、舗装工=200㎡)
発注者名	福岡県 ○○県土木部
発注者住所	〒000-0000 ○○市○○町○○

契約日	AA年 AA月 AA日
契約金額	AA, AAA, AAA円
自	令和AA年 AA月 AA日
至	令和AA年 AA月 AA日

発注者と契約を締結した作成建設業者の営業所を記入

区分	名称	住所
元請契約	OO建設(株)	OO市○○町大字○○
下請契約	OO建設(株)	OO市○○町大字○○

一次下請と契約を締結した作成建設業者の営業所を記入

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
加入の有無	加入	加入	加入
事業所整理番号	00建設(株)	AAAA	AAAA
元請契約	00建設(株)	AAAA	AAAA
下請契約	00建設(株)	AAAA	AAAA

下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名を記入

発注者の監督員名	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
監督員名	監督員名	監督員名	監督員名
現場代理人名	現場代理人名	現場代理人名	現場代理人名
監督員名	監督員名	監督員名	監督員名
監督員名	監督員名	監督員名	監督員名
監督員名	監督員名	監督員名	監督員名
監督員名	監督員名	監督員名	監督員名
監督員名	監督員名	監督員名	監督員名
監督員名	監督員名	監督員名	監督員名
監督員名	監督員名	監督員名	監督員名

下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名、資格、工事内容を記入

監督員名	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
監督員名	監督員名	監督員名	監督員名
現場代理人名	現場代理人名	現場代理人名	現場代理人名
監督員名	監督員名	監督員名	監督員名
監督員名	監督員名	監督員名	監督員名
監督員名	監督員名	監督員名	監督員名
監督員名	監督員名	監督員名	監督員名
監督員名	監督員名	監督員名	監督員名
監督員名	監督員名	監督員名	監督員名
監督員名	監督員名	監督員名	監督員名

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	△△工業(株)		代表者名	△△△△
住所(※1)	〒BBB-BBBB △△市△△町△△			
工事名称	県道○○○○線 道路改良工事			
工事内容	工事内容 (コンクリート工事、鉄筋工事、型枠工事)			
契約日	令和BB年	BB月	BB日	目 至 令和BB年 BB月 BB日
下請契約額(※2)	B, BBB, BBB円			
代金支払方法等	・前払 () % ・部分払 () % ・現金 100 % ・手形 % ・その他 (回 / 月)			
手形期間	・毎月払 ・隔月払 ・その他 (回 / 月)			
	・契約書 ・注文書 及び諸書			

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
とび・土工	とび・土工	第BBB-BBBB号	BB年 BB月 BB日
建築	建築	第BBB-BBBB号	BB年 BB月 BB日

健康保険等の加入状況(※4)	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
加入の有無	加入	加入	加入
事業所整理番号	△△工業(株)	BBB-BBBB	BBB-BBBB-9
元請契約	△△工業(株)	BBB-BBBB	BBB-BBBB-9
下請契約	△△工業(株)	BBB-BBBB	BBB-BBBB-9

現場代理人名	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
権限及び意見申出方法	権限及び意見申出方法	権限及び意見申出方法	権限及び意見申出方法
主任技術者名	主任技術者名	主任技術者名	主任技術者名
資格内容	資格内容	資格内容	資格内容
担当工事内容	担当工事内容	担当工事内容	担当工事内容

外国人技能実習生の従事状況(有無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)
有	有
有	有
有	有
有	有
有	有
有	有
有	有
有	有
有	有
有	有

- (※1) 県外業者と下請契約を締結する場合は、「適定理由書」を添付すること。
 (※2) 下請契約額には、社会保険料等(健康保険・厚生年金保険・雇用保険の事業主負担分及び労働者負担分)を含むこと。
 (※3) 契約書とは、建設工事標準下請契約約款又はこれに準じた内容をもつ契約書であること。
 (※4) 社会保険等未加入業者(適用除外除く)を、1次下請契約の相手方としてではない。

※ 色つきセルは入力必須項目。

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)
 ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事については締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
 ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定している者であることを証する書面又はこれら5の写し
 ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定している者であることを証する書面又はこれらの写し

記載例

再下請負通知書 (福岡県発注工事用様式)

直近上位 注文者名	〇〇建設(株)
元請名称・ID 事業者ID	〇〇建設(株)

【報告下請負業者】

住所	〒BBB-BBBB △△市△△町△△
会社名・ 事業者ID	△△工業(株)
代表者名	△△ △△

再下請負人が請負った
建設工事の契約書に
記載された工事名及び
その工事の具体的内容を記入

再下請負人が請負った建設工事の
契約書に記載された契約日を記入

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名 ・事業者ID	〇〇土木(株)	代表者名	〇〇 〇〇
住所 電話番号	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇	TEL	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
工事名称 ・工事内容	県道〇〇〇〇線 道路改良工事 工事内容(鉄筋工事)	工期	自 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 至 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
契約日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	工	日 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
下請契約額 (※)	111		

《自社に関する事項》

工事名称 ・工事内容	県道〇〇〇〇線 道路改良工事 工事内容(コンクリート工事、鉄筋工事、型枠工事)
契約日	令和BB年 BB月 BB日
契約金額	B, BBB, BBB円

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
とび・土工	大臣 特定 工業業 知事 一般	第BBB BBBB号	BB 年 BB 月 BB 日

健康保険等 の加入状況 (※2)	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	事業所 整理記号等	〇〇	〇〇	〇〇
	営業所の名称	〇〇	〇〇	〇〇
	健康保険	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

監督員名	△△ △△	安全衛生責任者名	△△ △△
権限及び 意見申出方法	文書及び口頭による	安全衛生推進者名	△△ △△
現場代理人名	△△ △△	雇用管理責任者名	△△ △△
権限及び 意見申出方法	文書及び口頭による	専門技術者名	資格内容
主任技術者名	△△ △△	資格内容	担当工事内容
資格内容	二級土木施工管理技士		

再下請負人を監督するため
再下請負通知人が監督員を
置いた場合その氏名を記入

一号特定技能外国人 の従事状況(有無)	有	外国人技能実習生 の従事状況(有無)	有

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
鉄筋	大臣 特定 工業業 知事 一般	第BBB BBBB号	BB 年 BB 月 BB 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
事業所 整理記号等	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
営業所の名称	〇〇土木(株)	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	〇〇 〇〇	安全衛生責任者名	〇〇 〇〇
権限及び 意見申出方法	文書及び口頭による	安全衛生推進者名	〇〇 〇〇
主任技術者名	〇〇 〇〇	雇用管理責任者名	〇〇 〇〇
資格内容	二級土木施工管理技士	専門技術者名	資格内容
		担当工事内容	

一号特定技能外国人 の従事状況(有無)	有	外国人技能実習生 の従事状況(有無)	有

(※1) 下請契約額には、社会保険料等(健康保険・厚生年金保険・雇用保険の事業主負担及び
労働者負担)を含むこと。

※ 色つきセルは入力必須項目。

※再下請通知書の添付書類(建設法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工
事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

施工体系図(福岡県発注工事用様式)

記載例

発注者名	福岡県 ●●県土整備事務所
工事名	県道 ●●●●線 道路改良工事

工期	令和4年 4月 4日
至	令和4年 4月 4日

作成建設業者が発注者と締結した
契約書に記載された工期を記入

(1次下請)

元請名・事業者ID	〇〇建設(株)
監督員名	〇〇 〇〇
監理技術者名	〇〇 〇〇
監理技術者補佐名	〇〇 〇〇
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

会社名・事業者ID	△△工業(株)
所在地	△△市△△町△△
代表者名	△△ △△
許可番号	BBB BBB BB
一般/特定	一般/特定
請負代金	B,BB,BBB ¥
安全衛生責任者	
主任技術者	△△ △△
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	BB年BB月BB日～BB年BB月BB日

会社名・事業者ID	〇〇土木(株)
所在地	〇〇市〇〇町〇〇
代表者名	〇〇 〇〇
許可番号	CCC CCC CC
一般/特定	一般/特定
請負代金	CCC CCC ¥
安全衛生責任者	
主任技術者	〇〇 〇〇
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	CC年CC月CC日～CC年CC月CC日

会社名・事業者ID	
所在地	
代表者名	
許可番号	
一般/特定	一般/特定
請負代金	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日

会社名・事業者ID	
所在地	
代表者名	
許可番号	
一般/特定	一般/特定
請負代金	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日

下請負人が請負った
建設工事の具体的内容を記入

会長	元方 安全衛生管理者 〇〇 〇〇

副会長	〇〇 〇〇

会社名・事業者ID	◇◇建設(株)
所在地	◇◇市◇◇町◇◇
代表者名	◇◇ ◇◇
許可番号	DDD DDD DD
一般/特定	一般/特定
請負代金	DDD DDD ¥
安全衛生責任者	
主任技術者	◇◇ ◇◇
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	DD年DD月DD日～DD年DD月DD日

会社名・事業者ID	
所在地	
代表者名	
許可番号	
一般/特定	一般/特定
請負代金	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日

会社名・事業者ID	
所在地	
代表者名	
許可番号	
一般/特定	一般/特定
請負代金	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日

会社名・事業者ID	
所在地	
代表者名	
許可番号	
一般/特定	一般/特定
請負代金	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日

記載要領

- 建設業法で様式は定められていませんが、福岡県県土整備部が発注する工事はこの様式の記載項目によってください。
- 様式ファイル上の青色部分は入力必須項目ですが、登録している場合は記載する項目や、置かない場合は記載不要の項目もありますので適宜入力してください。
- 下請負人が建設業の許可を受けていない場合(軽微な工事のみ請け負う業者の場合)は、下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に係る部分は記載不要です。
- 現場での掲示用については、太枠部分の表示を省略することができるようとします。
- 施工体系は、契約関係が分かるように太い実線で繋いでください。

(2次下請)

(3次下請)

記載例

施工体系図(福岡県発注工事用様式)

※施工体系図は様式3-1または3-2のいずれかを、選択して作成のこと

発注者名	〇〇県土整備事務所
工事名称	県道〇〇〇〇線 道路改良工事

工期	自 令和7年7月2日	至 令和7年11月27日

元請建設業者が請負った工事の工期を記入

元請名・事業者ID	〇〇建設(株)
監督員名	〇〇 〇〇
監理技術者名・主任技術者名	〇〇 〇〇
監理技術者を補佐する者	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

一次下請を監督するために
元請建設業者が監督員を置いた場合記入

会長(統括安全衛生責任者)	〇〇 〇〇
元方安全衛生管理者	〇〇 〇〇
副会長	〇〇 〇〇
副会長	
書記	

〇注意事項

1. 色つきセルは入力必須項目。

2. 現場での掲示用については、
本枠部分の表示を
省略することができるものとする。

※この書類は、下請負業者編成表に基づき、元請業者が作成する。

下請負人と契約した工期を記入

請負 次数	企業名・事業者ID	代表者氏名	工事内容	工期	建設業許可番号1	建設業許可番号2	安全衛生 責任者	主任 技術者	特定専門 工事担当 の有無	専門技術者	担当 工事内容	所在地	請負代金	適正な労働条件に係る 「誓約書」の日付
1	△△工業(株)	△△ △△	一般土木工事	BB年BB月BB日～ BB年BB月BB日	BBBBBBB			△△ △△	無			△△市△△町△△	B, BBB, BBB 円	BB年BB月BB日
2	□□土木(株)	□□ □□	一般土木工事	CC年CC月CC日～ CC年CC月CC日	CCCCCCC			□□ □□	無			□□市□□町□□	CCC, CCC 円	CC年CC月CC日
3	(株)◆◆産業	◆◆ ◆◆	とび・土工工事	DD年DD月DD日～ DD年DD月DD日	DDDDDDD			◆◆ ◆◆	無			◆◆市◆◆町◆◆	DDD, DDD 円	DD年DD月DD日
2	(株)●●組	●● ●●	コンクリート工事	EE年EE月EE日～ EE年EE月EE日	EEEEEEE			●● ●●	無			●●市●●町●●	EEE, EEE 円	EE年EE月EE日
1	◇◇道路(株)	◇◇ ◇◇	舗装工事	FF年FF月FF日～ FF年FF月FF日	FFFFFFF			◇◇ ◇◇	無			◇◇市◇◇町◇◇	F, FFF, FFF 円	FF年FF月FF日

契約関係が分かるような順番で記入

追加

簿
名
員
業
作

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために、請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

元請 確認欄	提出日	年	月	日

[illegible]

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険。上記の保険に加入しておらず、後掲高齢者等である等)により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合)左欄に「日雇保険」と記載。事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業共済職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれ欄の「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例: 登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

7 腕章について

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-10 の3（現場技術者等の腕章の着用）に下記のとおり規定されている。

「受注者は、現場における責任の自覚と意識の高揚、ならびに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を図るため現場代理人及び主任技術者（監理技術者）には、腕章の着用を義務付けるものとする。なお腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は、腕の見易い所を原則とする。なお、腕章のほかにも名札を着用することが望ましい。」

1 目的

- （1）住民の信頼に応え、技術者の責任の自覚と意識の高揚
- （2）発注者・受注者相互、元請・下請負者相互及び住民から見た責任者の明確化

2 対象者

- （1）現場代理人
- （2）監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐）

3 腕章の仕様

- （1）着用箇所は、腕の見易い所を原則とする。
- （2）仕様は別紙による。

4 対象工事

全ての工事を対象とする。

別紙

腕章の仕様

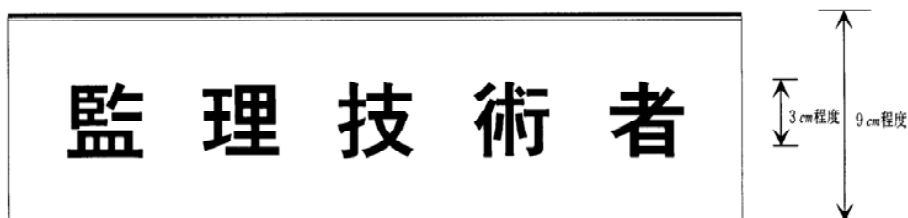
(監督職員が、請負者と協議する腕章の仕様は、下記を例とする。)

例：現場代理人の場合



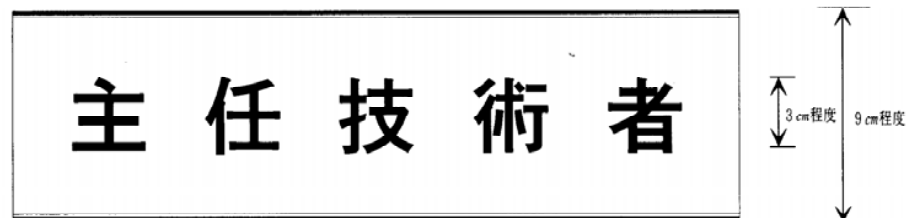
- 注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可。
2. 既に使用の腕章で、類似品も可。

例：監理技術者の場合



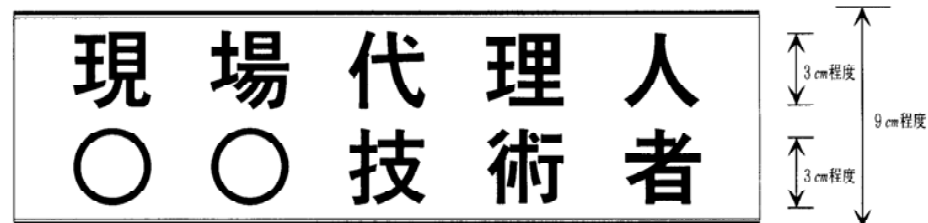
- 注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可。
2. 既に使用の腕章で、類似品も可。

例：主任技術者の場合



- 注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可。
2. 既に使用の腕章で、類似品も可。

例：現場代理人と技術者を兼務している場合



- 注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可。
2. 既に使用の腕章で、類似品も可。

8 発注者による施工体制点検

公共工事の品質確保をするためには、工事の施工段階における現場の適正な施工体制が図られることが重要であるため、平成 13 年 4 月『公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律』が施行され、平成 26 年同法の改正においては、公共工事については下請金額による下限を撤廃し、公共工事を受注した建設業者が下請契約をするときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならないこととなった。その後、幾度の法令改正を経て現在に至っている。

発注者は、次のような施工体制の点検を行っている。

〔基本点検〕

- ① 監理技術者等の配置に関する点検（建設業法第 26 条など）
 - ・元請の主任（監理）技術者の役割、資格、専任性などの確認について
- ② 施工体制台帳の備付に等に関する点検（建設業法第 24 条、40 条など）
 - ・施工体制台帳の備付に関する点検
 - ・施工体系図の掲示
 - ・建設業許可証、建退共加入者証などの掲示
 - ・建退共加入者証の掲示
 - ・工事カルテの登録状況
- ③ 下請け契約に関する点検（建設業法第 3 条、19 条など）
 - ・下請けの建設業許可
 - ・下請け契約での工事内容の明確性
 - ・適切な請負代金の支払い方法

〔一括下請点検〕

- ① 元請業者の下請施工関与状況に関する点検（建設業法第 26 条など）
 - ・現場代理人常駐状況、主任（監理）技術者の専任状況
 - ・発注者との協議
 - ・住民説明、他団体との協議
 - ・隣接工事との調整
 - ・施工計画などの協議
 - ・工程管理、出来形監理、品質確保について
 - ・段階確認について
 - ・安全管理について
 - ・安全衛生責任者、作業主任者の確認
 - ・災害防止の取り組みについて

〔下請け者の点検〕

- ① 下請けの主任技術者などの配置状況（建設業法 7 条、19 条）
 - ・下請けの主任技術者の資格、専任
 - ・請負代金、購入材料

第 3 編 施工管理

1 施工計画書

1-1 施工計画の目的

施工計画作成の目的は、図面・仕様書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等定めるものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものである。

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-6 施工計画書 1. 一般事項に、『受注者は、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に**提出**しなければならない。』と規定している。従って、施工計画書は、受注者の責任において作成するもので、発注者が施工方法等の選択について注文をつけるものではない。また、災害対応等のように、概算数量発注であって当初契約と実施工が合わない場合は、施工内容が決定されてから施工計画書を作成し提出してよい。

なお、施工計画書には、下記の事項について記載するよう規定されている。

- (1) 工 事 概 要
- (2) 計 画 工 程 表
- (3) 現 場 組 織 表
- (4) 指 定 機 械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主 要 資 材
- (7) 施 工 方 法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施 工 管 理 計 画
- (9) 安 全 管 理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交 通 管 理
- (12) 環 境 対 策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) 事故防止対策法定休日・所定休日（週休二日の導入）
- (16) 工事現場における交通事故等の防止についてその他
- ~~(17) ICT活用工事について~~
- ~~(18) その他~~

※○事故防止対策、○工事現場における交通事故等の防止について、ICT 活用工事については、必要に応じて作成し別途提出すること。

さらに、『監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は当初請負金額 5,000 万円未満の工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。』となっている。ただし書きの運用として、**当初請負金額 5,000 万円未満の工事においては、次ページに示す必須項目に該当がある場合、＜該当必須書類＞を「施工計画書（簡易版）」として、工事着手前にとりまとめ作成し提出すればよいものとする。**

この外、2. 変更施工計画書には『受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。』

また、3. 詳細施工計画書には『監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。』と規定されている。

ただし、工期や数量だけの軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の

提出は要しない。なお、一連の変更経緯全てを含め、一つの施工計画書としてとりまとめたものは作成不要とする。

1-2 施工計画書記載事項の内容

土木工事共通仕様書に規定されている記載事項の標準的内容は下表のとおりである。前述の通り、**当初請負金額5,000万円未満の工事においては、必須項目に該当がある場合、＜該当必須書類＞を「施工計画書（簡易版）」として、工事着手前にとりまとめ作成し提出すればよいものとする。**

なお、関係事項であるが、**材料承認願**いは材料使用前に別途提出し承認（承諾）を受けること。また、**交通安全管理計画書**は道路使用許可を要する場合に、道路使用許可を受けた時点で速やかに別途提出すること。

必須項目	記載事項	内 容 ＜該当必須書類＞
	工 事 概 要	工事名、河川または路線名、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容
	計 画 工 程 表	横棒式工程表、斜線式工程表、ネットワーク等で作成
	現 場 組 織 表	現場の組織、編成、命令系統、業務分担
	指 定 機 械	設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械
	主 要 船 舶・機 械	設計図書で指定されていない使用機械
	主 要 資 材	指定材料、主要材料、材料試験方法
	施 工 方 法	主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容
	施 工 管 理	実施工程の手法・管理方法
○	工 品 質 管 理	＜品質管理計画表＞
	管 写 真 管 理	写真管理計画表
○	理 出 来 形 管 理	＜出来形管理計画表＞
○	計 段 階 確 認	段階確認計画＜段階確認書＞の施工予定表に一覧で記載しても良い
	画 品 質 証 明	品質証明計画表
○	安 全 管 理	安全管理体制、安全対策、異常気象時の防災対策、安全訓練の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針 ＜安全・訓練等の活動計画書＞
	緊 急 時 の 体 制 及 び 対 応	事故発生時の連絡系統図、対応策 災害発生時の体制
	交 通 管 理	交通管理、交通処理
	環 境 対 策	大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策
	現 場 作 業 環 境 の 整 備	現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策
○	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	＜建設廃棄物処理計画書＞、＜建設発生土処分地計画書＞ ＜再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書＞
	法定休日・所定休日（週休二日の導入）	週休二日の取り組み、その実施内容
	そ の 他	契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。

1－3 施工計画書作成の留意点

(1) 施工計画の基本事項

施工計画作成時に検討する基本的項目は、次のとおりである。

- ① 工事の目的、内容、契約条件等の把握
- ② 現場条件（地形、気象、道路状況、近接状況、環境、制約条件等）
- ③ 全体工程（基本工程）
- ④ 施工方法（施工順序、使用機械等）
- ⑤ 仮設備の選択及び配置

(2) 施工計画書作成の要点

施工計画書作成は、上記基本事項を十分調査・検討・把握し、施工性・経済性・安全性との関連を繰り返し検討（施工計画作成フロー図参照）しながら、最適施工体制を決定する事が重要である。公共工事を施工するための計画書作成は、すでに受注を決定し、施工開始期日を前提として作成される場合が一般的である。このことから、受注時の自社の体制・実施能力との関連も検討し、確実に施工できるものでなければならない。だが確実性を追うあまりに、新技術・新工法等を検討できないようでは、技術の進歩はあり得ない。たとえ小規模でも新技術・新工法の採用を含めた幅広い検討が必要である。

現在の土木産業には、生産性の向上・環境保全といった大きな社会的要求があり、これらの問題に対し積極的な社会参画という形で取り組み、計画段階から具体的なかつ、効果的な方法を計画書に反映させることも考慮しなければならない。

具体的検討項目は、次のとおりである。

① 生産性の向上に関する標準的な検討項目

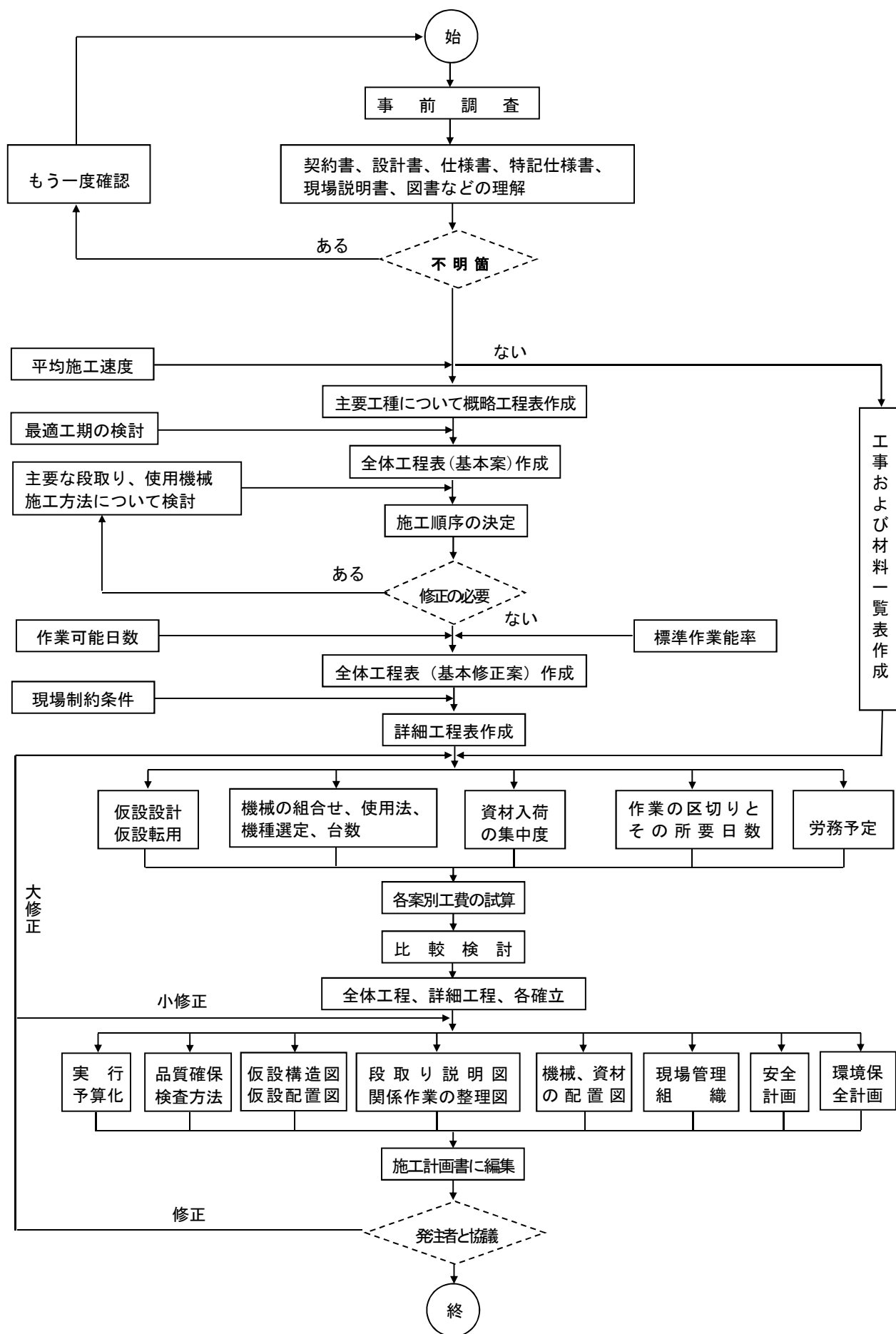
- (a) 合理的な分割施工
- (b) 仮設の独自性
- (c) 作業の規格化・標準化
- (d) 新技術・新工法の採用
- (e) 施工の機械化

② 環境保全に関する標準的な検討項目

- (a) 環境の観点からの資材や機械の選別
- (b) 地域社会への貢献
- (c) 廃棄物の減量化・適正処理
- (d) エネルギー利用の効率化
- (e) 社員の意識改革

このように、施工計画の作成にあたっては、基本事項を十分把握し、経済性・施工性等を検討することは勿論、現在の社会的要請も認識し、自主性・創意性を失わないような形で幅広い検討を行うことが重要である。

(3) 施工計画書作成フロー図



1-4 施工計画書作成要領

(1) 工事概要

工事の概要及び内容を記載する。工事内容は工事数量総括表の工種・種別・数量等を記入する。
(工種が1式表示及び主体工種以外については、工種のための記載でもよい。)

[記載例]

工 事 概 要

工 事 名	〇〇地区〇〇工事
河川または路線名	県道〇〇〇線
工 事 場 所	〇〇市〇地先～〇〇市〇地先
請 負 代 金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
契 約 年 月 日	令和〇年〇月〇日
工 期	自 令和〇年〇月〇日～至 令和〇年〇月〇日
発 注 者	〇〇事務所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
受 注 者	〇〇建設株式会社 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇

工 事 内 容

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	摘要
道路改良	土工			式	1	
	基礎工	既製杭工	鋼管杭打設	本	23	
	擁壁工	1号擁壁工		m	40	
		2号擁壁工		m	25	
		ブロック積工		m ²	200	
	路盤工	下層路盤工		m ²	700	
		上層路盤工		m ²	700	
	舗装工	表層工		m ²	700	
	仮設工			式	1	

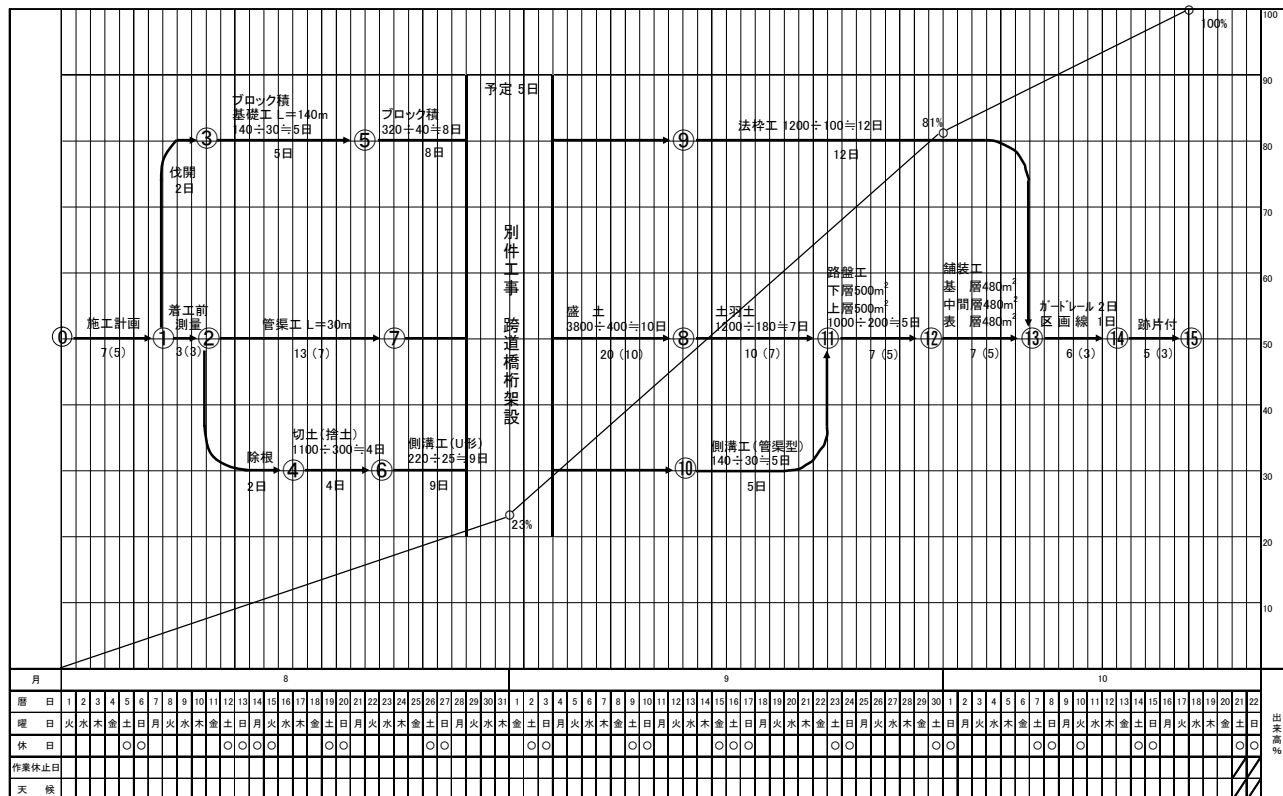
(2) 計画工程表

1. 計画工程表はネットワーク・バーチャート等で作成し、各種別又は、細別毎の作業開始・終了がわかるように記載する。
2. 工程表は、それぞれの作成方法・特性を充分理解し、該当工事に適した様式で作成する。
3. 作成にあたっては、気象・地質・地下水等により施工に大きな影響が予想される事項については、過去のデータ等を充分調査し、計画に反映させる。
4. 作業日数決定根拠は、計画工程表に表示するか、資料として整理し、工程打合せ時等に提示出来るように整理しておく。

[作成例：ネットワーク工程表]

〇〇〇工事計画工程表

工 期 自 令和〇年 8月 1日
至 令和〇年 10月20日

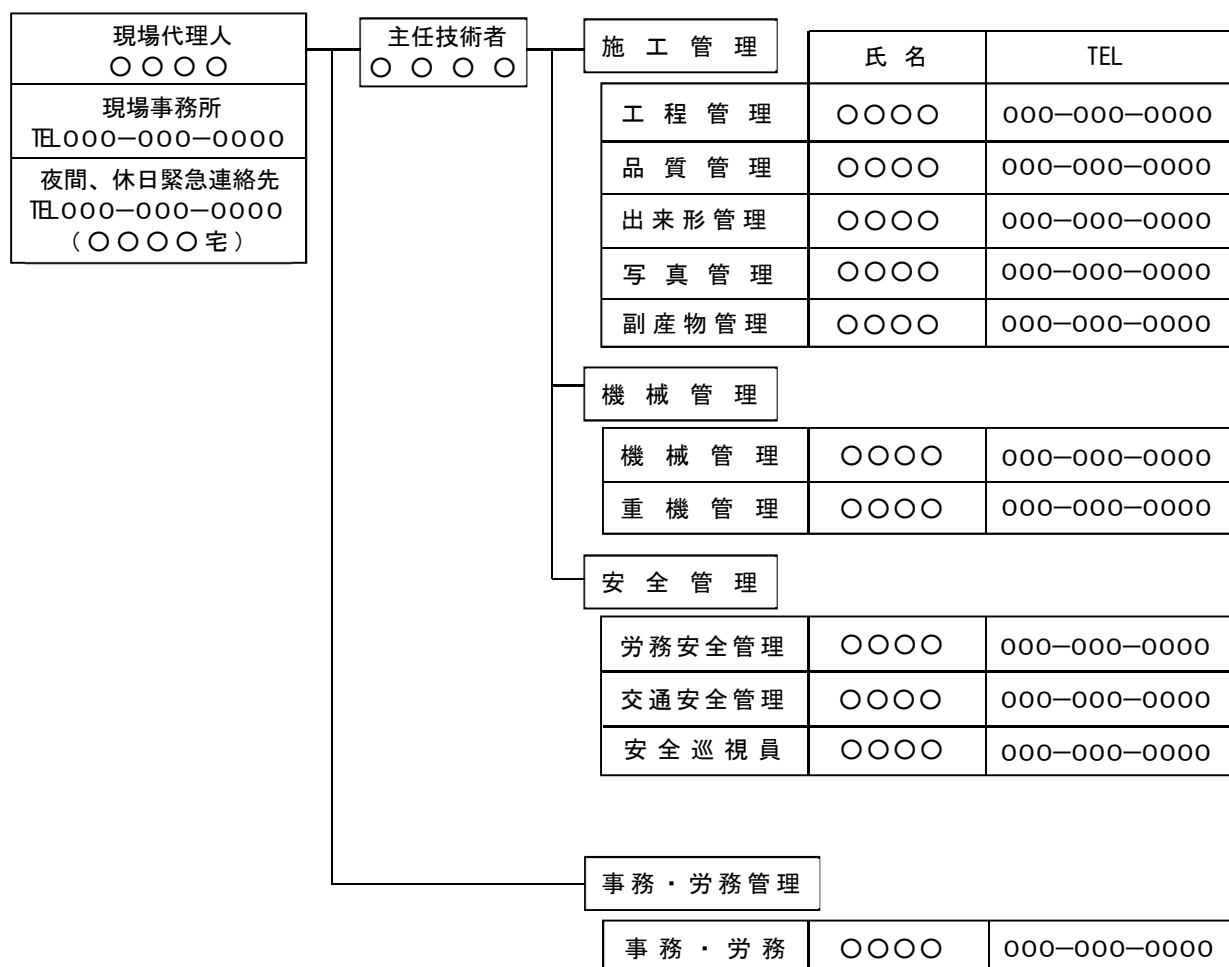


(3) 現場組織表

1. 工事に従事する構成員による現場組織表を作成する。
2. 現場代理人については、夜間、休日等の緊急連絡先を記入する。
3. 施工管理については、それぞれの担当区分及び担当者氏名等を記入する。
4. 監理技術者、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入する。
5. 施工体制台帳の提出を義務付けられた工事（下請契約を行う全ての公共工事）は併せて施工体系図を記載する。
6. 品質証明（社内検査）対象工事は、品質証明員を記載する。

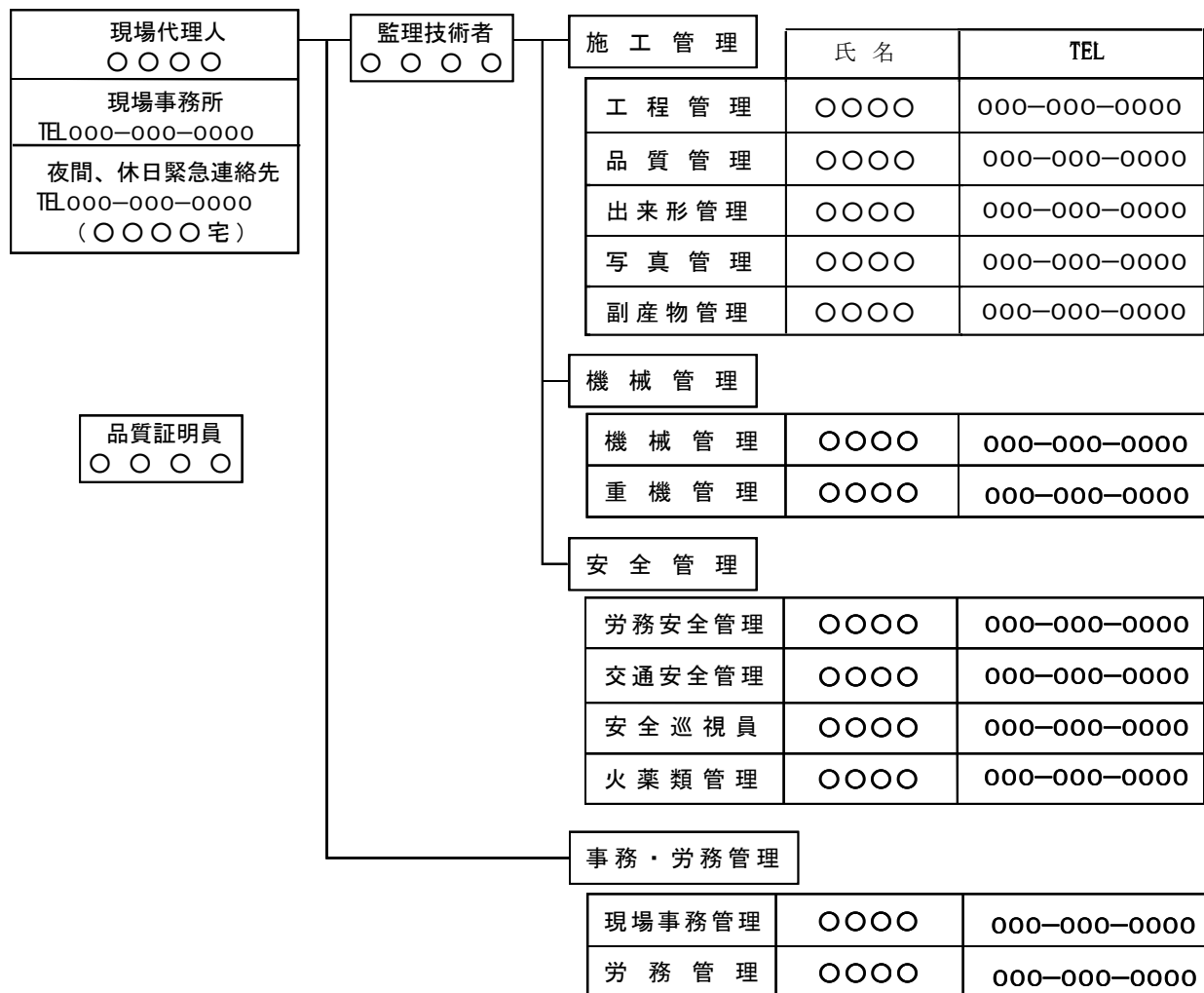
[記載例：専任の主任技術者]

現 場 組 織 表

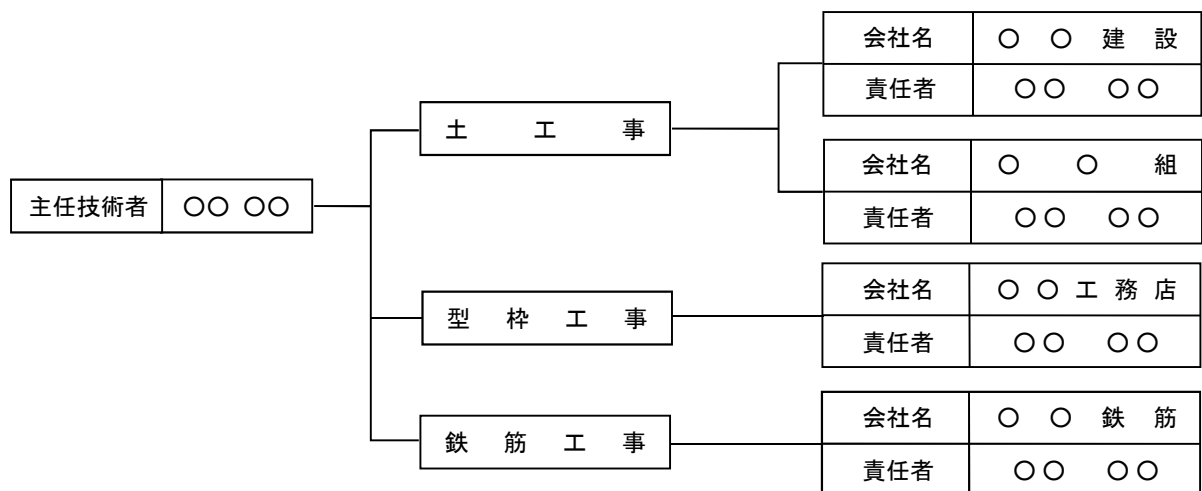


[記載例：専任の監理技術者]

現 場 組 織 表



[記載例：施工体系図]



(4) 指定機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）について記載する。

[記載例]

機械名	規格	台数	使用工種	摘要
オールケーシング掘削機	クローラ式 1200mm	1	基礎杭打設	排ガス規制
ラフテレーンクレーン	油圧ロープ式 25 t 吊	1	仮設矢板打設	排ガス規制
油圧式バイブロハンマー	220 P S	1	〃	排ガス規制

(5) 主要船舶・機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械以外の主要なものについて記載する。

[記載例]

機械名	規格	台数	使用工種	摘要
バックホウ	0.45m ³	1	掘削工	排ガス規制
ブルドーザ	16t	1	路体盛土工	排ガス規制

(6) 主要資材

工事に使用する指定材料及び主要資材について、品質証明方法及び材料確認時期等について記載する。なお、資材搬入時期と計画工程表が整合していること。

[記載例]

品 名	規 格	予定数量	製造業者	品質証明	搬入時期			摘要
					〇月	〇月	〇月	
生コンクリート	24N/mm ²	300m ³	〇〇生コン	試験成績表	■■■■■			
鉄 筋	D13～D29	6.8t	〇〇製鉄	ミルシート	■■■■■			
再生クラッシャー	RC-40	50m ³	〇〇碎石	試験成績表	■■■■■			

(7) 施工方法

工種(注¹)毎の作業フロー図を記載し、各作業段階における①～⑤の該当項目について記述する。

- ① 工事箇所の作業環境(周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、埋設物、障害物等)について調査した結果
- ② 主要な工種の施工時期と降雨・出水・渇水・台風時期等の関連
- ③ 上記①・②から判断される施工実施上の留意事項及び施工方法の要点・制約条件(施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等)・基準点・地下埋設物地下障害物の防護方法
- ④ 制約条件及び埋設物・障害物防護の円滑な処理を行うための関係機関との協議・調整事項
- ⑤ 使用予定機械

★(注¹): 記載対象工種は(1)～(6)を標準とする。

- (1) 主要な工種
- (2) 設計図書で指定された工法
- (3) 土木工事共通仕様書に記載されていない特殊工法
- (4) 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- (5) 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等
- (6) その他

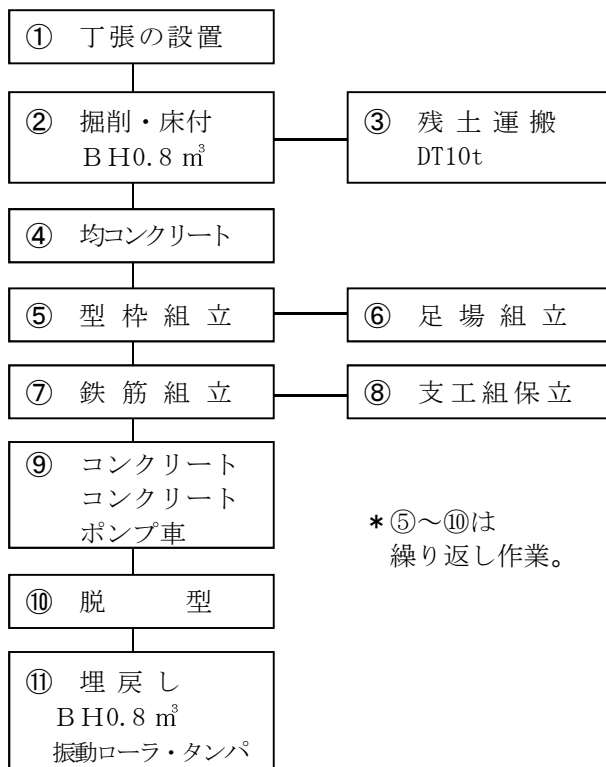
仮設備計画は①～⑤の項目について、位置図・概略図を用いて、具体的に記載する。

- ① 仮設備の構造・配置計画・安全を確認するための応力計算
- ② 仮設建物・材料・機械等の仮置場
- ③ プラント等の機械設備
- ④ 運搬路・仮排水・仮設電力
- ⑤ 工事標識・保安施設・防護施設

土木工事共通仕様書において、監督員の「指示」「承諾」を得て施工するもの、または「協議」「報告」「提出」するもののうち、事前に記載できるもの、及び施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

基本事項

施工場所は既設水路であり、田植え時に用排水が流入し作業にならない。このため、函渠は、〇月までに完成しなければならず、〇月には着工し、計画工程に添って作業を実施する。作業にあたっては、油脂類の流出により下流域の〇〇取水場に影響が無いよう十分注意する。



- ② 作業では、No.5付近に、NTTの回線ケーブルが埋設されているので、試掘を実施し、確認のうえ作業を行う。
- ③ 運搬路に一部通学路があるので、作業時間帯の確認を行う。
- ⑤ 型枠応力計算で使用部材及び方法を確認する。
- ⑥ 組立方法の周知徹底と作業主任者による直接の作業指揮
- ⑧ 作業手順の確認
組立方法の周知徹底と作業主任者による直接の作業指揮
- ⑨ コンクリート打設高は〇〇m／1回とし、頂版は側壁打設後、1～2時間経過後打設する。
- ⑩ コンクリート強度の確認
脱型に必要なコンクリート強度を試験により推定し、強度を確認後脱型する。

(8) 施工管理計画

(8) - 1 工程管理計画

計画工程に対する、実施管理方法を記載する。

[記載例]

- ① 管理手法：ネットワークにより管理する。
- ② 日常管理：各種別又は細別毎の実施作業量を把握し、計画作業量を維持するため労務・機械等の配置を検討する。
- ③ 週間・月間管理：毎週月曜日・毎月3日に工事進捗率の確認を行う。
- ④ 進捗管理：工事開始より2ヶ月間は2週間に1回工程曲線を用いて管理を行い、計画に対し○%の差が生じた場合は、フォローアップを実施する。又それ以降は、1ヵ月1回、同様の管理を実施する。

(8) - 2 品質管理計画

「品質管理基準」を参照して、品質管理計画表を記載する。

[留意点]

- ① 必要な工種が記述されているか。
- ② 施工規模に見合った試験回数になっているか。
- ③ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督員で協議が必要)
- ④ 管理方法や処理方法は妥当か。
- ⑤ 適切な試験方法か。

[記載例：品質管理計画]

工種	種別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	5000m ³	当初及び土質の変化時	1回	試験成績表	
	施工	現場密度の測定	5000m ³	1000m ³ /回	5回	試験成績表 成果一覧表	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	700m ³	当初及び土質の変化時	1回	試験成績表	
		CBR 試験	700m ³	〃	1回	〃	
	施工	現場密度の測定	700m ³	500m ³ /回但し 1500m ³ 未満3回	3回	試験成績表 成果一覧表	
		フルフローリング [※]	700m ³	全幅、全区間	1回		
函渠工	コンクリート 24-8-20	圧縮強度試験	500m ³	荷卸し時	3回	試験成績表 成果一覧表	
		スランプ試験					
		空気量測定					
		塩化物含有量 試験	500m ³	打設日1日につき2回 ただし、午前の試験 結果が規制値の1/2 以下の場合は午後の 試験を省略できる。	3回	試験成績表	

(8) - 3 出来形管理計画

「出来形管理基準」を参照して、出来形管理計画表を記載する。

[留意点]

- ① 必要な工種が記載されているか。
- ② 施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。
- ③ 不可視部の対応は検討されているか。
- ④ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督員で協議が必要)

[記載例：出来形管理計画]

工種	種別	管理項目	管理方法	測定基準・箇所	摘要
土工	路体盛土工	基準高・法長 幅	出来形管理図表 出来形展開図	40m に 1 箇所 No. 20、No. 22	
	法面整形工	厚さ	出来形管理図表	No. 24、No. 26 合計 4 箇所	
カルバート工	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図	両端・施工継手 及び図面の寸 法表示箇所	
	均しコンクリート	幅・厚さ・延長	出来形管理図		
	躯体コンクリート	基準高・厚さ 幅・高さ・延長	出来形管理図		
管渠型側溝	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図表	40m に 1 箇所	
	側溝本体工	基準高	出来形管理図表	No. 10、No. 12	
		延長	出来形展開図 出来形管理図表	No. 14、No. 16 No. 18、No. 20 合計 6 箇所	
コンクリート ブロック積	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図表	40m に 1 箇所	
	コンクリート基礎	幅・高さ 基準高	出来形管理図表	No. 10、No. 12 No. 14、No. 16	
		延長	出来形展開図	No. 16+8.0	
	胴込・裏込 コンクリート 裏込砕石	厚さ	出来形管理図表	合計 5 箇所	
	コンクリート ブロック積	基準高・法長 延長	出来形展開図 出来形管理図表		

(8) - 4 写真管理計画

「写真管理基準」を参照して、写真管理計画表を記載する。

[留意点]

- ① 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督員の指示により追加・削除するものとする。
- ② 撮影箇所一覧表に記載ない工種については、監督員の承諾を得て取扱を定めるものとする。
- ③ 正面撮影については、一般供用している車道上などの危険を伴う場合、歩道上などの安全な場所から撮影を行うものとする。

[記載例：総合撮影計画]

No	撮 影 区 分	撮 影 項 目
1	着工前全景撮影	起点・終点・正面より撮影
2	工事進捗状況写真	〃 (月末に撮影)
3	安全管理写真	別紙計画表
4	品質管理写真	〃
5	出来形管理写真	〃
6	使用材料写真	鋼管杭 (本数・断面寸法・長さ)
7	仮設物写真	事務所・倉庫・休憩室
8	災害写真	被災状況及び被災規模等
9	完成写真	起点・終点・正面より撮影

[記載例：安全管理写真計画]

No	撮 影 項 目
1	各種標識類の設置状況
2	各種保安施設の設置状況
3	安全訓練等の実施状況
4	交通誘導員交通整理状況
5	機械・器具点検状況
6	安全パトロール状況
7	イメージアップ安全関係

[記載例：品質管理撮影計画]

工種	種別	試験項目	撮影箇所	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
	施 工	現場密度の測定	No. 21	1回	土質毎1回	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
		CBR 試験	〃	1回	土質毎1回	
	施 工	現場密度の測定	No. 21	1回	土質毎1回	
		プルーフローリング [※]	全区間試験状況	1回	土質毎1回	
下層路盤工	施 工	締固め密度の測定	No. 25	1回	路盤毎1回	
		プルーフローリング [※]	全区間試験状況	1回	路盤毎1回	
カルバート工	コンクリート 24-8-20	圧縮強度試験	躯体1週・4週	1回	コンクリートの種類毎1回	
		スランプ試験	躯体打設時			
		空気量測定				
		塩化物含有量試験				

[記載例：出来形管理撮影計画]

工種	種別	撮影項目	撮影箇所	撮影時期	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	敷均し 締固め	巻出し厚さ	No. 21	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No. 21	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回	
		法長・幅	No. 21	施工後	1回	200mに1回	
路床盛土	敷均し 締固め	巻出し厚さ	No. 23	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No. 23	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回	
		法長・幅	No. 23	施工後	1回	200mに1回	
下層路盤工	敷均し 締固め	敷均し厚さ 転圧状況	No. 21	施工中	1回	各層毎500mに1回	
		整正状況	No. 21	整正後	1回	各層毎500mに1回	
		仕上り厚さ	No. 21	整正後	1回	各層毎200mに1回	
		仕上り幅	No. 21、23	整正後	2回	各層毎80mに1回	
カルバート工	基礎碎石	幅・厚さ	No. 21+8	施工後	1回	40mに1回	
	均しコンクリート	幅・厚さ	No. 21+8	施工後	1回	40mに1回	
	躯体コンクリート	鉄筋位置間隔 継手寸法 かぶり寸法	No. 21+8	組立後	3回	打設ロット毎に1回	
		養生状況	No. 21+8	養生時	1回	養生方法毎に1回	
		幅・高さ・厚さ	No. 21+8	脱枠後	1回	100mに1回	

(8) - 5 段階確認計画

第3編 3 段階確認を参照して、段階確認計画を記載する。

[記載例：段階確認計画]

工 種	種 別	確認時期	施工予定時期	記 事
矢板工	鋼矢板	打込み時	○月○日～○月○日	
既製杭工	PC パイル (中 掘)	打込み時	○月○日～○月○日	
		掘削完了時	○月○日～○月○日	

(8) - 6 品質証明（社内検査）計画

第3編 施工管理を参照して、出来形、品質、関係書類等について品質証明計画を記載する。

[記載例：品質証明計画（出来形）]

工 種	種 別	管理項目	管理箇所数	品質確認箇所数
土 工	路体盛土	基準高・法長・幅	8 箇所	2 箇所
	法面整形工	法長（面積）・厚さ	8 箇所	2 箇所
コンクリート ブロック積 工	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	10 箇所	3 箇所
	コンクリート基礎	幅・高さ・基準高	10 箇所	3 箇所
		延長	10 箇所	3 箇所
	胴込・裏込コンクリート 裏込砕石	厚さ	10 箇所	3 箇所
	コンクリートブロック積	基準高 法長（面積）	10 箇所	3 箇所

[記載例：品質証明計画（品質）]

工 種	種 別	試験項目	管理回数	品質確認回数
函渠工	コンクリート (24-8-20)	圧縮強度試験	10 回	3 回
		スランブ試験		

[記載例：品質証明計画（関係書類）]

実 施 時 期	検 査 事 項	品質確認回数
中間技術検査前	必要書類全般	1 回
完成技術検査前	必要書類全般	1 回

(9) 安全管理

1 主な法令、指針

安全管理計画を立案するための基本となる法律及び土木工事共通仕様書等で示されている主な指針を下記に示す。

- ① 労働安全衛生法
- ② 土木工事安全施工技術指針
- ③ 建設機械施工安全技術指針
- ④ 建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針
- ⑥ 中規模建設工事現場における安全衛生管理指針
- ⑦ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針

2 検討項目

安全管理計画を作成するための検討項目は下記のとおりである。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要項目は法令・指針等を活用し詳細な計画を行う。

1) 安全衛生管理体制

安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選任し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にする。

2) 労働者の危険または健康障害を防止するための対策

- ① 機械・器具・爆発物による危険防止
- ② 掘削、伐木作業等から生ずる危険防止
- ③ 通路・床面・階段等の保全
- ④ 労働者の作業行動から生ずる災害を防止するための対策
- ⑤ 労働災害発生の急迫した危険があるときの処置

3) 労働者の就業にあたっての対策

- ① 安全衛生教育の方法
- ② 就業制限に関する処置
- ③ 高年令者等についての処置

4) 第三者施設に対する安全対策

家屋・道路・河川・鉄道・ガス・水道・電気・電話・地下構造物等に近接して工事を行う場合の処置

5) 爆発及び火災防止対策

- ① 爆発物等の危険物を備蓄し、 使用する場合の処置
- ② 火薬類を使用し工事を施工する場合の処置
- ③ ガソリン・塗料等の可燃物を使用する場合の処置

6) その他

- ① 工事車両・重機類の事故防止対策
- ② 足場・型枠支保工等仮設の安全対策
- ③ 大雨・強風等の異常気象時の防災対策
- ④ 工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合の対策
- ⑤ 工事安全訓練の実施方法・頻度等
- ⑥ 工事安全巡視の実施方法

3 安全衛生管理計画

安全衛生管理の組織化については、専任または複数の管理者選任および救護、技術管理者等の選任については、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等関係法令を参照する。

【記載例】

安全 管理 組織 表

組織区分 → 一般組織

労働者数 → 10 人以上 50 人未満

安全衛生推進者 〇〇 〇〇	労務安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000

安全 管理 組織 表

組織区分 → 一般組織

労働者数 → 50 人以上 100 人未満

安全管理者	衛生管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
〇〇 〇〇	産業医	〇〇 医院	TEL 000-000-0000
安全委員会 委員 〇〇 〇〇	労務安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
安全委員会 委員 〇〇 〇〇	火薬消費管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000

安全 管理 組織 表

組織区分 → 下請混在組織（一般工事）

→ 下請混在組織（特定工事）※1

労働者数 → 50 人以上 100 人未満 ※2

→ 30 人以上

統括安全衛生責任者	安全衛生責任者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
元方安全衛生責任者 〇〇 〇〇	産業医	〇〇 医院	TEL 000-000-0000
	労務安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000

※1 特定工事・・・ずい道等の建設の仕事・圧気工法による作業を行う仕事・人口が集中している地域内の道路若しくは道路に隣接した場所や鉄道の軌道上、軌道に隣接した橋梁の建設の仕事

※2 中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について（平成5年3月31日、基発第209号の2）により、労働者数10～49名の場合は“総括安全衛生責任者に準ずる者”、“元方安全衛生責任者に準ずる者”を配置。

4 その他

安全管理活動および安全教育・訓練計画を記載する。

【記載例：安全活動計画】

実施項目	場所	参加予定者	内 容	頻度
朝礼	現場	現場作業従事者	当日の作業手順および体操	毎日
K Y活動	現場	現場作業従事者	当日の危険予知および安全作業に関する事項	毎日
安全会議	現場	現場作業従事者	日々の安全活動に対する反省・評価	各週
安全訓練	現場	(別紙予定表参照)		
安全巡視	現場	〇〇巡視員	現場内および周辺の監視・連絡による安全確保	毎日

【記載例：安全教育・訓練計画】

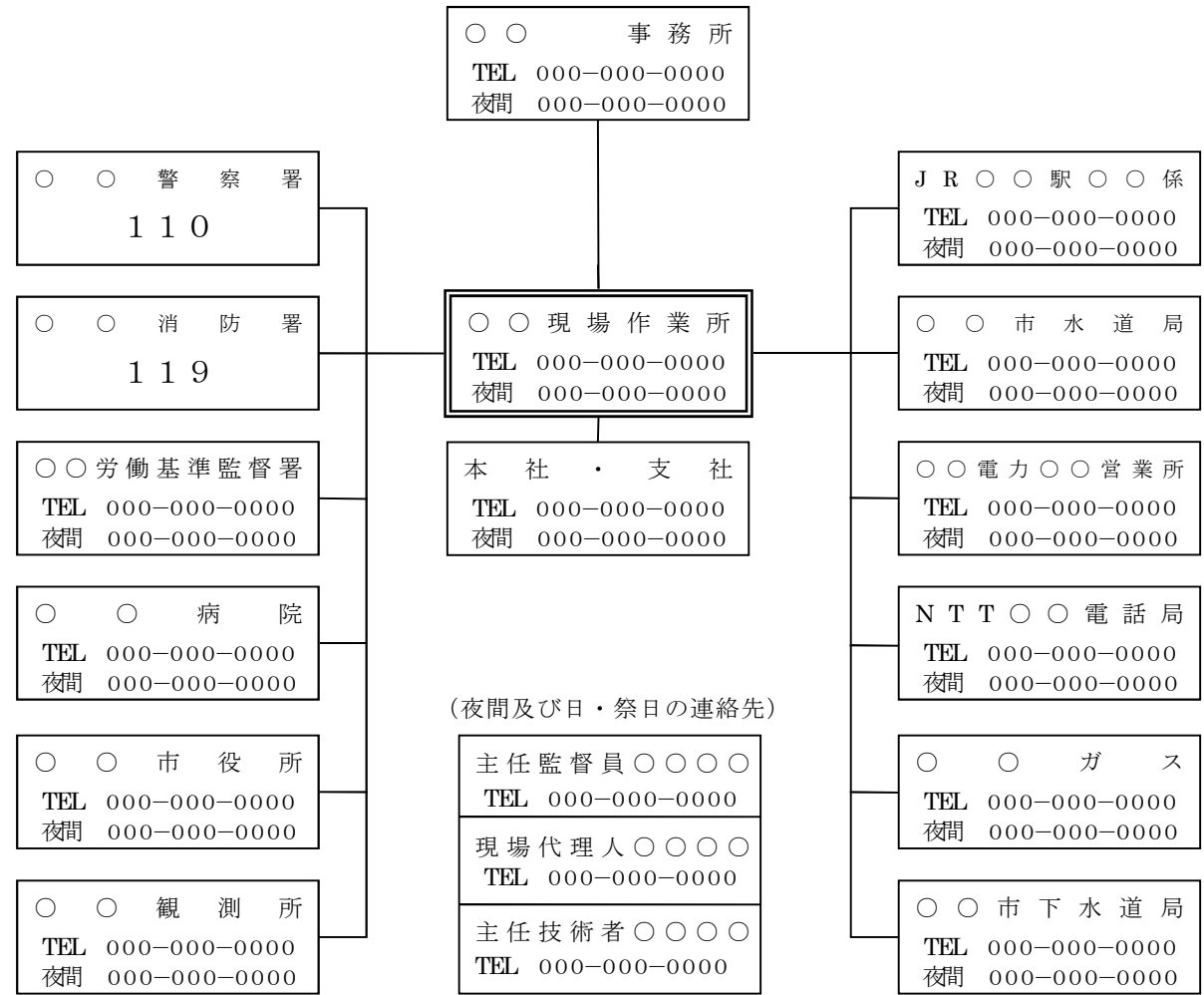
月 日	時間	場所	内 容	詳細	講師	備考
〇月〇日	13:00 ～ 17:00	現場事務所 現場周辺	①本工事の内容等の周知徹底ならびに予想される事故防止対策 ②災害防止対策予行演習	①作業内容：土留工 鋼矢板打設作業の予想される危険および事故防止対策を参加者全員で検討し、安全作業に対する意識を高める。 ②「雨で法面が崩壊した状況を想定」 ・巡視路の確認 (実際の場合の車両、徒歩巡視の把握) ・連絡方法の把握 (無線機、携帯電話の感度) ・立入禁止処置の実施方法の確認 ・問題点の整理・防災実施方法の確認	〇〇 〇〇	
〇月〇日	13:00 ～ 17:00	現場事務所	①先月の反省と評価 ②工事進捗状況の説明	①労務安全管理者の作業行動に対する評価 ・評価に対する作業者の感想 ・今月の安全作業の目標を参加者全員で検討し決定する。 ②主任技術者からの進捗状況の説明および今後の進捗予定説明 ・今後の作業から予想される危険と対策の検討	〇〇 〇〇	

(10) 緊急時の体制および対応

- 1 事故又は災害時の緊急事態発生時に対応できるよう、監督員・関係機関・受注者等への連絡系統図を記載する。系統図には、夜間・日祭日における関係機関への連絡先も記入する。
- 2 事故、災害発生時に即応できるよう、災害対策組織を編成し記載する。

【記載例】

緊急時の体制連絡系統図



防災対策組織表

災害対策責任者 〇〇 〇〇	副災害対策責任者 〇〇 〇〇	災害対策員	〇〇 〇〇
		災害対策員	〇〇 〇〇
		情報連絡係	〇〇 〇〇
		車両・重機係	〇〇 〇〇
		防護係	〇〇 〇〇

(1 1) 交通管理

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-32 交通安全管理に、交通処理及び対策が示されており、下記該当項目について対策を検討する。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要な項目は省令・指針等を活用し、詳細な計画を行う。

- 1) 工事用運搬路として、一般道路を使用するときの対策及び歩行者等第三者に対する対策
- 2) 工事用資材・機械を輸送する時の輸送経路・期間・方法・輸送担当者・交通誘導員の配置・標識及び安全施設の設置場所。輸送経路及び配置・設置場所等は、平面図・概略図等で具体的に記載する。
- 3) 一般道路に係る工事の安全対策
- 4) 指定された工事用道路の新設・改良・維持管理・補修及び使用方法
- 5) 工事用道路を共有するときの対策
- 6) 一般道路上の、材料又は設備等の保管・整理方法
- 7) 過積載防止対策等
 - ① 積載重量制限を超えて土砂を積み込まず、また積み込ませない。
 - ② さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない。
 - ③ 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにする。
 - ④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。
 - ⑤ 建設発生土の処理および骨材の購入に当たって、下請事業者および骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにする。
 - ⑥ 以上のことにつき、下請建設業者を十分指導する。

(12) 環境対策

工事現場の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・関係法令・仕様書の規定を遵守のうえ、下記の項目について対策を検討する。

- ① 騒音・振動対策
- ② 水質汚濁
- ③ ゴミ・ほこりの対策
- ④ 事業損失防止対策（家屋調査・地下水観測等）
- ⑤ その他必要事項

(13) 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関し、下記項目について対策を検討する。

- ① 仮設関係
- ② 安全関係
- ③ 営繕関係
- ④ イメージアップ対策の内容
- ⑤ その他必要事項

(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源利用の促進に関する法律に基づき、下記項目について計画する。

- ① 再生資源利用計画書
- ② 再生資源利用促進計画書
- ③ 指定副産物搬出計画（マニフェスト等）

(15) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）

受注者は、週休二日の取り組み、実施内容を検討する。

(16) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

- ① 官公庁への手続き（警察、市町村等）
- ② 地元への周知
- ③ その他
- ④ 情報セキュリティに関する対策

~~-(1-5)-~~○事故防止対策

1 現道工事における交通処理対策

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-32 交通安全管理に交通処理、及び対策等を検討するよう求められている。

現道工事における対策は、道路工事施工現場で交通障害等が無くよう以下の「現道工事における交通処理対策について」を活用する。

現道工事における交通処理対策について

第一章 総則

最近の自動車交通の激増に伴い、道路工事施工現場における交通処理に対しては創意工夫がなされているが、最近各地において道路工事施工のため交通障害を来している事例があるので、今後交通障害にかかることがないように道路を通行する側に立ち、(1)施行の迅速、(2)交通整理、(3)工事標識の整備、などに一段の創意工夫を加え、責任をもってこれにあたり、常時円滑に交通が確保されるよう万全を期すること。

また、上記趣旨を工事関係者は勿論作業員の一人一人にまで周知徹底を図る。

第二章 施工計画

第 1 条 交通に与える障害を極力少なくするよう工期の短縮、施工計画、工事の段取り等について充分に考慮すること。

第 2 条 工事实施の期間は交通の比較的閑散な時期を選ぶよう心がけ、必要によっては週間に作業休止の日を設け、さらに 1 日のうちで特殊の作業を制限する時間帯を設定することを考慮すること。

第 3 条 予め工程表等について充分に検討を行い、不手際等の為に交通に支障を与えないようにすること。

第 4 条 交通量に応じて適当なすれ違い区間を設ける等、施工区間を短距離に限定することなどによって交通車両を 3 分以上停止させないように配慮すること。

第 5 条 止むを得ず長距離にわたり、同時施工を要する場合、又は市内の交通量の多い箇所においては夜間作業又は急速施工法を考慮すること。

第 6 条 コンクリート舗装版の打設順序は交通に支障を与えないように留意すること。

第 7 条 雨季又は雨天時の交通確保を考慮し、路面排水に留意した施工法を実施すること。

第三章 路面の整備及び危険防止

第 8 条 路面は常に良好な状態に維持しなければならない。路面の破損した箇所は直ちに砂利等を補給し、これら維持に留意すること。

第 9 条 雨天時の交通確保を考慮し、路面排水を確実に実施し横断勾配排水処理をとること。

第 10 条 路面損傷等のため、はまり込みや故障等の一般交通車輛の救出には積極的に協力し、これによって生ずる交通遅延を極力少なくすること。

第 11 条 工事中の交通危険を防止するため、床掘箇所等危険な箇所には赤色灯、防護柵等を設けること。

第 12 条 工事中落石、法崩れ等のおそれがある場合には、作業指揮者を配置するなど、標示板等により交通者に周知させるとともに必要な場合には、防護柵を設置しなければならない。

第 13 条 法崩れ等により交通不能となった場合、又はその他交通止め等交通を制限する必要がある場合は、直ちに監督員に申し出ねばならない。監督員は所轄警察署と打ち合わせ対策を講じ、必要な場合その結果を一般に周知させる処置をとらなければならない。

第四章 交通整理

第 14 条 交互交通においては自動車の待時間をおおむね 3 分以下とするよう交通量に応じて閉そく区間を定めなければならない。

第 15 条 タブレット方式による交通統制は、見通しの出来る区間でなければ採用してはならない。見通し可能な間隔に中間信号手を置いて両端の状況の連絡を可能にすること。

第 16 条 地形、その他必要と認められる時は、連絡電話を設けるなど交通に与える指示の明確敏速化を図り、交通整理に留意しなければならない。

第 17 条 交通規制員は交通車輛を円滑に規制するため、臨機の措置を取り得る能力を有するものでなければならない。

第 18 条 作業員を交通車輛及び作業車輛の危険から守るため必要な整理員を配置しなければならない。

第 19 条 所轄警察署と常に連絡を密にし、交通整理の指導を受け一般交通の円滑を図らなければならない。

第 20 条 交通の規制については、標示板等を通じて常に広く一般に周知させるようにしなければならない。

第五章 迂回路

第 21 条 工事上、迂回路を必要とする場合には、迂回路を明示し交通に支障のないように整備しなければならない。特に橋梁架替工事の場合において、現在橋梁若しくは仮橋に対する重量制限の標識と共に迂回路についての標識を的確にすること。

第 22 条 迂回路を規制する時は、その標識を出来るだけ明確になる方法を講じ、必要な場合には交通車輛に対して十分予備知識を与えるため、相当前方に標示板を設けるなどの処置を十分考慮しなければならない。

第 23 条 迂回路はその全線にわたり、必要な箇所に案内標示板を設けなければならない。
迂回路が一本道であっても原則として 1km 以下の間隔で設置すること。

第 24 条 迂回路の程度は、一般乗用車両が腹をこすることなく、停止することなく最小 25km/時位の速度で安全に通行できる程度とする。又必要あるときは散水等による防塵処理も考慮する。

第六章 作業方法

第 25 条 工事用材料の積卸しによる一般交通車輛の通行停止をみだりに行ってはならない。

第 26 条 盛土用土砂、工事材料等の仮置については、一般交通の阻害をできるだけ少ないように考慮する。

第 27 条 側溝、床掘土砂等の残土は、掘削と同時に処分し、埋戻土はあらかじめ板囲等を設け路面排水及び交通の障害とならないよう処理する。

第 28 条 切取土砂は原則として仮置することなく搬出すること。又、作業場は現道上に土砂が流失しないよう板等で腰囲などを行い囲いにそって臨時の側溝を設けること。

第 29 条 現道の路肩は整形し、残土はすみやかに捨土するとともに、在来側溝の溜まり土を排除すること。

- 第 30 条 工事中の材料の置場には、極力路面の使用を避けること。
- 第 31 条 工事中の作業機械の行動を敏速にし、一般交通を阻害しないように留意すること。
- 第 32 条 作業後の機械器具の整理は交通に障害を与えぬようにすること。
- 第 33 条 路面工の施行にあたっては、できる箇所から速やかに逐次仕上げてゆくこと、このため区
間毎に仕上げ、交通障害を軽減すること。

第七章 標示板、警戒灯の設置

- 第 34 条 工事中の道路標識を完備すること。
工事箇所においては、一方通行者がその指示に従って支障なく通行できるように標識等の施設
を設け、必要な人員を配置して交通の指導に当らせるとともに、共通の危険を防止するのに必
要な標示施設（赤色燈及び防護柵等）を明瞭かつ確実に設けること。
- 第 35 条 工事箇所の起終点には「工事中的ご協力をお願いします」等の言葉を書いた標示板を置かなけ
ればならない。この標示の言葉を各作業者の一人一人の胸中に十分自覚させ、行動にそれが現
れるよう指導しなければならない。
- 第 36 条 標識板は常にきれいに保たなければならない。
- 第 37 条 警戒灯は赤色の明るいもので、最悪の条件下でも 100m 先方から確認できるものでなければな
らない。又その数は必要に応じて多くしなければならない。特に濃霧のかかる地区、又は時期
には黄色灯も併用しなければならない。
- 第 38 条 作業場境界標は、交通車輛の利用度を低下するような巾広いものであってはならない。

2 地下埋設物件の事故防止

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-26 16. 地下埋設物等の調査に、受注者は工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならないと規定されている。

地下埋設物件の事故防止は、以下の「地下埋設物件の事故防止について」を活用する。

地下埋設物件の事故防止について

第 1 条 総 則

道路を掘削する工事等において地下埋設物件の損傷事故を未然に防止することを目的とする。

第 2 条 対象工事等

対象は、掘削を伴う全ての道路工事及び調査・設計業務（路面掘削、舗装切断、舗装打換、管路推進、ガードレール支柱等建込、薬液注入等ボーリングを伴う工事及び地質調査、CBR 調査等を含む。）とする。

第 3 条 地下埋設物件に係る資料収集

- 1) 受注者は工事等着手前の準備にあたり、発注者から道路台帳、占用台帳、電線共同溝・情報ボックス台帳及びその他地下埋設物件を確認するために必要な最新の資料（以下、「各種台帳等」という。）の貸与を受けるものとする。
また、各種台帳等に記載のある占用物件の占用企業者（以下、「占有者」という。）からも最新の資料を収集すること。
- 2) 現地調査において各種台帳等に記載の無い物件（信号機、マンホール等）があった場合、または地下埋設物件があると予想される場合、道路管理者や、予想される管理者（上下水道、NTT、電力、公安委員会、ガス等）から最新の資料（本工事に伴い移設された地下埋設物件を含む）を収集・確認し、「地下埋設物確認書」を作成すること。
- 3) 上記の資料収集により得られた地下埋設物件の位置を記載した別紙様式－1（地下埋設物件配置平面図）を作成するものとする。

第 4 条 調整会議等の実施（工事情報の共有）

工事による地下埋設物への影響についての確認及び工事工程等の情報共有を図るため、必要があれば発注者、受注者、関係する占有者の三者による調整会議等を行うものとする。

第 5 条 地下埋設物件の位置確認

- 1) 第 3 条により地下埋設物件が確認された場合は、掘削影響範囲（必要な掘削範囲及び土留工等の仮設物から 50cm 以上の範囲）を占有者の意見を踏まえ決定し、別紙様式－1（地下埋設物件配置平面図）に記入し、監督員に提出するものとする。
- 2) その掘削影響範囲内は、各種台帳等及び収集した資料を参考に、調査を実施しなければならない。

また、資料収集により地下埋設物件の記載がない箇所については、占有者による現地調査の必要性について確認を行うものとする。

- 3) 調査の結果、地下埋設物件があると認められた場合は、現地での方向、幅等の判る位置出し（各点のマーキング、ピン等）を行い、時間経過により位置出しが不明瞭とならないように必ず控えマーキング、ピン等を設置すること。

なお、不明瞭になった場合は、再度位置出しを行うこととする。

- 4) その結果は、別紙様式－2（（地下埋設物件事前確認簿））に取りまとめ、監督員に提出しなければならない。

第 6 条 試掘

- 1) 第 5 条の調査結果で、地下埋設物件が当該工事の掘削範囲内にある場合は、必ず試掘を行うものとする。
- 2) 試掘を行う際は、事前に当該箇所の地下埋設物件に係る占有者と、試掘位置、試掘方法について必ず確認を行い、原則立会を求めるものとし、試掘着手前にその結果を別紙様式－3（試掘方法計画書）に取りまとめ、監督員に提出しなければならない。

なお、占有者との打合せにおいて立会の回答が得られなかった場合で、どうしても立会が必要と判断される場合は、監督員を通じて占有者に協力要請するものとする。

- 3) 試掘においては、必ず作業状況を監視する者（以下、「監視員」という。）を専任で配置して慎重に作業を行わなければならない。
- 4) 試掘に携わる作業員及び監視員に対しては、地下埋設物件の位置や掘削方法等について、試掘着手前に必ず現地で「試掘方法計画書」を提示して、周知、指導しなければならない。
- 5) 試掘において舗装版のカッター切断を行う場合は、想定外の浅層に地下埋設物件が設置されている場合もあるため、十分確認し実施すること。
- 6) 試掘において、地下埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に 50cm 程度に近接した位置からは、人力による掘削施工で慎重に行い、地下埋設物件の損傷防止に努めなければならない。
- 7) 試掘は、本工事の施工掘削深さまでの確認を行うことを原則とする。
- 8) 作業中に地下埋設物件の位置出しが不明瞭となった場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行わなければならない。
- 9) 作業中に管理者の不明な地下埋設物件を発見した場合は、速やかに監督員に報告するものとする。
- 10) 試掘が完了したら、別紙様式－4（試掘結果報告書）を作成のうえ、本掘削着手前までに監督員に提出しなければならない。

第 7 条 試掘実施箇所

試掘箇所については、○箇所を想定している。ただし現地調査の結果、これによりがたい場合は監督員と協議の上、変更契約の対象とする。

（当初試掘を計画していない場合）

試掘実施箇所については計上していないが、現地調査の結果必要な場合は、監督員と協議の上、変更契約の対象とする。

第 8 条 本掘削及び建込等

- 1) 本掘削に着手する際は、事前に別紙様式－5（本掘削方法計画書）を作成し、監督員に提出するものとする。
- 2) 本掘削を行う際は、事前に当該箇所の地下埋設物件に係る占有者と掘削位置、掘削方法、立会の有無について必ず確認を行い、必要に応じて立会を求めるものとする。
- 3) 本掘削において、地下埋設物件が掘削影響範囲内にある場合は、必ず監視員（原則試掘に立ち会った者）を専任で配置して慎重に作業を行わなければならない。
- 4) 本掘削に携わる作業員及び監視員に対しては、地下埋設物件の位置や掘削方法等について、本掘削着手前に必ず現地で「本掘削方法計画書」を提示して、周知、指導しなければならない。
- 5) 舗装版のカッター切断を行う場合は、地下埋設物件の位置出しを確認しながら慎重に行うこと。
- 6) 本掘削において、地下埋設物件に 50cm 程度に近接した位置からは、必ず人力による掘削施工で慎重に行い、地下埋設物件の損傷防止に努めなければならない。
- 7) 作業中に地下埋設物件の位置出しが不明瞭となった場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行わなければならない。
- 8) 作業中に事前確認想定外の地下埋設物件への接触などが確認された場合は、直ちに作業を中止し、速やかに監督員に報告するとともに、試掘等による地下埋設物件の再確認を行うものとする。なお、再確認の結果は、速やかに監督員に報告しなければならない。
- 9) 本掘削が完了したら、別紙様式－6（地下埋設物件工事完了確認簿）を作成のうえ、監督員に提出しなければならない。
- 10) 建込等（ガードレール支柱等建込、薬液注入等ボーリングを伴う工事及び地質調査、CBR 試験、その他これらに類する工事または調査）においては、原則として地下埋設物件を回避することとし、建込等位置を決定し、監督員に報告するものとする。この場合においては、前記 1 から 6、8、9 は適用しない。

なお、地下埋設物件を回避できない場合は、施工方法等について監督員と協議のうえ、決定するものとする。

第 9 条 監視員

試掘及び本掘削における監視員は、埋設物件事故防止費として普通作業員を昼間延べ〇人（夜間延べ〇人）計上しているが、試掘箇所数の変更や現場条件等により変更が生じた場合は、監督員と協議のうえ、変更契約の対象とする。

（当初監視員の配置を計画していない場合）

試掘及び本試掘における監視員は計上していないが、現場条件等により必要が生じた場合は、監督員と協議の上、契約変更の対象とする。

第 10 条 教育の実施

新規入場者教育、KY 活動並びに安全教育時等において、作業員、オペレーター等に対し、地下埋設物件事故防止対策についての教育の徹底を図ること。

第 11 条 履行状況確認

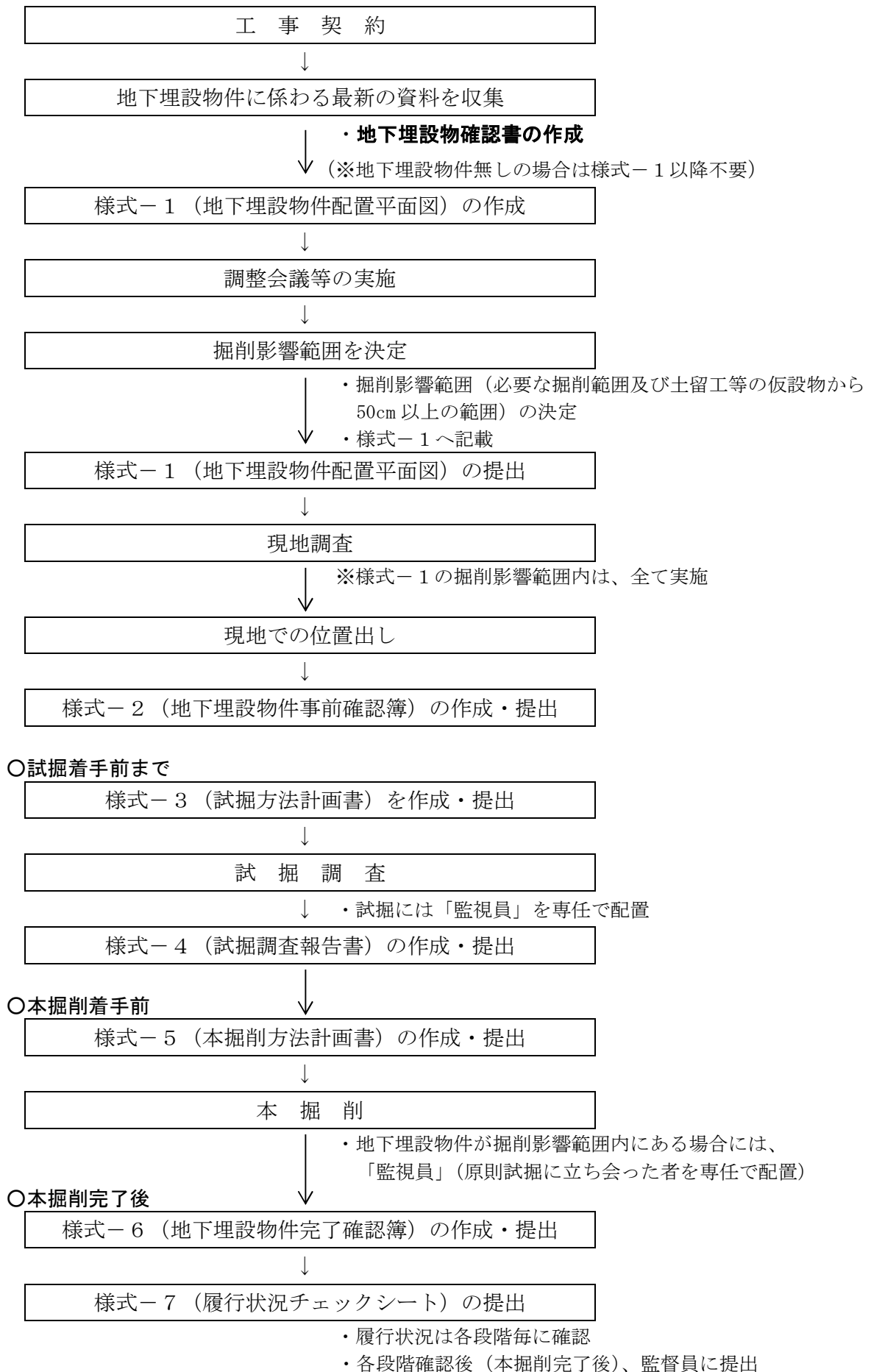
各条項毎の履行状況を別紙様式ー7（履行状況チェックシート(案)）により行い、第 3 条から第 8 条までの各段階毎に確認後、監督員に提出しなければならない。

第 12 条 施工範囲の変更

変更指示等により施工範囲(掘削範囲)が変更になった場合は、速やかに対応するものとする。

第 13 条 定めのない事項、疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

埋設物件事故防止対策フロー

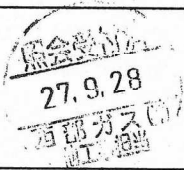


様式-9

発議者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	令和4年12月1日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☒ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()		
工事名	504-12345-001 県道博多天神線排水性舗装工事（第2工区）		
(内容)			
地下埋設物確認書			
地下埋設物を確認しましたので報告いたします。			
工事箇所 : 福岡市博多区東公園地内			
確認結果 : 別添のとおり			

- ・管理者が有する資料(台帳、竣工図等)については、現地と異なる場合があるため、資料を基に現地と照合して確認を行うこと。
- ・破損等による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者との協議を行い詳細な確認を行うこと。
- ・管理者が有する資料(台帳、竣工図等)のみで確認が困難な場合には、別途、試掘等による原位置での調査について、監督員と協議を行うこと。
- ・工事に近接する地下埋設物については、詳細な確認を行い、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うこと。
- ・本様式には、主な地下埋設物のみを表示しているため、現場に応じて予想される地下埋設物をその他の欄に追加して確認すること。

確認結果

埋設物	確認年月日	確認結果	試掘時の 現地立会
水 道		協議箇所には管路はありません 〇〇町役場上下水道課 TEL0 - -1111	要・ ☒ 不要
下 水 道		協議箇所には管路があります (立会 試掘が必要です) 〇〇町役場上下水道課 TEL0 - -1111	☒ 要・不要
N T T		協議箇所付近には管路があります NTTフィールドテクノ福岡営業所	要・ ☒ 不要
九州電力 配 電 課		配電地中管路はありません 九州電力福岡東営業所 系統保全グループ 制御 TEL 0120-9 -2041	要・ ☒ 不要
九州電力 送 電 課		送電地中管路はありません 福岡電ハイテック福岡支社地中送電G TEL 092-7 -57	要・ ☒ 不要
照 明 ケーブル			要・不要
県 警 信号ケーブル			要・不要
ガ ス		供給区域外につき当社のガス施設はありません 他社のガス施設をご確認下さい 西部ガス(株)供給管理センター	要・ ☒ 不要
そ の 他			要・不要

[その他]
 下水道(再生水)
 国土交通省(光ケーブル等)
 その他通信
 地下鉄
 など

※様式はA3版で作成すること。

工事名：

受注者：

提出日：

※1. 平面図は工事用平面図を使用すること。

※2. 各埋設物件毎に色分けし判別しやすいように作成のこと。

※3. 探査範囲はハッチング等により明示すること。

※4. その他、作業上留意すべき点は遺漏無く記載すること。

凡 例	
NTT	
上水道	
下水道	
情報BOX	
〇〇〇	
△△△	
■ ■ ■	

工事名：

受注者：

提出日：

工事影響範囲	調査調査日	位置確認の根拠	地下埋設物件の有無	地下埋設物件名
〇〇k〇〇〇~〇〇k〇〇〇	〇〇月〇〇日	【資 料 名】 占用台帳 【探査機名】 〇〇〇〇	有	NTT管 ガス管

※探査機名は必ず記入すること

※地下埋設物件無しの場合は、
「試掘方法計画書(様式ー3)」
以降の書類は不要

概略平面図

概略断面図

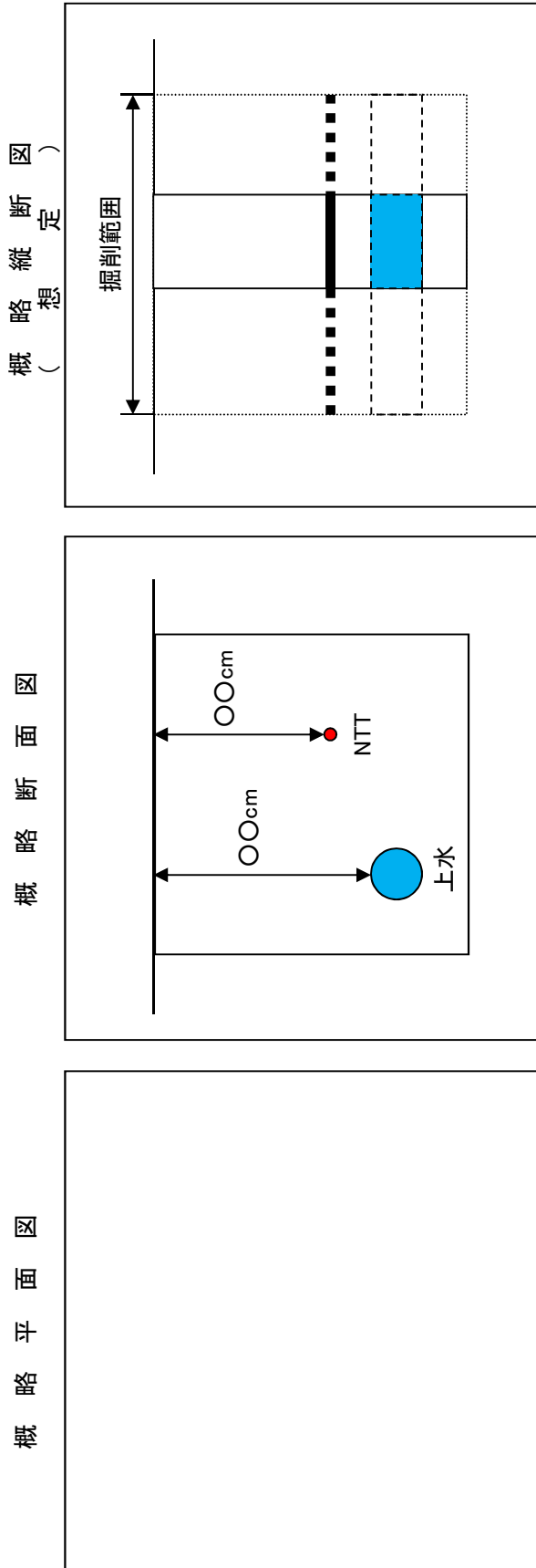
概略縦断面図
(地下埋設物件位置)

工事名：

受注者：

提出日：

試掘位置	地下埋設物件名 及び立会者名	試掘前作業員指導表		
		指 導 日 時	作業員・監視員氏名	指 導 内 容
〇〇k〇〇〇	NTT 管	〇〇月〇〇日	作業員(〇〇建設) 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	・地下埋設物件の公衆災害の重大性を認識すること。 ・小型バックホウにて1次掘削を行い、埋設物の 50cm 程 度手前から人力(スコップ)により掘削すること。 ・監視員は、機械作業が1次掘削範囲を超えないように監視誘導すること。
	立会者:〇〇 〇〇		監視員(〇〇建設) 〇〇 〇〇	
	ガス管			
		本掘削予定日	本 掘 削 時 の 留 意 事 項	
	立会者:〇〇 〇〇		・地下埋設物件の位置出しは、作業員の死角を考えた位置にも標示すること。 ・埋設標示シートの確認も含めて、慎重に作業すること。 ・本掘削の埋め戻し時には、埋設標示シートを設けること。	



工事名：

受注者：

提出日：

掘削範囲	掘削方法及び掘削日	地下埋設物件名	地下埋設物 管理者名	占用企業者の立会
〇〇k〇〇〇	(例) 小型バックホウにより1次掘削を行い、埋設物の50cm手前からは人力(スコップ)により試掘する。 掘削日:〇〇月〇〇日	NTT管 ガス管	(株)NTT 西日本 〇〇ガス(株)	有 無
地下埋設物件の 位置出し方法	(例) ・ペイントで埋設物の位置と掘削範囲を路面に標示する。 ・水系でも埋設物の位置が分かるようにする。 ・小型バックホウのオペレーターの死角を考慮して、路面に貼り付けテープでも標示する。			

概略平面図

概略断面図

概略縦断面図

地下埋設物件工事完了確認簿

※様式は A 3 版で作成すること。 様式一 6

工事名：

受注者：

提出日：

掘削範囲	地下埋設物件名	地下埋設物管理者名	指導日時	作業員・監視員氏名	指導確認内容
			〇〇月 〇〇日	作業員 (〇〇建設) 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 監視員 (〇〇建設) 〇〇 〇〇	・地下埋設物件の公衆災害の重大性を認識すること。 ・小型バックホウにて1次掘削を行い、埋設物の 50cm 程度手前から人力 (スコップ) により掘削すること。 ・監視員は、機械作業が1次掘削範囲を超えないように監視誘導すること。

概略平面図

概略断面図

概略縦断面図

※工事完成図、道路台帳、占用台帳、電線共同溝台帳、情報ボックス台帳の修正が必要な場合は、詳細図を添付すること。

履行状況チェックシート（案）

1 / 2

【凡例：履行→○、不履行→×、履行の必要なし→－】

工事名：

項 目	NTT	情報 BOX	○○○	備考
第3条 地下埋設物件に係る資料収集				
①発注者から道路台帳、占用台帳、電線共同溝、情報ボックス台帳 等の資料の貸与を受ける				
②各種台帳に記載のある占用物件の占有者からの情報収集				
③現地調査の結果、各種台帳に記載のない物件があった場合、また はありと予想される場合、予想される管理者からの情報収集				
④資料収集により得られた地下埋設物件の位置を記載した様式－ 1 （地下埋設物件配置平面図）を作成				
第4条 調整会議等の実施（工事情報の共有）				
①調整会議等の開催				
第5条 地下埋設物件の位置確認				
①掘削影響範囲を占有者の意見を踏まえ決定				
②掘削影響範囲を様式－1に記入し、監督員へ提出				
③掘削影響範囲内は、必ず探査機による調査を実施				
④地下埋設物件がある場合、現地での位置だしするとともに、必ず 控えマーキング、ピン等も設置				
⑤調査結果を様式－2（地下埋設物件事前確認簿）にとりまとめ、 監督員に提出				
第6条 試掘				
①第5条の調査結果で、地下埋設物件が掘削影響範囲内にある場合 は、必ず試掘を行う				
②試掘を行う場合は、占有者と試掘位置、試掘方法について必ず 確認を行い、原則立会を求める				
③試掘着手前に様式－3（試掘方法計画書）を作成し、監督員へ 提出				
④監視員を専任で配置				
⑤試掘に携わる作業員、監視員に対して、試掘着手前に必ず現地で 「試掘方法計画書」を提示して周知、指導				
⑥試掘においてカッター切断を行う場合は、想定外の浅層に地下 埋設物件が設置されている場合もあるため、十分確認し実施				
⑦地下埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に 50cm 程度に近接した位置からは人力施工				
⑧本工事の掘削深さまで確認				

⑨作業中に位置出しが分からなくななくなった場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行う				
⑩作業中に管理者の不明な地下埋設物件を発見した場合は、速やかに監督員に報告				
⑪試掘完了後、様式－４（試掘結果報告書）を作成し、本掘削着手前までに監督員に提出				

2 / 2

【凡例：履行→○、不履行→×、履行の必要無し→－】

工事名：

項 目	NTT	情報 BOX	○○○	備考
第 7 条 試掘実施箇所				
①試掘実施箇所の協議				
第 8 条 本掘削				
① 本掘削着手前に、様式－５（本掘削方法計画書）を作成し、監督員に提出				
②占有者に掘削位置、掘削方法、立会の有無について確認。必要に応じ立会を求める。				
③監視員（原則、試掘に立ち会った者）を専任で配置				
④本掘削に携わる作業員、監視員に対して、試掘着手前に必ず現地で「本掘削方法計画書」を提示して周知、指導				
⑤本掘削においてカッター切断を行う場合は、地下埋設物件の位置出しを確認しながら慎重に行う				
⑥地下埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に 50cm 程度に近接した位置からは人力施工				
⑦作業中に位置出しが分からなくななくなった場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行う				
⑧事前確認想定外の地下埋設物件への接触などが確認された場合は、直ちに作業を中止し、速やかに監督員へ報告				
⑨上記⑦の場合、試掘等により再確認				
⑩本掘削完了後、様式－６（地下埋設物件完了確認簿）を作成し、監督員へ提出				
第 9 条 教育の実施				
①新規入場者教育、KY活動、安全教育時において、作業員、オペレーター等に対し、事故防止対策についての教育を徹底				
第 1 0 条 履行状況確認				
①履行状況を様式－７（履行状況チェックシート）により行い、監督員へ提出				
第 1 1 条 施工範囲の変更				
①変更指示等により施工範囲（掘削範囲）が変更になった場合は、特記仕様書に基づき速やかに対応				

3 架空線等への接触・切断事故防止

以下の「架空線等上空施設への接触・切断事故防止について」を活用する。

架空線等上空施設への接触・切断事故防止について

第1条 架空線等上空施設への接触・切断事故防止対策

受注者は着手前の準備にあたり、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、土捨て場、資材等置き場、資機材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を実施し、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず施工計画書に記載しなければならない。

事前調査の結果、施工上支障となる架空線が確認された場合は下記の対応を行うこととする。

（1）施工計画書への記載

- 1） 建設機械等のブーム、ダンプトラックがダンプアップ状態等、架空線等上空施設への接触・切断が懸念される状態での移動・走行の禁止対策。また、建設機械等の施工時においては、接触・切断が懸念される状態での旋回の禁止対策。
- 2） 現場出入り口での「高さ制限装置の設置」や架空線等への「防護カバー設置」「架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置」等の事前対策の実施方法。
- 3） 禁止対策及び事前対策等の定期点検並びにオペレーター・運転手等への安全教育指導の実施方法。

（2）点検・教育の実施

- 1） 施工計画書に記載された禁止対策及び事前対策等は、定期点検を実施するものとし、改善並びに補修等が必要と確認された場合には、適宜対応するものとする。
- 2） 新規入場者教育、KY活動並びに安全教育時等において、オペレーター・運転手等に対し、施工計画書に記載された項目について教育の徹底を図る。

（3）監督員への報告

- 1） 点検・教育の実施状況については、実施後速やかに監督員へ報告すること。

架 空 線 配 置 平 面 図

※様式は A 3 版で作成すること。 様式－1

工事名： _____

受注者： _____

提出日： _____

- ※ 1. 平面図は工事用平面等図を使用すること。
- ※ 2. 各架空線毎に色分け又は判別しやすいように作成のこと。

凡 例	
NTT	
電 力	
有 線	
〇 〇 〇	

~~-(1-6)-~~○工事現場における交通事故等の防止について

工事現場における交通事故等の防止については、「土木工事共通仕様書」に下記のとおり規定されている。

1-1-1-36 交通安全管理

5.交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

また、「交通安全管理計画書」を着工前に監督員に提出しなければならない。なお、「交通安全管理計画書」には、以下に示す書類を添付するものとする。

- 1) 安全対策平面図
- 2) 緊急時連絡体制表
- 3) 道路使用許可証の写し（許可条件、指導事項等を含む）

ただし、緊急性を要する工事等で、監督員が認めた場合は、受注者は、「交通安全管理計画書」の提出を省略できるものとする。

~~(17)~~ ○ICT 活用工事について

(1) 3次元計測技術を用いた工事の施工計画書の記載事項

受注者は、3次元計測技術を用いた ICT 活用工事を施工する場合は、ICT 活用工事の施工計画書及び添付資料に次の事項を記載しなければならない。なお、受注者が工事着手前に作成、提出する「ICT 活用工事の施工計画書」は、別表 1 に示す「準用する基準等」に搭載した記載例を参照されたい。

なお、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（以下、「管理要領（案）」とする）」については、国土交通省により以下に示されているので、参照されたい。

<https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001612930.pdf>

<https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001880735.pdf>

1) 適用工種

対象工事に含まれる適用工種を記載する。適用工種は、「福岡県県土整備部 ICT 活用工事試行要領 3 対象工事」のいずれかの工種を含む工事から参照されたい。なお、港湾工事については、浚渫工とする。

2) 適用区域

「管理要領（案）」による、3次元計測範囲、出来型管理を行う範囲を記載する。

また、ICT 土工については、平面図上に当該工事の土工範囲を示し、「管理要領（案）」による出来形管理範囲と、従来工事の管理手法で用いた「出来形管理基準及び規格値」による出来形管理範囲を塗り分けることが必要である。

ICT 舗装工については、平面図及び舗装の構成図上に当該工事の範囲を示し、「管理要領（案）」による出来形管理範囲と「出来形管理基準及び規格値」による出来形管理範囲を塗り分ける。なお、3次元計測範囲は舗装工部分を包含する範囲とし、適用する舗装工の種別を記載することが必要である。

3) 出来形計測箇所、出来形管理基準及び規格値・出来形管理写真基準

「設計図書」及び「出来形管理基準及び規格値」の測定基準に基づいた出来形計測箇所を記載する。

また、3次元計測技術を用いた出来形管理を行う範囲については、管理要領（案）に基づく出来型管理基準及び規格値、出来形管理写真基準を記載する。

4) 使用機器・ソフトウェア

使用する機器構成（計測機器名称、計測機器メーカー、ソフトメーカー、ソフトウェア名、バージョン）を記載する。（カタログや仕様書の提出は不要）

5) 使用する 3次元計測技術による計測に関わる事項

使用する 3次元計測技術による計測を実施する際に、別途定める施工計画書に記載しなければならない事項を記載する。

3次元計測技術の施工計画書の記載事項については、3次元計測技術によって内容が異なるため、管理要領（案）における各編の適用工種の計測技術に定める「出来形計測」を参照のこと。港湾工事における浚渫工は、3次元データを用いた出来形管理要領（浚渫工編）に定める「施工計画」を参照のこと。

(2) ICT 活用工事の流れ

ICT 活用工事（土工編）の一般的な流れについて別紙に示す。指示・協議等のタイミングや提出しなければならない書類等の提出時期について時系列で整理しているので、取り組む際の参考とされたい。

別表1 準用する基準等

R.10

段階	No	名 称	発行元	策定目 改正日	区 分													リンク先
					土工	※土工 (1000m3未満)	床掘工	小規模 土工	舗装工	浚渫工	河川 付設構 造工事	法面工	地盤改良工	(修繕工)	舗装工	基礎工	擁壁工	
調査 測量 設計	1	UAVを用いた公共測量マニュアル(案)	国土交通省 国土地理院	H29.3	○	○	○	○			○	○	○		○	○		https://www.gsi.go.jp/common/000186712.pdf
	2	公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準	国土交通省 国土地理院	H28.3	○	○	○	○			○	○	○		○	○		https://psgs2.gsi.go.jp/koukyou/public/uav/dtc/anzen_kijun_160330.pdf
	3	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)	国土交通省 国土地理院	H30.3	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○		https://www.gsi.go.jp/common/000198722.pdf
	4	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領	国土交通省	R2.12	○	○	○	○			○	○	○		○	○		https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/20210422/999-1.pdf
	5	ICTの全面的な活用に関する実施方針	国土交通省	R4.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	https://www.mlit.go.jp/tec/content/001396291.pdf
	6	UAV等を用いた公共測量実施要領	国土交通省	R4.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001618027.pdf
	7	3次元ベクトルデータ作成業務実施要領	国土交通省	R4.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	https://www.mlit.go.jp/tec/content/001477093.pdf
	8	3次元設計周辺データ作成業務実施要領	国土交通省	R4.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	https://www.mlit.go.jp/tec/content/001477094.pdf
施工 監督 検査	9	空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○	○	○				○	○	○		○	○		https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001617992.pdf
	10	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○	○	○				○	○	○		○	○		https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001617993.pdf
	11	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○	○	○				○	○	○		○	○		https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001617994.pdf
	12	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○	○	○				○	○	○		○	○		https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001617995.pdf
	13	TS(ノンブリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○	○	○				○	○	○		○	○		https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001617996.pdf
	14	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○	○	○											https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001617998.pdf
	15	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○	○	○											https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001617999.pdf
	16	RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○	○	○					○	○		○	○		https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001618000.pdf
	17	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)	国土交通省	R5.3						○					○			https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001618001.pdf
	18	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)	国土交通省	R5.3						○					○			https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001618002.pdf
	19	TS(ノンブリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)	国土交通省	R5.3						○					○			https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001618003.pdf
	20	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)	国土交通省	R5.3	○	○	○			○								https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001618004.pdf
	21	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(路面切削工編)(案)	国土交通省	R5.3											○			https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001618005.pdf
	22	音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫工事編)(案)	国土交通省	R5.3	○	○	○			○								https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001618006.pdf
	23	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫工事編)(案)	国土交通省	R5.3	○	○	○											https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001618007.pdf
	24	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工編)(案)	国土交通省	R5.3	○	○	○											https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001618008.pdf
	25	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理・中層地盤改良工事編)(案)	国土交通省	R5.3	○	○	○							○				https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001618009.pdf
	26	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)	国土交通省	R5.3	○	○	○							○				https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001618010.pdf
	27	3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)	国土交通省	R5.3	○	○	○				○	○				○	○	https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001618011.pdf
	28	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工(1,000m3未満)・床掘工・小規模土工・法面整形工編)(案)	国土交通省	R5.3		○	○											https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001618017.pdf
	29	地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3		○	○											https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001618012.pdf
	30	地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(路面切削工編)(案)	国土交通省	R5.3											○			https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001618014.pdf
	31	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(路面切削工編)(案)	国土交通省	R5.3											○			https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001612956.pdf
	32	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)	国土交通省	R5.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001612930.pdf
※土工(1000m3未満)は、掘削工で土量が1000m3未満の場合に適用する																		
施工 監督 検査	33	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理監督検査要領	国土交通省	R3.1	○	○		○										https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001612920.pdf
	34	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領	国土交通省	R2.3	○	○		○										https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001612921.pdf
	35	施工履歴データによる土工の出来高算出要領(案)	国土交通省	H31.3														https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001612922.pdf
	36	ステレオ写真測量(地上移動体)を用いた土工の出来高算出要領(案)	国土交通省	R2.3														https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001612923.pdf
	37	地上写真測量(動画撮影型)を用いた土工の出来高算出要領(案)	国土交通省	R2.3														https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001612924.pdf
	38	ICT建設機械 精度確認要領(案)	国土交通省	H31.3														https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001612928.pdf
施工 監督 検査	39	3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領(浚渫工編)	国土交通省	R3.4	(ポンプ浚渫、クラブ浚渫、硬土盤浚渫、砕岩浚渫、バックホウ浚渫)													https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001397864.pdf
	40	マルチビームを用いた深浅測量マニュアル(浚渫工編)	国土交通省	R5.4														https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001599630.pdf
	41	3次元データを用いた港湾工事数量算出要領(浚渫工編)	国土交通省	R4.4														https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001475808.pdf
	42	3次元データを用いた出来形管理要領(浚渫工編)	国土交通省	R5.4														https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001599631.pdf
施工 計画 書	記載例	空中写真測量(無人航空機)による起工測量・出来形管理(土工編)	国土交通省	R3.3	○	○		○			○	○	○		○	○		https://www.cbr.mlit.go.jp/kensetsu-ict/ict-gb/210324_03_2.pdf
	記載例	地上型レーザースキャナーによる起工測量・出来形管理(土工編)	国土交通省	H31.3	○	○					○	○	○		○	○		https://www.cbr.mlit.go.jp/construction/pdf/200325_08.pdf
	記載例	施工全般(土工編)	国土交通省	R4.5	○	○	○	○										https://www.cbr.mlit.go.jp/construction/pdf/guidebook_01_04.pdf

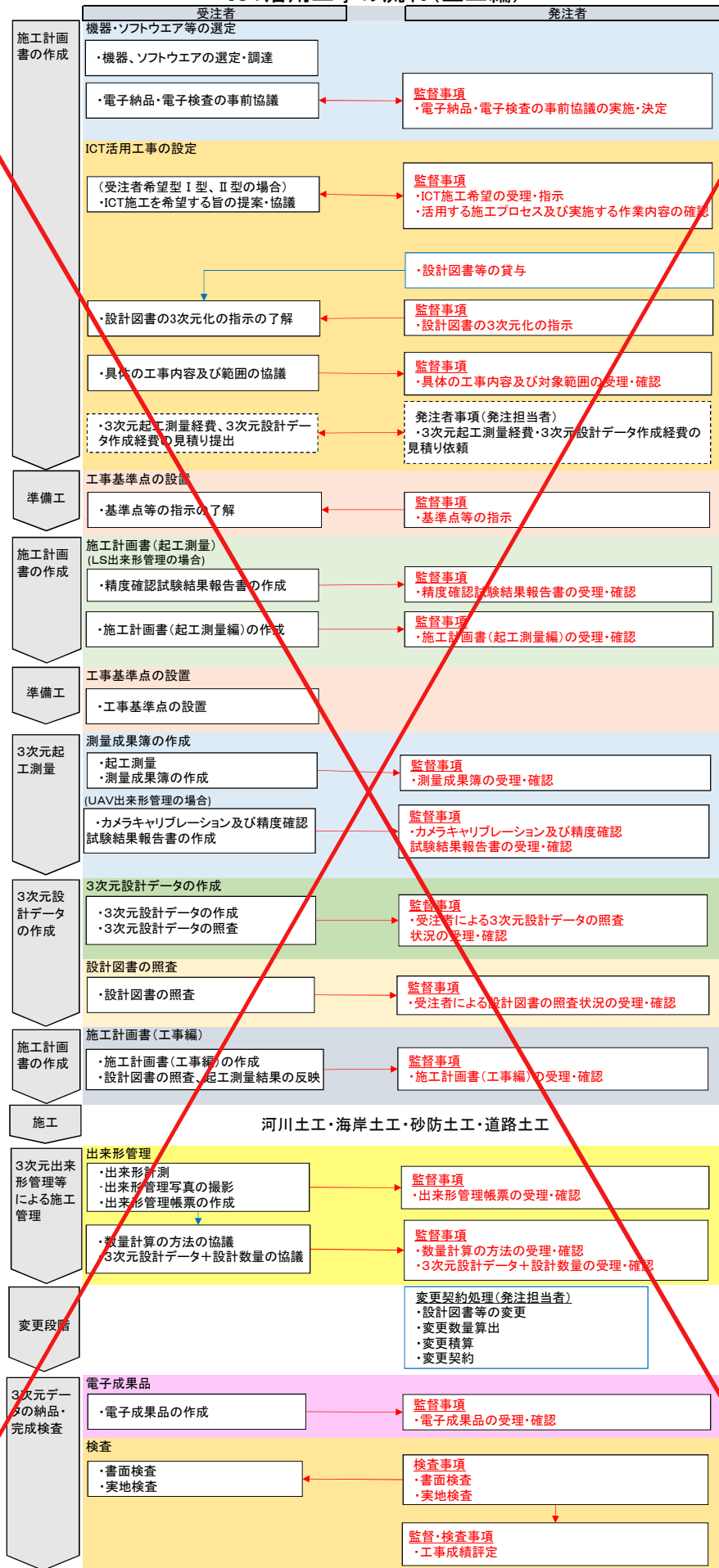
別表2 準用する基準等

段階	No	名 称	発行元	区 分													
				(1000m ³ 以上) 土工	(1000m ³ 未満) 土工	(作業土工) (床掘)	舗装工	浚渫工 河川	付帯構造 物設置工	法面工	地盤改良工	(修繕工) 舗装	基礎工	擁壁工	(橋梁上部) 構造物工	(橋脚・橋台) 構造物工	コンクリート 堰堤工
調査 測量 設計	1	UAVを用いた公共測量マニュアル(案)	国土交通省 国土地理院	○	○	○			○	○	○		○	○	○		○
	2	公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準	国土交通省 国土地理院	○	○	○			○	○	○		○	○	○		○
	3	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土交通省 国土地理院	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
	4	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領	国土交通省	○	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○
	5	ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針	国土交通省	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	UAV等を用いた公共測量実施要領	国土交通省	○	○	○			○	○	○		○	○	○		○
	7	3次元ベクトルデータ作成業務実施要領	国土交通省	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8	3次元設計周辺データ作成業務実施要領	国土交通省	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施工 監督 検査	9	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	○													
	10	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工編)(案)	国土交通省				○										
	11	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(路面切削工編)(案)	国土交通省								○						
	12	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫工編)(案)	国土交通省					○									
	13	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(付帯構造物設置工編)(案)	国土交通省						○								
	14	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理等・中層地盤改良工編)(案)	国土交通省							○							
	15	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工)・パーチカルドレーン工編)(案)	国土交通省							○							
	16	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(法面工編)(案)	国土交通省						○								
	17	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(基礎工編)(案)	国土交通省									○					
	18	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(擁壁工編)(案)	国土交通省										○				
	19	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工(1,000m ³ 未満)・床掘工・小規模土工・法面整形工編)(案)	国土交通省		○	○											
	20	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(構造物工(橋脚・橋台)編)(案)	国土交通省													○	
	21	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(構造物工(橋梁架設・床版)編)(案)	国土交通省												○		
	22	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)	国土交通省	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	23	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理監督検査要領	国土交通省	○	○												
	24	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領	国土交通省	○	○												
	25	施工履歴データによる土工の出来高算出要領(案)	国土交通省	○	○												
	26	ステレオ写真測量(地上移動体)を用いた土工の出来高算出要領(案)	国土交通省	○	○												
	27	地上写真測量(動画撮影型)を用いた土工の出来高算出要領(案)	国土交通省	○	○												
	28	ICT建設機械 精度確認要領(案)	国土交通省	○	○		○	○			○	○					

※最新版の準用を原則とする。

施工 監督 検査	29	3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領(浚渫工編)	国土交通省	港湾浚渫工 (ポンプ浚渫、クラブ浚渫、硬土盤浚渫、砕岩浚渫、バックホウ浚渫)													
	30	マルチビームを用いた深浅測量マニュアル(浚渫工編)	国土交通省														
	31	3次元データを用いた港湾工事数量算出要領(浚渫工編)	国土交通省														
	32	3次元データを用いた出来形管理要領(浚渫工編)	国土交通省														

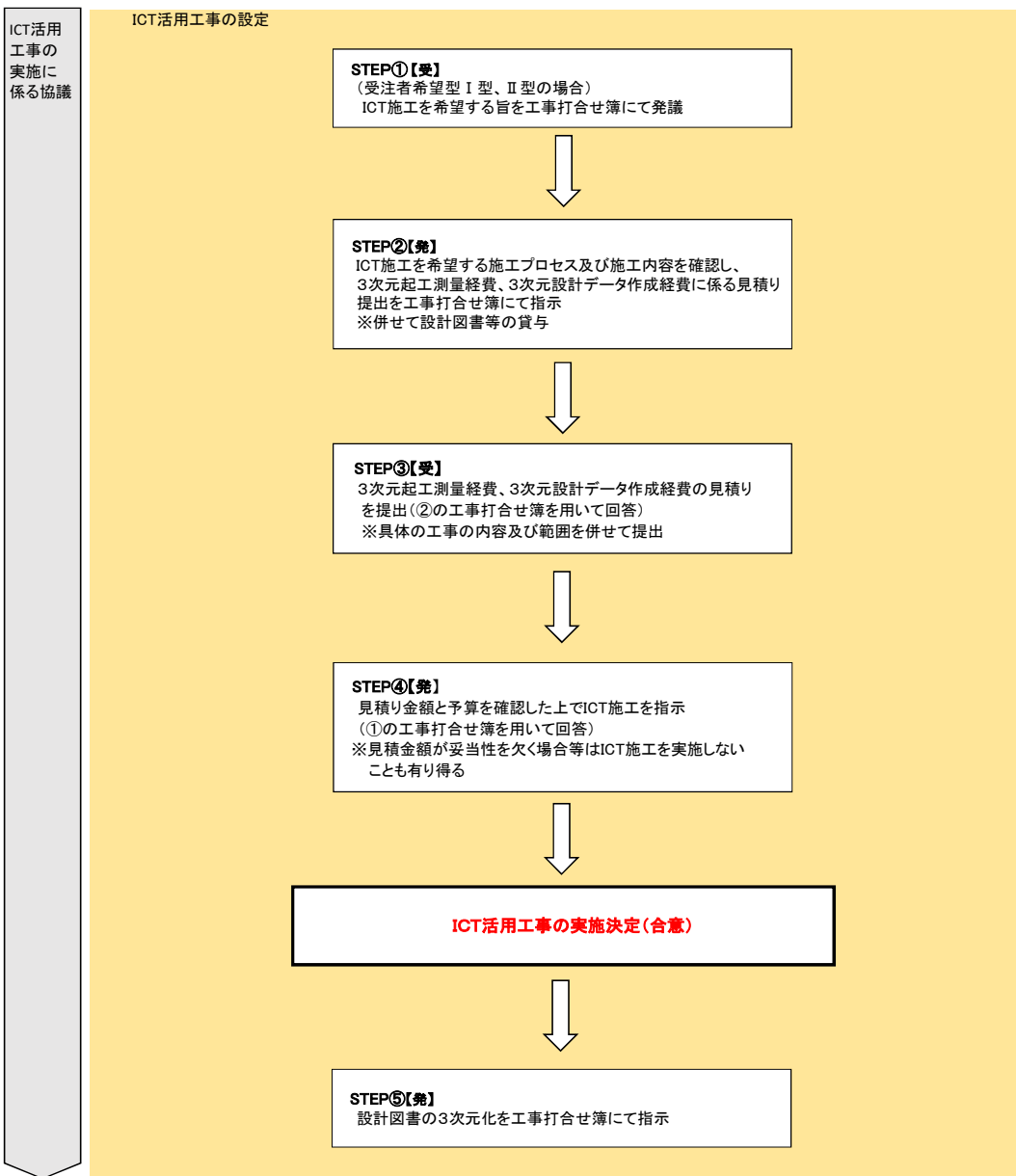
ICT活用工事の流れ(土工編)



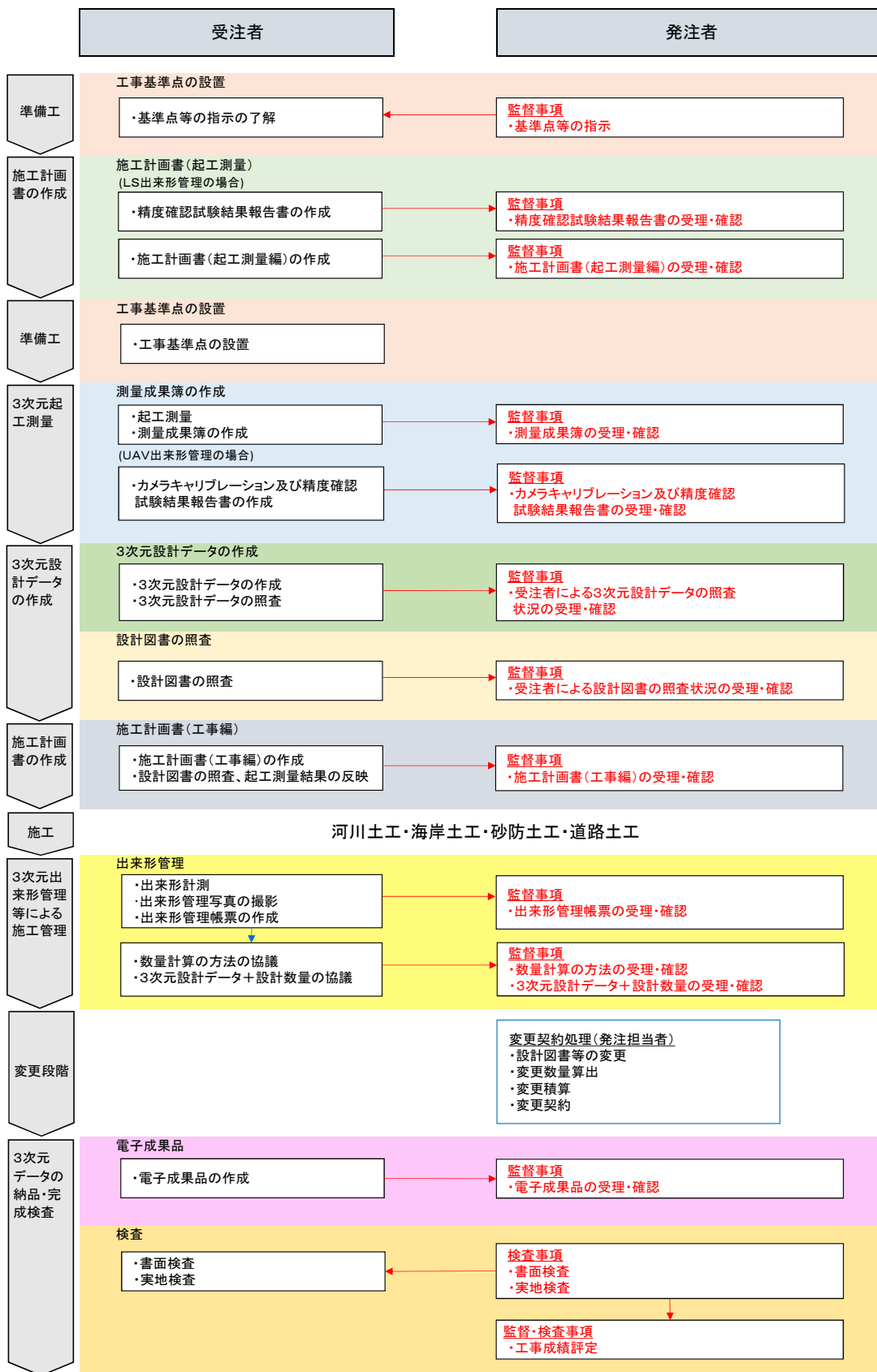
ICT活用工事(土工)の実施フロー(受注者希望型の場合)

①ICT活用工事着手前

【受】: 受注者
【発】: 発注者



②ICT活用工事着手後



(18) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

- ① 官公庁への手続き（警察、市町村等）
- ② 地元への周知
- ③ その他
- ④ 情報セキュリティに関する対策

総括 監督員	主任 監督員	担当 監督員		現場 代理人	主任(監理) 技術者

発議・回答は年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)した紙によること。
紙提出によらないためには、情報共有システムを用いること。

(作成例)

交通安全管理計画書

工事の現場周辺の危害防止につきましては、「土木工事安全施工技術指針」を厳守し、交通安全管理につきましては、特に以下の項目について、日常の安全管理活動を積極的に実施し、各種の事故を未然に防止することに努めます。

1 安全管理活動の実施

- 1) 事前打合せ、着手前打合せ、安全工程打合せ
- 2) 安全朝礼（全体的指示伝達事項等）を実施する。
- 3) 安全ミーティング（個別作業の具体的指示、調整）を実施する。
- 4) 日常の安全点検を実施する。
- 5) 安全訓練等を実施する。

2 通行車両及び歩行者等に対する安全対策

- 1) 工事施工上必要となる工事標識、保安設備等を完備（別紙添付図面）すると共に、安全確保を最優先するよう、職員並びに作業員、誘導員に徹底指導します。
- 2) 工事箇所は〇〇小学校(中学校)の通学路に指定されているため、登下校時の児童生徒の誘導方法や工事車両の通行に関する留意事項を工事関係者に周知します。

3 工事区域内の立ち入り防止施設

- 1) 工事現場の周囲は、ガードフェンス等防護工を設置し、作業員及び第三者に対して工事区域を明確にします。
- 2) 立ち入り防止施設は、子供等第三者が容易に侵入できないように保守管理します。
- 3) 立ち入り防止施設に併設した工事看板、照明器具等は保守管理します。
- 4) 立ち入り防止施設に設けた出入口は、施錠できるようにします。
- 5) 道路に近接して掘削等により開口している箇所がある場合には、蓋をするか防護柵を設置して転落防止措置を講じます。

4 標識・看板の設置

- 1) 「工事情報看板」は、工事が予定されている現場直近の歩道と車道を分離するガードレール等に建築限界を守って歩行者（住民、通行者等）に見えるように（ドライバーから看板内容が見えないように）設置します。
- 2) 「工事中看板」は、規制している車線の車両進行方向起点のドライバー等の視認性を考慮した箇所に、歩行者等の支障にならないように設置します。
- 3) 「工事説明看板」は、工事現場の起終点の歩道と車道を分離するガードレール等に建築限界を守って歩行者（住民、通行者等）に見えるように（ドライバーから看板内容が見えないように）設置します。

- 4) 案内標識、協力要請看板等の設置に際しては、振動や、風などで倒れないように固定し、常に保守管理を行います。特に始業時、終業時には設置状況を必ず確認します。
 - 5) 案内標識、協力要請看板等は、表示内容が夜間でも判読できるような反射板に夜間照明を行い、保安灯、誘導灯等は電球切れの保守管理を常に行います。
- 5 工事現場出入り口部の安全対策
- 1) 出入り口では、歩行者及び一般交通を優先し、工事車両の出入りに伴う交通事故防止に努めます。
 - 2) 出入り口については、必要に応じ誘導員を配置し一般交通に支障がないよう努めます。
- 6 地域住民との融和
- 1) 工事着手前に地元自治会等を通じ、周辺住民等に工事の手順や時期、交通規制方法等を周知し、協力要請に努めます。
 - 2) 工事中に周辺住民等から苦情又は意見等があったときは、丁寧に対応し、必要な措置を講じます。

(参考例)

様式第六（第十条関係）

道 路 使 用 許 可 申 請 書				
年 月 日				
警 察 署 長 殿				
住 所				
申 請 者				
氏 名				
(電話番号)				
印				
道路使用の目的				
場 所 又 は 区 間				
期 間		年 月 日から 年 月 日までの間の 時から 時まで		
方法又は形態				
添 付 書 類				
現 場	住 所			
責任者	氏 名		電 話	
第 号				
道 路 使 用 許 可 証				
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。				
条 件				
年 月 日				
警 察 署 長 印				

- 備考 1. 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2. 申請書は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
3. 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
4. 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。
- ※ この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

1-5 工事現場における標示施設等の設置基準

工事現場における標示施設等の設置基準

この基準は、工事現場付近の地域住民や通行者に対し、工事の目的、工事期間、発注機関及び施工者等に関する情報をわかりやすく提供するため、工事現場における標示施設、防護施設の設置及び管理について定める。

なお、この基準の他に「土木工事安全施工技術指針」「建設工事公衆災害防止対策要綱」も併せて参考とし、安全確保に努めなければならない。

(工事の標示)

- 1 工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式1を参考とするものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

(3) 工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

(4) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

(防護施設の設置)

- 2 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。（参考（1）を参照）

(迂回路の標示)

- 3 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。（参考（2）及び参考（3）を参照）

なお、標示板の設置にあたっては、別紙様式2を参考とするものとする。

(色彩)

- 4 工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様(各縞の幅10cm)を用いるものとする。

(管理)

- 5 工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

また、標示施設には歩行者等に配慮するため、必要に応じて標示施設の色調にあわせた緩衝材を施すものとする。

別表 様式 1

140cm	ご迷惑をおかけします 週休2日工事 道路の〇〇を 行っています 令和〇年〇月〇日まで 時間帯 8:00～17:00 道路新設工事 発注者 福岡県〇〇〇〇事務所 〇〇課〇〇係 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 施工者 〇〇〇〇建設株式会社 現場代理人 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (緊急) 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

- (1) 色彩は、「ご協力をお願いします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。
- (2) 縁の余白は 2cm、縁線の太さは 1cm、区画線の太さは 0.5cm とする。
- (3) 契約期間内であっても工事の終了と共に速やかに撤去すること。
- (4) 発注者名欄は、担当課・係名まで記入すること。

(5) 工事看板の記載例

区分	主な工事種別	工事看板記載例 工事説明看板記載例	工事情報看板記載例
標準		〇〇〇〇〇を行っています	〇〇〇〇〇を行う工事を 予定しています
道路関係	道路の（新設・拡幅・改良）工事	道路の（新設・拡幅・改良）を行っています	例）道路の（新設・拡幅・改良）工事を予定しています 以下、文末を変更する。
		道路のバイパス工事を行っています	
		利便性向上のため道路を新設します	
		走行性向上のため道路を拡幅します	
		渋滞を解消するためバイパスを整備します	
	舗装の（新設・打ち替え・改良）工事	舗装の（新設・打ち替え・改良）を行っています	
		騒音を少なくする舗装を行っています	
		傷んだ舗装をなおしています	
		車道の水はけをよくする舗装をおこなっています	
	歩道工事	歩行者の安全確保のため歩道の整備を行っています	
		歩道を設置する工事を行っています	
		歩道を広げる工事を行っています	
		歩道のバリアフリー化を行っています	
		傷んだ歩道をなおしています	
	電線共同溝工事	電線共同溝の設置を行っています	
		電線類の地中化を行っています	
		災害からライフラインを守る共同溝工事を行っています	
	埋設物調査工事	埋設物の調査を行っています	
	緊急工事	緊急に〇〇をなおしています	
	点検・補修工事	〇〇の点検・修理を行っています	
	橋梁工事	橋を造って（架け替えて）います	
	橋梁補強工事	地震対策のため橋の補強を行っています	
	歩道橋工事	歩行者の安全確保のため歩道橋を新設します	
		古くなった歩道橋を新しくしています	
		傷んだ塗装を塗り替えています	
	交差点改良工事	渋滞を緩和するため交差点を改良します	
		交通事故対策のため交差点を改良します	
		事故の危険性を解消するため交差点を改良します	
	法面保護工事	落石を防ぐため防護ネットを設置します	
	道路付属物工事	〇〇の（設置・撤去・修理・剪定・植樹）を行っています	
		傷んだガードレール（標識、側溝等）をなおしています	
		老朽化した標識（照明灯）を新しくしています	
		地名や路線名の案内標識を設置します	
		安全を確保するためカーブを明るくします	
		安全な通行を確保するため道路照明を整備します	
		草刈り工事を行っています	
河川・ダム関係	河川（水路・護岸）の（新設・拡幅・改良）工事	河川（水路・護岸）の（新設・拡幅・改良）を行っています	例）河川（水路・護岸）の（新設・拡幅・改良）工事を予定しています 以下、文末を変更する。
		堤防・法面保護のために護岸を整備します	
		洪水氾濫を防止するために堤防を整備します	
	橋の（新設・架け替え・改良）工事	橋の（新設・架け替え・改良）を行っています	
		河川（改修・拡幅）のために橋を架け替えます	
	堰・樋門工事	河川（改修・拡幅）のために（堰・樋門）を改築します	
		取水堰を改築する工事を行っています	
	河川維持工事	〇〇の維持修繕を行っています	
		堤防の維持管理を図るため除草します	
		草刈り工事を行っています	
		堆積した土砂のしゅんせつを行っています	
		河積を確保するために土砂を取り除きます	

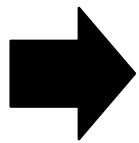
区分	主な工事種別	工事看板記載例 工事説明看板記載例	工事情報看板記載例
標準		〇〇〇〇〇を行っています	〇〇〇〇〇を行う工事を予定しています
河川・ダム関係	災害復旧工事	河岸崩壊のため護岸を整備します	
	護床工事	洗掘防止のために護床を整備します	
	堰堤改良工事	既存ダムの機能増進のためダムを改築します	
	点検・補修工事	〇〇の点検・修理を行っています	
	付属物工事	〇〇の（設置・撤去・修理・剪定・植樹）を行っています	
	ダム本体工事	水害対策と水道用水確保のためダムを建設してします	
	ダム付替道路工事	ダムに伴う道路の付替工事を行っています	
港湾・海岸関係	港湾工事	護岸の（整備・改良）を行っています	例）護岸の（整備・改良）工事を予定しています。 以下、文末を変更する。
		岸壁の（整備・改良）を行っています	
		防波堤の（整備・改良）を行っています	
		航路のしゅんせつを行っています	
		地震対策のため〇〇の補強を行っています	
		浮桟橋の（設置・補修）を行っています	
	港湾環境整備工事	緑地の整備を行っています	
	高潮等整備工事	高潮被害を防ぐための防潮壁を設置する工事を行っています	
		高潮被害を防ぐための陸こうを設置する工事を行っています	
		高潮被害を防ぐための護岸を補強する工事を行っています	
	港湾災害復旧工事	崩壊した〇〇の復旧を行っています	
	背後用地造成工事	（ふ頭用地・工業用地）の造成を行っています	
砂防関係	砂防工事	砂防ダムを設置する工事を行っています	例）砂防ダムを設置する工事を予定しています。
		土石流に備え（砂防堰堤・護岸）を整備します	
		〇〇の維持修繕を行っています	
	地すべり対策工事	地すべりを抑制（抑止）するための工事を行っています	
地傾斜・急傾斜地崩壊関係	急傾斜地崩壊対策工事	がけ崩れから人家を守るため斜面对策を行います	例）地すべりを抑制（抑止）するための工事を予定しています。 以下、文末を変更する。
		がけ崩れから人家を守るため擁壁を整備します	
		斜面の崩壊を防止する工事を行っています	

注 1）上表の例を参考に、各現場に則した工事種別、工事内容を記載するものとする。

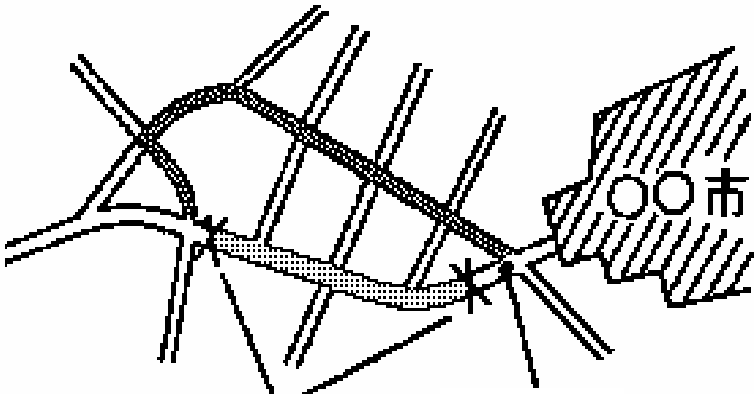
注 2）工事内容については、簡潔でわかりやすい記載につとめるものとする。また、文字数に依って複数行（3行までを目安）となる場合、行毎に文字の大きさを変える等、視認性の向上に努めるものとする。

別表 様式 2

140cm

まわり道450^M 

150M先国道工事につき
まわり道をお廻り下さい



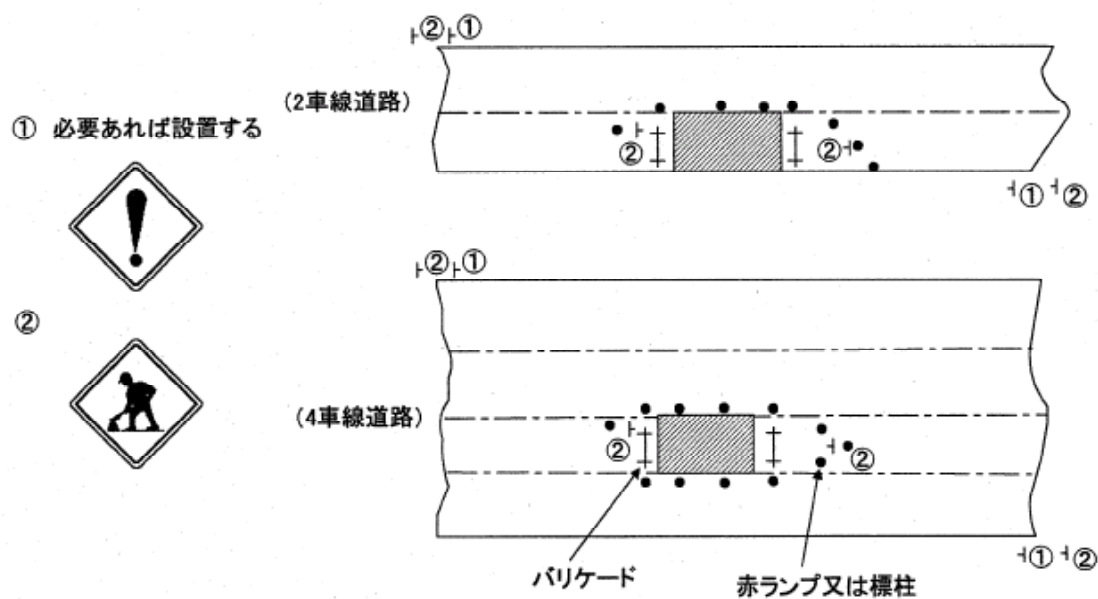
工事中通行止 現在地

福岡県〇〇〇〇事務所
〇〇課〇〇係
(電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

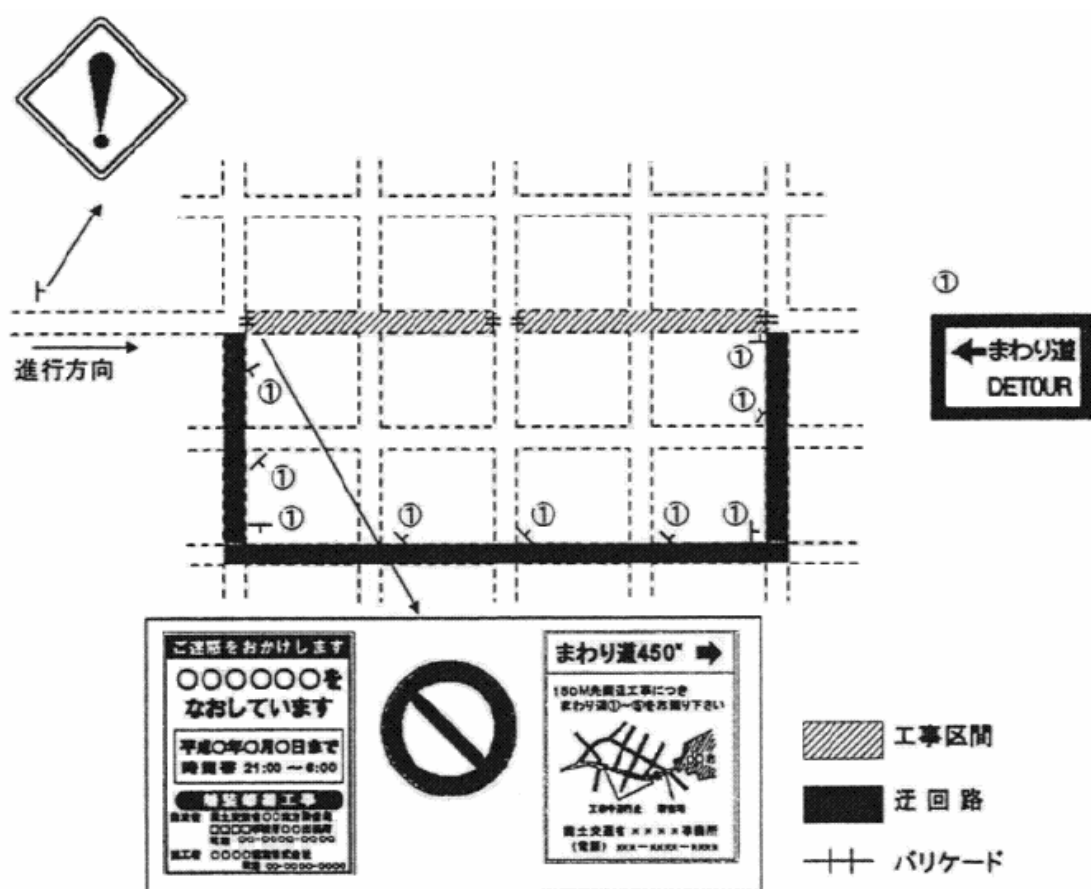
110cm

- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は 2cm、縁線の太さは 1cm とする。

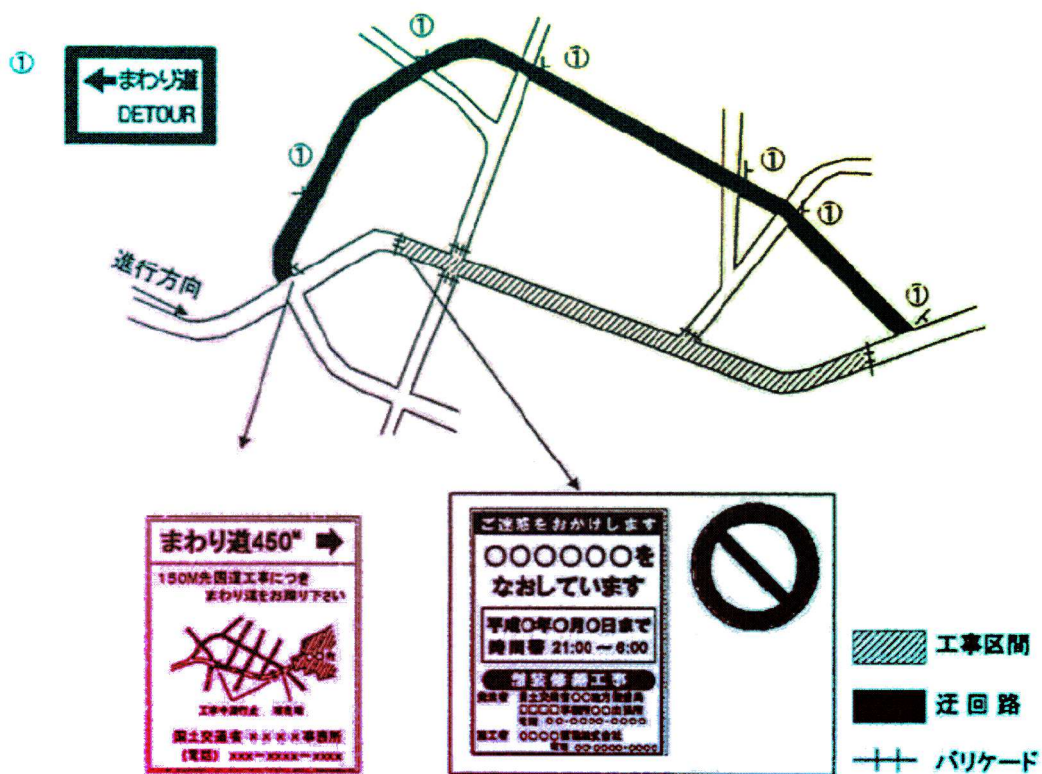
参考（１） 車線の一部分が工事中の場合の標示例



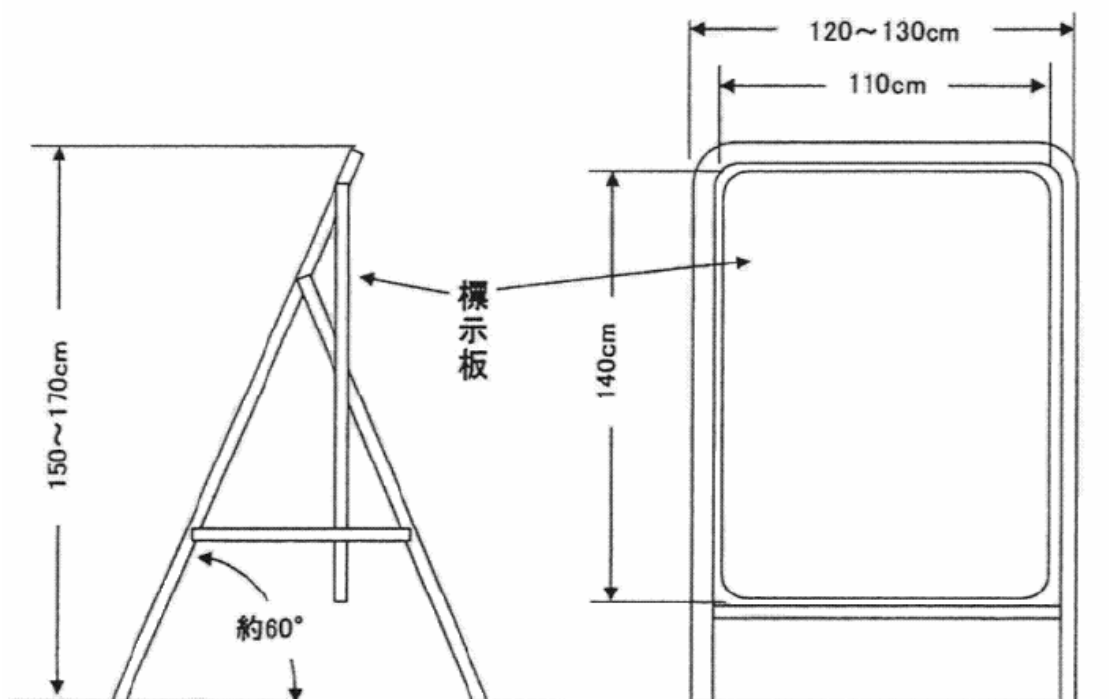
参考（２） 工事中迂回路の標示例(市街部の場合)
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考（３） 工事中迂回路の標示例（地方部の場合）
（進行方向に対する標識の設置例を示す）



参考（４） 設置方法の一例



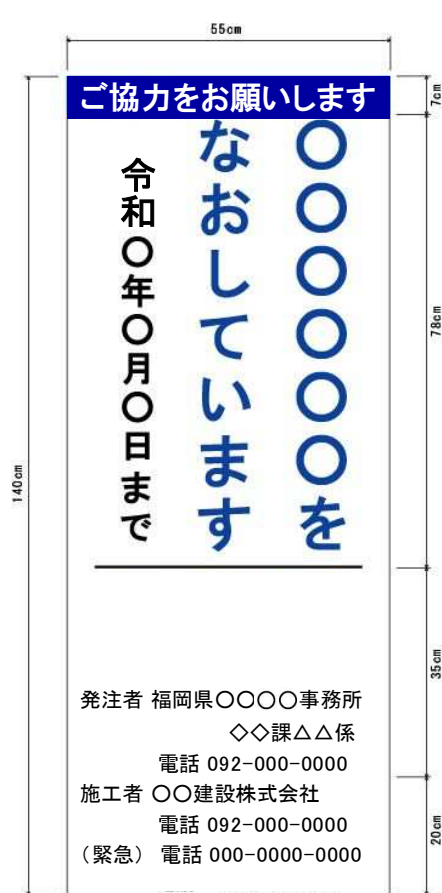
(様式1) 工事情報看板

(例：道路補修工事)



(様式2) 工事説明看板

(例：道路補修工事)



- (1) 色彩は、「ご協力をお願いします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。
- (2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

標示板の設置場所



1-6 工事現場に掲げる標識等について（※作成が義務づけられているものに限る）

工事現場に掲げる標識は、その店舗及び建設工事の現場ごとに掲げる「建設業の許可票」のほか、「労災保険関係成立票」等、関連法令規則等に則り公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。また、その他の標識類についても考慮する。

現場掲示が必要な標識類

- (1) 建設業の許可票（令和2年10月の建設業法改正により掲示義務は元請業者のみ）
- (2) 労災保険関係成立票

サイズは共に縦25cm×横35cm以上

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
代表者	氏名	専任の有無	
資格名	取得年月日		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	許可(-)第 号		
許可年月日	年 月 日		

労災保険関係成立票			
保険関係成立年月日	年 月 日		
労働保険番号			
事業の期間	自	年	月 日
事業主の住所氏名			
注文者の氏名			
事業主代理人の氏名			

- (3) 施工体系図
- (4) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）
- (5) 緊急時連絡表
緊急時連絡表と共に、最寄りの病院までの経路図を掲示すること。
- (6) 作業主任者
- (7) 再生資源利用[促進]計画 ※令和5年1月1日以降に当初請負契約を締結した工事が対象
確認結果表 ※令和5年5月26日以降に当初請負契約を締結した工事が対象
- (8) 建築基準法による確認表示板
- (9) その他、発注者が依頼する掲示物

(参考) 労災保険関係成立票の記入について

労災保険には単独有期事業と一括有期事業に分かれる。

請負金額 1.8億円未満かつ概算保険料が160万円未満 …一括有期事業

1.8億円以上または概算保険料が160万円以上…単独有期事業

単独有期事業はその工事単独で労災保険に加入する

一括有期事業は年度内の工事を一括で処理する

保険関係成立年月日

「一括有期事業」 会社設立当時、会社が保険関係成立届を労働基準監督署に届けた日、又は毎年更新日

「単独有期事業」 発注者との契約日ではなく実際工事を着手した日。その後着手した日から10日以内に届出。

労災保険番号…保険関係成立届に記されている番号

事業の期間…着工日～工事完了予定日（作業員が作業する期間で工期とは限らない）

事業主代理人…労災保険代理人選任届により、代表者代理として労災保険の手続きをした人を記入
代表者名で労災保険の申請手続きをしていれば、事業主代理人の欄は空欄となる。

2 準備作業

2-1 設計図書の照査と工事打ち合わせ

(1) 設計図書の照査

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-3（設計図書の照査等）第2項に

「契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。」と規定されている。ただし、該当する事実がない場合（設計図書と一致している場合）は、監督員へその旨を書面にて提示し、受注者で保管する。

工事請負契約書第18条

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

(2) 工事打ち合わせ

上記のような該当する事実がある場合など、現場で発生もしくは発生が予想される諸問題について、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2（用語の定義）及び1-1-1-6（監督員）にある書面によるやりとりを遺漏無く実施すること。特に、発注者に指示等を早急に求める場合は、速やかに実施すること。なお、書面は「工事打合せ簿」を原則とする。

2-2 着工前測量成果簿

(1) 目的

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-37（工事測量）第1項に、下記のとおり規定されている。

「受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。……………後略。」

測量は土木工事の中で基本的なことであり且つ、構造物の出来形を左右する最も重要な作業である。

そこで本章は、着工前測量に伴う具体的な実施要領を取りまとめたものである。

(2) 実施上の留意点

- 1) 管理内容は土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-37（工事測量）に基づく、測量標（仮BM）、工事多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等の確認である。
- 2) 測量は「福岡県公共測量作業~~規定~~規程」に基づいて実施する。
- 3) 近接する他の工事がある場合は、仮BM、中心線などの測量成果を照合しておく必要がある。
- 4) 部分完成の工事を継続して着手する場合は、前工事の出来形（位置、基準高、幅員等）を確認する必要がある。
- 5) 中心線、縦断、横断測量の結果、設計図書に示されている数値と差異が生じた場合は、その成果を設計図に朱色で記入し、監督員に提出し指示を受けなければならない。
- 6) 測量標は、位置及び高さの変動がないよう保護杭等で適切な保護をしなければならない、また、用地巾杭、仮BM、工事用多角点及び重要な工事測量標は、監督員の承諾を得なければ移設してはならない。

(3) 実施要領

1) 仮BMの設置

国土地理院が設置している水準点から水準測量を行い仮BMを設置することを原則とする。水準測量は、平地においては3級水準測量、山地においては4級水準測量により行うものとする。基準となる水準点の選定は監督員の指示を受ける。設置箇所については、工事延長が長い場合は100mに1箇所程度設けると、施工にあたって便利である。

2) 中心線測量

監督員の指示する基準点又はI・Pに基づき中心線測量を行い、測点の照合を行う。

役杭（BC,EC,KA,KE）は保護杭または引照点を設置し、その位置が正確に再現できるようにしておく。

3) 縦断、横断測量

仮BMの設置、中心線の照合を行った後、縦横断測量を行い設計図書との照合を行う。

縦横断測量は工事数量を算出する基礎となる資料であると共に、用地巾にも影響を来すので、測点間における地形の変化にも留意し、変化点（プラス杭）を設ける必要がある場合は、図面を作成して監督員と協議する。

4) 用地境界確認

上記基本測量に引き続き用地境界測量を実施する。

用地境界杭が亡失又は移動している場合は、監督員に報告すると共に、地権者の立会をへて、再設置を行う。

5) 管理項目に対する成果品は概ね下記のとおりである。

① 仮BMの設置

測量成果表

仮BM設置箇所見取図、(平面図等を利用)、写真(遠景・近景)

② 中心線測量

測量成果表

役杭等と引照との関係を示す見取図

③ 縦断、横断測量

縦断図

横断図

④ 用地境界の確認

用地杭調書

【作成例】

測 量 成 果 表

工事名 ○○地区改良工事

・BM. No.1～No.2のチェック

○○年○○月○○日

測定者 ○○○○

測 点	B S	I H	F S	G H	備 考
BM. No.1	1.898	83.223		81.325	BM. 1. 81.325m
TP1	1.663	83.439	1.447	81.776	
TP2	1.785	80.249	4.975	78.464	
TP3	0.711	76.167	4.793	75.456	
TP4	1.022	75.865	1.324	74.843	
TP5	0.256	74.009	2.112	73.753	
TP6	0.209	71.356	2.862	71.147	
TP7	0.198	67.343	4.211	67.145	
TP8	0.036	62.826	4.553	62.79	
TP9	0.983	59.136	4.673	58.153	
TP10	1.428	57.65	2.914	56.222	
TP11	2.995	59.042	1.603	56.047	
TP12	4.41	60.16	3.292	55.75	
TP13	2.392	60.675	1.877	58.283	
BM. No.2	0.37	60.675	0.37	60.305	BM. 2. 60.307m
TP13	1.663	59.946	2.392	58.283	
TP12	3.015	58.765	4.196	55.75	
TP11	1.148	57.194	2.719	56.046	
TP10	3.552	59.773	0.973	56.221	
TP9	4.831	62.982	1.622	58.151	
TP8	4.731	67.519	0.194	62.788	
TP7	4.779	71.921	0.377	67.142	
TP6	3.2	74.343	0.778	71.143	
TP5	2.642	76.394	0.591	73.752	
TP4	2.106	76.949	1.551	74.843	
TP3	3.865	79.718	1.096	75.853	
TP2	4.44	82.905	1.253	78.465	
TP1	1.384	83.156	1.133	81.772	
BM. No.1			1.836	81.32	BM. 1. 81.325m
備 考	$81.325 - 81.320 = 5\text{mm}$ $10\text{mm}\sqrt{S} = 10\sqrt{0.6} = 7.746\text{mm} > 5\text{mm}$				
	∴OK				

点検計算の許容範囲（公共測量作業規定より抜粋）

区 分 項 目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量
環 閉 合 差	$2\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$	$10\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$	$40\text{mm}\sqrt{S}$
概 知 点 から 概 知 点 まで の 閉 合 差	$15\text{mm}\sqrt{S}$	$15\text{mm}\sqrt{S}$	$15\text{mm}\sqrt{S}$	$25\text{mm}\sqrt{S}$	$50\text{mm}\sqrt{S}$

（注）Sは観測距離（片道、km単位）とする。

測 量 成 果 表

工事名 〇〇地区改良工事
・仮BM設置

〇〇年〇〇月〇〇日
測定者 〇〇〇〇

測 点	B S	I H	F S	G H	備 考
BM. No.1	1.384	82.709		81.325	BM. 1. 81.325m
TP1	1.006	82.162	1.553	81.156	
TP2	0.637	80.314	2.485	79.677	
TP3	4.331	84.087	0.558	79.756	
TP4	2.229	85.948	0.368	83.719	
TP5	0.467	85.473	0.942	85.006	
仮BM	1.209	85.324	1.358	84.115	
TP5	0.976	85.983	0.317	85.007	
TP4	0.33	84.051	2.262	83.721	
TP3	1.111	80.857	4.295	79.756	
TP2	2.873	82.552	1.188	79.679	
TP1	1.685	82.843	1.394	81.158	
BM. No.1			1.515	81.328	BM. 1. 81.325m
備 考	$81.328 - 81.325 = 3\text{mm}$ $10\text{mm}\sqrt{S} = 10\sqrt{0.3} = 5.477\text{mm} > 3\text{mm}$				
	∴OK				

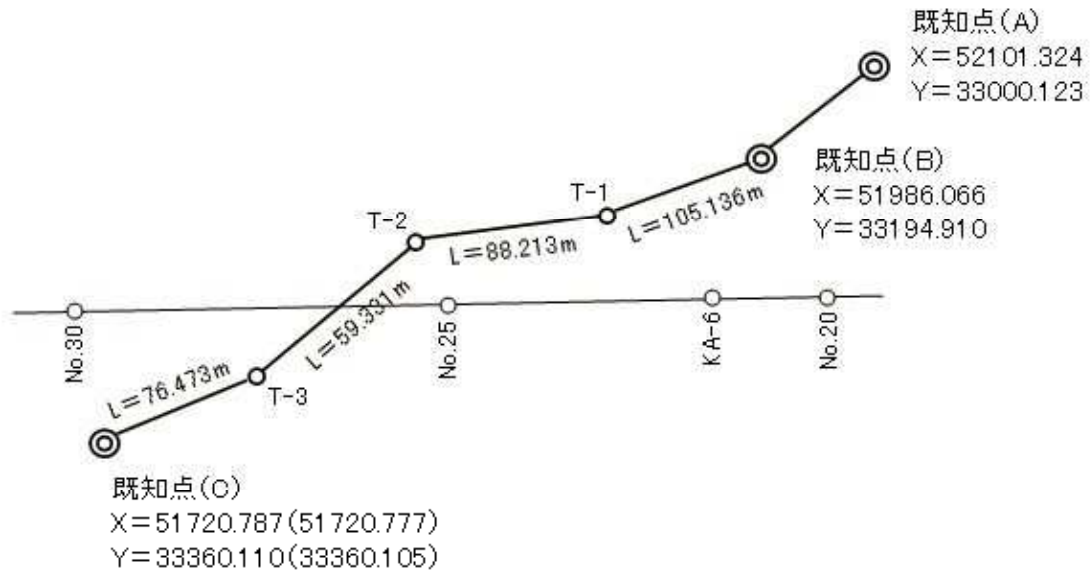
見 取 図



写 真



中 心 線 測 量



() 書きは実測値

- ① 既知点 (B) から既知点 (C) までの単路線方式による基準点間のチェックを行う。

水平距離の閉合差

実測距離	$\Delta X = 51720.777 - 51986.066$	$= -265.289$
	$\Delta Y = 33360.105 - 33194.910$	$= 165.195$
既知距離	$\Delta X = 51720.787 - 51986.066$	$= -265.279$
	$\Delta Y = 33360.110 - 33194.910$	$= 165.200$
閉合差	$X = -265.289 - (-265.279)$	$= -0.01$
	$Y = 165.195 - 165.200$	$= -0.005$
	$\sqrt{(-0.01)^2 + (-0.005)^2}$	$= 0.011180$

配布点数 3

許容範囲 $15\text{cm} + 10\text{cm}\sqrt{N \Sigma S}$

$$\Sigma S = 105.136 + 88.213 + 59.331 + 76.473 = 329.153\text{m}$$

$$15 + 10\sqrt{4 \times 0.329} = 216\text{mm}$$

$$11\text{mm} < 216\text{mm} \quad \therefore \text{OK}$$

結合多角方式、閉合多角方式、単路線方式における点検計算の許容範囲

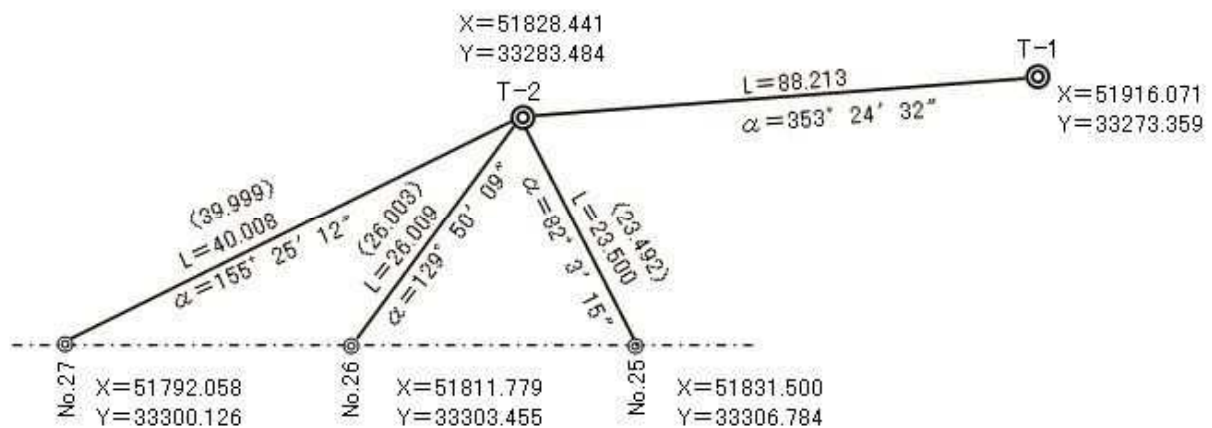
(公共測量作業規定より抜粋)

点検項目		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
結合多角・ 単路線	水平位置の 閉合差	$10\text{cm}+2\text{cm}\sqrt{N\Sigma S}$	$10\text{cm}+3\text{cm}\sqrt{N\Sigma S}$	$15\text{cm}+5\text{cm}\sqrt{N\Sigma S}$	$15\text{cm}+10\text{cm}\sqrt{N\Sigma S}$
	標高の閉合 差	$20\text{cm}+5\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$20\text{cm}+10\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$20\text{cm}+15\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$20\text{cm}+30\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$
閉合多角	水平位置の 閉合差	$1\text{cm}\sqrt{N\Sigma S}$	$1.5\text{cm}\sqrt{N\Sigma S}$	$2.5\text{cm}\sqrt{N\Sigma S}$	$5\text{cm}\sqrt{N\Sigma S}$
	標高の閉合 差	$5\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$10\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$15\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$30\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$
標高差の正反較差		30cm	20cm	15cm	10cm

(注) N:辺数 ΣS :路線長(km)

② 新点、T1～T3を設置する際に、B～C間の誤差を補正する。

③ 新点、T1～T3により中心線をチェックする。



() 書きは実測値

較差の許容範囲は、次表の定めるとおりとする。(公共測量作業規定より抜粋)

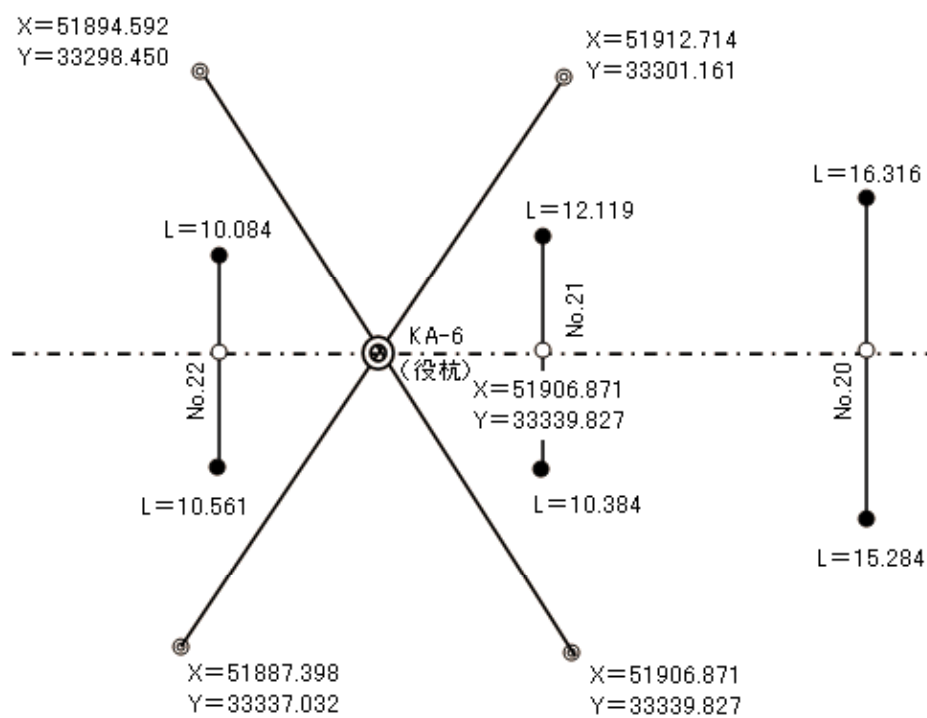
区分	距離	20m未満	20m以上	摘 要
平地		10mm	S/2,000	Sは点間距離 の計算値
山地		20mm	S/1,000	

$$\begin{aligned} \text{No. 25} \quad & 23.500 - 23.492 = 0.008 \\ & S/2000 = 23.500/2000 = 0.012 \\ & 0.008 < 0.012 \quad \therefore \text{OK} \end{aligned}$$

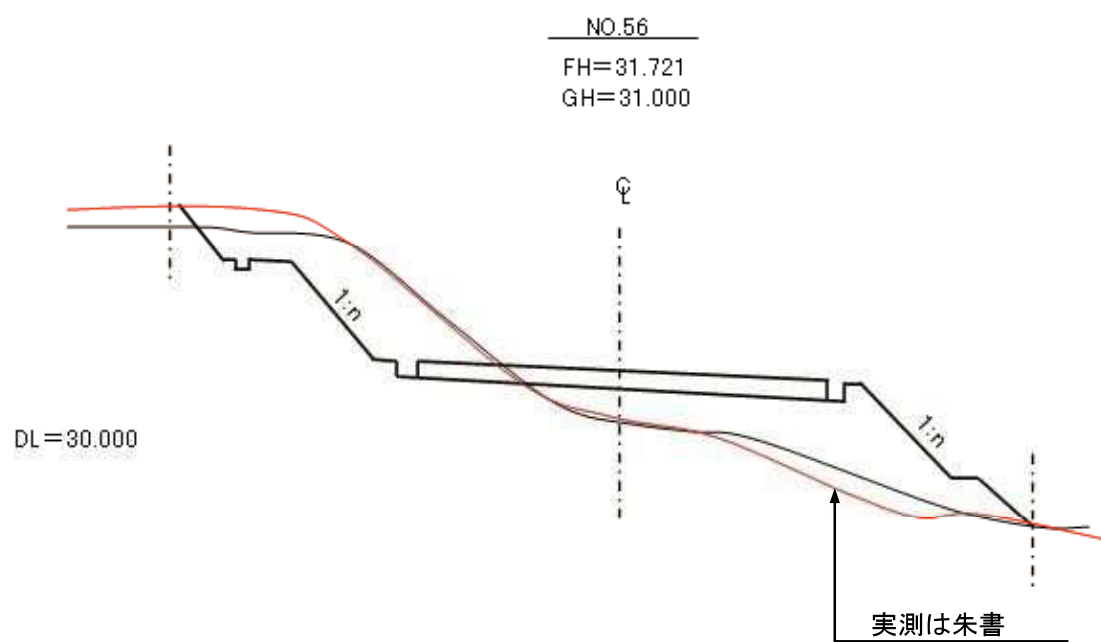
$$\begin{aligned} \text{No. 26} \quad & 26.009 - 26.003 = 0.006 \\ & S/2000 = 26.009/2000 = 0.013 \\ & 0.006 < 0.013 \quad \therefore \text{OK} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{No. 27} \quad & 40.008 - 39.999 = 0.009 \\ & S/2000 = 40.008/2000 = 0.020 \\ & 0.009 < 0.020 \quad \therefore \text{OK} \end{aligned}$$

- ④ 役杭および測点杭は、工事の支障のない所に引照杭を設置する。必要に応じて座標を求めるものとする。



横断測量



2-3 数量計算の実施

2-3-1 目的

数量計算の実施には3通りの目的があり、その作業の留意点は下記のとおりである。

(目的1)

契約数量が契約図書及び現地との照合の結果、間違いがないか、その照査を行うとともに、契約図書に数量が明示されていない場合、各種材料及び構造の数量計算を行う。

(留意点)

- (1) この照査によって、契約数量や設計寸法等の差異が発見される場合もあり、この結果が施工に影響を与えるので、**工事契約後直ちに**設計寸法による数量計算を実施する必要がある。
- (2) 現地との照合を実施し、数量の検証を行う。
- (3) 差異等の資料（数量計算、図面等）は、変更指示及び契約変更の資料として利用される場合もあるので、早急かつ正確に作成しなければならない。
- (4) 数量計算対象は、工事内訳書・明細書及び各種構造図等に表示されている工種全般とする。
また、一式契約や仮設工（床掘、埋戻し、型枠、支保工、足場等）についても数量計算を行う。

(目的2)

設計図面等に変更があった場合、変更に関する数量計算を行う。

(留意点)

- (1) 変更に関する数量計算書や施工図面等は変更指示及び契約変更の資料として利用されるので、早急かつ確実に作成しなければならない。

(目的3)

出来高数量確認のために数量計算を行う。

(留意点)

- (1) 数量計算の結果が出来高数量総括表に記入される。
- (2) 数量計算は、工事内訳書や明細書に記載されている契約数量に対して行う。
- (3) 数量計算は、出来形寸法によって計算する。

この場合、出来形寸法が設計寸法に対し、出来形管理基準に定める規格値を満足しているか否かを確認する。

2-3-2 作成要領

- (1) 公式で計算する場合は、その公式を記入して計算を実行する。
- (2) 計算対象の構造物は図示すると共に、計算に使用する寸法は構造図に記入する。
- (3) 設計図に記入されていない寸法を用いて計算する場合は、その寸法の算出根拠を明確に計算書に記載する。
- (4) 計算過程は第三者にも理解できるように分かり易く計算する。

2－3－2 作成要領

- (1) 公式で計算する場合は、その公式を記入して計算を実行する。
- (2) 計算対象の構造物は図示すると共に、計算に使用する寸法は構造図に記入する。
- (3) 設計図に記入されていない寸法を用いて計算する場合は、その寸法の算出根拠を明確に計算書に記載する。
- (4) 計算過程は第三者にも理解できるように分かり易く計算する。

3 段階確認

3-1 目的

段階確認、立会については、「土木工事共通仕様書」に、下記のとおり規定されている。

3-1-1-4 監督員による確認及び立会等

1. 立会依頼書の提出（適用除外）

2. 監督員の立会

監督員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において**立会**し、または資料の**提出**を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 確認、立会の準備等

受注者は、監督員による**確認**及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

なお、監督員が製作工場において**確認**を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4. 確認及び立会の時間

監督員による**確認**及び**立会**の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

5. 遵守義務

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条 第2項の規定に基づき、監督員の**立会**を受け、材料の**確認**を受けた場合にあっては、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

6. 段階確認

段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、定める確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。
- (4) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7. 段階確認の臨場

監督員は、**設計図書**に定められた**段階確認**において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を**提示**し**確認**を受けなければならない。

3-2 実施上の留意点

段階確認の方法には、臨場確認と机上確認があり、その取扱いも異なるので留意する。確認または立会が完了しないと施工の続行ができず、工程に影響を来たすので確認・立会計画を立て、計画的に願い出るよう留意すること。

(1) 立 会

「土木工事共通仕様書」に、『立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。』と定義されている。

(2) 段階確認

「土木工事共通仕様書」に、『段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。』と定義されている。

(3) 段階確認項目

段階確認項目は、3-4 段階確認一覧表について行うものとするが、監督員は必要に応じて追加することができる。

3-3 実施要領 (次頁記入例参照)

(1) 段階確認計画を記載した施工計画書の提出

受注者は、施工計画書に段階確認計画を記載し提出を行い、監督員の承認を受けなければならない。段階確認計画は、段階確認書(様式-11)の施工予定表欄に一覧で記載して作成しても良い(段階確認書として提出する際は、確認日以外ものを削除する)。

(2) 段階確認書の提出

受注者は、段階確認書(様式-11)を監督員と日程調整が可能なタイミングで確認日毎に作成し、監督員に提出する。…①

(3) 段階確認の通知

監督員は、受注者と日程調整を行い、段階確認の予定を通知する。なお、通知はメール、電話等でよいものとする。…②

(4) 段階確認の臨場確認(遠隔臨場を含む)…③

監督員は、臨場時に提示(または提出)された資料(出来形、品質管理資料等)に基づき該当箇所の確認項目の確認を行う。その際、受注者が作成する管理資料に、確認した実測値等を記入する。資料には確認日の記入及びサインも行うと良い。

(5) 段階確認の机上確認

段階確認は臨場確認が原則であるが、やむを得ず臨場確認がえられない場合は、施工管理記録、写真等の資料(出来形管理、品質管理の資料および写真)を整備、提出し、机上確認をうけることができる。

(6) 確認時期毎の段階確認後…④

確認を実施した監督員は、確認書に署名または記名押印し、段階確認書を回覧する。

(7) 写真管理

監督員等が臨場して段階確認した箇所は、臨場時の状況写真は不要とする。

(8) その他

段階確認書の施工予定表による報告は、原則として確認日毎に提出するものとする。ただし、前後して(1~2日程度)複数の確認時期があれば併記してもよい。

総括監督員	主任監督員	担当監督員

様式－ 1 1

段 階 確 認 書 施 工 予 定 表

年月日： 令和〇年 1 0 月 3 日

共通仕様書に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。

工事名 504-12345-001 県道博多天神線道路舗装工事 (第2工区) 受注者名：(株)福岡企画技調 現場代理人名等： 監理 太郎

種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事
路盤工	上層路盤工 下層路盤工	施工完了時 施行幅、施工厚さ	令和〇〇年 1 0 月 6 日 ※	①
① 受注者は、確認日毎の施工予定表を作成し、監督員に提出 (記事には、段階確認一覧表の区分等を記入)				
段階確認書は、施工計画時の段階確認計画で段階確認としたものについて、監督員と日程調整が可能なタイミングで確認日毎に作成				

年月日： 令和〇〇年 7 月 2 日

通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。

監督職員名： 担当 建一

確 認 種 別	確 認 細 別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等
路盤工	上層路盤工 下層路盤工	施工完了時 施行幅、施工厚さ	令和〇〇年 1 0 月 6 日	令和〇〇年 1 0 月 6 日 (遠隔)
② 監督員は、通知書に確認時期予定日を記入し、受注者に通知 (確認時期予定日の通知はメール、電話等でよいものとする)				
③ 監督員は、確認実施日等を記入 <臨場以外は(遠隔)，(机上)等を追記>				

④ 確認を実施した監督員(担当or主任or総括)は、確認書に署名または記名押印し回覧

年月日： 令和〇〇年 1 0 月 6 日

確 認 書

上記について、段階確認を実施し確認した。

監督職員名： 主任 賢人

3-4 段階確認一覧表

受注者は、施工計画書の記載事項として、段階確認計画（段階確認書の施工予定表欄に一覧で記載しても良い）を作成し、監督員の承諾を受けること。

段階確認にあたって、受注者は、出来形、品質、規格、数値等をあらかじめ確認し、資料を提示出来るようにしておくこと。

種別	細別	確認時期	確認項目	区分	確認の程度
指定仮設工		施工時	使用材料、幅、長さ、高さ、深さ等	※※ 中間	1 回 / 1 工事
河川・海岸・ 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置		1 回 / 土(岩)質 の変化毎
		法面工施工前	出来形		
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況 (締固め不良箇所の有無)		1 回 / 1 工事
軽量盛土工		施工時	基準高、 設置基面状況、 設計図書との対比、使用材料		1 回 / 1 工事
補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法 多数アンカー式補強土工法 ジオテキスタイルを用いた補 強土工法	施工時	使用材料、幅、延長、間隔、 接合状況		1 回 / 1 工事
大規模埋立工(港湾等)	盛土工、埋立工	施工時(中間層)	使用材料 、基準高		1 回 / 1 工事
鉄筋圧接工		施工前試験 施工完了後	溶接部の適否		1 回 / 1 工事
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板 コンクリート矢板	打込時	長さ、使用材料 、溶接部の適否		1 回 / 1 工事
		打込完了時	基準高、変位	※	1 回 / 1 工事
捨石工		施工時	使用材料、搬入方法 、基準高		1 回 / 1 工事
かご工	中詰工	施工時	使用材料 密度(詰め具合目視確認)		1 回 / 1 工事
ブロックマット工		施工前	設置基面		1 回 / 1 工事
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	長さ、使用材料 、溶接部の適否、 杭の支持力、傾斜		試験杭＋ 1 回 / 10 本
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	※※	
		掘削完了時(中掘)	掘削長さ 、杭の先端土質		
		施工完了時(中掘)	基準高、偏心量	※	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況		1 回 / 10 本
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口徑杭	施工時	施工位置、傾斜	※	試験杭＋ 1 回 / 10 本
		掘削完了時	長さ 、支持地盤		
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比		30%程度/1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	※※	試験杭＋ 1 回 / 10 本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況		1 回 / 10 本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置		1 回 / 土(岩)質 の変化毎
		掘削完了時	長さ 、支持地盤		全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比		1 回 / 1 本
		施工完了時	基準高、偏心量、径、傾斜	※※	全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量		全数
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杓据付完了時	使用材料、施工位置		1 回 / 1 構造物
		本体設置前(オープンケーソン)	支持層		1 回 / 1 構造物
		掘削完了時(ニューマチックケーソン)	支持層		1 回 / 1 構造物
		土(岩)質の変化時	土(岩)質、変化位置		1 回 / 土(岩)質 の変化毎
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比		1 回 / 1 ロット

種別	細別	確認時期	確認項目	区分	確認の程度
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ 、溶接部の適否、支持力	※	試験杭＋ 1 回 / 10 本
		打込完了時	基準高、偏心量		
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況		
路盤工	上層路盤工 下層路盤工	施工完了時	施工幅、施工厚さ (再生材の不純物目視確認) 下層路盤:フルフローリング実施状況	※ 中間	1 回 / 1 工事
舗装工	排水性、透水性舗装	施工完了時	透水性試験		1 回 / 1 工事
	薄層カラー舗装	施工前	使用材料		1 回 / 1 工事
舗装切削工		切削完了後	施工幅、切削厚さ(清掃状況)		1 回 / 1 工事
置換工 (重要構造物)		施工完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ 、 支持地盤	※	1 回 / 1 構造物
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理 (Fe石灰工法、セメント 安定処理工)	処理完了時	使用材料 、基準高、幅、延長、 施工厚さ フルフローリング(路床安定処理)	※	1 回 / 1 工事
	置換	掘削完了時	使用材料 、基準高、幅、延長、 置換厚さ	※	1 回 / 1 工事
	サンドマット	処理完了時	使用材料 、幅、延長、施工厚さ	※	1 回 / 1 工事
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込長さ		1 回 / 200 本
		施工完了時	施工位置、杭径	※	1 回 / 200 本
締固め改良工	サンドコンパクションパ イル	施工時	使用材料、打込長さ		1 回 / 200 本
		施工完了時	施工位置、杭径	※	1 回 / 200 本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料 、深度		1 回 / 200 本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	※	1 回 / 200 本
	薬液注入	施工時	使用材料 、深度、注入量		1 回 / 20 本
法面工	植生工 (植生基材吹付 工、客土吹付工)	施工前 施工時	硬度試験、PH試験、使用材料、 金網の重ね継手、アンカーピン		1 回 / 1 工事
	吹付工 (コンクリート、 モルタル)	施工時	使用材料、金網の重ね継手、 アンカーピン		1 回 / 1 工事
削孔工	アンカー工 ボーリンググラウト工	削孔完了時	削孔長さ、せん孔方向		1 回 / 1 工事
	集排水ボーリング工	削孔完了時	削孔長さ、せん孔方向		1 回 / 1 工事
法面補強工	グラウンドアンカー工、 ロックボルト工、 鉄筋挿入工	施工時	使用材料、充填状況、 確認試験(引抜き)		1 回 / 1 工事
浚渫工	ポンプ浚渫船、グラブ浚 渫船、バックホウ浚渫船	施工前	磁気、潜水探査結果確認		1 回 / 1 工事
築堤・護岸工 道路 (新設・拡幅)		法線設置完了時	法線設置状況、位置(座標、基準高)	※	1 回 / 1 法線
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況、位置(座標、基準高)	※	1 回 / 1 法線
護岸工	法覆工 (覆土施工がある 場合)	覆土前	設計図書との対比(墨上げを含む) (不可視部分の出来形)		1 回 / 1 工事
	基礎工・根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)		1 回 / 1 工事
	埋戻し前 (不可視部) (ガードレール基礎があ る場合等)	埋戻し前	B試験		1 回 / 1 工事
耐震補強工	アンカー工	削孔完了時	掘削長さ (全孔確認) * フロー図参照		1 回 / 1 工事
維持修繕 (橋梁補修)	注土工	施工前 施工時	補修計画図との対比 使用材料		1 回 / 1 工事
特殊製品設置工	信号、照明灯、電気機械 設備、遊具等	施工前	使用製品 、基準高、 設置基面		1 回 / 1 工事

種別	細別	確認時期	確認項目	区分	確認の程度
函渠工・樋門・樋管 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工 等の「重要構造物」		土(岩)質の変化時	土(岩)質、変化位置		1回 / 土(岩)質の変化毎
		床堀掘削完了時	支持地盤(直接基礎)、 構造物の位置(座標、基準高)	※	1回 / 1 構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比 (本数、間隔、重ね、かぶり等)		60%程度/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	※※ 中間	1回 / 1 構造物
擁壁(無筋2m以上) (大型ブロック積含む)		土(岩)質の変化時	土(岩)質、変化位置		1回 / 土(岩)質の変化毎
		床堀掘削完了時	支持地盤(直接基礎)、 構造物の位置(座標、基準高)	※	1回 / 1 構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)		1回 / 1 構造物
躯体工、RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置		1回 / 1 構造物
床版工		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比		60%程度/1 構造物
鋼橋		仮組立完了時(仮組立の省略となる場合を除く)	キャンパー、寸法等	※	1回 / 1 構造物
ポステンT(Ⅰ)桁製作工 プレベーム桁製作工 プレキャストブロック 桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比		10%程度/総ケーフル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比		20%程度/総ケーフル数
		PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作を除く)	使用材料、設計図書との対比		60%程度/総ケーフル数
トンネル掘削工		土(岩)質変化時	土(岩)質、変化位置		1回 / 土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時(支保工変化毎)	吹付コンクリート厚、 ロックボルト打ち込み本数及び長さ		1回 / 支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間		3打設毎又は1回/ 構造の変化毎の頻度の多い方
		コンクリート打設後	出来形寸法		
トンネルインバート工		鉄筋組立完了時	設計図書との対比		1回/構造の変化毎
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー 穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔工時	削孔長、径、間隔、孔内状況		1回 / 1 構造物
	鋼板取付け工、 固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	施工図との照合、材片の組合せ精度		1回 / 1 構造物
	現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況・材片の組合せ状況、仮付け溶接の寸法・外観状況		1回 / 1 構造物
		溶接完了時	溶接部の外観状況		1回 / 1 構造物
	現場塗装工	塗装前	鋼板面の素地調整状況		1回 / 1 構造物
		塗装完了時	外観状況		1回 / 1 構造物
ダム工	各工事ごと別途定める				

- ・区分欄に※があるものは主任監督員以上、※※があるものは総括監督員で、段階確認を行うことを原則とする。
- ・区分欄に中間があるもので中間検査に該当(監督員に確認すること)の場合は、中間検査を実施する。
- ・当初工事請負額5,000万円以上の工事、部長または所長が必要と認めた工事、および監督員が必要と認める場合は、施工上の重要な変化点や区切りとなる段階等において、中間検査を実施する場合がある。
- ・表中の「確認の程度」は確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定する。
なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。
- ・上記項目以外でも、監督員が臨場して確認するとしたものは、段階確認書に記入すること。
- ・置換工の段階確認は、函渠工・樋門・樋管・躯体工(橋脚)・橋脚フーチング工・RC擁壁・擁壁(無筋2m以上)
(大型ブロック積含む)・砂防堰堤・堰本体工・排水機場本体工・水門工・共同溝本体工等の重要構造物の支持地盤の場合とする。
- ・**斜太字**は遠隔臨場して確認できるもの。
- ・**斜太字**以外の段階確認についても、監督員が確認するために十分な情報を得ることができた場合には、臨場に代えることが出来るものとする。

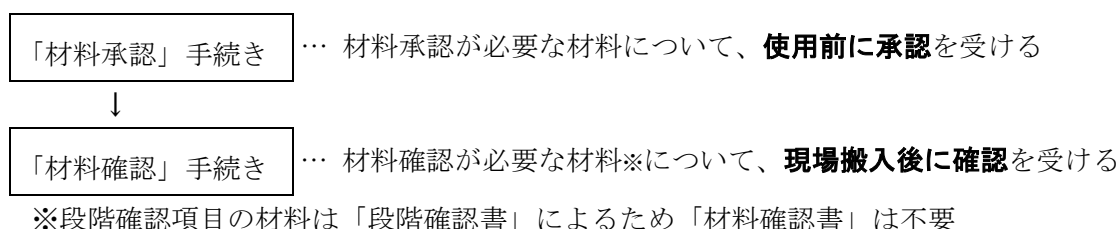
4 材料承認・材料確認

4-1 目的

土木工事共通仕様書第2編第1章第2節（工事材料の品質）第1項に、『受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または工事検査員の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。ただし、**設計図書**で**提出**を定められているものについては、監督員へ**提出**しなければならない。

なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の**提示**に替えることができる。』と規定されている。

受注者は、工事に使用する材料のうち、**設計図書（「共通仕様書」「手引き」含む）**で**提出**を定められているものについては、「材料承認」及び「材料確認」を受けなければならない。



4-2 材料承認実施要領

(1) 材料承認が必要な材料一覧表の運用について

「材料承認・材料確認が必要な材料一覧表」（別表）の材料の使用にあたっては、必要な試験結果等を添付した材料承認願（県様式）を使用前に監督員に提出し、承認を受けなければならない。施工計画打合せ時等に監督員と協議を行い、対象材料及び添付資料を決定する。

(2) 材料承認願の提出

- ① 材料承認願（県様式）を作成し、材料の使用前に提出する。
- ② 付属資料として、「材料承認・材料確認が必要な材料一覧表」に示す添付資料、監督員が指示した試験結果等を、材料承認願と同時に提出する。
- ③ 使用数量は受注者が記入する（設計数量ではなく、ロス等を含む搬入数量を記入）。
- ④ 材料承認願は、当初契約にしたがって材料搬入前に監督員に提出し、承認を得た後、現場へ搬入するものとする。なお、変更契約等により当初設計に同一の材料及び種類が無いものについては、追加して提出するものとするが、数量のみ変更したものについては、再提出しなくてもよい。ただし、有効期限切れ等により、添付資料が新たに必要となるものについては、再提出しなければならない。

(3) 県産資材の優先資料

- ① 使用する材料は、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の使用に努め、県産資材を使用できない場合は、県産資材不使用理由書（県様式）を提出する。
- ② 県産資材とは、県内に本店(本社)がある会社の製品または県内の工場で製造された製品とする。
- ③ 使用する木材(工事用資材)についても、県産木材の使用に努めること。特に、小径丸太材については、原則として県産間伐材等を使用すること。

(4) 海外の建設資材

海外で生産された建設資材を使用する場合は、共通仕様書第2編第1章第2節第6項（海外の建設資材の品質証明）を参照すること。

4-3 材料確認実施要領

(1) 材料確認の臨場確認

材料確認が必要な材料（別表）については、監督員が材料確認書（または段階確認願）により臨場し、材料承認願に添付された資料に基づき材料確認を行う。

(2) 材料確認の机上確認

材料確認は臨場確認が原則であるが、やむを得ず臨場確認が得られない場合は、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を提出し、机上確認を受けることができる。

(3) 写真管理

- ① 材料確認の写真撮影は、該当材料が判断できる写真とする。
- ② 黒板には、材料名、品質確認、数量、監督員氏名を記入して撮影する。
- ③ 材料確認の写真撮影は、写真管理基準によるものとする。撮影項目、頻度等は以下のとおりとする。
- ④ 監督員等が臨場して段階確認した箇所は、臨場時の状況写真は不要とする。

区分		写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	品質証明に添付する。
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕	

別表

4-4 材料承認・材料確認が必要な材料一覧表

区分	材 料 名	材料承認願 添付資料(注1)	材料確認書
設計図書で指定した材料 協議により必要としたもの 段階確認項目の材料		品質証明書、カタログ等	段階確認で実施した 場合、提出不要
石 材 ・ 骨 材 等	土(補足土)・石材	認可書等(注2)、 試験成績書等(注3, 4)	
	骨材(新材・再生材)		
鋼 材	構造用圧延鋼材、棒鋼	カタログ等 (使用した材料のミルシ ート等の提示を求めた場 合は速やかに提示するこ と)	
	PC用(ポステン)鋼材 アンカー用鋼材		
	鋼製ぐいおよび鋼矢板 (任意仮設材を除く)		
セメント及び 混 和 材	セメント	品質証明書	
	混和材料	品質証明書、カタログ等	
レディーミクストコンクリート		配合計画書(注5)	
セ メ ン ト コンクリート 製 品	セメントコンクリート 製品一般	試験成績書、カタログ等 (県立会検査製品は証明書 写しで可)(注6)	
	コンクリート杭・矢板	試験成績書、カタログ等	
アスファルト混合物		配合試験報告書 (事前審査制度認定混合物 は認定書写しで可)	
塗 料	塗料一般	品質証明書、色見本等	必要 (共通仕様書参照)
植 栽	樹木類	品質証明書	必要 (共通仕様書参照)
	種子・肥料等	品質証明書、カタログ等	
薬液注入材・薬剤等		品質証明書、カタログ等	
橋梁支承・アンカー		品質証明書、カタログ等	
その他の工場製作品等		品質証明書、カタログ等	
現場発生品(確認のみ)		――	必要

(注1) 品質証明書について、製造（出荷）後に発行される場合は、使用後に提出すること。

カタログ等とは、規格・種類、品種・形状、メーカー名等がわかる資料である。

また、JISマーク表示品については、製品入荷時のJISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる（材料承認願の資料添付不要）。

(注2) 土(補足土)・石材等(砕石、粒度調整砕石・クラッシャーラン(再生材を含む)、切込砕石、割栗石、砕石チップ、山ずり、真砂土、護岸・捨石用石材等)の使用承認に当たっては、以下の書類の添付または監督員の確認が必要である。なお、使用後に「材料出荷証明書」県様式(材料供給業者の印が必要、流通業者や商社のための印だけでは不可)を提出。

・新材の場合

「岩石採取計画認可書(県知事又は経済産業局長が発行したもの)」の写し等。

※認可に該当しない場合は、担当部署において採石法の適用に該当しない旨の所見が記載されたものの写し。(例：採石法の適用に関する協議依頼書等)

・再生材(再生クラッシャーラン等)の場合

材料が、福岡県県土整備部が指定する認定リサイクル製品であること。

・再生材(改良土)の場合

材料が福岡県県土整備部において使用できる改良土の承認制度に基づき製造された製品または福岡県県土整備部が指定する認定リサイクル製品であること。

(注3) 試験は原則として施工毎に実施しなければならないが、公的試験機関において施工の前年度以降（再生材は半年以内）に実施した試験成績書により、監督員が品質の適合を確認すれば、施工毎の試験を省略できる。

なお、再生材における公的試験機関とは、製品毎の制度に対応した公的試験機関または公的機関である。

(注4) 「福岡県県土整備部において使用できる改良土の承認制度に基づき製造された製品」を使用する際の添付資料については、制度に基づく公的試験機関が発行した試験成績表の表紙（交付日、受付番号等記載）及び総括表（受付番号等記載）の写しで良い。

また、「福岡県県土整備部発注工事において使用できる認定リサイクル製品」を使用する際の添付資料については、認定証の写し、制度に基づく公的機関が発行した試験成績表の通知文（交付日、受付番号等記載）及び試験結果一覧表（受付番号等記載）の写し等で良いものとする（材料搬入時点で試験成績表発行日から半年以内であること）。

(注5) ㊦マーク使用承諾工場については、配合計画書の添付のみで良いものとし、基礎資料の添付は不要とする。

また、J I Sマーク表示認定工場以外のレディーミクストコンクリートの使用を承認する場合は、共通仕様書第1編第3章第3節レディーミクストコンクリートによること。

(注6) 使用材料、コンクリート強度の試験成績表および製品のカタログの他、監督員の指示がある場合は設計計算書が必要である。

《記入例》

材 料 承 認 願

503-12345-001

県道博多天神線排水性舗装工事（第2工区）

全て県産資材使用：いいえ

使用箇所、リサイクル製品、
その他特記事項等を記入する。

No.	材料名	品質規格	単位	予定数量	製造業者	資添 料付	摘要
1	生コンクリート	21-8-40BB	m3	20	〇〇生コン（株）	有	均しコン
2	生コンクリート	24-8-20BB	m3	60	〇〇生コン（株）	有	1号函渠
3	再生クラッシャーラン	RC-40	m3	100	□□産業（株）	有	認定リサイクル製品
4	異形棒鋼	SD345 D13～25	t	5	凸 〇〇製鉄（株）	有	1号函渠
5	鋼矢板 リース材	Ⅲ型	t	5,000	新〇〇製鉄（株）	有	指定仮設
6	改良土	材料入荷後に、材料出 荷証明書を提出する。			□□リサイクル （株）	有	認定リサイクル製品
7	積ブロック	福岡統一型	m2	100	〇〇コンクリート （株）	有	県立会検査製品
8	基礎ブロック	Ⅱ-1型 福岡統一型	個	10	〇〇コンクリート （株）	有	県立会検査製品
9	塩ビ管	VP200	本	10	〇〇樹脂	無	JISマーク表示品
10							
11		県外製品を使用する際は、県産 資材不使用理由書を添付する。			JISマーク表示品を使用する場合 は、資料添付不要		
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

（注）1. 材料承認の必要な材料のうち、県産資材を使用しない材料は「県産資材不使用理由書」を添付すること。なお、県産資材とは県内に本店（本社）がある会社の製品又は県内の工場で製造された製品とする。また、緑化木が調達不可能だった場合については、「福岡県産緑化木 調達不可能理由書」を添付すること。

材 料 確 認 書

年月日： 令和〇〇年〇〇月〇〇日

第000-00000-000号

工事名 一般県道〇〇〇〇〇〇線 〇〇〇〇〇工事（〇〇工区）

標記工事について、下記の材料について確認されたく提出します。

記

材料名	品質規格	単位	搬入数量	確 認 欄				備考
				確認年月日	確認方法	合格数量	確認印	
剥離剤	〇〇〇〇〇	kg	500					
下塗材	鉛系さび止めペイント1種	kg	500					
中塗材	長油性フタル酸樹脂塗料中塗	kg	500					
上塗材	長油性フタル酸樹脂塗料上塗	kg	500					
クロガネモチ	H3.0*C0.18*W1.0	本	10					
ソメイヨシノ	H4.0*C0.21*W1.8	本	20					
クルメツツジ	H0.5*W0.4	本	30					
受注者記入				発注者記入				

総 括 監督員	主 任 監督員	監督員	本人の署名の場合は、 押印不要。	現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者
				福岡 太郎	県土 次郎

5 工程管理

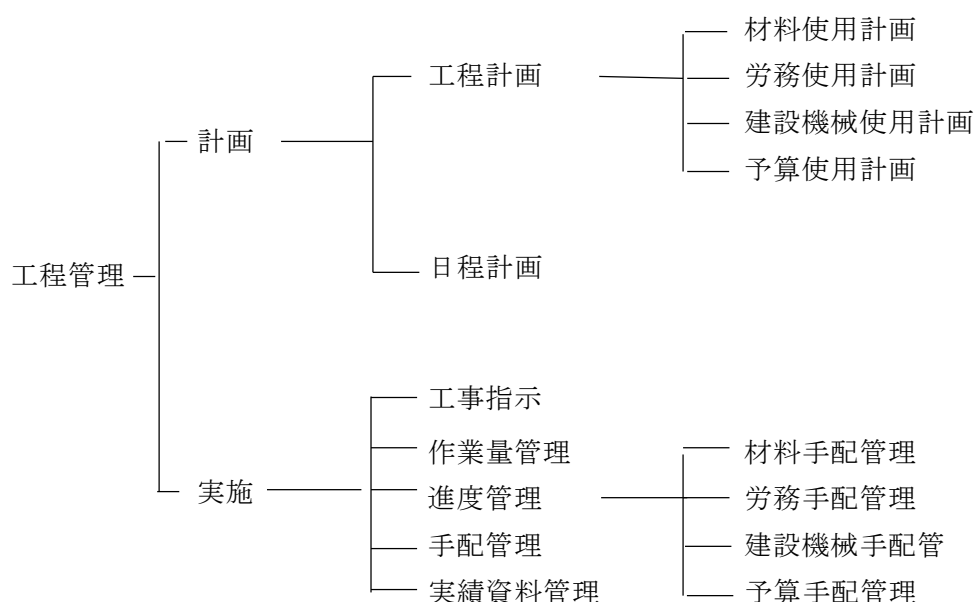
5-1 目的

工程管理の目的は、所定の工期内に与えられた工事を、①良い品質、②最低の費用、③最小の時間という相反する3つの目標を満足させて完成させることである。

このように、計画、実施が良好であるかをチェックし、常に望ましい施工状態にしておく必要があるため、工事の各单位作業を有効に組合せて各单位作業工程を構成し、その単位作業工程をさらに総合工程に組立てて工程計画を樹立しなければならない。

従って、工程管理とはこれらに基づいて、材料、労務、建設機械及び予算を順序よく手配運用しつつ契約条件に示された基準を満足する構造物を所定の工期内に完成していくための管理である。

なお、工程管理の機能を具体的に示すと次のようになる。



5-2 工程管理上の留意点

- (1) 工程表は、組合せ工種が多い工事については、ネットワーク（PERT-CPM）により、単純な工事については横棒式工程表（バーチャート）により作成する。
- (2) 工程表は全体工程表だけでなく、重点的に管理を行う必要がある部分については、部分（細部）工程表を作成する。
- (3) 工程の計画に当たっては、契約の竣工月日ぎりぎりの工程としないで、工事の規模困難性、施工時期等を勘案して、少なくとも全工期の10～20%程度工期を短縮して計画することが望ましい。
- (4) 計画工程と実施工程が相違を来した場合、あるいは予想される場合、又は変更指示契約変更があった場合は、残工事に対する変更工程表を作成する。

(5)作成に当たっては、下記の事項を十分考慮して作成する。

1)工事及び作業の制約

- ①先行工事や後続工事の関連からの当該工事の着工、完了時期、施工方法。
- ②現道工事等施工箇所の立地条件による施工時期、施工時間、施工方法。
- ③内関係機関との協議、工事用地の確保、支障物件の撤去等の有無。
- ④公害防止対策の為の施工時間、施工方法。

2)環境（地形、地質、気象、水理等）を考慮した施工計画

3)施工順序

4)労務、機械の使用計画。

5)作業能力及び標準稼働時間の決定。

6)工事期間の作業可能日数の算定。

5－3 作成要領

(1)工程計画の作成

- 1)工事の施工順序と作業内容を決定する。
- 2)各作業の標準作業量及び作業日数を決定する。
- 3)各作業ごとに必要な技能、職種別人員配置及び機械の使用投入計画を決定する。
- 4)各作業に必要な機械、施工施設及びその配置を決定する。

以上の手順により工程管理図が作成される。

(2)日程計画の作成

工程計画で作業順序を決定後各作業ごとに作業可能日数、標準作業量あるいは機械、労務、建設機械及び予算等の手配関係を検討し、いつ着手し、どのような日程でいつ終了するか具体的な日程を計画することであって、これは全工事期間を対象として旬又は月毎の単位で示した日程計画及び工事の内容や重要度に応じてある単位期間毎に日々の日程を示した各作業の日程計画などについて立案検討して作成する。

(3)使用計画の作成

作業順序の決定後、各作業の日程計画に関連させて各作業に必要な材料、労務建設機械及び予算をいつ、どのように、どれだけ必要であるかを現有材料、建設機械労務などの能力を考慮して、工務実施における手配の基本とし、建設機械、材料の投入、使用計画表及び労務使用計画明細表を立案検討して作成する。

(4)工程計画、日程計画、使用計画の調整

工程計画、日程計画、使用計画は相互に関連をもっており次の条件等により調整する。

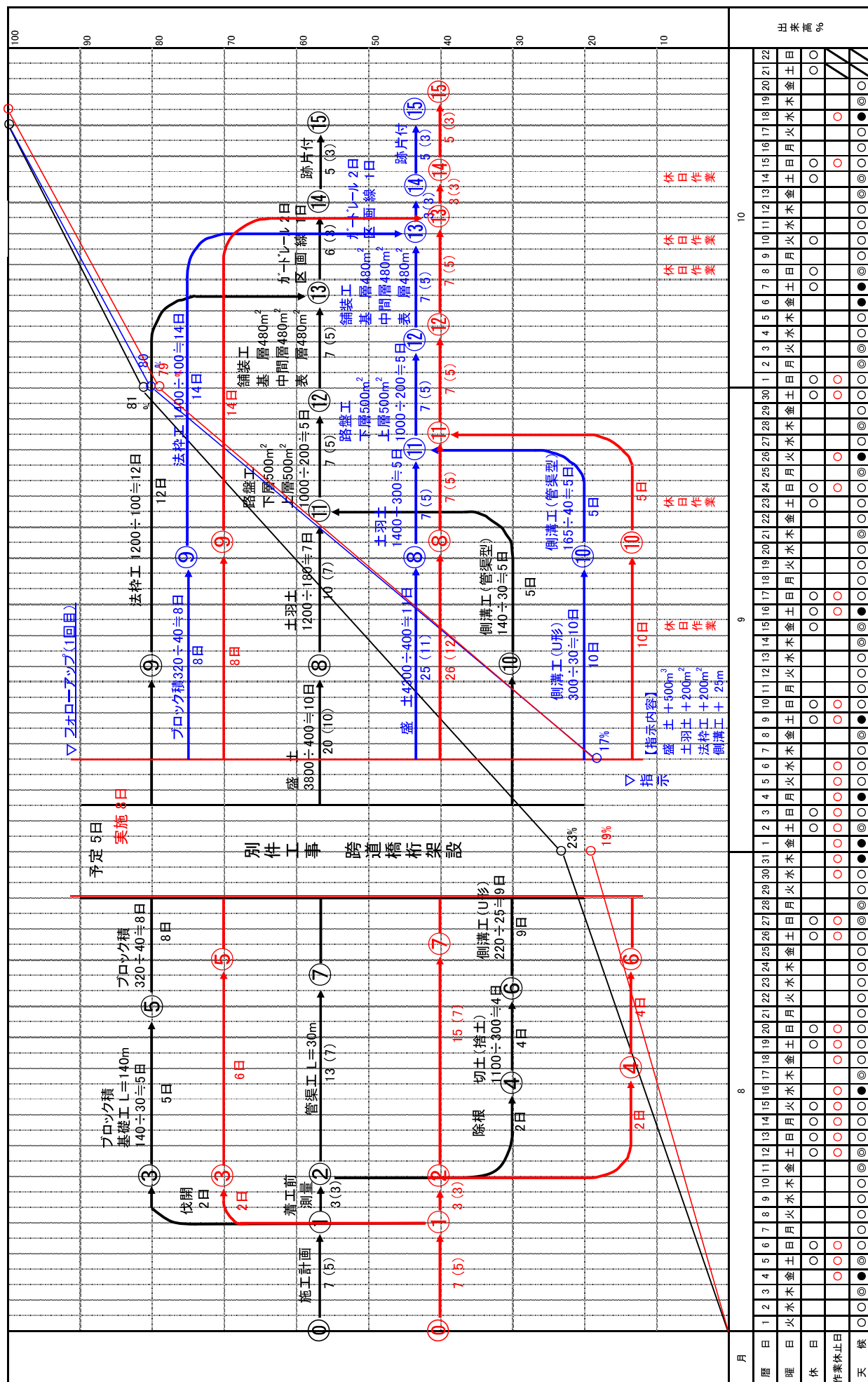
- 1)建設機械が限られた時期の外、使用できない場合
- 2)突貫工事の場合
- 3)日々雇用する労務者数をできるだけ年間平均して工事を実施する場合
- 4)農閑期に工事のピークを設定し労力の強化を計りたいとき

(5)実施工程表の作成

- 1)計画工程の下段に赤書きで実施工程を記入し対比する。
- 2)変更指示、契約変更、既済部分検査、技術検査など特記すべき事項を記入する。
- 3)計画工程と作業日については種々の記入方法があるが、作成例には土日曜、祭日、盆休等休日を除いた日数を作業日とした例を示した。

○○○工事計画工程表

自 令和〇年 8月 1日
至 令和〇年 10月20日



6 安全管理

6-1 目的

建設工事の増大並びに大型化に伴い、労働災害は増加の傾向にあると共に、全産業と比較しても相変わらず高率を示している現状である。

建設工事の安全管理は、昭和 47 年に労働基準法から独立して立法された労働安全衛生法及び同施行令、同規則に基づいて実施することになっており、これらの法令は危険防止基準の確立や事業場内における責任体制の明確化、事業者の自主的活動の促進措置等を定めている。

安全管理の徹底を図るためには、安全ポケットブック（福岡建設労務安全研究会：編集・発行）等を活用し、上記の労働安全衛生に関する関係法令等に加えて、火薬取締法、建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）、その他各種の法令に準拠して、直接作業に従事する労働者の労働災害を防止するのみにとどまらず、現場周辺の住民や環境、また一般通行人等も含めた公衆災害の防止にも努めなければならない。

6-2 安全管理上の留意点

6-2-1 安全管理計画

具体的な安全対策を立案し、施工計画書等に記載して実施するものとする。その主要事項は、以下のとおりとする。

- ① 安全衛生管理、火災予防、災害防止等の管理機構及び活動方針
- ② 安全、衛生教育方針及び安全訓練
- ③ 仮設備工事の安全対策
- ④ 工事作業の安全対策
- ⑤ 工事車両の安全対策
- ⑥ 通行車両、歩行者及び沿道物件に対する安全対策

6-2-2 安全衛生管理体制の確立

労働安全衛生法に基づく安全衛生管理組織には、一般的な安全衛生管理組織と、複数の下請業者が一つの現場で混在して作業を行う場合の二通りがあり、それぞれの形態でその管理組織は異なるので注意を要する。なお、管理組織を設置するためには、常時使用している労働者の数に規定があるが、この規定に満たない労働者数であっても準用して安全衛生管理組織を設置することが望ましい。

6-2-3 安全衛生教育

労働者の雇い入れ時（作業内容の変更時も含む）の教育、危険または有害な業務につかせる時の特別教育、及び職長等の教育については、法令の規定するところにより確実に実施しなければならない。

6-2-4 安全訓練

安全訓練の実施については、土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-26（工事中の安全確保）第 8 項において、「受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、

定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。」と規定されている（工事期間が60日未満の工事については、個々の工事ではなく、工事請負業者及び業界等の実施する安全・訓練活動において実施してもよい）。また、安全訓練の具体的な運用方法として、「土木請負工事における安全・訓練の実施について（土木部長通知 4 検第199号）」により規定されており、その要旨は以下のとおりである。

（１） 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当てて、下記項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- ② 本工事内容等の周知徹底
- ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④ 本工事における災害対策訓練
- ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項（KY活動を積極的に活用する）

（２） 安全・訓練等の活動計画及び報告書の作成

＜令和4年10月手引き改定により一部運用見直し＞

① 安全・訓練等の活動計画書の提出

受注者は施工に先立ち、工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成した「安全・訓練等の活動計画書」を「施工計画書」に添付して監督員に提出し、事前に承認を受けなければならない。

② 安全・訓練等の活動報告

受注者は、安全・訓練等の活動結果について実施の都度、工事打合せ簿により、「安全・訓練等の活動報告」（工事安全対策自己点検チェックリストを添付）を監督員に提出し報告しなければならない。

6-2-5 有資格者等の標示

各作業主任者、車両系建設機械運転者等それぞれ資格を必要とするので、その確認を行っておくと共に、現場内の見やすい所に標示、掲示を行っておくものとする。なお、異動等により変更が生じた場合、速やかに標示の書き替え等の対応を行うこととする。

6-2-6 現場巡回等

安全巡視員の設置については、設置を義務付けられているが、請負会社内部における現場巡回や工区が隣接する請負会社との連携による相互巡回、また工事安全協議会等による巡回についても積極的に計画し実施することや、作業にあたっては作業計画書を作成することが望ましい。

安全巡視日誌作成例、作業計画書作成例を別紙に示す。

6-2-7 工事現場における交通事故等の防止について

工事現場における交通事故等の防止については、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-33（交通安全管理）に規定されている。

6-2-8 過積載の防止について

過積載車両の通行は安全かつ円滑な交通の妨げになっているばかりでなく、橋梁、舗装等の道路構造物や沿道環境に対して悪影響を及ぼしている。よってダンプトラックによる過積載の防止について、下記の事に注意をすること。

- (1) 工事用資材等の積載超過のないようにすること（積み込み状況参考図参照のこと）
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請け契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) (1) から (6) のことにつき、下請け契約における受注者を指導すること。

6-3 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに電話により監督員に連絡する。また、状況を把握でき次第、早急にメール又はFAXで監督員に書面（様式-13 事故速報）により報告を行うものとし、更に詳細な状況が把握された段階で逐次報告するものとする。

- (1) 事故発生日時
- (2) 事故発生場所（事故発生箇所がわかるような平面図及び事故発生当時の状況が一見してわかるような状況図を添付）
- (3) 被災者の状況（氏名、年齢、性別、職種、被災の程度、病院、元請下請等）
- (4) 事故の概要（事故の原因、経緯、処置等）
- (5) 関係機関との対応内容報告

なお、監督員が逐次報告を受ける中で、下記等についての報告や提出を求めた際は、適切に報告すること。

- ・ 事故発生以降の内容は時系列に沿って整理しているか？
- ・ 損害の程度・公衆への影響は？
- ・ 被災者の休業日数は？
- ・ 事故発生現場の写真はあるか？（複数の角度から撮影、損壊物（現物）の撮影）
- ・ 事故当日の朝礼・KY活動等の内容は？

事 故 速 報 (第 報)						
情報の通報者名		(受注者名、第三者名等)				
令和○年○月○日 ○○時 ○○分受信						
【押印欄】						
工事事故発生確認後、直ちに電話により担当部署に連絡する。 また、状況を把握でき次第、早急にメール又はFAXで担当部署に本様式により報告を行うものとし、更に詳細な状況が把握された段階で逐次報告するものとする。						
発信者		株式会社 ○○建設 現場代理人 ○○ ○○			受信者 ○○ ○○	
事故発生月日		令和○年 ○月 ○○日(木) 22時 50分			天候(温度) 曇り(10℃)	
事故発生場所		福岡県○○市○○○地内(県道○○○○○線 ○○○交差点)				
工事名		第000-00000-000号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事				
工期		令和○年○月○日 から 令和○年○月○日 まで				
受注者名		株式会社 ○○建設				
事故の内訳	氏 名	年 齢	性 別	職 種	被害の程度	備 考(病院名等)
	○○ ○○	○○歳	男性	交通誘導員	右足骨折	○○○病院
事故の概要	※事故の原因、経緯、処置等 県道○○○○○線○○○交差点において、市道○○線側の車道安定処理材をバックホウ(0.25m3)にて敷均し作業を行っている際、バックホウの後方で交通誘導を行っていた交通誘導員にバックホウが接触し、交通誘導員が被災した。					
備考	※関係機関(労働基準監督署、警察署等)対応状況 ・被災者の装備、自然環境の状況(河川水位等) ・下請負人等の商号又は名称 ・物的被害の場合は、規模、被害額等 ・連絡先等					

※ ①この様式はA4で使用し、事故現場の平面図及び簡単な状況図を添付すること。

②工事事故発生確認後、直ちに電話により担当部署に連絡する。また、状況を把握でき次第、早急にメール又はFAXで担当部署に本様式により報告を行ものとし、更に詳細な状況が把握された段階で逐次報告するものとする。

6－4 安全管理参考資料

危険予知活動（KY活動）とチェックシート

1 KY（危険予知）またKYT（危険予知訓練）とは

職場で実践することをKY活動といい、危険予知訓練（以降KYTと記載）と区別していますが、職場のKY活動を高いレベルのものにしようとするれば、そのための根気強い毎日のトレーニングが必要となります。

したがって、ここまでは訓練であとは活動というように、ハッキリ区別することはできません。

なお、危険予知訓練のKYTとは、危険（キケン）のK、予知（ヨチ）のY、訓練（トレーニング）のTをとって、KYTと略称されています。

2 KYK（危険予知活動）とは

作業開始前にその対策について経験と想像力を働かせ、起こる可能性のある災害を想定し、その防止対策を立てることによって災害を未然に防止する手法です。

実際の作業開始前に行い、その日の作業内容や現場の状況にそって考えていくため、不安全状態や不安全行動に対しての対策が現実的でわかりやすく、作業員の危険に対する感受性を高める効果があります。

さらに以下の項目を加えることにより、一層の成果が期待できます。

- ① 些細なヒヤリハットの体験も活かす。
- ② 災害事例を常に自分の職場に取り入れる。
- ③ 重機・機械・電動工具の機能をよく理解し、取り扱いミスの危険性を知る

3 「～する時に」「～して・あるいは～すると」「～になる」

この三つの要素を確実に埋める事で、正しい危険性の捉え方が出来ます。

慣れてくれば「～する時に」は、省いても構いません。

危険予知訓練(KY活動)レポート

シートNo. _____

年 月 日

リーダー	チームメンバー	
書記		
資料No.	訓練のテーマ	

重要度 … ◎:最も重要 ○:重要

ステップ1 : 現状把握(どんな危険が潜んでいるか、危険要因を見つける)		
ステップ2 : 本質究明(危険のポイントに重要度をつける)		
重要度	No.	危険要因や現象「～なので～して～になる」などと具体的に書く
ステップ3 : 具体的な解決策(あなたならどうする)		
重要度	No.	上記に対して「～なので～して～になる」などと具体的に書く
ステップ4 : 目標設定(このようなルールで実施していく)		
チームの行動目標		
指差呼称項目		

定期安全点検表

巡回時間〇時〇分～〇時〇分 良：□ 否：□ 該当無し：□ (裏)

	点 検 項 目	良否		点 検 項 目	良否		点 検 項 目	良否
安 全 管 理 体 制	災害防止協議会(組織図・記録)	○	落 下 防 止	落盤、落石の防護設備	○	電 気 災 害 防 止	通路面の配線状況	○
	持込み機械器具の点検	○		投下設備、防網、アサガオ設置	○		電動機械のアース	×
	安全ミーティング	○		立入禁止、危険標識、監視人	○			
	事業所の管理(整理整頓・消火設備・火元責任者表示)	○		重量物運搬の重量標示		交 通 量	場内交通規則の励行	○
	作業主任者の選任	○		保護帽の使用状況	○		車両の整備状況	○
	免許・修了書の選任	○		掘削勾配			交通標識の整備	○
一 般 状 況	整理、整頓、清掃の状況	×	掘	落石浮石、雨水湧水		運 輸	信号機の配置状況	
	注意、警戒、指示、安全等標示	○		土留支保工・埋設物対策			誘導員の位置及び方法	
	作業行動及び作業時服装	○		すかし掘りの禁止			積荷の状態及び速度	○
	保護具使用の状況	○		法面下の作業・機械の誘導			火薬庫の施錠及び避雷装置	
通 路 ・ 作 業 床	通路の確保、整理、採光、照明	○	削 伝 導 装 置	接触危険防止の囲い等		火 薬 類 災 害 防 止	火薬類取扱所の整備	
	柵その他危険防止措置及び標示	○		動力しゃ断装置の状況			火薬類の運搬状況	
	階段、踊場、非常口の設置と標示	×		ベルト継目、車両止め金			消火設備と火気厳禁の励行	
	坑道、ずい道、橋の回避所			起動装置の施錠、標示			待避の場所及び行動の適否	
	はしご道、坑内通路の安全状態			停止装置と標示、連絡、合図			不発残火薬の処理状況	
	監視人及び信号			構造上安全装置の状態	○	火 災 防 止	接触発火、引火の予防措置	○
足 場	組立て、構造、材料の安全度	○	ク レ ー ン 等	鋼索その他摩耗、変形、破損	○		自然発火の危険防止	○
	危険箇所の安全設備と標示	○		ブームの安全度	×		煙道、煙突、ストーブ等の防火	
	つり足場の鋼索、転落防止			定格荷重の標示	○		消火設備	×
	積さい荷重の標示	○		控線、台付	○		防火責任者の標示	○
	命綱、保護帽の使用状況	○		ブレーキ、クラッチの機能	○	ア セ チ レ ン 溶 接 装 置	発生器、安全器の状態	
	転落・接触等の防止		電 気 災 害 防 止	高圧線保護及び配線	○		検査証、作業主任者等の確認	
車 両 系 建 設 機 械	免許の確認、運転責任者指示			感電及び接触危険防止の標示	○		危険防止の措置及び標示	
	危険防止措置誘導員			スイッチ個所、操作部分の照度	○		消火設備の保護具の使用	
	定期自主点検・点検等			スイッチ及びスイッチ箱の整備	○	そ の 他	危険物の保管及び取扱状況	
	はしご、脚立の滑り止め、転倒防止			ヒューズ容量の適否	○		有機溶剤の使用及び取扱状況	
墜 落 防 止	命綱の使用状況	○	防 止	電線、器具、ホルダ等の絶縁効力	○			
				自動電撃防止装置及び検電	○			

社内安全パトロール記録

令和〇〇年〇〇月〇〇日

工事名 〇〇地区工事

パ ト ロ ー ル 者 名	立 会 者 氏 名
〇 〇 〇 〇 印 〇 〇 〇 〇 印	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
パ ト ロ ー ル 点 検 事 項	パ ト ロ ー ル 点 検 指 示 事 項
① 重機類の自主点検 ② 現場内の危険箇所	① 重機類は持込時、点検の上シールを貼ること。 ② 現場内の資材の整理、整頓を行うこと。
指 示 事 項 に 対 す る 対 策	そ の 他
① リース機械であっても持込時の点検後シールを貼る様に義務づけれます。 ② 毎日作業終了時に整理、整頓を行うように義務づけれます。	
工事責任者 〇 〇 〇 〇 印	記録者名 〇 〇 〇 〇

作 業 計 画 書 (例)

起工 ○○○—○○○○○—○○○号

○○○○○○ 工事

会社名 : 企画建設(株) 現場代理人 企画 太郎 主任(監理)技術者 契約 次郎

本日の作業工種 ○○年○○月○○日()

本日の作業内容

作業期間 ○○年○○月○○日() ~ ○○年○○月○○日()

本日の作業者

現場代理人: 作業員:
作業リーダー:

合計 ○○人

材 使 料 用	生コン 砕石 仮設足場	資格が必要な作業 2m以上の地山掘削作業 コンクリート破砕作業 5m以上の足場組み立て作業 移動式クレーンの運転
機 使 械 用	バックホウ 0.6m3 タイヤローラ ブレーカー	
工 使 具 用	グラインダー	有資格者名 ○○資格: ○○ ○○ ○○資格: ○○ ○○ ○○資格: ○○ ○○
保 護 具	ゴーグル 手袋	

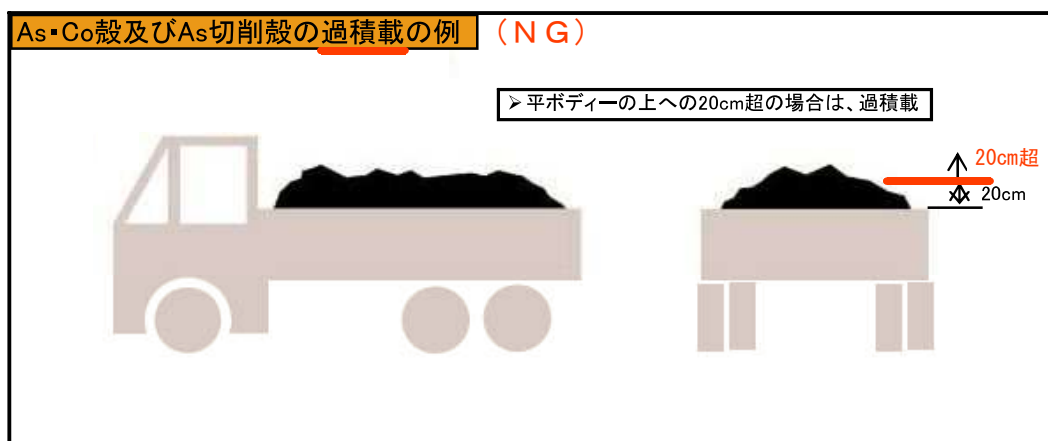
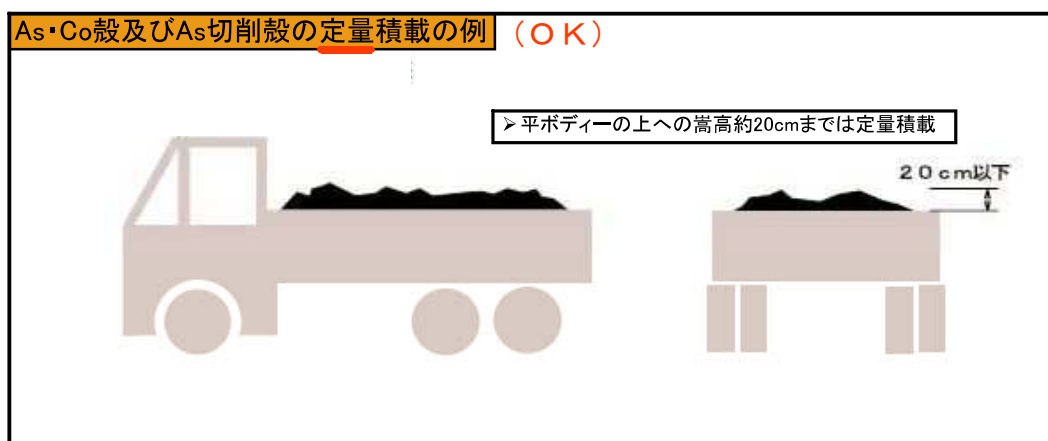
作業開始前の打ち合わせ内容

	作業の手順	作業のポイント	注意事項
準備作業			一般者の通行に支障はないか 架空線はないか 埋設管はないか 通学路になっていないか

思い付きや計画なしで作業をしないように・・・

	作業の手順	作業のポイント	注意事項
	作業指揮者(福岡 三郎)	効率よくするには・・・	安全にするには・・・ 段差に注意する BHのアームを上げたまま移動しない スリップに注意 過積載はないか
本 作 業	作業計画をしっかりと立てることで効率よく作業を行うと同時に、計画を立てることで危険性が見えてくる・・・		
後 片 付 け	作業の手順	作業のポイント	注意事項
		最後まで気を抜かないように・・・	

【積み込み状況 参考図】



(参考 1) 除草工で注意すること

- (1) 事故を防ぐために、短時間の作業でも、刈払機に添付されている取扱説明書に記載されているような長袖、長ズボンを着用し、保護眼鏡などの保護具を身につけましょう。

短時間の作業でも、取扱説明書に記載されているような、長袖、長ズボンを着用し、保護眼鏡などの保護具を身につけましょう。特に飛散物により目に障害を負う事故を防ぐための保護眼鏡は、刈払機に付属されていないものもありますが、必ず用意して身につけましょう。

- (2) 刈払機には、刈刃によるキックバックや飛散物など機械特有の危険があります。これらを理解し正しく使用しましょう。特に初めて使用する場合は、取扱説明書をよく読み使用方法や危険性を十分理解してから使用しましょう。また、高所の枝払いなど目的以外で使用することはやめましょう。

刈払機は、包丁などの刃物と同様に使用には危険が潜んでいます。キックバックや飛散物など思わぬことで、指の切断や目に障害を負うなどの大けがになる可能性があります。これらを理解し正しく使用しましょう。特に高齢者の方に事故が多くみられますので注意しましょう。また、目的以外で使用することはやめましょう。刈刃の交換や付け替えをするときは取扱説明書の指示に従いましょう。

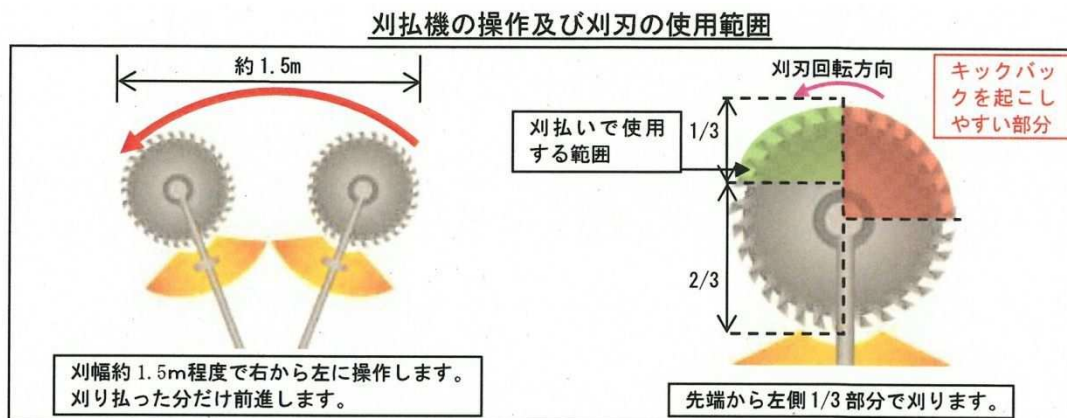
エンジン式刈払機と電動式刈払機には、下表のようにそれぞれ特徴があります。購入の際は、用途や周辺環境も含めた使用場所に適した刈払機及び刈刃を選択しましょう。

エンジン式と電動式の一般的な特徴

	エンジン式	電動式
全長	長い	短い
質量	重い	軽い
騒音	大きい	小さい
振動	大きい	小さい
作業範囲	広い	狭い (100V)
稼働時間	長い	短い (バッテリー)
点検・整備項目	多い	少ない

刈払機の操作

刈払機は右から左に操作し、刈刃の先端から左側 1/3 部分のみで刈ります。チップソーなどの金属製の刃を使用して左右に振り回すような往復刈りを行うと、刈刃の右側に障害物が接触しキックバックが生じる危険性が高まります。

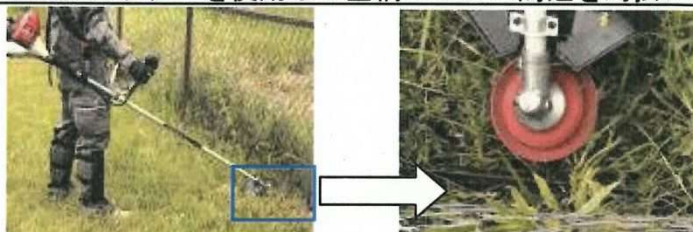


- (3) 刈る草が柔らかい場合や作業場所が構造物周辺の場合は、キックバックが生じないナイロンカッターの使用を検討しましょう。

エンジン式刈払機には、主にチップソーが付属してきますが、刈る草が柔らかい場合や作業場所が構造物周辺の場合は、障害物に接触しても刈刃がはじかれることが少なく、キックバックが生じないナイロンカッターの使用を検討しましょう。

ただし、刈刃をチップソーからナイロンカッターに付け替えると、チップソーで作業するときよりもエンジンの回転数を上げる必要があることや、刈刃からの飛散物が多くなる場合があります。そのため、刈払機にはナイロンカッターを装着できない機種や、刈刃をナイロンカッターに交換する際に飛散防護カバーも専用のものに交換する必要がある機種がありますので、取扱説明書をよく読んでから交換しましょう。

ナイロンカッターを使用して金網フェンス周辺を刈払いしている様子



- (4) 作業中に周囲の人が、キックバックや飛散物などで受傷することがあります。作業前に、周囲に人がいないことを確認しましょう。作業中の人には、近づかないようにしましょう。飛散する危険がある小石や空き缶などの障害物は事前に片付けましょう。

作業中に周囲の人が、キックバックや飛散物などで受傷することがないように、作業前に周囲を確認しましょう。道路の路肩等の作業で車や人への危険性が想定される場合はネット等を利用しましょう。作業中に人が近く（おおむね 15m 以内）に入ってきた場合は、すみやかにエンジンを切り注意を促しましょう。同様に、作業中の人には近づかないようにしましょう。やむをえず複数班で作業を行う時は作業指揮者を付けるか若しくはカラーコーンや杭+ロープで作業区域を分けるなど、接触による事故防止に努めましょう。

ネットによる作業例



- (5) エンジンを切らずに絡まった草を手で取り除こうとした場合、草が取れた途端に刈刃の回転が再開し手を受傷する可能性があります。作業中、刈刃に草などが絡まったときは必ずエンジンを停止したり、バッテリーやコンセントを外したりして不意に刈刃が作動しない状態にしましょう。

刈刃に草などが絡まったときに、エンジンをかけたまま、あるいはコンセントやバッテリーをつないだまま刈刃に手や足などを近づけることは、突然刈刃が回転することがあるので非常に危険です。安全レバーの付いていないエンジン式刈払機や、安全レバーの付いたエンジン式刈払機でも、アイドリングの調整が不十分な場合、安全レバーを離しても刈刃が回転することがあります。刈刃周辺を触る際は必ずエンジンを停止したり、バッテリーやコンセントを外したりして不意に刈刃が作動しない状態にしましょう。

- (6) 肩掛けバンドを装着していない状態で転倒した場合は、刈刃が容易に身体に触れ、受傷する危険があります。作業中は、適正な長さに調整した肩掛けバンドを必ず装着しましょう。足場の悪い場所や急傾斜地での作業は、かまなど手工具の使用も検討し

ましょう。

肩掛けバンドが付属している刈払機で、適正な長さに調整した肩掛けバンドを装着した状態で転倒した場合は、刈刃が身体に触れにくくなりますが、装着していない状態で転倒した場合は、刈刃が容易に身体に触れることがあります。肩掛けバンドが付属している刈払機で作業するときは、適正な長さに調整した肩掛けバンドを必ず装着しましょう。また、転倒の危険がある足場の悪い場所や急傾斜地での作業は、かまなど手工具の使用も検討しましょう。

(参考2)伐採工で注意すること

過去に、法面の雑木を伐採中、伐採した木が作業員の頭部に当たり負傷、病院に運ばれたが死亡が確認された事故、および伐採作業中に、伐木にからまっていた枝が落下し、作業員に直撃したため負傷、病院に運ばれたが死亡が確認された事故が起きています。

いずれも伐採者が木を倒す際に安全確認を怠ったため発生したものであり、請負者の安全管理措置が不適切であったといえます。

伐採を行ううえで、以下のような規則がありますので注意しましょう。

「労働安全衛生規則」より抜粋

第八章 伐木作業等における危険の防止

第一節 伐木、造材等

(伐木作業における危険の防止)

第四百七十七条 事業者は、伐木の作業を行なうときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行なわせなければならない。ただし、油圧式伐倒機を使用するときは、第一号及び第三号の規定は、適用しない。

- 一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
- 二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。
- 三 ~~伐倒しようとする立木の胸高直径が四十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口をつくること。~~
伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難な場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。
- 2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行なわなければならない。

(油圧式伐倒機のヘッドガード)

第四百七十八条 事業者は、油圧式伐倒機については、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。

(伐倒の合図)

第四百七十九条 事業者は、伐木の作業を行なうときは、伐倒について一定の合図を定

め、当該作業に関係がある労働者に周知させなければならない。

- 2 事業者は、伐木の作業を行なう場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者（以下本条において「他の労働者」という。）に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行なわせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。
- 3 前項の伐倒の作業に従事する労働者は、同項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行ない、他の労働者が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。

（立入禁止）

第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、造材、木寄せ又は修羅による集材若しくは運材の作業（以下この節において「造林等の作業」という。）を行なっている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又はすべることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。

(参 考 3) 交通誘導警備員の配置

警備業法第18条に基づき、道路における危険を防止する必要性が高いと福岡県公安委員会が認定した路線（以下、「指定路線」という。）において交通誘導警備業務を行う場合には、上記委員会等が実施する検定に合格した交通誘導警備員の配置が義務付けられている。

交通誘導警備員の配置が必要となる工事においては、特記仕様書の記載事項及び監督員の指示等に基づき、交通誘導警備員の資格や指定講習受講の有無、実務経験年数等について監督員の確認・承諾を得た上で適切に配置すること。

【参考】特記仕様書記載例（指定路線の場合）

（注）「指定路線外」の場合も別途配置条件があるため、特記仕様書等を確認すること。

第1条 本工事は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通誘導警備員は交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者については、この限りではない。なお、「警備員等の検定等に関する規則」第2条において、配置を義務づけられた警備員には上記ただし書きは適用できない。

資 格	資 格 要 件
1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者
交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	●警備業法における指定講習を受講した者 ●警備業法における基本的教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上である者

第2条 本工事における交通誘導警備員は、規制箇所毎に交通誘導警備員Aを1名、それ以外を全て交通誘導警備員Bで計上しているが、交通管理者との協議の結果、又は現場条件等により変更が生じた場合は別途協議する。なお交通誘導警備員Aとは、「警備員等の検定等に関する規則第1条第4号」に規定する1級又は2級検定合格警備員をいい、交通誘導警備員Bとは、交通誘導警備員A以外の1級又は2級検定合格警備員、及び監督員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者をいう。

【参照通知】

●平成27年6月1日 27企画第734号

警備業法に伴う交通誘導警備員の配置に係る指定路線の拡大について

(16) 工事現場における交通事故等の防止について

工事現場における交通事故等の防止については、「土木工事共通仕様書」に下記のとおり規定されている。

1-1-1-33 交通安全管理

5. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

また、「交通安全管理計画書」を着工前に監督員に提出しなければならない。なお、「交通安全管理計画書」には、以下に示す書類を添付するものとする。

- 1) 安全対策平面図
- 2) 緊急時連絡体制表
- 3) 道路使用許可証の写し（許可条件、指導事項等を含む）

ただし、緊急性を要する工事等で、監督員が認めた場合は、受注者は、「交通安全管理計画書」の提出を省略できるものとする。

(17) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

- ① 官公庁への手続き（警察、市町村等）
- ② 地元への周知
- ③ その他
- ④ 情報セキュリティに関する対策

第 4 編 技術管理基準

1 土木工事技術管理基準

この土木工事技術管理基準は、土木工事共通仕様書に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

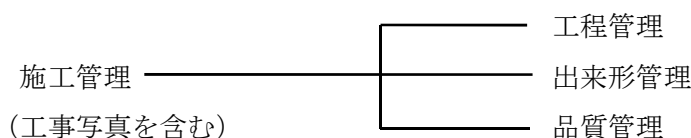
1-1 目 的

この基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

1-2 適 用

この基準は、福岡県県土整備部が発注する土木工事に適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、事前に監督員と協議の上で他の方法によることができるものとする。

1-3 構 成



1-4 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

各種サンプリング試験(試料)については、施工位置や日時が偏らぬよう注意し、必要箇所数を現場に均等に配分した計画を作成した上で事前に監督員と協議を行うこと。
- (3) 受注者は、施工管理の目的が確実に達せられるよう各工程の適切な時期に測定(試験)等を速やかに実施し、その結果を分析し以後の施工に反映させなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理資料等に記録し、監督員の請求があった場合には直ちに提示できるよう、適正な管理のもと整備・保管しておかなければならない。また、検査時に上記資料全般について、再度確認した上で、提出し受検しなければならない。

1-5 管理項目及び方法

- (1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式(ネットワーク(PERT)又はバーチャート方式など)により作成した実施工程表により行うものとする。ただし、応急処理又は維

持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、監督員と協議の上で省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準等により実測し、設計値、実測値およびその差分を記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において、測定箇所数を「〇〇mにつき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数以上で測定管理をするものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理図表等を作成するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとし、また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、設計図書で指定するもの及び監督員が指示するものを実施するものとする。

なお、「試験成績書等による確認」に該当する試験項目は、試験成績書やミルシートによって規定の品質(規格値)を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収を実施しなければならない。

(4) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

1-6 規 格 値

受注者は、「出来形管理基準」及び「品質管理基準」により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足するよう、常に確認しながら施工管理を実施しなければならない。

また、実測値の平均値(延長等にあつては、その合計延長とする)は、設計値を下回ってはならないものとする。

1-7 そ の 他

(1) ICT施工技術の活用

受注者は、ICT施工技術を活用して出来形管理を行う場合は事前に監督員と協議しなければならない。

(2) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

2 出来形管理基準

2-1 目的等

この出来形管理基準は、「土木工事共通仕様書」に規定する土木工事の出来形管理の基準及び規格値の基準を定めたものである。

2-1-1 目的

この出来形管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工事目的物の出来形の確保を図ることを目的とする。

出来形管理は、施工された構造物が発注者の意図する規格基準に対して、どの程度の精度で施工されたか、その施工技術の度合を管理することである。

以下は、それぞれの目的に合致した出来形管理のための基本事項を示したものであり、その主旨を十分理解して、最も効果的な出来形管理を図ることを目的としてまとめたものである。

2-1-2 適用

この管理基準は、福岡県県土整備部が発注する土木工事について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準が定められていない場合については、事前に監督員と受注者で協議の上、他の基準等による規格等を適切に定めた上で施工管理を行うものとする。

2-1-3 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 前記、施工管理担当者は、事前に現地調査を十分に行った上で、設計図書との照査を行い、当該工事の施工内容を把握し、工種毎に適用する管理項目、管理基準・規格値および測定方法や頻度等について適切な「出来形管理計画表」を作成し、監督員へ提出しなければならない。また、その内容について監督員の確認を受けた上で、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定等を工事の施工と並行し適時実施しながら、出来形管理の目的が達せられるよう適正に管理し、下記資料を整備しなければならない。
 - ① 「出来形管理総括表」：出来形管理全項目の結果を一覧表示する。
 - ② 「出来形管理図表」：測定回数が10回以上は工程能力図必須。
規格値の上下線や社内規格値等を記入。
 - ③ 「出来形管理展開図」：縮尺を適宜選定し、構造物の形状や位置が判り、その面積や延長、厚みや基準高等について表示する。

- ④ 「出来高数量総括表」：最終契約数量と、その対象となる（出来高）数量およびその差分を表示した表。
- ⑤ 「出来形数量計算表」：上記の計算資料や表等を展開図等に併記しても良い。
- (4) 受注者は、測定等の結果をその都度逐次管理資料等に記録し、監督員の請求に対し随時提示できるよう適正な管理のもとに整備・保管しておかなければならない。
- (5) 検査時には(3)の①から⑤の資料について再度内容を確認した上で、「完成届」と共に監督員へ提出し受検に臨まなければならない。

2-1-4 管理項目及び方法

受注者は、出来形の計測について管理基準に定める測定項目及び適正な測定方法により、施工数量に応じた頻度で実測し、それを基準値と対比し、その差分が常に正常な範囲（規格値内等）であるか確認しながら施工管理を実施しなければならない。

②「出来形管理図表」は、測点、設計値、実測値、差の一覧表を作成して、それぞれの値を記入する。

③「出来形管理展開図」は、各数値について、設計(黒)・実測(赤)・差分(赤)の文字色とし、3つを対比表示させたものを作成し管理するものとする。

また、余白等を利用し、各測定項目に対する規格値、標準断面図等を記入する。

2-1-5 規格値

受注者は、出来形管理基準により測定した各実測（計測）値が、すべて規格値を満足するよう常に確認しながら施工管理を実施しなければならない。

また、実測値の平均値(延長等にあつては、その合計延長とする)は、設計値を下回ってはならないものとする。

2-1-6 その他

受注者は、工事写真を施工管理の手段として活用するが、特に各工事の施工段階及び工事完成後に不可視部となる箇所が出来形寸法等については、写真管理基準により測定や撮影の方法を適切に検討した上で数値等が明確に判明できるよう撮影するものとする。

撮影に関しては、測定区間の両端が明確に認識できるようマーキングや杭等で明示し、箱尺・リボンテープ・差棒等を利用し、詳細な目盛りが判読可能となるよう測定部分のアップ写真を活用するなど、被写体の大きさに応じ、適宜構図の選択を行いながら撮影する。

また、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時には説明欄に必要な事項等を記載した上で提出しなければならない。

2-2 出来形管理上の留意点

出来形管理は、施工された出来形が契約条件を満足しているかを確認するために行うものであるとともに、出来形数量計算の基礎資料となるものである。

2-2-1 計画

施工計画時に土木工事施工管理基準等関係規定に基づき、管理すべき測定位置（測点、位置等）測定項目（基準高、高さ、幅、厚さ、延長等）及びその頻度、管理の方法（総括表、管理図表、工程能力図等）を定めた「出来形管理計画表」を作成する。

上記資料については工事着手前に、監督員へ提出し内容の確認を受けておくこと。

2-2-2 測定

（１）測定位置

現地の測定位置は、ペイント、釘、杭等（鉄筋、細竹、杭）で明確にしておく。

（２）直接測定の原則

測定の方法は直接測定を原則とする。直接測定が困難な場合は間接測定とし、対象値の算出根拠を明確にしておく。

基準高測定については、測量野帳が散逸しないよう保管には十分留意する。

（３）マーキング

測定位置に設計値を白色又は黒色、実測値を赤色ペイントで丁寧に記入する。延長については当該構造物の起終点に記入する。

延長が長く、又は屈曲している状態の構造物延長は分割測定となるが、その分割点及び分割延長を赤色ペイントで記入しておく。

取り上げ寸法も赤色ペイントで明瞭に記入する。

（４）不可視部

不可視部については、測定方法、箇所等、適切に検討し、管理資料の不足や数値が判読できない写真等が生じないように、特に慎重に資料を整備しておくこと。

河川等の浚渫や除草の工種が含まれる工事では、検査時までには現場の状況が変化する場合が多いため、作業完了直後に幅や高さを計測管理し、その数値が確認可能な出来形管理写真（40m に 1 ヶ所の頻度で）を撮影しておくこと。

2-2-3 管理

（１）規格値

測定項目は全て規格値を満足していなければならない。

設計値に対する測定値のバラツキ度合いは「土木工事の規格値」と照合し可否を判断する。

規格値とは、測定値個々の値と設計値との施工誤差の許容範囲を示したもので、規格値が(マックス)で示されているから、全て(マックス)で施工してよいというものではなく、実測値の平均値は設計値を下回ってはならない。

(2) 特殊な場合の設計値の管理方法（微小変更）

下記に示す事項で、基準高、法長又は高さ、延長等が契約図書と設計変更を伴わない程度の微小な差異を生じ、かつ設計数量を満足している場合は、監督員の協議を得てその値を設計値として出来形管理を行ってよい。

○現地取り合い

○コンクリートブロック積み（張）の段割り等

(3) 基礎杭等の偏心

基礎杭及び井筒の偏心については、測定結果の偏心の状態が明確に判断できるよう適切な方法で図示する。また規格値内であっても、その偏心量が大きく、構造に影響を与える恐れがある場合には、構造計算を行い安全性の確認を行う。

(4) 出来形管理資料(図表)の作成方法

管理項目ごとの出来形管理資料(図表)の作成方法は下記のとおり分類される。

いずれの資料も設計値と実測値の乖離や、規格値等との照合ができるよう表示を工夫して作成すること。

【出来形管理展開図】

設計数量が面積又は延長で示されているものの管理に適している。

面積表示の代表的な工種はコンクリートブロック積（張）、土羽工等である。

延長表示は出来高に該当する工種が多く、代表的工種は、側溝、縁石、コンクリート擁壁工等である。

【設計図利用出来形管理図】

平面、断面、側面等複雑な構造の工種の管理に適している。

代表的工種は、橋梁上・下部工、函渠工、樋門、水門等の構造物である。

【出来形管理図表】

標準断面図に計測位置を図示し、設計値、実測値、規格値等を一覧表にした管理図表である。特殊な工種を除き当管理図で管理される。

【工程能力図】

規格値に対する実測値のバラツキの度合いや分布を表示した図である。

前記の【出来形管理図表】の図中へ記載や、組合せて作成する。

得られたデータが、規格値を満足しているかどうかのチェックに用いられる管理図である。

測定数の少ないもの（10点未満）については作成しなくてよい。

2-3 管理図表作成要領

2-3-1 出来形管理展開図

- ① 縦、横の縮尺を適宜選定して、対象物の形状等(幅・長さ)を設計値により作図する。
- ② 測点番号や位置・方向等を記入する。(道路では起・終点、河川では流向等を図示)
- ③ 設計値を黒色、設計値に対応する実測値、その差分を赤色書きで記入。
- ④ 断面構造があるものについては、標準断面図(構造図)等を記入する。
- ⑤ 展開図上段や余白付近に、それぞれの測定項目に対する規格値を表形式でする。
- ⑥ 品質管理測定箇所(アスファルト舗装のコア抜き位置、吹き付け工の厚さ管理位置、ブロック積工等のB試験位置、削孔深さ、区画線工のテストピース採取および刻印の位置等)を記入する。

2-3-2 設計図利用出来形管理図

- ① 設計図面(横断図等)を利用(縮小、転記を含む)して実測値を朱色書きで、その差分を青色書きで記入する。
- ② 形状等が複雑な構造物については、設計図面(構造図等)を利用(縮小、転記を含む)して実測値、差分を赤色書きで記入する。
- ③ それぞれの測定項目に対する規格値を表形式で記入する。

2-3-3 出来形管理図表

- ① 計測項目がわかる標準断面図等を記入する。
- ② 規格値を表に表示入する。
- ③ 測点、設計値、実測値、差分の数値一覧表を作成して、それぞれの値を表示する。

2-3-4 工程能力図

- ① 工程能力図は一般的には作成例で示しているとおり、「前記3-3 出来形管理図表」の一部として図中に記入するか、又は別図に記入する。
- ② 規格値の管理限界線を図示する。
- ③ 個々の設計値と測定値との差分を図に打点するとともに、その差分の平均値の線を図示し、平均値も記入する。

2-4 出来形管理資料（作成例）

①出来形管理総括表(完成検査対象用)

工事名： 県道〇〇線道路改良(〇〇工区)工事

測定者： □ □ □ □

工種	種別	細別	測定項目	測定基準	施工規模	測定回数		規格値 (mm)	測定値			摘要
						計画	実施		最大値	最小値	平均値	
道路土工	掘削工		基準高▽	延長40m毎に1ヶ所、40m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心及び端部で測定。 基準<1-2-4-2>(1-5) 施工長200m/40m=5 6測点	200	18	18	±50	+28	-31	-10.2	㊦、右、左の3か所
			幅W		200	6	6	-100	+90	-10	+51.3	
			法長 ℓ ℓ≥5m		200	12	12	法長-4%	+120	-15	+70.5	右、左の2か所
地盤改良工	置換工		基準高▽	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。 基準<3-2-7-3>(1-75) 施工長200m/40m=5 6測点	200	18	18	±50	+17	-22	-2.5	㊦、右、左の3か所
			置換高さh (基準高差)		200	18	18	-50	+30	+5	+21.5	㊦、右、左の3か所
			幅W		200	6	6	-100	+105	-17	+44.5	
			延長L		200	1	1	-200	-	-	+120.0	
路盤工	下層路盤工		基準高▽	【小規模以下】 基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 基準<3-2-6-7-1>(1-27) 施工長200m/40m=5 6測点	200	18	18	±50	-2	-25	+13.5	㊦、右、左の3か所
			厚さ (掘り起し)		200	4	4	-45	+10	-5	+2.0	200m/200m 上下線
			幅W		200	3	3	-50	+21	-12	+4.7	200m/80m
擁壁工	砕石基礎工		幅W	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準<3-2-4-1>(1-21) 施工長200m/40m=5 6測点	200	6	6	設計値以上	+45	+17	+30.0	
			厚さt1,t2		200	6	6	-30	+21	-5	+8.0	
			延長L		200	1	1	-50	-	-	+150.0	各種構造物の規格値による
	コンクリート基礎		基準高▽	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準<3-2-4-3-1>(1-21) 施工長200m/40m=5 6測点	200	6	6	±30	+7	-11	-2.0	
			幅W		200	6	6	-30	+15	-5	+6.0	
			高さh		200	6	6	-30	+12	-3	+5.1	
			延長L		200	1	1	-200	-	-	+130.0	
	コンクリートブロック積工		基準高▽	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 基準<3-2-5-3-1>(1-24) 施工長200m/40m=5 6測点	200	6	6	±50	+21	-3	+10.0	
			法長 ℓ ℓ≥3m		200	6	6	-100	+23	+7	+15.0	
			厚さt1 (ブロック)		200	12	12	-50	+28	+8	+18.0	上・下端部測定
			厚さt2 (裏込材)		200	12	12	-50	+37	+25	+31.0	上・下端部測定
			延長L		200	1	1	-200	-	-	+120.0	

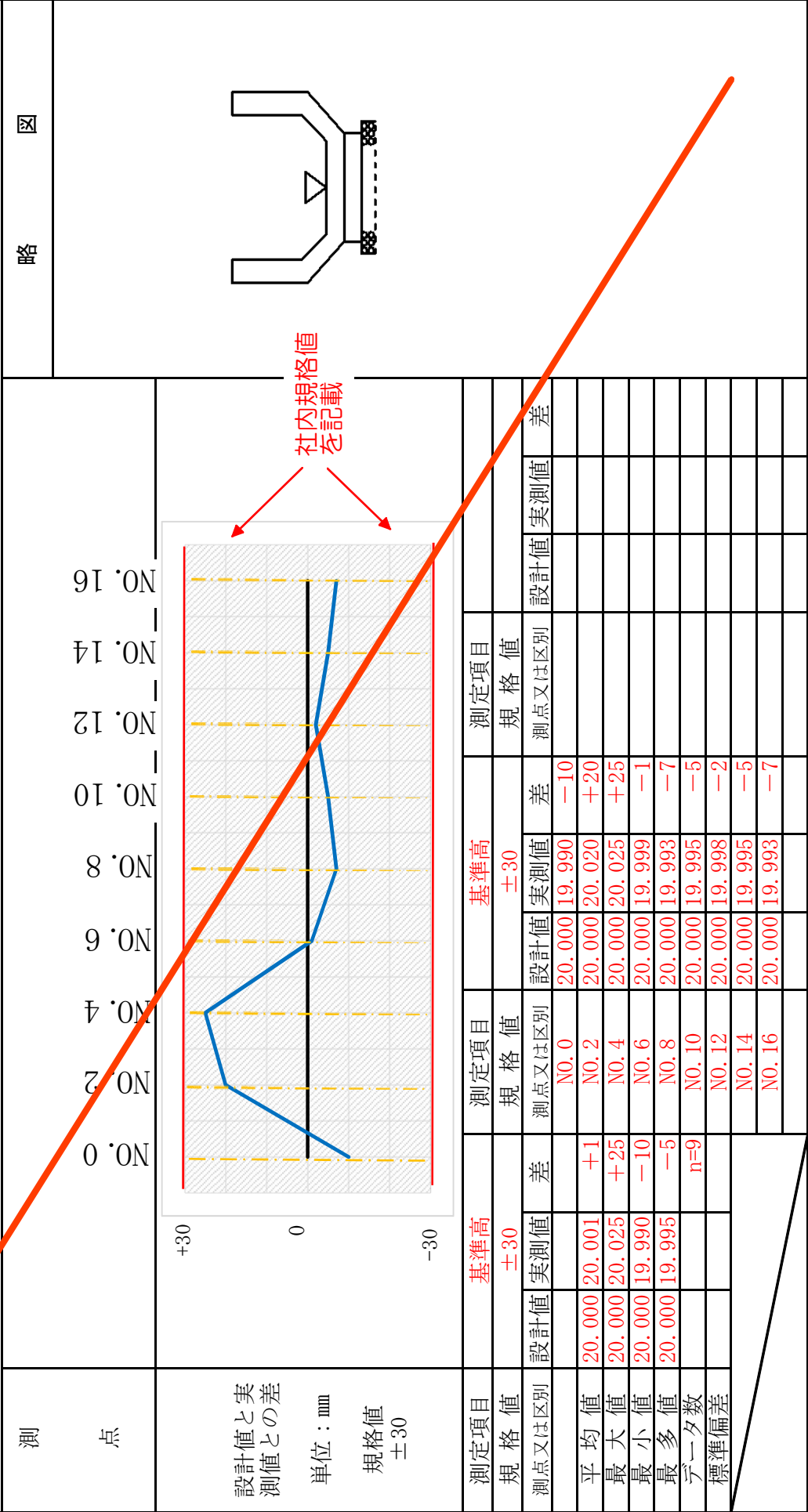
出来形管理図表

様式-31

工 種 側溝工

種 別 プレキャストU型側溝

測定者 ○○ ○○

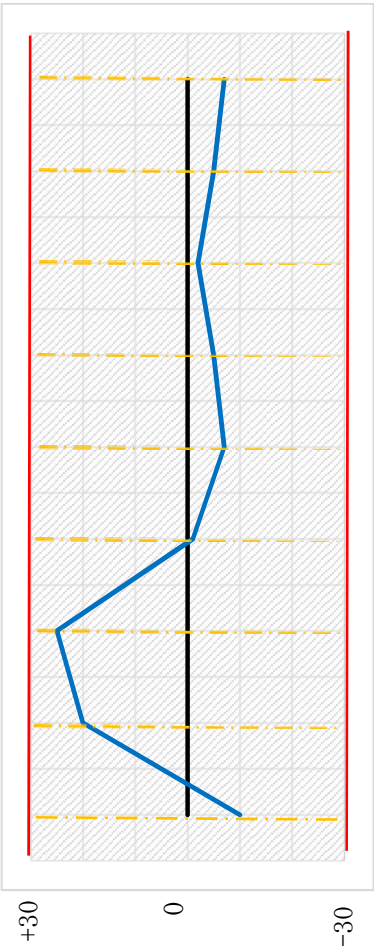


出来形管理図表

工 種 側溝工

種 別 プレキャストU型側溝

測定者 ○○ ○○

測 点		略 図															
設計値と実測値との差 単位：mm 規格値 ±30																	
		基準高				測定項目				基準高				測定項目			
		±30				規格 値				±30				規格 値			
		設計値 実測値 差				設計値 実測値 差				設計値 実測値 差				設計値 実測値 差			
		測点又は区別				測点又は区別				測点又は区別				測点又は区別			
測定項目		規格 値				規格 値				規格 値				規格 値			
規格 値		規格 値				規格 値				規格 値				規格 値			
測点又は区別		設計値 実測値 差				設計値 実測値 差				設計値 実測値 差				設計値 実測値 差			
平均 値		20.000 20.001 +1				NO.0 20.000 19.990 -10				NO.2 20.000 20.020 +20							
最大 値		20.000 20.025 +25				NO.4 20.000 20.025 +25				NO.6 20.000 19.999 -1							
最小 値		20.000 19.990 -10				NO.8 20.000 19.993 -7				NO.10 20.000 19.995 -5							
最多 値		20.000 19.995 -5				NO.12 20.000 19.998 -2				NO.14 20.000 19.995 -5							
データ数		n=9				NO.16 20.000 19.993 -7											
標準偏差																	

出来形合否判定総括表

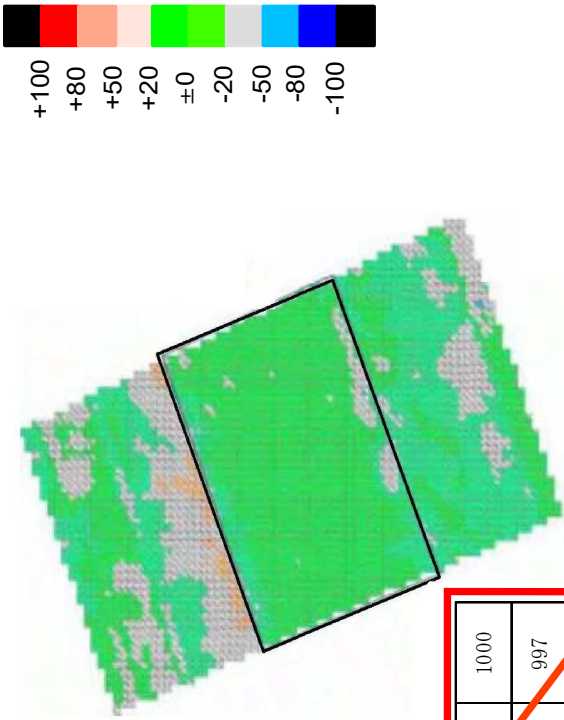
※3次元出来形管理に使用

工 種 道路土工

測点 NO. 36～NO. 40

種 別 路体盛土工

合否判定結果 合格

測定項目		規格値	判定	測点	 天端のばらつき 規格値の±80%以内のデータ数 1000 法面のばらつき 規格値の±80%以内のデータ数 1700 規格値の±50%以内のデータ数 997 規格値の±50%以内のデータ数 1380
天端 標高較差	平均値	-11mm	±50mm		
	最大値(差)	42mm	±150mm		
	最小値(差)	-62mm	±150mm		
	データ数	1000	1点/㎡以上 (1000点以上)		
	評価面積	1000㎡			
	棄却点数	0	0.3%未満 (3点以下)		
法面 標高較差	平均値	7mm	±80mm		
	最大値(差)	92mm	±190mm		
	最小値(差)	-60mm	±190mm		
	データ数	1700	1点/㎡以上 (1700点以上)		
	評価面積	1700㎡			
	棄却点数	0	0.3%未満 (5点以下)		

ばらつきは、分布図の凡例に従い判定

出来形管理基準に定められた測定項目、
測定頻度並びに規格値を満足しているか
否かを確認

出来形合否判定総括表

工 種		道路土工	測点	NO. 36～NO. 40
種 別		路体盛土工	合否判定結果	合格

測定項目				規格値	判定	測点	+100 +80 +50 +20 ±0 -20 -50 -80 -100 天端
天端 標高較差	平均値	- 1 1 mm	± 5 0 mm				
	最大値(差)	4 2 mm	± 1 5 0 mm				
	最小値(差)	- 6 2 mm	± 1 5 0 mm				
	データ数	1 0 0 0	1点/㎡以上 (1000点以上)				
	評価面積	1 0 0 0 ㎡					
	棄却点数	0	0.3%未満 (3点以下)				
法面 標高較差	平均値	7 mm	± 8 0 mm				
	最大値(差)	9 2 mm	± 1 9 0 mm				
	最小値(差)	- 6 0 mm	± 1 9 0 mm				
	データ数	1 7 0 0	1点/㎡以上 (1700点以上)				
	評価面積	1 7 0 0 ㎡					
	棄却点数	0	0.3%未満 (5点以下)				

天端のばらつき	規格値の±80%以内のデータ数	1000
法面のばらつき	規格値の±50%以内のデータ数	997
	規格値の±80%以内のデータ数	1700
	規格値の±50%以内のデータ数	1380

出来形管理工程能力図

工事名： ○○線 ○○橋下部工工事

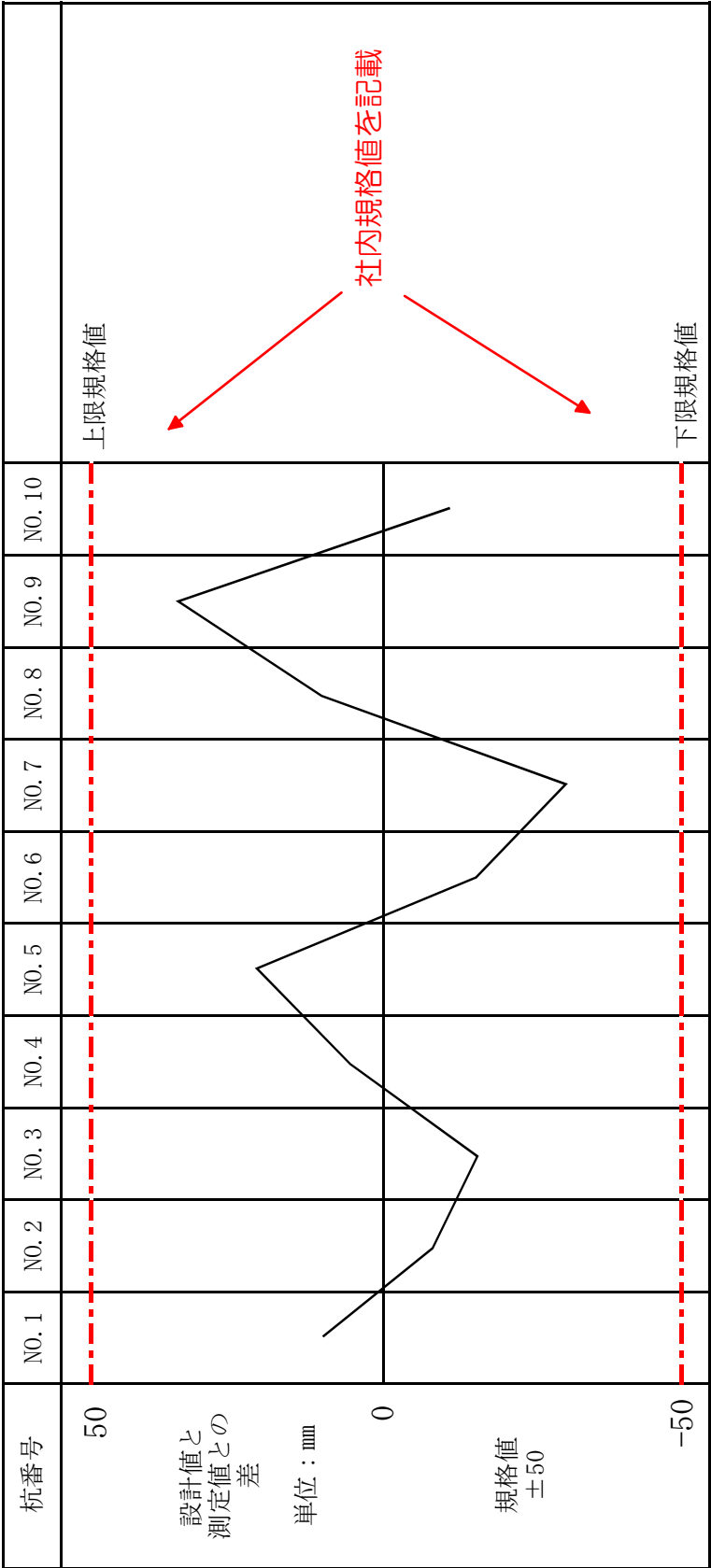
工種： 基礎工（場所打杭工）

受注者： ○○建設

種別： P1橋脚工

測定者： ○○ ○○

測定項目： 基準高

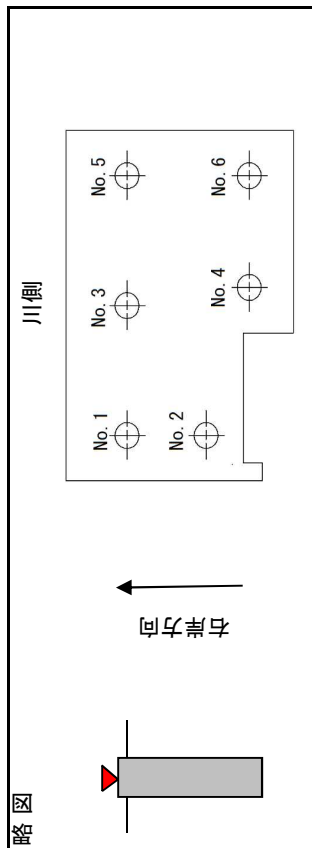


出来形管理図表

起工第〇〇〇〇〇〇—〇〇〇号

工事名	〇〇〇工事
請負者	〇〇〇建設(株)
測定者	〇〇 〇〇
工種	基礎工
種別	場所打杭工

測定項目 偏心量d, 基準高▽, 杭径D

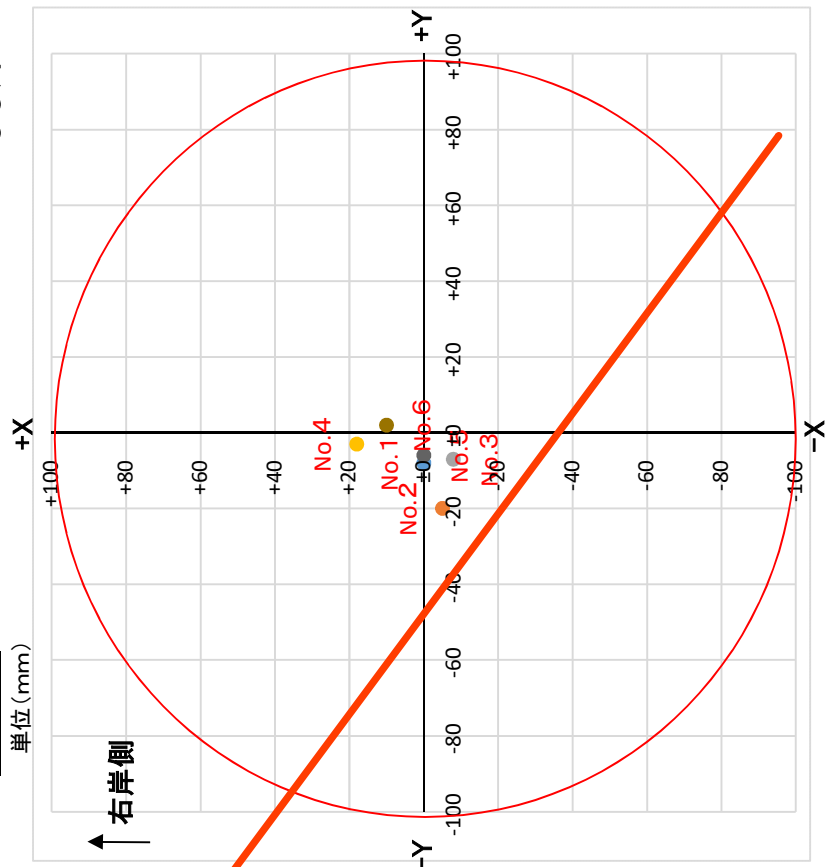


特 性			偏心量d		特 性		基準高▽			特 性		杭径D	
単 位	mm		100以内		単 位	規格値	mm	±50		単 位	規格値	mm	
規格値												-30以上	
杭番号	X	Y	差		杭番号	設計値	実測値	差	杭番号	設計値	実測値	差	
No.1	±0	-8	8		No.1	31.990	31.949	-41	No.1	1.000	0.998	-7	
No.2	-5	-20	21		No.2	31.990	31.958	-32	No.2	1.000	0.995	-5	
No.3	-8	-7	11		No.3	31.990	31.961	-29	No.3	1.000	1.000	±0	
No.4	+18	-3	18		No.4	31.990	31.952	-38	No.4	1.000	0.990	-10	
No.5	±0	-6	6		No.5	31.990	31.956	-34	No.5	1.000	0.995	-5	
No.6	+10	+2	10		No.6	31.990	31.968	-22	No.6	1.000	1.000	±0	
計	平均值		12		計	平均值		-33	計	平均值		-5	
	最大値		21			最大値		-22		±0			
	最小値		6			最小値		-41		-10			

杭偏心図

単位 (mm)

右岸側



出来形管理図表

起工第〇〇〇〇〇〇—〇〇〇号

工事名 〇〇〇工事

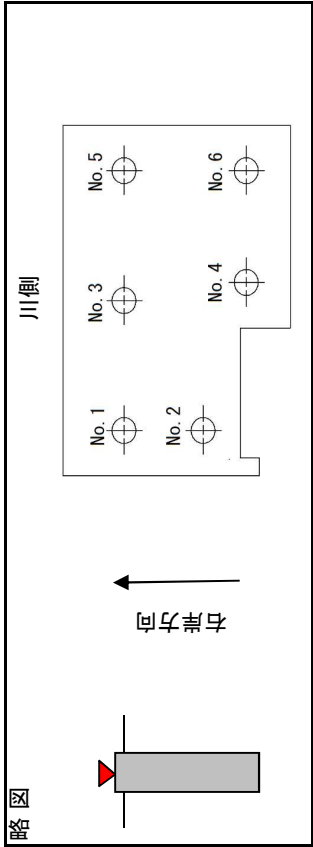
請負者 〇〇〇建設(株)

測定者 〇〇 〇〇

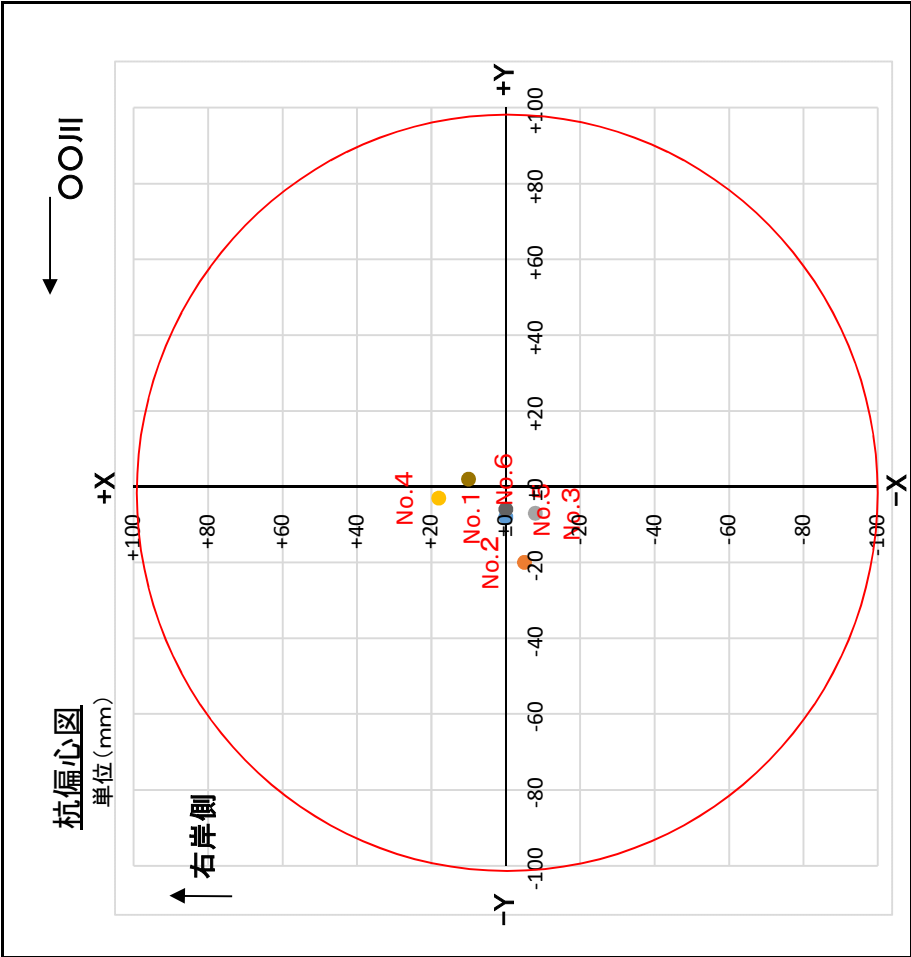
工種 基礎工

種別 場所打杭工

測定項目 偏心量d, 基準高▽, 杭径D



特 性		偏心量d		特 性		基準高▽			特 性		杭径D	
単 位		mm		単 位		mm			単 位		mm	
規格値	100以内			規格値	±50			規格値	-30以上			
杭番号	X	Y	差	杭番号	設計値	実測値	差	杭番号	設計値	実測値	差	
No.1	±0	-8	8	No.1	31.990	31.949	-41	No.1	1.000	0.993	-7	
No.2	-5	-20	21	No.2	31.990	31.958	-32	No.2	1.000	0.995	-5	
No.3	-8	-7	11	No.3	31.990	31.961	-29	No.3	1.000	1.000	±0	
No.4	+18	-3	18	No.4	31.990	31.952	-38	No.4	1.000	0.990	-10	
No.5	±0	-6	6	No.5	31.990	31.956	-34	No.5	1.000	0.995	-5	
No.6	+10	+2	10	No.6	31.990	31.968	-22	No.6	1.000	1.000	±0	
計	平均値	12		計	平均値			計	平均値			- 5
	最大値	21			最大値				最大値			±0
	最小値	6			最小値				最小値			- 10



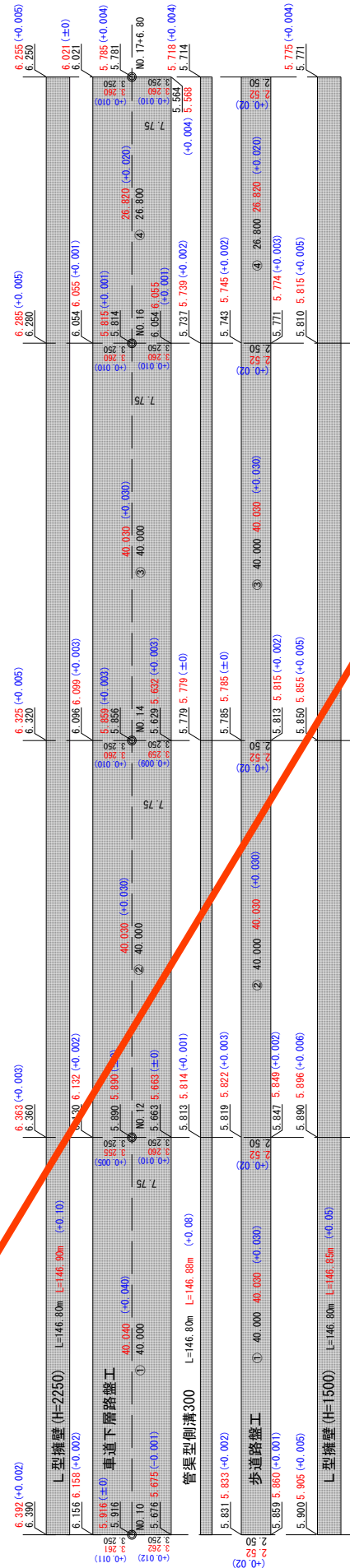
塗膜厚測定記録用紙

〇〇橋 橋梁補修工事

ロット番号		A 1 ～ P 1 横桁								
測定時点		塗装終了後			目標塗装厚合計			130 μm		
測定年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日			測定者			〇〇 〇〇		
測定位置		測定値							$\bar{X} - X_i$	$(\bar{X} - X_i)^2$
		1	2	3	4	5	計	平均 $\bar{X}$		
1	CB-1LWeb	155	160	150	145	150	760	152	-2	4
2	〃	145	155	160	150	155	765	153	-3	9
3	CB-4LWeb	145	160	165	150	160	780	156	-6	36
23	CB-9RWeb	150	145	160	135	160	750	150	0	0
24	〃	140	135	140	135	135	685	137	13	169
25	CB-UF1g	155	150	160	155	155	775	155	-5	25
合計								3750		1086
平均値 $\bar{X} = 1/N \cdot \sum_{i=1}^N x_i = 3750/25 = 150 \mu\text{m}$					標準偏差 $S = \sqrt{(1/N-1) \sum_{i=1}^N (X-X_i)^2} = 6.7 \mu\text{m}$					

○○線○○○工事

工事名	〇〇線	〇〇〇	工事
受注者	〇〇	建設	
測定者	〇〇	〇〇	
図面名	出来形	展開図	



工種・種別・規格		単位	実測		差
			設計		
L型擁壁	H1500	m	146.85	+0.05	
			146.80		
	H2250	m	146.90	+0.10	
管渠型側溝	300型	m	146.80		
			146.88	+0.08	
			146.80		
歩道路盤工 (下層)	RC40 t=10	㎡	399.59	+3.23	
			396.36		
車道路盤工 (下層)	粒調Fe t=14	㎡	957.72	+3.52	
			954.20		

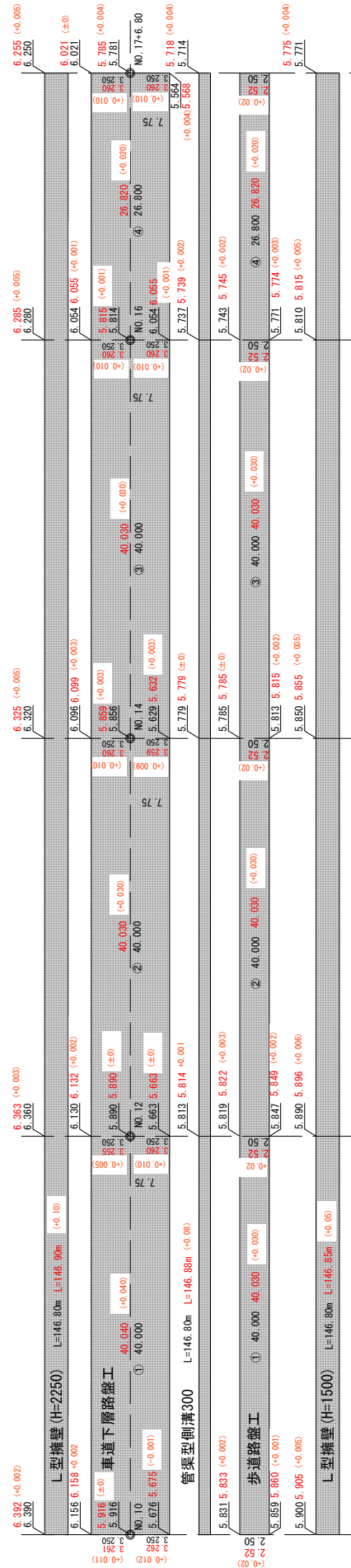
步道路盤工(下層)面積集計表

少道館盛上（1層）面積米訂表	
①	<del> $(2.72+2.72)/2 \times 40.030$ 2.70×40.000 $(2.72+2.72)/2 \times 40.030$ 2.70×40.000 $(2.72+2.72)/2 \times 40.030$ 2.70×40.000 $(2.72+2.72)/2 \times 40.030$ 2.70×40.000 </del>
②	
③	
④	
合計	

車道路盤工(下層)面積集計表

車道館盛上（下層）面積集計表		
①	(6.523+6.515)/2*40.040	261.02
	6.500*40.000	260.00
②	(6.515+6.519)/2*40.030	260.87
	6.500*40.000	260.00
③	(6.519+6.520)/2*40.030	260.97
	6.500*40.000	260.00
④	(6.520+6.520)/2*26.820	174.86
	6.500*26.800	174.20
合計	261.02+260.87+260.97+174.86	957.72
	260.00+260.00+260.00+174.20	954.20

工事名	〇〇線〇〇〇工事
受注者	〇〇建設
測定者	〇〇 〇〇
図面名	出来形展開図



步道路盤工(下層)面積集計表

步追加売上（1月）品別売上計表	
①	$(2,72+2,72)/2*40,030$ $2,70*40,000$ $(2,72+2,72)/2*40,030$ $2,70*40,000$ $(2,72+2,72)/2*40,030$ $2,70*40,000$
②	$(2,72+2,72)/2*40,030$ $2,70*40,000$
③	$(2,72+2,72)/2*40,030$ $2,70*40,000$
④	$(2,72+2,72)/2*26,820$ $2,70*26,800$
合計	$108,88+108,88+108,88+72,95$ $108,00+108,00+108,00+72,36$

車道路盤工(下層)面積集計表

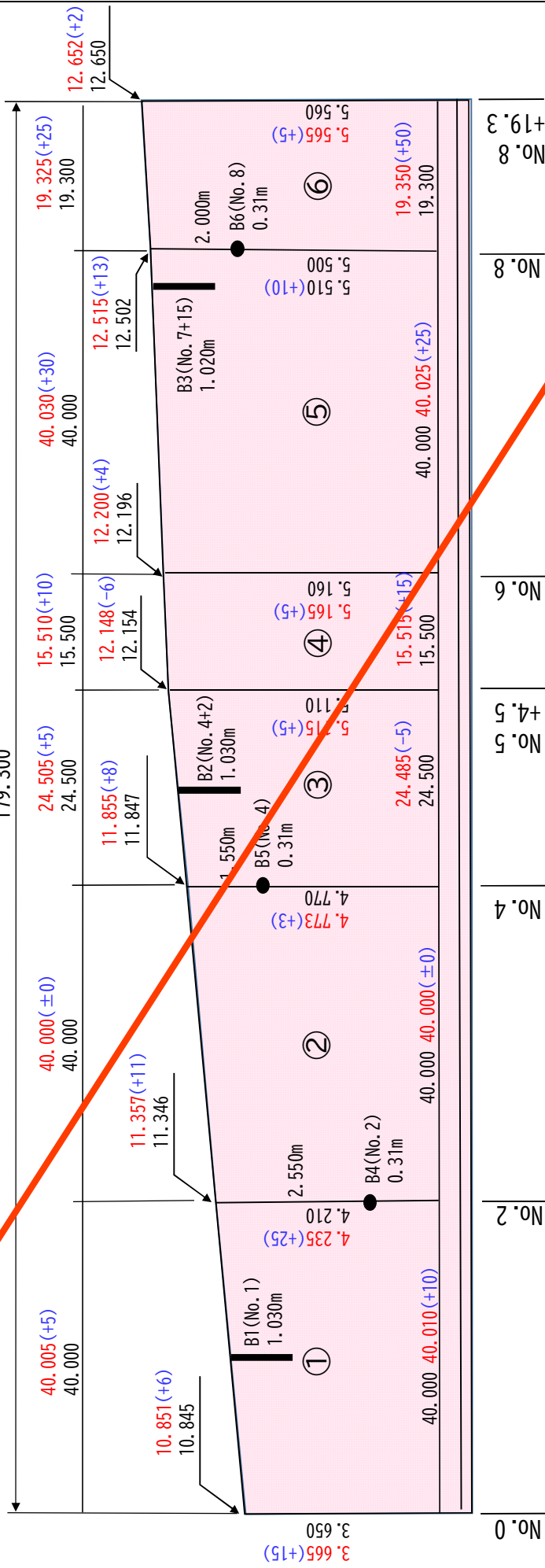
①	6. 523+6. 515)/2*40. 040	261. 02
②	6. 500*40. 000 (6. 515+6. 519)/2*40. 030	260. 00 260. 87
③	6. 500*40. 000 (6. 519+6. 520)/2*40. 030	260. 00 260. 97
④	6. 500*40. 000 (6. 520+6. 520)/2*26. 820	260. 00 174. 86
合計	6. 500*26. 800 261. 02+260. 87+260. 97+174. 86 260. 00+260. 00+260. 00+174. 20	174. 20 957. 72 954. 20

一 種 ・ 種 別 ・ 規 格	単 位	実 測	差

工區	區段	里程	單位	設計	允差
L 型擁壁		H1500	m	146.85	+0.05
				146.80	
		H2250	m	146.90	+0.10
				146.80	
管渠型側溝		300型	m	146.88	+0.08
				146.80	
步道路盤工 (下層)		RC40 t=10	m ²	399.59	+3.23
				396.36	
車道路盤工 (下層)		粒調Fe t=14	m ²	957.72	+3.52
				954.20	

工事年度	令和00年度 起工第0000-00
工事名	0000線 00000000工事
路線・河川名	0000線
工事箇所	000市00000
図面名	コンクリートブロック積造形状展開図
尺度	1/100

179.375(+75)
179.300



コンクリートブロック積面積集計表

上段：実測 下段：設計 単位：(㎡)

①	$(3.665 + 4.235) / 2 \times (40.010 + 40.005) / 2 =$	158.02
	$(3.650 + 4.210) / 2 \times 40.000 =$	157.20
②	$(4.235 + 4.773) / 2 \times (40.000 + 40.000) / 2 =$	180.16
	$(4.210 + 4.770) / 2 \times 40.000 =$	179.60
③	$(4.773 + 5.115) / 2 \times (24.485 + 24.505) / 2 =$	121.10
	$(4.770 + 5.110) / 2 \times 24.500 =$	121.03
④	$(5.115 + 5.165) / 2 \times (15.515 + 15.510) / 2 =$	79.73
	$(5.110 + 5.160) / 2 \times 15.500 =$	79.59
⑤	$(5.165 + 5.510) / 2 \times (40.025 + 40.030) / 2 =$	213.64
	$(5.160 + 5.500) / 2 \times 40.000 =$	213.20
⑥	$(5.510 + 5.565) / 2 \times (19.350 + 19.325) / 2 =$	107.08
	$(5.500 + 5.560) / 2 \times 19.300 =$	106.72
合計		859.73
		857.34

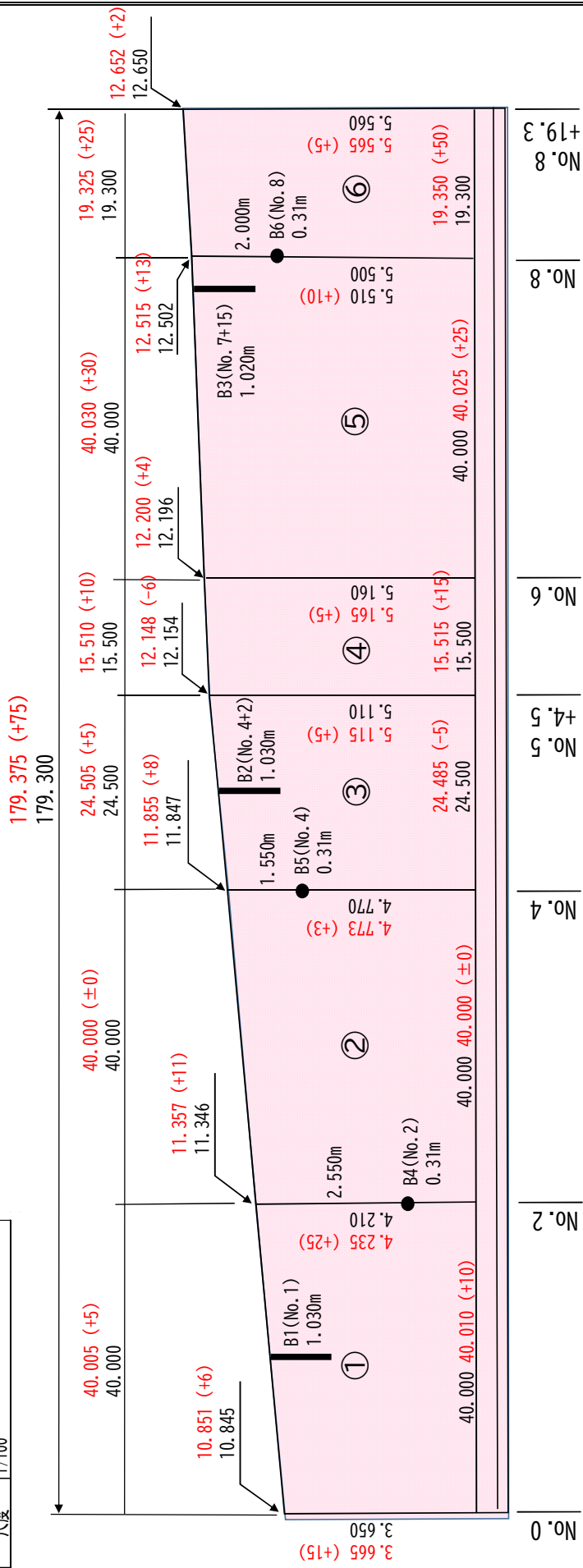
基礎ブロック延長

上段：実測 下段：設計 単位：(m)

上段：実測	40.010 + 40.000 + 24.485 + 15.515 + 40.025 + 19.350 =	179.475	+ 0.175
下段：設計	40.000 + 40.000 + 24.500 + 15.500 + 40.000 + 19.300 =	179.300	

2-4 ※出来形管理展開図(作成参考図)

工事年度	令和00年度 起工第00000-00
工事名	0000線 00000000工事
路線・河川名	0000線
工事箇所	000市00町00
図面名	コンクリートブロック積出来形展開図
尺度	1/100



コンクリートブロック積面積集計表

上段：実測 下段：設計 単位：(㎡)	
①	$(3.665 + 4.235) / 2 \times (40.010 + 40.005) / 2 = 158.02$ $(3.650 + 4.210) / 2 \times 40.000 = 157.20$
②	$(4.235 + 4.773) / 2 \times (40.000 + 40.000) / 2 = 180.16$ $(4.210 + 4.770) / 2 \times 40.000 = 179.60$
③	$(4.773 + 5.115) / 2 \times (24.485 + 24.505) / 2 = 121.10$ $(4.770 + 5.110) / 2 \times 24.500 = 121.03$
④	$(5.115 + 5.165) / 2 \times (15.515 + 15.510) / 2 = 79.73$ $(5.110 + 5.160) / 2 \times 15.500 = 79.59$
⑤	$(5.165 + 5.510) / 2 \times (40.025 + 40.030) / 2 = 213.64$ $(5.160 + 5.500) / 2 \times 40.000 = 213.20$
⑥	$(5.510 + 5.565) / 2 \times (19.350 + 19.325) / 2 = 107.08$ $(5.500 + 5.560) / 2 \times 19.300 = 106.72$
合計	859.73 857.34

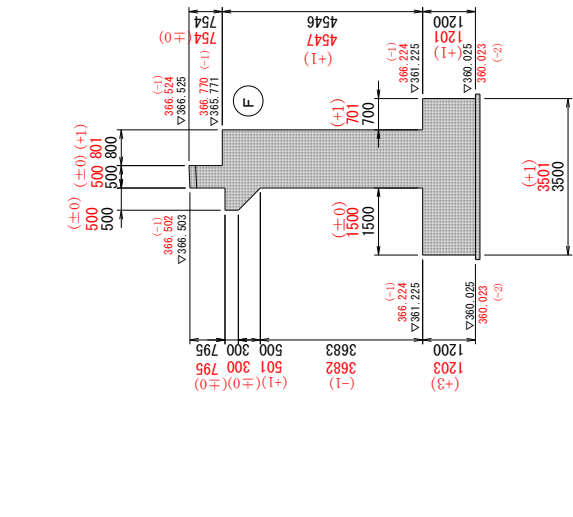
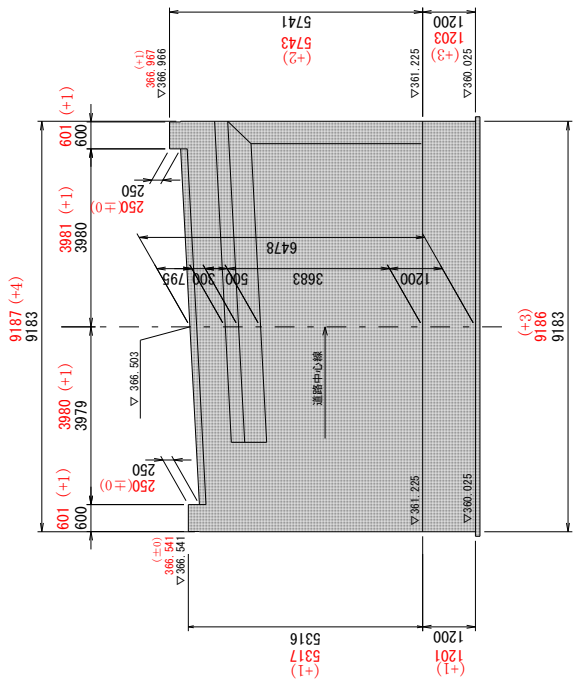
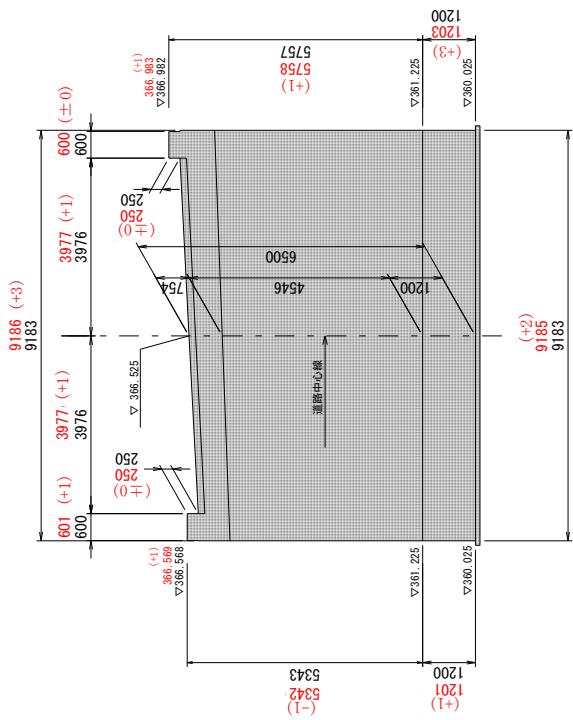
基礎ブロック延長
上段：実測 下段：設計 単位：(m)
 $40.010 + 40.000 + 24.485 + 15.515 + 40.025 + 19.350 = 179.475$
 $40.000 + 40.000 + 24.500 + 15.500 + 40.000 + 19.300 = 179.300$
(+0.75)

A1橋台出来形図



工事年度	令和〇〇年度 起工第〇〇〇〇号
工 事 名	県道〇〇線 (〇〇橋工区) 橋梁下部工工事
受 注 者	(株)〇〇〇建設
図 面 名	A1橋台出来形図

A1橋台出来形図 S=1:100



実測値：赤
設計値との差：赤

2-5 出来形管理基準及び規格値

【目次】

【第1編 共通編】

章、節	章一節一条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第2章 土工				
第3節 河川・海岸・砂防土工	2－3－2 掘削工	1		
		2	（面管理の場合）	
		3	（水中部）（面管理の場合）	
	2－3－3 盛土工	1		
		2	（面管理の場合）	
	2－3－4 盛土補強工		補強土（テールアルメ）壁工法	
			多数アンカー式補強土工法	
			ジオテキスタイルを用いた補強土工法	
	2－3－5 法面整形工		（盛土部）	
	2－3－6 堤防天端工			
第4節 道路土工	2－4－2 掘削工	1		
		2	（面管理の場合）	
	2－4－3、4 路体盛土工・路床盛土工	1		
		2	（面管理の場合）	
	2－4－5 法面整形工		（盛土部）	
第3章 無筋、鉄筋コンクリート				
第7節 鉄筋工	3－7－4 組立て			

【第3編 土木工事共通編】

章、節	章一節一条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第2章 一般施工				
第3節 共通の工種	2-3-4 矢板工 （指定仮設・任意仮設は除く）		鋼矢板	
			軽量鋼矢板	
			コンクリート矢板	
			広幅鋼矢板	
			可とう鋼矢板	
	2-3-5 縁石工		縁石・アスカープ	
	2-3-6 小型標識工			
	2-3-7 防止柵工		立入防止柵	
			転落（横断）防止柵	
			車止めポスト	
	2-3-8 路側防護柵工	1	ガードレール	
		2	ガードケーブル	
	2-3-9 区画線工			
	2-3-10 道路付属物工		視線誘導標	
			距離標	
	2-3-11 コンクリート面塗装工			
	2-3-12 プレテンション桁製作工 （購入工）	1	けた橋	
		2	スラブ橋	
	2-3-13 ポストテンション桁製作工	1		
	2-3-13 プレキャストセグメント桁 製作工（購入工）	2		
	2-3-14 プレキャストセグメント主 桁組立工			
	2-3-15 P C ホロースラブ製作工			
	2-3-16 PC箱桁製作工	1		
	2-3-16 PC押出し箱桁製作工	2		
	2-3-17 根固めブロック工			
	2-3-18 沈床工			
	2-3-19 捨石工			
	2-3-22 階段工			

【第3編 土木工事共通編】

章、節	章一節一条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第3節 共通の工程	2-3-24伸縮装置工	1	ゴムジョイント	
		2	鋼製フィンガージョイント	
		3	埋設型ジョイント	
	2-3-26多自然型護岸工	1	巨石張り、巨石積み	
		2	かごマット	
	2-3-27羽口工	1	じゃかご	
		2	ふとんかご、かご枠	
	2-3-28プレキャストカルバート工		プレキャストボックス工	
			プレキャストパイプ工	
	2-3-29側溝工		プレキャストU型側溝	
		1	L型側溝工	
			自由勾配側溝	
			管渠	
		2	現場打水路工	
		3	暗渠工	
	2-3-30集水樹工			
	2-3-31現場塗装工			
第4節 基礎工	2-4-1一般事項		切込砂利	
			砕石基礎工	
			割ぐり石基礎工	
			均しコンクリート	
	2-4-3基礎工（護岸）	1	現場打	
		2	プレキャスト	
	2-4-4既製杭工		既製コンクリート杭	
		1	鋼管杭	
			H鋼杭	
		2	鋼管ソイルセメント杭	
	2-4-5場所打杭工			
	2-4-6深礎工			
	2-4-7オープンケーソン基礎工			
	2-4-8ニューマチックケーソン基礎工			
	2-4-9鋼管矢板基礎工			
第5節 石・ブロック積（張）工	2-5-3コンクリートブロック工	1	コンクリートブロック積	
			コンクリートブロック張り	
		2	連節ブロック張り	
	2-5-4緑化ブロック工	3	天端保護ブロック	
	2-5-5石積（張）工			
第6節 一般舗装工	2-6-6橋面防水工	4	シート系床版防水層	
	2-6-7アスファルト舗装工	1	下層路盤工	
		2	〃（面管理の場合）	
		3	上層路盤工（粒度調整路盤工）	
		4	〃（面管理の場合）	
		5	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	
		6	〃（面管理の場合）	
		7	加熱アスファルト安定処理工	
		8	〃（面管理の場合）	
		9	基層工	
		10	〃（面管理の場合）	
		11	表層工	
		12	〃（面管理の場合）	
	2-6-8半たわみ性舗装工	1	下層路盤工	
		2	〃（面管理の場合）	
		3	上層路盤工（粒度調整路盤工）	
		4	〃（面管理の場合）	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	章－節－条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第6節 一般舗装工	2－6－8 半たわみ性舗装工	5	上層路盤工（セメント(石灰)安定処理工）	
		6	〃（面管理の場合）	
		7	加熱アスファルト安定処理工	
		8	〃（面管理の場合）	
		9	基層工	
		10	〃（面管理の場合）	
		11	表層工	
		12	〃（面管理の場合）	
	2－6－9 排水性舗装工	1	下層路盤工	
		2	〃（面管理の場合）	
		3	上層路盤工（粒度調整路盤工）	
		4	〃（面管理の場合）	
		5	上層路盤工（セメント(石灰)安定処理工）	
		6	〃（面管理の場合）	
		7	加熱アスファルト安定処理工	
		8	〃（面管理の場合）	
		9	基層工	
		10	〃（面管理の場合）	
		11	表層工	
		12	〃（面管理の場合）	
	2－6－10 透水性舗装工 （歩道舗装に適用）	1	路盤工	
		2	〃（面管理の場合）	
		3	表層工	
		4	〃（面管理の場合）	
	2－6－11 グースアスファルト舗装工	1	加熱アスファルト安定処理工	
		2	〃（面管理の場合）	
		3	基層工	
		4	〃（面管理の場合）	
		5	表層工	
		6	〃（面管理の場合）	
	2－6－12 コンクリート舗装工	1	下層路盤工	
		2	〃（面管理の場合）	
		3	粒度調整路盤工	
		4	〃（面管理の場合）	
		5	セメント(石灰・瀝青)安定処理工	
		6	〃（面管理の場合）	
		7	アスファルト中間層	
		8	〃（面管理の場合）	
		9	コンクリート舗装版工	
		10	〃（面管理の場合）	
		11	転圧コンクリート版工(下層路盤工)	
		12	〃（面管理の場合）	
		13	転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)	
		14	〃（面管理の場合）	
		15	転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	
		16	〃（面管理の場合）	
		17	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)	
		18	〃（面管理の場合）	
		19	転圧コンクリート版工	
		20	〃（面管理の場合）	
	2－6－13 薄層カラー舗装工	1	下層路盤工	
		2	上層路盤工（粒度調整路盤工）	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	章－節－条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第6節 一般舗装工	2－6－1 3薄層カラー舗装工	3	上層路盤工（セメント(石灰)安定処理工）	
		4	加熱アスファルト安定処理工	
		5	基層工	
	2－6－14ブロック舗装工	1	下層路盤工	
		2	上層路盤工（粒度調整路盤工）	
		3	上層路盤工（セメント(石灰)安定処理工）	
		4	加熱アスファルト安定処理工	
		5	基層工	
	2－6－15路面切削工	1		
		2	（面管理の場合）	
	2－6－16舗装打換え工			
	2－6－17オーバーレイ工	1		
		2	（面管理の場合）	
第7節 地盤改良工	2－7－2 路床安定処理工			
	2－7－3 置換工		Fe石灰処理土を含む	
	2－7－4 表層安定処理工	1	サンドマット海上	
		2	（ICT施工の場合）	
	2－7－5 パイルネット工			
	2－7－6 サンドマット工			
	2－7－7 パーチカルドレーン工		サンドドレーン工	
			ベーパー ドレーン工	
			袋詰式サンドドレーン工	
	2－7－8 締固め改良工		サンドコンパクションパイル工	
	2－7－9 固結工	1	粉体、高圧噴射攪拌工 スラリー攪拌工、生石灰パイル工	
		2	スラリー攪拌工「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)・パーチカルドレーン工編」による管理の場合	
		3	中層混合処理	
第10節 仮設工	2－10－5 土留・仮締切工	1	H鋼杭、鋼矢板	
		2	アンカー工	
		3	連節ブロック張り工	
		4	締切盛土	
		5	中詰盛土	
	2－10－9 地中連続壁工（壁式）			
	2－10－10地中連続壁工（柱列式）			
	2－10－22法面吹付工			2－14－3吹付工
第11節 軽量盛土工	2－11－2軽量盛土工			第1編2－4－3路体盛土工
第12節 工場製作工（共通）	2－12－1 一般事項	1	鋳造費（金属支承工）	
		2	鋳造費（大型ゴム支承工）	
		3	仮設材製作工	
		4	刃口金物製作工	
	2－12－3 桁製作工	1	仮組立による検査を実施する場合 シュミレーション仮組立検査を行う場合	
		2	仮組立検査を実施しない場合	
		3	鋼製堰堤製作工（仮組立時）	
	2－12－4 検査路製作工			
	2－12－5 鋼製伸縮継手製作工			
	2－12－6 落橋防止装置製作工			
	2－12－7 橋梁用防護柵製作工			
	2－12－8 アンカーフレーム製作工			

【第3編 土木工事共通編】

章、節	章－節－条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第12節 工場製作工（共通）	2－12－9 プレベーム用桁製作工			
	2－12－10 鋼製排水管製作工			
	2－12－11 工場塗装工			
第13節 橋梁架設工	2－13 架設工（鋼橋）		クレーン架設	
			ケーブルクレーン架設	
			ケーブルエレクション架設	
			架設桁架設	
			送出し架設	
			トラベラークレーン架設	
	2－13 架設工（コンクリート橋）		クレーン架設	
			架設桁架設	
			架設工支保工（固定）	
			〃（移動）	
			架設桁架設（片持架設）	
			〃（押出し架設）	
第14節 法面工（共通）	2－14－2 植生工		種子散布工	
			張芝工	
			筋芝工	
			市松芝工	
		1	植生シート工	
			植生マット工	
			植生筋工	
			人工張芝工	
			植生穴工	
		2	植生基材吹付工	
			客土吹付工	
	2－14－3 吹付工（仮設含む）	3	コンクリート	
	2－14－4 法枠工		モルタル	
		1	現場打法枠工	
			現場吹付法枠工	
	2－14－6 アンカー工	2	プレキャスト法枠工	
第15節 擁壁工（共通）	2－15－1 一般事項		場所打擁壁工	
	2－15－2 プレキャスト擁壁工			
	2－15－3 補強土壁工		補強土（テールアルメ）壁工法	
			多数アンカー式補強土工法	
			ジオテキスタイルを用いた補強土工法	
	2－15－4 井桁ブロック工			
第16節 浚渫工（共通）	2－16－3 浚渫船運転工	1	ポンプ浚渫船	
		2	グラブ浚渫船・バックホウ浚渫船	
		3	バックホウ浚渫船（面管理）	
第18節 床版工	2－18－2 床版工			

【第6編 河川編】

章、節	章―節―条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第1章 築堤・護岸				
第3節 軽量盛土工	1-3-1 軽量盛土工			第1編2-4-3路体盛土工
第4節 地盤改良工	1-4-2 表層安定処理工			第3編2-7-4表層安定処理工
	1-4-3 パイルネット工			第3編2-7-5パイルネット工
	1-4-4 パーチカドレーン工			第3編2-7-7パーチカドレーン工
	1-4-5 締固め改良工			第3編2-7-8締固め改良工
	1-4-6 固結工			第3編2-7-9固結工
第5節 護岸基礎工	1-5-3 基礎工			第3編2-4-3基礎工（護岸）
	1-5-4 矢板工			第3編2-3-4矢板工
第6節 矢板護岸工	1-6-3 笠コンクリート工			第3編2-4-3基礎工（護岸）
	1-6-4 矢板工			第3編2-3-4矢板工
第7節 法覆護岸工	1-7-3 コンクリートブロック工			第3編2-5-3コンクリートブロック工
	1-7-4 護岸付属物工			
	1-7-5 緑化ブロック工			第3編2-5-4緑化ブロック工
	1-7-6 環境護岸ブロック工			第3編2-5-3コンクリートブロック工
	1-7-7 石積（張）工			第3編2-5-5石積（張）工
	1-7-8 法枠工			第3編2-14-4法枠工
	1-7-9 多自然型護岸工	巨石張り		第3編2-3-26多自然型護岸工
		巨石積み		〃
		かごマット		〃
	1-7-10吹付工			第3編2-14-3吹付工
	1-7-11植生工			第3編2-14-2植生工
	1-7-12覆土工			第1編2-3-5法面整形工
	1-7-13羽口工	じゃかご		第3編2-3-27羽口工
		ふとんかご		〃
		かご枠		〃
		連節ブロック張り		第3編2-5-3連節ブロック張り
第8節 擁壁護岸工	1-8-3 場所打擁壁工			第3編2-15-1場所打擁壁工
	1-8-4 プレキャスト擁壁工			第3編2-15-2プレキャスト擁壁工
第9節 根固め工	1-9-3 根固めブロック工			第3編2-3-17根固めブロック工
	1-9-5 沈床工			第3編2-3-18沈床工
	1-9-6 捨石工			第3編2-3-19捨石工
	1-9-7 かご工	じゃかご		第3編2-3-27羽口工
		ふとんかご		〃
第10節 水制工	1-10-3 沈床工			第3編2-3-18沈床工
	1-10-4 捨石工			第3編2-3-19捨石工
	1-10-5 かご工	じゃかご		第3編2-3-27羽口工
		ふとんかご		〃
	1-10-8 杭出し水制工			
第11節 付帯道路工	1-11-3 路側防護柵工			第3編2-3-8路側防護柵工
	1-11-5 アスファルト舗装工			第3編2-6-7アスファルト舗装工
	1-11-6 コンクリート舗装工			第3編2-6-12コンクリート舗装工
	1-11-7 薄層カラー舗装工			第3編2-6-13薄層カラー舗装工
	1-11-8 ブロック舗装工			第3編2-6-14ブロック舗装工
	1-11-9 側溝工			第3編2-3-29側溝工
	1-11-10集水樹工			第3編2-3-30集水樹工
	1-11-11縁石工			第3編2-3-5縁石工
	1-11-12区画線工			第3編2-3-9区画線工
第12節 付帯道路施設工	1-12-3 道路付属物工			第3編2-3-10道路付属物工
	1-12-4 標識工			第3編2-3-6小型標識工
第13節 光ケーブル配管工	1-13-3 配管工			
	1-13-4 ハンドホール工			
第2章 浚渫（川）				
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	2-3-2 浚渫船運転工（民船・官船）			第3編2-16-3浚渫船運転工
第4節 浚渫工（グラブ浚渫船）	2-4-2 浚渫船運転工			〃
第5節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	2-5-2 浚渫船運転工	1		〃
		2	〃（面管理の場合）	〃

【第6編 河川編】

章、節	章－節－条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第3章 樋門・樋管				
第3節 軽量盛土工	3－3－2 軽量盛土工			第1編2－4－3 路体盛土工
第4節 地盤改良工	3－4－2 固結工			第3編2－7－9 固結工
第5節 樋門・樋管本体工	3－5－3 既製杭工			第3編2－4－4 既製杭工
	3－5－4 場所打杭工			第3編2－4－5 場所打杭工
	3－5－5 矢板工			第3編2－3－4 矢板工
	3－5－6 函渠工	1 本体工		
		ヒューム管		
		PC管		
		2 コルゲートパイプ		
		ダクタイル鋳鉄管		
		PC函渠		第3編2－3－28プレキャストカルバート工
	3－5－7 翼壁工			
	3－5－8 水叩工			
第6節 護床工	3－6－3 根固めブロック工			第3編2－3－17根固めブロック
	3－6－5 沈床工			第3編2－3－18沈床工
	3－6－6 捨石工			第3編2－3－19捨石工
	3－6－7 かご工	じゃかご		第3編2－3－27羽口工
		ふとんかご		〃
第7節 水路工	3－7－3 側溝工			第3編2－3－29側溝工
	3－7－4 集水榦工			第3編2－3－30集水榦工
	3－7－5 暗渠工			第3編2－3－29暗渠工
	3－7－6 樋門接続暗渠工			第3編2－3－28プレキャストカルバート工
第8節 付属物設置工	3－8－3 防止柵工			第3編2－3－7 防止柵工
	3－8－7 階段工			第3編2－3－22階段工
第4章 水門				
第3節 工場製作工	4－3－3 桁製作工			第3編2－12－3 桁製作工
	4－3－4 鋼製伸縮継手製作工			第3編2－12－5 鋼製伸縮継手製作工
	4－3－5 落橋防止装置製作工			第3編2－12－6 落橋防止装置製作工
	4－3－6 鋼製排水管製作工			第3編2－12－10 鋼製排水管製作工
	4－3－7 橋梁用防護柵製作工			第3編2－12－7 橋梁用防護柵製作工
	4－3－9 仮設材製作工			第3編2－12－1 仮設材製作工
	4－3－10 工場塗装工			第3編2－12－11 工場塗装工
第5節 軽量盛土工	4－5－2 軽量盛土工			第1編2－4－3 路体盛土工
第6節 水門本体工	4－6－4 既製杭工			第3編2－4－4 既製杭工
	4－6－5 場所打杭工			第3編2－4－5 場所打杭工
	4－6－6 矢板工（遮水矢板）			第3編2－3－4 矢板工
	4－6－7 床版工			
	4－6－8 堰柱工			
	4－6－9 門柱工			
	4－6－10 ゲート操作台工			
	4－6－11 胸壁工			
	4－6－12 翼壁工			第6編3－5－7 翼壁工
	4－6－13 水叩工			第6編3－5－8 水叩工
第7節 護床工	4－7－3 根固めブロック工			第3編2－3－17根固めブロック工
	4－7－5 沈床工			第3編2－3－18沈床工
	4－7－6 捨石工			第3編2－3－19捨石工
	4－7－7 かご工	じゃかご		第3編2－3－27羽口工
		ふとんかご		〃
第8節 付属物設置工	4－8－3 防止柵工			第3編2－3－7 防止柵工
	4－8－8 階段工			第3編2－3－22階段工
第9節 鋼管理橋上部工	4－9－4 架設工（クレーン架設）			第3編2－13 架設工（鋼橋）
	4－9－5 架設工（ケーブルクレーン架設）			〃
	4－9－6 架設工（ケーブルエレクション架設）			〃
	4－9－7 架設工（架設桁架設）			〃
	4－9－8 架設工（送出し架設）			〃
	4－9－9 架設工（トラベラークレーン架設）			〃
	4－9－10 支承工			第10編4－5－10 支承工

【第6編 河川編】

章、節	章―節―条 (工種)	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第10節 橋梁現場塗装工	4-10-2 現場塗装工			第3編2-3-31現場塗装工
第11節 床版工	4-11-2 床版工			第3編2-18-2 床版工
第12節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	4-12-2 伸縮装置工			第3編2-3-24伸縮装置工
	4-12-4 地覆工			第10編4-8-5 地覆工
	4-12-5 橋梁用防護柵工			第10編4-8-6 橋梁用防護柵工
	4-12-6 橋梁用高欄工			第10編4-8-7 橋梁用高欄工
	4-12-7 検査路工			第10編4-8-8 検査路工
第14節 コンクリート管理橋 上部工 (P C 橋)	4-14-2 プレテンション桁製作工 (購入工)			第3編2-3-12プレテンション桁製作工 (購入工)
	4-14-3 ポストテンション桁製作工			第3編2-3-13ポストテンション桁製作工
	4-14-4 プレキャストセグメント 製作工 (購入工)			第3編2-3-13プレキャストセグメント製作工 (購入工)
	4-14-5 プレキャストセグメント 主桁組立工			第3編2-3-14プレキャストセグメント 主桁組立工
	4-14-6 支承工			第10編4-5-10 支承工
	4-14-7 架設工 (クレーン架設)			第3編2-13 架設工 (コンクリート橋)
	4-14-8 架設工 (架設桁架設)			//
	4-14-9 床版・横組工			第3編2-18-2 床版工
第15節 コンクリート管理橋 上部工 (P C 橋ホロースラブ橋)	4-14-10 落橋防止装置工			第10編4-8-3 落橋防止装置工
	4-15-3 支承工			第10編4-5-10 支承工
	4-15-4 落橋防止装置工			第10編4-8-3 落橋防止装置工
第16節 橋梁付属物工 (コンクリート管理橋)	4-15-5 P C ホロースラブ製作工			第3編2-3-15 P C ホロースラブ製作工
	4-16-2 伸縮装置工			第3編2-3-24伸縮装置工
	4-16-4 地覆工			第10編4-8-5 地覆工
	4-16-5 橋梁用防護柵工			第10編4-8-6 橋梁用防護柵工
	4-16-6 橋梁用高欄工			第10編4-8-7 橋梁用高欄工
第18節 舗装工	4-16-7 検査路工			第10編4-8-8 検査路工
	4-18-5 アスファルト舗装工			第3編2-6-7 アスファルト舗装工
	4-18-6 半たわみ性舗装工			第3編2-6-8 半たわみ性舗装工
	4-18-7 排水性舗装工			第3編2-6-9 排水性舗装工
	4-18-8 透水性舗装工			第3編2-6-10 透水性舗装工
	4-18-9 グースアスファルト舗装工			第3編2-6-11 グースアスファルト舗装工
	4-18-10 コンクリート舗装工			第3編2-6-12 コンクリート舗装工
	4-18-11 薄層カラー舗装工			第3編2-6-13 薄層カラー舗装工
第5章 堰	4-18-12 ブロック舗装工			第3編2-6-14 ブロック舗装工
第5章 堰				
第3節 工場製作工	5-3-3 刃口金物製作工			第3編2-12-1 刃口金物製作工
	5-3-4 桁製作工			第3編2-12-3 桁製作工
	5-3-5 検査路製作工			第3編2-12-4 検査路製作工
	5-3-6 鋼製伸縮継手製作工			第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工
	5-3-7 落橋防止装置製作工			第3編2-12-6 落橋防止装置製作工
	5-3-8 鋼製排水管製作工			第3編2-12-10 鋼製排水管製作工
	5-3-9 プレブーム用桁製作工			第3編2-12-9 プレブーム用桁製作工
	5-3-10 橋梁用防護柵製作工			第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工
	5-3-12 アンカーフレーム製作工			第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工
	5-3-13 仮設材製作工			第3編2-12-1 仮設材製作工
	5-3-14 工場塗装工			第3編2-12-11 工場塗装工
第5節 軽量盛土工	5-5-2 軽量盛土工			第1編2-4-3 路体盛土工
第6節 可動堰本体工	5-6-3 既製杭工			第3編2-4-4 既製杭工
	5-6-4 場所打杭工			第3編2-4-5 場所打杭工
	5-6-5 オープンケーソン基礎工			第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工
	5-6-6 ニューマチックケーソン 基礎工			第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工
	5-6-7 矢板工			第3編2-3-4 矢板工
	5-6-8 床版工			第6編4-6-7 床版工
	5-6-9 堰柱工			第6編4-6-8 堰柱工
	5-6-10 門柱工			第6編4-6-9 門柱工
	5-6-11 ゲート操作台工			第6編4-6-10 ゲート操作台工
	5-6-12 水叩工			第6編3-5-8 水叩工
	5-6-13 閘門工			
	5-6-14 土砂吐工			
	5-6-15 取付擁壁工			第3編2-15-1 場所打擁壁工

【第6編 河川編】

章、節	章－節－条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第7節 固定堰本体工	5－7－3 既製杭工			第3編2－4－4 既製杭工
	5－7－4 場所打杭工			第3編2－4－5 場所打杭工
	5－7－5 オープンケーソン基礎工			第3編2－4－7 オープンケーソン基礎工
	5－7－6 ニューマチックケーソン基礎工			第3編2－4－8 ニューマチックケーソン基礎工
	5－7－7 矢板工			第3編2－3－4 矢板工
	5－7－8 堰本体工			
	5－7－9 水叩工			
	5－7－10 土砂吐工			
	5－7－11 取付擁壁工			第3編2－15－1 場所打擁壁工
第8節 魚道工	5－8－3 魚道本体工			
第9節 管理橋下部工	5－9－2 管理橋橋台工			
第10節 鋼管理橋上部工	5－10－4 架設工（クレーン架設）			第3編2－13 架設工（鋼橋）
	5－10－5 架設工（ケーブルクレーン架設）			〃
	5－10－6 架設工（ケーブルエレクトリオン架設）			〃
	5－10－7 架設工（架設桁架設）			〃
	5－10－8 架設工（送出し架設）			〃
	5－10－9 架設工（トラベラークレーン架設）			〃
	5－10－10 支承工			第10編4－5－10 支承工
第11節 橋梁現場塗装工	5－11－2 現場塗装工			第3編2－3－31 現場塗装工
第12節 床版工	5－12－2 床版工			第3編2－18－2 床版工
第13節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	5－13－2 伸縮装置工			第3編2－3－24 伸縮装置工
	5－13－4 地覆工			第10編4－8－5 地覆工
	5－13－5 橋梁用防護柵工			第10編4－8－6 橋梁用防護柵工
	5－13－6 橋梁用高欄工			第10編4－8－7 橋梁用高欄工
	5－13－7 検査路工			第10編4－8－8 検査路工
第15節 コンクリート管理橋上部工（P C橋）	5－15－2 プレテンション桁製作工（購入工）			第3編2－3－12 プレテンション桁製作工（購入工）
	5－15－3 ポストテンション桁製作工			第3編2－3－13 ポストテンション桁製作工
	5－15－4 プレキャストセグメント製作工（購入工）			第3編2－3－13 プレキャストセグメント製作工（購入工）
	5－15－5 プレキャストセグメント主桁組立工			第3編2－3－14 プレキャストセグメント主桁組立工
	5－15－6 支承工			第10編4－5－10 支承工
	5－15－7 架設工（クレーン架設）			第3編2－13 架設工（コンクリート橋）
	5－15－8 架設工（架設桁架設）			〃
	5－15－9 床版・横組工			第3編2－18－2 床版工
	5－15－10 落橋防止装置工			第10編4－8－3 落橋防止装置工
第16節 コンクリート管理橋上部工（P C橋ホロースラブ橋）	5－16－3 支承工			第10編4－5－10 支承工
	5－16－4 落橋防止装置工			第10編4－8－3 落橋防止装置工
	5－16－5 P Cホロースラブ製作工			第3編2－3－15 P Cホロースラブ製作工
第17節 コンクリート管理橋上部工（P C箱桁橋）	5－17－3 支承工			第10編4－5－10 支承工
	5－17－4 P C箱桁製作工			第3編2－3－16 P C箱桁製作工
	5－17－5 落橋防止装置工			第10編4－8－3 落橋防止装置工
第18節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	5－18－2 伸縮装置工			第3編2－3－24 伸縮装置工
	5－18－4 地覆工			第10編4－8－5 地覆工
	5－18－5 橋梁用防護柵工			第10編4－8－6 橋梁用防護柵工
	5－18－6 橋梁用高欄工			第10編4－8－7 橋梁用高欄工
	5－18－7 検査路工			第10編4－8－8 検査路工
第20節 付属物設置工	5－20－3 防止柵工			第3編2－3－7 防止柵工
	5－20－7 階段工			第3編2－3－22 階段工
第6章 排水機場				
第3節 軽量盛土工	6－3－2 軽量盛土工			第1編2－4－3 路体盛土工
第4節 機場本体工	6－4－3 既製杭工			第3編2－4－4 既製杭工
	6－4－4 場所打杭工			第3編2－4－5 場所打杭工
	6－4－5 矢板工			第3編2－3－4 矢板工
	6－4－6 本体工			
	6－4－7 燃料貯油槽工			

【第6編 河川編】

章、節	章－節－条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第5節 沈砂池工	6－5－3既製杭工			第3編2－4－4既製杭工
	6－5－4場所打杭工			第3編2－4－5場所打杭工
	6－5－5矢板工			第3編2－3－4矢板工
	6－5－6場所打擁壁工			第3編2－15－1場所打擁壁工
	6－5－7コンクリート床版工			
	6－5－8ブロック床版工			第3編2－3－17根固めブロック工
	6－5－9場所打水路工			第3編2－3－29場所打水路工
第6節 吐出水槽工	6－6－3既製杭工			第3編2－4－4既製杭工
	6－6－4場所打杭工			第3編2－4－5場所打杭工
	6－6－5矢板工			第3編2－3－4矢板工
	6－6－6本体工			第6編6－4－6本体工
第7章 床止め・床固め				
第3節 軽量盛土工	7－3－2 軽量盛土工			第1編2－4－3路体盛土工
第4節 床止め工	7－4－4 既製杭工			第3編2－4－4 既製杭工
	7－4－5 矢板工			第3編2－3－4 矢板工
	7－4－6 本体工	床固め本体工		
		植石張り		第3編2－5－5 石積（張）工
		根固めブロック		第3編2－3－17根固めブロック工
	7－4－7 取付擁壁工			第3編2－15－1 場所打擁壁工
	7－4－8 水叩工	水叩工		
巨石張り			第3編2－3－26多自然型護岸工	
根固めブロック			第3編2－3－17根固めブロック工	
第5節 床固め工	7－5－4 本堤工			第6編7－4－6 本体工
	7－5－5 垂直壁工			〃
	7－5－6 側壁工			
	7－5－7 水叩工			第6編7－4－8 水叩工
第6節 山留擁壁工	7－6－3 コンクリート擁壁工			第3編2－15－1 場所打擁壁工
	7－6－4 ブロック積擁壁工			第3編2－5－3 コンクリートブロック工
	7－6－5 石積擁壁工			第3編2－5－5 石積（張）工
	7－6－6 山留擁壁基礎工			第3編2－4－3 基礎工（護岸）
第8章 河川維持				
第7節 路面補修工	8－7－3 不陸整正工			第1編2－3－6 堤防天端工
	8－7－4 コンクリート舗装補修工			第3編2－6－12コンクリート舗装工
	8－7－5 アスファルト舗装補修工			第3編2－6－7 アスファルト舗装工
第8節 付属物復旧工	8－8－2 付属物復旧工			第3編2－3－8 路側防護柵工
第9節 付属物設置工	8－9－3 防護柵工			第3編2－3－7 防止柵工
	8－9－5 付属物設置工			第3編2－3－10道路付属物工
第10節 光ケーブル配管工	8－10－3 配管工			第6編1－13－3 配管工
	8－10－4 ハンドホール工			第6編1－13－4 ハンドホール工
第12節 植栽維持工	8－12－3 樹木・芝生管理工			第3編2－14－2 植生工
第9章 河川修繕				
第3節 軽量盛土工	9－3－2 軽量盛土工			第1編2－4－3路体盛土工
第4節 腹付工	9－4－2 覆土工			第1編2－3－5法面整形工
	9－4－3 植生工			第3編2－14－2植生工
第5節 側帯工	9－5－2 縁切工	じゃかご工		第3編2－3－27羽口工
		連節ブロック張り		第3編2－5－3コンクリートブロック工（連節ブロック張り）
		コンクリートブロック張り		第3編2－5－3コンクリートブロック工
		石張り		第3編2－5－5石積（張）工
	9－5－3 植生工			第3編2－14－2植生工
第6節 堤脚保護工	9－6－3 石積工			第3編2－5－5石積（張）工
	9－6－4 コンクリートブロック工			第3編2－5－3コンクリートブロック工
第7節 管理用通路工	9－7－2 防護柵工			第3編2－3－7 防止柵工
	9－7－4 路面切削工			第3編2－6－15路面切削工
	9－7－5 舗装打換え工			第3編2－6－16舗装打換え工
	9－7－6 オーバーレイ工			第3編2－6－17オーバーレイ工
	9－7－7 排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠		第3編2－3－29側溝工
	9－7－8 道路付属物工	集水樹工		第3編2－3－30集水樹工
		歩車道境界ブロック		第3編2－3－5縁石工
第8節 現場塗装工	9－8－3 付属物塗装工			第3編2－3－31現場塗装工
	9－8－4 コンクリート面塗装工			第3編2－3－11コンクリート面塗装工

【第7編 河川海岸編】

章、節	章－節－条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第1章 堤防・護岸				
第3節 軽量盛土工	1－3－2 軽量盛土工			第1編2－4－3 路体盛土工
第4節 地盤改良工	1－4－2 表層安定処理工			第3編2－7－4 表層安定処理工
	1－4－3 パイルネット工			第3編2－7－5 パイルネット工
	1－4－4 バーチカルドレーン工			第3編2－7－7 バーチカルドレーン工
	1－4－5 締固め改良工			第3編2－7－8 締固め改良工
	1－4－6 固結工			第3編2－7－9 固結工
第5節 護岸基礎工	1－5－4 捨石工			第3編2－3－19 捨石工
	1－5－5 場所打コンクリート工			
	1－5－6 海岸コンクリートブロック工			
	1－5－7 笠コンクリート工			第3編2－4－3 基礎工（護岸）
	1－5－8 基礎工			〃
	1－5－9 矢板工			第3編2－3－4 矢板工
第6節 護岸工	1－6－3 石積（張）工			第3編2－5－5 石積（張）工
	1－6－4 海岸コンクリートブロック工			
	1－6－5 コンクリート被覆工			
第7節 擁壁工	1－7－3 場所打擁壁工			第3編2－15－1 場所打擁壁工
第8節 天端被覆工	1－8－2 コンクリート被覆工			
第9節 波返工	1－9－3 波返工			
第10節 裏法被覆工	1－10－2 石積（張）工			第3編2－5－5 石積（張）工
	1－10－3 コンクリートブロック工			第3編2－5－3 コンクリートブロック工
	1－10－4 コンクリート被覆工			第7編1－6－5 コンクリート被覆工
	1－10－5 法枠工			第3編2－14－4 法枠工
第11節 カルバート工	1－11－3 プレキャストカルバート工			第3編2－3－28 プレキャストカルバート工
第12節 排水構造物工	1－12－3 側溝工			第3編2－3－29 側溝工
	1－12－4 集水樹工			第3編2－3－30 集水樹工
	1－12－5 管渠工	プレキャストパイプ		第3編2－3－29 暗渠工
		プレキャストボックス		〃
		コルゲートパイプ		〃
		ダクタイル鋳鉄管		〃
	1－12－6 場所打水路工			第3編2－3－29 場所打水路工
第13節 付属物設置工	1－13－3 防止柵工			第3編2－3－7 防止柵工
	1－13－6 階段工			第3編2－3－22 階段工
第14節 付帯道路工	1－14－3 路側防護柵工			第3編2－3－8 路側防護柵工
	1－14－5 アスファルト舗装工			第3編2－6－7 アスファルト舗装工
	1－14－6 コンクリート舗装工			第3編2－6－12 コンクリート舗装工
	1－14－7 薄層カラー舗装工			第3編2－6－13 薄層カラー舗装工
	1－14－8 側溝工			第3編2－3－29 側溝工
	1－14－9 集水樹工			第3編2－3－30 集水樹工
	1－14－10 縁石工			第3編2－3－5 縁石工
	1－14－11 区画線工			第3編2－3－9 区画線工
第15節 付帯道路施設工	1－15－3 道路付属物工			第3編2－3－10 道路付属物工
	1－15－4 小型標識工			第3編2－3－6 小型標識工

【第7編 河川海岸編】

章、節	章－節－条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第2章 突堤・人工岬				
第3節 軽量盛土工	2－3－2 軽量盛土工			第1編2－4－3 路体盛土工
第4節 突堤基礎工	2－4－4 捨石工			
	2－4－5 吸出し防止工			
第5節 突堤本体工	2－5－2 捨石工			
	2－5－5 海岸コンクリートブロック工			
	2－5－6 既製杭工			第3編2－4－4 既製杭工
	2－5－7 詰杭工			〃
	2－5－8 矢板工			第3編2－3－4 矢板工
	2－5－9 石砕工			
	2－5－10 場所打コンクリート工			
	2－5－11 ケーソン工	1	ケーソン工製作	
		2	ケーソン工据付	
		3	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)	
	2－5－12 セルラー工	1	セルラー工製作	
		2	セルラー工据付	
		3	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)	
第6節 根固め工	2－6－2 捨石工			
	2－6－3 根固めブロック工			
第7節 消波工	2－7－2 捨石工			第3編2－3－19 捨石工
	2－7－3 消波ブロック工			
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）				
第3節 海域堤基礎工	3－3－3 捨石工			
	3－3－4 吸出し防止工			第7編2－4－5 吸出し防止工
第4節 海域堤本体工	3－4－2 捨石工			第3編2－3－19 捨石工
	3－4－3 海岸コンクリートブロック工			第7編2－5－5 海岸コンクリートブロック工
	3－4－4 ケーソン工			第7編2－5－11 ケーソン工
	3－4－5 セルラー工			第7編2－5－12 セルラー工
	3－4－6 場所打コンクリート工			第7編2－5－10 場所打ちコンクリート工
第4章 浚渫（海岸）				
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	4－3－2 浚渫船運転工			第3編2－16－3 浚渫船運転工
第4節 浚渫工（グラブ船）	4－4－2 浚渫船運転工			〃
第5章 養浜				
第3節 軽量盛土工	5－3－2 軽量盛土工			第1編2－4－3 路体盛土工
第4節 砂止工	5－4－2 根固めブロック工			第7編2－6－3 根固めブロック工

【第8編 砂防編】

章、節	章一節一条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第1章 砂防堰堤				
第3節 工場製作工	1-3-3 鋼製堰堤製作工			第3編2-12-3-3 桁製作工 (鋼製えん堤製作工(仮組立時))
	1-3-4 鋼製堰堤仮設材製作工			
	1-3-5 工場塗装工			第3編2-12-11 工場塗装工
第5節 軽量盛土工	1-5-2 軽量盛土工			第1編2-4-3 路体盛土工
第6節 法面工	1-6-2 植生工			第3編2-14-2 植生工
	1-6-3 法面吹付工			第3編2-14-3 吹付工
	1-6-4 法枠工			第3編2-14-4 法枠工
	1-6-6 アンカー工			第3編2-14-6 アンカー工
	1-6-7 かご工	じゃかご		第3編2-3-27 羽口工
		ふとんかご		〃
第8節 コンクリート堰堤工	1-8-4 コンクリート堰堤本体工			
	1-8-5 コンクリート副堰堤工			第8編1-8-4 コンクリート堰堤本体工
	1-8-6 コンクリート側壁工			
	1-8-8 水叩工			
第9節 鋼製堰堤工	1-9-5 鋼製堰堤本体工	1 不透過型		
		2 透過型		
	1-9-6 鋼製側壁工			
	1-9-7 コンクリート側壁工			第8編1-8-6 コンクリート側壁工
	1-9-9 水叩工			第8編1-8-8 水叩工
	1-9-10 現場塗装工			第3編2-3-31 現場塗装工
第10節 護床工・根固め工	1-10-4 根固めブロック工			第3編2-3-17 根固めブロック
	1-10-6 沈床工			第3編2-3-18 沈床工
	1-10-7 かご工	じゃかご		第3編2-3-27 羽口工
		ふとんかご		〃
第11節 砂防堰堤付属物設置工	1-11-3 防止柵工			第3編2-3-7 防止柵工
第12節 付帯道路工	1-12-3 路側防護柵工			第3編2-3-8 路側防護柵工
	1-12-5 アスファルト舗装工			第3編2-6-7 アスファルト舗装工
	1-12-6 コンクリート舗装工			第3編2-6-12 コンクリート舗装工
	1-12-7 薄層カラー舗装工			第3編2-6-13 薄層カラー舗装工
	1-12-8 側溝工			第3編2-3-29 側溝工
	1-12-9 集水柵工			第3編2-3-30 集水柵工
	1-12-10 縁石工			第3編2-3-5 縁石工
	1-12-11 区画線工			第3編2-3-9 区画線工
第13節 付帯道路施設工	1-13-3 道路付属物工			第3編2-3-10 道路付属物工
	1-13-4 小型標識工			第3編2-3-6 小型標識工
第2章 流路				
第3節 軽量盛土工	2-3-2 軽量盛土工			第1編2-4-3 路体盛土工
第4節 流路護岸工	2-4-4 基礎工（護岸）			第3編2-4-3 基礎工（護岸）
	2-4-5 コンクリート擁壁工			第3編2-15-1 場所打擁壁工
	2-4-6 ブロック積擁壁工			第3編2-5-3 コンクリートブロック工
	2-4-7 石積擁壁工			第3編2-5-5 石積（張）工
	2-4-8 護岸付属物工			第6編1-7-4 護岸付属物工
	2-4-9 植生工			第3編2-14-2 植生工
第5節 床固め工	2-5-4 床固め本体工			第8編1-8-4 コンクリート堰堤本体工
	2-5-5 垂直壁工			〃
	2-5-6 側壁工			第8編1-8-6 コンクリート側壁工
	2-5-7 水叩工			第8編1-8-8 水叩工
	2-5-8 魚道工			
第6節 根固め・水制工	2-6-4 根固めブロック工			第3編2-3-17 根固めブロック工
	2-6-6 捨石工			第3編2-3-19 捨石工
	2-6-7 かご工	じゃかご		第3編2-3-27 羽口工
		ふとんかご		〃
		かごマット		第3編2-3-26 多自然型護岸工
第7節 流路付属物設置工	2-7-2 階段工			第3編2-3-22 階段工
	2-7-3 防止柵工			第3編2-3-7 防止柵工

【第8編 砂防編】

章、節	章一節一条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第3章 斜面对策				
第3節 軽量盛土工	3-3-2 軽量盛土工			第1編2-4-3 路体盛土工
第4節 法面工	3-4-2 植生工			第3編2-14-2 植生工
	3-4-3 吹付工			第3編2-14-3 吹付工
	3-4-4 法枠工			第3編2-14-4 法枠工
	3-4-5 かご工		じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 〃
	3-4-6 アンカー工 （プレキャストコンクリート板）			第3編2-14-6 アンカー工
	3-4-7 抑止アンカー工			〃
第5節 擁壁工	3-5-3 既製杭工			第3編2-4-4 既製杭工
	3-5-4 場所打擁壁工			第3編2-15-1 場所打擁壁工
	3-5-5 プレキャスト擁壁工			第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工
	3-5-6 補強土壁工			第3編2-15-3 補強土壁工
	3-5-7 井桁ブロック工			第3編2-15-4 井桁ブロック工
	3-5-8 落石防護工			第10編1-11-5 落石防護柵工
第6節 山腹水路工	3-6-3 山腹集水路・排水路工			第3編2-3-29場所排水路工
	3-6-4 山腹明暗渠工			
	3-6-5 山腹暗渠工			第3編2-3-29暗渠工
	3-6-6 現場排水路工			第3編2-3-29場所排水路工
	3-6-7 集水柵工			第3編2-3-30集水柵工
第7節 地下水排除工	3-7-4 集排水ボーリング工			
	3-7-5 集水井工			
第8節 地下水遮断工	3-8-3 場所打擁壁工			第3編2-15-1 場所打擁壁工
	3-8-4 固結工			第3編2-7-9 固結工
	3-8-5 矢板工			第3編2-3-4 矢板工
第9節 抑止杭工	3-9-3 既製杭工			第3編2-4-4 既製杭工
	3-9-4 場所打杭工			第3編2-4-5 場所打杭工
	3-9-5 シャフト工（深礎工）			第3編2-4-6 深礎工
	3-9-6 合成杭工			

【第10編 道路編】

章、節	章－節－条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第1章 道路改良				
第3節 工場製作工	1－3－2 遮音壁支柱製作工		遮音壁支柱製作工	
			工場塗装工	第3編2－12－11工場塗装工
第4節 地盤改良工	1－4－2 路床安定処理工			第3編2－7－2 路床安定処理工
	1－4－3 置換工			第3編2－7－3 置換工
	1－4－4 サンドマット工			第3編2－7－6 サンドマット工
	1－4－5 パーチカルドレーン工			第3編2－7－7 パーチカルドレーン工
	1－4－6 締固め改良工			第3編2－7－8 締固め改良工
	1－4－7 固結工			第3編2－7－9 固結工
第5節 法面工	1－5－2 植生工			第3編2－14－2 植生工
	1－5－3 法面吹付工			第3編2－14－3 吹付工
	1－5－4 法枠工			第3編2－14－4 法枠工
	1－5－6 アンカー工			第3編2－14－6 アンカー工
	1－5－7 かご工		じゃかご	第3編2－3－27羽口工
			ふとんかご	〃
第6節 軽量盛土工	1－6－2 軽量盛土工			第1編2－4－3 路体盛土工
第7節 擁壁工	1－7－3 既製杭工			第3編2－4－4 既製杭工
	1－7－4 場所打杭工			第3編2－4－5 場所打杭工
	1－7－5 場所打擁壁工			第3編2－15－1 場所打擁壁工
	1－7－6 プレキャスト擁壁工			第3編2－15－2 プレキャスト擁壁工
	1－7－7 補強土壁工		補強土（テールアルメ）壁工法	第3編2－15－3 補強土壁工
			多数アンカー式補強土工法	〃
			ジオテキスタイルを用いた補強土工法	〃
	1－7－8 井桁ブロック工			第3編2－15－4 井桁ブロック工
第8節 石・ブロック積（張）工	1－8－3 コンクリートブロック工			第3編2－5－3 コンクリートブロック工
	1－8－4 石積（張）工			第3編2－5－5 石積（張）工
第9節 カルバート工	1－9－4 既製杭工			第3編2－4－4 既製杭工
	1－9－5 場所打杭工			第3編2－4－5 場所打杭工
	1－9－6 場所打函渠工			
	1－9－7 プレキャストカルバート工			第3編2－3－28プレキャストカルバート工
第10節 排水構造物工（小型水路工）	1－10－3 側溝工			第3編2－3－29側溝工
	1－10－4 管渠工			〃
	1－10－5 集水樹・マンホール工			第3編2－3－30集水樹工
	1－10－6 地下排水工			第3編2－3－29暗渠工
	1－10－7 場所打水路工			第3編2－3－29場所打水路工
	1－10－8 排水工（小段排水・縦排水）			第3編2－3－29側溝工
第11節 落石雪害防止工	1－11－4 落石防止網工			
	1－11－5 落石防護柵工			
第12節 遮音壁工	1－12－4 遮音壁基礎工			
	1－12－5 遮音壁本体工			
第2章 舗装				
第3節 地盤改良工	2－3－2 路床安定処理工			第3編2－7－2 路床安定処理工
	2－3－3 置換工			第3編2－7－3 置換工
第4節 舗装工	2－4－5 アスファルト舗装工			第3編2－6－7 アスファルト舗装工
	2－4－6 半たわみ性舗装工			第3編2－6－8 半たわみ性舗装工
	2－4－7 排水性舗装工			第3編2－6－9 排水性舗装工
	2－4－8 透水性舗装工			第3編2－6－10透水性舗装工
	2－4－9 グースアスファルト舗装工			第3編2－6－11グースアスファルト舗装工
	2－4－10コンクリート舗装工			第3編2－6－12コンクリート舗装工
	2－4－11薄層カラー舗装工			第3編2－6－13薄層カラー舗装工
	2－4－12ブロック舗装工			第3編2－6－14ブロック舗装工
	2－4 歩道路盤工			
	2－4 取合舗装路盤工			
	2－4 路肩舗装路盤工			
	2－4 歩道舗装工			
	2－4 取合舗装工			
	2－4 路肩舗装工			
	2－4 表層工			

【第10編 道路編】

章、節	章－節－条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第5節 排水構造物工	2－5－3 側溝工			第3編2－3－29側溝工
	2－5－4 管渠工			〃
	2－5－5 集水桝（街渠桝）・マンホール工			第3編2－3－30集水桝工
	2－5－6 地下排水工			第3編2－3－29暗渠工
	2－5－7 場所打水路工			第3編2－3－29場所打水路工
	2－5－8 排水工（小段排水・縦排水）			第3編2－3－29側溝工
	2－5－9 排水性舗装用路肩排水工			
第6節 縁石工	2－6－3 縁石工			第3編2－3－5 縁石工
第7節 踏掛版工	2－7－4 踏掛版工		コンクリート工	
			ラバーシュー	
			アンカーボルト	
第8節 防護柵工	2－8－3 路側防護柵工			第3編2－3－8 路側防護柵工
	2－8－4 防止柵工			第3編2－3－7 防止柵工
	2－8－5 ボックスビーム工			第3編2－3－8 路側防護柵工
	2－8－6 車止めポスト工			第3編2－3－7 防止柵工
第9節 標識工	2－9－3 小型標識工			第3編2－3－6 小型標識工
	2－9－4 大型標識工	1 標識基礎工 2 標識柱工		
第10節 区画線工	2－10－2 区画線工			第3編2－3－9 区画線工
第12節 道路付属施設工	2－12－4 道路付属物工			第3編2－3－10道路付属物工
	2－12－5 ケーブル配管工	1 2		
	2－12－6 照明工		照明柱基礎工	
第13節 橋梁付属物工	2－13－2 伸縮装置工			第3編2－3－24伸縮装置工
第3章 橋梁下部				
第3節 工場製作工	3－3－2 刃口金物製作工			第3編2－12－1 刃口金物製作工
	3－3－3 鋼製橋脚製作工			
	3－3－4 アンカーフレーム製作工			第3編2－12－8 アンカーフレーム製作工
	3－3－5 工場塗装工			第3編2－12－11工場塗装工
第5節 軽量盛土工	3－5－2 軽量盛土工			第1編2－4－3 路体盛土工
第6節 橋台工	3－6－3 既製杭工			第3編2－4－4 既製杭工
	3－6－4 場所打杭工			第3編2－4－5 場所打杭工
	3－6－5 深礎工			第3編2－4－6 深礎工
	3－6－6 オープンケーソン基礎工			第3編2－4－7 オープンケーソン基礎工
	3－6－7 ニューマチックケーソン基礎工			第3編2－4－8 ニューマチックケーソン基礎工
	3－6－8 橋台躯体工			
第7節 RC橋脚工	3－7－3 既製杭工			第3編2－4－4 既製杭工
	3－7－4 場所打杭工			第3編2－4－5 場所打杭工
	3－7－5 深礎工			第3編2－4－6 深礎工
	3－7－6 オープンケーソン基礎工			第3編2－4－7 オープンケーソン基礎工
	3－7－7 ニューマチックケーソン基礎工			第3編2－4－8 ニューマチックケーソン基礎工
	3－7－8 鋼管矢板基礎工			第3編2－4－9 鋼管矢板基礎工
	3－7－9 橋脚躯体工	1	張出式 重力式 半重力式	
		2	ラーメン式	
第8節 鋼製橋脚工	3－8－3 既製杭工			第3編2－4－4 既製杭工
	3－8－4 場所打杭工			第3編2－4－5 場所打杭工
	3－8－5 深礎工			第3編2－4－6 深礎工
	3－8－6 オープンケーソン基礎工			第3編2－4－7 オープンケーソン基礎工
	3－8－7 ニューマチックケーソン基礎工			第3編2－4－8 ニューマチックケーソン基礎工
	3－8－8 鋼管矢板基礎工			第3編2－4－9 鋼管矢板基礎工
	3－8－9 橋脚フーチング工	1	I型・T型	
		2	門型	
	3－8－10橋脚架設工	1	I型・T型	
		2	門型	
	3－8－11現場継手工			
	3－8－12現場塗装工			第3編2－3－31現場塗装工

【第10編 道路編】

章、節	章－節－条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第9節 護岸基礎工	3－9－3 基礎工			第3編2－4－3 基礎工（護岸）
	3－9－4 矢板工			第3編2－3－4 矢板工
第10節 矢板護岸工	3－10－3 笠コンクリート工			第3編2－4－3 基礎工（護岸）
	3－10－4 矢板工			第3編2－3－4 矢板工
第11節 法覆護岸工	3－11－2 コンクリートブロック工			第3編2－5－3 コンクリートブロック工
	3－11－3 護岸付属物工			第6編1－7－4 護岸付属物工
	3－11－4 緑化ブロック工			第3編2－5－4 緑化ブロック工
	3－11－5 環境護岸ブロック工			第3編2－5－3 コンクリートブロック工
	3－11－6 石積（張）工			第3編2－5－5 石積（張）工
	3－11－7 法枠工			第3編2－14－4 法枠工
	3－11－8 多自然型護岸工	巨石張り		第3編2－3－26多自然型護岸工
		巨石積み		〃
		かごマット		〃
	3－11－9 吹付工			第3編2－14－3 吹付工
	3－11－10植生工			第3編2－14－2 植生工
	3－11－11覆土工			第1編2－3－5 法面整形工
	3－11－12羽口工	じゃかご		第3編2－3－27羽口工
		ふとんかご		〃
		かご枠		〃
		連節ブロック張り		第3編2－5－3－2 連節ブロック張り
第12節 擁壁護岸工	3－12－3 場所打擁壁工			第3編2－15－1 場所打擁壁工
	3－12－4 プレキャスト擁壁工			第3編2－15－2 プレキャスト擁壁工
第4章 鋼橋上部				
第3節 工場製作工	4－3－3 桁製作工			第3編2－12－3 桁製作工
	4－3－4 検査路製作工			第3編2－12－4 検査路製作工
	4－3－5 鋼製伸縮継手製作工			第3編2－12－5 鋼製伸縮継手製作工
	4－3－6 落橋防止装置製作工			第3編2－12－6 落橋防止装置製作工
	4－3－7 鋼製排水管製作工			第3編2－12－10 鋼製排水管製作工
	4－3－8 橋梁用防護柵製作工			第3編2－12－7 橋梁用防護柵製作工
	4－3－9 橋梁用高欄製作工			
	4－3－10横断歩道橋製作工			第3編2－12－3 桁製作工
	4－3－12アンカーフレーム製作工			第3編2－12－8 アンカーフレーム製作工
	4－3－13工場塗装工			第3編2－12－11工場塗装工
第5節 鋼橋架設工	4－5－4 架設工（クレーン架設）			第3編2－13架設工（鋼橋）
	4－5－5 架設工 （ケーブルクレーン架設）			〃
	4－5－6 架設工 （ケーブルエレクション架設）			〃
	4－5－7 架設工（架設桁架設）			〃
	4－5－8 架設工（送出し架設）			〃
	4－5－9 架設工 （トラベラークレーン架設）			〃
	4－5－10支承工	1 鋼製支承 2 ゴム支承		
第6節 橋梁現場塗装工	4－6－3 現場塗装工			第3編2－3－31現場塗装工
第7節 床版工	4－7－2 床版工			第3編2－18－2 床版工
第8節 橋梁付属物工	4－8－2 伸縮装置工			第3編2－3－24伸縮装置工
	4－8－3 落橋防止装置			
	4－8－5 地覆工			
	4－8－6 橋梁用防護柵工			
	4－8－7 橋梁用高欄工			
	4－8－8 検査路工			
第9節 歩道橋本体工	4－9－3 既製杭工			第3編2－4－4 既製杭工
	4－9－4 場所打杭工			第3編2－4－5 場所打杭工
	4－9－5 橋脚フーチング工	I 型 T 型		第10編3－8－9 橋脚フーチング工 〃
	4－9－6 歩道橋（側道橋）架設工			第3編2－13架設工（鋼橋）
	4－9－7 現場塗装工			第3編2－3－31現場塗装工

【第10編 道路編】

章、節	章－節－条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第5章 コンクリート橋上部				
第3節 工場製作工	5－3－2 プレベーム用桁製作工			第3編2－12－9 プレベーム用桁製作工
	5－3－3 橋梁用防護柵製作工			第3編2－12－7 橋梁用防護柵製作工
	5－3－4 鋼製伸縮継手製作工			第3編2－12－5 鋼製伸縮継手製作工
	5－3－5 検査路製作工			第3編2－12－4 検査路製作工
	5－3－6 工場塗装工			第3編2－12－11 工場塗装工
第5節 PC橋工	5－5－2 プレテンション桁製作工（購入工）		けた橋	第3編2－3－12 プレテンション桁製作工（購入工）
			スラブ橋	〃
	5－5－3 ポストテンション桁製作工			第3編2－3－13 ポストテンション桁製作工
	5－5－4 プレキャストセグメント製作工（購入工）			第3編2－3－13 プレキャストセグメント製作工（購入工）
	5－5－5 プレキャストセグメント主桁組立工			第3編2－3－14 プレキャストセグメント主桁組立工
	5－5－6 支承工			第10編4－5－10 支承工
	5－5－7 架設工（クレーン架設）			第3編2－13 架設工（コンクリート橋）
	5－5－8 架設工（架設桁架設）			〃
	5－5－9 床版・横組工			第3編2－18－2 床版工
	5－5－10 落橋防止装置工			第10編4－8－3 落橋防止装置工
第6節 プレベーム桁橋工	5－6－2 プレベーム桁製作工		現場	
	5－6－3 支承工			第10編4－5－10 支承工
	5－6－4 架設工（クレーン架設）			第3編2－13 架設工（鋼橋）
	5－6－5 架設工（架設桁架設）			〃
	5－6－6 床版・横組工			第3編2－18－2 床版工
	5－6－9 落橋防止装置工			第10編4－8－3 落橋防止装置工
第7節 PCホロースラブ橋工	5－7－3 支承工			第10編4－5－10 支承工
	5－7－4 PCホロースラブ製作工			第3編2－3－15 PCホロースラブ製作工
	5－7－5 落橋防止装置工			第10編4－8－3 落橋防止装置工
第8節 RCホロースラブ橋工	5－8－3 支承工			第10編4－5－10 支承工
	5－8－4 RC場所打ホロースラブ製作工			第3編2－3－15 PCホロースラブ製作工
	5－8－5 落橋防止装置工			第10編4－8－3 落橋防止装置工
第9節 PC版桁橋工	5－9－2 PC版桁製作工			第3編2－3－15 PCホロースラブ製作工
第10節 PC箱桁橋工	5－10－3 支承工			第10編4－5－10 支承工
	5－10－4 PC箱桁製作工			第3編2－3－16 PC箱桁製作工
	5－10－5 落橋防止装置工			第10編4－8－3 落橋防止装置工
第11節 PC片持箱桁橋工	5－11－2 PC片持箱桁製作工			第3編2－3－16 PC箱桁製作工
	5－11－3 支承工			第10編4－5－10 支承工
	5－11－4 架設工（片持架設）			第3編2－13 架設工（コンクリート橋）
第12節 PC押し箱桁橋工	5－12－2 PC押し箱桁製作工			第3編2－3－16 PC押し箱桁製作工
	5－12－3 架設工（押し架設）			第3編2－13 架設工（コンクリート橋）
第13節 橋梁付属物工	5－13－2 伸縮装置工			第3編2－3－24 伸縮装置工
	5－13－4 地覆工			第10編4－8－5 地覆工
	5－13－5 橋梁用防護柵工			第10編4－8－6 橋梁用防護柵工
	5－13－6 橋梁用高欄工			第10編4－8－7 橋梁用高欄工
	5－13－7 検査路工			第10編4－8－8 検査路工
第6章 トンネル（NATM）				
第4節 支保工	6－4－3 吹付工			
	6－4－4 ロックボルト工			
第5節 覆工	6－5－3 覆工コンクリート工			
	6－5－4 側壁コンクリート工			第10編6－5－3 覆工コンクリート工
	6－5－5 床版コンクリート工			
第6節 インバート工	6－6－4 インバート本体工			
第7節 坑内付帯工	6－7－5 地下排水工			第3編2－3－29 暗渠工
第8節 坑門工	6－8－4 坑門本体工			
	6－8－5 明り巻工			

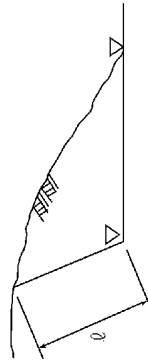
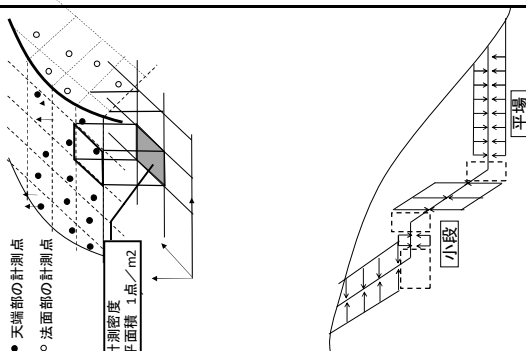
【第10編 道路編】

章、節	章－節－条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第11章 共同溝				
第3節 工場製作工	11－3－3 工場塗装工			第3編2－12－11 工場塗装工
第6節 現場打構築工	11－6－2 現場打躯体工			
	11－6－4 カラー継手工			
	11－6－5 防水工	1	防水	
		2	防水保護工	
		3	防水壁	
第7節 プレキャスト構築工	11－7－2 プレキャスト躯体工			
第12章 電線共同溝				
第5節 電線共同溝工	12－5－2 管路工		管路部	
	12－5－3 プレキャストボックス工		特殊部	
	12－5－4 現場打ちボックス工（特殊部）		特殊部	第10編11－6－2 現場打躯体工
	12－6－2 ハンドホール工			
第13章 情報ボックス工				
第3節 情報ボックス工	13－3－4 管路工		管路部	第10編12－5－2 管路工（管路部）
第4節 付帯設備工	13－4－2 ハンドホール工			第10編12－6－2 ハンドホール工
第14章 道路維持				
第4節 舗装工	14－4－3 路面切削工			第3編2－6－15 路面切削工
	14－4－4 舗装打換え工			第3編2－6－16 舗装打換え工
	14－4－5 切削オーバーレイ工	1		
		2	〃（面管理の場合）	
	14－4－6 オーバーレイ工			第3編2－6－17 オーバーレイ工
	14－4－7 路上再生工			
	14－4－8 薄層カラー舗装工			第3編2－6－13 薄層カラー舗装工
第5節 排水構造物工	14－5－3 側溝工			第3編2－3－29 側溝工
	14－5－4 管渠工			〃
	14－5－5 集水桝・マンホール工			第3編2－3－30 集水桝工
	14－5－6 地下排水工			第3編2－3－29 暗渠工
	14－5－7 場所打水路工			第3編2－3－29 場所打水路工
	14－5－8 排水工			第3編2－3－29 側溝工
第6節 防護柵工	14－6－3 路側防護柵工			第3編2－3－8 路側防護柵工
	14－6－4 防止柵工			第3編2－3－7 防止柵工
	14－6－5 ボックスビーム工			第3編2－3－8 路側防護柵工
	14－6－6 車止めポスト工			第3編2－3－7 防止柵工
第7節 標識工	14－7－3 小型標識工			第3編2－3－6 小型標識工
	14－7－4 大型標識工			第10編2－9－4 大型標識工
第8節 道路付属施設工	14－8－4 道路付属物工			第3編2－3－10 道路付属物工
	14－8－5 ケーブル配管工			第10編2－12－5 ケーブル配管工
	14－8－6 照明工			第10編2－12－6 照明工
第9節 軽量盛土工	14－9－2 軽量盛土工			第1編2－4－3 路体盛土工
第10節 擁壁工	14－10－3 場所打擁壁工			第3編2－15－1 場所打擁壁工
	14－10－4 プレキャスト擁壁工			第3編2－15－2 プレキャスト擁壁工
第11節 石・ブロック積（張）工	14－11－3 コンクリートブロック工			第3編2－5－3 コンクリートブロック工
	14－11－4 石積（張）工			第3編2－5－5 石積（張）工
第12節 カルバート工	14－12－4 場所打函渠工			第10編1－9－6 場所打函渠工
	14－12－5 プレキャストカルバート工			第3編2－3－28 プレキャストカルバート工
第13節 法面工	14－13－2 植生工			第3編2－14－2 植生工
	14－13－3 法面吹付工			第3編2－14－3 吹付工
	14－13－4 法枠工			第3編2－14－4 法枠工
	14－13－6 アンカー工			第3編2－14－6 アンカー工
	14－13－7 かご工		じゃかご	第3編2－3－27 羽口工
			ふとんかご	〃
第15節 橋梁付属物工	14－15－2 伸縮継手工			第3編2－3－24 伸縮装置工
	14－15－4 地覆工			第10編4－8－5 地覆工
	14－15－5 橋梁用防護柵工			第10編4－8－6 橋梁用防護柵工
	14－15－6 橋梁用高欄工			第10編4－8－7 橋梁用高欄工
	14－15－7 検査路工			第10編4－8－8 検査路工
第17節 現場塗装工	14－17－6 コンクリート面塗装工			第3編2－3－11 コンクリート面塗装工

【第10編 道路編】

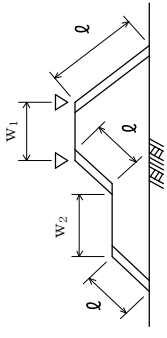
章、節	章－節－条（工種）	枝番	種別	準用する出来形管理基準
第16章 道路修繕				
第3節 工場製作工	16－3－4 桁補強材製作工			
	16－3－5 落橋防止装置製作工			第3編2－12－6 落橋防止装置製作工
第5節 舗装工	16－5－3 路面切削工			第3編2－6－15路面切削工
	16－5－4 舗装打換え工			第3編2－6－16舗装打換え工
	16－5－5 切削オーバーレイ工			第10編14－4－5 切削オーバーレイ工
	16－5－6 オーバーレイ工			第3編2－6－17オーバーレイ工
	16－5－7 路上再生工			第10編14－4－7 路上再生工
	16－5－8 薄層カラー舗装工			第3編2－6－13薄層カラー舗装工
第6節 排水構造物工	16－6－3 側溝工			第3編2－3－29側溝工
	16－6－4 管渠工			〃
	16－6－5 集水橋・マンホール工			第3編2－3－30集水樹工
	16－6－6 地下排水工			第3編2－3－29暗渠工
	16－6－7 場所打水路工			第3編2－3－29場所打水路工
	16－6－8 排水工			第3編2－3－29側溝工
第7節 緑石工	16－7－3 緑石工			第3編2－3－5 緑石工
第8節 防護柵工	16－8－3 路側防護柵工			第3編2－3－8 路側防護柵工
	16－8－4 防止柵工			第3編2－3－7 防止柵工
	16－8－5 ボックスビーム工			第3編2－3－8 路側防護柵工
	16－8－6 車止めポスト工			第3編2－3－7 防止柵工
第9節 標識工	16－9－3 小型標識工			第3編2－3－6 小型標識工
	16－9－4 大型標識工			第10編2－9－4 大型標識工
第10節 区画線工	16－10－2 区画線工			第3編2－3－9 区画線工
第12節 道路付属施設工	16－12－4 道路付属物工			第3編2－3－10道路付属物工
	16－12－5 ケーブル配管工			第10編2－12－5 ケーブル配管工
	16－12－6 照明工			第10編2－12－6 照明工
第13節 軽量盛土工	16－13－2 軽量盛土工			第1編2－4－3 路体盛土工
第14節 擁壁工	16－14－3 場所打擁壁工			第3編2－15－1 場所打擁壁工
	16－14－4 プレキャスト擁壁工			第3編2－15－2 プレキャスト擁壁工
第15節 石・ブロック積（張）工	16－15－3 コンクリートブロック工			第3編2－5－3 コンクリートブロック工
	16－15－4 石積（張）工			第3編2－5－5 石積（張）工
第16節 カルバート工	16－16－4 場所打函渠工			第10編1－9－6 場所打函渠工
	16－16－5 プレキャストカルバート工			第3編2－3－28プレキャストカルバート工
第17節 法面工	16－17－2 植生工			第3編2－14－2 植生工
	16－17－3 法面吹付工			第3編2－14－3 吹付工
	16－17－4 法枠工			第3編2－14－4 法枠工
	16－17－6 アンカー工			第3編2－14－6 アンカー工
	16－17－7 かご工		じゃかご ふとんかご	第3編2－3－27羽口工
				〃
第18節 落石雪害防止工	18－18－4 落石防止網工			第10編1－11－4 落石防止網工
	18－18－5 落石防護柵工			第10編1－11－5 落石防護柵工
第20節 鋼桁工	16－20－3 鋼桁補強工			第10編16－3－4 桁補強材製作工
第21節 橋梁支承工	16－21－3 鋼橋支承工			第10編4－5－10支承工
	16－21－4 P C 橋支承工			〃
第22節 橋梁付属物工	16－22－3 伸縮継手工			第3編2－3－24伸縮装置工
	16－22－4 落橋防止装置工			第10編4－8－3 落橋防止装置工
	16－22－6 地覆工			第10編4－8－5 地覆工
	16－22－7 橋梁用防護柵工			第10編4－8－6 橋梁用防護柵工
	16－22－8 橋梁用高欄工			第10編4－8－7 橋梁用高欄工
	16－22－9 検査路工			第10編4－8－8 検査路工
第25節 現場塗装工	16－25－3 橋梁塗装工			第3編2－3－31現場塗装工
	16－25－6 コンクリート面塗装工			第3編2－3－11コンクリート面塗装工

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

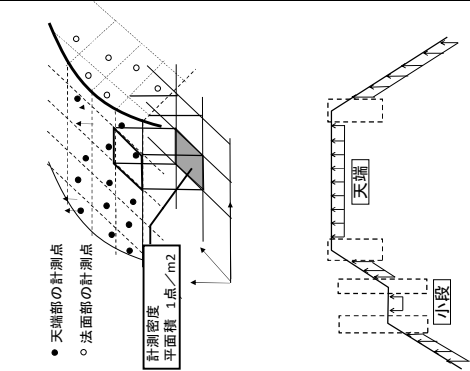
2-5「本表」出来形管理基準及び規格値							単位：mm				
編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1	2	3	2	1	掘削工		基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、掘削部の両端で測定。		1-2-3-2
				2	掘削工 (面管理の場合)			個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測制度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面の標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	1-2-3-2
								平均値			
								±50			
								±70			
							±150				
							±160				
							±330				

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面の標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。		1-2-3-2
						平場	±50	±300			
						法面 (小段含む)	±70	±300			
			3	1	盛土工	基準高▽	—50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法面で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法面で測定。		1-2-3-3
						法長ℓ	—100				
						幅 w ₁ , w ₂	法長—2%				
							—100				

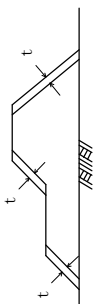
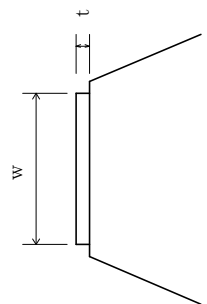
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

編 章 節 条 枝番					工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	(面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≧勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの						

単位：mm

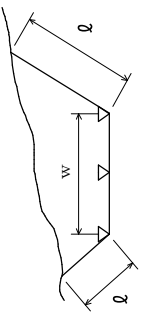
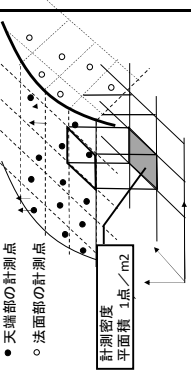
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 補強土（テールアル メ）壁工法 多数アンカー式補強土 工法 ジオテキスタイルを用 いた補強土工法	基準高▽	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4
						厚さ t	－50			
						控え長さ	設計値以上			
			5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※－30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5
			6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
						t ≥ 15cm	－50			
						幅 w	－100			

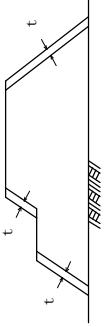
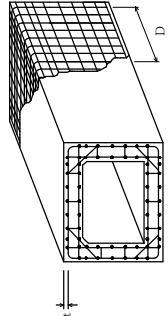
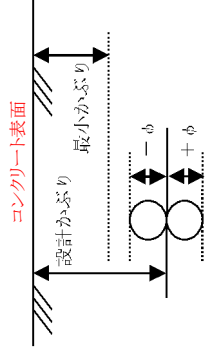
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工		基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		1-2-4-2
							法長 l	$l < 5m$	—200		
								$l \geq 5m$	法長—4%		
							幅 w	—100	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
				2	掘削工 （面管理の場合）				1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面の標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する		1-2-4-2

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)		厚さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て		平均間隔 d かぶり t	±φ 設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n 本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編 2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	  ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	1-3-7-4

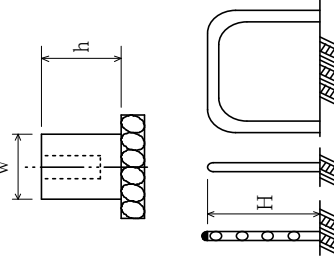
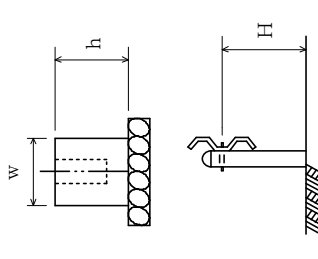
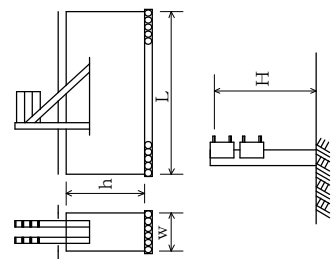
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	4		矢板工 〔指定仮設・任意仮設は除く〕 鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 広幅鋼矢板 可とう鋼矢板		基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合）は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合）は25m）につき1ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-3-4
							根入長	設計値以上			
							変位 $\varnothing$	100			
3	2	3	5		縁石工 縁石・アスカーブ		延長L	－200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5
3	2	3	6		小型標識工		設置高さH	設計値以上	1ヶ所／1基		3-2-3-6
							基礎	幅w (D)	基礎1基毎 －30		
								高さh	－30		
								根入長	設計値以上		

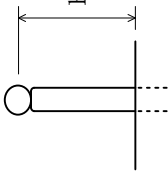
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7		防止柵工 立入防止柵 転落（横断）防止柵 車止めポスト	基礎	幅 w	－30		3-2-3-7
							高さ h	－30		
						パイプ取付高H	＋30 －20	1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
			8		路側防護柵工 ガードレール	基礎	幅 w	－30		3-2-3-8
							高さ h	－30		
						ビーム取付高H	＋30 －20	1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
			2		路側防護柵工 ガードケーブル	基礎	幅 w	－30		3-2-3-8
							高さ h	－30		
						延長 L	－100	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						ケーブル取付高H	＋30 －20	1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

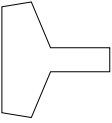
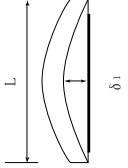
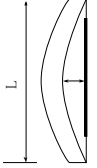
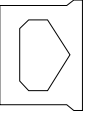
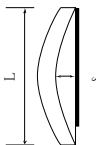
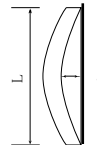
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所デストビースにより測定。		3-2-3-9
						幅 w	設計値以上			
			10		道路付属物工 視線誘導標 距離標	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-3-10
			11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧 II-82「表- II.5.5各塗料の標準 使用量と標準膜厚」 の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11

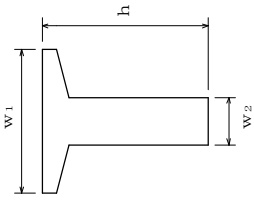
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的施工種	1 2	1	プレテンション桁製作 工 (購入工) けた橋	桁長 L (m)	$\pm L/1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 	3-2-3-12
						断面の外形寸法	± 5		側面図 	
						橋桁のそり δ_1	± 8		平面図 	
						横方向の曲がり δ_2	± 10			
				2	プレテンション桁製作 工 (購入工) スラブ桁	桁長 L (m)	$\pm 10 \dots L \leq 10m$ $\pm L/1000 \dots L > 10m$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 	3-2-3-12
						断面の外形寸法	± 5		側面図 	
						橋桁のそり δ_1	± 8		平面図 	
						横方向の曲がり δ_2	± 10			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

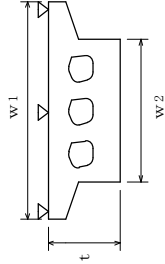
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共 通 的 工 種	1 3		ポストテンション桁製作工	幅（上） w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスト シングダ後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行するJISに基づ く試験成績表に替えることができる。 ϕ ：支間長（m）		3-2-3-13 注)新設のコ ンクリート構 造物(橋梁 上・下部工及 び重要構造物 である内空断 面積25㎡以上 のボックスカ ルバート(工 場制作のプレ キャスト製品 は全ての工種 において対象 外の鉄筋の 配筋状況及び かぶりについ ては、「非破 壊試験による コンクリート 構造物中の配 筋状態及びか ぶり測定要 領」も併せて 適用する
						幅（下） w_2	±5			
						高さ h	+10 -5			
						桁長 ϕ 支間長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots \pm (\phi - 5) \text{ か } \phi$ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ϕ			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共 通 的 工 種	1 4	1	プレキャストセグメン ト桁製作工（購入工）	桁長 ϕ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定 箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-13
						断面の外形寸法（mm）	—			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

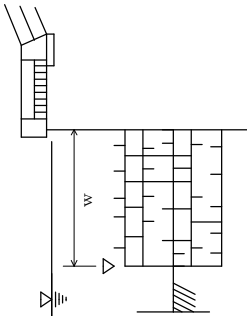
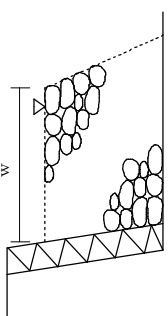
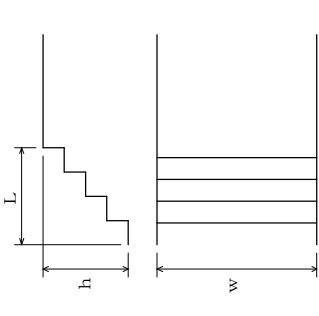
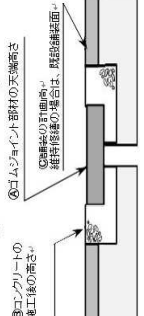
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	1 4	2	プレキヤストセグメント主桁組立工	桁長 $\varnothing$ 支間長	$\varnothing < 15 \cdots \pm 10$ $\varnothing \geq 15 \cdots \pm (\varnothing - 5)$ かつ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストシンググ後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする $\varnothing$ ：支間長 (m)		3-2-3-14	
							0.8 $\varnothing$				
						基準高▽	±20				桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 $\varnothing$ ：桁長 (m)
						幅 w_1 , w_2	-5～+30				
						厚さ t	-10～+20				
						桁長 $\varnothing$	$\varnothing < 15 \cdots \pm 10$ $\varnothing \geq 15 \cdots \pm (\varnothing - 5)$ かつ -30mm以内				
			1 5		P Cホロースラブリッジ製作工				3-2-3-15 注)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場制作のプレキヤスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する		



2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

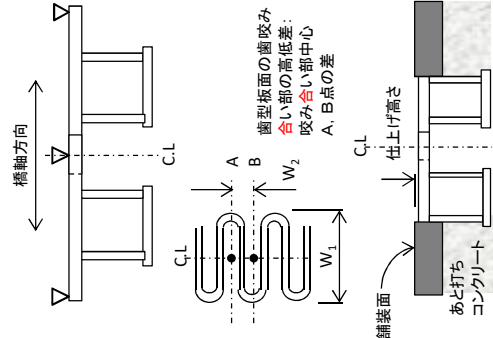
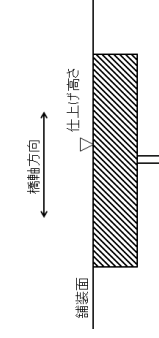
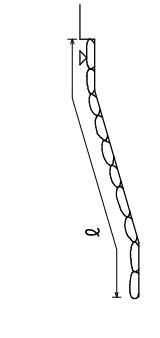
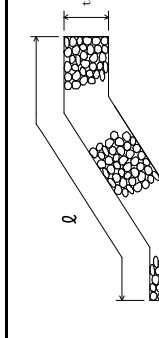
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2 一般施工	3 共通の工種	1 8		沈床工	基準高▽	±150	1組毎		3-2-3-18
						幅w	±300			
						延長L	-200			
		1 9			捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19
						幅w	-100			
						延長L	-200			
		2 2			階段工	幅w	-30	1回／1施工箇所		3-2-3-22
						高さh	-30			
						長さL	-30			
						段数	±0段			
2 4		1			伸縮装置工 ゴムジョイント	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向 (橋軸直角方向) に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2			

据付け高:「㊸」と「㊸」の設計値との差分
仕上げ高:後打ちコンクリートがある場合「㊸」と「㊸」の差分、
後打ちコンクリートが無い場合は「㊸」と「㊸」の差分。

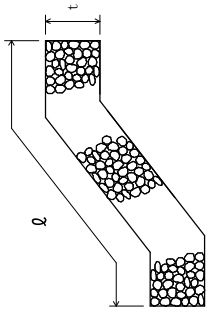
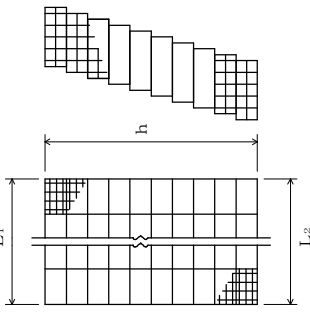
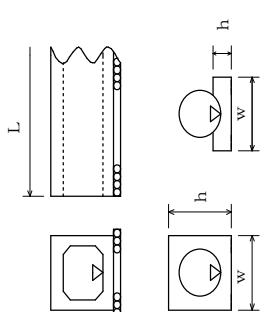
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的施工	2 4	2	伸縮装置工 鋼製フィンガージョイント	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点		3-2-3-24
						橋軸方向各点誤差の相対差	3	表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						表面の凹凸	3	歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2			
				3	伸縮装置工 埋設型ジョイント	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点		
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～+3	表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
			2 6	1	多自然型護岸工 巨石張り、巨石積み	基準高▽	±500	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
						法長ℓ	-200			
						延長L	-200			
				2	多自然型護岸工 かごマット	法長ℓ	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
						厚さt	-0.2 t			
						延長L	-200			

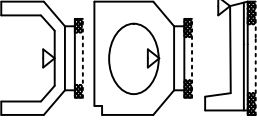
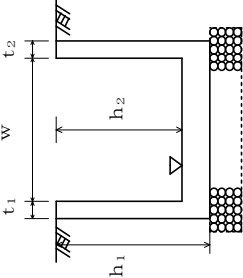
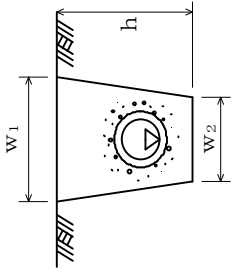
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	1	羽口工 じゃかご		法長 $\varnothing$	$\varnothing<3\text{m}$	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27						
								$\varnothing\geq 3\text{m}$	－100									
							厚さ t		－50									
					28	2	羽口工 ふとんかご、かご枠				高さ h		－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27		
												延長 L ₁ , L ₂					－200	
			28		プレキヤストカルバート工 プレキヤストボックス工 プレキヤストパイプ工				基準高▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28				
										※幅 w					－50			
											※高さ h					－30		
															延長 L		－200	1 施工箇所毎

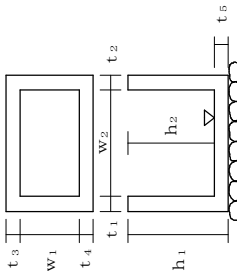
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	1	側溝工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29
					プレキヤストU型側溝			厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
					L型側溝工			1ヶ所/1施工箇所		
				2	場所打水路工	延長L	—200	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-29
						基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t_1 , t_2	—20	厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	—30			
						高さ h_1 , h_2	—30			
						延長L	—200	1 施工箇所毎		
				3	側溝工 暗渠工	基準高▽	±30	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-29
								施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工につき2ヶ所。		
						幅 w_1 , w_2	—50	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						深さ h	—30			
						延長L	—200	1施工箇所毎		
								ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

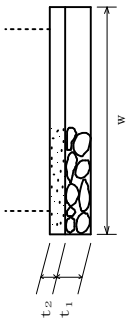
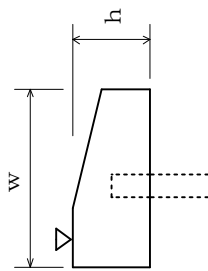
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	3 0		集水排水工		基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20	厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
							※幅 w_1, w_2	-30			
							※高さ h_1, h_2	-30			
			3 1		現場塗装工	塗膜厚	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m ² とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。	3-2-3-31	

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	1	一般事項 切込砂利 碎石基礎工 割ぐり石基礎工 均しコンクリート	幅 w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-1
						厚さ t_1 , t_2	- 30			
						延長 L	各構造物の規格値による			
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3	1	基礎工（護岸） 現場打	基準高▽	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-3
						幅 w	- 30			
						高さ h	- 30			
						延長 L	- 200			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） プレキャスト		基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
							延長L	-200			
		4	1	既製杭工 既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-4		
					根入長	設計値以上					
					偏心量 d	D/4以内 かつ100以内					
					傾斜	1/100以内					
		2		既製杭工 鋼管ソイルセメント杭	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-4		
					根入長	設計値以上					
					偏心量 d	D/4以内 かつ100以内					
					傾斜	1/100以内					
					杭径 D	設計値以上					
		5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-5		
					根入長	設計値以上					
					偏心量 d	100以内					
傾斜	1/100以内										
杭径 D	設計径（公称径） -30以上										

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	一般施工	6		基礎工		基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナナプレードの場合はその内径、補強リングの径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。		3-2-4-6
							根入長	設計値以上			
							偏心量 d	150以内			
							傾斜	1/50以内			
							基礎径 D	設計径（公称径）以上※			
			7		オーブンケーソン基礎工		基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		3-2-4-7
							ケーソンの長さ ℓ	—50			
							ケーソンの幅 w	—50			
							ケーソンの高さ h	—100			
							ケーソンの壁厚 t	—20			
			8		ニューマチックケーソン基礎工		偏心量 d	300以内			
							基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		3-2-4-8
							ケーソンの長さ ℓ	—50			
							ケーソンの幅 w	—50			
							ケーソンの高さ h	—100			
							ケーソンの壁厚 t	—20			
							偏心量 d	300以内			

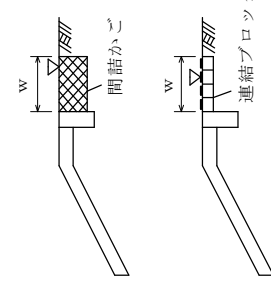
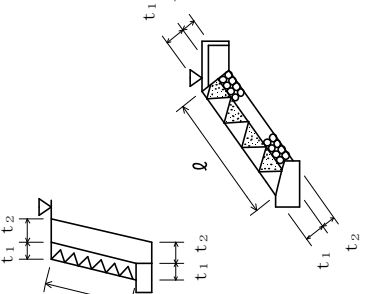
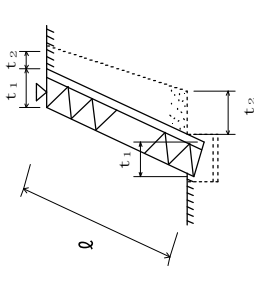
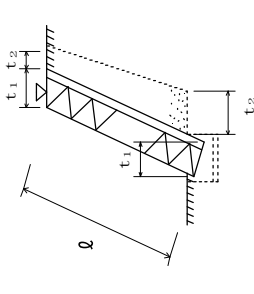
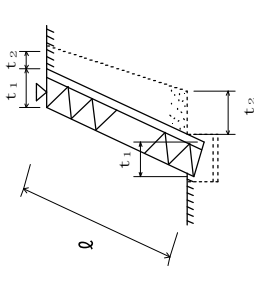
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。		3-2-4-9
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	300以内			
	5 石・ブロック積（張）工	3	1		コンクリートブロック積 コンクリートブロック積 コンクリートブロック張	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-3
						法長ℓ	ℓ<3m ℓ≥3m	—50 —100		
						厚さ （ブロック積・張） t ₁	—50	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						厚さ（裏込） t ₂	—50			
						延長 L	—200			
			2		コンクリートブロック 連節ブロック張	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		3-2-5-3
						法長ℓ	—100	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L ₁ , L ₂	—200			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	一般施工	5	3	コンクリートブロック工 天端保護ブロック	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						幅w	-100			
						延長L	-200			
4			4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4
						法長ℓ	-50			
						厚さ（裏込） t ₁	-100			
5			5		石積（張）工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5
						法長ℓ	-50			
						厚さ（石積・張） t ₁	-100			
6			6		石積（張）工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5
						法長ℓ	-50			
						厚さ（裏込） t ₂	-50			
7			7		石積（張）工	延長L	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5
						厚さ（裏込） t ₂	-50			
						延長L	-200			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	6	一般舗装工	4	橋面防水工	シーートの重ね幅	-20～+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-2-6-6-4
					シート系床版防水層					

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合 は測定値の 平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下					
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
									厚さ	—45	—45	—15	—15		
									幅	—50	—50	—	—		

2-5 〔本表〕出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合は測定値の 平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3	土 木 工 事 共 通 編	6	一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは、使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
							厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

2-5 〔本表〕出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらずに延長80m以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
幅	-50	-50	—	—									

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合 は測定値の 平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差			1．3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは 使用量、3,000 t以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模は小さいものの、管理結果を施 工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000 ㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の総 使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

2-5 〔本表〕出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 上層路盤工 (セメント(石灰)安 定処理工)	厚さ	—25	—30	—8	—10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値（X10）について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
									幅	—50	—50	—	—			

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	アスファルト舗装工 上層路盤工 (セメント(石灰)安 定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1． 3 次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは 使用する基層及び表層用混合物の総使 用量が、3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模は小さいものの、管理結果を施 工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000 ㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の総 使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

2-5 〔本表〕出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下			
3	2	6	一般舗装工	7	アスファルト舗装工 加熱アスファルト安 定処理工	厚さ	—15	—20	—5	—7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	
						幅	—50	—50	—	—				

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	7	8	アスファルト舗装工 加熱アスファルト安 定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	—36	—45	—5	—7	1．3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは 使用する基層及び表層用混合物の総使 用量が、3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模は小さいものの、管理結果を施 工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000 ㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の総 使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	7	9	アスファルト舗装工 基層工	厚さ	—9	—12	—3	—4	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
									幅	—25	—25	—	—	

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

单位: mm

編	章	節	条	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合は測定値の 平均				
						中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 基層工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
						個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均					
						中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3	2	6	7	アスファルト舗装工 表層工	厚さ	—7	—9	—2	—3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらずに延長80m以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7	
						—25	—25	—	—				
					平坦性	—			3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合 は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1 2	アスファルト舗装工 表層工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは 使用する基層及び表層用混合物の総使 用量が、3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模は小さいものの、管理結果を施 工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000 ㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の総 使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	3-2-6-7
						平坦性	—						

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	1	6	一般舗装工	半たわみ性舗装工 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場	3-2-6-8
						厚さ	—45	—45	—15	—15			
						幅	—50	—50	—	—			
						基準高▽	±90	±90	+40 —15	+50 —15	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 —15	+50 —15			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合 は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	一般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚さ	—25	—30	—8	—10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						幅	—50	—50	—	—			
				4	半たわみ性舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高差	—54	—63	—8	—10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合 は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	1	6	5	半たわみ性舗装工 上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)	厚さ	—25	—30	—8	—10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						幅	—50	—50	—	—			
				6	半たわみ性舗装工 上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高差	—54	—63	—8	—10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡ (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合 は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	8	半たわみ性舗装工 加熱アスファルト安定処理工	厚さ	—15	—20	—5	—7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	—50	—50	—	—			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	8	半たわみ性舗装工 加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高差	—36	—45	—5	—7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さととの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合 は測定値の 平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3	2	一般 舗 装 工	8	9	半たわみ性舗装工 基層工	厚さ	—9	—12	—3	—4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8	
						幅	—25	—25	—	—				
				10	半たわみ性舗装工 基層工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高差	—20	—25	—3	—4	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さととの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合 は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	一般 舗 装 工	8	1 1	半たわみ性舗装工 表層工	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基 層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より 規模は小さいものの、管理結果を施 工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-2-6-8
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—	—	3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以 下	—			
				1 2	半たわみ性舗装工 表層工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基 層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より 規模は小さいものの、管理結果を施 工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	3-2-6-8

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3	2	1	6	9	排水性舗装工 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず、延長80m以下の間隔で測定することができ。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	
						厚さ	—45	—45	—15	—15				
						幅	—50	—50	—	—				
		2			排水性舗装工 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 —15	+40 —15	+50 —15	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 —15	+40 —15	+50 —15			

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合 は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						幅	-50	-50	—	—			
				4	排水性舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高差	-54	-63	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合 は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	一般舗装工	9	5	排水性舗装工 上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	
						幅	-50	-50	—	—			
				6	排水性舗装工 上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高差	-54	-63	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	一般 舗 装 工	9	7	排水性舗装工 加熱アスファルト安定処理工	厚さ	—15	—20	—5	—7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						幅	—50	—50	—	—			
3	2	一般 施 工	9	8	排水性舗装工 加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高差	—36	—45	—5	—7	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合 は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	一般舗装工	9	9	排水性舗装工 基層工	厚さ	—9	—12	—3	—4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	—25	—25	—	—			
3	2	排水性舗装工 基層工 (面管理の場合)	10	厚さあるいは 標高差	—20	—25	—3	—4	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さととの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9		

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1 1	排水性舗装工 表層工	厚さ	—7	—9	—2	—3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	—25	—25	—				
						平坦性	—			3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
				1 2	排水性舗装工 表層工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高差	—17	—20	—2	—3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	6	一 般 舗 装 工	1	透水性舗装工 路盤工 ※歩道舗装に適用す る	基準高▽	±50		—			基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割 で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り 起して測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長80m以下の間隔で測定することが できる。 3 次元計測技術を用いた出来形管理要 領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描い た上での管理が可能な工事をいい、基 層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模は小さいものの、管理結果を施 工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-2-6-10
						厚さ	t < 15cm	—30	—10					
							t ≥ 15cm	—45	—15					
						幅	—100		—					
3	土 木 工 事 共 通 編	6	一 般 舗 装 工	2	透水性舗装工 路盤工 (面管理の場合) ※歩道舗装に適用す る	基準高▽	t < 15cm	+90 —70	+50 —10	1．3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描い た上での管理が可能な工事をいい、基 層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模は小さいものの、管理結果を施 工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-2-6-10		
						厚さあるいは 標高差	t ≥ 15cm	±90	+50 —15					
							t < 15cm	+90 —70	+50 —10					
							t ≥ 15cm	±90	+50 —15					

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	1	3	透水性舗装工 表層工 ※歩道舗装に適用す る	厚さ	－9	－3		幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m 毎に1ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10	
						幅	－25	－					
				4	透水性舗装工 表層工 (面管理の場合) ※歩道舗装に適用す る	厚さあるいは標高差	－20	－3		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さととの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10	

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	1	1	グースアスファルト 舗装工 加熱アスファルト安 定処理工	厚さ	—15	—20	—5	—7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	—50	—50	—	—			
				2	グースアスファルト 舗装工 加熱アスファルト安 定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高差	—36	—45	—5	—7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合 は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	一般舗装工	1	3	グーアスファルト 舗装工 基層工	厚さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果をい 工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	－25	－25	－				
3	2	一般舗装工	1	4	グーアスファルト 舗装工 基層工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高差	－20	－25	－3	－4	1．3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果をい 工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-2-6-11

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	一般舗装工	1	5	グーラスアスファルト 舗装工 表層工	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3m ² プロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	一般舗装工	6	6	グーラスアスファルト 舗装工 表層工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						平坦性	—		3m ² プロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合 は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	1	6	1	コンクリート舗装工 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m 毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満であるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10) について満足しなければならぬ。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	
						厚さ	—45	—	—15				
						幅	—50	—	—				
				2	コンクリート舗装工 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 —15	+50 —15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満であるいは施工面積が2,000 ㎡未満。	3-2-6-12
厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 —15	+50 —15									

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	一般 舗装工	1	2	コンクリート舗装工 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起 こして測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で測 定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均 値 (X10) について満足しなければなら ない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	3-2-6-12	
						幅	-50		—				
4				4	コンクリート舗装工 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高差	-55	-66	-8	1．3 次元データによる出来形管理に おいて「3 次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満であるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12	

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均						
3	2	6	1	5	コンクリート舗装工 セメント(石灰・瀝 青) 安定処理工	厚さ	中規模 以上	小規模 以下	—25	—30	—8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければなら ない。ただし、10個の測定値の平均値(X10) について満足しなければなら ない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	3-2-6-12	
							—50								
3	2	6	1	6	コンクリート舗装工 セメント(石灰・瀝 青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高差	中規模 以上	小規模 以下	—55	—66	—8	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12	

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	1	2	7	コンクリート舗装工 アスファルト中間層	厚さ	—9	—12	—3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
										幅	—25		—			
8	コンクリート舗装工 アスファルト中間層 (面管理の場合)					厚さあるいは 標高差	—20	—27	—3	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さととの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12				

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均				
3	2	6	1 2	コンクリート舗装工 コンクリート舗装版 工	厚さ	—10	—3.5	中規模 以上	小規模 以下	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200mm毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 なお、スリッブフォーム工法の場合には、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200mm毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200mm毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書(σ)2.4mm以下の測定点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数は10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
					幅	—25	—					
					平坦性	—	コンクリートの硬化後3m ² プロファイル機により機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下					
					目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	1	10	コンクリート舗装工 コンクリート舗装版 工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高差	—22	—3.5		1．3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	3-2-6-12	
						平坦性	—						
						目地段差	±2						
						基準高▽	±40	±50					
3	2	6	1	11	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版 工 (下層路盤工)	厚さ	—45	—15		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければな らないとともに、10個の測定値の平均 値(X10)について満足しなければな らない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	3-2-6-12		
						幅	—50	—					

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合 は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	1	2	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版 工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1．3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12
						厚さあるいは 標高差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合 は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	1	3	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工)	厚さ	—25	—30	—8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起しとして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	
						幅	—50		—				
				1	4	厚さあるいは標高差	—55	—66	—8	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	

2-5 〔本表〕出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場合 は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	1	2	一般舗装工	厚さ	—25	—30	—8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	
						幅	—50		—				
3	2	6	1	5	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚さあるいは標高差	—55	—66	—8	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さととの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	1	2	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版 工 (アスファルト中間 層)	厚さ	—9	—12	—3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	
						幅	—25		—				
3	2	6	1	8	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版 工 (アスファルト中間 層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高差	—20	—27	—3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さととの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	厚さ	—15	—4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200mm毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方が中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	
						幅	—35	—					
						平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後 3m ² プロットメーターにより (σ)2.4mm以下					
						目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			

2-5 [本表] 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土木工事共通編	6	1	20	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版 工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高差	—32	—4.5	転圧コンクリートの 硬化後 3m ² プロファイルメー タにより (σ)2.4mm以下	1． 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線 及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	3-2-6-12	
					平坦性	—							
					目地段差		±2						
3	土木工事共通編	6	1	3	薄層カラー舗装工 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m 毎に1ヶ所の割と し、道路中心線及び端部で測定。厚さ は、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こ して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の 割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均 値 (X10) について満足しなければなら ない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	3-2-6-13	
					厚さ	—45	—15						
					幅	—50	—						

2-5 〔本表〕出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	1	3	薄層カラー舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚さ	—25	—30	—8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	
						幅	—50		—				

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)						
							10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	1	3	3	薄層カラー舗装工 上層路盤工 (セメント 安定処理工)	厚さ	—25	—30	—8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満であるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13	
						幅	—50		—				
3	2	1	4	4	薄層カラー舗装工 加熱アスファルト安定処理工	厚さ	—15	—20	—5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満であるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13	
						幅	—50		—				

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 舗 装 工	1 3	5	薄層カラー舗装工 基層工	厚さ	－9	－12	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13	
						幅	－25		－				
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 舗 装 工	1 4	1	ブロック舗装工 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	－	基準高は、延長40m 毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	
						厚さ	－45		－15				
						幅	－50		－				

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	1	4	2	ブロック舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	
						幅	-50	-	-				
				3	ブロック舗装工 上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	
						幅	-50	-	-				

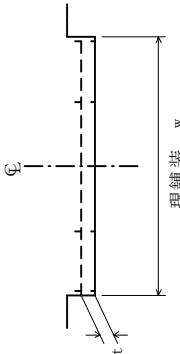
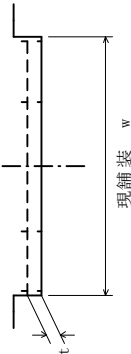
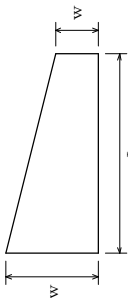
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	一般 施工	14	4	ブロック舗装工 加熱アスファルト安 定処理工	厚さ	15	20	5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	
						幅	50		—				
				5	ブロック舗装工 基層工	厚さ	9	12	3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	
						幅	25		—				

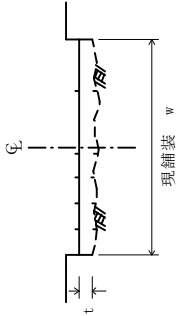
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
3	2	6	1	5	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準 高の差で算出する。測定点は車道中心 線、車道端及びその中心とする。延長 40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所と する。 断面状況で、間隔、測点数を変えるこ とができる。測定方法は自動横断測定 法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		3-2-6-15
						幅 w	-25	—			
			2		路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理とし て緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」に基づき出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべて の点で設計面との厚さ t または標高較 差を算出する。計測密度は1点/m ² (平 面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装 高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するもの とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所 ／施工箇所とする。		3-2-6-15
						幅 w	-25	—			
		1	6		舗装打換え工	路盤工	幅 w		各層毎1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		3-2-6-16
							延長 L				
						舗設工	厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w				
							延長 L				
						舗設工	厚さ t	該当工種			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)			
3	2	6	1	1	オーバーレイ工	厚さ t		—9	厚さは40mm毎に現鋪装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		3-2-6-17
						幅 w		—25			
						延長 L		—100			
						平坦性	—	3m ² プロファイルカー(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
				2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17
						平坦性	—	3m ² プロファイルカー(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。来形管理「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		3-2-7-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
			3		置換工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

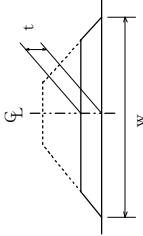
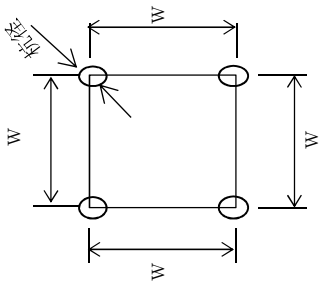
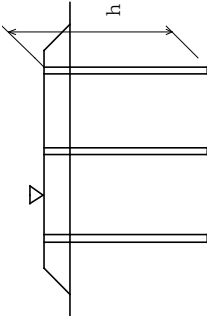
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	4	1	表層安定処理工 サンドマット海上	基準高▽	特記仕様書 に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		3-2-7-4
						法長 $\varnothing$	-500			
						天端幅 w	-300	w、(L)は施工延長40mにつき1ヶ 所、80m以下のものは1施工箇所につ き3箇所。		
						天端延長 L	-500	(L)はセンターライン及び表裏法層 で行う。		
			5	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書 に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		3-2-7-4
						法長 $\varnothing$	-500			
						天端幅 w	-300	「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」に記載の全体改良平面図 を用いて天端幅 w、天端延長 L を確認 (実測は不要)		
						天端延長 L	-500			
			5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所。		3-2-7-5
						厚さ t	-50	厚さは中心線及び両端で掘り起として 測定。		
						幅 w	-100	杭については、当該杭の項目に準ず る。		
						延長 L	-200			

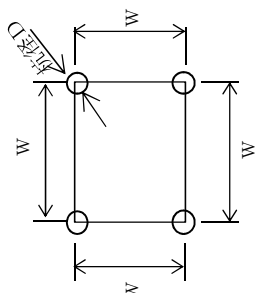
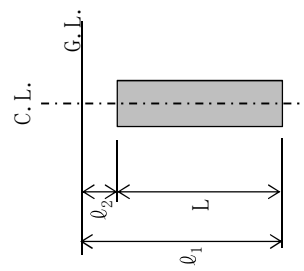
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	一般施工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	2	地盤改良工	7		バーチャカルドレーン工 サンドドレーン工 ペーパードレーン工 袋詰式サンドドレーン工	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 ペーパードレーンにおいては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-7-7 3-2-7-8
						杭径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上			
			8		締め改良工 サンドコンパクション パイル工	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		※余長は、適用除外

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	9	1	固結工 粉体噴射攪拌工 高圧噴射攪拌工 スラリー攪拌工 生石灰パイル工	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9
						位置・間隔w	D／4以内			
						杭径D	設計値以上			
						深度L	設計値以上	全本数 $L = \varnothing_1 - \varnothing_2$ $\varnothing_1$ は改良体先端深度 $\varnothing_2$ は改良端天端深度		

2-5「本表」出米形管理基準及び規格値

単位：mm

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)・バーチカルドレーン工編」による管理の場合	基準高▽	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9
						位置	D / 8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭径D	設計値以上	工事に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
				3	固結工 中層混合処理	基準高▽	設計値以上	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。		3-2-7-9
						施工厚さ t	設計値以上	1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。		
						幅 w	設計値以上	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、幅 w、延長 L を確認 (実測は不要)。		
						延長 L	設計値以上			

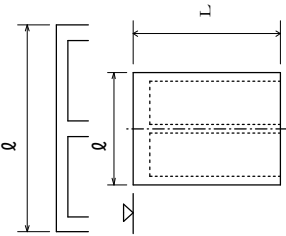
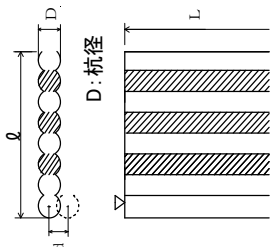
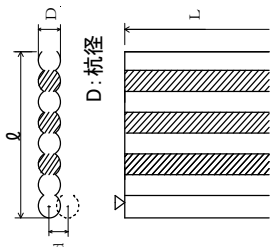
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	1	5	1	土留・仮締切工 H鋼杭 鋼矢板	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						根入長	設計値以上			
				2	土留・仮締切工 アンカー工	削孔深さℓ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5
						配置誤差 d	100			
				3	土留・仮締切工 連節ブロック張り工	法長ℓ	—100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						延長 L ₁ L ₂	—200	1 施工箇所毎		
				4	土留・仮締切工 締切盛土	基準高▽	—50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						天端幅 w	—100			
						法長ℓ	—100			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3 土木工事共通編	2 一般施工	1 0 仮設工	5	5	土留・仮締切工 中詰盛土	基準高▽	－50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5						
						基準高▽	±50				基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合）は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合）は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。					
						連壁の長さ $\varnothing$	－50									
						変位	300									
						壁体長 L	－200									
			10		地中連続壁工 （壁式）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合）は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合）は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9						
						連壁の長さ $\varnothing$	－50									
						変位 d	D／4以内									
						壁体長 L	－200									
						10					地中連続壁工 （柱列式）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合）は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合）は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9
												連壁の長さ $\varnothing$	－50			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

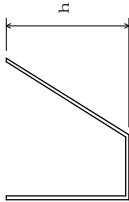
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
3 土木工事共通編	2 一般施工	1 2 工場製作工 共通	1	1	構造費（金属支保工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートとの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを要する。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支保便覧参照		3-2-12-1								
						中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ												
							≤1000mm	1以下											
							ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ												
							>1000mm	1.5以下											
						ドリル加工孔	≤100mm	+3 -1											
							>100mm	+4 -2											
							孔の中心距離※1	JIS B 0403-1995 CT13											
						センターボス	ボスの直径	+0 -1											
						ボス※5	ボスの高さ	+1 -0											
							ボスの直径	+0 -1											
							ボスの高さ	+1 -1											
						上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法						JIS B 0403-1995 CT13							
						(次頁に続く)													

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

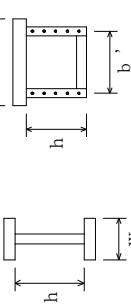
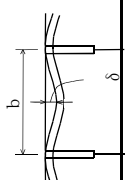
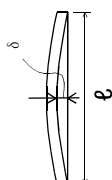
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	1	1	1	製造費 (金属支承工)	全移動量 ϕ	± 2			
						$\phi \leq 300\text{mm}$				
						$\phi > 300\text{mm}$	$\pm \phi / 100$			
						上, 下面加工仕上げ	± 3			
						コンクリート構造用	± 3			
						$H \leq 300\text{mm}$				
						$H > 300\text{mm}$	($H / 200 + 3$) 小数点以下切り捨て			
						鑄放し長さ寸法 (※2)、(※3)	JIS B 0403-1995 CT14			
						鑄放し肉厚寸法 (※2)	JIS B 0403-1995 CT15			
						削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級			
						ガス切断寸法	JIS B 0417-1979 B級			
						2	製造費 (大型ゴム支承工)			
$w, L, D \leq 500$										
$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$	0 ~ +1%									
$1500 < w, L, D$	0 ~ +15									
$t \leq 20\text{mm}$	± 0.5									
$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$									
$160 < t$	± 4									
$w, L, D \leq 1000\text{mm}$	1									
$1000\text{mm} < w, L, D$	(w, L, D) / 1000									
相 対 誤 差										
1 2	工場製作工 共通									
2	一般施工									

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

2-3 〔本章〕出木形目埋塞率及び祝帽値										単位：mm
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2 一般施工	1.2 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部	部材長 ℓ (m)	図面の寸法表示箇所所で測定。		3-2-12-1
						材				
				4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	$\pm 2 \dots \quad h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots \quad 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots \quad 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所所で測定。		3-2-12-1
						外周長 L (m)	$\pm (10 + L / 10)$			

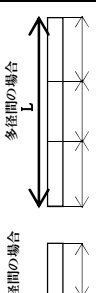
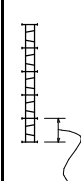
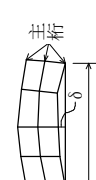
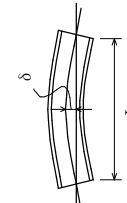
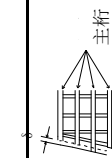
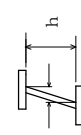
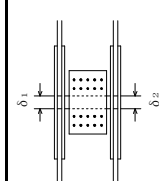
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要							
									鋼桁等	トラス・アーチ等									
3	2	1	2	1	桁製作工 仮組立による検査を実施する場合 シミュレーション仮組立検査を行う場合		フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2) \dots 2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	 I 型鋼げた トラス弦材	3-2-12-3								
							腹板高 h (m)												
							腹板間隔 b' (m)												
							部 材 精 度							板 の 平 面 度 δ (mm)	$h / 250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		3-2-12-3	
														フランジの直角度 δ (mm)	$b / 150$				
							部 材 精 度							部 材 長 ℓ (m)	$w / 200$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		3-2-12-3	
														鋼桁	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$				
														トラス、アーチなど	$\pm 2 \dots \ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \ell > 10$				
							部 材 精 度							圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell / 1000$	— 主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)		3-2-12-3	
														※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 、圧縮材の曲り δ 」の規格値の h , b , w に代入する数値は mm 単位の数値とする。					

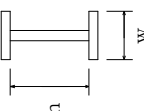
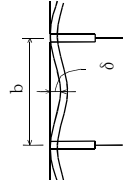
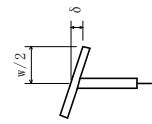
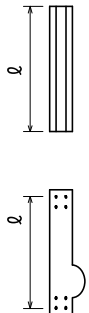
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
3	2	1	2	3	1	桁製作工 仮組立による検査を実施する場合 シミュレーション仮組立検査を行う場合	仮組立精度	各桁毎に全数測定。			3-2-12-3
								全長 L (m) 支間長 Ln (m)			
								主桁、主構の中心間距離 B (m)			3-2-12-3
								主構の組立高さ h (m)			3-2-12-3
								主桁、主構の通り δ (mm)			3-2-12-3
								主桁、主構のそり δ (mm)			3-2-12-3
								主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)			3-2-12-3
								主桁、主構の鉛直度 δ (mm)			3-2-12-3
3	2	1	2	3	1	現場継手部のすき間	仮組立精度	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1、δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			3-2-12-3
								※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。			

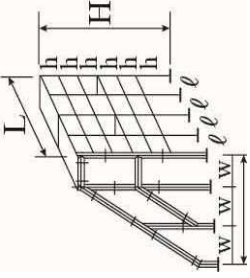
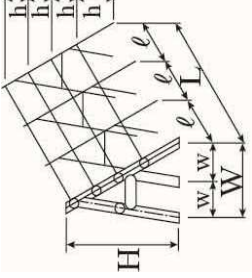
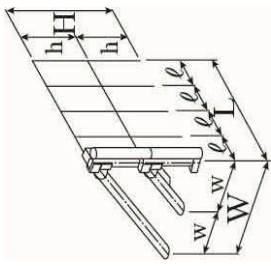
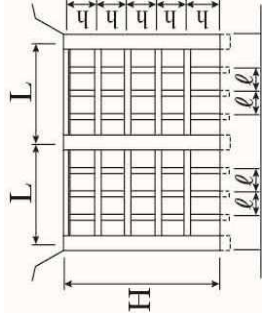
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

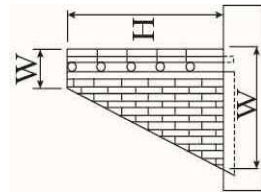
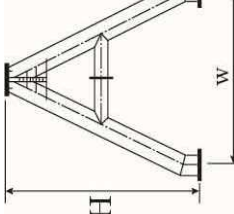
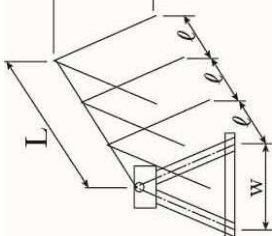
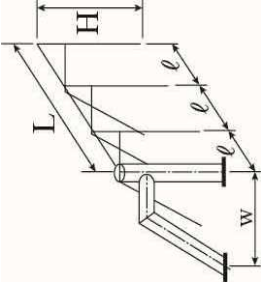
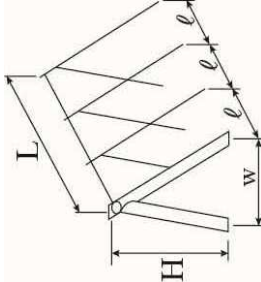
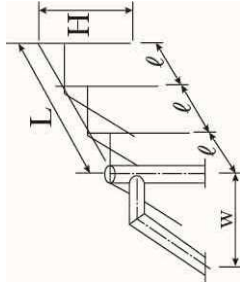
編	章	節	条	枝番	工	種	部材精度				測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	2	1	2	2	桁製作工 仮組立検査を実施しない場合									フランジ幅 w (mm) 腹板高 h (mm)	±2…w ≤ 0.5 ±3… 5 < w ≤ 1.0 ±4… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3 + w/2)… 2.0 < w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼げた	3-2-12-3
							板の平面度 δ (mm)		箱桁等の部材の腹板	h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)							
							箱桁等のフランジ鋼床版のデットプレート		b / 150									
							フランジの直角度 δ (mm)		w / 200	主要部材全数を測定。								
							部材長 ℓ (m)		±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10									
							※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。											

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

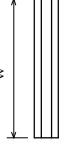
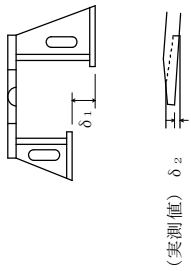
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	1	2	3	桁製作工 鋼製堰堤製作工 (仮組立時)	部材の水平度	10	全数を測定。	   	3-2-12-3
						堤長 L	±30			
						堤長 l	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			
					(次頁に続く)					

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm										摘要
2-5 〔本表〕出米形管理基準及心規格値										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	桁製作工 鋼製堰堤製作工 (仮組立時)			  	  	

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	1	4		検査路製作工	部材	±3... $\varnothing$ ≤ 10 ±4... $\varnothing$ > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-4
			5		鋼製伸縮継手製作工	部材長 w (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。		3-2-12-5
						組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)	設計値 ±4			
						フィンガーの食い違い δ_2 (mm)	±2			
			6		落橋防止装置製作工	部材	±3... $\varnothing$ ≤ 10 ±4... $\varnothing$ > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。	 (実測値) δ_2	3-2-12-6

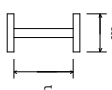
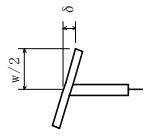
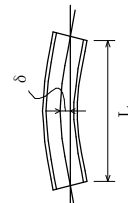
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	1	7		橋梁用防護柵製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$		3-2-12-7
			8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta 1$ (mm)	$b / 500$		3-2-12-8
							鉛直度 $\delta 2$ (mm)	$h / 500$		
						高さ h (mm)	± 5			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	1	2		プレベーム用桁製作工		フランジ幅 w (mm)	±2...w ≤ 0.5 ±3... 5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3 + w/2)... 2.0 < w		3-2-12-9
						腹板高 h (mm)				
						部 材	フランジの 直角度 δ (mm)	w/200		3-2-12-9
						部材長 ℓ (m)	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10	原則として仮組立をしない部材について 主要部材全数で測定。		3-2-12-9
						仮組立時 主桁のそり δ	-5 ~ +5 ...L ≤ 20 -5 ~ +10 ...20 < L ≤ 40	各主桁について10～12m 間隔を測定。		3-2-12-9
			10		鋼製排水管製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10		3-2-12-10
								図面の寸法表示箇所を測定。		

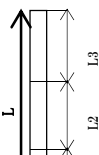
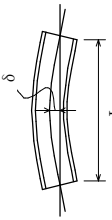
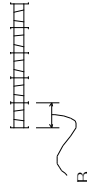
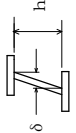
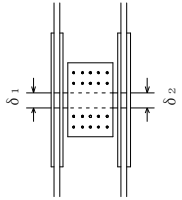
2-5 〔本表〕出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2 一般施工	1 2 工場製作工 共通	11		工場塗装工		塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500m²とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。		3-2-12-11

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	1	3		架設工（鋼橋） クレーン架設 ケーブルクレーン架設 ケーブルエレクション 架設 架設桁架設 送出し架設 トラベラークレーン架設	全 長 L (m) 支間長 L_n (m)	$\pm (20+L/5)$ $\pm (20+L_n/5)$	各桁毎に全数測定。	単径間の場合  多径間の場合 	3-2-13
						通り δ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	L ：主桁・主構の支間長(m)		
						そり δ (mm)	$\pm (25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L ：主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の 中心間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \cdots$ $B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における 出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の 鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h ：主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部の すき間 δ_1, δ_2 (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の $1/2$ を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 （例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
※規格値の L, B に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ 」の規格値の h に代入する数値はmm単位の数値とする。										

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	1	3		架設工 (コンクリート橋) クレーン架設 架設桁架設 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押出し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そり	—	主桁を全数測定。		

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	1	4	1	植生工 種子散布工 張芝工 筋芝工 市松芝工 植生シート工 植生マット工 植生筋工 人工張芝工 植生穴工	切土 法長 l	$l < 5m$	—200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2
							$l \geq 5m$	法長の—4%		
						盛土 法長 l	$l < 5m$	—100		
							$l \geq 5m$	法長の—2%		
						延長 L		—200	I施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	

2-5 〔本表〕出来形管理基準及び規格値

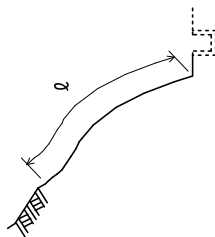
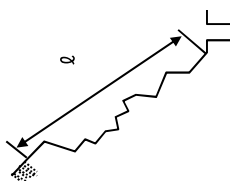
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	1 4 法面工 共通	2	2	植生工 植生基材吹付工 客土吹付工	法長 ϕ	$\phi < 5\text{m}$	—200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2		
								$\phi \geq 5\text{m}$				法長の－4%	
							厚さ t	$t < 5\text{m}$				—10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。
												$t \geq 5\text{m}$	
								ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					
							延長 L	—200				1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

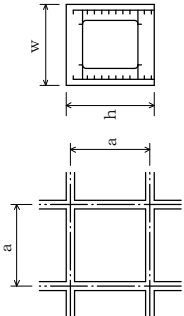
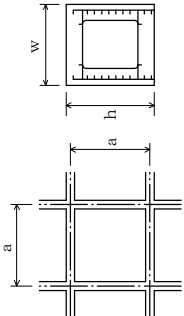
2-5「表」出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3 土木工事共通編	2 一般施工	1 4	3	3	吹付工（仮設含む） コンクリート モルタル	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	－50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3		
							$\ell \geq 3\text{m}$	－100					
						厚さ t	$t < 5\text{cm}$	－10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。				
							$t \geq 5\text{cm}$	－20					
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上		1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。					
						延長 L		－200					

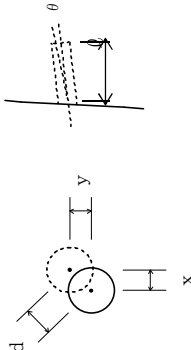
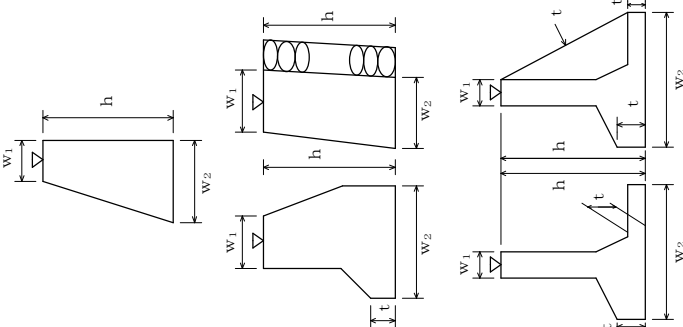
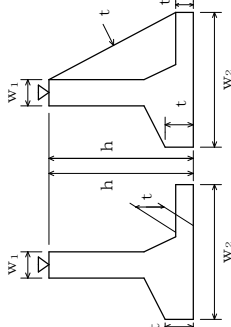
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	1	4	1	法砕工 現場打法砕工 現場吹付法砕工	法長 ϕ	$\phi < 10\text{m}$	—100		3-2-14-4 曲線部は設計 図書による
							$\phi \geq 10\text{m}$	—200		
						幅 w		—30		
								—30		
						高さ h		—30		
								—30		
				2	法砕工 プレキャスト法砕工	樁中心間隔 a		±100		3-2-14-4
								—200		
						延長 L		—200		
								—200		
						法長 ϕ	$\phi < 10\text{m}$	—100		
							$\phi \geq 10\text{m}$	—200		
						延長 L		—200		
								—200		

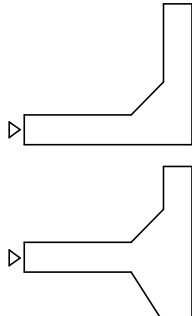
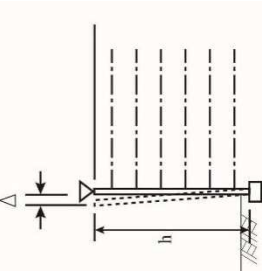
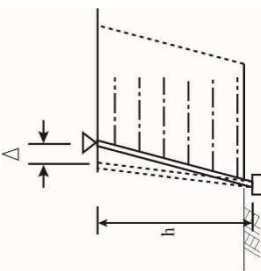
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

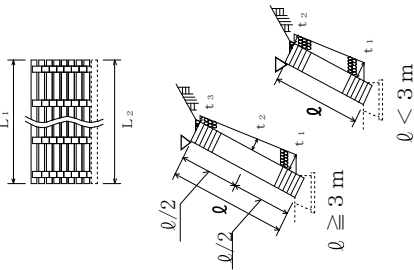
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2 一般施工	1.4 法面工 共通	6		アンカー工	削孔深さ ϕ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6 ※鉄筋挿入工 にも適用する
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	± 2.5 度			
		1.5 擁壁工 共通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-1
						厚さ t	-20			
						裏込厚さ	-50			
						幅 w_1, w_2	-30			
						高さ h	$h < 3\text{m}$			
							$h \geq 3\text{m}$			
						延長 L	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

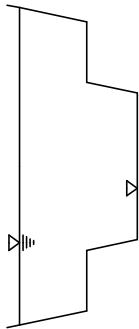
編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	1 5	2		プレキヤスト擁壁工		基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-2		
									1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				
			3		補強土壁工 補強土（テールアルメ）壁工法 多数アンカー式補強土工法 ジオテキスタイルを用いた補強土工法		基準高▽ 高さh 鉛直度△ 控え長さ （補強材の設計長） 延長L	±50 -50 -100 ±0.03h かつ ±300以内 設計値以上 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	 	3-2-15-3		

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm							摘要				
2-5 〔本表〕出来形管理基準及び規格値											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準 施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。	測定箇所 		
						基準高▽	±50				
							法長φ			h < 3m	-50
										h ≥ 3m	-100
							厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃			-50	
延長 L ₁ , L ₂	-200	1 施工箇所毎 φ < 3 m									

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm							測 定 簡 所	摘 要
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準
						電 気 船		
3	2	1	6	1	浚渫船運転工 ポンプ浚渫船	基準高▽	200ps	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。
							500ps	
							1000ps	
						ディーゼル船	250ps	
							420ps 600ps	
							1350ps	
						幅	— 200	
						延長	— 200	
				2	浚渫船運転工 グラブ浚渫船 バックホウ浚渫船	基準高▽	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。
						幅	— 200	
						延長	— 200	



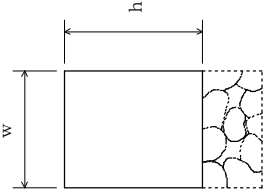
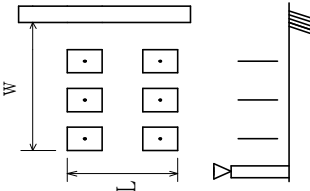
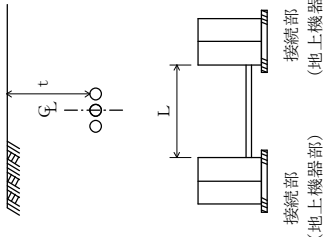
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	1 6	3	3	浚渫船運転工 バックホウ浚渫船 (面管理の場合)		平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。		3-2-16-3
						標高較差	0以下	+400 以下			
3	2	1 8	2		床版工	基準高▽	±20		基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		3-2-18-2
						幅w	0～+30				
						厚さt	－10～+20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上		1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄筋間隔	±20		1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10				

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4	護岸付属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4
						高さ h	-30			
6	河川編	1 0 水制工	8		杭出し水制工	基準高▽	±50	1 組毎		6-1-10-8
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	-200			
6	光ケーブル配管工	3	3		配管工	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		6-1-13-3
						延長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

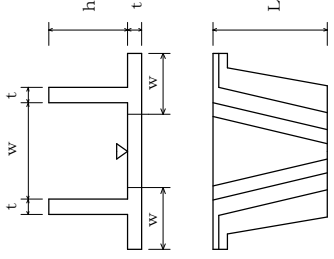
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	1 築堤・護岸	1 3 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
6	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 本体工	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。	 	6-3-5-6
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	-200			
						基準高▽	±30			
						延長 L	-200			
6	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 ヒューム管 P C 管 コルゲートパイプ ダクタイル鋳鉄管	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-3-5-6
						延長 L	-200	1 施工箇所毎		

2-5 〔本表〕出来形管理基準及び規格値

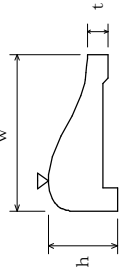
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	7 8			翼壁工 水叩工	基準高▽	±30		6-3-5-7 6-3-5-8
							厚さ t	-20		
							幅 w	-30		
							高さ h	±30		
							延長 L	-50		

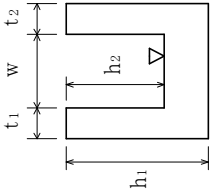
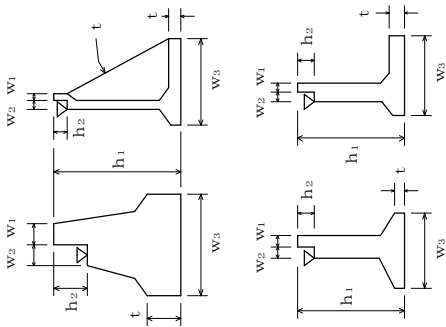
図面の寸法表示箇所で測定。

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
	7 固定堰本体工		8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						堰長 L	L < 20m L ≥ 20m			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm							測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	河川編	5	堰	8	魚道工事	3	魚道本体工		6-5-8-3
6	河川編	9	管理橋下部工	2	管理橋橋台工	2		6-5-9-2	

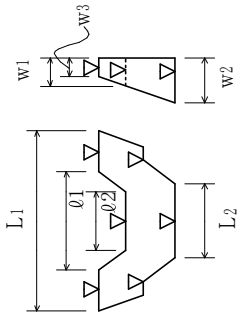
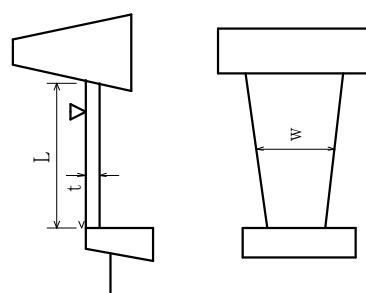
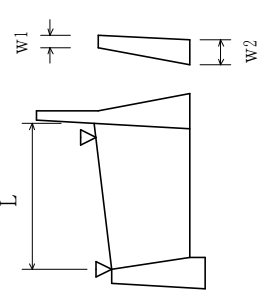
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		6-6-4-6
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	±30			
						延長 L	-50			
			7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		6-6-4-7
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
		5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		6-6-5-7
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

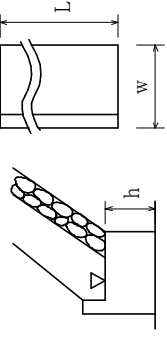
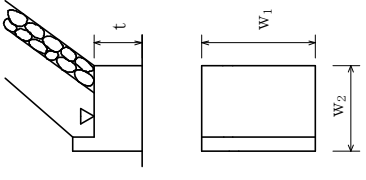
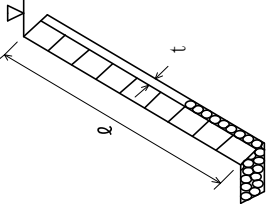
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 床固め本体工	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。		6-7-4-6
						天端幅 w_1, w_3	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						堤長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 θ_1, θ_2	±50			
			8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8
						厚さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延長 L	-100			
	5 床固め工	6			側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
						天端幅 w_1	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						長さ L	-100			

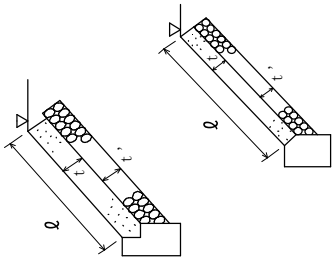
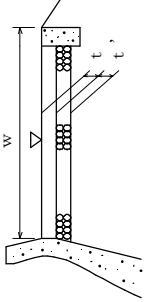
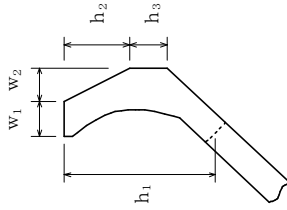
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	5		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-5
						幅w	-30			
						高さh	-30			
						延長L	-200			
			6		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の斜で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-6
						ブロック厚t	-20			
						ブロック縦幅w ₁	-20			
						ブロック横幅w ₂	-20			
						延長L	-200			
			4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4
						法長 l	0<5m			
							0≥5m			
						厚さ t	-50			
						延長L	-200			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	6 護 岸 工	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5
						法長 ϕ	—50			
						$\phi < 3m$	—100			
						$\phi \geq 3m$	—20			
						厚さ t	—30			
						$t < 100$	—50			
						$t \geq 100$	—200			
						裏込材厚 t'				
						延長 L				
	8 天 端 被 覆 工		2		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		7-1-8-2
						幅 w	—50			
						厚さ t	—10			
						基礎厚 t'	—45			
						延長 L	—200			
	9 波 返 工		3		波返工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		7-1-9-3
						幅 w ₁ , w ₂	—30			
						高さ h < 3m h ₁ , h ₂ , h ₃	—50			
						高さ h ≥ 3m h ₁ , h ₂ , h ₃	—100			
						延長 L	—200			

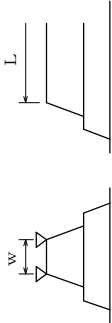
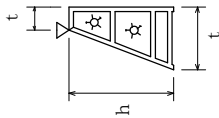
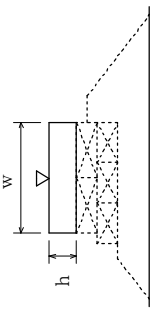
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工		本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-4-4
							表面均し	±100			
							異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500			
							荒均し	±300			
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±500			
			5		吸出し防止工		被覆均し	±300	幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		7-2-4-5
							法長 ℓ	—100			
							天端幅 w_1	—100			
							天端延長 L_1	—200			
							幅 w	—300			
			2		捨石工		延長 L	—500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-5-2
							異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500			
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300			
							法長 ℓ	—100			
							天端幅 w_1	—100			
							天端延長 L_1	—200			

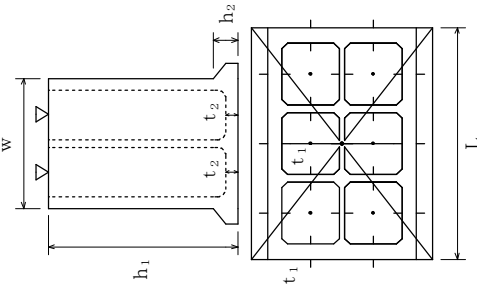
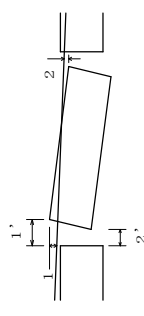
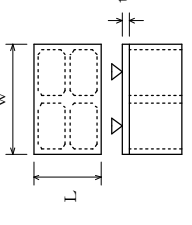
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河 川 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	5 突 堤 本 体 工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	(層積)ブロック規格26 t未満	±300		7-2-5-5
							(層積)ブロック規格26 t以上	±500		
							(乱積)	±ブロックの高さの1/2		
						天端幅 w		±ブロックの高さの1/2		
							天端延長 L	±ブロックの高さの1/2		
					石砕工	高さ h	基準高▽	±50		7-2-5-9
							厚さ t	±50		
							h < 3m	±50		
						延長 L	h ≥ 3m	±100		
								±200		
					場所打コンクリート工	基準高▽	1 施工箇所毎			7-2-5-10
							幅 w	±30		
							高さ h	±30		
							延長 L	±200		

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河 川 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	5 突 堤 本 体 工	1 1	1	ケーソン工 ケーソン工製作	バラストの基準高▽	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11
						コンクリート	±50			
						壁厚 t_1	±10	底版完成時、各壁1ヶ所		
						幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						高さ h_1	+30, -10	完成時、四隅		
						長さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						底版厚さ t_2	+30, -10	底版完成時、各室中央部1ヶ所		
						フーチング高さ h_2	+30, -10	底版完成時、四隅		
				2	ケーソン工 ケーソン工据付	法線に対する出入 $1, 2$	ケーソン重量 2000 t 未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所		7-2-5-11
						据付目地間隔 $1', 2'$	ケーソン重量 2000 t 以上 ±150	据付完了後、天端2ヶ所		
				3	ケーソン工 突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブ ロック)	基準高▽	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-11
						陸上	±50			
						水中	±30			
						厚さ t	±30			
						幅 w	±30			
						長さ L	±30			

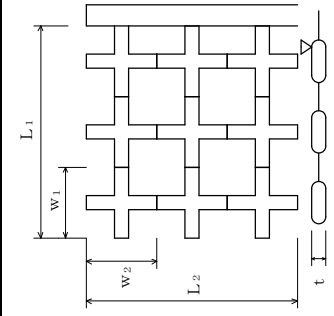
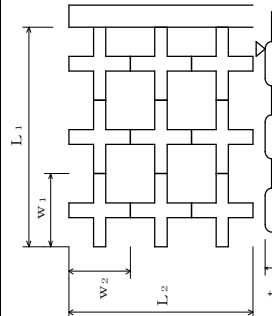
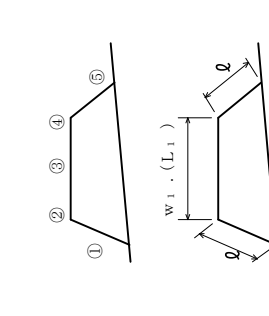
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	2	5	1	1	セルラー工 セルラー工製作	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12
						幅 w	+20, -10			
						高さ h	+20, -10			
						長さ L	+20, -10			
				2	セルラー工 セルラー工据付	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所（各段毎）		7-2-5-12
						隣接ブロックとの 間隔1'、2'	50以下			
				3	セルラー工 突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブ ロック)	基 準 高 ▽ 陸 上	±30	1室につき1ヶ所（中心）		7-2-5-12
						水 中	±50			
						厚さ t	±30			
						幅 w	±30			
						長さ L	±30			
			2		捨石工	基 準 高 ▽ 異形ブロック 据付面（乱積） の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		7-2-6-2
						異形ブロック 据付面（乱積） 以外の高さ	±300			
						法長ℓ	—100			
						天端幅 w	—100			
						天端延長 L	—200			

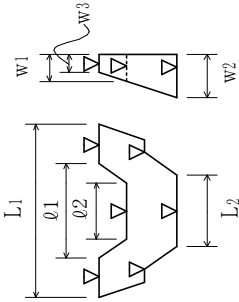
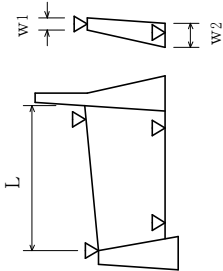
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		7-2-6-3					
							乱積	± t / 2								
						厚さ t		−20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。							
							層積	−20								
							乱積	− t / 2								
						幅 w ₁ w ₂		−200	1 施工箇所毎							
							層積	−200								
							乱積	− t / 2								
						延長 L ₁ L ₂										
							層積	±300			施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		7-2-7-3			
							乱積	± t / 2								
								7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽	厚さ t	−20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	
													幅 w ₁ , w ₂	−20		
	延長 L ₁ , L ₂		−200													
		本均し	±50									施工延長10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		7-3-3-3		
		異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500													
	3 海城堤防（人工リリーフ・離岸堤・潜堤）	3 海城堤基礎工	3		捨石工		基準高▽	異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300							
								被覆均し	±500							
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。							
							法長ℓ	−100								
							天端幅 w ₁	−100								
												天端延長 L ₁	−200			

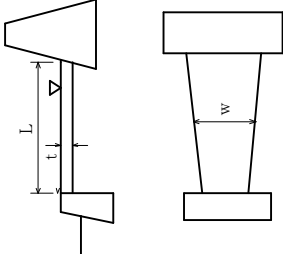
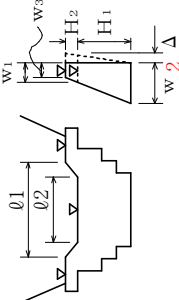
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4			鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$		8-1-3-4
							部材				
		8 コンクリート堰堤工	4			コンクリート堰堤本体工	基準高▽		±30		8-1-8-4
							天端部 堤幅	w_1, w_3 w_2	-30		
							水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2		±50		
							堤長 L_1, L_2		-100		
		6				コンクリート側壁工	基準高▽		±30		8-1-8-6
							幅 w_1, w_2		-30		
							長さ L		-100		

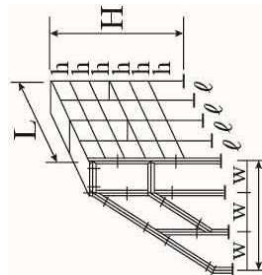
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

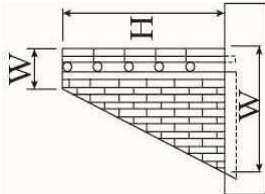
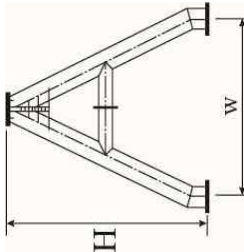
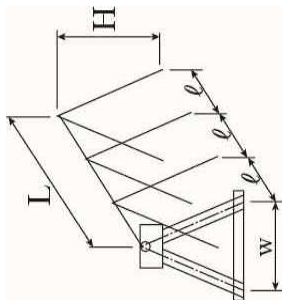
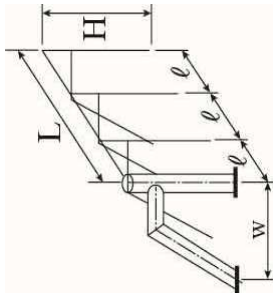
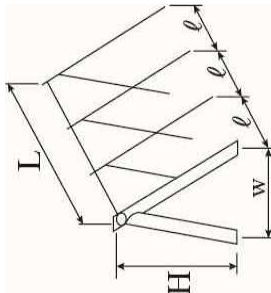
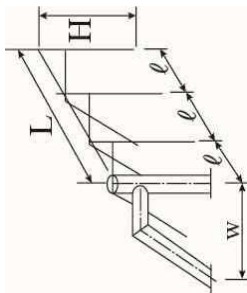
編	章	節	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工		水叩工		基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-8
						幅w	-100			
						厚さt	-30			
						延長L	-100			
	9 鋼製堰堤工	9 鋼製堰堤本体工 不透過型	1			堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウオール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-9-5
						長さ ϕ_1 , ϕ_2	±100			
						幅w ϕ_1 , w ϕ_3	±50			
						下流側倒れ△	±0.02H1			
						袖高▽	±50			
						幅w ϕ_2	±50			
						下流側倒れ△	±0.02H2			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

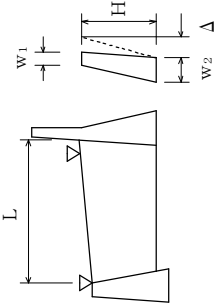
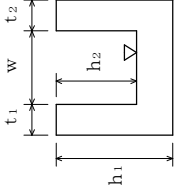
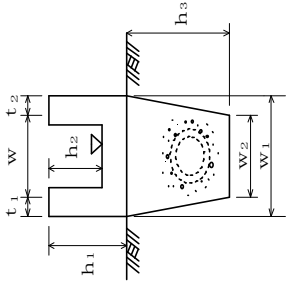
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本体工 透過型	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所 所で測定。		8-1-9-5
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			
(次頁に続く)										

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

2-5 〔本表〕出米形管理基準及心規格値																	
単位：mm																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 透過型			     									

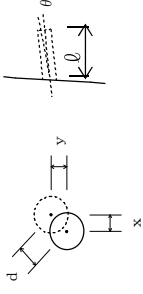
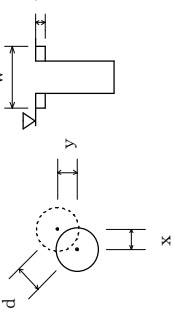
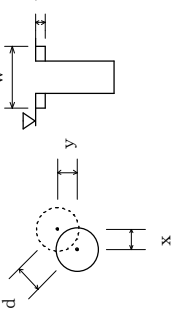
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防堰堤編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6			鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6
							長さL	±100			
							幅w ₁ , w ₂	±50			
							下流側倒れ△	±0.02H			
							高さh	-50			
							h < 3m	-50			
2 流路	5 床固め工		8			魚道工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8
							幅w	-30			
							高さh ₁ , h ₂	-30			
							厚さt ₁ , t ₂	-20			
							延長L	-200			
3 斜面对策	6 山腹水路工		4			山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4
							厚さt ₁ , t ₂	-20			
							幅w	-30			
							幅w ₁ , w ₂	-50			
							高さh ₁ , h ₂	-30			
							深さh ₃	-30			
							延長L	-200			

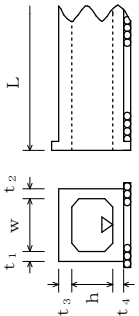
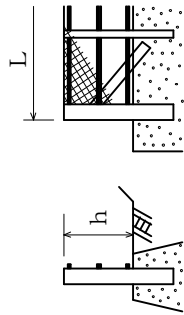
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ $\varnothing$	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5度			
			5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
						偏心量 d	150			
						長さ L	－100			
						巻立て幅 w	－50			
			6		合成杭工	巻立て厚さ t	－30	全数測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-9-6
						基準高▽	±50			
						偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			
		9 抑 止 杭 工								

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ϕ (m)	図面の寸法表示箇所所で測定。		10-1-3-2
	9 カ ル バ ー ト 工		6		場所打函渠工	基 準 高 ∇	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所所で測定。		10-1-9-6
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20			
						幅 (内法) w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延長 L	$L < 20m$			
							$L \geq 20m$			
	11 落 石 雪 害 防 止 工		4		落石防止網工	幅	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		10-1-11-4
						延 長 L	-200			
	5				落石防護柵工	高 さ h	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		10-1-11-5
						延 長 L	-200			

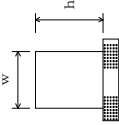
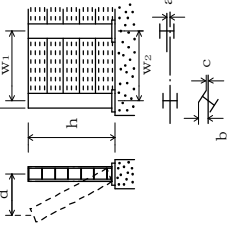
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
10 道路編	1 道路改良	1.1 落石雪害防止工	6			防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					10-1-11-6	
							延長 L	−200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。						
							基礎	幅 w ₁ , w ₂	−30	基礎1 基礎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					
								高さ h	−30						
							高								
			7			雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎					10-1-11-7	
							延長 L	−200	基礎1 基礎						
							基礎	幅 w ₁ , w ₂	−30						
								高さ h	−30						
							打込み ℓ	−10%	全数						
							埋込み ℓ	−5%							

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	1 道 路 改 良	1 2 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工	幅	— 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-12-4
						高	— 30			
						延	— 200	1 施工箇所毎		
						支柱	間隔 w_1, w_2			
						支柱	ずれ a			
			5		遮音壁本体工	支柱	ねじれ b - c	施工延長 5 スパンにつき 1 ヲ所		10-1-12-5
						支柱	倒れ d			
						支柱	$h \times 0.5\%$			
						高	+ 30, - 20			
						延	— 200	1 施工箇所毎		

2-5 〔本表〕出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10)			
							中規模 以上	小規模 以下				
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割 で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り 起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければな らないとともに、10個の測定値の平均 値(X10)について満足しなければな らない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用 しない。	10-2-4	
						厚さ	t < 15cm	—30				—10
							t ≥ 15cm	—45				—15
						幅	—100					—
					歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	—9	—3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で 測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ 所コア一を採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければな らないとともに、10個の測定値の平均 値(X10)について満足しなければな らない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用 しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	10-2-4	
						幅	—25	—				

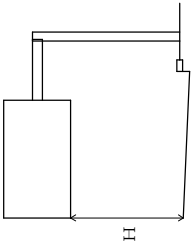
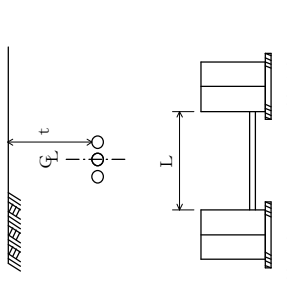
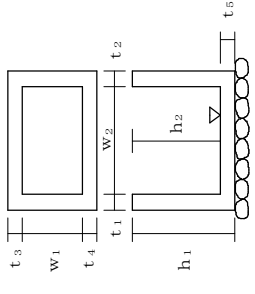
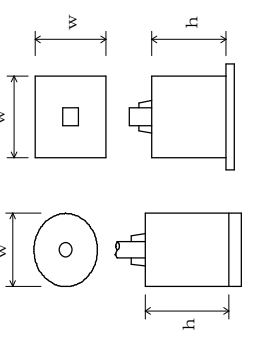
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1.0 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工		基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
							延長L	－200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							基準高▽	±20	1ヶ所／1踏掛版		
		7 踏 掛 版 工	4			コンクリート工	各部の厚さ	±20	1ヶ所／1踏掛版		10-2-7-4
							各部の長さ	±30	1ヶ所／1踏掛版		
							各部の長さ	±20	全数		
							厚さ	—			
							中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長		±20	全数		
						9 標 識 工	4	1	大型標識工 標識基礎工		
		高さ h	－30								

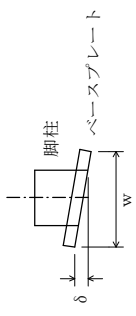
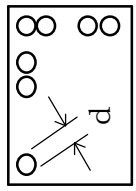
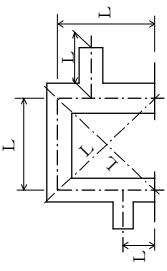
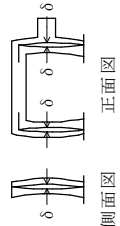
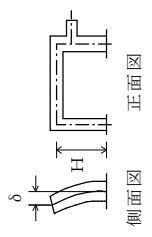
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 標識柱工	設置高さH	設計値以上	1ヶ所／1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-9-4
	1 2 道路付属施設工	5	1	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所 接続部間毎で全数		10-2-12-5
						延長 L	－200			
		2			ケーブル配管工 ハンドホール	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
						※厚さ t ₁ ～t ₅	－20			
						※幅 w ₁ , w ₂	－30			
						※高さ h ₁ , h ₂	－30			
		6			照明工 照明柱基礎工	幅 w	－30	1ヶ所／1施工箇所		10-2-12-6
						高さ h	－30			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3			鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3
							ベースプレート	± 2	全数を測定。		10-3-3-3
									全数を測定。		
							孔の位置	$0 \sim 5$			10-3-3-3
							孔の径 d				
							柱の中心間隔、 対角長 L (m)	$\pm 5 \dots L \leq 10\text{m}$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20\text{m}$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \dots 20\text{m} < L$	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3
							はりのキャンバー 及び柱の曲がり δ (mm)	$L/1000$	各主構の各格点を測定。		
							柱の鉛直度 δ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H : 高さ (m)		10-3-3-3

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm						測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8	種	工 橋台躯体工	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施すること		10-3-6-8
						基準高▽		
						厚さ t		
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)		
						天端幅 w ₂ (橋軸方向)		
						敷幅 w ₃ (橋軸方向)		
						高さ h ₁		
						胸壁の高さ h ₂		
						天端長 ℓ ₁		
						敷長 ℓ ₂		
						胸壁間距離 ℓ		
						支間長及び中心線の変位		
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10～-20
							平面位置	±20
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

2-5「本表」出来形管理基準及び規格値																																
単位：mm		橋脚中心間距離		支間長		天端長		敷長		橋脚中心間距離		支間長及び中心線の変位		支 承 部 箱 抜 き 規 格 値 の		測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所		摘 要								
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 張出式 重力式 半重力式	基準高▽	±20	厚さ t	−20	天端幅 w ₁ (橋軸方向)	−20	敷幅 w ₂ (橋軸方向)	−50	高さ h	−50	天端長 l ₁	−50	敷長 l ₂	−50	橋脚中心間距離 l	±30	支間長及び中心線の変位	±50	計画高	+10〜−20	平面位置	±20	アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-7-9

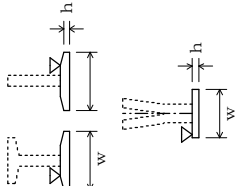
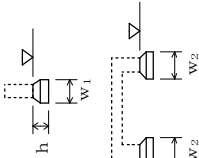
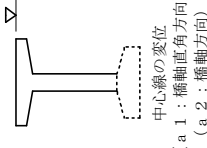
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 ラーメン式	橋脚躯体工 ラーメン式	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-7-9		
							厚さ t	-20					
							天端幅 w ₁	-20					
							敷幅 w ₂	-20					
							高さ h	-50					
							長さ l	-20					
							橋脚中心間距離 l	±30					
							支間長及び 中心線の変位	±50					
							支 承 部 箱 抜 き 規 格 値 の ア ン カ ー ボ ル ト の 鉛 直 度	計画高				+10～-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。
								平面位置				±20	
								アンカーボルト孔の鉛直度				1/50以下	

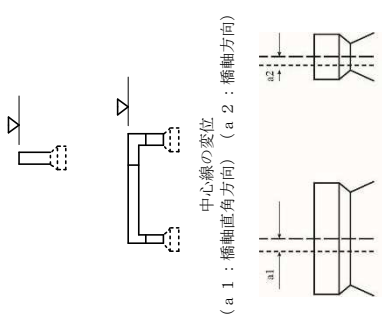
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 I型・T型	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅w (橋軸方向)	-50			
						高さh	-50			
						長さℓ	-50			
				2	橋脚フーチング工 門型	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅w ₁ , w ₂	-50			
						高さh	-50			
			10	1	橋脚架設工 I型・T型	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
						橋脚中心間距離ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 門型	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)	10-3-8-10
						橋脚中心間距離 $\varnothing$	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			
			11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※±5	主桁、主槽の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11
	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部材	$\pm 3 \cdots \varnothing \leq 10$ $\pm 4 \cdots \varnothing > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		10-4-3-9
						部材長 $\varnothing$ (m)				

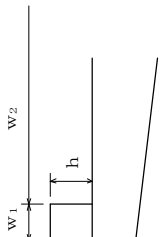
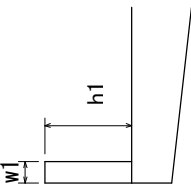
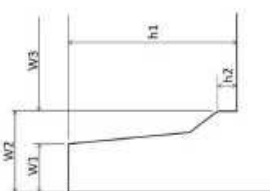
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 鋼製支承		据付け高さ(注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)		10-4-5-10
							可動支承の移動可能量(注2)	設計移動量以上	支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。		
							支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 鋼橋 ±5 ±(4+0.5×(B-2))	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付け時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
							水平度 橋軸方向 橋軸直角方向	1/100			
							可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5			
							可動支承の機能確認(注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			
				2	支承工 ゴム支承		据付け高さ(注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)		10-4-5-10
							可動支承の移動可能量(注2)	設計移動量以上	上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。		
							支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 鋼橋 ±5 ±(4+0.5×(B-2))	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付け時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
							水平度 橋軸方向 橋軸直角方向	1/300			
							可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5			
							可動支承の機能確認(注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			

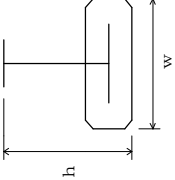
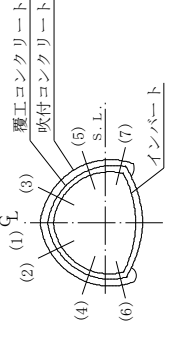
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の 削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3
						アンカーボルト定着長	-20以内かつ -1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		
						地覆の幅 w_1	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-5
			5		地覆工	地覆の高さ h	-10～+20			
						有効幅員 w_2	0～+30			
			6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w_1	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
						地覆の幅 w_2	-10～+20			
						高さ h_1	-20～+30			
						高さ h_2	-10～+20			
			8		検査路工	有効幅員 w_3	0～+30			
								1 ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
						幅	±3			
						高さ	±4			

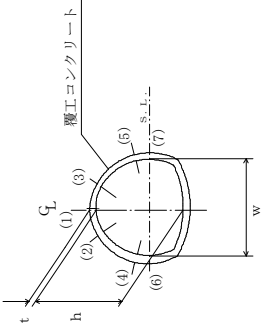
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工 現場	幅w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスト シング後測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		10-5-6-2
						高さh	10 -5			
						桁長 ℓ スパン長	ℓ<15…±10 ℓ≧15…±(ℓ-5) かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
	6 トンネル (N A T M)	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。 ただし、良好な岩盤で施工 端部、突出部等の特殊な箇所は 設計吹付け厚の1/3以上を確保 するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 (注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル 技術基準 (構造編)・同解説」にいう 地盤等級 A 又は B に該当する地盤とす る。		10-6-4-3
						位置間隔	—			
						角度	—			
						削孔深さ	—			
			4		ロックボルト工	孔径	—	施工延長40m毎に断面全数検測。		10-6-4-4
						突出量	プレート下面 から10cm以内			

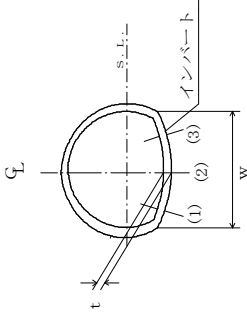
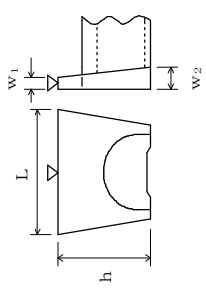
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

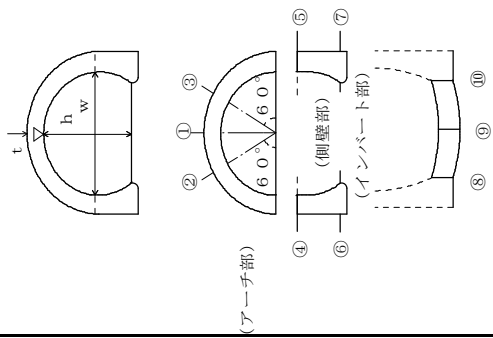
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。		10-6-5-3
						幅 w (全幅)	-50	(2) 厚さ		
						高さ h (内法)	-50	(4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。		
						厚さ t	設計値以上	(5) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						延長 L	—	(6) 検測孔による巻厚の測定は図の100mlに1ヶ所の割合で行う。 (1) は40mlに1ヶ所、(2) ～ (3) は100mlに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
			5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		10-6-5-5
						厚さ t	-30			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

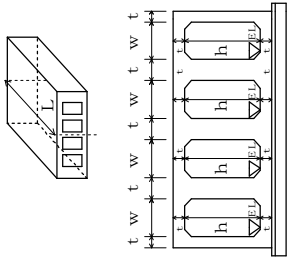
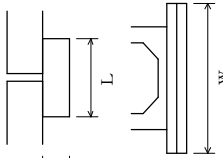
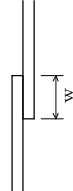
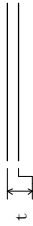
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	6 インバート工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	—50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (5) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4
						厚さ t	設計値以上			
						延長 L	—			
	8 坑門工	4			坑門本体工	基準高▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		10-6-8-4
						幅 w ₁ , w ₂	—30			
						高さ h	h < 3m			
							h ≥ 3m			
						延長 L	—200			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

2-5「本表」出来形管理基準及び規格値											
単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	道 路 編	6	ト ン ネル (N A T M)	8	坑 門 工		基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5
							幅w (全幅)	-50			
							高さh (内法)	-50			
							厚さ t	-20			
							延長 L	—			

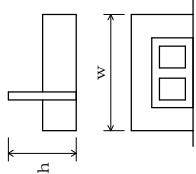
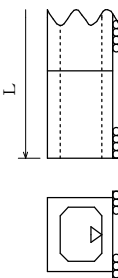
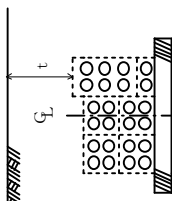
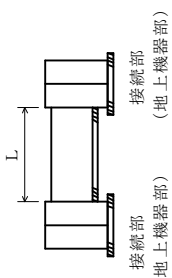
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工事	2			現場打躯体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-2
							厚さ t	-20			
							内空幅 w	-30			
							内空高 h	±30			
							ブロック長 L	-50			
			4			カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-4
							幅 w	-20			
							長さ L	-20			
			5	1	防水工 防水		幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底板・側壁・頂版にて測定。		10-11-6-5
				2	防水工 防水保護工		厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		10-11-6-5

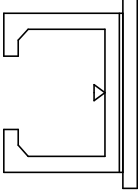
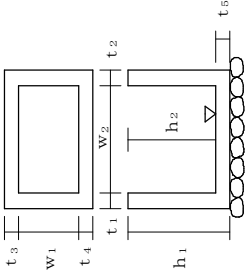
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 0	1 1	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 防水壁		高さ h	－20	図面の寸法表示箇所で測定。		10-11-6-5	
							幅 w	±50				
							厚さ t	－20				
		7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工		基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2	
							延長 L	－200				
									延長：1 施工箇所毎			
	1 2	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工 管路部		埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-2	
							延長 L	－200				
									接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センサーで測定】			

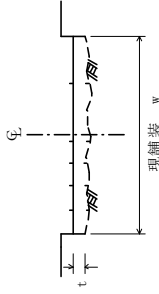
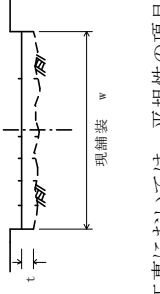
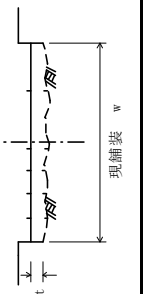
2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工 特殊部	基準高▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-3
		6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m ² プロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			
						厚さ t (オーバーレイ)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		10-14-4-5
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m ² プロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			
						厚さ t (オーバーレイ)	-30				
			7		路上再生工	幅 w	-50		幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7
						延長 L	-100				

2-5 [本表]出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼げた トラス弦材	10-16-3-4
							床組など		構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ ：部材長 (mm)		10-16-3-4

3 品質管理基準

3-1 目的等

この品質管理基準は、「土木工事共通仕様書」に規定する土木工事の品質管理の基準及び規格値を定めたものである。

3-1-1 目的

この基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工事目的物の品質規格の確保を図ることを目的とする。

土木工事の施工に当たっては、設計図書や特記仕様書並びに土木工事共通仕様書、また各種指針・要綱に明示されている材料の形状寸法、品質、規格等を十分満足し、かつ経済的に作り出す為の管理を行う必要がある。本基準は、それらの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものである。

3-1-2 適用

この基準は、福岡県県土整備部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合、または、基準が定められていない場合については、事前に監督員と協議の上、他の基準等による規格等を適切に定めた上で品質管理を行うものとする。

3-1-3 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、品質管理計画及び品質管理担当者を定めなければならない。
- (2) 品質管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な品質管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、試験等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、試験等の結果をその都度品質管理表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

3-1-4 管理項目及び方法

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて品質管理図表等を作成するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、「その他」となっている試験項目は、設計図書で指定するもの及び監督員が指示するものを実施するものとする。

なお、「試験成績書等による確認」に該当する試験項目は、試験成績書やミルシート

によって規定の品質（規格値）を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収を実施しなければならない。

3-1-5 規格値

受注者は、品質管理基準により測定した各実測（試験・検査）値は、すべて規格値を満足しなければならないものとする。

3-2 品質管理上の留意点

3-2-1 計画及び実施

- （1） 品質管理資料として、主に作成する書類は以下のとおりである。
 - 1） 品質管理総括表（中間検査時に提示とし、工事完成時に提出）
 - 2） 品質管理図表（施工中は提示とし、工事完成時に提出）
 - 3） 材料品質証明資料（設計図書で指定した材料がある場合提出）
- （2） 着工に先立ち、土木工事施工管理基準等関係規定及び契約図書に基づき、試験又は測定項目、試験頻度、試験回数、規格値等を記入した品質管理計画表を作成する。
- （3） 試験及び測定項目の決定にあたっては、「必須」「その他」「公的試験機関での品質管理試験」の試験区分、特別な場合の適用除外工事等が規定されているので、留意の上計画する。
- （4） 試験又は測定以外に、材料及び二次製品については品質証明書、カタログ、見本、試験成績書等の提出又は承諾が必要であるので、土木工事共通仕様書、特記仕様書、本書第3編施工管理4材料承認を熟読のうえ対処する。
- （5） 「コンクリートの耐久性向上対策について」「土木工事における建設資材の品質管理について」、並びに「道路土工の各種指針」「コンクリート標準示方書」「舗装設計施工指針」等の関係規定を把握して計画し、実施に反映させる。

3-2-2 管 理

- （1） 管理計画に基づき作業標準を定め、試験又は測定を行い直ちに試験成績書、品質管理図表を作成する。

異常がある場合にはその原因の究明と対策を講ずる。

3-3 品質管理資料（作成例）

品質管理総括表（完成検査対象用）

工事名 ○○地区工事

測定者 ○ ○ ○ ○

工種	種別	試験項目		試験基準	施工規模	測定回数		規格値	測定値			摘 要
						計画	実施		最大値	最小値	平均	
土工	盛土・路床	土の締固め試験	最大乾燥密度	当初及び土質の変化した時	2,300	1	1	－	－	－	2.106	
		〃	最適含水比	〃	2,300	1	1	－	－	－	9.3	
		CBR試験		〃	2,300	1	1	12以上				
		現場密度の測定	現場密度	500m3につき1回	2,300	5	5	－	1.993	1.936	1.969	
		〃	含 水 比	〃	2,300	5	5	－	4.7	5.2	4.9	
		〃	締固め度	〃	2,300	5	5	90%以上	94.6	91.9	93.5	
路盤工	下層路盤	締固め試験	最大乾燥密度	施工前及び材料変更時	5,500	1	1	－	－	－	2.223	
		〃	最適含水比	〃	5,500	1	1	－	－	－	5.6	
		修正CBR試験		〃	5,500	1	1	20%以上	－	－	50.5	
		土の液性限界・塑性限界試験			5,500	1	1	塑性指数 P16以下	－	－	NP	
		ふるい分け試験			5,500	1	1	－	－	－	－	別紙
		現場密度の測定	現場密度	1000m3に1回	5,500	6	6	－	2.178	2.118	2.146	
		〃	含 水 比	〃	5,500	6	6	－	5.0	4.3	4.6	
		〃	締固め度	〃	5,500	6	6	γ _{dmax} の93%以上 X1095%以上 X1095%以上	98.0	97.3	97.5	
コンクリート	2418120	スランプ		圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められた時	155	2	2	8±2.5cm	8.2	7.0	7.6	
		空気量			155	2	2	4.5±1.5%	4.4	3.6	4.0	
		圧縮強度		別途規定による	155	2	2	24N/mm ² 以上	28.3	26.5	27.4	公的σ7,σ28各2 自主σ7,σ28各2
		塩分量		午前・午後2回	155	2	2	0.3kg/m ³ 以下	0.010	0.008	0.009	
		単位水量		午前・午後2回	155	2	2	配合設計±15kg/m3	164.0	156.0	160.0	

品質管理図表

工種 現場打ち擁壁工

種別 18-8-40

測定者

○○○○

測点	略図															
設計値との差	+10															
	0															
-10																
測定項目	圧縮強度 28日標準				圧縮強度 28日標準				圧縮強度 28日標準				圧縮強度 28日標準			
	規格値	18.0 N/mm ²	設計値	実測値	規格値	18.0 N/mm ²	設計値	実測値	規格値	18.0 N/mm ²	設計値	実測値	規格値	18.0 N/mm ²	設計値	実測値
測定又は区別					測定又は区別				測定又は区別				測定又は区別			
平均値	18.0	20.6	+2.6		2月1日	18.0	20.5	+2.5	3月4日	18.0	20.6	+2.6	3月4日	18.0	20.6	+2.6
最大値	18.0	21.4	+3.4		2月2日	18.0	20.2	+2.2	3月5日	18.0	20.4	+2.4	3月5日	18.0	20.4	+2.4
最小値	18.0	20.2	+2.2		2月3日	18.0	21.4	+3.4	3月6日	18.0	20.9	+2.9	3月6日	18.0	20.9	+2.9
最多値	18.0	20.6	+2.6		2月8日	18.0	20.6	+2.6								
データ数			n=13		2月9日	18.0	20.2	+2.2								
標準偏差			m=±0.36		2月10日	18.0	20.6	+2.6								
					2月18日	18.0	20.4	+2.4								
					2月19日	18.0	20.2	+2.2								
					2月27日	18.0	21.1	+3.1								
					2月28日	18.0	20.6	+2.6								

品質管理図表

工 種 現場打ち擁壁工

種 別 18-8-40

測定者

〇〇 〇〇

測 点	略 図											
設計値との差	+10											
	0											
-10												
測定項目	圧縮強度 28日標準	測定項目	圧縮強度 28日標準	測定項目	圧縮強度 28日標準	測定項目	圧縮強度 28日標準	測定項目	圧縮強度 28日標準	測定項目	圧縮強度 28日標準	測定項目
規格値	18.0 N/mm ²	規格値	18.0 N/mm ²	規格値	18.0 N/mm ²	規格値	18.0 N/mm ²	規格値	18.0 N/mm ²	規格値	18.0 N/mm ²	規格値
測定又は区別	設計値	測定又は区別	設計値	測定又は区別	設計値	測定又は区別	設計値	測定又は区別	設計値	測定又は区別	設計値	測定又は区別
平均値	18.0	20.6	+2.6	18.0	20.5	+2.5	18.0	20.6	+2.6	18.0	20.6	+2.6
最大値	18.0	21.4	+3.4	18.0	20.2	+2.2	18.0	21.4	+3.4	18.0	20.4	+2.4
最小値	18.0	20.2	+2.2	18.0	21.4	+3.4	18.0	20.6	+2.6	18.0	20.9	+2.9
最多値	18.0	20.6	+2.6	18.0	20.2	+2.2	18.0	20.6	+2.6	18.0	20.9	+2.9
データ数		n=13		2月10日	2月10日	2月10日	2月10日					
標準偏差		m=±0.36		2月18日	2月18日	2月18日	2月18日					
				2月19日	2月19日	2月19日	2月19日					
				2月27日	2月27日	2月27日	2月27日					
				2月28日	2月28日	2月28日	2月28日					

品質管理図表
(参考様式)

コンクリート圧縮強度成果一覧表

($\sigma 28$)

工事名 ○○地区構造物設置工事

請負者 ○○建設(株)

18-8-40

測定者 ○○ ○○○

番号	供試体採取日	第4週 強度試験日	測定値 X_1 X_2 X_3	計 Σ	平均値 $\bar{X}$	移動範囲 R_s	摘要
1	9 3	10 1	23.5 24.0 23.4	70.9	23.6	—	1号モタレ式擁壁 (フーチング)
2	9 5	10 3	22.2 22.8 22.6	67.6	22.5	1.1	〃
3	9 9	10 7	23.3 23.7 22.6	69.6	23.2	0.7	1号モタレ式 (立上り)
4	9 13	10 11	23.8 23.5 24.1	71.4	23.8	0.6	3号モタレ式 (フーチング)
5	9 16	10 14	22.6 22.4 22.6	67.6	22.5	1.3	重力式擁壁
6	9 19	10 17	24.0 24.4 24.1	72.5	24.2	1.7	1号モタレ式 (立上り)
19	11 28	12 26	21.7 21.8 21.9	65.4	21.8	0.2	〃
20	11 28	12 26	21.4 21.2 21.2	63.8	21.3	0.5	重力式擁壁
21	12 1	12 29	22.2 21.4 21.5	65.1	21.7	0.4	2号モタレ式 (立上り)

移動範囲 max=24.2 min=21.3 $\bar{X}=22.65$ $\bar{R}_s=0.57$

コンクリート品質管理工程能力図

〇〇道路改良工事

(スランプ、空気量)

試験番号	1	2	3	4	5	6		22	23	24	25			計	平均
試験月日	7/3	7/4	7/5	7/9	7/11	7/13		9/8	9/13	9/14	9/16				
気温	最高	29.3	28.6	29.6	27.3	29.6	28.8		30.0	29.0	28.3	29.0			
	最低	18.3	17.5	18.3	17.9	18.1	18.6		20.3	19.9	19.8	22.0			
気温管理図	+30														
	+20														
	+10														
	0														
	-10														
測定値	SL	9.0	9.0	8.5	8.0	7.5	8.5		8.0	7.5	7.0	8.5		200.5	8.0
	Air	4.6	4.5	4.4	4.3	4.3	4.4		4.2	4.8	4.5	4.7		110.0	4.4
スランプ管理図	+3.0														
	+2.0														
	+1.0														
	8cm														
	-1.0														
	-2.0														
空気量管理図	+1.5														
	4.5%														
	-1.5														
打設箇所	1号モタレ式擁壁フーチング				2号モタレ式擁壁フーチング				重力式擁壁	A ₁ 橋 台フーチング	A ₁ 橋 台躯体	A ₂ 橋 台フーチング			
	” 躯体				” 躯体										

コンクリート中の塩分測定表

No. _____

工 事 名 ○○地区道路改良工事
 請負業者名 ○ ○ 建 設 (株)
 測定番号 ○ ○

測定者氏名	○ ○ ○ ○	試験	測定値 (%)	塩分量
立会者氏名	○ ○ ○ ○	番号	又は測定器によつては空欄	(kg/m^3)
測定年月日	○○年○○月○○日	1		0.056
工 種	擁 壁 工	2		0.064
コンクリートの種類	標準品 21-8-20	3		0.052
コンクリートの製造会社名	○○生コンクリート(株)	計		0.172
セメントの種類	高 炉 B	平均値 =		0.057
測定器名	○ ○ ○ ○	(測定値)		

コンクリート配合表 (kg/m^3)

セメント	水	細骨材	粗骨材	混和材 (種類も記入)	水セメント比	細骨材率
286	163	849	1,109	715ml (AE減水剤)	57%	46%

備考：測定結果に対する処置を講じた事項等を記入する。

注) 塩分濃度を(%)で測定した場合は、次式で塩分量を求める
 塩分量 (kg/m^3) = 単位水量 (kg/m^3) × 測定値 ÷ 100

品質管理に関する協議書

月 日 ○年 ○月 ○○日
協議場所 ○ ○ ○ ○
協議者 現場代理人
 ○○ブロック工場試験室責任者

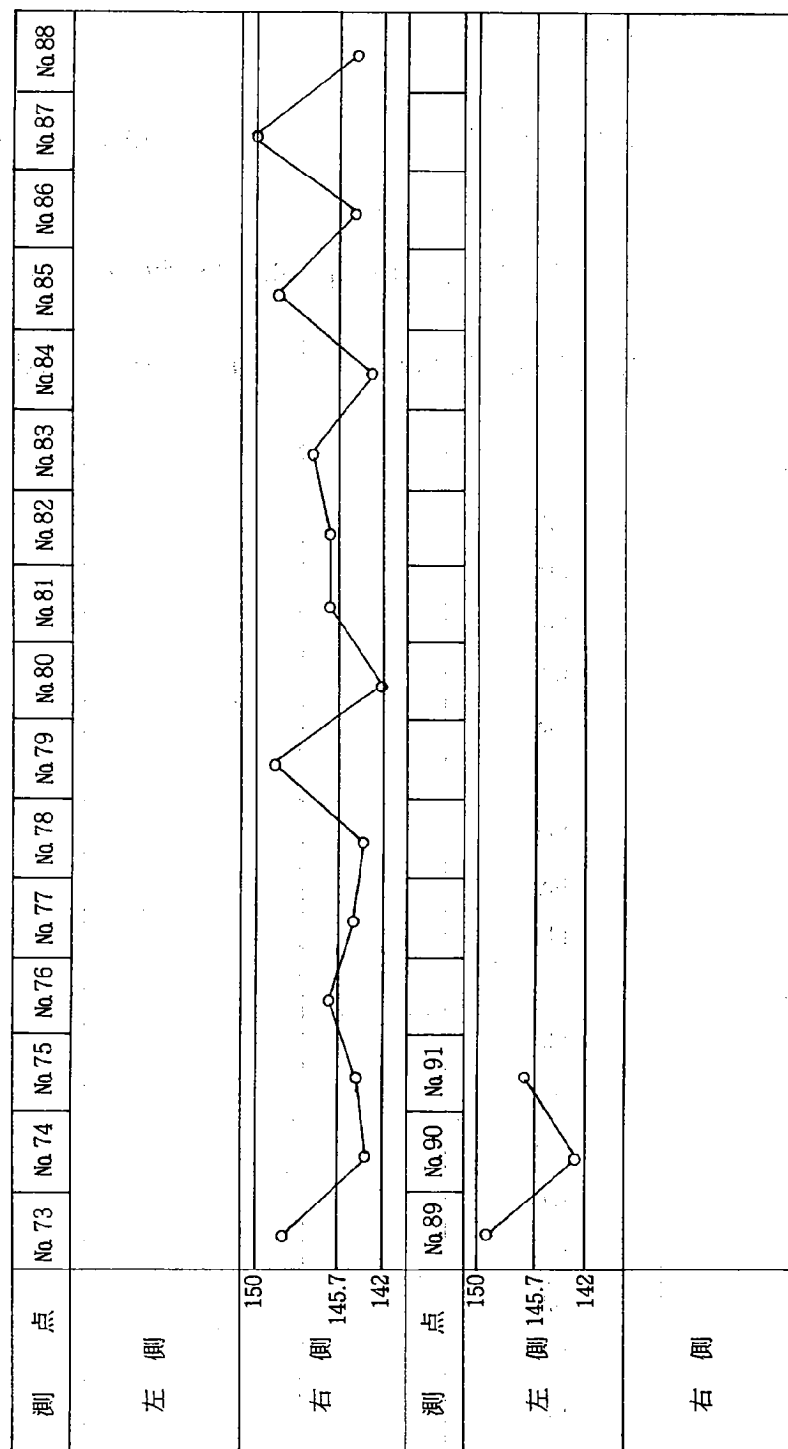
協議内容

- 1) 納入する製品名 コンクリート積みブロック
- 2) 検査方法 (形状寸法)
 - a : 検査単位 : 縦・横・控
 - b : 品質標準 : 縦 $SU + 3\text{ mm}$ $SL - 3\text{ mm}$
 横 $SU + 3\text{ mm}$ $SL - 3\text{ mm}$
 控 $SU + 5\text{ mm}$ $SL - 5\text{ mm}$
 - c : 測定方法 : 現場でノギスで測定する。
 - d : P_0 , P_1 の指定 : $P_0 = 0.125\%$ $P_1 = 5\%$
 - e : 検査ロット : 使用予定全個数
 - f : 標準偏差 : 当社実績値より縦 $= 0.34$
 横 $= 0.31$
 控 $= 1.40$ を用いる。
 - g : 試料の大きさ : $N = 5$
 - h : 合格判定値 : $XU = SU - K\sigma$ $XL = -SU + K\sigma$
 縦 $XU = 3 - 2.25 \times 0.34 = 2.2$
 $XL = -3 + 2.25 \times 0.34 = -2.2$
 横 $XU = 3 - 2.25 \times 0.31 = 2.3$
 $XL = -3 + 2.25 \times 0.31 = -2.3$
 控 $XU = 5 - 2.25 \times 1.40 = 1.9$
 $XL = -5 + 2.25 \times 1.40 = -1.9$
 以上より
 縦 $297.8 < \bar{X} < 303.2$
 横 $397.7 < \bar{X} < 403.2$
 控 $348.1 < \bar{X} < 351.9$
 - i : 合否の判定 : 5 個の平均値 $\bar{X}$ が、上記の判定値を満足すればそのロットを合格とし、不合格の場合は、そのロットを全数検査し、不合格品は返品する。
- 3) 検査方法 (圧縮強度)
 - a : 検査単位 : コアー圧縮強度
 - b : 品質標準 : $SL = 18$
 - c : $P =$ 指定 : 5 (0.00125)
 - d : ロットの形成 : 形状寸法と同じ
 - e : 標準偏差 : 当社実績値より 2.5 N/mm^2 を用いる。
 - f : 試料の大きさ : $N = 5$
 - g : 合格判定値 : $XL = m - Td (\sigma / \sqrt{5})$
 $(m = 18 + 3 \times 2.5 = 25.5)$
 $XL = 25.5 - 1.282 (2.5 / \sqrt{5})$
 $= 24.1\text{ N/mm}^2$
 - h : 合否の判定 : 5 個の平均値 $\bar{X}$ が、上記の判定値を満足すればそのロットを合格とし、不合格の場合は、そのロットから別に 5 個抜き取り、再検査を行う。

工事名 ○○地区舗装工事 工事箇所 ○○○○ 試験月日 ○年○○月○○日 試験者 ○○○○					
アスファルト混合物の温度					
測 点	初期転圧の温度	摘 要	測 点	初期転圧の温度	摘 要
No. 73	148				
No. 74	143				
No. 75	144				
No. 76	146				
No. 77	145				
No. 78	144				
No. 79	148				
No. 80	142				
No. 81	146				
No. 82	146				
No. 83	147				
No. 84	143				
No. 85	148				
No. 86	145				
No. 87	150				
No. 88	145				
No. 89	149				
No. 90	143				
No. 91	146				
Σ =	2768	}			
n =	19				
$\bar{X}$ =	145.7				

〇〇地区舗装工事

初 転 圧 温 度



〇〇地区舗装工事

採取コアー試験 総括表

基準密度=2,330

測 点	厚 さ (cm)				(cm)	(ℓ/cm^3)	(%)
	X ₁	X ₂	X ₃	X ₄	平均厚	密 度	締固め度
No. 74 (右)	5.2	5.1	5.1	5.2	5.15	2,317	99.4%
No. 80 (中)	5.0	5.0	4.9	4.8	4.92	2,268	97.3%
No. 87 (左)	5.8	5.9	5.9	5.6	5.80	2,278	97.8%
No.							
No.							
No.							
No.							
No.							
No.							
No.							
No.							
$\bar{X}_3$					5.29		98.2%

Max 5.9cm

Min 4.8cm

Max 99.4%

Min 97.3%

〇〇地区舗装工事

現場密度試験総括表

粒度調整路盤工

rdmax 2,110 (g/cm³)

測 点	含 水 比 (%)	乾燥密度 (g/cm ³)	締 固 め 度 (%)
No. 7 3	7.0 %	2,062	97.7%
No. 8 0	6.8 %	2,076	98.4%
No. 9 0	7.3 %	2,052	97.3%

Max 7.3%
Min 6.8%
X 7.03%

Max 98.4%
Min 97.3%
X 97.8%

現場密度試験結果表

	No.73	No.80	No.90	
含 水 比	7.0%	6.8%	7.3%	$\bar{X} 3=7.03\%$
締 固 め 密 度	2,062 97.7%	2,076 98.4%	2,052 97.3%	$\bar{X} 3=97.8\%$ (96.5%以上)

トルシア型高力ボルト現場予備試験

工 事 名	〇〇橋上部工桁架設工事						
請 負 者 名	〇〇〇〇〇 ㈱			ボルトメーカー名	〇〇〇〇 ㈱		
締付け予定箇所	主桁 G ₂ J ₁ ~ J ₃			ボルトの種類	S10T・M22×75		
試験年月日	〇年〇〇月〇〇日			ロット番号	UN〇-〇〇〇〇		
天候・気温	晴れ 20℃			締付標準軸力	N=222KN		
検 定 者	〇〇〇〇			締付機種番号	〇〇〇〇		
				軸力計機種番号	〇〇〇〇		
	X1	X2	X3	X4	X5	$\bar{X}$	R
軸 力	226	221	223	223	221	223	5
軸力標準偏差 $\sigma = \frac{R}{d_2} = \frac{5}{2.33} = 2.15$ ($d_2 = 2.33$) 軸力変動係数 $C.V = \frac{\sigma}{\bar{X}} \times 100 = \frac{2.15}{223} \times 100 = 1.0\%$							
合 否 判 定	下限値 208 $\leq \bar{X} = 223 \leq$ 上限値 244						Ⓐ・否
	C.V = 1.0% $\leq$ 5.0%						Ⓐ・否
記 事							

高力ボルト現場予備試験

○年○月○日

工 事 名	〇〇橋上部工桁架設工事	測 定 者	〇〇 〇〇
天 候 ・ 気 温	晴れ 25℃	設 計 軸 力	201KN
ボルトの種類	F10T M22	目 標 軸 力	222KN
工場トルク係数	0.123	軸 力 計	〇〇〇〇〇〇
締付け予定箇所	主桁 (P ₁ ~P ₂)	トルクレンチ	〇〇〇〇〇〇

ボルトのNo.	ボルト寸法(mm)	軸 力 (KN)	トルク (Km)	トルク係数 (K)
1	M=22	216	598	0.126
2	〃	216	628	0.132
3	〃	215	569	0.120
4	〃	219	598	0.124
5	〃	221	618	0.127
合 計				0.629
平 均 (K)				0.126
バ ラ ツ キ	$KmX - Kmin = 0.012 < 0.025$			
目標トルク値 (TO)	$TO = K \times \phi \times N = 0.126 \times 22 \times 222 = 615.4 \div 615$			
許容トルク値 (TA)	$TA = TO \times (1 \pm 0.1) = 554 \sim 677$			
備 考				

請負人 〇〇コンクリート株式会社

IV—198

管 理 限 界 の 修 正

番 号	桁番号	ケーブル 番号 (n)	$\dot{\mu}$	$\bar{\mu} - \dot{\mu}$	$(\bar{\mu} - \dot{\mu})^2$
1	1	C 1	0.22	0.02	0.0004
2		C 2	0.23	0.01	0.0001
3		C 3	0.26	−0.02	0.0004
4		C 4	0.23	0.01	0.0001
5	2	C 1	0.21	0.03	0.0009
6		C 2	0.27	−0.03	0.0009
7		C 3	0.25	−0.01	0.0001
8		C 4	0.19	0.05	0.0025
9	3	C 1	0.23	0.01	0.0001
10		C 2	0.25	−0.01	0.0001
11		C 3	0.24	0	0
12		C 4	0.27	−0.03	0.0009
13	4	C 1	0.24	−0.05	0.0025
14		C 2	0.27	−0.03	0.0009
15		C 3	0.25	−0.01	0.0001
16		C 4	0.24	0	0
17	5	C 1	0.26	−0.02	0.0004
18		C 2	0.27	−0.03	0.0009
19		C 3	0.21	0.03	0.0009
20		C 4	0.25	−0.01	0.0001
21	6	C 1	0.23	0.01	0.0001
22		C 2	0.24	0	0
23		C 3	0.23	0.01	0.0001
24		C 4	0.20	0.04	0.0016
$\Sigma \dot{\mu}$			5.79		0.0141
平 均			$\bar{\mu} = \frac{\Sigma \dot{\mu}}{n} = 5.79/24 \doteq 0.24$		
標 準 偏 差			$\sigma = \sqrt{\frac{\Sigma(\bar{\mu} - \dot{\mu})^2}{n - 1}} = \sqrt{0.0141/23} \doteq 0.025$		

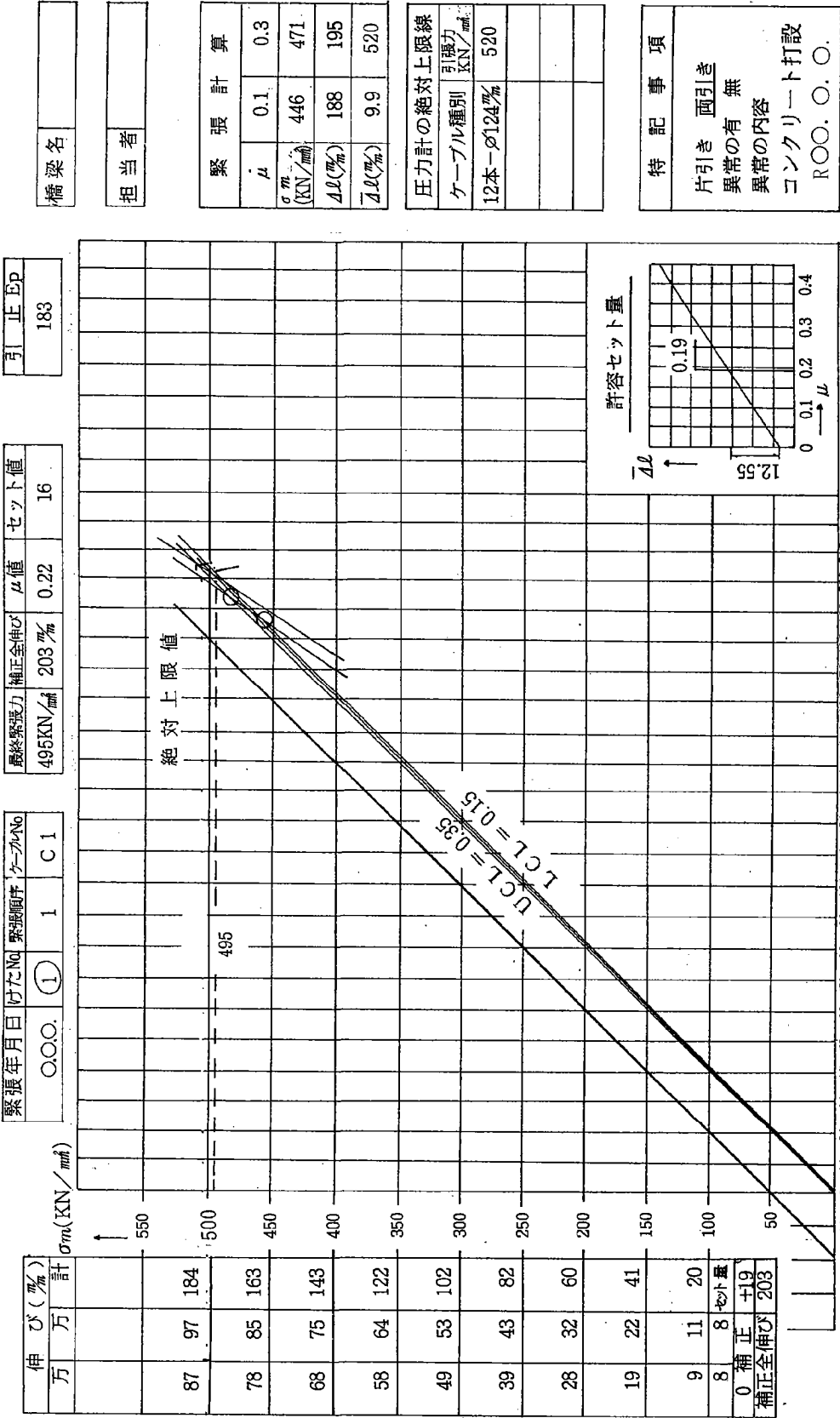
※ ケーブル 1 本ごとの管理限界線の修正

中 心 線 $\bar{\mu} = 0.24$
 上方管理限界線 $\bar{\mu} + 2\sigma = 0.24 + 0.05 = 0.29$
 下方管理限界線 $\bar{\mu} - 2\sigma = 0.24 - 0.05 = 0.19$

※ ケーブルグループの管理限界線の修正

中 心 線 $\bar{\mu} = 0.24$
 上方管理限界線 $\bar{\mu} + 2\sigma/\sqrt{n} = 0.24 + 0.01 = 0.25$
 下方管理限界線 $\bar{\mu} - 2\sigma/\sqrt{n} = 0.24 - 0.01 = 0.23$

ケーブル本毎の管理図



試験緊張PC鋼材の見かけのヤング係数Epの計算表

施工会社名 ○○コンクリート株式会社
工 事 名 ○○橋上部工工事

測定 順序	番 号	緊張 方向	ℓ mm	Δℓ mm	$\frac{\ell}{\Delta\ell}$	Pa KN/mm ²	Pb KN/mm ²	$\sqrt{Pa \cdot Pb}$ KN/mm ²	Am cm ²	Ap cm ²	$\frac{A_m}{A_p}$	Ep KN/mm ²	$(\bar{E}_p - \bar{E}_p)^2$	備	考
1	C 1	起点	30,692	196	156.6	490	407	447	300	11.148	26.911	188	0		
2	"	終点	"	189	162.4	"	392	438	"	"	"	191	9		
3	C 2	起点	30,670	201	152.6	"	407	447	"	"	"	184	16		
4	"	終点	"	190	161.4	"	392	438	"	"	"	190	4		
5	C 3	起点	30,640	200	153.2	"	402	444	"	"	"	183	25		
6	"	終点	"	186	164.7	"	387	435	"	"	"	193	25		
7	C 4	起点	30,624	199	153.9	"	407	447	"	"	"	185	9		
8	"	終点	"	187	163.8	"	387	435	"	"	"	192	16		
9															
10															
11															
12															
合 計			Σ	—	—	—	—	—	—	—	—	1506	104		
平 均			$\frac{\Sigma}{N}$	—	—	—	—	—	—	—	—	188	—		

PC鋼材の見かけのヤング係数Epの推定
(jis Z 9045 活用)

Ep : PC鋼材の見かけのヤング
係数

Pa・Pb : 緊張側および固定側ジャッキの荷重計の読み

Am : ジャッキの受圧面積

Ap : PC鋼材の断面積

ℓ : PC鋼材の伸び測定マーク
点間の長さ

Δℓ : PC鋼材の伸び量

$$* E_p = \frac{\ell}{\Delta\ell} \sqrt{Pa \cdot Pb} \cdot \frac{A_m}{A_p}$$

$$\sigma = \sqrt{\frac{\Sigma(\bar{E}_p - \bar{E}_p)^2}{n-1}} = 3.9$$

種 類	単位	Ap
12-φ 5	cm ²	2.3568
12-φ 7	cm ²	4.6176
12-φ 8	cm ²	6.0324
12T12.4	cm ²	11.148
12T12.7	cm ²	11.8452
12T15.2	cm ²	16.6440

品質管理図表
(参考様式)

$$\bar{E}_p = \bar{E}_p \pm t(\phi \cdot \beta) \cdot \frac{\sigma}{\sqrt{n}}$$

$$= 188 \pm 2.37 \times \frac{3.9}{\sqrt{8}}$$

$$= (191 \sim 185) \text{ KN/mm}^2$$

以上より $\bar{E}_p = \frac{1}{2} (191 + 185)$
 $= 188 \text{ KN/mm}^2 \quad 188/1.03 = 183$

試験緊張摩擦係数 μ の計算表

施工会社名 ○○コンクリート株式会社

工 事 名 ○○橋上部工工事

測定 順序	ケーブル 番号	緊張 方向	$\Sigma\alpha$ rad	$\Sigma\ell$ m	$\lambda/\mu\Sigma\ell$	$\Sigma\alpha+\lambda/\mu\Sigma\ell$	τ	$\frac{1}{(1+\tau)^2}$	P_a KN/mm ²	P_b KN/mm ²	$\frac{P_a}{P_b}$	$\frac{P_a}{P_b} \cdot \frac{1}{(1+\tau)^2}$	$\log e \left\{ \frac{P_a}{P_b} \cdot \frac{1}{(1+\tau)^2} \right\}$	μ	$(\bar{\mu}-\mu)^2$	備	考
1	C 1	起点	0.1571	30.692	0.4082	0.5653	0.04	0.9246	490	407	1.204	1.113	0.107	0.189	0.0038		
2	"	終点	"	"	"	"	"	"	"	392	1.250	1.156	0.145	0.257	0.0000		
3	C 2	起点	0.1396	30.670	0.4079	0.5475	"	"	"	407	1.204	1.113	0.107	0.195	0.0031		
4	"	終点	"	"	"	"	"	"	"	392	1.250	1.156	0.145	0.265	0.0002		
5	C 3	起点	0.1047	30.640	0.4075	0.5122	"	"	"	402	1.219	1.127	0.120	0.234	0.0003		
6	"	終点	"	"	"	"	"	"	"	387	1.266	1.171	0.157	0.307	0.0031		
7	C 4	起点	0.0698	30.624	0.4073	0.4771	"	"	"	407	1.204	1.113	0.107	0.224	0.0007		
8	"	終点	"	"	"	"	"	"	"	387	1.266	1.171	0.157	0.329	0.0061		
9																	
10																	
11																	
12																	
合計	Σ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0173		
平均	$\bar{N}$		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.251	—		

標準偏差

$$\sigma = \sqrt{\frac{\Sigma(\bar{\mu}-\mu)^2}{N-1}}$$

$$= \sqrt{\frac{0.0173}{8-1}}$$

$$= 0.050$$

管理限界

ケーブル1本ごとに対して

$$UCL = \bar{\mu} + 2\sigma = 0.251 + 2 \times 0.050 = 0.351$$

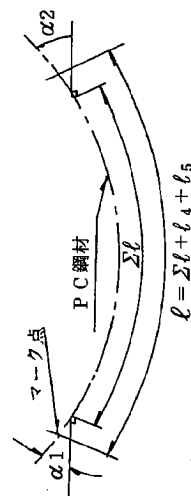
$$LCL = \bar{\mu} - 2\sigma = 0.251 - 2 \times 0.050 = 0.151$$

ケーブルのグループに対して

$$UCL = \bar{\mu} + \frac{2\sigma}{\sqrt{n}} = 0.251 + \frac{2 \times 0.05}{\sqrt{8}} = 0.286$$

$$LCL = \bar{\mu} - \frac{2\sigma}{\sqrt{n}} = 0.251 - \frac{2 \times 0.05}{\sqrt{8}} = 0.216$$

$$\mu = \frac{1}{\Sigma a + \lambda/\mu \Sigma \ell} \cdot \log e \left\{ \frac{P_a}{P_b} \cdot \frac{1}{(1+\tau)^2} \right\}$$


 λ/μ : 鋼線束の場合 0.0133
 鋼より線束の場合 0.0133
 鋼棒の場合 0.0100

$$\tau = 0.04$$

3-4 品質管理基準及び規格値

目 次

- 1 セメントコンクリート
(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)
- 2 ガス圧接
- 3 既製杭工
- 4 基礎工
- 5 場所杭工
- 6 既製杭工 (中掘り杭工コンクリート打設方式)
- 7 下層路盤工 (歩道路盤も含む)
- 8 上層路盤工
- 9 アスファルト安定処理路盤
- 10 セメント安定処理路盤
- 11 アスファルト舗装 (歩道舗装も含む)
- 12 転圧コンクリート
- 13 グースアスファルト舗装
- 14 路床安定処理工
- 15 表層安定処理工 (表層混合処理工)
- 16 固結工 (深層・中層・浅層混合改良)
- 17 アンカー工
- 18 補強土壁工
- 19 吹付工
- 20 現場吹付法砕工
- 21 河川土工
- 22 海岸土工
- 23 砂防土工
- 24 道路土工
- 25 捨石工
- 26 覆工コンクリート (NATM)
- 27 吹付けコンクリート (NATM)
- 28 ロックボルト (NATM)
- 29 路上再生路盤工
- 30 路上表層再生工
- 31 排水性舗装工・透水性舗装工
- 32 プラント再生舗装工
- 33 工場製作工 (鋼橋用鋼材)
- 34 ガス切断工
- 35 溶接工
- 36 鋼橋
- 37 プレストレストコンクリート桁
- 38 橋梁補修工 (落橋防止工)
- 39 橋梁補修・補強工
- 40 滑り止め舗装工
- 41 路床土処理工 (Fe 石灰処理土・粒調 Fe 処理材)
- 42 中層混合処理
- 43 鉄筋挿入工

注) なお、各表の右欄の「試験成績書等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。

注) J I S適用除外

J I Sマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く

注) 「またはレディーミクストコンクリート工場 (J I Sマーク表示認証製品を製造する工場) の品質証明書等のみとすることができる。」の品質証明とは、工場で実施する製品検査に基づいた直近の品質証明書とする。

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
I セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コールドラム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料(注) IIS適用除外	必須	配合試験			特記仕様書で指示した場合。 JIS指定工場以外の製品を使用する場合。 現場練りコンクリートの場合。		
			アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国産環第35号、国建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回以上/6ヶ月及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時。ただし(公財)福岡県建設技術情報センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績書により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合	生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時。ただし(公財)福岡県建設技術情報センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績書により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
I セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリート・コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料（注）JIS適用除外	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時。ただし（公財）福岡県建設技術情報センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績書により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時。ただし（公財）福岡県建設技術情報センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績書により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	製造会社の試験成績書		
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	製造会社の試験成績書		
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント）	製造会社の試験成績書		
			セメントの蛍光X線分析	JIS R 5204	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5214（エコセメント）	製造会社の試験成績書		

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績書等 による 確認
I セメント・コンクリート（転圧・コート・コンクリート・ダム・舗装・コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料 （注） JIS適用除外	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
製造（プレキャスト） （注） JIS適用除外	製造（プレキャスト） （注） JIS適用除外	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
				バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。	・小規模工種※で1種別当りの総使用量が50m3未満の場合は1種別11回以上の試験、またはレディミクスト工場（JISマーク表示認証製品を製造する工場）の品質証明書等のみとすることができ、 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類、場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種	○
				連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。		○
				JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コールドダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	・荷割し時鉄筋コンクリートの打設が午前と午後になる場合は一午前に1回コンクリートの品質証明書等のみとする。1種塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1種別1回以上の総使用量が50m3未満の場合は1種別1回以上の試験、またはレディミクスト工場の品質証明書等のみとすることができ、1種別当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502, 503) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	・小規模工種※で1種別1回以上の試験、またはレディミクスト工場の品質証明書等のみとすることができ、1種別当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502, 503) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)
			単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(第3編施工管理3ー5参照)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	・荷割し時鉄筋コンクリートの打設が午前と午後になる場合は一午前に1回コンクリートの品質証明書等のみとする。1種塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1種別1回以上の試験、またはレディミクスト工場の品質証明書等のみとすることができ、1種別当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502, 503) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	・小規模工種※で1種別1回以上の試験、またはレディミクスト工場の品質証明書等のみとすることができ、1種別当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502, 503) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷割し時鉄筋強度、曲げ強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1種別1回以上の試験、またはレディミクスト工場の品質証明書等のみとすることができ、1種別当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502, 503) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	・小規模工種※で1種別1回以上の試験、またはレディミクスト工場の品質証明書等のみとすることができ、1種別当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502, 503) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
1 セメン ト・コンク リート(転 圧コンク リート・コ ンクリート ダム・覆工 コンクリ ート・吹付 コンクリ ートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試験 ・圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められた時	※「4-1公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)		・小規模工種※で1種別当りの総使用量が50m3未満の場合は1種別1回以上の試験、またはプレキャスト工場 (JISマーク表示認証製品を製造する工場) の品質証明書等のみとすることができ、1種別当り総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502, 503) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで、1回につき原則として3個とする。	※「4-1公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を用いる。	
施工後試験	必須	必須	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分け試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			ひび割れ調査	スケールによる測定	0. 2 mm (環境条件に応じ、設計図書に定める場合もある。)	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3 m以上の堰・水門・橋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接界面を除く全表面とする。 フリーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。「ひび割れ発生ひび割れ幅が0. 2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。	
テストハンマーによる強度推定調査			テストハンマーによる強度推定調査	JSCF-G 504-2013 第3編施工管理9ー6 テストハンマーによる強度測定調査参照	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3 m以上の堰・水門・橋門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。) また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合は、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
1 セメンク ト・コンク リート(転 圧コンク リート・コ ンク・コ ンクリー タム・糝工 コンクリ ート・吹付け コンクリ ートを除く)	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。	
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとす。	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左		
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ SD490の長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間圧接法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦垂れ下がりが、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー・圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間圧接ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間圧接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間圧接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
			引張試験	JIS Z 3120 JIS Z 2241	JIS G 3112	手動ガス圧接の場合は、工事着手前に作成した試験片5本により、自動ガス圧接の場合は同様に作成した試験片2本により実施する。	※「4-1公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。	

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認
2 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみの長さ ・圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対心する位置の割れ、へこみがない②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。		
					超音波探傷検査	JIS Z 3062	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。抜取検査の場合は、各ロットの30%以上を抜き取って実施する。(上限を30ヶ所とする。)ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
3 既製杭工	材料	必須	外観検査 (鋼管杭 (鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥 (鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など) がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査 (鋼管杭 (鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験 (溶剤除去性染色浸透探傷試験))	JIS A 5525	【田周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$2\text{mm} \times \pi$以下とする。 ・外径700mm以上1016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$3\text{mm} \times \pi$以下とする。 ・外径1016mmを超え2000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$4\text{mm} \times \pi$以下とする。	
			鋼管杭 (鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験 (溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭 (鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・H鋼杭の現場溶接放熱線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること			
		その他	鋼管杭 (鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)の現場溶接放熱線透過試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り工法等で、放熱線透過試験が不可能な場合は、放熱線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
			鋼管杭 (鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭 (根固め)・水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70% (中掘り杭工法)、60% (プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法) とする。	試験の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭 (鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭 (根固め)・水セメント比試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した $\phi 5 \times 10\text{cm}$ の円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²	

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
4 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること		中掘り杭工法（セメントミルック噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質状況図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	
5 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する	
6 既製杭工（中掘り杭工・コンクリート打設方式）	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する。	
7 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	当初及び材料の変更時	※「第3編施工管理4-4 材料承認・材料確認が必要な材料一覧表（注2）」を参照すること。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	当初及び材料の変更時		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	当初及び材料の変更時	・鉄鋼スラグには適用しない。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	当初及び材料の変更時	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	当初及び材料の変更時		○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	当初及び材料の変更時	・再生クラッシュランに適用する。	○

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績 図書等 による 確認
7 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大 粒径が53mm以下の 場合のみ適用でき る	最大乾燥密度の93%以上 X_{10} 95%以上 X_6 96%以上 X_3 97%以上 歩道路盤工 平均値：最大乾燥密度の85%以上	1,000m²につき1孔、1工事につき最低3孔 - 歩道路盤工：片側延長80mに1孔、1工事につき最低1孔	・締固め度は、10孔の測定値の平均値X_{10}が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X_6が規格値を満足するものとするが、X_6が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X_3が規格値を満足していればよい。 ※締固め度は、監督員が承認した最大乾燥密度に對する百分率で表した値。	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		1工事1回 仕上げ後全区间について実施する。	・確認試験である。 ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		必要と認めるとき随時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	必要と認めるとき随時		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	必要と認めるとき随時	・確認試験である。	

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績書等 による 確認
8 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90% 以上 40℃で行った場合80%以上	当初及びひ材料の変更時		○
			鉄鋼スラグの修正CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上	当初及びひ材料の変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びひHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	当初及びひ材料の変更時		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	当初及びひ材料の変更時	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。	○
			鉄鋼スラグの呈色判定 試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし	当初及びひ材料の変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びひHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張 性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	当初及びひ材料の変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びひHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)	当初及びひ材料の変更時	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			鉄鋼スラグの単位容積 質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	1.50kg/L以上	当初及びひ材料の変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びひHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
8 上層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	必要と認めるとき随時	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	必要と認めるとき随時		○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X_{10} 95%以上 X_6 95.5%以上 X_3 96.5%以上	1,000m ² につき1孔 1工事につき最低3孔	・結固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_6 が規格値をはすれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ※結固め度は、監督員が承認した最大乾燥密度に対する百分率で表した値。	
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	1,000m ² につき1回の割合で行う。ただし、2,000m ² 未満の工事は、省略できる。	現場に敷き広げられた混合物から試料を採取する。 ・粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値。	
9 アスファルト安定処理路盤		その他	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±6%以内	1,000m ² につき2回の割合で行う。		
			平板載荷試験	JIS A 1215				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	必要と認められるとき随時		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	必要と認められるとき随時		
			アスファルト舗装に準じる					
10 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	当初及び材料の変更時	・安定処理材に適用する。	

工 種	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績書等による確認
10 セメント安定処理路盤	材料	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	当初及び材料の変更時		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変更時		
			粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	1日1回 1工事につき最低3回		
	施工	必須	粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	1日1回 1工事につき最低3回	現場に敷き広げられた混合物から試料を採取する。 ・粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値。	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上。 X ₁₀ 95.5%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。	1日1回 (3孔) 1工事につき最低3回		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	必要と認めるとき		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293 [4]-297	±1.2%以内	必要と認めるとき随時 (1日1回)		
		その他					現場に敷き広げられた混合物から試料を採取する。 ・セメント量は、試料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値。	

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
11 アスファルト舗装 (注)	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	当初及び材料の変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	当初及び材料の変更時		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	当初及び材料の変更時		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	当初及び材料の変更時		
		その他	フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 表3.3.17による。	当初及び材料の変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る。 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	当初及び材料の変更時		
			フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	当初及び材料の変更時		
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	当初及び材料の変更時		
	材料	必須	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下	当初及び材料の変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る。	○
			フィラーの剥離抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下	当初及び材料の変更時		
			製銅スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	当初及び材料の変更時		
			製銅スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	当初及び材料の変更時		
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	当初及び材料の変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	当初及び材料の変更時		
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロローンアスファルト：表3.3.4	当初及び材料の変更時		

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績書等 による 確認
II アス ファルト舗 装 (注)	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	当初及び材料の変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る。	○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	当初及び材料の変更時		○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ セミプロローンアスファルト：表3.3.4	当初及び材料の変更時		○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミプロローンアスファルト：表3.3.4	当初及び材料の変更時		○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミプロローンアスファルト：表3.3.4	当初及び材料の変更時		○
			蒸発後の針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1	当初及び材料の変更時		○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミプロローンアスファルト：表3.3.4	当初及び材料の変更時		○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・ セミプロローンアスファルト：表3.3.4	当初及び材料の変更時		○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照 ・ セミプロローンアスファルト：表3.3.4	当初及び材料の変更時		○
			タフネス・テナシディ 試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	当初及び材料の変更時		○

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
11 アスファルト舗装 (注)	プラント	必須	配合試験	舗装調査・試験法便覧 3－(5)		配合ごと1回	50t未満は省略することができる。 (注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る。	○
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]－16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回／日 印字記録の場合：全数		○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]－16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回／日 印字記録の場合：全数		○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]－238	アスファルト量 ±0.9%以内	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回／日 印字記録の場合：全数		○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。 185℃を超えてはならない。	1 時間ごと		○
	その他		水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]－65		1 工事1回	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]－44		1 工事1回	アスファルト混合物の耐流動性の確認 (注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る。	○
		舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]－218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道舗装 平均値：基準密度の92%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、50t未満または400㎡以下の場合は、3孔で測定する。ただし、点在する維持工事は監督員との協議の上、省略することができる。 また、400㎡以上3,000㎡以下の場合は、6孔で測定する。	※「4-1公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 ・複数層を施工の場合各層毎。 ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
11 アスファルト舗装 (注)	舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、縮固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の縮固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)。	
			外観検査 (混合物)	目視		随時		
			混合物のアスファルト抽出	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量 $\pm 0.9\%$ 以内 X10 $\pm 0.55\%$ 以内 X6 $\pm 0.50\%$ 以内 X3 $\pm 0.50\%$ 以内		※「4-1 公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 ・複数層を施工の場合各層毎。 ・アスファルト量は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値。 ・粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値。	
			混合物の粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	2.36mmふるい： $\pm 12\%$ 以内基準粒度 X10 ± 8.0 以内 X6 ± 7.5 以内 X3 ± 7.0 以内 75 μ mふるい： $\pm 5\%$ 以内基準粒度 X10 ± 3.5 以内 X6 ± 3.5 以内 X3 ± 3.0 以内		(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「舗設現場」のうち、混合物のアスファルト抽出及び混合物の粒度分析試験を省略出来る。	
12 転圧コンクリート	材料 (注) JIS適用除外	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	特記仕様書及び監督員の指示があった場合	舗設車線毎200m毎に1回		
		必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初		—
			マーシヤル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針 (案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 縮固め率：96%	当初		—
			ランマー突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針 (案) ※いずれか2方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 縮固め率：97%	当初		—
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初		—
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日 (午前・午後) で、3本1組/回。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやわえすおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300 m^3 、粗骨材500 m^3 ごとに1回、あるいは1回/日。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300 m^3 、粗骨材500 m^3 ごとに1回、あるいは1回/日。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
12 転圧コンクリート	材料 (注) JIS適用除外	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトペースに使用する場合：40%以下	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) ・砕石 ・スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 ・砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外 (砂等) 3.0%以下 (ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績書		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績書		○

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等 による 確認
12 転圧コン クリート	材料 (注) JIS適 用除外	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水 以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結 は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／12か月及び水質 が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を 使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結 は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／12か月及び水質 が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規 定に適合するものとする。	○
	製造（ブ ラント） (注) JIS適 用除外	その他	計量設備の計量精度 ミキサの練混ぜ性能試 験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミックスコンクリートの場合、印字記 録により確認を行う。	○
					コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以 下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。	・レディーミックスコンクリート工場（JISマー ク表示認証製品を製造する工場）の品質証明書等の みとすることができる。	○
			細骨材の表面水率試験	連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCF-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8% 以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。	・レディーミックスコンクリート工場（JISマー ク表示認証製品を製造する工場）の品質証明書等の みとすることができる。	○
				JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用す る。	○
				JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用す る。	○

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
12 転圧コンクリート	施工	必須	コンシステンシーVC試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験		目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回／日（午前・午後）で、3個1組／回（材令28日）。	※「4-1公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。	
			温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回／日（午前・午後）以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3ヶ所）		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定		

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等 による 確認
13 グース アスファルト舗装 (注)	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	当初及び材料の変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	当初及び材料の変更時		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	当初及び材料の変更時		○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	当初及び材料の変更時		○
			ファイラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 表3.3.17による。	当初及び材料の変更時		○
			ファイラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	当初及び材料の変更時		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	当初及び材料の変更時		○
	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	当初及び材料の変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る。	○	
		針入度試験	JIS K 2207	15～30 (1／10mm)	当初及び材料の変更時		○	
		軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃	当初及び材料の変更時		○	
		伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)	当初及び材料の変更時		○	
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%	当初及び材料の変更時		○	
							○	

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績書等 による 確認
13 グース アスファルト 舗装 (注)	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	当初及び材料の変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る。	○
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	当初及び材料の変更時		
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³	当初及び材料の変更時		
	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る。	○
			リュエル流動性試験 240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3～20秒 (目標値)	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		
			ホイールトラッキング 試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ (－10℃、50mm/min) 8.0×10 ^{－3} 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		
			アスファルト量抽出粒 度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	随時		
			温度測定 (初転圧 前)	温度計による。		随時		
			舗設現場					
							クッカ1台ごと。ただし、同一配合の合材100t未満のものは1日2回 (午前・午後)	

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
14 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227, [4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定 (3種 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 RI計器を用いた盛土の 締固め管理要領 (案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径$< 100\text{mm}$の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。		
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	確認試験である。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [4]-284 (ハンゲマン法)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	確認試験である。	

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
15 表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ：鋪装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法 または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
					設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。管理単位1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m2未満：5点 ・ 500m2以上1000m2未満：10点 ・ 1000m2以上2000m2未満：15点	・ 最大粒径$< 100\text{mm}$の場合に適用する。 ・ 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、ITS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m²を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	鋪装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・ 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	鋪装調査・試験法便覧 [2]-16（ハジグ・ルンデ・A）	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
16 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である	
	施工	必須	土の一軸圧縮試験 (深層・中層混合改良 (杭)) (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3本の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。上記によりがたい場合は監督員の指示による。	※「4-1 公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 ポーリング等により供試体採取する。	
17 アンカー工	施工	必須	土の一軸圧縮試験 (浅層混合改良)	JIS A 1216	設計図書による。 各工法については、学会、協会、メーカー等の基準を参考に決定するものとする。	1,000m ³ 未満 1工事当り1回 1,000m ³ 以上5,000m ³ 未満 1工事当り3回 5,000m ³ 以上 1,000m ³ に1回 ・ 1000m ³ 未満：1回 ・ 1000m ³ 以上5000m ³ 未満：3回 ・ 5000m ³ 以上6000m ³ 未満：4回 ・ 6000m ³ 以上7000m ³ 未満：5回	※「4-1 公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。	
			モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）／日		
			モルタルのフロー値試験	JSCF-F 521-2018	10～18秒 プロート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・ 施工数量の5%かつ3本以上。 ・ 初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験（1サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・ 多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべ。 ・ 初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・ 定着時緊張力確認試験 ・ 残存引張力確認試験 ・ リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1 サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
18 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	※「4-1 公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。	
			外観検査（ストリップ、銅製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		○
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定（※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。）	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法 便覧「4」-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A1210）C・D・E法） または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JISA 1210）C・D・E法）。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
19 吹付工	材料 (注) JIS適用除外	必須	アルカリシロカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国産技第112号、国産環第35号、国産建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時。ただし(公財)福岡県建設技術情報センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績書により品質の適合を確認すれば施工ことの試験を省略できる。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材) 生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時。ただし(公財)福岡県建設技術情報センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績書により品質の適合を確認すれば施工ことの試験を省略できる。	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 ・砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) ・スラグ粗骨材 5.0%以下 ・それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 ・砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) ・スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) ・それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時。ただし(公財)福岡県建設技術情報センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績書により品質の適合を確認すれば施工ことの試験を省略できる。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
19 吹付工	材料 (注) JIS適用除外	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時。ただし（公財）福岡県建設技術情報センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績書により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績書		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績書		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	
			回収水の場合：JIS A 5308附属書C		塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	
	製造 (プラント) (注) JIS適用除外	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	
19 吹付工	製造 (プラント) (注) JIS適用除外	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 10%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中 1 回以上/12か月。	・小規模工種※で1種別当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1種別1回以上の試験、またはレディミットコンクリート工場 (JISマーク表示認証製品を製造する工場) の品質証明書等のみとすることができ、1種別当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工等) (高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
				連続ミキサの場合: 土木学会規程JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下				
	施工	必須	塩化物総量規制		「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	・荷割し時 鉄筋コンクリート構造物に適用する。コンクリートの打設が午前と午後には異なる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1 試験の測定回数) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1種別当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1種別1回以上の試験、またはレディミットコンクリート工場 (JISマーク表示認証製品を製造する工場) の品質証明書等のみとすることができ、1種別当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	○
				スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm			
			コンクリートの圧縮強度試験 (モルタル除く)	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCE-F561	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート (モルタル) を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	※「4-1公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。		
			空気量測定 (モルタル除く)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷割し時 ・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められた時			
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認
20 現場吹付法砕工	材料 (注) J I S適用除外	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時。ただし(公財)福岡県建設技術情報センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績書により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材) 第1部：高炉スラグ骨材 JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材) 第2部：フェロニッケルスラグ骨材 JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材) 第3部：銅スラグ骨材 JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材) 第4部：電気炉酸化スラグ骨材 JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材) 第5部：石炭ガス化スラグ骨材 JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 ・砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) ・スラグ粗骨材 5.0%以下 ・それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 ・砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) ・スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) ・それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)	生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時。ただし(公財)福岡県建設技術情報センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績書により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。	○

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
20 現場吹付法砕工	材料 (注) JIS適用除外	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時。ただし（公財）福岡県建設技術情報センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績書により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績書		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績書		○
			練灰ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/0以下 塩化物イオン量：200mg/0以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合：JIS A 5308附属書JC		塩化物イオン量：200mg/0以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
20 現場吹付法砕工	製造 (注) J I S 適用除外	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。	○
		その他	計量設備の計量精度	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミックスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
						コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。	・小規模工種※で1種別当りの総使用量が50m3未満の場合は1種別1回以上の試験、またはデベロッパーシフト工場（JISマーク表示認証製品を製造する工場の品質証明書等のみとすることができ、※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
			ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCF-I-502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。		○

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
20 現場吹付法施工	施工	必須	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・圧縮強度試験用供試体採取時及びび打ち込み中に品質の変化が認められた時		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCF-F561	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm ² 以上（材令28日） ※「4-1公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	・荷卸し時 鉄筋コンクリート構造物に適用する。コンクリートの打設が午前と午後には異なる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数には3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1種別当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1種別1回以上の試験、またはプレキャストコンクリート工場（JISマーク表示認証製品を製造する工場）の品質証明書等のみとすることができる。1種別当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502, 503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	
	その他		空気量測定 (モルタル除く)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・圧縮強度試験用供試体採取時及びび打ち込み中に品質の変化が認められた時		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績書等 による 確認
21 河川土 工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	※「4-1公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。	○
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		

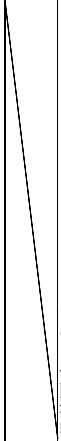
工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
21 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧〔4〕-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（ $25\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ）】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土（ $50\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、 $1,000\text{m}^3$ に1回の割合、土量が $5,000\text{m}^3$ 未満の工事は1工事当たり3回、 $1,000\text{m}^3$ 未満の工事は1回。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 ・ 1000m^3 未満：1回 ・ 1000m^3 以上 5000m^3 未満：3回 ・ 5000m^3 以上 6000m^3 未満：6回 ・ 6000m^3 以上 7000m^3 未満：7回	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（ $25\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ）】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土（ $50\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は $1,500\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が $2,000\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m^2 未満：5点 ・ 500m^2 以上 1000m^2 未満：10点 ・ 1000m^2 以上 2000m^2 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。			
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧〔1〕-273	設計図書による。	トラフカビリティが悪いとき。	確認試験である。	

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
22 海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	※「4-1公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。	○
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
	施工	必須	現場密度の測定(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000 m^3 に1回の割合、土量が5,000 m^3 未満の工事は1工事当たり3回、1,000 m^3 未満の工事は1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 • 1000 m^3 未満 : 1回 • 1000 m^3 以上5000 m^3 未満 : 3回 • 5000 m^3 以上6000 m^3 未満 : 6回 • 6000 m^3 以上7000 m^3 未満 : 7回	• 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、IRI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 • 500 m^2 未満 : 5点 • 500 m^2 以上1000 m^2 未満 : 10点 • 1000 m^2 以上2000 m^2 未満 : 15点	• 最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 • 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、JIS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	トラフィックビリティが悪いとき。	確認試験である。	

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績書等 による 確認
23 砂防土 工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。ただし、土量が500m3未満は省略することができる。	※「4-1公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。	○
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm： 鋪装調査・試験法 便覧 [4]-256 突砂法 または、 RI計器を用いた盛土 の締固め管理要領 （案）」による。	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m3に1回の割合、または設計図書による。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 ・ 1000m3未満：1回 ・ 1000m3以上2000m3未満：2回 ・ 2000m3以上3000m3未満：3回	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
					1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m2未満：5点 ・ 500m2以上1000m2未満：10点 ・ 1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 TS、GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。何でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
24 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。法面、路肩部の土量は除く。土量が500m ³ 未満の場合は省略することができる。	※「4-1-1公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。	○
			CBR試験（路床）	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。（材料が岩砕の場合は除く）	※「4-1-1公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。	○
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
								○
								○
								○

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
24 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 鋪装調査・試験法 便覧〔4〕-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締めめ試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締めめ試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締めめ試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフイカピリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が2% $\leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 S_r が85% $\leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部：トラフイカピリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が2% $\leq V_a \leq 8\%$ 。 ただし、締めめ管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	・路体の場合、1,000 m^3 につき1回の割合で行う。ただし、5,000 m^3 未満の工事は、1工事当たり3回。 ・1000 m^3 未満：1回 ・1000 m^3 以上5000 m^3 未満：3回 ・5000 m^3 以上6000 m^3 未満：6回 ・6000 m^3 以上7000 m^3 未満：7回 ・路床及び構造物取付け部の場合、500 m^3 につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m^3 未満の工事は1工事当たり3回。 ・1500 m^3 未満：3回 ・1500 m^3 以上2000 m^3 未満：4回 ・2000 m^3 以上2500 m^3 未満：5回 ・2000 m^3 以上2500 m^3 未満：5回 ・1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、 RI計器を用いた盛土の締めめ管理要領（案）J	【砂質土】 ・路体：次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締めめ試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締めめ試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締めめ試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフイカピリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ・路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフイカピリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締めめ管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 m^2 未満：5点 ・500 m^2 以上1000 m^2 未満：10点 ・1000 m^2 以上2000 m^2 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締めめ管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締めめられたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			舗装調査・試験法便覧〔4〕-288	舗装調査・試験法便覧〔4〕-288	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
24 道路土工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222		各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [J]-273		路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
25 捨石工	施工	必須	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [J]-284 (ベジゲンテスト)	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフィックペリティが悪い時。	確認試験である。	
			岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	プルーフローリングでの不良箇所について実施	確認試験である。	
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m³以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7～2.5g/cm³ ・準硬石：約2.5～2g/cm³ ・軟石：約2g/cm³未満	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m³以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○
			岩石の形状	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m³以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm²以上 ・準硬石：980.66N/cm²以上4903N/cm²未満 ・軟石：980.66N/cm²未満	○
					うすべらかなもの、細長いものであつてはならない。	5,000m ³ につき1回の割で行う。ただし、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。	○

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
26 覆工コ ンクリート (NATM)	材料 (注) JIS適用除外	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国宣技第112号、国港環第35号、国空建第78号)J	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		
							生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時。ただし(公財)福岡県建設技術情報センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績書により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。	○
							JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H) 生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時。ただし(公財)福岡県建設技術情報センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績書により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。	○

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等 による確認
26 覆工コン クリート (NATM)	材料 (注) J I S 適 用除外	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石40%以下 砂利35%以下	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が 変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／ 月以上及び産地が変わった場合。	生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時。た だし (公財) 福岡県建設技術情報センターにおい て施工の前年度以降に実施した試験成績書により 品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略で きる。	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58% 以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける 場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用 を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり 作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変 わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が 90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が 変わった場合。		濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨 材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時。た だし (公財) 福岡県建設技術情報センターにおい て施工の前年度以降に実施した試験成績書により 品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略で きる。	○
		モルタルの圧縮強度に よる砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液 の色より濃い場合。	○		
		骨材中の粘土塊量の試 験	JIS A 1137	細骨材：1.0%下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変 わった場合。		生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時。た だし (公財) 福岡県建設技術情報センターにおい て施工の前年度以降に実施した試験成績書により 品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略で きる。	○
		硫酸ナトリウムによる 骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変 わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変 わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時。た だし (公財) 福岡県建設技術情報センターにおい て施工の前年度以降に実施した試験成績書により 品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略で きる。	○	
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績書	○		

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
26 覆工コンクリート (NATM)	材料 (注) JIS適用除外	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績書		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合 : JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量 : 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量 : 1g/0以下 塩化物イオン量 : 200mg/0以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中 1 回以上 / 12か月及び水質が変わった場合。		
				回収水の場合 : JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量 : 200mg/0以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中 1 回以上 / 12か月及び水質が変わった場合。		
			計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント : ±1%以内 骨材 : ±3%以内 混和材 : ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤 : ±3%以内	工事開始前、工事中 1 回 / 6ヶ月以上		○
	製造 (プラント) (注) JIS適用除外	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合 : JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率 : 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率 : 5%以下 圧縮強度の偏差率 : 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率 : 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率 : 15%以下	工事開始前及び工事中 1 回以上 / 12か月。		
				連続ミキサの場合 : 土木学会規程JSGE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差 : 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差 : 5%以下 圧縮強度差 : 7.5%以下 空気量差 : 1%以下 スランプ差 : 3cm以下	工事開始前及び工事中 1 回以上 / 12か月。		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回 / 日以上		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回 / 日以上		○

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
26 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上18cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	- 荷卸し時 - 圧縮強度試験用供試体採取時及びび打ち込み中に品質の変化が認められた時		
			単位水量測定	「レディーミックスコンクリート単位水量測定要領（案）」（第3編施工管理3-5参照）	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内の値を編測すること」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を編測することという。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができ。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	- 荷卸し時 「レディーミックスコンクリート単位水量測定要領（案）」（第3編施工管理9-5参照）		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。（1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試験鉄筋Coは打設1日につき2回（午前、午後）その他Coは打設1日につき1回行う。 なお、テストピースの採取は、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	- 荷卸し時 - 鉄筋コンクリート構造物に適用する。 コンクリートの打設が午前と午後にもたがえる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	- 荷卸し時 - 圧縮強度試験用供試体採取時及びび打ち込み中に品質の変化が認められた時	骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502, 503）または設計図書の規定により行う。	

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
26 覆工コンクリート (NATM)	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分け試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等		
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
27 吹付けコンクリート (NATM)	材料 (注) JIS適用除外	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国産技第112号、国産環第35号、国産建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) ・スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) ・スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) ・それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
27 吹付けコンクリート (NATW)	材料 (注) JIS適用除外	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性炭素残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。		
			回収水の場合：JIS A 5308附属書JC		塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認
27 吹付けコンクリート (NATW)	製造 (プラント) 注) JIS適用除外	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規程JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3mm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
	施工	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	・荷卸し時 鉄筋コンクリート構造物に適用する。コンクリートの打設が午前と午後にはまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程JSCE-F361-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の値の85%以上であること 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2×3=6供試体) なお、デストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャップピンングを行う。1回に6個 (σ7...3個、σ28...3個、) とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。	
			吹付けコンクリートの初期強度 (引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。	

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
27 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められた時	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502.503)または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められた時	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502.503)または設計図書の規定により行う。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
28 ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査 (ロックボルト)	・ 目視 ・ 寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更有るごとに1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更有るごとに1回		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による	設計図書による。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う (ただし、坑口部では両側壁各1本)。		

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
29 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	当初及び材料の変化時		
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3、2、9 路上で破碎した路盤再生骨材の目標粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変化時		
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績表		○
施工			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績表		○
		必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	1,000m ² につき1孔 1 工事につき最低3 孔 基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上		・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ※締固め度は、監督員が承認した最大乾燥密度に對する百分率で表した値。	
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1～2回/日		

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
30 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左	当初及び材料の変化時		
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	1,000m ² につき1孔 1工事につき最低3孔	・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ※締固め度は、監督員が承認した最大乾燥密度に對する百分率で表した値。	○
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」	－0.7cm以内	1,000m ² 毎		
		その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績書等 による 確認
3I 排水性 舗装工・透 水性舗装工 (注)	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	当初及び材料の変化時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製舗スラグ (SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	当初及び材料の変化時		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	当初及び材料の変化時		○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	当初及び材料の変化時		○
			フィラーの（舗装用石灰石粉）粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	当初及び材料の変化時		○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	当初及び材料の変化時		○
			フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	当初及び材料の変化時 回収ダストをフィラーの一部として使用する場合に適用する。		○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	当初及び材料の変化時 回収ダストをフィラーの一部として使用する場合に適用する。	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る。	○
			製舗スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	当初及び材料の変化時		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製舗スラグ (SS)：30%以下	当初及び材料の変化時		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	当初及び材料の変化時		○
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上	当初及び材料の変化時		○
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	当初及び材料の変化時		○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)	当初及び材料の変化時		○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上	当初及び材料の変化時		○
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	当初及び材料の変化時		○
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	当初及び材料の変化時		○
		その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス：20N・m	当初及び材料の変化時		○
			密度試験	JIS K 2207		当初及び材料の変化時		○
								○
								○

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
3I 排水性舗装工・透水性舗装工 (注)	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	抽出・ふるい分け試験の場合：1～2回／日 印字記録の場合：全数	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る。	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	抽出・ふるい分け試験の場合：1～2回／日 印字記録の場合：全数		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	抽出・ふるい分け試験の場合：1～2回／日 印字記録の場合：全数		
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
			カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
			温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	1000mL/15sec以上 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000m2につき1回の割合で行う。ただし、3,000m2未満の工事は1工事当たり3回以上。		
		必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 ただし、歩道については、現場密度の平均値が基準密度の92%以上。	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得られない場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m ² を超える場合は10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。	※「4-1公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 ・ 複数層を施工の場合各層毎。 ・ 橋面舗装はコア採取しないでAs合材量 (プラント出荷数量) と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
			外観検査 (混合物)	目視		(例) 3,001～10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、50t未満または400m ² 以下の場合は、3孔で測定する。ただし、点検する維持工事は監督員との協議の上、省略することができる。 また、400m ² 以上3,000m ² 以下の場合、6孔で測定する。		

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
32 プラン ト再生舗装 工 (注)	舗設現場	必須	外観検査 (混合物)	目視		随時		
			温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、50t未満または400㎡以下の場合は、3孔で測定する。ただし、点検する維持工事は監督員との協議の上、省略することができる。 また、400㎡以上3,000㎡以下の場合は、6孔で測定する。	※「4-1 公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 ・ 複数層を施工の場合各層毎。 ・ アスファルト量は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値 ・ 粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値。 (注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「舗設現場」のうち、混合物のアスファルト抽出及び混合物の粒度分析試験を省略出来る。	
			混合物のアスファルト抽出	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量 ±0.9%以内 X10 ±0.55%以内 X6 ±0.50%以内 X3 ±0.50%以内		※「4-1 公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 ・ 複数層を施工の場合各層毎。 ・ アスファルト量は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値 ・ 粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値。 (注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「舗設現場」のうち、混合物のアスファルト抽出及び混合物の粒度分析試験を省略出来る。	
			混合物の粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度 X10 ±8.0%以内 X6 ±7.5%以内 X3 ±7.0%以内 75μmふるい：±5%以内基準粒度 X10 ±3.5%以内 X6 ±3.5%以内 X3 ±3.0%以内			

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
33 工場製作工（銅橋用銅材）	材料	必須	外観・規格（主部材）	現物照合、帳票確認	JISによる	現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。		○
			機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる				
			外観検査（付属部材）	目視及び計測				
34 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μ m以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μ m以下（ただし、切削による場合は50 μ m以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
			平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
		その他	ベベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績 等による 確認
35 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
35 溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならぬ。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれ試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していないなければならない。	
			外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
35 溶接工	施工	必須	外観形状検査（余盛高さ）	・ 目視 ・ ノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げる指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。 余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅 (B [mm]) 余盛高さ (h [mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦ (4/25) ・ B	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・ 目視 ・ ノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、1 溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに－1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（アンダーカット）	・ 目視 ・ ノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観検査（オーバーラップ）	・ 目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査（ビート表面の凹凸）	・ 目視 ・ ノギス等による計測	ビート表面の凹凸は、ビート長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（アークスタッド）	・ 目視 ・ ノギス等による計測	・ 余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲してはなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上・クラック及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・ アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・ スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない	外観検査の結果が不合格となつたスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1％について抜取り曲げ検査を行なうものとする。		
ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。						
その他								

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等 による 確認
36 銅橋	一溶接 一般構造 構造用 造用耐 延候 銅鋼性 材熱 間圧延 銅材	必須	形状寸法、重量、化学成分		JIS G 3192	JIS G 3101	鋼材規格証明及び外観検査	特に試験を必要とする場合は、監督員の指示により行う。
			JIS G 3193		JIS G 3106			
			JIS G 3194		JIS G 3114			
					許容差はJISによる。			
			(機械的性質) 引張試験	JIS Z 2241	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3114	規格、材質、厚さごと銅重が概ね10tにつき1組または監督員の指示及び特記仕様書による。 総重量が10t未満については、鋼材規格証明書により省略することができる。		
	(機械的性質) 曲げ試験	JIS Z 2248	JIS G 3101	仮組時に検査を行う。監督員の承諾を得て、放射線透過試験の代わりに超音波探傷試験 (JIS Z 3060) を用いることができる。				
			JIS G 3106					
			JIS G 3114					
	突合せ継手	必須	(機械的性質) シャルピー試験		JIS Z 2242		JIS G 3106 JIS G 3114	1継手に1枚 (端部を含む)
			【放射線透過試験】 引張部材		JIS Z 3104	JIS Z 3104 2級以上		
				【放射線透過試験】 圧縮部材	JIS Z 3104	JIS Z 3104 3級以上		
					【放射線透過試験】 曲げ部材	JIS Z 3104	JIS Z 3104 2級以上	
				【放射線透過試験】 圧縮フランジ		JIS Z 3104	JIS Z 3104 3級以上	

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
36 鋼橋	突 合 わ せ 継 手	必須	【放射線透過試験】曲げ部再腹板 応力に直角な方向の継手	JIS Z 3104	JIS Z 3104 2級以上	1継手に1枚 (引張側)		
			【放射線透過試験】曲げ部再腹板 応力に平行な方向の継手	JIS Z 3104	JIS Z 3104 3級以上	1継手に1枚 (端部を含む)		
			【放射線透過試験】鋼床版	JIS Z 3104	JIS Z 3104 2級以上	1継手に1枚 (端部を含む)		
	グ ル 継 手 溶 接	必須	【放射線透過試験】鋼製橋脚のはり及び柱	JIS Z 3104	JIS Z 3104	継手全長を原則とする。	現場溶接を行う全断面溶け込みグループ溶接継手について実施する。監督員の承諾を得て、放射線透過試験の代わりに超音波探傷試験 (JIS Z 3060) を用いることができる。	
			【放射線透過試験】(鋼主桁のフランジ(鋼床版を除く) 及び腹板	JIS Z 3104				
			【放射線透過試験】鋼床版のデッキプレート	JIS Z 3104	JIS Z 3104	継手の始終端で連続して50cm (2枚)、中間部で1mにつき1箇所 (1枚) 及びワイヤー継ぎ部で1箇所 (1枚) を原則とする。	製造業者の管理図その他の品質管理のデータまたは検査成績表。	
	摩高六 擦力角 接ボタ 合ロッ 用トナ ・ナ平 ット座 金	必須	形状、寸法、外觀、機械的性質	JIS B 1186 その他 JIS Z 2241 JIS Z 2245 による。	JIS B 1186	特記仕様書または監督員の指示による。	製造業者の管理図その他品質管理のデータ又は、検査成績表。	
	締 付 管 理	必須	高力ボルト	道路橋示方書、鋼道路橋施工便覧による。	各検査ボルトの締付けトルク値がキャリブレーション時の設定トルク値±10%の範囲	トルク法による場合、各ボルト群の10%のボルト本数を標準とする。		
			トルシアン形高力ボルト	道路橋示方書、鋼道路橋施工便覧による。	全数についてピンデンールの切断の確認とマーキングによる外観検査を行う。			

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
37 プレストレストコンクリート桁	グラウト	必須	流動性	コンクリート標準示方書 施工編 JSCE-F 531 の方法	JPロート標準 高粘性型 14～23秒 高粘性型～低粘性型 7～35秒 低粘性型 6～14秒 超低粘性型 3.5～6秒	注入前、1回/日以上および品質変化が認められた時		
			ブリーディング率	JSCE-F 535 の方法	0.3%以下 (3時間後)			
			体積変化率	JSCE-F 535 の方法	-0.5%～+0.5%			
			圧縮強度	JSCE-F 531 の方法	材料齢7日に30N/mm ² 以上			
37 プレストレストコンクリート桁	緊張管理	必須	塩化物イオン含有率		セメント質量の0.08%以下	・試験緊張 1回 主桁1)ケーブルごとと管理 2)グループごとと管理 横組 ケーブルごとと管理	プレストレッシング管理図を提出	
			緊張管理	道路橋示方書、道路橋施工便覧による。	PC鋼線及びPC鋼より線の摩擦係数の管理限界とPC鋼線の緊張力差の許容誤差は、道路橋示方書による。			
38 橋梁補修工 落橋防止工 (鋼製ブラケット)	一般構造用圧延鋼材	必須	形状、寸法、重量	JIS G 3193	JIS G 3101	鋼材規格証明書及び外観検査		
			化学成分	JISによる				
			(機械的性質) 引張試験	JIS Z 2241	JIS G 3101			
			(機械的性質) 曲げ試験	JIS Z 2248				
39 橋梁補修・補強工	溶接試験施工	その他	グループ溶接試験	JIS Z 2241	道路橋示方書による。	道路橋示方書による。	特に試験を必要とする場合は監督員の指示により行う。	
			すみ肉溶接試験	JIS G 0553				
		必須	上・下ブラケット	JIS Z 2243				
39 橋梁補修・補強工	浸透探傷試験	必須			表面ワレ欠陥があってはならない。	溶接全箇所とする。		
			各工法については、学会、協会、メーカーの基準を参考にするものとする。	同左	同左	同左	同左	

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
40 滑り止め舗装工	施工	必須	各工法については、学会、協会、メーカーの基準を参考に決定するものとする。	同左	同左	同左	同左	
41 路床土処理工 (Fe石灰処理土・粒調Fe処理材)	材料	必須	配合設計CBR		附表「Fe石灰工法の品質管理」参照			
			処理土のCBR		附表「Fe石灰工法の品質管理」参照			
	施工	必須	現場密度の測定		附表「Fe石灰工法の品質管理」参照			
42 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない。	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
			土の湿潤密度試験	JIS A 1225	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
			テーパーフルフロー試験	JIS R 5201	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
	その他		土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土懸濁液のPH試験	JGS 0211	設計図書による	有機質土の場合は必要に応じて実施する		
			土の強熱減量試験	JGS 0221	設計図書による	有機質土の場合は必要に応じて実施する		
		必須	深度方向の品質確認（均質性）	試験採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試験のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1000 m ³ ～4000 m ³ につき1回の割合で行う。試験採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督員との協議による。 2. ボーリング等により供試体を採取する。	
施工		必須	土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	1000 m ³ ～4000 m ³ につき1回の割合で行う。試験は改良体について上、中、下それぞれ1 供試体で1回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督員との協議による。	

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績書等による確認
43 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシースト	設計図書による。	材料入荷時	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合。	○
			定着材のフロー値試験	JSCF-521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。		
			圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回 (3本/回)		
	施工	その他	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合。	
		必須	引き抜き試験 (受入れ試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
		その他	引き抜き試験 (適合性試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		

工 種	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績書等による確認
(附表－1) Fe石灰工法の品質管理								
材 料	施工面積(m ²)		5, 000未満	5, 000以上 ～10, 000未満	10, 000以上 ～15, 000未満	15, 000以上 ～20, 000未満	注1) 構造物基礎地盤の補強等、Fe石灰処理土を適用する時の品質管理も左記を基本とするが、層厚が0cm以上の場合は、仕上り全層の中間部でも単位体積重量試験を実施する。 注2) 材料の品質管理(1)、(2)は、Fe石灰工法の適正な試験方法により行う。	
	(1) 配合設計OBR		1回/1工事	1回/1工事	2回/1工事	3回/1工事		
	(2) 処理土のOBR 突固め直後 水浸4日 水浸7日 (内 訳) 水浸14日		1回/1, 000m ²	1回/1, 500m ²	1回/1, 500m ²	1回/2, 000m ²		
	(3) 現場における処理土の 乾燥単位体積重量試験		1孔/1, 000m ² (ただし、1工事に3孔以上) (附表－2)					
	(4) 使用数量の管理		Fe石灰混合物あるいはFe石灰単体の使用数量伝票を提出する。					
施 工								
(附表－2) 「(3)現場における処理土の乾燥単位体積重量試験」の規格値								
工 種		試 験 項 目	X ₁₀	X ₆	X ₃	・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得難い場合は3孔の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足しなければならないが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。		
路床処理土(Fe石灰処理土)		締固め度(%)	95以上	95. 5以上	96. 5以上			
路盤工(粒調Fe処理材)								

3-5 レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）

3-5-1 適用範囲

本要領は、レディーミクストコンクリートの単位水量測定について、測定方法および管理基準値等を規定するものである。

なお、水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m³以上施工するコンクリート工及び（別表）に示す工種を対象とする。

3-5-2 測定機器

レディーミクストコンクリートの単位水量測定機器については、エアメータ法かこれと同程度、あるいは、それ以上の精度を有する測定機器を使用することとし、施工計画書に記載させるとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督員に提出するものとする。

また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用することとする。

3-5-3 品質の管理

受注者は、施工現場において、打込み直前のレディーミクストコンクリートの単位水量を本要領に基づき測定しなければならない。

3-5-4 単位水量の管理記録

受注者は、測定結果をその都度記録（プリント出力機能がある測定機器を使用した場合は、プリント出力）・保管するとともに、測定状況写真を撮影・保管し、監督員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

また、1日のコンクリート打設量は単位水量の管理シートに記載するものとする。

3-5-5 測定頻度

単位水量の測定頻度は、（1）～（4）による。

- （1）（別表）に示す工種で鉄筋構造物の場合は、コンクリート打設（コンクリート種別ごと）を午前から午後にかけて行う場合は、2回/日（午前1回、午後1回）。午前または午後のみ打設を行う場合は、1回/日とする。
- （2）（別表）に示す工種で無筋構造物の場合は、1回/日とする。
- （3）上記以外の場合は、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m³を越える場合は、100m³毎に1回とする。
- （4）荷卸し時に品質の変化が認められたとき。

3-5-6 管理基準値・測定結果と対応

（1）管理基準値

現場で測定した単位水量の管理基準値は次のとおりとして扱うものとする。

区分	単位水量 (kg/m ³)
管理値	配合設計±15kg/m ³
指示値	配合設計±20kg/m ³

注) 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20～25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。

(2) 測定結果と対応

1) 管理値内の場合

測定した単位水量が管理値内の場合は、そのまま打設して良い。

2) 管理値を超え、指示値内の場合

測定した単位水量が管理値を超え指示値内の場合は、そのまま施工してよいが、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善の指示をしなければならない。

その後、管理値内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行うこととする。なお、「管理値内に安定するまで」とは、2回連続して管理値内の値を観測することをいう。

3) 指示値を超える場合

測定した単位水量が指示値を超える場合は、その運搬車は打込まずに持ち帰らせるとともに、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。

その後、単位水量が管理値内になるまで全運搬車の測定を行う。

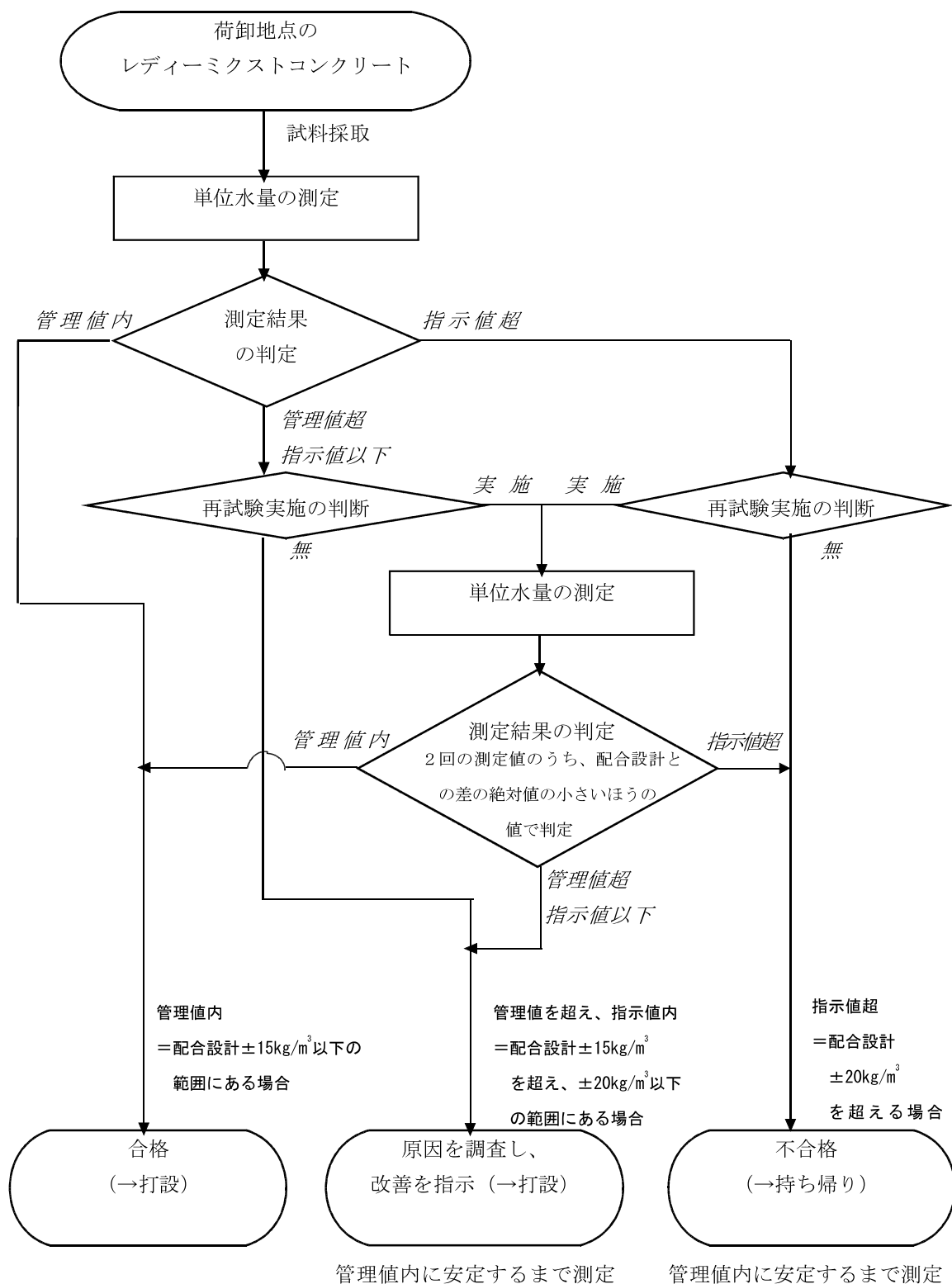
なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さいほうの値で評価して良い。

(別 表)

No.	名 称
1	擁壁 (H=5 m以上)
2	ボックスカルバート (内空断面積2.5 m ² 以上)
3	橋梁 (上・下部・床版)
4	トンネル
5	ダム
6	砂防堰堤 (H=10 m以上)
7	排水機場
8	堰・水門 (H=3 m以上)
9	樋門・樋管 (内空断面積10 m ² 以上)
10	洞門
11	その他測定が必要と認められる構造物

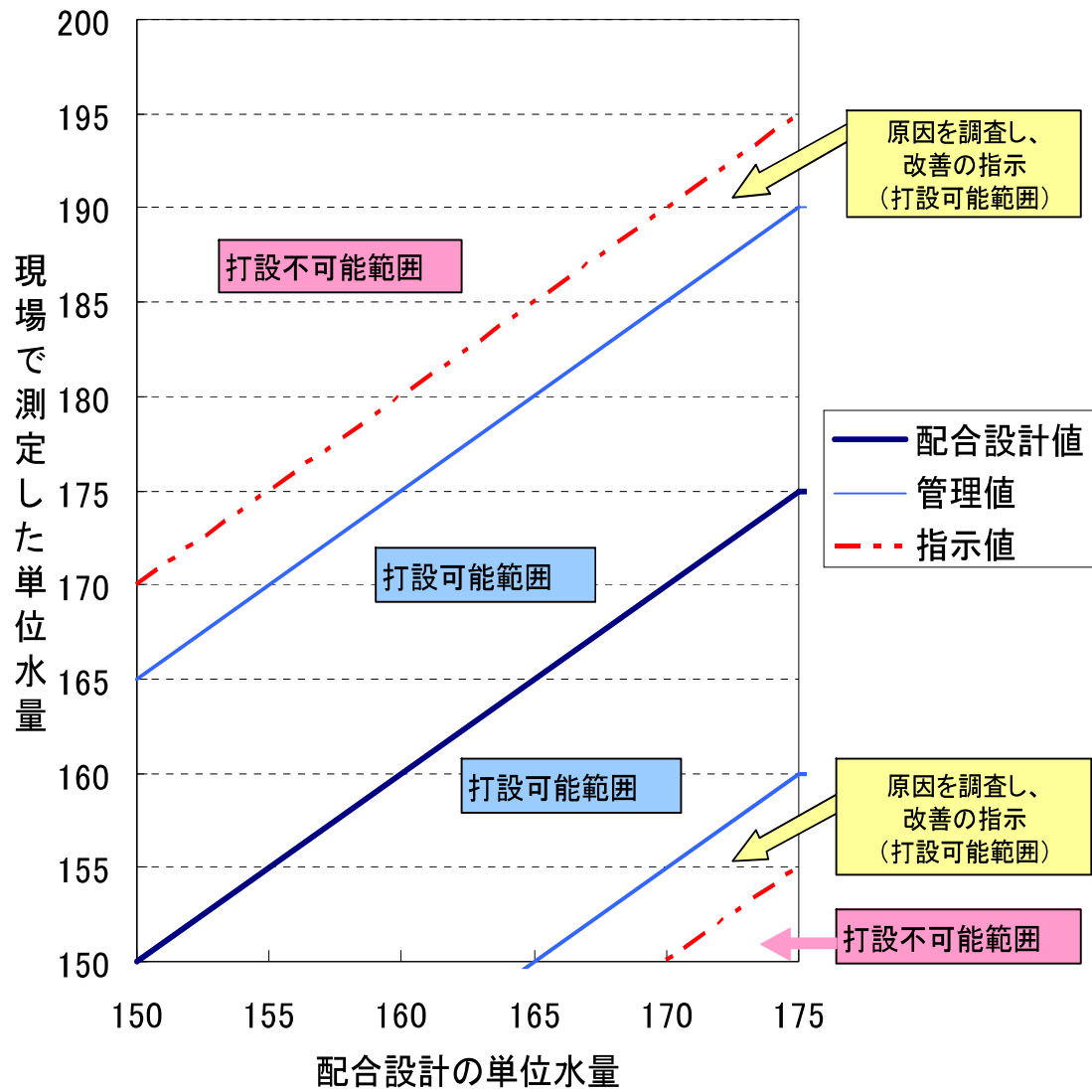
※1：プレキャスト製品を除く。

※2：1日当たりコンクリート使用量が100m³未満の場合でも、上記の1～11に該当する場合は、単位水量測定を実施するものとする。



レディーミクストコンクリートの単位水量測定の管理フロー図

レディーミクストコンクリートの 単位水量測定管理図 (kg/m³)



注) 単位水量の上限値が 175kg/m³ の場合 (粗骨材最大寸法が 20 ～ 25mm)

まえがき

この冊子は、国土交通省通達「土木コンクリート構造物の品質確保について」(国官技第61号、平成13年3月29日)に基づく、テストハンマーによる強度推定調査を実施する際の注意点をとりまとめたものです。テストハンマーによる反発度の測定は、土木学会規程「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法(JSCE-G504)」により行いますが、この冊子では、試験方法のうち特に測定結果に影響を与えやすいポイントについて解説を加えました(ポイント1～3)。また、土木学会規程には含まれていない、国土交通省の反発度測定結果に基づく強度の推定方法について説明しました(ポイント4～6)。

テストハンマーによる強度推定調査方法については、これまでも数多くの提案がなされていることから、各測定装置のマニュアル等でも記述に相違が見られるところがあります。適切な調査のために本冊子をご活用いただければ幸いです。

テストハンマーによる 強度推定調査の 6つのポイント



国土交通省大臣官房技術調査課

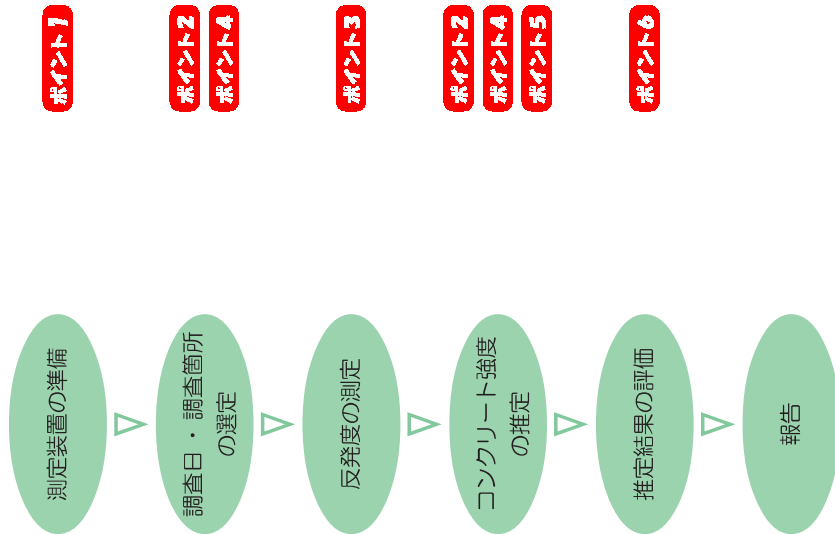
独立行政法人土木研究所
技術推進本部構造物マネジメント技術チーム

テストハンマーによる強度推定調査の6つのポイント

- ポイント1 点検された測定装置を用いる
- ポイント2 乾燥した状態で測定する
- ポイント3 測定は垂直にゆっくりと
- ポイント4 材齢28日から91日の間に測定
- ポイント5 強度推定の方法
- ポイント6 推定結果の評価方法

テストハンマーによる強度推定調査

【調査の流れ】



ポイント1 点検された測定装置を用いる

テストハンマーは多数回打撃した後や、長期間使用しなかった場合などに、ハネの硬さや内部の摩擦等が変化し、正しい試験結果が得られなくなっている場合があります。

従って、測定を行う前には、テストアンビル（検定器）を打撃するなどして、テストハンマーが正しく調整されていることを確認してください。



★テストアンビルは、反発度の再現性を重視した大型のものから、携帯性に優れた小型・軽量のものまで様々な種類のものがあります。使用する際は、そのテストアンビルの反発度を確認してください。

★一般的なテストハンマーは、2000回～3000回の打撃後から、作動部の摩擦が大きくなるなどの理由で、測定結果が変化します。従ってこれらの打撃回数（自動機記録タイプの場合は記録紙1巻き）をめに整備、検定等を行ってください。

★テストハンマーの整備、検定等については、現状では、定まった指針等はありません。詳細はテストハンマーの製造者等へお問い合わせください。



写真左上 テストアンビルによるリバウンドハンマーの点検状況

写真左 種々のテストアンビル

(左から)

反発度72 質量4.9kgの製品
反発度60 質量2.2kgの製品
反発度74 質量6kgの製品
反発度81 質量13kgの製品
(手前は、テストハンマー)

ポイント2

乾燥した状態で測定する

濡れているコンクリートや湿っているコンクリートで反発度を測定した場合には、同じコンクリートを気乾状態で測定した場合と比較すると、測定される反発度が小さくなることがわかっています。しかし、その程度については、必ずしも十分には明らかになっていません。

従って、測定を行う場合には、乾燥したコンクリートを対象にすることが重要です。雨や雨上がり等でコンクリート表面がぬれていたり、湿っていたりする時はなるべく測定を避けてください。

どうしてもぬれている箇所での測定が避けられない場合には・・・

国土交通省では、次の方法で対処します。

- ・測定装置のマニピュアルに補正方法が記載されている場合には、これに従う。
- ・補正方法が定かでない場合は、以下の方法に従ってもよいものとする。

(1)測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合

- 測定された反発度に補正值3を加える。
- (2)測定位置がぬれている場合 → 測定された反発度に補正值5を加える。

ポイント3

測定は垂直にゆっくりと

反発度を測定する際には、内部のバネの力で一定の衝撃が加わるようにゆっくりと操作しなければなりません。勢いをつけて操作すると、反発度が実際よりも高く測定されることがありますので注意してください。

また、反発のエネルギーを正しく測定するためには、測定面に対して垂直になるように打撃しなければなりません。特に、上下方向の角度は、測定者からはわかりにくいので注意してください。

これらの操作を確実に行うために、テストハンマーの操作は必ず両手で行ってください。



写真左 反発度の測定状況
上下方向の角度に注意！

ポイント4

材齢 28 日から 91 日の間に測定

テストハンマーを用いた反発度の測定結果とコンクリートの圧縮強度の関係は、コンクリートの材齢により変化すると考えられています。このためテストハンマーのマニユアル等では、材齢による影響を補正するための補正係数（材齢係数）が示されている場合があります。

しかし、これまでに発表されている研究の成果では、マニユアル等に記載されている補正係数（材齢係数）を使用しても、必ずしも強度推定の精度が向上するとは言えないことがわかっています。

そこで、国土交通省の運用では、材齢 28 日～91 日の間で測定し、補正係数は用いないことを原則としました。

材齢 28 日～91 日の範囲外での測定が避けられない場合には・・・

国土交通省では、次の方法で対処します。

- ・材齢 9 日以前の測定は、適切な評価が困難であることから、実施しない。
- ・材齢 10 日で試験を行う場合には、算出された推定強度を 1.55 倍して評価する。
- ・材齢 20 日で試験を行う場合には、算出された推定強度を 1.12 倍して評価する。
- ・材齢 28 日から、材齢 91 日に試験を行う場合には、補正を行わない。
- ・材齢 92 日以降に試験を行う場合にも、推定強度の補正は行わない。
- ・材齢 10 日から材齢 28 日までの間で、上に明示していない場合は、前後の補正値を比例配分して得られた補正値を用いて評価する。

（ここでの補正値は、材料学会の「シミュットハンマーによる実施コンクリートの圧縮強度判定方法 指針（案）」（「材料試験」第 7 巻、第 59 号、pp. 40-44）を元に設定しました。）

★テストハンマーを用いた強度推定の目的は、反発度測定の簡易さを利用し、多数の実構造物を調査して、特に品質に問題があるコンクリート構造物を発見することにあります。したがって、運用では、必ずしも材齢 28 日で試験を行わなければならないものではなく、材齢 28 日～材齢 91 日の間に行うものとの幅を持たせました。

ポイント5

強度推定の方法

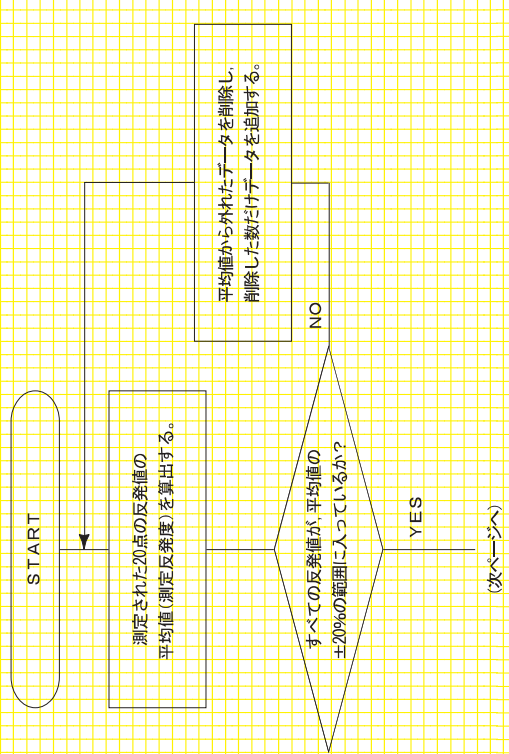
テストハンマーで測定した反発度からコンクリートの強度を推定する換算式には、これまでの研究から多数の提案があります。

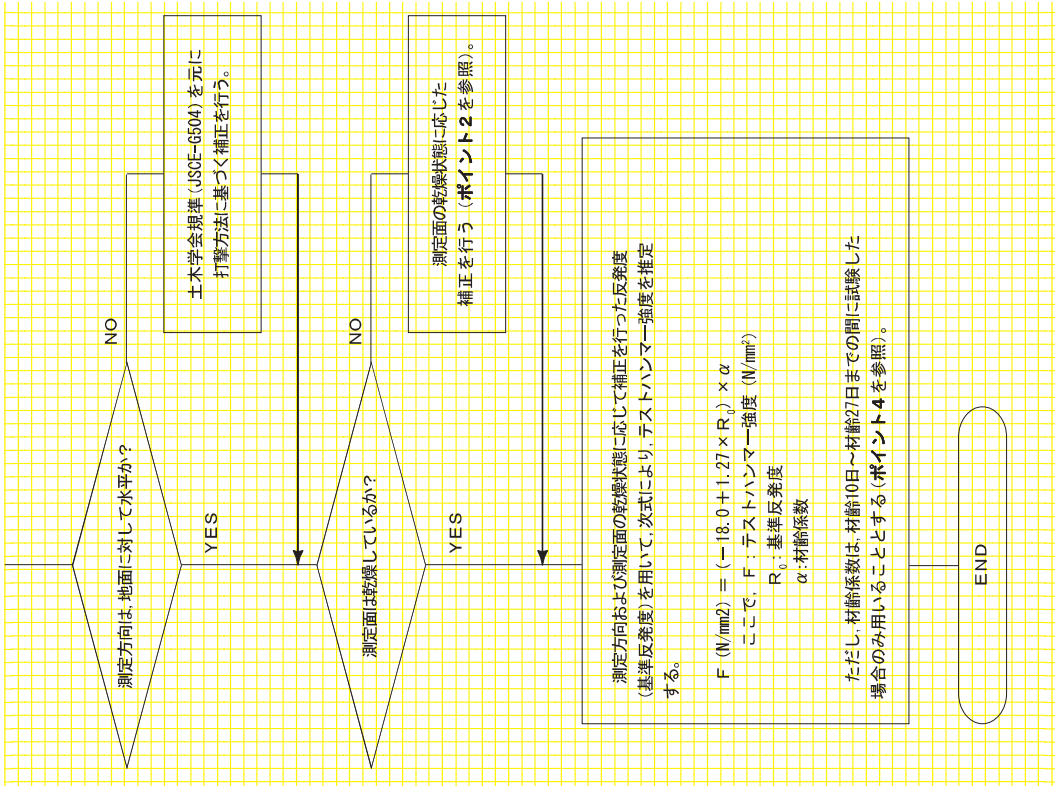
国土交通省の調査では、呼び強度 24 程度の土木用コンクリートを主な対象としていることから、材料学会提案の換算式を使用し強度の推定を行うこととしています。他の換算式を用いて強度を推定すると、推定結果が材料学会提案式と大きく異なる可能性があるため、使用してはいけません。

強度の推定方法

国土交通省では、次の方法でテストハンマー強度を算出します。

（公正な試験を行うために、強度の推定方法を統一したものです。これまでに使用されている実績等を勘案して、材料学会制定の換算式を選定しました。従って、上記の換算式による強度推定結果がどんな場合でも他の換算式と比較して実強度に近いということを保証するものではありません。）





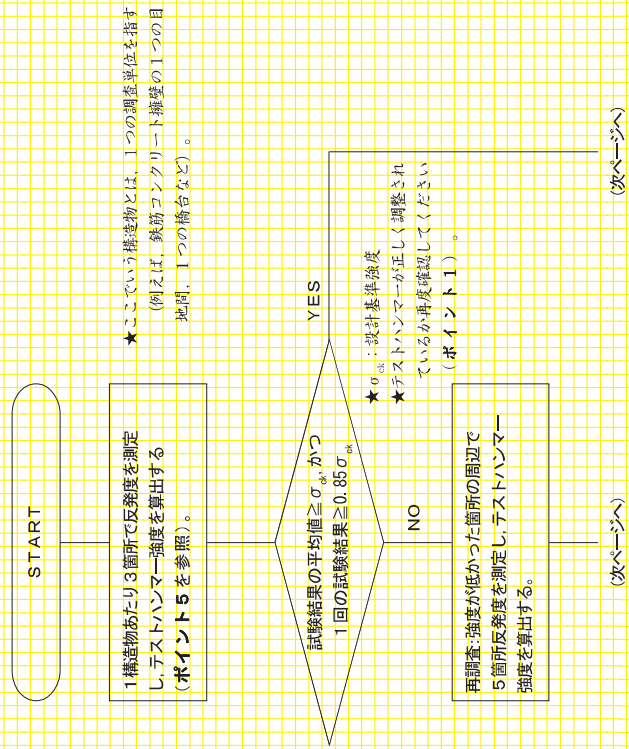
ポイント6 推定結果の評価方法

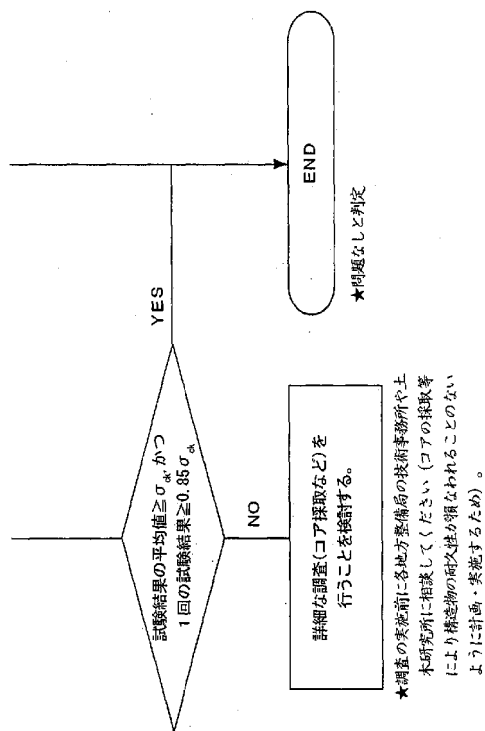
テストハンマーによるコンクリートの強度推定は、簡単に、構造物を傷つけることなく実施することができる点で優れていますが、実構造物のコンクリート強度を正確に推定できるわけではありません。

そこで、国土交通省の調査では、複数回の試験を行うなどして、構造物の良否を判定することとしています。

推定結果の評価方法

国土交通省では、次の方法でテストハンマー強度に基づくコンクリート品質評価を行います。





参考：材令換算表

材令	材令補正係数
10	1.55
11	1.50
12	1.42
13	1.39
14	1.32
15	1.26
16	1.22
17	1.20
18	1.17
19	1.14
20	1.12
21	1.10
22	1.09
23	1.08
24	1.07
25	1.05
26	1.03
27	1.02
28	1.00

普通ポルトランドセメント・高炉セメントB種に対応

3-7 ロックボルトの引抜試験

(1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の80%程度以上とする。

(3) 結果の報告

計測結果は図4-1の要領で整理する。

(4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図4-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等を勘案して、ロックボルトの設計を修正する。

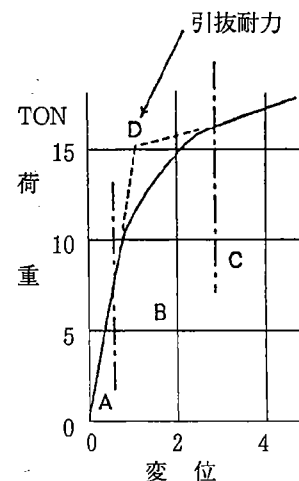


図4-1 ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法はISRMの提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Committee on Field Tests Document No.2. 1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図4-2のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図4-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1 ton 毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

(イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試

験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

- (ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。
- (ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

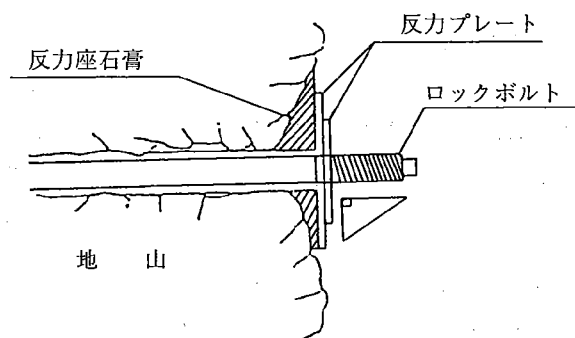


図4-2 反力座の設置

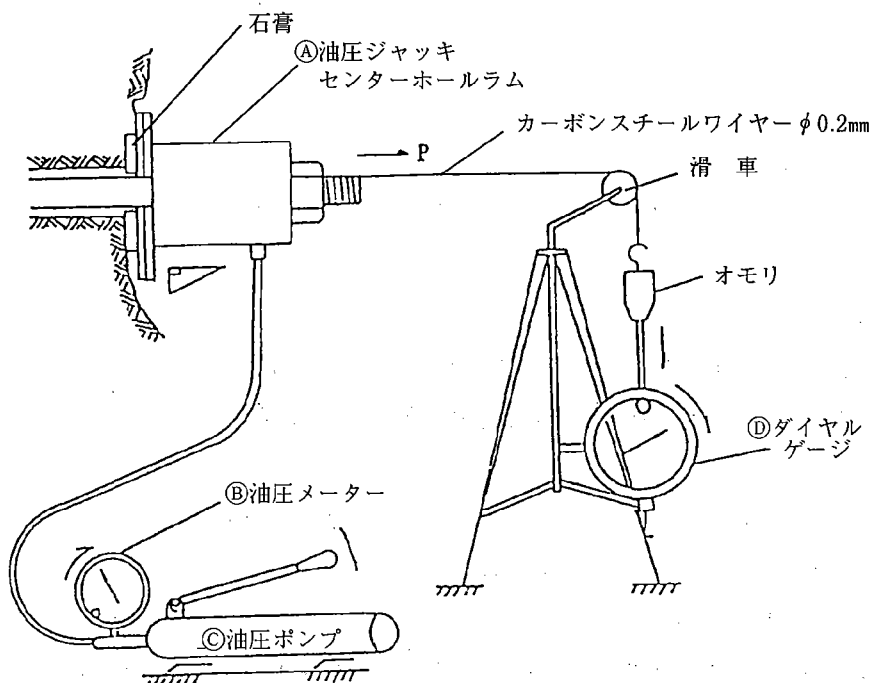


図4-3 引抜試験概要図

3－8 参考資料（国土交通省 指針・通達等）

品質管理の参考資料として、国土交通省および国土交通省九州地方整備局のホームページを参照すること。

国土交通省

ホーム≫政策・仕事≫技術調査

<https://www.mlit.go.jp/tec/index.html>

国土交通省 九州地方整備局

トップページ≫事業者の方へ≫建設技術情報等≫土木工事 施工関連

http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html

3-9 コンクリート構造物の品質確認が必要である対象構造物一覧表

単位水量測定	ひび割れ発生状況の調査・テストハンマーによる強度推定調査	打設日ごとの公的試験機関の圧縮強度試験
1日当たりコンクリート種別毎の使用量が100m ³ 以上		
擁壁(H=5m以上)	鉄筋コンクリート擁壁(H=5m以上)	擁壁(H=1m以上)、護岸
ボックスカルバート(内空断面積25m ² 以上)	鉄筋コンクリートカルバート類(内空断面25m ² 以上)	函渠工
橋梁(上部)	橋梁上部工	PC桁(工場製作は除き間詰・横桁は含む)、RC橋、高欄等
橋梁(下部)	橋梁下部工	橋台、橋脚、踏掛版
橋梁(床板)		鋼橋のRC床板
トンネル	トンネル	トンネル
ダム		
砂防堰堤(H=10m以上)		砂防堰堤
排水機場		排水機場
堰・水門(H=3m以上)	堰・水門(H=3m以上)	堰・水門(H=3m以上)
樋管・樋門(内空断面積10m ² 以上)	樋門(H=3m以上)	樋管・樋門(内空断面積10m ² 以上)
洞門		洞門
		共同溝
		杭類(場所打杭、井筒基礎等)
		水路(内幅2m以上)
その他測定が必要と認められる構造物	その他類するもの	その他これらに類するもの及び設計図書等に示す構造物
※日使用量が100m ³ 未満の場合でも、上記に該当する場合は、実施する。	※プレストレスコンクリートは除く。	※試験数及び材齢等のについては「4 公的試験機関」を参照のこと。 ※擁壁工(高さ1m以上)及び護岸工は、ブロック積、大型ブロック、玉石積等を除く。

※プレキャスト製品を除く。

4 公的試験機関

4-1 公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける項目について

品質管理基準により義務付けられた品質管理試験項目のうち、次表に示す品質管理試験項目については、公的試験機関（次ページ 注1 参照）での試験の実施を義務付けるものとする。また、次表以外での品質管理試験であっても、設計図書や監督員により、公的試験機関での実施を指示することがあるので、その場合は同様に公的試験機関で実施するものとする。

公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける項目一覧表

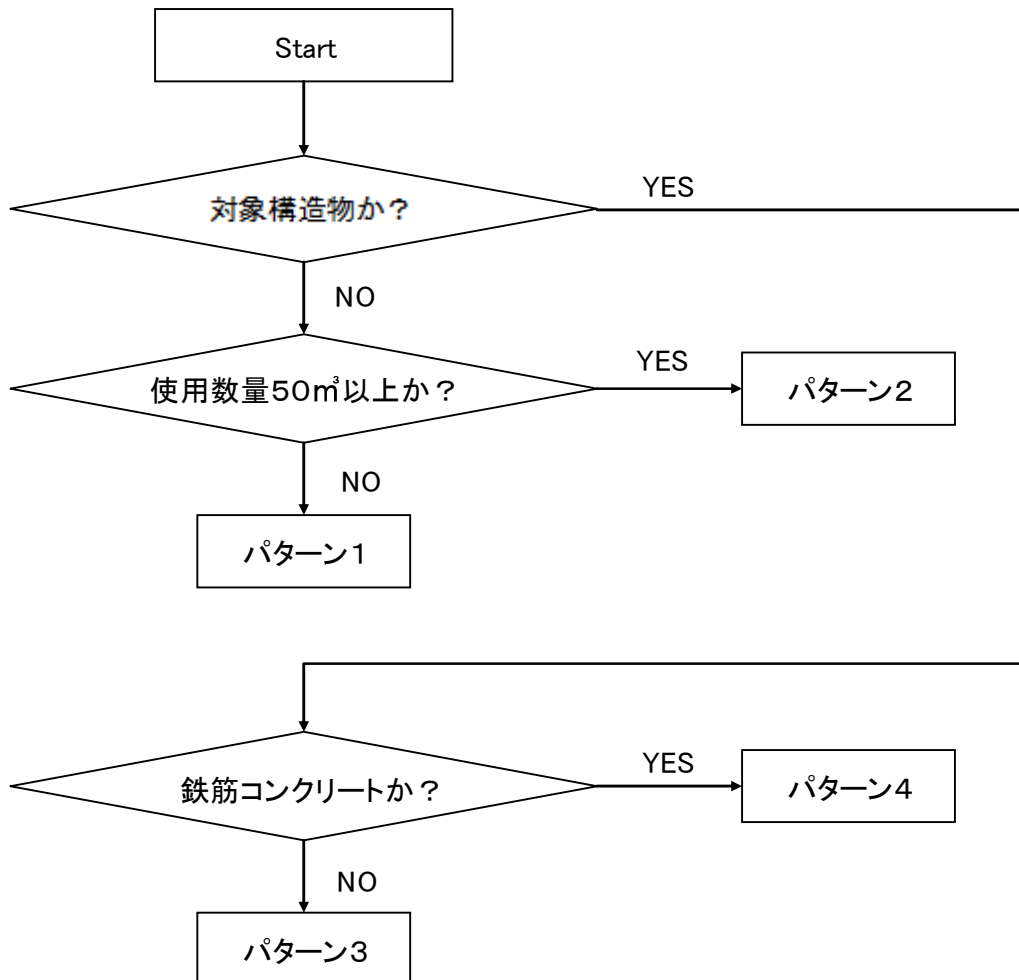
工種	種別	試験項目	試験基準	摘要
セメントコンクリート	コンクリート	圧縮強度試験	1) 対象構造物（次ページ 注2）の場合 ① 鉄筋構造物の場合 打設日1日につき $\sigma 7$ 強度及び $\sigma 28$ 強度それぞれ2回ずつの試験を行い、うちそれぞれ1回を公的試験機関にて実施。 ② 無筋構造物の場合 打設日1日につき $\sigma 7$ 強度及び $\sigma 28$ 強度それぞれ1回ずつの試験を公的試験機関にて実施。 2) 対象構造物以外の場合（50m ³ 未満は省略） 打設数量50m ³ ごとに $\sigma 7$ 強度及び $\sigma 28$ 強度それぞれ1回ずつの試験を行い、うち $\sigma 28$ 強度の試験を公的試験機関にて実施。	「4-2 コンクリート圧縮強度の品質管理試験」を参照のこと
		曲げ強度試験	コンクリート舗装の場合で、打設日1日につき2回（午前・午後）の $\sigma 28$ 強度の試験。	
鋼材	ガス圧接	引張試験	1) 手動ガス圧接の場合 工事着手前に作成した試験片5本 2) 自動ガス圧接の場合 工事着手前に作成した試験片2本	試験片の作成は鉄筋径毎に行うこと
土工	河川土工・海岸土工・道路土工・砂防土工	土の突固め試験	500m ³ 以上の盛土を行う道路及び砂防工事で、当初及び土質の変化時の試験。（路床と同一材料の路体盛土は、路床の品質管理試験のみでよい。）河川・海岸土工の盛土は、当初及び土質の変化時の試験	河川、海岸、砂防の盛土及び道路の路体盛土材
		CBR試験	道路の路床工事の盛土材で、当初及び土質の変化時の試験。（材料が岩砕の場合は除く）	土の突固め試験も必要
舗装工	転圧コンクリート舗装	曲げ強度試験 （作成供試体—現場施工）	打設日1日につき2回（午前・午後）の $\sigma 28$ 強度の試験。	

工種	種別	試験項目	試験基準	摘要
舗装工	アスファルト舗装	現場密度の測定 (混合物のアスファルト抽出) (混合物の粒度分析試験)	品質管理用に採取した3孔のコア(複数層施工の場合は、各層毎に採取)で実施。 ただし、1工事(各層毎)の混合物使用数量が50t未満(または400m ² 未満)の場合は省略できる。 また、アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、混合物のアスファルト抽出及び混合物の粒度分析試験を省略できる。	「4-3 アスファルト舗装工事の品質管理試験」を参照のこと
		ホイール トラッキング試験	改質アスファルト使用の場合、1工事につき1回(複数層に使用の場合は各層毎)、施工前に作成した3個の供試体で実施。 ただし、アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた改質アスファルト混合物については省略できる。	
地盤改良工	固結工	土の一軸圧縮試験	深層混合・中層混合の場合、改良体500本未満については3本、500本以上については、250本増える毎に1本を追加した供試体の試験(σ 28強度)。1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。 浅層混合改良の場合、1000m ³ 未満は1工事に1回、1000m ³ 以上、5000m ³ 未満は1工事に3回、5000m ³ 以上は1000m ³ 毎に1回とする。(σ 28強度)	試験1回当たりの供試体は3本とする
法留法面工	補強土 壁工	土の突固め試験	当初及び土質の変化時に実施。	
	吹付工	圧縮強度試験	吹付1日につき1回の試験。なお、テストピースは、現場に配置した型枠に施工と同時期に吹付け、現場放置後切り取ったコアとし、 σ 28強度を対象とする。	供試体はキャッピングすること
	現場打吹付 法枠工	圧縮強度試験	吹付1日につき1回の試験。なお、テストピースは、現場に配置した型枠に施工と同時期に吹付け、現場放置後切り取ったコアとし、 σ 7強度と σ 28強度の双方を対象とする。	供試体はキャッピングすること

- (注) 1. 公的試験機関とは、原則として(公財)福岡県建設技術情報センターとする。ただし、年度末等で同センターでの試験に時間を要し、工程への影響が大きいと監督員が認めた場合は、他の公的試験機関((公社)九州機械工業振興会、他県の直轄試験場・技術センター、大学等)とすることができる。さらに、他の公的試験機関での試験実施も困難な場合は、監督員立会のもとでの民間試験機関を利用できるものとする。
2. 打設日ごとに公的試験機関の圧縮強度試験が必要な対象構造物とは、擁壁(高さ1m以上)※、函渠工、PC桁(工場製作は除き、間詰・横桁は含む)、鋼橋のRC床版、RC橋、高欄等、橋台、橋脚、踏掛板、トンネル、砂防堰堤、排水機場、堰・水門(H=3m以上)、樋管・樋門(内空10m²以上)、洞門、共同溝、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、護岸※、水路(内幅2m以上)、その他これらに類するもの及び特記仕様書・設計図書等示す構造物とする。
(※ブロック積、大型ブロック積、玉石積等を除く。)

4-2 コンクリート圧縮強度

コンクリート圧縮強度試験フロー



※使用数量はコンクリートの種類ごとの総打設量とする。(日打設量ではない)

品質管理試験の頻度及び試験実施機関

	頻度	試験内容	
		公的試験機関による試験	自主管理試験
パターン1	—	—	1回以上の試験 (またはJIS工場の品質証明等)
パターン2	50m³ごとに $\sigma 7$ 強度と $\sigma 28$ 強度のそれぞれ1回の試験	左記のうち $\sigma 28$ 強度の試験	左記のうち $\sigma 7$ 強度の試験
パターン3	打設日ごとに $\sigma 7$ 強度と $\sigma 28$ 強度のそれぞれ1回の試験	打設日ごとに $\sigma 7$ 強度と $\sigma 28$ 強度のそれぞれ1回の試験	—
パターン4	打設日ごとに $\sigma 7$ 強度と $\sigma 28$ 強度のそれぞれ2回の試験 (午前・午後それぞれ各1回)	打設日ごとに $\sigma 7$ 強度と $\sigma 28$ 強度のそれぞれ1回の試験	左記以外の試験

- (注) 1. 圧縮強度試験の1回の試験とは、供試体を6個採取し、そのうち3個は $\sigma 7$ 強度での試験を実施し、残りの3個で $\sigma 28$ 強度の試験を実施することを意味する。
2. スランプ試験、空気量測定は品質管理基準を参照のこと。ただし、1工種最低1回以上必要。
3. 「無筋コンクリート」とは、鋼材で補強しないコンクリート。ただし、コンクリートの収縮ひび割れその他に対する用心のためだけに鋼材を用いたものは無筋コンクリートとする。

コンクリート構造物の品質管理（圧縮強度）に必要な試験数

種別		使用数量区分	圧縮強度試験数				合計	パターン
			公的試験機関試験		自主管理試験			
			σ 7強度	σ 28強度	σ 7強度	σ 28強度		
対象 構造物	無筋構造物	—	n回		—	—	n回	パターン3
	鉄筋構造物	—	n回		n回		2n回	パターン4
対象構造物以外		50m3未満	—	—	1回 (またはJIS工場の品質証明書等)		1回 (またはJIS工場の品質証明書等)	パターン1
		50m3以上 100m3未満	—	1回		—	1回	パターン2
		100m3以上 150m3未満	—	2回		—	2回	
		150m3以上 200m3未満	—	3回		—	3回	
		200m3以上 250m3未満	—	4回		—	4回	
		250m3以上	—	50m3ごとに 上記+1回		—	50m3ごとに 上記+1回	

- (注) 1. 上表は種類ごとに適用する。
2. 上記のnは打設日数を表す。
3. 上表においての試験数1回当たりの供試体数は、6個である。
4. 対象構造物が鉄筋構造物の場合、打設日1日当たり原則午前・午後の2回の実施となるが、公的試験機関での実施分は、午前・午後どちらの分でも構わないものとする。また、打設作業が半日のみ（午前中または午後のみ、及び夜間工事で夜間打設のみ）の場合、その日の打設分の品質管理試験は、公的試験機関での実施分1回のみとする。
5. 圧縮強度試験を実施するまでの供試体は、設計図書や監督員による特別な指示がない限り、受注者の責任において標準養生を行うものとする。
6. プレキャストP C桁等で早強セメント等を使用する場合、設計図書や監督員、又は配合報告書の指定・指示により圧縮強度試験に使用する供試体の材齢が7日および28日とならない場合があるので、注意すること。
7. 試験予定日（材齢が7日、28日等）が公的試験機関の休業日に当たる場合は、試験実施日を監督員に確認すること。
8. 上記以外であっても、監督員の指示があった場合は、それに従うものとする。

4-3 アスファルト舗装工事の品質管理試験

アスファルト舗装工事の出来形管理及び品質管理に必要な抜き取りコア数

車道舗装（アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物の場合）

施工面積 区分	合計 コア数	合計コア数のうち コア抜き直後に 出来形管理が必要な コア数	品質管理試験 (現場密度の測定) コア数		検査時に提示する コア数
			自主管理	公的試験 機関	
50t 未満または 400 m ² 以下	3 孔	3 孔	3 孔	—	合計コア数－公的 試験機関コア数 (自主管理コア数)
401 m ² 以上 3,000 m ² 以下	6 孔	3 孔	3 孔	3 孔	
3,001 m ² 以上 10,000 m ² 以下	10 孔	4 孔から 1,000 m ² 増えるごとに 1 孔ずつ追加	7 孔	3 孔	
10,001 m ² 以上 20,000 m ² 以下	20 孔	11 孔から 1,000 m ² 増えるごとに 1 孔ずつ追加	17 孔	3 孔	

歩道舗装（アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物の場合）

施工面積 区分	合計 コア数 (注) 9	合計コア数のうち コア抜き直後に 出来形管理が必要な コア数	品質管理試験 (現場密度の測定) コア数		検査時に提示する コア数
			自主管理	公的試験 機関	
50t 未満または 400 m ² 以下	3 孔	片側延長 200m毎に 1ヶ所の割合で コア厚を測定	3 孔	—	合計コア数－公的 試験機関コア数
401 m ² 以上 3,000 m ² 以下	6 孔		3 孔	3 孔	
3,001 m ² 以上 10,000 m ² 以下	10 孔		7 孔	3 孔	
10,001 m ² 以上 20,000 m ² 以下	20 孔		17 孔	3 孔	

- (注) 1. ここでいう品質管理試験は、現場密度試験のみということである。密度試験実施後の自主管理コアも含め、検査時に提示されたコアについて厚み、外観等を確認する。公的試験機関コアは提示不要である。
2. コアの採取箇所は、均等になるように配置する。また、大型車の車輪が通過しない場所とし、同等の材料で入念に復旧すること。
3. 50t 未満または 400 m²以下において、点する維持工事は監督員との協議の上、省略することができる。
4. 橋面舗装はコア採取しないで As 合材量(プラント出荷数量)と舗装面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。
5. 複数層(基層・中間層等)の施工を行った場合は、各層ごとに分けて判断し、品質管理試験を実施するものとする。(工事数量も各層ごとの数量で考慮する。)
6. アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物以外の場合は、公的機関試験対象の 3 孔においてアスファルトの抽出(ふるい分け試験含む)を現場密度試験に追加して行うこと。(50t 未満または 400 m²以下は現場密度試験のみでよい。)
7. 改質アスファルトを使用する場合は、施工前にホイールトラッキング試験を別途実施しなければならない(複数層あれば、各層ごとに実施する)。ただし、アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた改質アスファルト混合物については省略できる。
8. 出来形管理基準及び品質管理基準のアスファルト舗装も参照すること。
9. 片側延長 200m毎に1ヶ所の割合で算出したコア数が、施工面積区分に応じた品質管理試験コア数を上回った場合、それをもって合計コア数とし、出来形管理を行う。

4-4 公的試験機関による材料試験申請

(公財)福岡県建設技術情報センター 材料試験申請要領

令和3年4月1日

1. 受付日 毎週月曜日～金曜日
※土、日、祝祭日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休業日です。

2. 受付時間 (午前) 9:00～12:00

(午後) 1:00～ 4:00

※申請当日に試験を実施するもの(土の一軸圧縮試験、コンクリート圧縮強度試験等)については、当日の午前中までに受付を済ませて下さい。

3. 申請手続 ①令和3年4月からWeb申請に変更されていますのでご注意ください。
なお、申請書様式は変更されることがありますので、当センターホームページで最新の情報をご確認下さい。
- ②材料試験申請手続き(修正CBR試験を除く)
ホームページからダウンロードした試験申請書に必要事項を入力し、ホームページ上でアップロードします。5ケタの番号が付された申請書を印刷し、試料と一緒に受付窓口申請して下さい。
- ③修正CBR試験は、Web申請後に、センターから試料搬入時期を連絡しますので、日程調整をした上で、申請書と試料と一緒に受付窓口申請して下さい。

※当センターHPで、修正CBR試験の成績書発行までの流れについて、ご確認ください。

- ④窓口での申請が出来ない場合は、当センターの定める試験項目に限り代行申請、宅配便による試験の申請を受け付けています。

※別紙2-①②「代行申請及び宅配便による試験申請要領」を参照して下さい。

⑤試験手数料の納付方法

※土の一軸圧縮試験、コンクリート圧縮強度試験等は、試験申請時に、現金でお支払い下さい。

※アスファルト試験、土質試験(土の一軸圧縮試験を除く)、鋼材試験、石材試験、骨材試験は、現金又は、銀行振込でお支払い下さい。

※銀行振込の場合は、振込を確認した後に、材料試験を実施します。

4. 試験成績書 試験が完了次第、すみやかに試験成績書を発行します。

※試験成績書の発送は、申請者宛に郵送いたします。

※試験結果については、電話等での対応はしておりません。
コンクリート圧縮試験、土の一軸圧縮試験は、当日の結果を速報値として16時30分以降に当センターのHPに掲載します。
掲載期間は、試験日の翌日から、3日間です。

※試験の種類によっては、成績書発行まで相応の日数を要するものがありますので、ホームページの「試験成績書発行までの期間」をご参照ください。

5. そ の 他 ①試験に用いる供試体は、JIS(日本工業規格)及び舗装調査・試験法便覧等に準拠して作製して下さい。

※当センターでは、供試体の作製は行いません。

②成績書発行後の内容の修正はできませんので、材料試験申請の際は、工事名、工区、施工場所、工事発注者、打設箇所、試料の種類等必要事項について、誤入力、選択ミスまたは記入漏れがないよう、ご確認下さい。

③申請書の控えはお問い合わせの時などに必要となりますので、必ず保管して下さい。

④試験用の試料は、適正な状態でお持ち込み下さい。

※土質試験用試料の含水比の変化、供試体の不整形や欠損、ゴミ・異物等の混入、必要量の確認等

②試験に関する問い合わせ先

(公財)福岡県建設技術情報センター 試験研究課 試験係
TEL : 092-947-2277 FAX : 092-947-2280

③当センターのホームページ

<http://fcti.jp/>

建設材料試験のコンテンツをご利用下さい。

「福岡 fcti」で検索

速報値について

スマホでも確認出来ます！

コンクリート試験の結果

コンクリート試験結果の速報値は以下のファイルよりご覧いただけます。
なお、対象としている試験は以下の4試験です。

1. コンクリートの圧縮強度試験
2. セメントミルクの圧縮強度試験
3. モルタルの圧縮強度試験
4. コアの圧縮強度試験



上記4項目以外の試験結果につきましては、試験成績書にてご確認ください。

- ※ 掲載している数値は精査前の速報値であるため、変更となる場合があります。
- ※ 速報値への問い合わせは受け付けておりません。最終的な試験結果は個別の試験成績書で確認をお願いします。
- ※ コンクリート試験成績書は原則郵送いたしますが、お急ぎの方は試験日の翌営業日の13時以降に窓口にて試験成績書をお渡しすることも可能です。
- ※ 試験日当日の16:30に更新することとしていますが、その日の試験数によって19:00になる場合があります。

5 写真管理基準

5-1 総 則

1-1 適用範囲

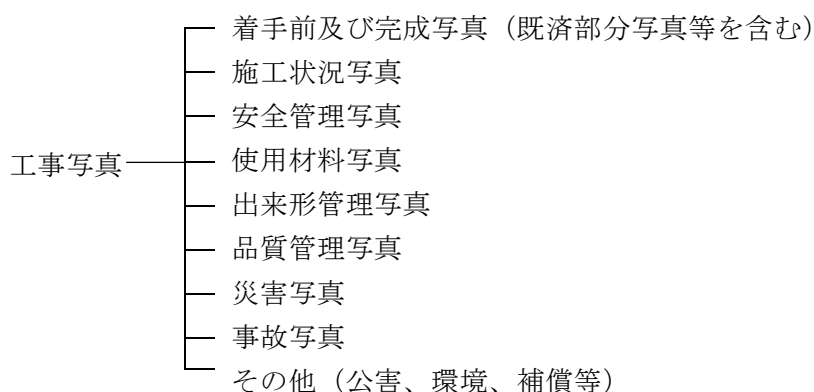
この写真管理基準は、土木工事技術管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

1-2 工事写真の分類

工事写真は次のように分類する。

各分類の留意点は、「5-3 工事写真の分類毎の留意点」を参照のこと。



5-2 撮 影

2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工 事 名
- ② 工 種 等
- ③ 測 点 （ 位 置 ）
- ④ 設 計 寸 法
- ⑤ 実 測 寸 法
- ⑥ 略 図

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目－施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

黒板の文字が確認できれば、写真帳の添え書きは不要とする。

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出

来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

2-4 写真の省略

工事写真は次の場合に省略する。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分（工事が完成したときに隠れる部分以外）については、出来形管理状況が分かる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。
- (3) 監督員等が臨場して段階確認した箇所は、臨場時の状況写真は不要とする。

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真加工は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黑板情報電子化について』に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。

(福岡県ホームページ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shoukokuban.html>)

2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは、以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。
(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

- (3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- (4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

2-7 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示より追加、削減するものとする。
- (2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

5-3 工事写真の分類毎の留意点

3-1 着手前及び完成写真

- (1) 工事目的物の全体的な状況を把握するもので、工事の着手前、完成の現地状況を撮影するものとする。
- (2) 着手前写真は、現地着手前の状況を撮影するもので、目的物の完成状況をよく考えて、撮影位置、構図を決定する。
- (3) 全景が同一画面に入らない場合はつなぎ写真、パノラマ写真又は追い写真とする。
- (4) 完成写真は、工事完成後の写真を撮影するもので、着手前と同一構図となるよう撮影する。

3-2 施工状況写真

- (1) 工事全体の状況を月毎に撮影することで全体工程等を把握でき、工事の工種、種別毎に施工中の状況を撮影することで施工状況が確認できる資料となるものとする。
- (2) 着手前写真と同一構図で月毎の施工状況写真を撮影する。**(請負金額5千万円以上及び監督員が指示した工事。)**
- (3) 各施工段階における施工機械の稼働状況、人力による施工状況、工事材料の使用状況、指定された工法に対する施工状況、部分的な段階完了状況を撮影するものであるが、その撮影の目的を十分理解し、目的に対応する写真撮影を行う。
- (4) 状況写真については、できるだけ測点、周囲の地形、地物を背景に入れて、撮影目的物の位置を明瞭にするよう工夫する。

《 施工状況写真の工種種別の例》

土工

丁張り、段切り、崩壊防止対策等を含む

コンクリート工

打設状況（バイブレーター、シュート、打ち継ぎ目処理等）、養生、配筋状況、かぶり（スパーサー等）

杭打設

鉛直管理（x, y 軸方向）

廃棄物処理

撤去前の数量、寸法等

取り壊し状況

積込・処理場搬入状況（産業廃棄物運搬車の代表車番）

3-4 安全管理写真(交通管理写真を含む)

標識・保安施設等の設置状況及び交通誘導員等の配置状況写真は、一旦事故が発生した場合は、原因探求資料及び安全管理状況の証明資料ともなるので、設置又は配置状況が変わればその都度撮影を行っておく。また、必要に応じて夜間撮影も行っておく。

3-5 使用材料写真

- (1) 工事材料で使用後において、寸法、数量が確認できないものについては、現場搬入時に検収写真を撮影する。（必要に応じて使用後に空袋、空缶を撮影する。また、材料を梱包した箱等に規格や寸法等が印字されているものは、写真撮影しておく）

(2) 検収写真は、寸法確認写真と数量確認写真及び、品質確認写真に大別される。

対象材料の主なものは、鋼管杭、H形鋼、鋼矢板、コンクリート杭、沈石材、アスファルト乳剤、塗料、現場補修用砕石等がある。

3-6 出来形管理写真

- (1) 不可視部分の出来形寸法を確認するための写真撮影であるので、被写体の映像及び目盛りを明確に撮影しなければならない。
- (2) 測定尺及びピンポール等に対するカメラアングルに留意し、測定尺とカメラの位置が正面又は水平になるように撮影する。
- (3) 大きな構造物の寸法確認では、測定区間全体を撮影し、必要に応じて0点・測定箇所を明瞭に判読できるようにしなければならない。接写真の組み合わせとするとよい。
- (4) 不可視部分と可視（明視）部分の解釈については、部分的な工事の完成時は可視であっても、全工事が完成した場合不可視となる場合は、不可視部分と解釈して写真撮影を行う。

3-7 品質管理写真

- (1) 品質管理の試験又は測定の目的を十分理解し、目的に対応する写真撮影を行わなければならない。
- (2) 使用試験器具等に目盛がある場合は、写真で目盛が確認できるように撮影する。

3-8 災害写真

この項でいう災害とは、工事請負契約書第28条にいう一般的損害、第29条にいう第三者に及ぼした損害、及び第30条にいう不可抗力による損害すべての場合を指し、請負工事施工途中における、これらの災害についての費用負担区分の判定に必要な資料として、欠くことのできないのが災害写真である。

3-9 事故写真

事故の発生状況がわかるように適宜、全景や近景を撮影する。また、事故の規模がわかるように適宜撮影する。

3-10 その他（公害・環境・補償等）

(1) 公害・環境写真

①必要に応じて事前調査状況を撮影しておく。

②仮設備写真

特に労働者寄宿舍、火薬庫、電気設備については、当該施設周辺の地勢状況が判るよう撮影する。

③図面との不一致等写真

工事現場においては設計図書との不一致等の問題が数多く発生するが、その撮影内容も画一的には決めがたい面もあり、且つその対策は設計変更となる可能性も高いので、必要に応じて原因、状況、対策に即した撮影内容を、監督員と協議して決定する必要がある。

(2) 補償関係写真

工事中の振動による建造物のクラックや、締切による井戸水の枯渇等、工事の施工に起因すると思われる補償問題が多く発生している。こうした問題があらかじめ予想される場合は、想定影響区域より相当広範囲の事物を対象に、施工前の状況を撮影しておくことにより、後の問題解決に役立てるものである。

3-1-1 整理上の留意点

工事写真帳の整理(例)

(1) 工事写真帳は、A4版とする。

(2) 写真の編集順序は、工事規模、工事種別、工事量等によって多少異なるが、下記を参考として編集する。

1) 着手前写真

2) 完成写真

3) 月毎施工状況写真

4) 工事写真

工種、種別、細別ごとに	着手前写真
	使用材料写真
	施工状況写真
	出来形(高)管理写真
	品質管理写真
	完成写真

5) 災害写真(必要に応じて)

6) 品質管理写真(上記工事写真で編集できない場合)

7) 使用材料写真(")

8) 安全管理写真(交通管理写真を含む)

9) 公害・環境対策写真

10) 仮設備写真

11) 図面との不一致写真

12) 補償関係写真(必要に応じて)

13) 段階確認(机上確認)写真

写真帳にはインデックスを付して管理項目を明示すると共に、写真帳内には必要に応じて、写真の説明用として構造図及び内容説明(要点のみ)を付しておく。

3－12 写真撮影要領

(1) 使用器具

1) 黒板

黒板の記入内容は下図を標準とし、あらかじめ白色で記入しておく。

(主に出来形確認用)

工 事 名		
工 種		(構造図を記入する)
位 置		
設計寸法		
実測寸法		
立 会 者		

(その他用)

工 事 名			
工 種		位 置	
(撮影対象事項を記入する)			
立 会 者			

2) 測定尺

出来形管理写真には、その寸法が確認できる添尺を使用する。その為に、箱尺、巻尺（布、スチール）折尺、リボンテープ、ノギス、あて木等を用意しておく。

5－4 整理提出

- (1) 工事写真について、紙と電子の2重納品を原則禁止とする。ただし、電子納品であっても「福岡県県土整備部電子納品運用ガイドライン」に基づき、着工前写真及び竣工写真は、アルバム形式に整理し紙での提出が必要である。
- (2) 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

5－5 撮影箇所一覧表の用語の定義

適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のこと、及び監督員が指示した箇所をいう。

5－6 撮影箇所一覧表

撮影箇所一覧表（全体）

区分		写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	請負金額5千万円以上及び監督員の指示した工事
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料 仮設状況 形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回(写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納)) 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザースキャナー(TLS)、地上移動体搭載型レーザースキャナー(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザースキャナー(UAVレーザ)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	工事打合簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕	

撮影箇所一覧表（全体）

区分		写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
品質管理		別添 撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影		
		不可視部分の施工	適宜	
出来形管理		別添 撮影箇所一覧表（出来形管理）に準じて撮影		
		不可視部分の施工	適宜	
		出来形管理基準が定められていない	監督員と協議事項	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	発生前は付近の 写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-3-2
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1 施工箇所に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 1 工事に1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）における空中写真測量（UAV）および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-3-3
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1 施工箇所に1回 〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 1 工事に1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における空中写真測量（UAV）および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1 施工箇所に1 回 〔施工後〕	1-2-3-4
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1 施工箇所に1 回 〔仕上げ時〕	1-2-3-5
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1 回 〔施工後〕	1-2-3-6
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1 回 〔掘削中〕	1-2-4-2
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1 施工箇所に1 回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 1 工事に1 回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）における空中写真測量（UAV）および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-4-3
							「T S ・ G N S S を用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	・ 出来映えの撮影 ・ T S 等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 1 工事に 1 回 〔施工後〕	
							「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）における空中写真測量（U A V）および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 （盛土部）	仕上げ状況 厚さ	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔仕上げ時〕	1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 （重要構造物かつ主鉄筋について適用）	1-3-7-4
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 （重要構造物かつ主鉄筋について適用）	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 （電磁誘導法、電磁波レーダ法）	試験毎に1回 〔試験実施中〕	1-3-7-4

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1 施工箇所 to 1 回 〔打込前後〕	3-2-3-4
						変位	40m又は1 施工箇所 to 1 回 〔打込後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
3	2	3	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	出来ばえ	種別毎に 1 回 〔施工後〕	3-2-3-5
3	2	3	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎 5 箇所 to 1 回 〔施工後〕	3-2-3-6
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1 施工箇所 to 1 回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	3-2-3-7
						パイプ取付高	1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1 施工箇所 to 1 回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	3-2-3-8
						ビーム取付高	1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1 施工箇所 to 1 回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	3-2-3-8
						ケーブル取付高	1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	
3	2	3	9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	3-2-3-9
						出来ばえ	施工日に 1 回 〔施工前後〕	
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	3-2-3-10

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	3-2-3-11
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1 スパンに1回 〔製作後〕	3-2-3-12
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1 スパンに1回 〔製作後〕	3-2-3-12
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13		ポストテンション桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-2-3-13
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1 スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14	1	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	断面の外形寸法	1 スパンに1回 〔製作後〕	3-2-3-14
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14	2	プレキャストセグメント主 桁組立工	組立状況	1 スパンに1回 〔組立時〕	3-2-3-14
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	15		P Cホーラスラブ製作工	シース、P C鋼材配置 状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-2-3-15
						幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1 スパンに1回 〔施工時〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	1	P C箱桁製作工	シーす、P C鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-2-3-16
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1 スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	2	P C押し箱桁製作工	シーす、P C鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-2-3-16
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 円空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1 スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	17		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	3-2-3-17
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1 施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-3-18
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	幅	200m又は1 施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-3-19
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅 高さ 長さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-3-22
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	設置状況	1 スパンに1回 〔設置後〕	3-2-3-24

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	設置状況	1 スパンに 1 回 〔設置後〕	3-2-3-24
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工中〕	3-2-3-26
						法長	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	3-2-3-26
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	3-2-3-27
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	3-2-3-27
3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工中〕	3-2-3-28
						※幅 ※高さ	200m又は1 施工箇所 に 1 回 (※印は場所打ちのある場合) 〔埋戻し前〕	
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔埋戻し前〕	3-2-3-29
3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔型枠取外し後〕	3-2-3-29

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	幅 深さ	120m又は1 施工箇所 に 1 回 〔埋戻し前〕	3-2-2-29
3	2	3	30		集水桝工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所 に 1 回 〔型枠取外し後〕	3-2-3-30
3	2	3	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	3-2-3-31
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎 1 スパンに 1 回 〔塗装後〕	
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	3-2-4-1
3	2	4	3	1	基礎工護岸 (現場打)	幅 高さ	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔型枠取外し後〕	3-2-4-3
3	2	4	3	2	基礎工護岸 (プレキャスト)	据付状況	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	3-2-4-3
3	2	4	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1 施工箇所 に 1 回 〔打込後〕	3-2-4-4
						根入長	1 施工箇所 に 1 回 〔打込前後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	1 施工箇所 に 1 回 〔処理前、中、後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	根入長	1 施工箇所に1回 〔施工中〕	3-2-4-5
						偏心量	1 施工箇所に1回 〔打込後〕	
						数量、杭径	全数量 杭頭余盛部の撤去前、 杭頭処理後	
						杭頭処理状況	1 施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
						鉄筋組立状況	1 施工箇所に1回 〔組立後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	3-2-4-7
						偏心量 数量、基礎径	全数量 〔施工後〕	
						ライナープレート設置 状況	1 施工箇所に1回 〔掘削後〕	
						土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	沓	1 基に1回 〔据付後〕	3-2-4-7
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1 ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1 基に1回 〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1 基に1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1 基に1回 〔据付後〕	3-2-4-8
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1 ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1 基に1回 〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1 基に1回 〔施工時〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	沓	1 基に 1 回 〔据付後〕	3-2-4-9
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1 基に 1 回 〔設置後〕	
						載荷状況	1 基に 1 回 〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1 基に 1 回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	厚さ（裏込）	120m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工中〕	3-2-5-3
						法長 厚さ （ブロック積・張）	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	法長	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに 1 回	3-2-5-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	幅	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	3-2-5-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	厚さ（裏込）	120m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工中〕	3-2-5-4
						法長 厚さ（ブロック）	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに 1 回	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	厚さ（裏込）	120m又は1 施工箇所に1 回 〔施工中〕	3-2-5-5
						法長 厚さ（石積・張）	200m又は1 施工箇所に1 回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1 回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1 回 〔施工中〕	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1 回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1 回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1 工事に1 回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1 回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1 工事に1 回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1 回 〔施工中〕	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1 回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1 回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1 工事に1 回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1 回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1 工事に1 回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-8
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-8
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						浸透性ミルク注入状況	400mに1回 〔注入時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-9
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-9
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-10
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-11
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-11
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グーアスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-11
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定 処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不 要 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」に より「厚さあるいは標高較差」 を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-2-6-12
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」に より「厚さあるいは標高較差」 を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						目地段差	1工事に1回	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定 処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-2-6-12
						鉄筋寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1 施工箇所 に 1 回 〔据付後〕	
						縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部タイバー 寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1 工事に 1 回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						目地段差	1 工事に 1 回	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-13
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は、写真不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-14
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1 施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔施工後〕	3-2-6-15
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-6-16
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	平坦性	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-6-17
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	3-2-7-2
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1 施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-7-3

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	7	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	3-2-7-5
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	3-2-7-6
3	2	7	8		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1 施工箇所 に 1 回 〔打込み前後〕	3-2-7-7
						杭径 位置・間隔	200㎡又は1 施工箇所 に 1 回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	
3	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1 施工箇所 に 1 回 〔打込後〕	3-2-7-9
						深度	1 施工箇所 に 1 回 〔打込前後〕	
							ただし、(スラリー攪拌工) において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 固結工(スラリー攪拌工) 編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	
3	2	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000㎡～4,000㎡につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	3-2-7-9
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1 施工箇所 に 1 回 〔打込前〕	3-2-10-5
						数量	全数量 〔打込後〕	
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	1 施工箇所 に 1 回 〔削孔後〕	3-2-10-5
						配置誤差	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1 回	3-2-10-5
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	3-2-10-5
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	3-2-10-5
3	2	10	9		地中連続壁工 (壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	3-2-10-9
3	2	10	10		地中連続壁工 (柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	3-2-10-10
3	2	10	22		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工に準 ずる	3-2-10-22
3	2	12	1	1	casting 費 (金属支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	3-2-12-1
3	2	12	1	2	casting 費 (大型ゴム支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	3-2-12-1

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	3-2-12-1
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1 施工箇所に 1 回 〔仮組立時〕	3-2-12-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	3-2-12-3 ※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	3-2-12-3
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1 基に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔仮組立時〕	3-2-12-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	4		検査路製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	3-2-12-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	3-2-12-5
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	3-2-12-6
						製作状況	適宜 〔製作中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	3-2-12-7
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔仮組立時〕	3-2-12-8
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	3-2-12-9
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	3-2-12-10
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	3-2-12-11
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に 1 回 〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に 1 回 〔架設中〕	3-2-13-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1 工事に 1 回 〔混合前〕	3-2-14-2
						土羽土の厚さ	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工中〕	
						法長	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔清掃後〕	3-2-14-2
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔吹付前〕	
						法長	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1 施工箇所 に 1 回 〔吹付後〕	
						材料使用量	1 工事に 1 回 〔混合前〕	
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔清掃後〕	3-2-14-3
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔吹付前〕	
						法長	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1 施工箇所 に 1 回 〔吹付後〕	
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	3-2-14-4
3	2	14	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	3-2-14-4
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ	1 施工箇所 に 1 回 〔削孔後〕	3-2-14-6
						配置誤差	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	
3	2	15	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 1 工事 1 回	3-2-15-1
						厚さ 幅 高さ	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1 工事に1 回 〔型枠取外し後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1 施工箇所 to 1 回 〔埋戻し前〕	3-2-15-2
3	2	15	3		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工 法) (多数アンカー式補強土工 法) (ジオテキスタイルを用いた 補強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	3-2-15-3
3	2	15	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工中〕	3-2-15-4
						法長 厚さ	200m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	
3	2	16	3		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	3-2-16-1
3	2	18	2		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1 スパン to 1 回 〔打設前後〕	3-2-18-1

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 高さ	1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	6-1-7-4
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	径 杭長	1 施工箇所 to 1 回 〔打込前〕	6-1-10-8
						幅 方向	1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	配管状況	100m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	6-1-13-3
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	6-1-13-4
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 (本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1 施工箇所 to 1 回 〔型枠取外し後〕	6-3-5-6
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m又は1 施工箇所 to 1 回 〔巻立前〕	6-3-5-6
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所 to 1 回 〔型枠取外し後〕	6-3-5-7

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本工	8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所1回 〔型枠取外後〕	6-3-5-8
6 河川編	4 水門	6 水門 本工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所1回 〔型枠取外後〕	6-4-6-7
6 河川編	4 水門	9 鋼管 管理橋上 部工	10	1	支承工 (鋼製支承)	支承取付状況	1 スパンに1回 〔取付後〕	6-4-9-10
6 河川編	4 水門	9 鋼管 管理橋上 部工	10	2	支承工 (ゴム支承)	支承取付状況	1 スパンに1回 〔取付後〕	6-4-9-10
6 河川編	4 水門	12 橋梁付 属物工(鋼 管管理橋)	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1 施工箇所1回 〔施工後〕	6-4-12-4
6 河川編	4 水門	12 橋梁付 属物工(鋼 管管理橋)	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1 施工箇所1回 〔施工後〕	6-4-12-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川 編	4 水 門	12 橋梁 付属 物工 (鋼管 管理 橋)	7		検査路工	幅 高さ	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	6-4-12-7
6 河川 編	5 堰	6 可動 堰本 体工	13 14		閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	6-5-6-13 6-5-6-14
6 河川 編	5 堰	7 固定 堰本 体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
6 河川 編	5 堰	8 魚道 工	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に 1 回 〔施工後〕	6-5-8-3
6 河川 編	5 堰	9 管理 橋下 部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	6-5-9-2
6 河川 編	6 排水 機場	4 機場 本体 工	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	6-6-4-6
6 河川 編	6 排水 機場	4 機場 本体 工	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	6-6-4-7
6 河川 編	6 排水 機場	5 沈砂 池工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	6-6-5-7

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-7-4-6
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-7-4-8
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-7-5-6

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第7編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7	河川 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5	場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1 施工箇所 to 1 回 〔型枠取外後〕	7-1-5-5
7	河川 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6	海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	7-1-5-6
					ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1 回 〔製作後〕		
					据付状況	200m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕		
7	河川 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4	海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	7-1-6-4
					ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1 回 〔施工後〕		
					法長 厚さ	200m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕		
7	河川 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5	コンクリート被覆工	法長 厚さ	200m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	7-1-6-5
					裏込材厚	40m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工中〕		
7	河川 海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2	コンクリート被覆工	幅 厚さ	200m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	7-1-8-2
					基礎厚	40m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工中〕		
7	河川 海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3	波返工	幅 高さ	200m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	7-1-9-3
7	河川 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4	捨石工	法長 天端幅	200m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	7-2-4-4
7	河川 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5	吸出し防止工	幅	200m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	7-2-4-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第7編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1 施工箇所に1 回 〔施工後〕	7-2-5-2
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック 工	数量	全数量 〔製作後〕	7-2-5-5
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1 回 〔製作後〕	
						天端幅	200m又は1 施工箇所に1 回 〔施工後〕	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	9		石砕工	厚さ 高さ	200m又は1 施工箇所に1 回 〔施工後〕	7-2-5-9
						間詰石状況	1 施工箇所に1 回 〔施工後〕	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1 施工箇所に1 回 〔施工後〕	7-2-5-10
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング高さ	1 基毎に1 回 〔製作後〕	7-2-5-11
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	据付状況	1 施工箇所に1 回 〔据付後〕	7-2-5-11
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1 施工箇所に1 回 〔施工後〕	7-2-5-11
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 幅 高さ	1 基毎に1 回 〔製作後〕	7-2-5-12

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第7編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	据付状況	1 施工箇所 に 1 回 〔据付後〕	7-2-5-12
7 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	7-2-5-12
7 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	7-2-6-2
7 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	7-2-6-3
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に 1 回 〔製作後〕	
7 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	7-2-7-3
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に 1 回 〔製作後〕	
7 河川 海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、 離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	法長 天端幅	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	7-3-3-3

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第8編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	8-1-3-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に 1 回 〔施工中〕	8-1-8-4
						打継目処理 打込・養生	4 リフトに 1 回 〔施工中〕	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に 1 回 〔施工後〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に 1 回 〔施工後〕	8-1-8-6
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に 1 回 〔施工後〕	8-1-8-8
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に 1 回 〔施工後〕	8-1-9-5
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に 1 回 〔施工後〕	8-1-9-5
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に 1 回 〔施工後〕	8-1-9-6

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第8編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-2-5-8
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	8-3-6-4
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	8-3-7-4
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	8-3-7-5
8 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	偏心量	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	8-3-9-6
						数量	全数量 〔打込後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

第10編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1 施工箇所 to 1 回 〔製作後〕	10-1-3-2
10 道路 編	1 道路 改良	9 カル バート工	6		場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1 施工箇所 to 1 回 〔型枠取外し後〕	10-1-9-6
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害防 止工	4		落石防止網工	幅	1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	10-1-11-4
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害防 止工	5		落石防護柵工	高さ	200m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	10-1-11-5
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害防 止工	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	10-1-11-6
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害防 止工	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	10-1-11-7
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5 箇所 to 1 回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	10-1-12-5
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	10-1-12-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）

第10編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	10-2-4
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
10 道路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	10-2-4
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1 工事 1 回 〔実施中〕	
10 道路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工 （ 路 面 排 水 工 ）	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1 施工箇所 に1回 〔施工中〕	10-2-5-9
10 道路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 （コンクリート工） （ラバーシュー） （アンカーボルト）	〈コンクリート工〉 各部の厚さ 各部の長さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	10-2-7-4
						〈ラバーシュー〉 各部の長さ 厚さ		
						〈アンカーボルト〉 中心のずれ アンカー長		
10 道路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅 高さ	基礎タイプ毎5 箇所 に1回 〔施工後〕	10-2-9-4
10 道路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ	1 施工箇所に1回	10-2-9-4
10 道路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1 施工箇所 に1回 〔施工後〕	10-2-12-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）

第10編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	10-2-12-5
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎 5 箇所に 1 回 (施工前は必要に応じて) 〔施工後〕	10-2-12-6
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1 脚に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	10-3-3-3
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法(撮影項目は適宜)	1 脚に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔仮組立時〕	
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を 1 工事 1 回	10-3-6-8
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC 橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を 1 工事 1 回	10-3-7-9
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC 橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を 1 工事 1 回	10-3-7-9
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I 型・T 型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕	10-3-8-9
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外し後〕	10-3-8-9

撮影箇所一覧表（出来形管理）

第10編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10	3	8	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	10-3-8-10
10	3	8	10	2	橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	10-3-8-10
10	3	8	11		現場継手工	継手部のすき間	1 施工箇所1回 〔施工後〕	10-3-8-11
10	4	3	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1 橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	10-4-3-9
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
10	4	8	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削 孔長	1 施工箇所1回 〔削孔後〕	10-4-8-3
10	5	6	2		プレビーム桁製作工 (現場)	原寸状況	1 橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	10-5-6-2
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法(撮影項目 は適宜)	1 橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
						幅 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

第10編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	4 支保工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	10-6-4-3
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
						吹付面の清掃状況	80m毎に1回 〔清掃後〕	
						金網の重合せ状況	80m毎に1回 〔2次吹付前〕	
						吹付け厚さ（検測孔）	80m毎に1回 〔吹付後〕	
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は80mに1断面 〔穿孔中〕	10-6-4-4
						ロックボルト注入状況	施工パターン毎又は80mに1断面 〔注入中〕	
						ロックボルト打設後の状況	施工パターン毎又は80mに1断面 〔打設後〕	
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1センチルに1回 〔型枠組立後〕	10-6-5-3
						覆工 (厚さ)	1センチルに1回 〔型枠取外し後〕	
						幅 高さ	200m又は1施工箇所 〔施工後〕	
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所 〔施工後〕	10-6-5-5
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	6 インバート工	4		インバート本体工	インバート (厚さ)	40m又は1施工箇所 〔埋戻し前〕	10-6-6-4
						幅(全幅)	200m又は1施工箇所 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

第10編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	4		坑門本体工	幅 高さ	1 施工箇所に 1 回 〔埋戻し前〕	10-6-8-4
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1 施工箇所に 1 回 〔型枠組立後〕	10-6-8-5
						覆工 (厚さ)	40m又は1 施工箇所に 1 回〔型 枠取外し後〕	
						幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1 施工箇所に 1 回 〔型枠取外し後〕	10-11-6-2
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1 施工箇所に 1 回 〔設置後〕	10-11-6-4
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅	100m又は1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ	100m又は1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ 幅 厚さ	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	10-11-6-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）

第10編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	据付状況	200m又は1 施工箇所 to 1 回 〔埋戻し前〕	10-11-7-2
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工 (管路部)	敷設状況	100m又は1 施工箇所 to 1 回 〔敷設後〕	10-12-5-2
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	据付状況	100m又は1 施工箇所 to 1 回 〔据付後〕	10-12-5-3
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	4		現場打ちボックス工 (特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1 施工箇所 to 1 回 〔型枠取外し後〕	10-12-5-4
10 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所 to 1 回 〔型枠取外し後〕	10-12-6-2
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所 to 1回 〔施工後〕	10-14-4-5
						タックコート	各層毎 to 1回 〔散布時〕	
						整正状況	400m to 1 回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

第10編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	7		路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	10-14-4-11
						整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	11		グルーピング工	出来ばえ	施工日に1回 （施工前後）	10-16-3-4
10 道路 編	16 道路 修繕	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1 橋に1回又は1 工事に1回 〔原寸時〕	10-16-3-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 （撮影項目は適宜）	1 橋に1回又は1 工事に1回 〔仮組立時〕	
10 道路 編	16 道路 修繕	22 橋 梁 付 属 物 工	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1 橋に1回又は1 工事に1回 〔材料搬入時〕	10-16-22-4
						出来ばえ	適宜 〔施工中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

その他

編	章	節	条	枝番	工	種	写真管理項目		摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1 施工箇所に 1 回 〔施工中〕	
					ダム工関係	仮排水路	厚さ 高さ	100m又は 1 施工箇所に 1 回 〔型枠取外し後〕	
				仮締切(土石)		巻出し厚	100m又は 1 施工箇所に 1 回 〔巻出し時〕		
						転圧状況	転圧機械が変わる毎に 1 回 〔締固時〕		
				仮締切(コンクリート)		厚さ 高さ	100m又は 1 施工箇所に 1 回 〔型枠取外し後〕		
				基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に 1 回 〔施工中〕			
						土質、岩質	土質、岩質変わる毎に 1 回 〔掘削中〕		
						岩盤清掃状況	1 施工箇所に 1 回 〔清掃前後〕		
				堤体コンクリート打設	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に 1 回 〔施工中〕			
						打継目処理 打込養生	8 リフト毎に 1 回 〔施工中〕		
				堤体止水	止水板の厚さ 幅 埋設位置 岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックに ついて 4 リフト毎に 1 回 〔据付後〕			
				堤体排水工	排水孔の位置 箱抜断面 排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックに ついて 4 リフト毎に 1 回 〔据付後〕			
				堤体冷却工	配管間隔 通水状況	5 リフト毎に 1 回 〔据付後〕			
				堤体埋設計器	器種 位置 間隔	1 施工箇所に 1 回 〔据付後〕			

撮影箇所一覧表（出来形管理）

その他

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					トンネル坑門工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所 to 1 回 〔埋戻し前〕	
						岩質	岩質の変わる毎に 1 回 〔掘削中〕	
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
						埋設支保工 (建込間隔、寸法、基数)	100m 又は 1 施工箇所 to 1 回 〔建込後〕	
						湧水処理工設置状況	全数量 〔設置後〕	
					トンネル (矢板工法)	集水渠 (幅、高さ、位置)	100m 又は 1 施工箇所 to 1 回 〔設置後〕	
						地下排水工 (管接合据付状況)		
						地下排水工 (フィルター厚さ)	100m 又は 1 施工箇所 to 1 回 〔投入前後〕	
						矢板設置状況	岩質の変わる毎に 1 回 〔設置後〕	
						グラウト材料使用量	全数量 〔使用前後〕	
					シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に 1 回 〔掘削中〕	
						セグメント組立状況	1 工事に 1 回 〔組立後〕	
						二次覆工(セグメント 清掃状況)	1 工事に 1 回 〔清掃後〕	
						二次覆工の厚さ	1 スパンに 1 回 〔型枠取外し後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

その他

編	章	節	条	枝番	工	種	写真管理項目		摘要	
							撮影項目	撮影頻度[時期]		
その他					維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕		
						コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回 〔施工前後〕		
							目地充填	3,000㎡に1回 〔施工後〕		
							注入工 削孔状況(位置、間隔)	2,000㎡に1回 〔削孔後〕		
							注入工 注入圧	2,000㎡に1回 〔注入時〕		
							目地亀裂防止材 張付け状況	3,000㎡に1回 〔張付け後〕		
							局部打換 各層厚さ	各層毎100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工前後〕		
							路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
							道路除草	出来ばえ	5kmに1回（1回刈毎） 〔施工前後〕	
							路肩整正	出来ばえ	1kmに1回	
							新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回 （施工前は必要に応じて） 〔施工前後〕	
							新設、更新、修理標識類	基礎幅 深さ 出来ばえ	基礎タイプ毎5箇所に1回 （施工前は必要に応じて） 〔施工前後〕	
							新設、更新、修理照明灯	基礎幅 深さ 出来ばえ	基礎タイプ毎5箇所に1回 （施工前は必要に応じて） 〔施工前後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

その他

編	章	節	条	枝番	工	種	写真管理項目		摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					維持修繕工関係	視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕	
				清掃(路面、標識、側溝、集水桝)		出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕		
				区画線路面表示		出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕		
						材料使用量	全数量 〔施工前後〕		
				街路樹植樹		出来ばえ	適宜 〔施工前後〕		
				街路樹補強補植		出来ばえ	適宜 〔施工前後〕		
				街路樹剪定		出来ばえ	街路樹50本1回、 グリーンベルト100m1回 〔施工前後〕		
				街路樹消毒、施肥		出来ばえ	街路樹50本1回、 グリーンベルト100m1回 〔施工中〕		
				街路樹雪囲		出来ばえ	適宜 〔施工後〕		
				排雪除雪		施工状況 機種	施工中に1回 〔施工中〕		
				凍結防止剤散布		出来ばえ	施工中に1回 〔施工中〕		
						材料使用量	全数量 〔施工前後〕		
				河川除草		出来ばえ	1kmに1回（1回刈毎） 〔施工前後〕		
				応急処置		処理の状況	その都度 〔施工前後〕		
				鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋	位置 間隔 継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所に1回 〔組立後〕		
					コンクリート打設	打継目処理 締固施工状況	工種種別毎に1回 〔施工時〕		
					養生	養生状況	工種種別毎に1回、 養生方法毎に1回 〔養生時〕		

撮影箇所一覧表〈品質管理〉

番号	工種	写真管理項目	
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕
		スランプ試験	
		コンクリートの圧縮強度試験 (注)	
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕
		コンクリートの曲げ強度試験 (注)	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕
		コンクリートの洗い分析試験	
	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後)	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時の状況(全周)の提出によりひび割れ調査写真を代替することができる。
		テストハンマーによる強度推定調査	対象構造物毎に1回 〔試験実施中〕
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 〔試験実施中〕
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 〔検査実施中〕
		超音波探傷検査	

撮影箇所一覧表〈品質管理〉

番号	工種	写真管理項目	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]
6	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 〔検査実施中〕
		浸透探傷試験	試験毎に1回 〔試験実施中〕
		放射線透過試験	
		超音波探傷試験	
		水セメント比試験	
		セメントミルクの圧縮強度試験	
7	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕
		プルーフローリング	路盤毎に1回 〔試験実施中〕
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕
		土の液性限界・塑性限界試験	
		含水比試験	
8	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕
		粒度	
		平板載荷試験	
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 〔試験実施中〕
		含水比試験	

撮影箇所一覧表〈品質管理〉

番号	工種	写真管理項目	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]
9	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠	
10	セメント安定処理路盤 (施工)	粒度	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕
		現場密度の測定	
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 〔試験実施中〕
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕
11	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕
		アスファルト量抽出粒度分析試験	
		温度測定	
		水浸ホイールトラッキング試験	
		ホイールトラッキング試験	
		ラベリング試験	
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定 (注)	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕
		温度測定	
		外観検査	
		すべり抵抗試験	

撮影箇所一覧表〈品質管理〉

番号	工種	写真管理項目	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]
12	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕
		マーシャル突き固め試験	
		ランマー突き固め試験	
		コンクリートの曲げ強度試験 (注)	
		温度測定 (コンクリート)	コンクリートの種類毎に1回 〔温度測定中〕
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕
		コアによる密度測定	
13	グースアスファルト舗 装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕
		リュエル流動性試験240℃	
		ホイールトラッキング試験	
		曲げ試験	
		粒度	
		アスファルト量抽出粒度分析試験	
		温度測定	
	グースアスファルト舗 装 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕

撮影箇所一覧表〈品質管理〉

番号	工種	写真管理項目	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]
14	路床安定処理工	現場密度の測定	路床または施工箇所毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。
		プルーフローリング	路床毎に1回 〔試験実施中〕
		平板載荷試験	
		現場CBR試験	
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕
		たわみ量	プルーフローリングの不良個所について実施 〔試験実施中〕
15	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕
		現場密度の測定	材質毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。
		プルーフローリング	工種毎に1回 〔試験実施中〕
		平板載荷試験	材質毎に1回 〔試験実施中〕
		現場CBR試験	
		たわみ量	プルーフローリングの不良個所について実施 〔試験実施中〕
16	固結工	土の一軸圧縮試験 (注)	材質毎に1回 〔試験実施中〕

撮影箇所一覧表〈品質管理〉

番号	工種	写真管理項目	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]
17	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 〔試験実施中〕
		モルタルの圧縮強度試験	
		多サイクル確認試験	
		1 サイクル確認試験	
18	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に 1 回 〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。
19	吹付工 (施工)	塩化物総量規制	配合毎に 1 回 〔試験実施中〕
		コンクリートの圧縮強度試験 (注)	
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合 〔試験実施中〕
		空気量測定	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕
20	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に 1 回 〔試験実施中〕
		塩化物総量規制	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合 〔試験実施中〕
		空気量測定	
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に 1 回 〔試験実施中〕

撮影箇所一覧表〈品質管理〉

番号	工種	写真管理項目	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]
21 22	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 〔試験実施中〕
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 〔試験実施中〕
23	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。
24	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。
		プルーフローリング	工種毎に1回 〔試験実施中〕
		平板載荷試験	土質毎に1回 〔試験実施中〕
		現場CBR試験	
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 〔試験実施中〕
		たわみ量	プルーフローリングの不良個所について実施 〔試験実施中〕
25	捨石工	岩石の見掛比重 (注)	産地又は岩質毎に1回 〔試験実施中〕
		岩石の吸水率 (注)	
		岩石の圧縮強さ (注)	
		岩石の形状	

撮影箇所一覧表〈品質管理〉

番号	工種	写真管理項目	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]
26	覆工コンクリート (N A T M)	スランブ試験	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に 1 回 〔試験実施中〕
		塩化物総量規制	
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕
		コンクリートの洗い分析試験	
27	吹付けコンクリート (N A T M)	塩化物総量規制	配合毎に 1 回 〔試験実施中〕
		コンクリートの圧縮強度試験	
		スランブ試験	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕
		空気量測定	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕
		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40m毎に 1 回
28	ロックボルト (N A T M)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に 1 回 〔試験実施中〕
		モルタルのフロー値試験	
		ロックボルトの引抜き試験	適宜

撮影箇所一覧表〈品質管理〉

番号	工種	写真管理項目	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]
29	路上再生路盤工 (材料)	修正 C B R 試験	材料毎に 1 回 〔試験実施中〕
		土の粒度試験	
		土の含水比試験	
		土の液性限界・塑性限界試験	
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に 1 回 〔試験実施中〕
		土の一軸圧縮試験	
		C A E の一軸圧縮試験	
		含水比試験	
30	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に 1 回 〔試験実施中〕
		旧アスファルトの軟化点	
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に 1 回 〔試験実施中〕
		温度測定	
		かきほぐし深さ	
		粒度	
		アスファルト量抽出粒度分析試験	
31	排水性舗装工・透水性 舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に 1 回 〔試験実施中〕
		アスファルト量抽出粒度分析試験	
		温度測定	
		水浸ホイールトラッキング試験	
		ホイールトラッキング試験	
		ラベリング試験	
		カンタブロ試験	

撮影箇所一覧表〈品質管理〉

番号	工種	写真管理項目	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]
31	排水性舗装工・透水性舗装工 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕
		現場透水試験	
		現場密度の測定	
		外観検査	
32	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕
		再生アスファルト量	
		水浸ホイールトラッキング試験	
		ホイールトラッキング試験	
		ラベリング試験	
	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕
		温度測定	
		現場密度の測定	
33	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 〔現物照合時〕
		在庫品切出	当初の物件で1枚 〔切出時〕 ※他は焼き増し
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 〔試験実施中〕

撮影箇所一覧表〈品質管理〉

番号	工種	写真管理項目	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]
34	ガス切断・切削工	表面粗さ	試験毎に1回 〔試験実施中〕
		ノッチ深さ	
		スラグ	
		上縁の溶け	
		平面度	
		ベベル精度	
		真直度	
35	溶接工	引張試験	試験毎に1回 〔試験実施中〕
		型曲げ試験	
		衝撃試験	
		マクロ試験	
		非破壊試験	
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査	
		外観検査	
		曲げ試験	
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて 〔試験実施中〕
42	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 〔試験実施中〕
		土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 〔試験実施中〕

第 5 編 検査及び工事評定

1 工事検査

1-1 目的

工事検査には、以下の目的がある。

- (1) 請負工事の工事目的物が契約図書に定められた出来形や品質等を確保していて、発注者として、受け取り、その代価を支払ってよいことを確認する。
- (2) 公共工事の品質が確保されるよう、適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資する。
- (3) 工事成績を評定することにより、工事の入札契約において、企業の技術力が総合的に評価される。

1-2 工事検査の種類

工事検査には、完成検査、出来形検査及び中間検査がある。

1-2-1 完成検査

「完成検査」とは、契約の履行完了後(一部完了を含む)契約が適正に履行されたかを確認するための検査である。

1-2-2 出来形検査

「出来形検査」とは、契約期間の途中においてできあがった部分又は納入された部分があるときに、当該既済部分等の確認をするための検査である。

ただし、複数年度にわたる工事等において、当該年度末の支払いを出来高払とせず、100/100の率で支払う場合、出来形検査としての取扱いではなく、完成検査(一部完成)として取り扱うものとする。

1-2-3 中間検査

「中間検査」とは、監督員が工事の過程に応じて実施する段階確認の中で、完成検査での測定が不可能、かつ、その重要性が高いために、中間での検査が必要と認めたもの、又は、工事請負契約書第34条に定める部分使用を対象とする検査である。

なお、「中間検査」は、原則として下記の(1)から(4)を対象とし、必要回数を実施すること。また、部分使用に基づく中間検査及び中間検査(施工確認版)については、特記仕様書にその実施を記載すること。

- (1) 主要構造物が、そのほとんどの部分が水没あるいは埋没し、後日の検査が不可能なもの。

(2) 指定仮設工

(3) 契約書第34条の規定に基づく部分使用を行う場合

- ・橋梁工事、井堰工事等において、下部工と上部工を分離発注した場合の下部工
- ・道路工事等において、下層路盤までの改良工事と上部路盤から上部の舗装工事を分離発注した場合の下層路盤（上層路盤までを改良工事とした場合も同様とする）
- ・供用を行う仮橋、迂回路等

(4) 当初工事請負額5,000万円以上の工事で、中間検査に該当する工種がない場合は、中間検査（施工確認版）を1回以上行う。

1-3 工事検査の実施方法について

工事の種類、規模、検査に要する時間、検査時の気象状況等により、検査の方法は違って来るが、ここでは、検査の実施にあたっての一般的な手順及び検査の方法を示す。

1-3-1 工事概要の把握

工事目的物の品質、性能、計上寸法及び施工にあたっての条件等、設計図書の内容、現地を取り巻く状況、施工の体制などについて把握したうえで検査を実施する。

具体的には、監督員から説明により請負契約関係書類や工事概要（全体事業の概要及び当該工事の概要、設計書、仕様書の内容）、完成写真（既済部分又は、中間技術検査部分出来高写真）現場環境改善に対する取り組み、受注者を含む施工者の熱意、地元対応状況等について把握する。

また、受注者から説明により工事の安全に対する取り組みや労働災害の有無、施工上の創意工夫並びに結果、工程を含む工事施工上での問題点とその対策等について把握する。

1-3-2 工事実施状況の検査

契約書等の履行状況、工事施工状況、工程管理、安全管理、施工体制について、工事管理状況に関する各種の記録と、契約図書とを対比して検査を行う。

工事の施工状況、施工体制等の的確さについて評価を行う。

1－3－3 出来高管理確認

1－3－3－1 出来高管理確認の目的

出来高管理は契約数量が満足されているかという数量的なチェックの管理を行うものであり、その確認は、最新契約が履行されているか否かを確認することが目的である。

従って、出来高管理はすべて最新契約（設計）数量と対比できるよう整理しなければならない。

1－3－3－2 出来高管理上の留意点

出来高管理資料としては、最新契約（設計）数量と対比した『出来高数量総括表』を作成する。（次ページ参照）

この計算根拠となるものが『出来形管理展開図』『出来形数量計算書』である。内容的には、「第3編施工管理 8 出来形管理基準」および「第3編施工管理 2－3 数量計算の実施」と密接な関連があるので留意参照されたい。

1－3－3－3 出来高数量総括表作成要領

契約設計書の工事内訳表及び付属の明細書に対して作成する。

最新契約数量と出来高数量及びその差分を記入し、摘要欄には出来高数量の計算資料の参照元を併記する。

1－3－3－4 出来形数量計算書

出来形数量計算書は、出来高管理を行う上で必要かつ重要な資料であり、根拠資料の一つである。

従って、出来形数量計算は、工事内訳書、付属明細書に記載されている契約数量に対して行い、その結果は出来高数量総括表に記入される。

また、数量計算は出来形寸法によって計算する。この場合、出来形寸法が設計寸法に対し、出来形管理基準に定める規格値を満足しているか否かを確認する。

1-3-3-5 出来高数量総括表記入例

出来高数量総括表

工 種	種 別	細 別	単 位	最新契約 数量	出来高 数量	差	摘要
土工							
	切土						
		切土 砂質土及び砂	m ³	1,050	1,052	+2	土量計算書
	盛土						
		流用土 砂質土及び砂	m ³	515	518	+3	土量計算書
	土羽						
		人工張芝	m ²	420	423	+3	法面工計算書
	法面整形						
		法面整形 砂質土及び砂	m ²	390	395	+5	法面工計算書
構造物取壊し工							
	構造物 とりこわし	無筋構造物	m ³	150	152	+2	集計表
擁壁工							
	コンクリート ブロック積		m ²	204	205	+1	出来形管理 展開図に併記
排水工							
	U型側溝	300×300	m	286	286.5	+0.5	出来形管理 展開図に併記
橋台工							
	橋台工		式	1	1		
	(コンクリート)	24-8-40	m ³	90	90.6	+0.6	橋台工計算書
	(型枠)		m ²	150	155	+5	橋台工計算書
	(鉄筋)	SD345	t	0.37	0.379	+0.009	出荷証明書
	(基礎材)	クラッシャーラン	m ²	120	122	+2	橋台工計算書

※

※ 1式施工で数量の対比が必要な場合は、下段（）で明記すること。

1-3-3-6 伝票等を用いた出来高管理の方法

伝票等を用いて出来高管理を行う※とした場合は、伝票（原本）及び集計表により、以下の手順で「工事打合せ簿」により提出し、監督員から出来高の確認を受けること。

- (1) 受注者は、伝票（原本）に「起工番号」を記入し、集計表（日付、数量等を記載）と共に監督員へ提出する。
- (2) 監督員は、伝票（原本）と集計表の照合を行い、伝票（原本）に受付印押印等をし、受注者に返却する。また、集計表の空欄（余白）部分等に原本との照合日を記入する。（記入例：原本照合 ○年○月○日）

- ※ ・ 刈草や剪定枝等の処分量、スクラップの控除等が伝票を根拠に設計計上される場合
 ・ 特記仕様書で、具体的に期間及び条件を明示し、交通誘導員が設計計上される場合（例：〇〇祭りの期間〈7日間〉起終点に各1名〈計14名〉配置）
 ・ その他、設計数量が伝票を根拠に設計計上される場合

1-3-3-7 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の確認について

完成前までに集計表を作成し、「工事打合せ簿」により提出すること。監督員がA票・E票の原本を照合し確認する。マニフェストは提示とし、写しの提出は不要。

また、電子マニフェストについては、A票・E票の代わりに、情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）等を提示すること。

産業廃棄物集計表の作成例（合計は契約数量と対比できるよう適宜換算すること）

産業廃棄物処理集計表

起工番号 504-12345-001

工 事 名 県道〇〇〇〇〇〇線 舗装補修工事

廃棄物の種類： アスファルト

No.	排出年月日	数量	単位	マニフェスト交付番号	備考
1	令和4年10月17日	8.5	トン	12345678910	
2	令和4年10月17日	8.6	トン	12345678911	
3	令和4年10月18日	8.4	トン	12345678912	
4	令和4年10月18日	8.5	トン	12345678913	
5	令和4年10月19日	8.4	トン	12345678914	
6	令和4年10月19日	8.5	トン	12345678915	
7					
25					
小 計		50.9	トン		
合 計		50.9	トン		
換算合計		21.7	m3		50.9/2.35≒21.7

重量換算係数（参考値） $\text{トン}/\text{m}^3$
 コンクリート殻 2.35（無筋）
 アスファルト殻 2.35
 建設発生木材 0.7
 建設汚泥 1.4

1－3－4 出来形管理の検査

出来形管理の検査は、位置、出来形寸法が設計図書に規定された出来形に適合しているか否かを確認するものであり、実地において測定可能な出来形については検査員が実測し出来形を確認することを原則とする。

また、実測が不可能なものについては書面（出来形管理写真を含む出来形管理資料）により確認を行う。

出来形管理の検査の手順は以下のとおりである。

- （１）出来形管理資料について、出来形管理基準に定められた測定項目、測定頻度並びに規格値を満足しているか否かを確認するとともに、出来形寸法のバラツキについて把握する。なお、一部分を任意に抽出して出来形管理写真との整合についても確認する。
- （２）土木工事検査基準に定められた検査頻度以上を原則とし、かつ偏りのないように検測箇所を選定する。土木工事検査基準に記載されていない工種の検査頻度は、工事内容及び検査項目等を考慮し選定するが、おおむね出来形管理基準頻度の２０％程度実施するものとする。
- （３）実地において出来形寸法を検測するとともに、ふくらみやくぼみ等の有無について観測する。なお、検査時に不可視となる部分については監督員の段階確認資料及び受注者の測定結果資料に基づき検査を実施する。
- （４）出来形確認の結果と規格値の対比並びに観測結果に基づき適否を判断する。なお、外部からの観察、出来形管理資料等により出来形の適否が判断できない場合は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊検査を実施する。

1－3－5 品質管理の検査

品質検査は、使用された材料の品質及び施工品質が設計図書に規定された品質に適合しているか否かを確認するもので、書面による確認及び現地や施工状況写真の観察により判断する。

品質検査の手順は以下のとおりである。

- （１）品質管理資料について、品質管理基準に定められた試験項目、試験頻度並びに規格値を満足しているか否かを確認するとともに、品質のバラツキについて把握する。
- （２）現地や施工状況写真等の観察により均等に施工されているか否かを判断する。
- （３）動作確認が行える施設については、実際に操作し確認を行うとともに、必要により性能を実測する。
- （４）品質管理資料の規格値との対比、並びに観察結果により適否を判断する。なお、品質管理資料、外部からの観察等により品質の適否が判断できない場合は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊検査を実施する。

1－3－6 出来ばえの検査

出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について技術的な評価を行う。

1－3－7 破壊検査

契約書において、「（工事の完成を確認するための検査において）発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。」と定められている。

最小限度の破壊検査とは

（１） 出来形に関する最小限度の破壊検査の例

構造物の寸法・・・確認の必要な部分の掘り起こし又は抜き取り等の破壊を行い、実測により確認する。

舗装の厚さ・・・確認の必要な部分のコアを採取し実測により確認する。

（２） 品質に関する最小限度の破壊検査の例

コンクリート・・・確認の必要な部分の一部をはつり取り、目視及びシュミットハンマー等を利用し確認する。さらに確認が必要な場合は、コアを採取し、その試験結果により確認する。

アスファルト・・・確認の必要な部分のコアを採取し、その試験結果により確認する。

土 工・・・確認の必要な部分を掘り起こし、密度試験などの試験を行い、その結果により確認する。

土木工事検査基準

1 適用

この「土木工事検査基準」は、福岡県県土整備部が発注する土木工事に適用し、工事の種別、規模及び業者の格付を問わず、全面的に適用するものとする。

2 検査基準

検査基準は、基本的に(別表)「検査確認項目一覧表」によるものとする。

ただし、検査員等が特に必要と認めた場合は、別に検査箇所を指定して検査することができるものとする。

3 規格値

規格値については、「第3編施工管理 8 出来形管理基準」および「第3編施工管理 9 品質管理基準」によるもののほか、以下のとおりとする。

- (1) 規格値欄の数値は、個々の測定値に対するものであり、その平均値（延長等については、その合計延長）は設計数値を下回ってはならないものとする。
- (2) 個々の測定値が許容範囲外の場合は、「手直し」、または「補強」を命ずるものとする。

ただし、規格値を満足しないもので構造上の支障がないと認められるものは、この限りではない。

また、サンプリングした試料で「規格外」が生じた場合は、発注者立合いのもと追加の確認試験等を実施し、規格外が生じた原因等を分析した上で可否の判定を行うものとする。

4 関係図書

この基準に定めのないものについては、設計図書、関係JIS、示方書、基準・指針等に準拠するものとする。

5 検査準備

受注者は、検査を受けるときには、次のものを準備しなければならない。

- (1) 関係書類等

契約書類関係、施工管理書類、工事写真（電子納品を含む）、その他参考となる資料を準備することとする。

- (2) 現地

検査対象区間には、必ず測点や位置を明示し、距離や主要構造物の各種寸法をペイント等にて表示しておくこととする。

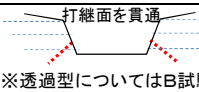
- (3) 検査に必要な器具等

検査に必要な以下の器具等を準備しておく。なお、計測器具等については、適切に整備・検定されたものを使用すること。

- (ア) テープ、ポール、箱尺、レベル、勾配定規、ノギス、検査棒、シュミットハンマー、クラックスケールなどの計測器具。
- (イ) ツルハシ、スコップ、ノミ、ハンマーなどの破壊試験に必要な道具やその他工具類。
- (ウ) 透水試験機、コア抜き機や別途指示された機械器具。
- (エ) 黒板(縦45cm、横60cm程度)、カメラ。

(別表)

「検査確認項目一覧表」

工種	検査項目	検査内容	検査箇所		関連する資料
			割合	最低箇所数	
1.一般共通事項	(1)工程管理	(1)工程表による工事管理 (2)実施工程の進捗状況			
	(2)延長、測点間距離	長さは実測	全線		
	(3)中心線又は法線	図面との関係	適宜	適宜	座標値等による照合確認
	(4)曲線部	図面との関係	適宜	適宜	
	(5)縦断施工高	起点、測点、変位点、終点の実測	変位点と測点 1/3箇所	2	基準点の設置
	(6)横断出来形	図面と出来形照合	1/100m	2	道路幅員、河川幅等
	(7)構造物寸法	位置、長さ、巾、高さ、厚さ、角度、勾配	適宜	適宜	必要に応じて採取検査
	(8)品質管理	品質規格、寸法	適宜	適宜	現地及び提出資料により確認
	(9)写真管理	(1)着工前及び完成 (3)安全管理 (5)品質管理 (7)災害 (2)施工状況 (4)使用材料 (6)出来形管理 (8)その他			
	(10)安全管理	(1)現場 (2)交通処理 (3)工事標示 (4)跡片付			
	(11)施工技術と出来栄	外観			観察及び資料
2.土工	(1)築堤(盛土)	土質、余盛、盛土の方法	1/100m	2	必要に応じ運搬距離
	(2)掘削(切土)	土質、岩質の設計書との照合	1/100m	2	
	(3)建設発生土及び産業廃棄物処理	設計書との照合 廃棄物処理伝票との照合	適宜	適宜	
	(4)法勾配	図面と照合	1/100m	2	
	(5)締固め状態	締固め状態	適宜	適宜	
	(6)河床整理	埋戻し、瀬割締切り整理	適宜	適宜	
	(7)張芝工	芝付、目串、枯死の有無	1/100m	2	種子吹付工も含む
	(8)筋芝工	間隔及び枯死の有無	1/100m	2	
	(9)路面工	平坦性、施工厚、粒径	1/100m	2	
3.石積(張)エ ブロック積(張) エ	(1)石材、ブロック材	形状、寸法、品質	適宜	適宜	
	(2)裏込材	形状、厚、粒径	適宜	適宜	写真
	(3)石積、ブロック積の法面勾配	図面と照合	適宜	適宜	写真
	(4)胴込、裏込コンクリート	B試験 横孔は設計厚-5cm 縦孔は1m程度	1/60m	2	※B試験は注水試験 縦横孔セットで1箇所 ※大型ブロックは裏型枠が必要な製品について実施。 ※表面ポーラスブロックは横・縦とも必要。 ※全ポーラスブロックは増打ちコンクリートがある場合でも不要。 ※巨石(石材径40cm以上)積(張)必要。 ※玉石積(張)不要。
	(5)水抜き	寸法、数量、機能	適宜	適宜	吸出し防止材の有無
4.コンクリート工	(1)側溝、管渠、鍍止工	A試験	1/60m	2	※A試験はシュミットハンマーによる試験
	(2)擁壁工	A試験	1/60m	2	目地施工の確認
	(3)法枠エ コンクリート張工	A試験 品質、規格、厚	1/60m	2	基礎状況写真
	(4)モルタル吹付工	品質、厚、漏水の有無、排水孔 亀裂の有無、伝票による材料確認	1/500㎡	2	(現場吹付法枠工を含む)ラス張り、 アンカーボルトの配置状況写真
	(5)砂防ダムエ	A試験 B試験 孔深1.2m～1.5m	適宜 水通し位置(右図の位置で左右いずれか)	適宜	 打継面を貫通 ※透過型についてはB試験不要
	(6)床固工、帯工	A試験	適宜	適宜	
	(7)水叩工	A試験 B試験 孔深は設計厚-5cm	適宜	適宜 1	前庭保護工
	(8)側壁工	A試験	適宜	2	
	(9)流路工(ブロック積)	B試験	3.ブロック積に準ずる		
5.杭打工	(1)杭	規格、形状、寸法、数量	適宜	適宜	
	(2)打込	高さ、根入、偏心量、傾斜 支持力および支持層定着確認	適宜	適宜	
	(3)上部構造物との接合状況	図面と照合	適宜	適宜	
6.矢板工	(1)矢板	規格、形状、寸法、数量	適宜	適宜	
	(2)打込	高さ、根入、偏心	適宜	適宜	
	(3)切梁、腹起し、タイロッド	形状、寸法、取付状況、数量	適宜	適宜	
7.橋梁工	下部工	(1)橋台、橋脚等の位置及び相互間隔	全箇所	適宜	計画値と実測値およびその差、ズレの方向を図表に取りまとめること。
		(2)形状寸法	全箇所	適宜	
		(3)A試験	適宜	適宜	
		(4)配筋状況	適宜	適宜	図面と照合

(別表)

「検査確認項目一覧表」

工程	検査項目		検査内容	検査箇所		関連する資料
				割合	最低箇所数	
7.橋梁工	鋼橋上部工		(1)橋長、桁長、巾員、高欄等の各種寸法	縦断方向 上、下流、スパン 横断方向 中央、支承部		
			(2)主要鋼材の材質	適宜	適宜	
			(3)溶接	適宜	適宜	放射線透過試験等の資料
			(4)橋面舗装	適宜	適宜	舗装工に準ずる
			(5)塗装厚	適宜	適宜	
			(6)釘、ボルト	適宜	適宜	
7.橋梁工	コンクリート橋上部工		(1)橋長、桁長、巾員、地覆、高欄等の各種寸法	縦断方向 横断方向	上、下流、スパン 中央、支承部	
			(2)A試験	適宜	適宜	
			(3)橋面舗装	適宜	適宜	舗装工に準ずる
			(4)配筋状況	適宜	適宜	図面と照合
8.舗装工	(1)路床工		巾員、厚さ、基準高	1/100m	2	CBR・現場密度等資料
	(2)下層路盤工		巾員、厚さ、基準高	1/1,000㎡	2	現場密度 路床安定処理路床置換は下層路盤工に準ずる
	(3)粒度調整路盤工		巾員、厚さ	1/1,000㎡	2	現場密度その他資料
	(4)石灰安定処理路盤工		巾員、厚さ	1/1,000㎡	2	現場密度その他資料
	(5)アスファルト安定処理路盤工		巾員、厚さ	1/1,000㎡	2	現場密度、混合物の粒度、混合物のアスファルト、その他資料
	(6)セメント安定処理路盤工		巾員、厚さ	1/1,000㎡	2	現場密度、粒度、セメント量、その他資料
	(7)基層工		巾員、厚さ	1/1,000㎡	2	混合物の粒度、現場密度、混合物のアスファルト量、その他資料
	(8)表層工		巾員、厚さ、平坦性			
	(9)セメント・コンクリート舗装工		巾員、厚さ	1/1,000㎡	2	圧縮強度、曲げ強度 スランプ、空気量
9.水門工	水門 樋門 樋管	下部工	(1)形状寸法	適宜	適宜	図面と照合
			(2)A試験	適宜	適宜	
			(3)配筋状況	適宜	適宜	図面と照合
		上部工	(1)形状寸法	適宜	適宜	図面と照合
			(2)主要鋼材の材質	適宜	適宜	
			(3)溶接	適宜	適宜	放射線透過試験等の資料
			(4)塗装厚	適宜	適宜	
			(5)施設の機能	適宜	適宜	各種操作、運転
10.沈床工 枠工	(1)沈床枠		規格、形状、寸法	1/60m	2	
	(2)詰材料		形状、寸法	1/60m	2	
11.コンクリート ブロック根固工	ブロック		(1)形状寸法	適宜	適宜	
			(2)A試験	1/100個	2	
12.捨石工	(1)捨石		単体重量、形状寸法	適宜	適宜	
	(2)捨石均し		縦断、横断	1/60m	2	
13.鉄線籠工	(1)籠		規格、形状、寸法 状況	適宜	適宜	
	(2)中詰石		形状寸法、充填、蓋締め状況	適宜	適宜	
14.トンネル工	(1)坑門工及び覆工		縦断、横断、中心線	全線		
			A試験	1/60m	2	
			穿孔(被覆全厚)	1/60m	2	
	(2)排水工及び附帯工					同工種に準ずる
15.港湾工	方塊及ケーソン		(1)形状寸法			
			(2)A試験	8t以上 1/30個 8t未満 1/50個	2	
16.浚渫工	(1)水深(低高)		音響測深又はレド測深等	測点 50mごと 測深点 10mごと		ポンプ・グラブ・バックホウ浚渫船
	(2)河床高・掘削幅			1/50m	2	上記以外の浚渫
	(3)面積			適宜	適宜	
17.防護柵	防護柵		規格、形状、寸法、設置状況	適宜	適宜	
18.下水道	管布設工 推進工		規格、形状、寸法、中心線、横断	適宜	適宜	
	シールド工		規格、形状、寸法、中心線、横断	適宜	適宜	
			A試験	適宜	適宜	
	入孔		規格、形状、寸法	適宜	適宜	
			A試験	適宜	適宜	
19.植樹工	高木	樹高、幹周、枝張り	樹種 樹姿 配植 植付及支柱 取付状況	適宜	適宜	
	低木	樹高、葉張り		適宜	適宜	
	株物	樹高、葉張り、株立数		適宜	適宜	
20.地すべり 対策工	(1)横穴ボーリング工	長さ、保孔管径、方向		各孔毎		
	(2)抑止杭工					杭打工に準ずる
	(3)集水井工	規格、形状、寸法		適宜	適宜	
21.地盤改良工	噴射攪拌工 オーガー型攪拌工	形状、寸法、数量、材料確認、強度		適宜	適宜	

◆ 該当項目の に数字「1」を入力する。（手書きでも可）

1 施工体制

I. 施工体制一般

[担当監督員]

不要 YES NO

※ここでの各種項目については、あくまで業者が自主的に実施・提出したという意味なので
催促してやっと実施・提出されたもの「NO」でよい。

☐	☐	☐	各種提出書類に関する理解度が十分であった。（施工管理関係書類は、2-Iで評価）
☐	☐	☐	工程表（配置技術者証明含む）の7日以内の提出
☐	☐	☐	CORINSの10日以内の登録（請負額500万円以上）
☐	☐	☐	施工体制台帳の提出（入力必須項目が誤りなく記入されていたか）
☐	☐	☐	施工体系図の提出（入力必須項目が誤りなく記入されていたか）
☐	☐	☐	施工計画書の事前提出（請負額5,000万円未満の簡易版も含む）
☐	☐	☐	ICT活用工事計画書の事前提出
☐	☐	☐	段階確認書の事前提出
☐	☐	☐	交通安全管理計画書の事前提出
☐	☐	☐	材料承認願（品質証明資料等含む）の事前提出
☐	☐	☐	分別解体および再資源化に係る提出書類の事前提出
☐	☐	☐	建設廃棄物処理計画書の事前提出
☐	☐	☐	再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書の事前提出
☐	☐	☐	工事看板（工事標示板、情報看板、説明看板）を適所に不備なく設置した。
☐	☐	☐	建設業許可票、施工体系図、再生資源利用（促進）計画、確認結果表を公衆の見やすい所に設置している。
☐	☐	☐	労災保険、建退共などの標識を現場の見やすい所に掲げている。
☐	☐	☐	着工前測量成果簿を提出し、監督員の承諾を得た上で施工を行った。
☐	☐	☐	ICT活用工事の施工計画書の事前提出
☐	☐	☐	精度確認結果報告書の事前提出（3次元計測技術を用いない場合は不要）
☐	☐	☐	3次元設計データチェックシートの事前提出
☐	☐	☐	現場において全ての作業員がヘルメットを常時着用している。
☐	☐	☐	安全訓練活動報告書の実施都度（毎月）提出（自己点検チェックリストの内容が適切か）
☐	☐	☐	変更工程表の提出
☐	☐	☐	CORINSの変更登録
☐	☐	☐	変更施工体制台帳の提出（変更部分のみの提出で良い）
☐	☐	☐	変更施工体系図の提出
☐	☐	☐	変更施工計画書の提出（変更部分のみの提出で良い）
☐	☐	☐	産業廃棄物処理等の集計表提出及び伝票等（原本）提示を行った。
☐	☐	☐	再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書の提出
☐	☐	☐	公共事業施工通知書の写し等を提出した。

YES/(YES+NO)= = % 判定

（項目が少ない場合は特例分数を使用して下さい。）

☐	該当項目が90%以上・・・・・・・・a
☐	該当項目が80～90%未満・・・・b
☐	該当項目が65～80%未満・・・・c
☐	該当項目が65%未満・・・・・・・・d
☐	各種書類を催促しても提出しない。または自社で作成できない・・・d
☐	施工体制一般に関して重大な不備があった・・・e

II. 配置技術者等（現場代理人等）

[担当監督員]

不要 YES NO

☐	☐	☐	現場代理人が、現場常駐を厳守していた。
☐	☐	☐	工程表に記載された配置技術者（監理または主任技術者）が改善指示等なく当初から配置された。
☐	☐	☐	指導せずとも配置技術者が工事期間中専任を厳守している。（請負額4000万円以上）
☐	☐	☐	現場代理人及び配置技術者が、監督員の指示事項に適正かつ迅速な対応をした。
☐	☐	☐	配置技術者等が安全対策や各種施工管理を確実に実施した。
☐	☐	☐	現場の各種困難や悪条件に対して努力や創意工夫をもって工事を進めている。
☐	☐	☐	設計図書及び現場を精査した上で、予見される課題を早期に抽出し、解決に向けての取り組みを行った。
☐	☐	☐	下請の施工体制及び施工状況を把握し、下請け任せにしていない。
☐	☐	☐	頻繁に現場指導せずとも、順調に現場が進んだ。

YES/(YES+NO)= = % 判定

（項目が少ない場合は特例分数を使用して下さい。）

☐	該当項目が90%以上・・・・・・・・a
☐	該当項目が80～90%未満・・・・b
☐	該当項目が65～80%未満・・・・c
☐	該当項目が65%未満・・・・・・・・d
☐	現場代理人の常駐及び主任（監理）技術者の専任制に疑義があり指導を行い速やかに改善された。・・・d
☐	現場代理人の常駐及び主任（監理）技術者の専任制に疑義があり指導を行ったが 最終的に建設業許可部局に通知した。・・・e

2 施工状況

I. 施工管理

[担当監督員]

不要 YES NO

☐	☐	☐	設計図書を十分精査し、理解していた。
☐	☐	☐	施工管理についての各種提出書類に関する理解が十分であった。
☐	☐	☐	「土木工事施工管理の手引き」を理解した上で、施工管理を実施していた。
☐	☐	☐	施工計画書（簡易版を除く）の内容と現場施工方法の整合が確認できた。
☐	☐	☐	施工体制台帳、施工体系図が現場と一致し、下請け契約に対する疑義がない。
☐	☐	☐	適切な位置に測量票、仮BMを設置し、工事完成時にも明確に存置している。
☐	☐	☐	現場条件の変更等に対してよく対応・協議している。（地下埋設物、架空線等の障害物を含む）
☐	☐	☐	品質確保のための対策が見られる。（養生・養生期間・保護シート等）
☐	☐	☐	主任（監理）技術者による日常の出来形管理や品質管理が適時行われていることが確認できる。
☐	☐	☐	施工期間の間、降雨等による現場災害の防止に心掛けている。
☐	☐	☐	現場内での整理整頓が日常的になされている。
☐	☐	☐	工事関連各種書類（出来形管理資料、品質管理資料、管理写真、など）がよく整理されている。
☐	☐	☒	現場での自主的なイメージアップに積極的に取り組んでいる。
☐	☐	☐	輻輳する工事の場合、他工区との工程調整を行い、円滑な工程管理に努めた。
☐	☐	☐	地元調整を十分に行い、工事の円滑な進捗を図った。
☐	☐	☐	建設廃棄物処理が改善指導等なく適切に行われた。
☐	☐	☐	段階確認、立会の申請が適切な時期に行われ、確認時に管理図表等の書類が整理され準備できている。
☐	☐	☐	施工手順や施工状況が工事写真でよくわかる。
☐	☐	☐	総合評価落札方式の場合、技術提案に履行確認ができる書類が提出された。（履行評価は総括監督員評定で

YES/(YES+NO)= = % 判定

(項目が少ない場合は特例分数を使用して下さい。)

☐	該当項目が90%以上・・・a
☐	該当項目が80～90%未満・・・b
☐	該当項目が65～80%未満・・・c
☐	該当項目が65%未満・・・d
☐	施工管理に対して重大な不備があった・・・e

3 出来形及び出来ばえ

I. 出来形

[担当監督員]

不要 YES NO

☐	☐	☐	出来形管理計画表を着工前に提出した。
☐	☐	☐	改善修正の必要がない適正な出来形管理表（管理図含む）が提出された。
☐	☐	☐	出来形寸法において設計値と実測値にほとんど差異がない。
☐	☐	☐	全体的に設計値に対する出来形寸法のばらつきが少ない。
☐	☐	☐	出来形測定において、各種不可視部の出来形が写真で十分確認できる。
☐	☐	☐	出来形測定において、各種主要部・重要部の出来形が写真で十分確認できる。
☐	☐	☐	精度のよい出来形展開図が作成されており、出来形確認がしやすい。
☐	☐	☒	社内の管理基準を設定し、より厳しい管理を実施した。

YES/(YES+NO)= = % 判定

(項目が少ない場合は特例分数を使用して下さい。)

☐	該当項目が90%以上・・・a
☐	該当項目が80～90%未満・・・b
☐	該当項目が65～80%未満・・・c
☐	該当項目が65%未満・・・d
☐	一部の構造物に許容値不満足や出来形不足があり手直しを指示した。（軽微なものは除く）・・・d
☐	出来形に関して重大な不備があり、その対策等で発注者側が多大な労を費やした。・・・e

Ⅱ. 品質

[担当監督員]

不要 YES NO

			品質管理計画表を着工前に提出した。
			材料承認時に製品や構造物の品質を示す各種の資料が提出されている。
			主要な材料について材料検収が行われている。
			各種構造物の品質が一様に良好である。
			品質や性能確保のための管理資料が充実しており、その内容が確認できる。
			品質管理基準に基づく必須の品質管理項目（試験）をもれなく実施している。
			上記品質管理項目（試験）の試験箇所数等の実施頻度が適正である。
			指定機関の各種試験成績証がもれなくある。

YES/(YES+NO)= = % 判定

(項目が少ない場合は特例分数を使用して下さい。)

☐	該当項目が90%以上・・・・・・・・a
☐	該当項目が80～90%未満・・・b
☐	該当項目が65～80%未満・・・c
☐	該当項目が65%未満・・・・・・・・d
☐	品質基準（強度等）を満たしていないことが判明し手直しを指示した。（軽微なものは除く）・・・d
☐	品質に関して重大な不備があり、その対策等で発注者側が多大な労を費やした。・・・e

細目様式第1号その1 採点項目表〔完成・一部完成〕主任監督員

起工番号

号

◆ 該当項目の に数字「1」を入力する。（手書きでも可）

2 施工状況

Ⅱ. 工程管理

〔主任監督員〕

不要 YES NO

☐	☐	☐	ネットワーク方式による工程表の内容が検討され充実している。（単純な工事でバーチャートの場合は「不要」）（*注
☐	☐	☐	地元調整等を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。
☐	☐	☐	工期や工程について発注者の指示や要求に十分対応した。
☐	☐	☐	日々の作業工程及び作業時間が、発注者、関連業者、地域住民に対して無理なく行われた。
☐	☐	☐	段取りがよく、工事着手が速やかに行われた。
☐	☐	☐	工期末にはたつくことなく終始一定の施工ペースで完成させた。
☐	☐	☐	当初工期内に完成した。（業者に責のない工期延期をした中での完成は「不要」）

YES/(YES+NO)= % 判定

（項目が少ない場合は特例分数を使用して下さい。）

☐	該当項目が90%以上・・・a		週休2日試行工事で、通期4週8休（港湾工事の場合4週8休）を確保した・・・
☐	該当項目が80～90%未満・・・b		
☐	該当項目が65～80%未満・・・c		
☐	該当項目が65%未満・・・d		
☐	自主的な工程管理がなされず文書改善指示や嚴重注意を行った。・・・d		
☐	工程管理に関して重大な不備があった。・・・e		

Ⅲ. 安全対策

〔主任監督員〕

不要 YES NO

☐	☐	☐	警察の道路使用許可条件と現場が合致しており、改善の必要がなかった。
☐	☐	☐	通行規制がある場合、う回路、通行止め等の掲示が適切である。
☐	☐	☐	歩行者や通行車両に対する保安施設（立ち入り防護柵含む）を自主的かつ迅速に設置した。
☐	☐	☐	保安施設の日常の点検整備がよくなされている。
☐	☐	☐	夜間や不稼働日などの安全対策を写真等で報告している。
☐	☐	☐	各種安全パトロールや通常の工事監督業務等において、安全対策に対する指摘を受けたことがない。
☐	☐	☐	指摘を受けた場合、その事項について速やかに改善し報告した。（指摘がない場合は「不要」）
☐	☐	☐	現場代理人、主任（監理）技術者が、作業中の作業員の安全に配慮しているのが確認できた。
☐	☐	☐	事故発生時の対応フローや連絡先、病院までの地図等を、現場の確認しやすい場所に掲示している。
☐	☐	☐	注意指導せずとも現場監督や作業員が過積載に注意をはらっている。
☐	☐	☐	異常気象時等の緊急時に現場内外に対する安全対策が十分とられている。（緊急時なしは「不要」）
☐	☐	☐	使用機械器具、車両等が現場でよく保管・管理されている。
☐	☐	☐	通学路等特に注意を必要とする現場では誘導員等を自主的に配置し安全対策を実施した。

YES/(YES+NO)= % 判定

（項目が少ない場合は特例分数を使用して下さい。）

☐	該当項目が90%以上・・・a	
☐	該当項目が80～90%未満・・・b	
☐	該当項目が65～80%未満・・・c	
☐	該当項目が65%未満・・・d	
☐	安全管理に関して嚴重注意を行った。・・・d	
☐	安全管理に関して重大な不備があった。・・・e	

Ⅳ. 対外関係

〔主任監督員〕

不要 YES NO

☐	☐	☐	工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関と調整協力した。
☐	☐	☐	工事施工に対し第三者からの苦情が無かった。
☐	☐	☐	苦情があった場合、苦情に対して的確に対応し、地元からの理解に努めた。（苦情なしは「不要」）
☐	☐	☐	関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与した。（関連なしは「不要」）
☐	☐	☐	道路、河川、地下水など周囲の環境を汚さないよう自主的に工夫した取り組みが見られた。
☐	☐	☐	近隣に対し、工事の騒音に特別な対策を行い施工した。（対応が普通の場合は「不要」）
☐	☐	☐	近隣に対し、工事の振動に特別な対策を行い施工した。（対応が普通の場合は「不要」）
☐	☐	☐	近隣に対し、工事の粉塵に特別な対策を行い施工した。（対応が普通の場合は「不要」）

YES/(YES+NO)= % 判定

（項目が少ない場合は特例分数を使用して下さい。）

☐	該当項目が90%以上・・・a	
☐	該当項目が80～90%未満・・・b	
☐	該当項目が65～80%未満・・・c	
☐	該当項目が65%未満・・・d	
☐	対外関係に関し、業者の責により重大な支障が生じた・・・e	

施工方法、品質管理、安全対策、施工管理、などにおいて、よい提案に基づき実施した事項を記入すること。
 なお、1項目につき**1点**（※印については**2点**）を与えるものとする。ただし、**+7点を限度**とする。
 その概要を余白に記入すること。
 また、必要に応じて請負者から実施状況を提出させ、提出があった場合はこれも考慮すること。

（記入方法）

【施工】、【品質管理】、【安全衛生】、【その他】は左端の口に点数の「1」、「2」を記入する。
 【新技術活用】については、該当技術個数の欄に、該当技術数を記入する。

☐ 該当なし。

【施工】（点数を入力して下さい）

- ☐ 施工に伴う機械器具・工具・装置類に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。（遠隔臨場等）
☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。
☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。
☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。
☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。
☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。
☐ 仮排水、仮設道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。
☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。
☐ 支保工、型枠工、足場工、棧橋工、山留工等の仮設工に関する工夫。
☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。
☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。
☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。
☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。
☐ 情報化施工技術【ICT活用工事】（一般化推進技術、実用化検討技術及び確認段階技術に限る）を活用した工事。
 （使用原則化工事を除く） **※本項目は2点の加点とする。ただし、受注者希望型の必須の
 施工プロセスでの活用は、【施工】のその他の項目で1点の加点とする。**
- ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。
☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。

【品質管理】（点数を入力して下さい）

- ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。
☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。
☐ 鉄筋、PCケーブル、C_o二次製品等の使用材料の工夫。
☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。

【安全衛生】（点数を入力して下さい）

- ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 **※本項目は2点の加点とする。**
☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手すり、足場等）
☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、等に関する工夫。
☐ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。
☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。
☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。
☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。
☐ 環境保全に関する工夫。

【新技術活用】（技術個数を入力し、点数は自動計算）

- ☐ 「新技術活用」においては、以下の2項目により、複数の技術の評価を可能とするが、**最大3点**の加点とする。
 ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。
 ↓（個数を入力してください。）
 （該当技術数： 個）福岡新技術・新工法ライブラリー、NETIS登録技術を活用し、活用の効果が
 相当程度確認できた。情報共有システム（ASP方式）を利用した **※本項目は、2点の加点とする。**
 （該当技術数： 個）福岡新技術・新工法ライブラリー、NETIS登録技術を活用し、活用の効果が
 一定程度確認できた。 **※本項目は、1点の加点とする。**

※ 複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、**最大3点**の
 加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたもの
 を評価の点数とするが、この場合も**最大3点の加点**とする。

【その他】

- ☐ ())
☐ ())
☐ 週休2日試行工事で 月単位4週8休（港湾工事の場合4週8休）を確保した **※本項目は2点の加点とする。**

評点

創意工夫の具体的内容

[]

採点項目表〔完成・一部完成〕総括監督員

起工番号

号

◆ 該当項目の に数字「1」を入力する。（手書きでも可）

2 施工状況

Ⅱ. 工程管理

[総括監督員]

不要 YES NO

当初工期を厳守し工事を完成させた。
 工期的制約がある場合において指示工期内（標準工期の90%以下）に工事を完成させた。
 隣接する他の工事との積極的な工程調整を行った。
 地元調整を積極的に行い、業者の責によるトラブルもなく完成させた。
 工期や工程に関して、発注者側の手を煩わすことがなかった。
 入札前の配置予定技術者が契約時に配置されている。（正当な理由なく変更した場合はNO、他は不要）
 専任の技術者が工事現場への専任を要しない期間を除き、常駐している。（請負額4000万円以上）
 施工体制が充実している。（施工体制台帳、施工体系図が適切である。）
 →不備に対する改善に応じなければ、法令順守で減点する。

YES-NO=

判 定

	YES-NO= +5以上・・・a
	YES-NO= +3～+4・・・b
	YES-NO= 0～+2・・・c
	YES-NO= -2～-1・・・d
	YES-NO= -3以下・・・e
	工程管理に重大な不備があった。・・・e

週休2日試行工事で通期4週8休
 (港湾工事の場合4週8休) 確保した・・・a

Ⅲ. 安全対策

[総括監督員]

不要 YES NO

安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んだ。（店社パトロール実施、災害防止協議会の設置と開催など）
 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
 （KY活動実施、新規入場者の教育など）
 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。（アイデアの提案と実施など）
 現場内外の安全対策を積極的に行い、事故防止に真剣に取り組んだ。
 （交通安全対策、第三者に対する災害防止対策など）
 注意指導がない、または注意指導事項を真剣に受け止め、それに対して迅速かつ適切に対処した。
 工事期間中は小さな事故等のトラブルもなかった。
 施工により、埋設物や家屋等の第三者の財産に損害を与えなかった。（事業損失など）
 ※対応が普通の場合や該当が無い場合は「不要」にチェックすること。

YES-NO=

判 定

	YES-NO= +5以上・・・a
	YES-NO= +3～+4・・・b
	YES-NO= 0～+2・・・c
	YES-NO= -2～-1・・・d
	YES-NO= -3以下・・・e

工事特性とは、都市部での工事や、期間が長い工事、維持工事は安全の確保や各種調整等について困難であることが想定されるので、**その履行が的確に行われた場合に、積極的に評価するものである。**

その概要を余白に記入すること。

なお、「6. 創意工夫」との二重評価はしない。

☐ 該当なし。

↓（注）Ⅰ～Ⅳは、該当項目に”1”を記入すること。（自動計算）

Ⅰ 構造物の特殊性への対応

- ☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事
☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事
☐ 3. その他（理由： _____）

※上記対応事項に1つ以上評価が付けば**4点の加点**とする。

Ⅱ 都市部の作業環境、社会条件等への対応

- ☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事
☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事
☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事
☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事
☐ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事
☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事
☐ 10. その他（理由： _____）

※上記対応事項に1つ以上評価が付けば**6点の加点**とする。

Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応

- ☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事
☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事
☐ 13. 急峻な地形及び砂防指定地内での工事
☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
☐ 15. その他（理由： _____）

※上記対応事項に1つ以上評価が付けば**4点の加点**とする。

Ⅳ 長期工事における安全確保への対応

- ☐ 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）
 ※但し、文書注意に至らない事故は除く。
☐ 17. その他（理由： _____）

※上記対応事項に1つ以上評価が付けば**6点の加点**とする。

↓（注）Ⅴは、加点数値を記入すること。

Ⅴ その他

- ☐ その他（ _____）
☐ その他（ _____）

評 点： 点

※工事特性は**最大20点の加点評価**とする。

※各項目1～15の『具体的な施工条件等への対応事例』は下記を参照すること。

工事特性の具体的内容

[_____]

『具体的な施工条件等への対応事例』

【1.について】

☐	切土の土工量：20 万m ³ 以上	☐	トンネル(NATM)の内空平均面積：100m ² 以上
☐	盛土の土工量：15 万m ³ 以上	☐	トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m ² 以上
☐	護岸・築堤の平均高さ：10m 以上	☐	海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m 以上
☐	トンネル(bored)の直径：8m 以上	☐	地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上
☐	ダム用水門の設計水深：25m以上	☐	浚渫工の浚渫土量：100 万m ³ 以上
☐	樋門又は樋管の内空断面積：15m ² 以上	☐	流路工の計画高水流量：500m ³ 以上
☐	揚排水機場の吐出管径：2,000mm 以上	☐	砂防ダムの堤高：15m 以上
☐	堰又は水門の最大径間長：25m 以上	☐	ダムの堤高：150m以上
☐	堰又は水門の径間数：3 径間以上	☐	転流トンネルの流下能力：400m ³ /s 以上
☐	堰又は水門の扉体面積：50m ² /門以上	☐	橋梁下部工の高さ：30m 以上
☐	トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上	☐	橋梁上部工の最大支間長：100m 以上

【2.について】

- ☐ 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。
- ☐ 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。
- ☐ 供用中の道路トンネルの拡幅工事。

【3.について】

- ☐ その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事
- ☐ その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。
- ☐ 地山強度が低い又は土被りが薄いため、F E M解析などによる検討が必要な工事。

【4.について】

- ☐ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。
- ☐ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。
- ☐ 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。

【5.について】

- ☐ ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。
- ☐ 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。
- ☐ そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。

【6.について】

- ☐ 市街地での夜間工事。
- ☐ D I D地区での工事。

【7.について】

- ☐ 日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。
- ☐ 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。
- ☐ 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。

【8.について】

- ☐ 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。

【9.について】

- ☐ 作業現場が広範囲に分布している工事。

【10.について】

- ☐ 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。
- ☐ その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

【11.について】

- ☐ 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。
- ☐ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。
- ☐ 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。

【12.について】

- ☐ 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。
- ☐ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。

【13.について】

- ☐ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。
- ☐ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。
- ☐ 砂防指定地に指定された区域内における工事

【14.について】

- ☐ イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事

【15.について】

- ☐ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。
- ☐ その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事

6 社会性等
I. 地域への貢献等

[総括監督員]

《各種事例》

☐

付近の地域清掃や草刈り等の環境・景観対策

☐

工期中の災害等の緊急な復旧工事、救援活動、防災活動

☐

現場紹介広報紙、現場見学会

☐

各種表彰

☐

地域住民の要望に対する自主的な対応

☐

地元主催のイベントなどへの積極的な参加

☐

周辺環境への積極的な配慮（粉塵、騒音、振動、水質汚濁など）

☐

その他（

☐

その他（

※上記の該当があれば次のaからb'を選ぶこと。なければcを選ぶこと。その概要を余白に記入すること。

地域貢献の具体的内容

8 法令遵守等

[総括監督員]

措置内容

☐ ※同じ措置要件で複数発生

判定

点数

☐

1. 指名停止3ヶ月以上

-20点

☐

2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満

-15点

☐

3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満

-13点

☐

4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満

-10点

☐

5. 文書注意

-8点

☐

6. 口頭注意

-5点

☐

7. その他 *（「-10」から「-1」の範囲とする。）

評定点

-1点

☐

8. 項目該当なし

0点

- ①本評価項目（8. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。
- ②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
- ③「工事関係者」とは②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員、及び②を履行するために下請契約しその履行をするために従事する者に限定する。
- ④総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合は、「7. その他」の項目で工事成績評定を減する等の措置を行う。（不履行1件につき-5点し、最大で-10点。3件以上は契約班へ報告。）

- 【上記で評価する場合の適応事例】
1. 入札前に提示した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承諾を行った。
3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
6. 建設業法に違反する事実が判明した。例）一括下請け、技術者の専任違反等。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請け代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
12. 受注業者が、指名停止等措置要綱第3条に規定する別表その3に該当するとして県警察本部から通知されたもののうち、当該工事の施工に関するもの。例）現場代理人等が構成員等である。当該工事において、暴力的組織又は構成員等であることを知りながらその者と原材料の購入契約等を締結したとき。
13. 下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請負人を含む）が、指名停止等措置要綱第3条に規定する別表その3又は工事請負契約書第7条の2に該当するとして県警察本部から通知されたもののうち、当該工事の施工に関するもの。
14. 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした
15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
16. その他（理由：）

採点項目表〔完成・一部完成〕工事検査員

起工番号

号

◆該当項目の ☐ に数字「1」を入力（記入）する。（※印をつけた項目は主に書類及び現場検査時に確認できるもの）
（＊印をつけた項目は主に現場検査時に確認できるもの）

2 施工状況

I. 施工管理

[工事検査員]

良	可	不可	無
☐	☐	☐	☐

現場代理人や配置技術者が適正に配置されていることが十分確認できる。
施工計画書が提出されており、その内容も適切である。

☐	☐	☐	☐

施工体制が充実している。
施工体制台帳が適切である。
（注文書・請書＋約款、作業員名簿、受注者の契約書及び技術者の資格並びに雇用証明の写し）

☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐

施工体系図が適切である。
※水準点（ベンチマーク）を適切な管理のもとで設置しており、管理写真がある。
指定された失業者対策（失業吸収等）が行われている。
該当工種の段階確認の管理資料が充実している。
建設廃棄物の適正処理が写真や集計表等で確認できる。
安全管理が適正に行われたことが確認できる。
必要な足場・支保工が適正に設置されているのが写真で十分確認できる。
総合評価方式の施工提案に関する確認資料が充実している。
（※不履行については、総括監督員「8. 法令遵守等」で評価を実施）
全体的に鮮明でよく整理された工事写真が提出されている。
※現場代理人及び主任（監理）技術者の現場管理能力および取組姿勢が良好である。
＊検査受験体制（測定人員・測定器具・ガードマン・検査足場等の準備）が十分なされている。

（良×a＋可×b－不可×c）／（対象項目最大合計点）＝ % 判定
（項目が少ない場合は特例を使用してください）

☐	該当項目が90%以上・・・・・・・・a
☐	該当項目が40～90%未満・・・b
☐	該当項目が0～40%未満・・・・c
☐	該当項目が－40～0%未満・・・d
☐	該当項目が－40%未満・・・・・・・・e
直接入力	＊主任（監理）技術者がよく現場を把握していない。・・・・・・・・d
直接入力	＊施工体系図・施工体制台帳と実態が一致していない。・・・・・・・・d
直接入力	＊検査時に主任技術者が不在であった。・・・・・・・・d
直接入力	＊検査時に現場代理人もしくは請負者（乙）が不在であった。・・・d
直接入力	＊検査に対する受検態度が悪い。・・・・・・・・e
直接入力	＊検査時に現場代理人もしくは請負者（乙）と主任技術者が共に不在であった。」 ・・・・・・・・e または「再検査」

【施工管理の少数項目の特例】 （施工状況評価項目数が4個以下では下記で評定を行う）

品質評価項目数＝
特例適用判断→

☐	該当項目が40～100%・・・・・・・・b
☐	該当項目が－40～40%未満・・・c
☐	該当項目が－40%未満・・・・・・・・d

3 出来形・品質及び出来ばえ

I. 出来形
良 可 不可 無

〔工事検査員〕

【出来形管理表（管理図含む）の充実度】

適正な出来形施工管理計画が提出されている。
出来形管理総括表及び出来高数量総括表が適切である。
管理項目に不足がなく、その内容も充実している。
工程能力図（グラフ）の充実度（測点数が10点以上の場合必要）
＊出来形管理表や出来形展開図と現場実測数値との合致度（抽出したものでよい）

【出来形管理写真（施工状況写真を含む）の充実度】

作業工程（作業の流れがわかりやすい）
適正な施工状況（各種作業）
不可視部（基礎基面、根入れ、裏込め、鉄筋、杭頭、地中改良、構造物の背面、水没埋没、撤去物 など）
検査状況（テープの張り方、目盛確認、計画と実績表示、黒板の表示内容と設置状況 など）
写真の鮮明度及び説明欄の充実

【出来形測定への配慮】

※業者作成の出来形展開図の出来栄え（測点、測線、設計値、実測値、差の値、コアの採取位置、B試験の位置、区画線の刻印位置などの記載）

(良×a+可×b-不可×c) / (対象項目最大合計点) = % 判定
(項目が少ない場合は特例を使用してください)

	該当項目が100%・・・・・・・・・・a
	該当項目が90～100%未満・・・a'
	該当項目が60～90%未満・・・b
	該当項目が20～60%未満・・・b'
	該当項目が－20～20%未満・・・c
	該当項目が－60～－20%未満・・・d
	該当項目が－60%未満・・・・・・・・e
直接入力	重要部や主要部である不可視部分の出来形管理写真が不十分。・・・・・・・・・・d
直接入力	*出来形管理数値と現地測定値に大きな差異があり、管理不十分なのが判明した。・・・・d
直接入力	*手直しするほどではないが、設計図面等を軽視した施工が見受けられる。・・・・d
直接入力	*実測値が許容値を満足しなかったり、出来形不足により軽微な手直しを指示した。 ・・・・・・・・d（手直し指示書）
直接入力	*実測値が許容値を満足しなかったり、出来形不足により重大な手直しを指示した。 ・・・・・・・・e（手直し指示書十再検査）

【出来形の少数項目の特例】 (出来形評価項目数が4個以下では下記で評価を行う)

品質評価項目数=
特例適用判断→

	該当項目が60～100% b
	該当項目が20～60%未満 b'
	該当項目が-60～20%未満 c
	該当項目が-60%未満 d

[工事検査員]

良 可 不可 無

[illegible]

適正な品質管理計画が提出されている。
品質管理総括表の充実度
材料使用願いがきちんと整理されて、もれなく事前に提出されている。
※承認した材料と使用した材料が同一の材料であり、良質であることが確認できる。
管理項目の適正度、充実度
コンクリート打設時の供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。
各種試験成績 指定機関の各種試験成績証がもれなくある（対象箇所、個数）。
段階確認の充実度
工場検査の関連資料が充実している。
品質管理資料について、主任技術者等による内容の理解、検証、説明が十分である。

[illegible]

見易さ、わかりやすさ
鮮明度
寸法検測 現場搬入時の検収写真が十分確認できる。
重要構造物（基礎杭、基面、基礎材、型枠、配筋、かぶり、養生、検寸など）
不可視部分の品質管理
丁寧な施工が写真で十分確認できる。

※漏水すべきところで漏水がない。

ひび割れ調査対象構造物（注１）のクラックについては「現場打コンクリート」で評価
コンクリート・モルタル吹付工のクラックについては「種子・客土・厚層基材・
コンクリート・モルタル吹付工・現場吹付法砕工」で評価

＊〇、２mm未満のクラック（ヘアークラック）さえ見当たらない。
＊〇、２mm以上のクラックが存在する。
＊〇、２mm以上のクラックを適正に処理（注２）している。

（注１）「ひび割れ調査対象構造物」とは、下記のものを示す。
内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類
高さが3m以上の樋門
橋梁上・下部工（ただし、ＰＣ橋は除く）
高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただしプレキャスト製品は除く）
高さが3m以上の堰
高さが3m以上の水門
その他これに類するもの

（注２）適正に処理しているとは、「進行性の場合は経過観察」「その他の場合は補修済み、
または補修方針協議済み」を示す。

(応急仮工事は施工の迅速性と安全性が特に重要であり、工種も多岐にわたるので品質項目については各工種から該当項目を抽出し対応するか「その他」の追加項目等を利用するものとするが、品質については最低限のものが確保されていれば、可評価としてもよい。)

1 土工
良 可 不可 無

[illegible]

掘削床掘が適正なのが状況写真で十分確認できる。
積込・運搬状況が適正なのが状況写真で十分確認できる。
不陸整正・基面整正の状況が良好であるのが写真で十分確認できる。
埋戻し後の締固め状況が適切なのが写真で十分確認できる。
盛土の敷均し締固めが適切に行われているのが写真で十分確認できる。
掘削法面の施工状況および仕上げ面が写真等で十分確認できる。
土羽等の丁張りを適正に設置しているのが写真で十分確認できる。
段切りが必要な箇所については適切に実施しているのが写真で十分確認できる。
必須の各種土質試験をもれなく行っている。
仮置き・水切りが適切なのが、写真で十分確認できる。
施工中や完了時に雨水等による崩壊防止のためにシートや仮排水等の対策を講じている。
*土羽・法面の仕上げが良いのが写真や現地で十分確認できる。
残土処分先が写真や資料で十分確認できる。

岩塊の掘削状況が写真で十分確認できる。
火薬および破砕材の装薬状況が写真で十分確認できる。

基面が適正に施工されているのが写真で十分確認できる。
各層のそれぞれの施工が適正で、その状況が写真で十分確認できる。
各層の設置個数が写真で十分確認できる。

2 構造物取壊工（旧橋撤去含む）・廃棄物等処理工

良 可 不可 無

各種取り壊しの手順が適正であるのが、写真で十分確認できる。（舗装版破砕含む）
 施工機械が適正に使用されているのが、写真で十分確認できる。
 安全に施工されているのが、写真で十分確認できる。
 振動、騒音、粉塵、飛散、汚濁等への被害防止対策が、写真で十分確認できる。
 各種廃棄物および搬出物の搬出状況や処分先が写真や集計表等で十分確認できる。

3 現場打コンクリート構造物

良 可 不可 無

A 5x5 grid with a line segment drawn from the point (0, 2) to the point (1, 3). The grid lines are spaced at intervals of 1 unit.

必要な足場・支保工が適正に設置されているのが写真で十分確認できる。
不陸整正・基面整正の状況が良好であるのが写真で十分確認できる。
基礎材・均しコンクリートが適切に施工されているのが写真で十分確認できる。
鉄筋の規格・加工・組立・圧接が適切に行われているのが写真で十分確認できる。
鉄筋の圧接がある場合、引っ張りや曲げ強度試験値が確認できる。
スパーサー等により、鉄筋のかぶり厚の確保が写真や資料で十分確認できる。
スパーサー材料の規格・品質が確認できる。
型枠の設置状況が適切で、その状況が写真で十分確認できる。

「コンクリート打設に関すること

[illegible]

コンクリートシュート高さ（１．５ｍ以下、砂防１．０ｍ以下）
 １層毎の打設厚（４０～５０ｃｍ以下）
 足場板等の設置（直接鉄筋踏み不可）
 パイプレーター状況（適切な深さ、打ち重ねる場合は下層のコンクリート中に１０ｃｍ程度挿入）
 打ち継ぎ目処理（レイタンス処理や薬剤散布）
 養生（養生シート＋散水、必要に応じ保温）

*Pコンが前面背面とも適正な材料が使用されており表面処理も適切である。
目地・止水板・吸出防止材が適正に設置されているのが写真で十分確認できる。

※A試験を実施し、必要な強度が確認できる。

現場と同条件の供試体にて圧縮強度試験を実施したのが写真で十分確認できる。

※指示した箇所のB試験が全て1回でOKである。

ひび割れ調査対象構造物のクラックに関すること

A 4x4 grid with diagonal lines in the bottom-left and top-right cells.

ひび割れ調査票のとりまとめ精度

*0. 2mm未満のクラック（ヘアークラック）さえ見当たらない。

*0. 2mm以上のクラックが存在する。

* 0.2mm以上のクラックを適正に処理(注)している。

(注)適正に処理しているとは、「進行性の場合は経過観察」、「その他の場合は補修済み、または補修方針協議済み」を示す。

4 ブロック積・張（石・巨石含む）

良 可 不可 無

[illegible]

不陸整正・基面整正の状況が良好であるのが写真で十分確認できる。
基礎材・均しコンクリートが適正に施工されているのが写真で十分確認できる。
基礎コンクリート（基礎ブロック）が良質で適正に施工されているのが写真で十分確認できる。
胴込・裏込コンクリートが適正に施工されているのが写真で十分確認できる。
裏込コンクリートの厚さ等の寸法が写真で十分確認できる。
裏込材・中詰材が適正に施工されているのが写真で十分確認できる。
裏込材の厚さ等の寸法が写真で十分確認できる。（最低、上端・下端の2箇所）
吸い出し防止シートの敷設が適正なのが写真で十分確認できる。
水抜き管に吸い出し防止等を取り付けているのが写真等で十分確認できる。
＊指示した箇所のB試験が全て1回でOKである。
＊かみ合わせや目地等の施工
＊勾配がきちんと保たれている。
根入れ埋戻しが適正に施工されていることが確認できる。
＊張ブロック（石）が基礎地盤に密着度が良好である。（打音検査や基面状況写真等）

5 張芝・筋芝工・柵工・積苗工

良 可 不可 無

- ※法面整形が適正に施工されているのが写真や現地で確認できる。
- ※使用材料が良質で仕上がりも良好である。（地盤に密着）
- ※目串や止金具の本数が十分に押さえがしっかりしている。
- ※土羽土の流出がない。

☐

1 1 地盤改良・安定処理工

良 可 不可 無

改良材が良質であるのが品質資料や写真等で十分確認できる。
 改良の深さや範囲が施工状況写真や施工記録等で十分確認できる。
 改良材の使用量が番号付き袋の投入写真で全量確認できる。（空袋管理のみは不十分）
 改良材の巻き出し厚の管理を十分行っているのが写真で十分確認できる。
 各種ドレーン等の施工が適正に実施されたことが写真や管理資料で十分確認できる。
 ※十分な改良効果があることが試験結果や現地で十分確認できる。

☐

1 2 地中連続壁工

良 可 不可 無

改良柱の深さや位置が施工状況写真や施工記録等で十分確認できる。
 固化材の注入量が管理データおよび管理写真で十分確認（証明）できる。
 配合試験を実施し、強度確認資料がある。
 設置前の壁体の芯出し状況が写真で十分確認できる。
 ※施工位置（座標等）が許容範囲内であることが十分確認できる。

☐

1 3 補強土壁工・ジオテキスタイル工

良 可 不可 無

施工基面の状況が良好なのが写真で十分確認できる。
 基礎工設置が良好なのが写真で十分確認できる。
 各段の補強材等の設置状況が適正で各段の長さや本数（枚数）等が写真等で十分確認できる。
 各段の敷均し締固めの状況が適正で締固め厚や施工幅等が写真等で十分確認できる。
 土留材（擁壁等）と補強材（アンカープレート等）の接合状況が適正なのが写真で十分確認できる。
 ＊壁面材のかみ合わせ等良好に施工されている。
 ＊壁面の傾き（倒れ）が見受けられない。
 吸出防止材の適正な施工が、写真で十分確認できる。

☐

1 4 舗装工

良 可 不可 無

【路盤工】

路盤材が良質であるのが資料や写真等で十分確認できる。
 下層路盤厚の基準高による測点毎の管理を実施しているのが明確に確認できる。
 路盤厚の掘り起こしによる管理で所定の個数を実施しているのが明確に確認できる。
 路盤の施工幅が写真で明確に確認できる。
 路床・路盤の転圧が十分であることが施工写真で十分確認できる。
 所定の現場密度の測定を実施し、その結果も適正である。
 下層路盤工（路床）のブルフローリングを実施しているのが写真および資料で確認できる。

☐

【アスファルト舗装工】

舗設状況が適正に行われているのが写真で十分確認できる。
 As 混合物の出荷時、舗設時の温度、並びに交通開放時の表面温度が適切に管理されている。
 舗装厚の管理を実施しているのが明確に確認できる。
 ※コア（現物）の目視により、厚さ、骨材、締固めが適正であるのが確認できる。

現場密度試験により密度を確認できる。（その十分な資料がある。）
 アスファルト量及び粒度分布が適切である。
 乳剤散布量が適正であるのが、写真や資料で確認できる。
 ＊隅々まで丁寧に転圧され、隣接構造物に損傷等を全く与えていない。
 ＊排水性・透水性舗装の場合、排水ドレーン管等の適切な設置が写真で十分確認でき、
 透水性が良好であることが試験結果および現地試験で確認できる。
 ＊平坦性が確保されているのが、平坦性試験および現地の状況で確認できる。
 表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の打継目のすらし位置が適切である。

☐

【コンクリート舗装工】

使用材料が適正であることが、資料等で十分確認できる。
 各施工状況が写真で十分確認できる。

☐

【ブロック舗装工（インターロッキング、平板、レンガ、自然石等）】

基礎面が適切に施工されているのが、写真で十分確認できる。
 ＊ブロック舗装の据付は所定の表面勾配が得られている。
 ＊施工目地が丁寧に仕上げられている。

☐

【薄層カラー舗装工（すべり止め舗装含む）】

施工に先立ち基盤面の有害物を除去しているのが、写真で十分確認できる。
 使用材料が適正であることが、資料等で十分確認できる。
 各施工状況が写真で十分確認できる。

☐

【区画線工】

塗料の空缶管理が写真および出荷伝票等で十分確認できる。
 塗料の施工前攪拌を実施し、よい状態で施工したことが写真で十分確認できる。
 施工状況が適正であるのが確認できる。
 ※塗膜厚の測定結果が記録されており、現地で十分確認できる。
 ※刻印を打設しているのが写真や現地で確認できる。

☐

15 路床改良工（F e石灰処理等）

良 可 不可 無

改良基面が平滑に仕上げられているのが写真で十分確認できる。
 改良材・置換材が良質であるのが資料や写真で十分確認できる。
 ブロック割りや投入袋数の証明で材料が所定の量使用されたのが写真で十分確認できる。
 改良の深さや幅が施工写真で十分確認できる。
 B H混合の場合、その攪拌が何度も丁寧に行われたのが写真で十分確認できる。
 締固めが各層ごと適正に行われたのが写真で十分確認できる。
 定められた締固め試験を実施している。
 Fe石灰混合物あるいはF e石灰単体の使用数量伝票による使用量の確認ができる。

☐

16 路面切削工

良 可 不可 無

*路肩構造物等への損傷を与えず丁寧に施工している。
 路面切削後の検寸状況が写真で十分確認できる。
 切削や廃材処理が適正に行われたことが状況写真で十分確認できる。
 切削後の清掃状況が写真でよくわかり、よく清掃されている。

☐

17 維持修繕

良 可 不可 無

日頃現場でのメンテナンスを実施していたことが写真や日報で確認できる。
 発生材を再使用する場合、発生材の取り扱いが丁寧であるのが写真で十分確認できる。
 細々した作業でも丁寧に施工しているのが写真で十分確認できる。
 現場再生工法等で施工が適正に行われたのが写真で十分確認できる。
 舗装版取り壊しが丁寧に施工されているのが写真で十分確認できる。
 廃材処理が適正に行われたことが状況写真で十分確認できる。
 各種注入材の品質が良質なのが資料や写真で十分確認できる。
 各種注入工が適切に行われているのが資料や写真で十分確認できる。
 *グルーピングの溝幅・間隔・深さが適切に行われている。
 ※路上表層再生工や路上路盤再生工が適切に施工され、その出来栄も良好である。
 ※各種清掃工の施工状況が写真でよくわかり、よく清掃されている。
 *再使用材料等を丁寧に取扱い、さらなる損傷を与えていない。
 塵芥処理の場合、その施工状況が写真で確認できる。

☐

18 道路安全施設・道路付属施設

良 可 不可 無

各種施設を適切に施工しているのが確認できる。
 ※使用材料が良質であることが写真または目視で十分確認できる。

☐

19 各種製品設置工

良 可 不可 無

基礎部（基礎コンクリート、削孔、取付具等を含む）の施工が適正なのが写真で十分確認できる。
 施工状況が適正であることが写真等で十分確認できる。
 ※製品が製品仕様書等で定められたものと合致しており、良質である。
 ※設置状況が適切であり、所定の機能が確認できる。

☐

20 鋼構造物（鋼橋含む）

良 可 不可 無

鋼材の員数照合がミルシート等で確認されている。
 有資格者による溶接の実施に関する書類と現地施工の関連性が十分確認できる。
 ボルトの締め付け確認が適正に実施され、その記録が管理されている。
 支承据付が適切に実施されているのが確認できる。
 ※溶接に不十分な箇所がなく適正に行われているのが確認できる。
 ※ボルトの締め付けが適正に行われているのが資料や写真で確認できる。
 ※使用鋼材の品質が良質であることが写真または目視で十分確認できる。
 各種部材の架設が適正に施工されたのが写真で十分確認できる。
 各種試験が適正に実施されたことが、写真や資料で十分確認できる。

☐

21 コンクリート橋

良 可 不可 無

プレベーム桁のプレフレクション管理が適切に行われている。
 緊張管理が適切に実施されているのが確認できる。
 グラウト注入管理が適切に実施されているのが確認できる。
 プレストレスリング時のコンクリート強度を確認しているのが確認できる。
 支承の施工が適切に行われたことが写真で十分確認できる。
 桁架設が適正に施工されたのが写真で十分確認できる。

（コンクリート施工関連は「現場打コンクリート構造物」等の該当項目に準ずる。）

☐

22 橋梁付属工・補強工

良 可 不可 無

クラック・剥離状況等の事前調査をしたことが資料で十分確認できる。
各工種の施工手順が写真で十分確認できる。
足場・支保工が適正に設置されているのが写真で十分確認できる。
削孔深さが全本数管理されており、十分確認できる。
※伸縮装置が適切に施工されていることが十分確認できる。
橋面防水が適切に施工されていることが十分確認できる。
※落橋防止施設が適切に施工されていることが十分確認できる。
補強材が良質なのが資料や写真で確認できる。
※補強材の接着等適切に施工されているのが写真および現地で確認できる。

☐

23 塗装工

良 可 不可 無

塗装する面が乾燥状態であることが写真で十分確認できる。
ケレンが入念に実施されていることが写真で十分確認できる。
施工時の天候、気温、湿度等の条件が整理・記録されている。
塗料の施工前攪拌を実施し、よい状態で施工したことが写真で十分確認できる。
塗料の空缶管理が写真および出荷伝票等で十分確認できる。
※塗膜厚の測定結果が記録されており、塗膜厚測定器により現地で十分確認できる。
*塗膜に付着物が全くない。

☐

24 河川・海岸・港湾工（海中含む）

良 可 不可 無

施工基面が平滑に仕上げられているのが写真等で十分確認できる。
捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられているのが写真等で十分確認できる。
裏込材が適正に施工されているのが写真で十分確認できる。
胴込・裏込コンクリートが適正に施工されているのが写真で十分確認できる。
※遮水シートの適正な施工が写真や現地で十分確認できる。
※木杭が適正に施工されているのが写真や現地で確認できる。
※水制工の施工が適正であるのが写真や現地で確認できる。
※土のう（大型含む）の施工（積み上げや止め杭等）が適正であるのが写真や現地で確認できる。
*使用製品のかみ合わせや連結が適切である。
※使用石材の形状や径が適切で均一であることが、写真や現地で確認できる。
※捨石工が適切に行われているのが、写真や現地で確認できる。

（防波堤等の港湾用コンクリート構造物は「現場打コンクリート構造物」等の該当項目に準ずる。）
（石積・ブロック積（張）は「ブロック積・張（石・巨石含む）」等の該当項目に準ずる。）

☐

25 かご工（袋詰含む）

良 可 不可 無

施工基面の施工が良好であるのが写真等で十分確認できる。
※止め杭の施工が適正であることが写真や現地で十分確認できる。
※中詰石の径が適正であることが写真や現地で十分確認できる。
※中詰石の密度が適正で、不純物が混入していないことが写真や現地で十分確認できる。
※籠材が所定の規格を満足している。
*中詰後の籠材そのものが変形していない。
*鉄線や連結材等の突起や表面を危険のないように処理している。
吸出し防止シートの敷設が適正なのが、写真等で十分確認できる。（背面が砂質土等の場合）
*かごの設置状況が良好である。

☐

26 ブロックマット工・連節ブロック工

良 可 不可 無

施工基面の施工が良好であるのが写真等で十分確認できる。
施工状況が適切であることが写真で十分確認できる。
吸い出し防止シートの敷設が適正なのが写真で十分確認できる。
※固定方法が適切であることが写真や現場で十分確認できる。（固定ピン、連結具等）
*勾配がきちんと保たれている。

☐

27 消波ブロック・根固めブロック製作工

良 可 不可 無

作業工程が写真で十分確認できる。
型枠の組み立てが適正であるのが写真で十分確認できる。
コンクリート打設が適切に実施されているのが写真で十分確認できる。
*製品に気泡跡等がない。
*製品にクラックがない。
*製品に傷や欠損がほとんどない。
※製作数量が確認できるよう番号等を表示している。

☐

28 消波ブロック・根固めブロック設置工

良 可 不可 無

設置状況が適正なのが写真で十分確認できる。
吸出防止材の施工が適正であることが写真で十分確認できる。
連結金具の設置が、写真により十分確認できる。
*指定されたブロックの積み方が適正に行われている。
水中施工の場合、水中の施工状況写真で十分確認できる。（常時濁り水の場合は無）

110

29 ポンプ浚渫・グラブ浚渫

良 可 不可 無

感潮区間において工事期間中、1日1回は潮位観測の記録が写真や資料で十分確認できる。
 ※施工区域に標識（フイ）及び量水標を設置しているのが写真や現地で十分確認できる。
 水象・海象及び気象に関する施工に必要な調査の施工前実施が資料等で十分確認できる。
 （水象：河川工事の場合、湯水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・浪風等）
 （海象：海岸・港湾工事の場合、潮位及び潮流、波浪、浪風等）

浚渫範囲が写真や資料で十分確認できる。
船の固定、浚渫時の水質汚濁等についての対策が写真で十分確認できる。
浚渫土砂の処理において漏出等の防止対策を写真で十分確認できる。



30 砂防・地すべり

良 可 不可 無

地山との取り合わせが適切に行われているのが写真で十分確認できる。
各ブロックの施工基面（打ち継ぎ面）が適正に仕上げられているのが写真で十分確認できる。
ライナープレートが適正に施工されているのが写真で十分確認できる。
集排水ボーリングの方向や角度を管理し、適正に施工を行っているのが十分確認できる。
集排水パイプの施工が適正で挿入長等が十分確認できる。

(砂防堰堤等は「現場打コンクリート構造物」等に準ずる。)

(鋼製のスリットダム等は「鋼構造物」等に準ずる。)

11

3.1 本設矢板工

良 可 不可 無

使用材料の規格（厚・幅・長等）が写真等で十分確認できる。
導材の設置状況が写真で十分確認できる。
※矢板の傾きやよじれや通りのぶれがないのが写真や現地で十分確認できる。
*矢板の天端高のばらつきがない。
*矢板の噛み合わせが良いのが写真や現地で確認できる。
アンカー等の控えが適切に施工されているのが写真で確認できる。

(コンクリート矢板は「コンクリート2次製品」等の該当項目に準ずる。)

32 仮締切工・仮設矢板工・仮設防護柵工

良 可 不可 無

[illegible]

各種仮設材の材料検収がもれなく行われている。

矢板の打設状況が適正に行われたのが写真で十分確認できる。

各段の切梁・腹起設置後に床堀が行われたのが段階確認写真等で確認できる。

※矢板打設後の矢板の天端高のばらつきがない。（転石や岩がある場合は除外）

※矢板のたわみ等がないのが写真や現地で十分確認できる。

※矢板の噛み合わせがよいのが写真や現地で確認できる。

※切梁・腹起等が設計図どおり適正に施工しているのが写真や現地で十分確認できる。

※H鋼杭の立て込みが良好であるのが写真や現地で十分確認できる。

※横矢板の場合噛み合わせが良好であるのが写真や現地で十分確認できる。

水替工が適正に行われているのが写真で十分確認できる。

※土のう（大型含む）の施工（積み上げや止め杭等）が適正に行われているのが写真や現地で確認できる。

濁水処理が必要な場合は、その設備（防止フェンス含む）や処理が適切なのが写真で十分確認できる。

※仮囲い設置状況が適切で、仮囲いが良好なのが写真や現地で確認できる。

リース材等の日頃の管理を実施していることが写真や日報で十分確認できる。

引き抜き（撤去）状況が適正に行われたのが写真で十分確認できる。

※引き抜き跡の空洞の砂等による充填状況が写真で十分確認できる。

撤去材料の積載状況が適正なのが写真で十分確認できる。

33 仮橋工・仮栈橋工

良 可 不可 無

使用材料（鋼材等）の規格（厚・幅・長等）が写真等で十分確認できる。
 施工状況が適正なのが写真等で十分確認できる。
 リース材等の日頃の管理を実施していることが写真や日報で十分確認できる。
 ※杭・桁・覆工板等の設置が設計図に忠実かつ適切に施工している。
 ※杭・桁・覆工板等の材料が良質であることが写真や現地で確認できる。

34 公園施設

良 可 不可 無

※材料が適正な製品であることが資料や現場で確認できる。
設置基面が適正であるのが写真や資料で十分確認できる。
施工状況が適切であるのが写真で十分確認できる。
＊遊戯施設の安全性が十分確認できる。
保険・補償が付いている。

☐

35 植栽工

良 可 不可 無

土壌試験（PH）を実施している。
 植穴、埋戻しが適正であることが写真で十分確認できる。
 肥料の分散、均一性を考慮し施肥されているのが写真で十分確認できる。
 障害物や有害物等の除去を実施しているのが写真で十分確認できる。
 ※樹木等に損傷や鉢くずれ等がなく、保護養生が適切に行われているのが写真や現地で確認できる。
 ※余剰枝の剪定、整形等必要な手入れが行われているのが写真で十分確認できる。
 * 高木植栽において支柱が堅固に取り付けられている。

☐

36 除草工（伐木含む）

良 可 不可 無

作業員の配置等、安全な状態で施工しているのが写真で十分確認できる。
 巨木の場合、枝落とし・小切り・除根など各段階の施工が写真で十分確認できる。
 ※除根後の凹部を同等の材料で補修しているのが、写真で十分確認できる。
 集草を適切に実施しているのが写真で十分確認できる。
 搬出状況が適切なのが写真で十分確認できる。
 場外への飛散流出の防止に対する配慮が確認できる。

☐

37 機械・電気設備（水門、井堰、排水機場、下水道施設等）

良 可 不可 無

品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が行われていることが資料で十分確認できる。
 材料・部品・機器の品質や性能がミルシート、カタログおよび品質証明書等（現場照会を含む）で十分確認できる。

有資格者による溶接および溶接管理が適切に実施されているのが十分確認できる。
 塗装および塗装管理が適切に実施されているのが十分確認できる。
 ※材料・部品・機器そのものが良質強固であるのが写真や現地で十分確認できる。
 * 操作制御等の実動の機能が十分確認できる。
 ※製品の機能、性能に全く問題がないことが十分証明され確認できた。
 ※わかりやすい操作説明板等が準備されている。
 ※実動のための安全面での配慮がなされている。
 * 総合運転の結果により、所定の能力が十分確認できる。
 * 漏水等がなく、水密性が十分確認できる。

（その他「現場打コンクリート構造物」「鋼構造物」「塗装工」等の該当項目に準ずる。）

☐

38 電気・電気通信

良 可 不可 無

仕様書等で定められた品質管理が行われているのが十分確認できる。（一般照明柱検査項目参照）
 単体品の必要な証明書類が全品十分確認できる。
 ※単体品（材料・部品組立後）の設計図書等との整合が十分確認できる。
 ※設備が設計図書等と整合していることが十分確認できる。
 * 総合運転の結果により、所定の能力が十分確認できる。

☐

39 下水道工事（推進工、人孔）

良 可 不可 無

※掘削時の土留め方法や推進時の掘進方法による、周辺地盤への影響が全くみられない。
 ※人孔において、連結部には止水シール・止水ゴムが適切に使用されているのが十分確認できる。
 * インバートは形状、勾配、表面仕上げ等が適正で漏水がない。
 ※埋戻しにおいて、締固めが適切な方法で施工されており、沈下が見られない。
 推進中の中心線測量、水準測量等の管理記録が十分確認できる。
 ※管渠（管布設・矩形渠布設、推進）工において、目立った屈曲や沈下がない。
 * 管渠、人孔においてシール材・滑材・接着剤等のはみ出し等がない。
 * 管渠、人孔において漏水箇所が全くない。
 * 管渠継ぎ手部及び人孔連結部の目地仕上げが良好である。
 * 管渠に影響を与えるクラックや変形が全くない。（ある場合は、補修や手直しが必要）
 * 人孔の足掛金物の位置、方向が適切であり、鉄蓋設置においてガタツキがなく、仕上がり天端高も適正である。

* 人孔蓋の天端は周辺地盤になじんでおり、周辺の復旧仕上がりがよい。
 推進管の裏込め材料が十分充填されているのが写真や現地で十分確認できる。

☐

40 下水道工事（シールド工のみ）

良 可 不可 無

施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行なっている。
 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行なわれていることが確認できる。
 * 2次覆工において漏水が全くない。
 ※裏込め注入を適切に行なっているのが、写真や資料で十分確認できる。
 * セグメントの継手が適切に施工され漏水が全くない。
 その他（

（コンクリート施工関連は「共通」または「現場打コンクリート構造物」等の該当項目に準ずる。）

☐

4.1 薬液注入工

良 可 不可 無

使用材料（硬化剤、助剤含む）の品質証明書の提出が十分確認できる。
 使用材料（硬化剤、助剤含む）の入荷写真及び空袋管理で使用数量を十分確認できる。
 削孔深さ、注入長が写真で十分確認出来る。
 注入量、圧力等の施工管理が適正であることが十分確認できる。
 注入効果が写真で十分確認できる。
 ※観測孔及び水質等の管理が適切に行なわれている。

☐

4.2 ダム

良 可 不可 無

適切な岩盤面処理を行ったことが写真や資料で十分確認できる。
 各種グラウチング施工要領に基づく基礎処理工の実施が、写真や資料で十分確認できる。
 グ라우チングの効果について管理資料で十分確認できる。
 濁水処理を適切に実施したことが写真で十分確認できる。
 ※ダム毎の特記仕様書で規定された品質管理項目が、全て適正に実施されたことが十分確認できる。
 コンクリート打設時の管理図・結果表により、強度・スランプ・空気量等が十分確認できる。
 環境影響評価に規定された対策を適正に実施したことが資料等で十分確認できる。

（その他、ダム関連付属構造物は各工種の該当項目に準ずる。）

☐

4.3 ダム骨材製造

良 可 不可 無

特記仕様書で規定されている品質管理が実施されている。
 細骨材の粒度分布がコンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）に定める標準粒度範囲内であり、かつバラツキが少ない。
 粗骨材の粒度分布がJIS A5005に定める粒度分布範囲内である。
 骨材の密度及び吸水率が特記仕様書に定める規格値を満足している。
 骨材の安定性損失質量が特記仕様書に定める規格値を満足している。
 ※骨材が雨等の影響を受けないよう適切に管理、貯蔵されている。
 雨天時や日平均気温により打設スケジュールが変更された場合、骨材の過不足が生じないように対応した。
 原石山材料判定の管理資料が充実しており、内容が確認できる。
 材料判定に基づいた材料選別採取状況が写真でよく確認できる。
 ※濁水処理（スラッジ処理含む）が適正に管理されている。

☐

4.4 トンネル

良 可 不可 無

日々の計測管理を実施していることが十分確認できる。
 金網の重ね幅が15cm以上あることが十分確認できる。
 コンクリート吹付けは浮石等を除き、15cm以下の厚さで地山密着が十分確認できる。
 ロックボルト挿入前にくり粉除去等の清掃状況が十分確認できる。
 ※吹付けコンクリートの打継ぎ部の処理が適切に施工されていることが十分確認できる。
 ※逆巻の場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの継ぎ目が同一線上にないことが十分確認できる。

※漏水対策工が適切に行われ、その効果が十分確認できる。（維持修繕）

（その他「土工」「現場打コンクリート構造物」「鋼構造物」等の該当項目に準ずる。）

☐

4.5 建築工事（新築・改築）

良 可 不可 無

品質管理の方法が明確で品質確保に創意工夫がある。
 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
 材料の品質証明が適切である。
 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
 不可視部分の写真記録が適切である。
 ※室内の状況が良質である。
 ※建築物が設計図書と整合している。

☐

4.6 ほ場整備

良 可 不可 無

整地工 基盤整地が適正に実施されている。
 整地工 表土仕上げが適正に実施されている。
 整地工 整地関係工種が適正に実施されている。
 用水路工 用排水路は適正に実施されている。
 排水路工 法面の勾配が適正である。
 付帯工 付帯工の施工が適正に実施されている。
 管水路工 管水路工事が適正に実施されている。
 道路工 道路工が適正に実施されている。
 道路工 砕石舗装の締め固めが良好である。

☐

47 暗渠排水工・湧水処理

良 可 不可 無

起点立ち上がり、水閘の設置位置が適正である。
排水口の高さが適正である。
管の設置位置（高、横位置）が適正である。
復旧が適正に行われている。

☐

48 クリーク防災

良 可 不可 無

事前に工事測量が実施され、報告されている。
運土が適正に施工されている。
土工が適正に施工されている。
二次製品が適正に布設されている。
ブロックマットが適正に施工されている。
かごマットが適正に施工されている。
積ブロックが適正に施工されている。
復旧が適正に施工されている。

☐

49 ため池

良 可 不可 無

盛土工 掘削が適正に実施されている。
盛土工 盛土工事が適正に実施されている。
盛土工 必要な試験が必要回数（事前協議）実施されており、試験値はすべて規格値内である。
取水設備 掘削が適正に実施されている。
取水設備 底樋管が適正に布設されている。
取水設備 規定の高さに構造物が設置されている。
洪水吐工 掘削が適正に実施されている。
洪水吐工 収縮、伸縮、誘発目地が適正に施工されている。打継目処理が適正に施工されている。
洪水吐工 鉄筋の規格・加工・組立・圧接が適切に行われているのが写真で十分確認できる。

（取水設備を含む。）
洪水吐工 コンクリートが適正に打設されている。（取水設備を含む。）
洪水吐工 埋め戻しが適正に実施されている。（取水設備を含む。）
法面保護 法面の整形が適正に施工されている。
法面保護 基礎、笠、帯工コンクリートが適正に施工されている。
法面保護 法面保護工が適正に施工されている。（張ブロック、芝、表面遮水）

☐

50 その他の品質項目（追加項目や特筆項目など）

良 可 不可 無

記入→ _____
記入→ _____
記入→ _____
記入→ _____
記入→ _____

$$(\text{良} \times a + \text{可} \times b - \text{不可} \times c) / (\text{対象項目最大合計点}) = \text{ } \%$$

判定

（項目が少ない場合は特例を使用してください）

	該当項目が100%・・・・・・・・a
	該当項目が90～100%未満・・・a'
	該当項目が70～90%未満・・・b
	該当項目が30～70%未満・・・b'
	該当項目が－20～30%未満・・・c
	該当項目が－60～－20%未満・・・d
	該当項目が－60%未満・・・・・・・・e
直接入力	品質基準値を満足しておらず軽微な手直しを指示した。（手直し指示書）・・・・・・・・d
直接入力	品質基準値を満足しておらず重大な手直しを指示した。（手直し指示書＋再検査）・・・e

【品質の少数項目の特例】

（品質評価項目数が4個以下では下記で評価を行う）

品質評価項目数=

特例適用判断→

	該当項目が70～100%未満・・・b
	該当項目が30～70%未満・・・b'
	該当項目が－60～30%未満・・・c
	該当項目が－60未満・・・・・・・・d

a 総合的に優れている。
b やや優れている。
c 普通である。
d 総合的に劣っている。

判定

評価

(緊急工事等の迅速性を問うものについては通常工事の評価より1ランク上げる。(例. cならbにする)

※チェック項目が少数の場合の特例

【担当監督員・主任監督員】
YES/(YES+NO)が次の分数の場合は下表の評価とする。

分数	評価
2/2	b
3/3	
4/4	
0/0	c
1/1	
1/2	
0/1	d
0/2	
1/3	

【工事検査員】
施工管理、出来形、品質に記載した
「少数項目の特例」による。

第 6 編 その他

1 環境対策

1-1 建設副産物

1 建設副産物の分類

建設副産物の分類については、別紙分類表のとおりである。

2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

マニフェスト制度とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称・数量等の情報を記載したマニフェストを処理業者に交付し、処理終了後に処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、排出事業者が排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度である。また、電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みであり、事務処理の効率化（事務負担の軽減）、法令の遵守（コンプライアンス）、データの透明性の3つが見込まれる。

受注者は、法令を遵守するとともに、設計図書等で指定された産業廃棄物については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の確認を監督員に受けること。

3 処理計画の策定、適正処理、再資源化

受注者は、法令を遵守して建設副産物の発生抑制、適正処理及び再資源化に努め、事前に、設計図書等に明記された工事で発生する産業廃棄物の処理については「建設廃棄物処理計画書」、建設発生土については「建設発生土処分地計画書」を作成のうえ、監督員の承諾を受けなければならない。

なお、がれき類（コンクリート殻、アスファルト殻、路盤廃材等）の処理委託先については、がれき類の処分業の許可を持っている施設のうちで福岡県リサイクル製品認定制度の認定を受けている施設へ委託することを原則とする。

ただし、上記以外の中間処理施設への委託を禁じているものではない。

また、委託先を変更した場合や設計変更により廃棄物の種類が増えた場合は、ただちに「建設廃棄物処理計画書」を再提出するものとする。工事完了後、建設発生土については「建設発生土処分地確認書」（「**COBRIS-コブリス・プラス**」対象工事は土砂受領書を添付*3）を監督員に提出しなければならない。

4 「再生資源利用計画（実施）書」「再生資源利用促進計画（実施）書」

受注者は、建設リサイクル法対象工事、及び資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事では、建設副産物情報交換システム「**COBRIS-コブリス・プラス**」に登録しなければならない。

また、登録後、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」「再生資源利用計画（実施）書」「再生資源利用促進計画（実施）書」に加えて確認結果票*3を添付して監督員に提出（計画書は説明も行うこと）し、システムから出力したチェックリストを参考提示しなければならない。なお、工事施工中は、現場掲示様式とともに確認結果票を公衆が見やすい場所に掲示しなければならない*1。

◆建設リサイクル法対象工事:特定建設資材を使用または解体する 500 万円以上の工事

◆資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事

次のいずれか 1 つでも満たす建設資材を搬入する建設工事

1. 土砂 500 m³以上*2、*3 2. 碎石 500t 以上 3. 加熱アスファルト混合物 200t 以上

次のいずれか 1 つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事

1. 土砂 500 m³以上*2、*3

2. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材 合計 200t 以上

*1 令和 5 年 1 月 1 日以降に当初請負契約を締結した工事に適用

*2 令和 4 年 12 月 31 日以前に当初請負契約を締結した工事は 1,000 m³以上

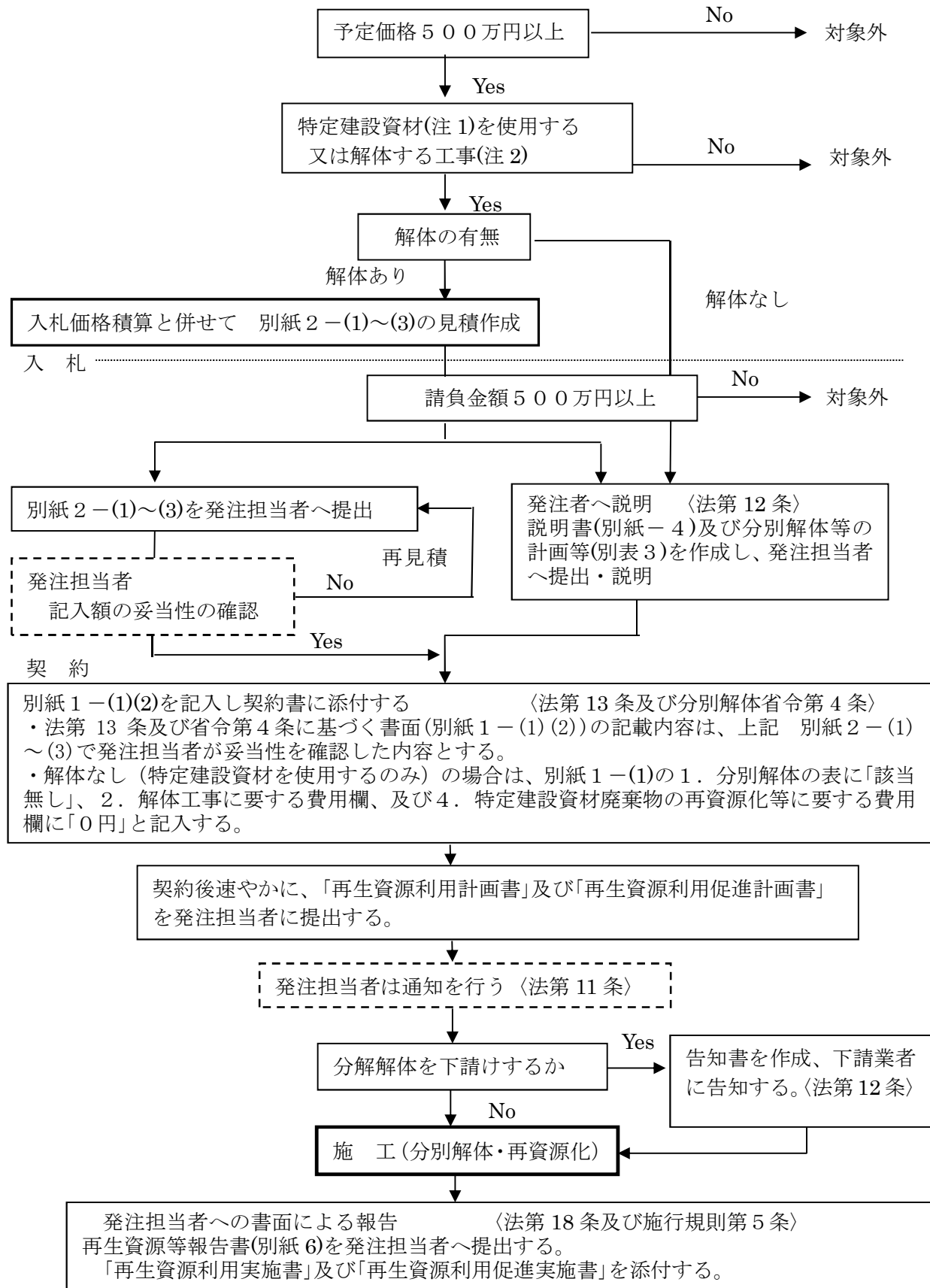
*3 令和 5 年 5 月 26 日以降に当初請負契約を締結した工事に適用

建設副産物分類表

建設副産物	建設発生土等	建設発生土	土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの (第1～4種建設発生土、石材等)
			港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するもの (発生時の性状が泥土でも、仮置等の含水比低下措置で第4種以上と判定できる土砂を含む)
		有価物	スクラップ、古紙、ビン、ぼろ布等、他人に有償で売却できるもの
	建設廃棄物	一般廃棄物	事務所ごみ 現場事務所での作業、作業員の飲食等に伴う廃棄物 (図面、雑誌、飲料空缶、弁当がら、生ごみ等)
			草木等 維持工事により発生する刈草、剪定枝葉等
		産業廃棄物	安定型最終処分場で処分できるもの
			がれき類 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物 ①コンクリート破片(道路用鉄滓、Fe石灰処理土等を含む) ②アスファルト・コンクリート破片 ③レンガ破片(モルタル付着石、加工石等を含む)
			ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ガラスくず、タイル衛生陶磁器くず、耐火レンガくず モルタルくず (新設時のコンクリートはつりくず・二次製品くずを含む)
			廃プラスチック類 発泡スチロール、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類
			金属くず 鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプや保安堀くず、廃缶
			ゴムくず 天然ゴムくず
			汚泥 掘削工事から生じる泥状の掘削物及び泥水のもの(泥土)のうち 廃棄物処理法に規定する産業廃棄物として取り扱われるもの (泥土とは建設発生土のうちコーン指数が200kN/m ² 以下又は、 一軸圧縮強度が50kN/m ² 以下のもの)
			木くず 解体木くず(木造家屋解体材、内装撤去材) 新築木くず(型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材) 伐木、伐根(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの。)
			紙くず 包装材、ダンボール、壁紙くず、障子
			繊維くず 廃ウェス、縄、ロープ類、畳、じゅうたん
			廃油 アスファルト乳剤等の使用残渣(タールピッチ類) 防水アスファルト、重油
			安定型最終処分場で処分できないもの
			ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類 廃石膏ボード(ただし、付着している紙をとり除いた場合の石膏は、安定型最終処分場で処分できる) 有機性のものが付着・混入した廃容器・包装
			廃プラスチック類 有機性のものが付着・混入した廃容器・包装
			金属くず 有機性のものが付着・混入した廃容器・包装、鉛管、鉛板 廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極
建設副産物	特別管理産業廃棄物	廃石綿等	飛散性アスベスト廃棄物(除去された吹付石綿・石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆板、石綿が付着したもの)
		廃PCB等	PCBを含有したトランス、コンデンサ、蛍光灯安定器
		廃酸(pH 2.0以下)	硫酸等(排水中和剤)
		廃アルカリ(pH 12.5以上)	六価クロム含有臭化リチウム(冷凍機冷媒)
		引火性廃油(引火点70℃以下)	揮発油類、灯油類、軽油類

1-2 リサイクル対策

建設リサイクル法に関する業務フロー



- 注1) 特定建設資材とはコンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材アスファルト・コンクリート、建設発生木材の4品目。
- 注2) 特定建設資材を使用するのみであっても建設リサイクル法の対象となる。
- 注3) 上記フローは標準的な流れを示しているため、これに依らない場合などは発注担当者と協議すること。

2 施工の留意点

2-1 薬液注入工事における施工管理

薬液注入工事については、人への健康被害の発生と地下水等の汚染を防止することを目的として、別途施工指針（以下、「指針」という。）が定められている（下記参照）。このため、該当する場合は指針の詳細について監督員と確認・協議を行い適切に対応すること。

【参考】施工上の留意点

（注）下記内容はあくまで指針の要点を抜粋したものであるため、詳細については監督員に確認すること。

- ① 施工に関する基本的事項
薬液注入箇所周辺の地下水及び公共用水域等における水質基準の維持
- ② 現場注入試験
設計上の注入作業実施の可否の確認
- ③ 注入にあたっての措置
 - 1) 十分な薬液混合のための措置
 - 2) 注入圧力と注入量の監視、及び異常時の対応
 - 3) 地下埋設物が存在する場合の措置
- ④ 労働災害の発生の防止
安全教育の徹底、保護具の着用励行、換気の徹底等
- ⑤ 薬液の保管
薬液の厳正な保管（流出、盗難対策等）
- ⑥ 排水等の処理
 - 1) 排水（機器洗浄水、湧水等）の水質基準の維持
 - 2) 排水の排出に伴い発生した泥土の適切な処分
- ⑦ 残土及び残材の処分方法
 - 1) 掘削残土の処分における環境汚染防止措置
 - 2) 残材の適切な処理
- ⑧ 注入量の確認
 - 1) 材料搬入時の管理
 - 2) 注入時の管理
- ⑨ 注入の管理及び注入の効果の確認
 - 1) 注入の管理
 - 2) 注入の効果の確認

【参照通知】

- 平成3年3月28日 2検第162号 薬液注入工事の施工について
- 平成2年5月9日 2検第43号 薬液注入工事に係る施工管理について

2-2 セメント及びセメント系固化材の使用

セメント及びセメント系固化材を使用した改良土は、条件によっては六価クロムが土壤環境基準を超える濃度で溶出する恐れがあることから、施工上の留意点が別途定められている（下記参照）。このため、該当する場合は特記仕様書の記載事項及び監督員の指示に基づき適切に対応すること。

【参考】施工上の留意点

（注）下記内容はあくまで留意点の概要を抜粋したものであるため、詳細については監督員に確認すること。

- ① セメント及びセメント系固化材（注1）を地盤改良に使用する場合は、現地土壌と使用予定の固化材による六価クロム溶出試験を実施し、土壤環境基準を勘案して必要に応じ適切な措置を講じること。
- ② セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合、六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壤環境基準以下であることを確認すること。
- ③ 六価クロム溶出試験は、別途定める「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施すること。（注2）（注3）
- ④ 配合設計の段階での六価クロム溶出試験の結果、土壤環境基準を超えた場合は、六価クロムの溶出が少ない固化材の使用への変更、または配合設計の変更、もしくは工法の変更により、六価クロムの溶出を土壤環境基準以下に抑える対策を行うこと。

（注1）セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいう。

（注2）石灰パイル工法、薬液注入工法（水ガラス系・高分子系）、凍結工法、敷設材工法、表層排水工法、サンドマット工法、置換工法、石灰安定処理工法（F e 石灰・粒調F eを含む）については、六価クロム溶出試験の対象外とする。

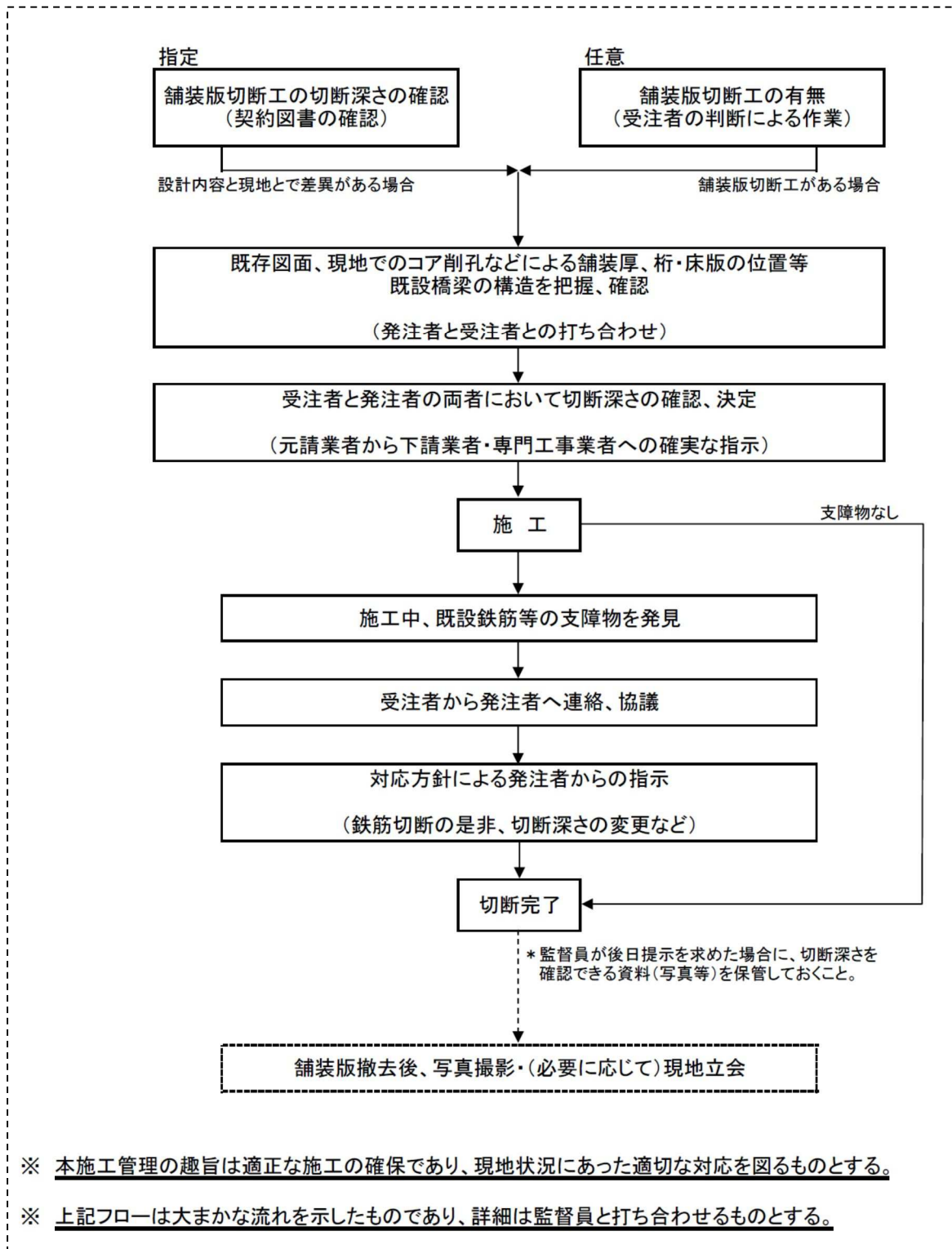
（注3）六価クロム溶出試験を実施する試験機関は、財団法人・民間等を問わないものとし、「土壤環境基準 平成3年8月23日付環境庁告示第46号」に掲げる方法による試験が実施可能な機関とする。

【参照通知】

- 平成14年10月25日 14検第293号
「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について」の一部変更について
- 平成13年6月1日 13検第105号
「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領（案）」の一部変更について
- 平成12年7月7日 12検第119号の2
セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について

2-3 橋梁補修工事等における舗装版切断工の施工管理

橋梁やボックスカルバート等の既設構造物に何らかの影響を与える可能性がある工事（橋梁補修工事等）における舗装版切断作業については、特記仕様書の定めに従い、適切に対応すること。参考として、概略的な施工フロー図を以下に示す。



【参照通知】

- 平成24年3月27日 23企交第6250号
橋梁補修工事等における舗装版切断工の施工管理について

2-4 新技術・新工法

工事成績評定における採点項目表の「主任監督員 5 創意工夫【新技術活用】」において評価の対象となる新技術は、福岡県の「福岡新技術・新工法ライブラリー」登録技術と、国の「NETIS」登録技術である。これらのデータベースはホームページ上で閲覧可能であるため、必要に応じ参照すること。

【参考】「福岡新技術・新工法ライブラリー」へのアクセス方法

※「福岡県庁」で検索後、「福岡県庁ホームページ トップページ」からアクセス

[トップページ](#) > [県政情報](#) > [入札・公募・公売](#) > [技術情報（県土整備部）](#) > 新技術・新工法活用促進制度（福岡新技術・新工法ライブラリー）

新技術・新工法活用促進制度（福岡新技術・新工法ライブラリー）

更新日：2020年12月1日更新

「本制度の概要」

本制度は、県内の企業等が開発した新技術・新工法を積極的に活用することで、コスト縮減や環境負荷低減等といった課題に対応するとともに、県内の企業等の開発意欲の向上や育成を図ることを目的としています。

要件を満たす新技術・新工法は、2種類のデータベース（申請情報、基準適合情報）のどちらかに登録され、ホームページ上で公開されます。

「本制度の特長」

- 登録された新技術等は、**本ホームページで公開**されます。
申請情報として登録されると、**県土整備部事業で活用可能な新技術等**として広く周知、広報されます。
基準適合情報として登録されると、**県土整備部事業で積極的に活用していく新技術等**として広く周知、広報され、設計時の工法検討の際に、**比較検討対象**とされます。
- 県土整備部事業において活用した場合、**工事成績評定の加点対象**（請負者より提案がなされ、活用が確認出来た場合に加点対象となります。ただし、総合評価落札方式による簡易な施工計画や技術提案によって提案がなされた場合は、加点対象とはなりません。）となります。

※制度の詳細については、下記の資料をご覧ください。

[パンフレット（概要版）](#) [\[PDFファイル/482KB\]](#)

[実施要領](#) [\[PDFファイル/184KB\]](#)

[施行要領](#) [\[PDFファイル/93KB\]](#)

[よくある質問](#) [\[PDFファイル/137KB\]](#)

「データベース閲覧」や「登録申請」について

[「データベースの閲覧」はこちら（新しいウィンドウで開きます）](#)

[「登録申請の手続き」はこちら（新しいウィンドウで開きます）](#)

2-5 ICT 活用工事の試行

建設産業においては、熟練技術者の退職等による労働力不足や若手技術者の入職の減少等により、将来の担い手確保が大きな課題となっています。

これらの課題に対して、福岡県県土整備部では「ICT 活用工事」等の施策を建設現場に導入することによって、生産性や品質、安全性の向上を図り、魅力ある建設現場を目指す取り組みを進めています。

1. 試行対象工事

試行対象工事は、以下のいずれかの工種を含む工事とします。

(1) 土工【ICT 土工】

河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、盛土工（施工幅 4 m 以上）

(2) 床掘工【ICT 床掘工】、

河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工

(3) 小規模土工【ICT 小規模土工】

河川土工、海岸土工、道路土工

(4) 舗装工【ICT 舗装工】

舗装工、付帯道路工

(5) 河川浚渫工【ICT 河川浚渫工】

浚渫工（バックホウ浚渫船）

(6) 付帯構造物設置工【ICT 付帯構造物設置工】

コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工、海岸コンクリートブロック工、側溝工、暗渠工、管渠工、縁石工、基礎工（護岸）、コンクリート被覆工、護岸付属物工

(7) 法面工【ICT 法面工】

法面整形工（土工量 1000m³ 未満）、植生工、吹付工、吹付法枠工

(8) 地盤改良工【ICT 地盤改良工】

路床安定処理工、表層安定処理工、固結工

(9) 舗装工（修繕工）【ICT 舗装工（修繕工）】

切削オーバーレイ工、路面切削工

(10) 基礎工【ICT 基礎工】

矢板工、既製杭工、場所打杭工

(11) 擁壁工【ICT 擁壁工】

擁壁工

(12) 港湾浚渫工

ポンプ浚渫、グラブ浚渫、硬土盤浚渫、砕岩浚渫、バックホウ浚渫

(13) 構造物工（橋梁上部）【ICT 構造物工（橋梁上部）】

鋼橋上部、コンクリート橋上部

(14) 構造物工（橋脚・橋台）【ICT 構造物工（橋脚・橋台）】

橋台工、RC 橋脚工

(15) コンクリート堰堤工【ICT コンクリート堰堤工】

本体工、側壁工、水叩工

2. 試行方法

- ・特記仕様書に発注方式、活用必須工種及び必須の施工プロセスを記載し発注します。
- ・受注者は工事の実施に先立ち、ICT 施工技術の活用に関する具体的内容について、発注者と協議を行います。なお、受注者希望型の場合は、ICT 活用工事の実施の有無と実施する場合は型を報告します。

- ・設計変更に伴い新たに対象工事の要件を満たすこととなった工事において、受注者から希望があった場合は対象工事として取扱えるものとし、土工数量に関わらず受注者希望型の規定を適用します。

3. 試行要領

福岡県県土整備部 ICT 活用工事試行要領（令和7年4月1日適用）

福岡県県土整備部 ICT 活用工事（港湾浚渫工）試行要領（令和4年4月1日適用）

4. 様式等

ICT 活用工事の実施一覧（発注者指定型）（令和4年4月1日以降）

ICT 活用工事の実施一覧（受注者希望型）（令和4年4月1日以降）

工事打合せ簿

ICT 活用工事（土工）計画書

ICT 活用工事（床掘工）計画書

ICT 活用工事（小規模土工）計画書

ICT 活用工事（舗装工）計画書

ICT 活用工事（河川浚渫工）計画書

ICT 活用工事（付帯構造物設置工）計画書

ICT 活用工事（法面工）計画書

ICT 活用工事（地盤改良工）計画書

ICT 活用工事（舗装工（修繕工））計画書

ICT 活用工事（基礎工）計画書

ICT 活用工事（擁壁工）計画書

ICT 活用工事（構造物工「橋梁上部」）計画書

ICT 活用工事（構造物工「橋脚・橋台」）計画書

ICT 活用工事（コンクリート堰堤）計画書

ICT 活用施工範囲図

3次元設計データチェックシート

5. 試行工事アンケート

試行対象工事について、アンケート調査を実施する場合、調査へのご協力をお願いします。

（提出先）福岡県県土整備部 **県土整備** 企画課 技術調査班：dokikaku@pref.fukuoka.lg.jp

6. 関連情報

国土交通省 「ICT の全面的活用」を実施する上での技術基準類

九州地方整備局 公共事業における i-Construction の概要

これらはホームページ上で閲覧可能で、下線のある文書・ファイル・リンク先の情報はホームページから確認すること。

【参考】「建設工事における ICT 活用工事の試行について」へのアクセス方法

「福岡県庁」で検索後、「福岡県庁ホームページ トップページ」からアクセス

トップページ > テーマから探す > 県政情報 > 入札・公募・公売 > 技術情報（県土整備部） > 建設工事における ICT 活用工事の試行について（令和7年4月1日改定）

2-6 工事実施段階における「三者協議会」の実施

施工時における様々な問題・課題について、より適切な協議・調整を行う場として、必要に応じ発注者、受注者及び設計コンサルタント等を交えた「三者協議会」を開催する場合がある。

特記仕様書に「三者協議会」の開催が定められている場合は、その記載内容に基づき適切に対応すること。

【参考】「三者協議会」概要

(注) 下記内容はあくまで制度の概要を示したものであるため、詳細については監督員に確認すること。

1) 「三者協議会」を実施することができる工事は、設計委託を行っており、かつ発注者が必要と判断する工事である。対象となり得る主な工種を以下に示す。

- ① 橋梁工を有する工事
- ② 杭基礎を伴う構造物工事
- ③ 軟弱地盤上の工事
- ④ 擁壁（応力計算を有するもの）、ボックスカルバートを伴う工事
- ⑤ 地すべり対策及び急傾斜対策を伴う工事
- ⑥ 樋門・堰等あるいは多自然型工法を有する河川工事
- ⑦ 鋼製ダムあるいは多自然型工法を有する砂防工事
- ⑧ 地盤改良工を伴う防波堤・岸壁工事
- ⑨ 複雑な仮設構造物を伴う工事
- ⑩ 新技術・新工法を活用する工事
- ⑪ その他

2) 「三者協議会」の構成は以下のとおりとする。

- ① 受注者（現場代理人、主任技術者又は監理技術者）
- ② 詳細設計を実施した設計コンサルタント等（必要に応じて測量及び地質調査業者も構成員にすることができる）
- ③ 発注者（主任監督員、担当監督員）

3) 「三者協議会」の開催時期・回数

開催時期は工事請負者が現地測量及び設計図書の照査完了後に発注者が調整し開催する。開催回数は1回を標準とし、必要に応じ随時増やすことができるものとする。

2-7 仮設の取り扱いについて

(1) 仮設の概念

工事における仮設とは、工事目的物を完成させるために必要な施工手段であり、一時的に工事施工上設ける仮設備である。仮設については、工事請負契約書第1条第3項で、以下のとおり規定している。

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

(2) 仮設の分類

①指定仮設

設計図書(仕様書、図面並びに現場説明書等)に仮設の工法等を指定し契約した場合をいう。

②任意仮設

指定仮設以外の仮設をいう。

(3) 指定仮設の考え方

仮設は、原則とし受注者の裁量に委ねられているため、発注者が指定仮設とする場合は、基本的には河川、道路等の現有機能を確保する必要があるための仮設と、関連する諸法規の規程により発注者が指定(決定)すべき必要がある仮設に限定するものとする。したがって、指定仮設とする場合は、原則として下記の事項に該当する場合のみとする。

①河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合

堤防開削に伴う仮締切

②仮設構造物を一般交通に供する場合

仮橋等(覆工板による仮設構造物を含む)、迂回道路

③特許工法または特殊工法を採用(指定)する場合

特殊な材料等を使用(指定)する場合も含む

④関係官公署等との協議により制約条件のある場合

道路法、河川法、道路交通法、軌道法(JR等との協議を含む)の協議で制約を受けたもの

⑤第三者に特に配慮する必要がある場合

家屋等に近接した仮設物、およびその他の工法で第三者に危害を及ぼす可能性があるもの

⑥他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設の場合

仮設道路、仮栈橋、仮締切、仮設防護柵等で引き続き後続工事に使用予定が決まっているもの

⑦その他必要と認める場合

仮設の工法等について指定する場合は、事前に現地の調査を十分に行い、設計委託の照査業務や経験豊富な技術者等の助言を活用する等して設計成果を十分に検討し、関係法令、関係技術基準・指針等に沿って施工の安全性に配慮した適切な設計を実施すること。

(4) 設計図書における明示方法

①指定仮設の場合

仮設物についての材質、構造等を設計図書等により指定し、設計数量についても明記(一式計上としない)する。また、特記仕様書等により施工条件についても明示する。

②任意仮設の場合

仮設物についての構造図等の図面表示は原則として行わず、設計数量についても一式で計上する。ただし、特記仕様書等により施工条件については明示するものとする。また、参考図書として構造図等は添付する(契約図書ではない)ことが出来る。

(5) 指定仮設で契約した場合の取扱いについて

指定仮設で契約した場合は、通常の本工事と同様に着工から完成までの確認写真及び施工途中及び施工後の実測等について検査を行い本工事の事績に添付しておくこと。

(6) 任意仮設で契約した場合の取扱いについて

任意仮設の場合は、受注者の責任において工法、施行方法等を定めて良い。なお、次の場合は任意仮設であっても、設計変更の対象となるが、それ以外は設計変更の対象とならないので留意すること。

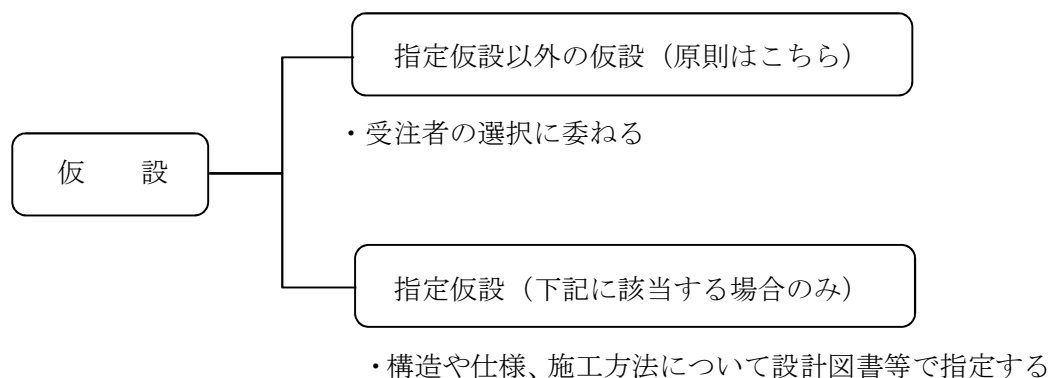
①施工途中において第三者との調整等によって、あるいは、当初の施工条件に対し条件変更が生じた場合

②設計変更の対象とする旨を特記仕様書等において明示した場合（手すり先行足場等）

③施工箇所の延長等の変更に伴い仮設等の数量が変更になる場合

(7) 仮設の分類について

上記（6）において設計変更を行った場合でも、任意仮設はあくまで任意仮設として変更を行う。ただし、材料、構造等を設計図書等により指定する必要がある、設計数量についても明記する場合（上記（3）のような条件を付与される場合）は指定仮設として変更を行う。



【指定仮設、任意仮設の考え方】

	指 定 仮 設	任 意 仮 設
設計図書	施工方法について具体的指定する （契約条件として指定する）	施工方法について具体的指定しない （契約条件としてではなく参考図として明示する）
施工方法の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意
施工方法の変更がある場合の設計変更	行う	行わない
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	行う	行う

2-8 働き方改革への取り組み

福岡県県土整備部では、建設現場での労働環境の改善や、若手や女性技術者など将来の担い手の確保・育成を進めるため、「週休2日工事」・「建設現場の快適トイレ」・「建設現場の遠隔臨場」「情報共有システム（ASP方式）」等を試行実施しています。

1. 週休2日工事

1 定義

- (1) 週休2日工事
現場閉所による週休2日工事及び週休2日交替制工事の総称をいう。
- (2) 現場閉所による週休2日工事
 - 1) 週休2日
4週8休以上の現場閉所率を達成したと認められる状態をいう。なお、下記の2区分とする。
①月単位 ②通期
 - 2) 現場閉所
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
 - 3) 対象期間
工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
 - 4) 工事着手日
実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）に着手することをいう。
 - 5) 工事完成日
工事請負契約に基づく完成通知書に記載の完成年月日をいう。
 - 6) 現場閉所率
$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{対象期間の現場閉所日数}}{\text{対象期間の日数} - \text{対象期間外の日数}}$$
- (3) 週休2日交替制工事
 - 1) 週休2日
4週8休以上の平均休日率を達成したと認められる状態をいう。なお、下記の2区分とする。
①月単位 ②通期
 - 2) 休日
対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間を通して行っていない状態をいう。
 - 3) 対象者
当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。但し、休日を含んだ1カ月を連続して従事していない者は除く。
 - 4) 対象期間
対象者が当該工事に従事した期間をいう。
 - 5) 休日率
$$\text{休日率} = \frac{\text{対象期間の休日日数}}{\text{対象期間の日数} - \text{対象期間外の日数}}$$
 - 6) 平均休日率
$$\text{平均休日率} = \frac{\text{対象者の休日率の合計}}{\text{対象者数}}$$
- (4) 共通
 - 1) 対象期間外
 - ① 年末年始の期間（12月29日～1月3日の6日間）及び夏季の期間（8月13日～8月17日のうち連続した3日間）
 - ② 工場製作のみを実施している期間
 - ③ 工事全体を一時中止している期間
 - ④ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間（災害その他避けることのできない事由がある場合など）
 - 2) 月単位
月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率又は平均休日率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

3) 通期

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率又は平均休日率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、現場閉所率が28.5%未満でも月単位の4週8休が達成となる場合は、通期の4週8休は達成しているものとみなす。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2 対象工事

以下の工事を除く全ての工事を対象とする。

- ・応急工事などの災害緊急対策工事（災害の本復旧工事は含まない）
- ・道路維持業務工事など単価契約で行う工事
- ・その他、週休2日工事に適さないと判断される工事

3 発注方式

対象工事については発注者指定型※での通期の4週8休とし、月単位の4週8休は受発注者で協議のうえ実施の可否を判断する。なお、現場閉所による週休2日工事を原則とするが、現場条件の制約や社会的要請等により現場閉所を行うことが困難な工事については、週休2日交替制工事とすることができる。

また、現場閉所による週休2日工事として発注した場合において、受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者で協議し週休2日交替制工事に変更することができるものとする。

※発注者指定型：発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式。

4 工事費の積算

(1) 共通

週休2日の各区分に応じた補正係数（別紙1）を各経費等に乗じる。

(2) 現場閉所による週休2日工事

発注時は月単位の4週8休以上の達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、月単位4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更する。

(3) 週休2日交替制工事

発注時は従来通りの積算を行い、達成状況を確認後、通期の4週8休以上の場合は、その達成状況に応じ増額変更する。

5 実施方法等

(1) 条件明示等

発注者は週休2日に対応した工期を設定することとし、週休2日工事（現場閉所による週休2日工事又は週休2日交替制工事のいずれか）の対象であることを特記仕様書に明示する。

(2) 受注者による意思表示

受注者は契約後速やかに、月単位の4週8休に取り組むか否かを発注者と協議したうえで、（通期の4週8休は必須）週休2日工事の実施を「工事打合せ簿」（別紙2）により発注者に報告する。予定する週休2日工事の内訳を記載した休日取得計画・実績表（別紙3または別紙4）を併せて提出する。なお、週休2日達成を目的とした工期変更は行わない。

(3) 工事看板による標示

受注者は週休2日工事を実施する場合は次のとおり工事看板に標示し、現場に設置する。

- ・現場閉所による週休2日工事は「週休2日工事」と標示する。
 - ・週休2日交替制工事は「週休2日交替制工事」と標示する。
- （標示例 別紙5）

(4) 実施報告

受注者は休日取得計画・実績表に、現場作業日と現場閉所日又は休日がかかるように取りまとめ、毎月1回提出する（記載例 別紙3または別紙4）。

(5) 工期変更時の対応

設計変更等により工期が変更となる場合、受注者は休日取得計画・実績表の内容を変更し提出する。

(6) 監督員の対応

監督員は週休2日工事の実施にあたり、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、提出された休日取得計画・実績表により週休2日工事の実施状況を確認する。

6 工事成績評定

通期の4週8休以上を達成した場合、主任監督員及び総括監督員は工事成績評定の「2. 施工状況」の「Ⅱ. 工程管理」について原則a評価とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合はa評価としないことができる。

また、月単位の4週8休を達成した場合は「5. 創意工夫」の【その他】についても2点の加点とし、評定点において最大0.8点の加点を行う。

なお、通期の4週8休を達成できなかった場合であっても理由書（別紙6）の提出のみで減点は行わない。

7 ~~週休2日実施証明書~~

~~週休2日工事を実施した場合、発注者は完成を確認した後に週休2日実施証明書（別紙7）を発行する。~~

8 ~~その他~~

- (1) 対象工事においてアンケート調査を実施する場合、受注者は調査に協力しなければならない。
- (2) この要領に定めのない事項や、すでに公告及び指名通知を行っている工事については、必要に応じて受発注者で協議し定める。

2. 建設現場の快適トイレ

1. 対象工事

福岡県県土整備部が発注する建設工事を対象とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急対応工事等）
- (2) 主たる工種が屋外作業でない工事

~~(3) 災害復旧工事~~

2. 快適トイレの仕様

現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所内にあるトイレには適用しない。）快適トイレには以下の仕様があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、このうち「(1) 快適トイレに求める機能」及び「(2) 付属品として備えるもの」を全て満たすものとする。

なお、女性が現場で働く場合は、男女別で各1台設置するものとする。

(1) 快適トイレに求める機能【必ず実施】

- ① 洋式便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

(2) 付属品として備えるもの【必ず実施】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ ~~⑨~~ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】

- ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

3. 実施方法

【発注時】

- (1) 発注者は、「快適トイレ」設置対象工事であることを特記仕様書に明示して設計図書に添付する。

【実施工事の契約後から竣工まで】

- (2) 快適トイレ設置を希望する受注者は、工事着手前に、工事打合せ簿により監督員に快適トイレ設置を希望する旨の協議を行うこととする。
快適トイレ設置を希望する旨の協議がない場合は、本要領は適用しない。
- (3) 受注者が工事の途中から快適トイレの設置を希望する場合も、本要領により施工することができる。
- (4) 受注者は、快適トイレを設置する前に「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に提出するものとする。
- (5) 監督員は、設置前に提出された資料をもとに、設置しようとする快適トイレが本要領の仕様を満たすことを確認する。
- (6) 受注者は、監督員の確認を受けた快適トイレを設置することとし、快適トイレの設置後は、速やかに工事打合せ簿に設置完了写真を添えて監督員に提出するものとする。
- (7) 監督員は、設置された快適トイレを現場または机上にて「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。
- (8) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、速やかに見積もりを監督員に提出するものとする。
- (9) 監督員は、提出された見積もりをもとに、「(1) 快適トイレに求める機能 ①～⑥」及び「(2) 付属品として備えるもの ⑦～⑪」の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。(積算方法は「5. 積算方法」による。)

4. 積算方法

- (1) 快適トイレの費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基／工事(施工箇所)※2まで計上できるものとする。(102,000 円／2 基・月が上限)
※1:「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円／基・月(従来品)を除いた額※2:「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所ごとに男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする。
- (2) 計上費用は、「積算上の差額」と「51,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方とする。
- (3) 計上の対象とする期間は、現場付近に快適トイレを設置した実績期間とし、最小単位は日とする。
- (4) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000 円／基・月上限まで計上可能とする。
- (5) 2基／工事(施工箇所)より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。ただし、現場環境改善費(率分)を計上している場合は、現場環境改善の対象とすることができる。
- (6) 積算方法は、共通仮設費の営繕費に積み上げ計上するものとする。
- (7) 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対象としない。

〈具体的な計上方法例〉

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合(積算上の差額 60,000 円)
→積算で計上する費用:51,000 円／基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合(積算上の差額 30,000 円)
→積算で計上する費用:30,000 円／基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス 100,000 円／基・月の場合(積算上の差額 90,000 円)
→積算で計上する費用:90,000 円／基・月

④ 実際に導入した快適トイレ費用

男女別一体型ハウス 200,000 円／基・月の場合（積算上の差額 190,000 円）

→積算で計上する費用：102,000 円／基・月

なお、1 か月未満の端日数分については、1 か月を 30 日として日割り計算した額（少数点以下を切り捨てし整数止め）により計上する。

5. 配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（６）に配慮することとする。

（１）全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

（２）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

（３）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

（４）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

（５）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

（６）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

7. その他

（１）工事成績評価において、快適トイレを設置することによる評価は行わない。

（２）疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。

3. 建設現場の遠隔臨場

1. 試行対象工事

~~遠隔臨場（※1）に必要な機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる下記に該当する箇所を試行対象工事とする。~~

~~なお、試行対象工事は、受注者が工事契約後に実施するか否かを判断し、監督員と協議を行い実施の有無を決定するものとする。（受注者希望型）~~

~~（１）段階確認・材料確認又は立会が必要な工事箇所~~

~~（２）本試行を実施可能とする通信環境の確保及び映像確認できる工事箇所~~

~~の試行対象工事は、段階確認・材料確認又は立会が必要な全ての工事とする。~~

~~当初設計金額 5,000 万円以上の工事を対象とし、原則、遠隔臨場を実施するものとする。なお、実施できない場合は、通信状態が悪い等の合理的理由を示した工事打合簿を提出すること。~~

~~また、発注者指定型以外の工事を対象とし、受発注者協議により実施の有無を決定する~~

~~※1 遠隔臨場とは、ウェアラブルカメラ（※2）等による映像と音声の双方向通信を使用して スマートフォンやタブレット等のモバイル端末（ウェアラブルカメラ（※2）を含む）を用いた映像と音声の双方向通信により「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。~~

~~※2 ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル：Wearable）なデジタルカメラの総称である。一般的な Android や i-Phone 等のモバイル端末を使用することも可能である。~~

2. 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、『土木工事共通仕様書』に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合に適用し、発注者は、試行工事であることを入札参加者に知らせるため、「特記仕様書」に明示するものとする。

~~なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為も遠隔臨場の適用とする。~~

(1) 段階確認

- 『土木工事共通仕様書』、「第 3 編 土木工事共通編 第 1 章 総則」、「第 1 節 総則」、「3-1-1-6 監督員又は工事検査員による検査（確認を含む）及び立会等」に定める「段階確認の臨場」において、「監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。」事項に該当し、~~ウェアラブルカメラ等モバイル端末~~の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。
- 本書第 3 編 3-4 段階確認一覧表の「確認項目」のうち、~~ゴシック体太字 斜文字~~で記載されている項目を遠隔臨場の適用とする。
- 前項の「確認項目」以外の段階確認についても、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員が確認するために十分な情報を得ることができた場合には、臨場に代えることができるものとする。
- 監督員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの段階確認を実施する。

(2) 材料確認

- 『土木工事共通仕様書』、「第 2 編 材料編 第 1 章 一般事項」、「第 2 節 工事材料の品質」の「1. 一般事項」及び「4. 見本・品質証明資料」による品質確認及び現物による確認を記載したものである。
- 本書第 3 編 4-4 材料承認・材料確認が必要な材料一覧表の臨場確認が必要な項目を遠隔臨場とする。
- ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員が確認するために十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることができるものとする。
- 監督員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの材料確認を実施する。

(3) 立会

- 『土木工事共通仕様書』、「第 1 編 共通編 第 1 章 総則」、「1-1-1-2 用語の定義」に定める「立会」において「契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」事項に該当し、この場合における監督員が臨場にて行う行為に~~ウェアラブルカメラ等モバイル端末~~の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

- ~~ウェアラブルカメラ等モバイル端末~~の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員が確認するために十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることができるものとする。

- ~~監督員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの立会を実施する。~~

上記(1)～(3)において監督員は、本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料を整備するものとする。

監督員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、現場輪状での「段階確認」、「材料確認」、「立会」を実施する。

3. 「建設現場の遠隔臨場」利用マニュアル

遠隔臨場を実施するときは、【別紙1】の「建設現場の遠隔臨場」利用マニュアルを参考にすること。

実施方法は次の1)～2)による。

1) 事前準備

- ・遠隔臨場に使用するモバイル端末の機器は、監督員と協議を行い、受注者が準備するものとする。
- ・受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督員と実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について協議を行う。
- ・遠隔臨場の実施時間は、監督員の勤務時間内とするが、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

2) 遠隔臨場の実施及び記録と保存

- ・受注者は、事前に監督員との双方向通信の状況について確認を行う。また、必要な準備、人員及び資機材等を提供する。
- ・受注者は、記録にあたり必要な情報を読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ること。
- ・受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。監督員が映像と音声の録画を必要とする場合は、監督員が使用するパソコンにて録画する。

~~3. 遠隔臨場による段階確認等の実施~~

~~(1) 事前準備~~

- ~~・遠隔臨場に使用するウェアラブルカメラ等の機器は、監督員と協議を行い、受注者が準備するものとする。~~
- ~~・受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督員と実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について協議を行う。~~
- ~~・遠隔臨場の実施時間は、監督員の勤務時間内とするが、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。~~

~~(2) 遠隔臨場の実施及び記録と保存~~

- ~~・受注者は、事前に監督員との双方向通信の状況について確認を行う。また、必要な準備、人員及び資機材等を提供する。~~
- ~~・記録にあたり必要な情報を読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ること。~~
- ~~・受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。監督員が映像と音声の録画を必要とする場合は、監督員が使用するパソコンにて録画する。~~

4. 試行対象工事における措置

(1) 費用

本試行工事を実施するにあたり必要となる費用については、技術管理費に含むものとする。

(2) 工事成績評定の取り扱い

本要領に基づき建設現場の遠隔臨場を行った場合、係長が成績評定を行う工事成績評定の「5 創意工夫」の項目の内、【施工に伴う機械器具・工具・装置類に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫】において加点する。

5. 効果の把握

受注者は遠隔臨場を実施した場合、【別紙2】の遠隔臨場の事例集を作成し、工事完成図書とともに提出することとする。また、試行対象工事について、アンケート調査を実施する場合、受注者は調査に協力しなければならない。

6. 留意事項

- ・受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明

し、承諾を得ること。

- ・受注者は、~~ウェアラブルカメラ等モバイル端末~~で撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。
- ・受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- ・受注者は、公的ではない建物の内部等、見られることが予定されていない場所が映り込まないように留意すること。
- ・本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

~~7. その他~~

- ・~~ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信が可能となるシステムを「建設現場の遠隔臨場システム（以下、遠隔臨場システムという。）」といい、別途マニュアルを定めることとする。~~

4. 情報共有システム（ASP方式） 追加

1. 総則

本要領は、福岡県県土整備部発注工事及び測量、設計、調査等業務（以下、「業務」という。）において、受発注者間で施工、業務に係る情報を電子的に交換・共有するASP方式の情報共有システム（以下、「システム」という。）を利用することに関し必要な事項を定めたものである。システム利用にあたっては本要領によることとし、記載のないものについては、国が定める「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」を準用するものとする。

※「ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式」とは、情報共有システム提供者が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

2. 定義

システムとは、受発注者間での書類・協議事項の共有やスケジュール調整、および発注者における書類の電子管理、電子決裁等の機能を備えたものとする。

3. 実施対象

発注する全ての工事及び業務を対象とする。ただし、契約後に受発注者間で協議し、システムを利用することが適当でないと判断される場合は、適用対象外とすることができる。

4. システム

(1) 利用可能なシステム

国土交通省がホームページで公表している「情報共有システム提供者機能要件(工事・業務 Rev. 〇. 〇(注))対応状況一覧表」に記載があるシステム提供者が提供するシステムとする。

(注) 工事・業務 Rev. 〇. 〇は、「電子納品・電子検査 事前協議チェックリスト」の実施日時点での最新版とする。

(2) 契約

システム提供者との契約は、受注者が行うものとする。

(3) 費用負担

システムの利用料金は、共通仮設費、間接測量費、間接原価、業務管理費、間接調査費に含まれている。

5. 工事帳票及び業務帳票

システムで処理を行う工事帳票及び業務帳票における電子印については、紙への押印と同等の取扱いとする。

6. データの提出

受注者は、システム上で共有した書類を電子媒体（CD-R等）により監督員へ提出する。提出部数は2部（正・副）とする。

7. 完成検査

(1) 現場検査

従来通りの方法での検査とする。

(2) 書類検査

原則、電子成果品については電子検査、紙成果品については紙検査とする。

(既済部分検査、出来形検査及び中間検査も同様とする。)

(3) 検査の準備

・検査に用いるパソコン等の機器は、原則として発注者が準備する。

ただし、年度末等、発注者が準備することができない場合は、受注者が準備する。

・検査時間短縮のため、あらかじめデータを電子媒体（CD-R等）から検査に用いるパソコンのハードディスクに読み込んでおくこと。

(4) 工事成績評定での取り扱い

本要領に基づきシステムを活用した場合、係長が成績評定を行う工事成績評定の

「5創意工夫」の項目の内、【新技術活用】において、『活用の効果が相当程度確認できた』ものとして2点加点する。なお、実施できない場合でも減点を行わない。

(5) 委託業務成績評定での取り扱い

業務における加点は行わない。

8. 情報管理

受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

(1) ID・パスワードの管理徹底

(2) ウィルス対策の徹底

(3) 機密情報の管理徹底

(4) データの管理徹底（定期的なバックアップなど）

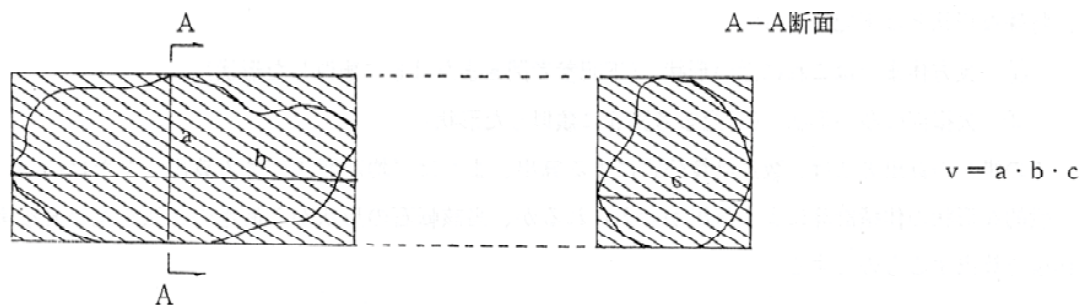
(5) その他情報セキュリティに関する基準，法令等の順守

2-9 転石体積の算出法

転石体積の計算及び管理要領は、原則として下記のとおりとする。

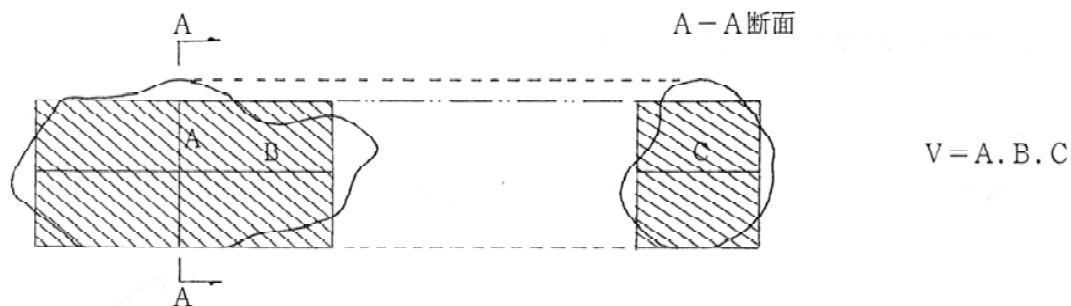
1. 一般的な形状の体積計算

- ① 露出した転石全数の、側面部における高さおよび長さ、断面部における幅の頂点間寸法を測定し、この体積 V を算出する。(以下「仮体積」という。)



- ② 下記に示す露出順位毎に、側面および断面形をほぼ平均断面形と想定される高さ、長さ、幅の寸法を測定し、この体積 V を算出する。(以下「実体積」という。)

露 出 順 位						
1	2	5	10	20	30	40
50	70	90	110	140	以下30個目毎	



- ③ ②で算出した実体積の合計を、同一転石の①で算出した仮体積の合計で除して係数 (D) を求める。

$$D = \frac{V_1 + V_2 + V_5 \cdots \cdots \sum_{i=1}^{1,2,5 \cdots} V}{v_1 + v_2 + v_5 \cdots \cdots \sum_{i=1}^{1,2,5 \cdots} v} \quad \text{※ 指定少数位は2位とする。}$$

- ④ ①で算出した全転石の仮体積の合計に、③で算出した係数（D）を乗じて全体積（Z）を算出する。

$$Z = (v_1 + v_2 + \dots = \sum_{i=1}^n v) \times D$$

2 特殊な形状の体積計算

特殊な形状の転石は上記 1. の計算によらず、別途算出をするものとする。

特殊な形状とは下記による。

① 長方体またはこれに近い形状。（下記参考図 a または b に類似した形状）

② 欠損部の多い形状。（下記参考図 d に類似した形状）

この場合の算出方法は、数量計算公式による算出、または平均断面法による算出、または前記の一般的な形状の体積計算による算出が考えられるが、当該転石の形状から最適の方法を選び直接実体積を算出するものとする。

3 写真管理および立会

各転石に一連番号を付し、全個数の寸法撮影を行うものとする。

この場合、実体積算出対象転石の寸法撮影（仮体積、実体積共）は監督職員の立会を必要とする。

4 寸法測定

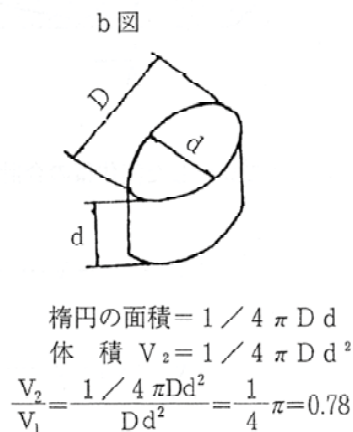
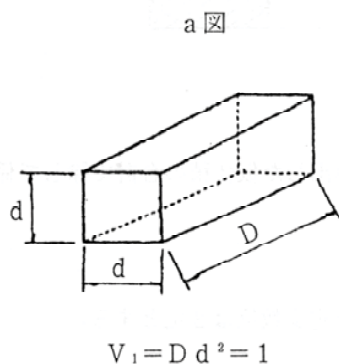
転石寸法は 5 cm 単位の測定を標準とする。

5 その他

転石の体積は切土量または床掘量から控除すること。

参 考

転石の形状によって、長方体を 1 とした場合の欠損部の状態ごとの係数を参考として示す。

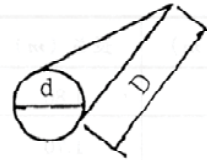
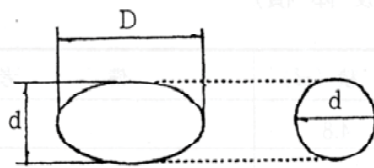


c 図

d 図

【例 2】

(辭 対 効) 書 算 信 百 連



楕円体の体積 $V_3 = 1/6 \pi D d^2$

$$\frac{V_3}{V_1} = \frac{1/6 \pi D d^2}{D d^2} = \frac{1}{6} \pi = 0.52$$

円錐の体積 $V_4 = 1/3 \times (1/4 \pi d^2) D$

$$= 1/12 \pi D d^2$$

$$\frac{V_4}{V_1} = \frac{1/12 \pi D d^2}{D d^2} = \frac{1}{12} \pi = 0.26$$

(作成例)

転石計算書(仮体積)

No. 1

番号	高さ (m)	長さ (m)	幅 (m)	体 積 (m ³)	備 考
1	1.15	1.80	2.30	4.8	
2	0.95	1.70	2.15	3.5	
3	1.05	1.35	2.25	3.2	
4	1.20	1.80	2.30	5.0	
5	1.35	1.95	2.80	7.4	
6	1.50	1.80	2.00	5.4	
(a)	—	—	—	—	特殊形状により別途計算
7	1.05	1.20	2.00	2.5	
8	1.70	1.90	2.00	6.5	
9	1.05	1.85	1.30	2.5	
10	2.70	4.70	3.60	45.7	
40	1.15	1.70	1.60	3.1	
41	0.80	1.30	1.55	1.6	
42	0.95	1.25	1.75	2.1	
43	2.20	1.70	2.10	7.8	
44	1.10	1.60	1.60	2.8	
45	1.00	0.85	1.40	1.2	
46	1.25	1.30	1.80	2.9	
47	1.50	1.80	2.20	5.9	
	—	—	—	—	特殊形状により別途計算
48	2.05	5.85	5.45	65.4	
49	1.10	2.25	2.25	5.6	
50	1.35	2.60	2.15	7.5	

$$V_1 + V_2 + V_5 + V_{10} + V_{20} + V_{30} + V_{40} + V_{50} = 85.5 \text{ m}^3$$
$$\sum_{i=1}^{50} = 129.8 \text{ m}^3$$

転石計算書（実体積）

No.2

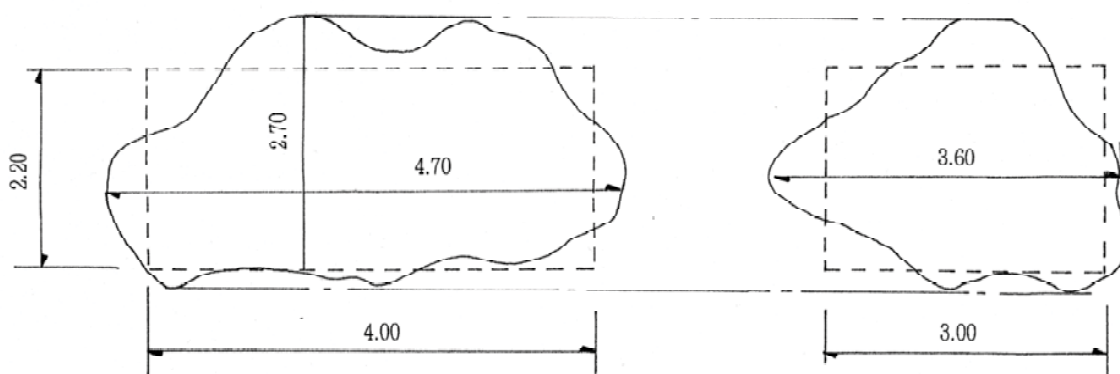
番 号	高さ (m)	長さ (m)	幅 (m)	体積 (m³)	備 考
1	0.85	1.55	1.90	2.5	
2	0.70	1.45	1.80	1.8	
5	1.15	1.60	1.95	3.6	
10	2.20	4.00	3.00	26.4	
20	1.35	2.10	1.50	4.2	
30	0.80	1.80	1.80	2.6	
40	0.85	1.30	1.30	1.4	
50	0.85	2.10	1.75	3.1	
計				45.6	

$$D = \frac{\sum_{i=1}^{125} V}{\sum_{i=1}^{125} v} = 45.6 / 85.5 = 0.53$$

$$\therefore Z = \sum_{i=1}^{50} v \times D = 429.8 \times 0.53 = 227.8 \text{ m}^3$$

総合計 $227.8 + (a) + (b) = 227.8 + 3.6 + 9.7$
 $= 241.1 \text{ m}^3$

No.10の場合



3 各種提出様式

県土整備部発注工事に関する各種提出様式は、福岡県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/koujiyousiki.html>

「福岡県 土木 様式」で検索



4 「土木工事共通仕様書」（抜粋）監督員関連一覧

「土木工事共通仕様書」記載の監督員関連の各事項について、次ページ以降に一覧でまとめているので、遺漏が無いようにしてください。

- 監督員提出項目一覧
- 監督員確認事項一覧
- 監督員立会事項一覧
- ※ 第9編 ダム編 は省略

「土木工事共通仕様書」(抜粋)監督員提出項目一覧

編 章 節 条 項	編章節条	共通仕様書条文
1 0 0 0 0	第1編	共通編
1 1 0 0 0	第1章	総則
1 1 1 0 0	第1節	総則
1 1 1 2 0	1-1-1-2	用語の定義
1 1 1 2 18	18.提出	提出とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
1 1 1 3 0	1-1-1-3	設計図書の照査等
1 1 1 3 2	2.設計図書の照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。
1 1 1 4 0	1-1-1-4	施工計画書
1 1 1 4 1	1.一般事項	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。
1 1 1 4 2	2.変更施工計画書	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更は除く)には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。
1 1 1 4 3	3.詳細施工計画書	受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。
1 1 1 10 0	1-1-1-10	施工体制台帳
1 1 1 10 1	1.一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「土木工事施工管理の手引き」(福岡県県土整備部)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。
1 1 1 10 2	2.施工体系図	第1項の受注者は、「土木工事施工管理の手引き」(福岡県県土整備部)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。
1 1 1 10 4	4.施工体制台帳等 変更時の処置	第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。
1 1 1 12 0	1-1-1-12	調査・試験に対する協力
1 1 1 12 2	2.公共事業労務費調査	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
1 1 1 12 5	5.低入札価格調査	受注者は、当該工事が福岡県県土整備部建設工事低入札価格調査実施要領に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。 (1) 受注者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
1 1 1 14 0	1-1-1-14	工事の一時中止
1 1 1 14 3	3.基本計画書の作成	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。
1 1 1 17 0	1-1-1-17	支給材料及び貸与品
1 1 1 17 3	3.支給品精算書、 支給材料精算書	受注者は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。に)、土木工事にあつては支給品精算書を、港湾工事及び空港工事にあつては支給材料精算書を、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

「土木工事共通仕様書」(抜粋)監督員提出項目一覧

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	1	1	18	0	1-1-1-18	工事現場発生品
1	1	1	18	1	1.一般事項	受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
1	1	1	18	2	2.設計図書以外の現場発生品の処置	受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
1	1	1	19	0	1-1-1-19	建設副産物
1	1	1	19	4	4.再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
1	1	1	19	5	5.再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
1	1	1	19	6	6.実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。
1	1	1	19	7	7.建設副産物情報交換システム	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査(センサス)についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。
1	1	1	21	0	1-1-1-21	工事完成検査
1	1	1	21	1	1.工事完成通知書の提出	受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督員に提出しなければならない。
1	1	1	22	0	1-1-1-22	既済部分検査等
1	1	1	22	2	2.部分払いの請求	受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
1	1	1	22	7	7.中間前払金の請求	受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に土木工事にあつては履行報告書、港湾工事、空港工事にあつては工事旬報を作成し、監督員に提出しなければならない。
1	1	1	24	0	1-1-1-24	施工管理
1	1	1	24	8	8.記録及び関係書類	受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた「土木工事施工管理の手引き」(福岡県県土整備部)により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。 なお、「土木工事施工管理の手引き」(福岡県県土整備部)に定められていない工種または項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。
1	1	1	25	0	1-1-1-25	履行報告
1	1	1	25	1		受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督員に提出しなければならない。
1	1	1	30	0	1-1-1-30	事故報告書
1	1	1	30	0		受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示する期日までに、工事事故報告書を提出しなければならない。
1	1	1	31	0	1-1-1-31	環境対策
1	1	1	31	3	3.注意義務	受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。

「土木工事共通仕様書」(抜粋)監督員提出項目一覧

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	1	1	31	8	9.特定調達品目	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。))第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。(1)グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督員と協議する。また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。
1	1	1	36	0	1-1-1-36	官公庁等への手続等
1	1	1	36	3	3.諸手続きの提示、提出	受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。 なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
1	1	1	37	0	1-1-1-37	施工時期及び施工時間の変更
1	1	1	37	2	2.休日または夜間の作業連絡	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。
1	1	1	38	0	1-1-1-38	工事測量
1	1	1	38	1	1.一般事項	受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工所用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。
1	1	1	41	0	1-1-1-41	保険の付保及び事故の補償
1	1	1	41	6	6.建設業退職金共済制度の履行	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。
1	2	0	0	0	第2章	土工
1	2	3	0	0	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工
1	2	3	1	0	1-2-3-1	一般事項
1	2	3	1	7	7.建設発生土の受入れ地の実測	受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。
1	2	3	3	0	1-2-3-3	盛土工
1	2	3	3	9	9.採取場の実測	受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。
1	2	4	0	0	第4節	道路土工
1	2	4	1	0	1-2-4-1	一般事項
1	2	4	1	11	11.建設発生土の受入れ地の実測	受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。
1	2	4	3	0	1-2-4-3	路体盛土工
1	2	4	3	12	12.採取場の実測	受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。
1	2	4	4	0	1-2-4-4	路床盛土工
1	2	4	4	14	14.土の採取	受注者は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。

「土木工事共通仕様書」(抜粋)監督員提出項目一覧

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート
1	3	3	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート
1	3	3	2	0	1-3-3-2	工場の選定
1	3	3	2	3	3.JIS以外のレディーミクストコンクリート	受注者は、第1編3-3-2第1項(2)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督員へ提出しなければならない。
2	0	0	0	0	第2編	材料編
2	1	0	0	0	第1章	一般事項
2	1	2	0	0	第2節	工事材料の品質
2	1	2	0	1	1.一般事項	受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または工事検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。 なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等(以下、「JISマーク表示品」という)については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。
2	1	2	0	3	3.試験を行う工事材料	受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書に定める方法により試験を実施し、その結果を監督員に提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。
2	1	2	0	4	4.見本・品質証明資料	受注者は、設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。
2	1	2	0	6	6.海外の建設資材の品質証明	受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。 なお、表2-1-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。
2	2	0	0	0	第2章	土木工事材料
2	2	7	0	0	第7節	セメントコンクリート製品
2	2	7	1	0	2-2-7-1	一般事項
2	2	7	1	3	3.アルカリ骨材反応抑制対策	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。
3	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編
3	1	0	0	0	第1章	総則
3	1	1	0	0	第1節	総則
3	1	1	2	0	3-1-1-2	工程表
3	1	1	2	0		受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。
3	1	1	4	0	3-1-1-4	監督員による確認及び立会等
3	1	1	4	2	2.監督員の立会	監督員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
3	1	1	4	6	6.段階確認	
3	1	1	4	6	(2)	受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
3	1	1	4	6	(3)	受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。

「土木工事共通仕様書」(抜粋)監督員提出項目一覧

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	1	1	5	0	3-1-1-5	数量の算出
3	1	1	5	2	2.出来形数量の提出	受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。 なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。
3	1	1	10	0	3-1-1-10	創意工夫
3	1	1	10	1		受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員に提出する事ができる。
3	2	0	0	0	第2章	一般施工
3	2	3	0	0	第3節	共通的工種
3	2	3	13	0	3-2-3-13	ポストテンション桁製作工
3	2	3	13	3	3.PC緊張の施工	
3	2	3	13	8	(4)	プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を提出しなければならない。
3	2	3	31	0	3-2-3-31	現場塗装工
3	2	3	31	16	16.検査	
3	2	3	31	16	(1)	受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員または工事検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。
3	2	3	32	0	3-2-3-32	かごマット工
3	2	3	32	2	2.要求性能	線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、本工事において蓋材に要求される性能(摩擦抵抗)は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。
3	2	3	32	3	3.表示標の提出	受注者は、納入された製品について監督員が指定する表示標(底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの)を監督員に提出しなければならない。また、監督員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出しなければならない。
3	2	3	33	0	3-2-3-33	袋詰玉石工
3	2	3	33	3	3.根固め用袋材の要求性能の確認	要求性能の確認は、表3-2-13に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。
3	2	4	0	0	第4節	基礎工
3	2	4	4	0	3-2-4-4	既製杭工
3	2	4	4	4	4.施工計画書、施工記録	受注者は、あらかじめ杭の打止め管理方法(ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など)等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。
3	2	4	4	14	14.杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201(遠心力コンクリートくい施工標準)7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物(スライム)を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。

「土木工事共通仕様書」(抜粋)監督員提出項目一覧

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	2	4	4	21	21.鋼管杭・H鋼杭の現場継手	
3	2	4	4	21	(10)	受注者は、本項(7)及び(8)のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。
3	2	4	5	0	3-2-4-5	場所打杭工
3	2	4	5	2	2.施工計画書、施工記録	受注者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。
3	2	4	5	8	8.支持地盤の確認	受注者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物(スライム)を除去しなければならない。
3	2	4	5	15	15.杭径確認	受注者は、全ての杭について、床掘完了後(杭頭余盛部の撤去前)に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議しなければならない。
3	2	4	6	0	3-2-4-6	深礎工
3	2	4	6	4	4.支持地盤の確認	受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。
3	2	4	6	12	12.施工計画書、施工記録	受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。
3	2	4	7	0	3-2-4-7	オープンケーソン基礎工
3	2	4	7	4	4.施工記録の整備、保管	受注者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。
3	2	4	7	9	9.支持地盤の確認	受注者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。
3	2	4	8	0	3-2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工
3	2	4	8	3	3.施工記録の整備、保管	受注者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。
3	2	4	8	7	7.底面地盤の支持力と地盤反力係数	受注者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。
3	2	4	9	0	3-2-4-9	鋼管矢板基礎工
3	2	4	9	2	2.施工計画書、施工記録	受注者は、施工前に杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。
3	2	4	9	11	11.鋼管矢板の溶接	
3	2	4	9	11	(9)	受注者は、本項(7)及び(8)のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。

「土木工事共通仕様書」(抜粋)監督員提出項目一覧

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	2	6	0	0	第6節	一般舗装工
3	2	6	3	0	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料
3	2	6	3	2	2.事前審査認定書	受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証、混合物総括表)の写しを監督員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。
3	2	6	3	3	3.試験結果の提出	受注者は、以下の材料の試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略することができる。 (1)粒状路盤材及び粒度調整路盤材 (2)セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材 (3)加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材
3	2	6	3	4	4.試験成績書の提出	受注者は、使用する以下の材料の試験成績書を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。 (1)セメント安定処理に使用するセメント (2)石灰安定処理に使用する石灰
3	2	6	3	5	5.品質証明資料の提出	受注者は、使用する以下の材料の品質を証明する資料を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。 (1)加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト (2)再生用添加剤 (3)プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料 なお、製造後60日を経過した材料は、品質が規格に適合するかどうかを確認するものとする。
3	2	6	3	6	6.小規模工事の試験成績書	受注者は、ごく小規模な工事(総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満)においては、使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出によって、試験結果の提出に代えることができる。 (1)粒状路盤材及び粒度調整路盤材 (2)セメント安定処理、石灰安定処理に使用する骨材
3	2	6	3	7	7.小規模工事の骨材試験	受注者は、ごく小規模な工事(総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。 (1)加熱アスファルト安定処理に使用する骨材 (2)基層及び表層に使用する骨材
3	2	6	7	0	3-2-6-7	アスファルト舗装工
3	2	6	7	4	4.加熱アスファルト安定処理の規定	
3	2	6	7	4	(3)	受注者は、ごく小規模な工事(総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。
3	2	6	7	5	5.基層及び表層の規定	
3	2	6	7	5	(2)	受注者は、ごく小規模な工事(総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。
3	2	6	7	5	(4)	受注者は、ごく小規模な工事(総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。
3	2	6	7	5	(8)	受注者は、ごく小規模な工事(総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満)においては、実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。
3	2	6	12	0	3-2-6-12	コンクリート舗装工
3	2	6	12	4	4.加熱アスファルト安定処理の規定	
3	2	6	12	4	(3)	受注者は、ごく小規模な工事(総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。

「土木工事共通仕様書」(抜粋)監督員提出項目一覧

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	2	6	19	0	3-2-6-19	コンクリート舗装補修工
3	2	6	19	9	9.タワミ測定	受注者は、アスファルト注入完了後、注入箇所の舗装版ごとにタワミ測定を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。 なお、タワミ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3	2	12	0	0	第12節	工場製作工(共通)
3	2	12	2	0	3-2-12-2	材料
3	2	12	2	2	2.ミルシートの提出	受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完成時に提出するものとする。
3	2	12	3	0	3-2-12-3	桁製作工
3	2	12	3	1	1.製作加工	
3	2	12	3	1	(2) 工作	
3	2	12	3	1	①	受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。 ただし、圧延直角方向でJIS G 3106(溶接構造用圧延鋼材)の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。 また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。 なお、板取りに関する資料を保管し、工事完成時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員または工事検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。
6	0	0	0	0	第6編	河川編
6	1	0	0	0	第1章	築堤・護岸
6	1	7	0	0	第7節	法覆護岸工
6	1	7	2	0	6-1-7-2	材料
6	1	7	2	1	(2)	
6	1	7	2	1	④	止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、耐久性に係わる試験結果を監督員に提出するものとする。
6	1	7	2	1	(3)	
6	1	7	2	1	②	受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、以下の要件を整えた品質を証明する資料を監督員に提出するものとする。
6	4	0	0	0	第4章	水門
6	4	9	0	0	第9節	鋼管理橋上部工
6	4	9	1	0	6-4-9-1	一般事項
6	4	9	1	2	2.検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支間距離の検測を行い、その結果を監督員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
6	4	9	2	0	6-4-9-2	材料
6	4	9	2	4	4.試験結果の提出	受注者は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を工事に使用する前に監督員へ提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、監督員の承諾を得て、試験結果の提出を省略することができる。 (1) 基層及び表層に使用する骨材
6	4	9	2	5	5.品質証明資料の提出	受注者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前に、材料の品質を証明する資料を監督員に提出しなければならない。 (1) 基層及び表層に使用するアスファルト (2) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料 なお、品質の証明を監督員に承諾された瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。
6	4	9	2	6	6.小規模工事	受注者は、小規模工事においては、本条4項の規定に係わらず、これまでの実績または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験の実施を省略することができる。 (1) 基層及び表層に使用する骨材
6	5	0	0	0	第5章	堰
6	5	10	0	0	第10節	鋼管理橋上部工
6	5	10	1	0	6-5-10-1	一般事項
6	5	10	1	2	2.検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支間距離の検測を行い、その結果を監督員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

「土木工事共通仕様書」(抜粋)監督員提出項目一覧

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
6	8	0	0	0	第8章	河川維持
6	8	3	0	0	第3節	巡視・巡回工
6	8	3	2	0	6-8-3-2	河川巡視工
6	8	3	2	5	5.巡視結果の報告	受注者は、巡視結果について別に定めた様式により監督員に提出しなければならない。
8	0	0	0	0	第8編	砂防編
8	3	0	0	0	第3章	斜面对策
8	3	4	0	0	第4節	法面工
8	3	3	1	0	8-3-4-7	抑止アンカー工
8	3	4	7	5	5.アンカー定着部の確認	受注者は、削孔にあたり、アンカー定着部の位置が設計図書に示された位置に達したことを、削孔延長、削孔土砂等により確認するとともに、確認結果を監督員に提出しなければならない。
10	0	0	0	0	第10編	道路編
10	1	0	0	0	第1章	道路改良
10	1	9	0	0	第9節	カルバート工
10	1	9	1	0	10-1-9-1	一般事項
10	1	9	1	4	4.コンクリート構造物非破壊試験	
10	1	9	1	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。
10	3	0	0	0	第3章	橋梁下部
10	3	1	0	0	第1節	適用
10	3	1	0	4	4.コンクリート構造物非破壊試験	
10	3	1	0	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。
10	3	1	0	5	5.強度測定	
10	3	1	0	5	(3)	受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。
10	4	0	0	0	第4章	鋼橋上部
10	4	5	0	0	第5節	鋼橋架設工
10	4	5	1	0	10-4-5-1	一般事項
10	4	5	1	2	2.検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	5	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部
10	5	1	0	0	第1節	適用
10	5	1	0	4	4.コンクリート構造物非破壊試験	
10	5	1	0	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。
10	5	1	0	5	5.強度測定	
10	5	1	0	5	(3)	受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。
10	5	5	0	0	第5節	PC橋工
10	5	5	1	0	10-5-5-1	一般事項
10	5	5	1	6	6.検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	5	6	0	0	第6節	プレキャスト橋工
10	5	6	1	0	10-5-6-1	一般事項
10	5	6	1	1	1.適用工種	-
10	5	6	1	2	2.検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

「土木工事共通仕様書」(抜粋)監督員提出項目一覧

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
10	5	7	0	0	第7節	PCホロースラブ橋工
10	5	7	1	0	10-5-7-1	一般事項
10	5	7	1	2	2.検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	5	8	0	0	第8節	RCホロースラブ橋工
10	5	8	1	0	10-5-8-1	一般事項
10	5	8	1	2	2.検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	5	10	0	0	第10節	PC箱桁橋工
10	5	10	1	0	10-5-10-1	一般事項
10	5	10	1	2	2.検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	5	11	0	0	第11節	PC片持箱桁橋工
10	5	11	1	0	10-5-11-1	一般事項
10	5	11	1	2	2.検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	5	12	0	0	第12節	PC押出し箱桁橋工
10	5	12	1	0	10-5-12-1	一般事項
10	5	12	1	2	2.検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	7	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド
10	7	4	0	0	第4節	プレキャストシェッド上部工
10	7	4	6	0	10-7-4-6	横締め工
10	7	4	6	2	2.緊張管理計画書	プレストレスの導入に先立ち、1の試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を提出するものとする。
10	8	0	0	0	第8章	鋼製シェッド
10	8	6	0	0	第6節	鋼製シェッド上部工
10	8	6	3	0	10-8-6-3	架設工
10	8	6	3	1	1.検測	受注者は、架設準備として沓座高及び支承間距離等の検測を行い、その結果を監督員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	14	0	0	0	第14章	道路維持
10	14	3	2	0	10-14-3-2	道路巡回工
10	14	3	2	4	4.巡回日誌	受注者は、通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により巡回日誌を監督員に提出しなければならない。
10	15	0	0	0	第15章	雪害
10	15	3	0	0	第3節	除雪工
10	15	3	1	0	10-15-3-1	一般事項
10	15	3	1	7	7.報告書	受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督員に提出しなければならない。また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により除雪月報を監督員に提出しなければならない。
10	15	3	8	0	10-15-3-8	雪道巡回工
10	15	3	8	4	4.巡回日誌	受注者は、雪道通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により巡回日誌を監督員に提出しなければならない。
10	16	0	0	0	第16章	道路修繕
10	16	24	0	0	第24節	橋脚巻立て工
10	16	24	4	0	10-16-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工
10	16	24	4	22	22.注入後の確認書の提出	受注者は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位毎に番号を付けてチェックハンマー等で注入の確認を行い、未充填箇所が認められた場合は、直ちに再注入を行わなければならない。 なお、注入後の確認書(チェックリスト)を監督員に工事完成時に提出しなければならない。
10	16	24	4	28	28.現場溶接部の試験及び検査	受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表10-16-2により実施し、その結果を工事完成時に監督員に提出しなければならない。

「土木工事共通仕様書」(抜粋)監督員確認事項一覧

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
1	1	1	5		コリンズ (CORINS)への登録		登録手続	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。
1	2	3	1	2	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類の境界	地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督員の指示を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
1	2	4	1	4	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類の境界	地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督員の確認を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
1	3	3	2	1	工場の選定	一般事項	レディーミクストコンクリートの品質	(2)JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布 法律第95号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。
1	3	3	3	2	配合	配合試験	配合試験	受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表1-3-1の示方配合表を作成し監督員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事(公共工事に限る)において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事(公共工事に限る)の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。
1	3	3	3	6	配合	セメント混和材料	セメント混和材料	受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督員の確認を得なければならない。

「土木工事共通仕様書」(抜粋)監督員確認事項一覧

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
1	3	5	3		配合		配合試験	コンクリートの配合については、第1編1-3-3-3配合の規定による。 【受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表1-3-1の示方配合表を作成し監督員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。】
					無筋・鉄筋コンクリート 現場練りコンクリート			
2	2	12	1	(4)	道路標識	反射シート	反射シート	標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。
					土木工事材料 道路標識及び区画線			
3	1	1	6	6	監督員による確認及び立会等	段階確認	段階確認	(3)受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。
					総則 総則			
3	1	1	6	7	監督員による確認及び立会等	段階確認の臨場	段階確認の臨場	監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。
					総則 総則			
3	2	3	32	2	かごマット工	要求性能	線材に要求される性能	線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。
					一般施工 共通的工種			
3	2	3	33	3	袋詰玉石工	根固め用袋材の要求性能の確認	根固め用袋材の要求性能	要求性能の確認は、表3-2-13に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。
					一般施工 共通的工種			
3	2	7	9	8	固結工	薬液注入工事前の確認事項	薬液注入工事の工法	受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。 (1)工法関係 ① 注入圧 ② 注入速度 ③ 注入順序 ④ ステップ長 (2)材料関係 ① 材料（購入・流通経路等を含む） ② ゲルタイム ③ 配合
					一般施工 地盤改良工			
3	2	17	2	1	材料	一般事項	肥料、薬剤の品質を証明する資料	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成30年6月改正 法律第53号）に基づくものでなければならない。
					一般施工 植栽維持工			
3	2	17	2	4	材料	樹木類の受入検査	樹木類	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地（栽培地）において監督員が確認を行うが、この場合監督員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
					一般施工 植栽維持工			

「土木工事共通仕様書」(抜粋)監督員確認事項一覧

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
6	3	8	4	1	境界工	境界杭(鉋)の設置位置	境界杭	受注者は、境界杭(鉋)の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。
樋門・樋管 付属物設置工								
6	4	8	4		境界工		境界杭	境界工の施工については、第6編6-3-8-4境界工の規定による。 【受注者は、境界杭(鉋)の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。】
水門 付属物設置工								
6	5	20	4		境界工		境界杭	境界工の施工については、第6編6-3-8-4境界工の規定による。 【受注者は、境界杭(鉋)の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。】
堰 付属物設置工								
6	8	5	2	2	芝養生工	肥料	肥料	受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に監督員に確認を得なければならない。 なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
河川維持 堤防養生工								
6	8	6	4	5	ボーリンググラウト工	機械の移動	せん孔長	受注者は、監督員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。
河川維持 構造物補修工								
6	8	9	4		境界杭工		境界杭	境界杭工の施工については、第6編6-3-8-4境界工の規定による。 【受注者は、境界杭(鉋)の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。】
河川維持 付属物設置工								
6	8	12	2		材料		肥料及び薬剤	材料の規定については、第3編3-2-17-2材料の規定による。 【受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法(平成26年6月改正 法律第69号)に基づくものでなければならない。】
河川維持 植栽維持工								
6	8	12	2		材料		樹木類の搬入	材料の規定については、第3編3-2-17-2材料の規定による。 【受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地(栽培地)において監督員が確認を行うが、この場合監督員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。】
河川維持 植栽維持工								
8	1	8	4	11	コンクリート 堰堤本体工	接合部の止水性の確認	止水板接合部の止水性	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の確認を受けなければならない。
砂防堰堤 コンクリート 堰堤工								
8	1	8	5		コンクリート 副堰堤工	接合部の止水性の確認	止水板接合部の止水性	コンクリート副堰堤工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の確認を受けなければならない。】
砂防堰堤 コンクリート 堰堤工								
8	1	8	6	1	コンクリート 側壁工	適用規定	止水板接合部の止水性	均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の確認を受けなければならない。】
砂防堰堤 コンクリート堰 堤工								

「土木工事共通仕様書」(抜粋)監督員確認事項一覧

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
8	1	8	7		間詰工		止水板接合部の止水性	間詰工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設する。 なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の確認を受けなければならない。】
					砂防堰堤 コンクリート堰堤工			
8	1	8	8	2	水叩工	適用規定	止水板接合部の止水性	コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の確認を受けなければならない。】
					砂防堰堤 コンクリート堰堤工			
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工	適用規定	止水板接合部の止水性	隔壁コンクリート基礎、均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の確認を受けなければならない。】
					砂防堰堤 鋼製堰堤工			
8	1	11	4	1	境界工	境界杭(鉋)の設置位置	境界杭	受注者は、境界杭(鉋)の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。
					砂防堰堤 砂防堰堤付属物設置工			
8	1	13	2		境界工		境界杭	境界工の施工については、第8編8-1-11-4境界工の規定による。 【受注者は、境界杭(鉋)の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。】
					砂防堰堤 付帯道路施設工			
8	2	4	5		コンクリート擁壁工		止水板接合部の止水性	コンクリート擁壁工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の確認を受けなければならない。】
					流路 流路護岸工			
8	2	5	4		床固め本体工		止水板接合部の止水性	床固め本体工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の確認を受けなければならない。】
					流路 床固め工			
8	2	5	5		垂直壁工		止水板接合部の止水性	垂直壁工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の確認を受けなければならない。】
					流路 床固め工			
8	2	5	8		魚道工		止水板接合部の止水性	魚道工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の確認を受けなければならない。】
					流路 床固め工			
8	2	7	4		境界工		境界杭	境界工の施工については、第8編8-1-11-4境界工の規定による。 【受注者は、境界杭(鉋)の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。】
					流路 流路付属物設置工			
10	2	9	2	1	材料	適用規定	反射シート	標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-2-12-1道路標識の規定による。(4)反射シート【標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。】
					舗装 標識工			

「土木工事共通仕様書」(抜粋)監督員確認事項一覧

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
10	2	11	2	3	材料	樹木類の受入検査	樹木類	受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地(栽培地)において監督員が確認を行うが、この場合監督員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
					舗装 道路植栽工			
10	2	11	2	6	材料	肥料、土壌改良材	肥料、土壌改良材	道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。なお、施工前に監督員に品質証明等の確認を受けなければならない。
					舗装 道路植栽工			
10	6	3	2	7	掘削工	岩区分の境界確認	岩盤判定	受注者は、設計図書における岩区分(支保パターン含む)の境界を確認し、監督員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員と協議する。
					トンネル(NATM) トンネル掘削工			
10	14	7	2	1	材 料	適用規定	反射シート	標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-2-12-1道路標識の規定による。【(4)反射シート標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。】
					道路維持 標識工			
10	14	20	2		材料		トンネル清掃 洗剤	受注者は、構造物清掃工におけるトンネル清掃で洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、施工前に監督員に品質を証明する資料の確認を受けなければならない。
					道路維持 道路清掃工			
10	14	21	2		材 料		肥料、薬剤	植栽維持工の材料は、第3編3-2-17-2材料の規定による。 【受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。なお、薬剤については農薬取締法(平成26年6月改正 法律第69号)に基づくものでなければならない。】
					道路維持 植栽維持工			
10	14	21	2		材 料		樹木類の搬入	植栽維持工の材料は、第3編3-2-17-2材料の規定による。 【受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地(栽培地)において監督員が確認を行うが、この場合監督員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。】
					道路維持 植栽維持工			
10	15	3	2		材 料		凍結防止剤	受注者は、支給品以外の凍結防止剤を使用する場合は、凍結防止工に使用する凍結防止剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料の確認を受けなければならない。
					雪寒 除雪工			
10	16	9	2	1	材 料	適用規定	反射シート	標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-2-12-1道路標識の規定による。【(4)反射シート標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。】
					道路修繕 標識工			
10	16	11	2		材 料		樹木類の搬入	道路植栽工で使用する材料については第10編10-2-11-2材料の規定による。【受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地(栽培地)において監督員が確認を行うが、この場合監督員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。】
					道路修繕 道路植栽工			
10	16	11	2		材 料		肥料、土壌改良材	道路植栽工で使用する材料については第10編10-2-11-2材料の規定による。【道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。なお、施工前に監督員に品質証明等の確認を受けなければならない。】
					道路修繕 道路植栽工			

「土木工事共通仕様書」(抜粋)監督員立会事項一覧

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
3	2	6	19	8	コンクリート 舗装補修工	アスファルト 注入材料の 使用量の確 認	アスファルト 注入材料の 使用量の確 認	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検 収によるものとし、 監督員の立会の上に行うもの とする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施 工前に監督員の承諾を得なければならない。
一般施工 一般舗装工								
3	2	17	3	24	樹木・芝生管 理工	植栽樹木の 植替え	枯死、または 形姿不良の 判定	枯死、または形姿不良の判定は、 発注者と受注者 が立会の上行うものとし、 植替えの時期につい て、発注者と協議しなければならない。
一般施工 植栽維持工								
6	8	7	4		コンクリート 舗装補修工		アスファルト 注入材料の 使用量の確 認	コンクリート舗装補修工の施工については、第3編 3-2-6-19コンクリート舗装補修工の規定による。 【アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検 収によるものとし、 監督員の立会の上に行うもの とする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施 工前に監督員の承諾を得なければならない。】
河川維持 路面補修工								
8	3	7	1	4	一般事項	検尺	検尺	受注者は、検尺を受ける場合は、 監督員立会のう えで ロッドの引拔を行い、その延長を計測しなけれ ばならない。ただし、検尺の方法について監督員 が、受注者に指示した場合にはこの限りではない。
斜面对策 地下水排除工								
10	2	11	3	18	道路植栽工	植栽植樹の 植替え	枯死、または 形姿不良の 判定	枯死または、形姿不良の判定は、 発注者と受注者 が立会の上行うものとし、 植替えの時期につい ては、発注者と協議するものとする。
舗装 道路植栽工								
10	14	4	9		コンクリート 舗装補修工		アスファルト 注入材料の 使用量の確 認	コンクリート舗装補修工の施工については、第3編 3-2-6-19コンクリート舗装補修工の規定による。 【アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検 収によるものとし、 監督員の立会の上に行うもの とする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施 工前に監督員の承諾を得なければならない。】
道路維持 舗装工								
10	14	21	3		樹木・芝生管 理工		枯死、または 形姿不良の 判定	樹木・芝生管理工の施工については、第3編3-2- 17-3樹木・芝生管理工の規定による。 【枯死、または形姿不良の判定は、 発注者と受注 者が立会の上行うものとし、 植替えの時期につい て、発注者と協議しなければならない。】
道路維持 植栽維持工								